

要説宮城の郷土誌

仙台市民図書館 編
編者 種部金蔵

要説宮城の郷土誌

仙台市民図書館 編



五ノ五

書庫

仙台市民図書館・郷土



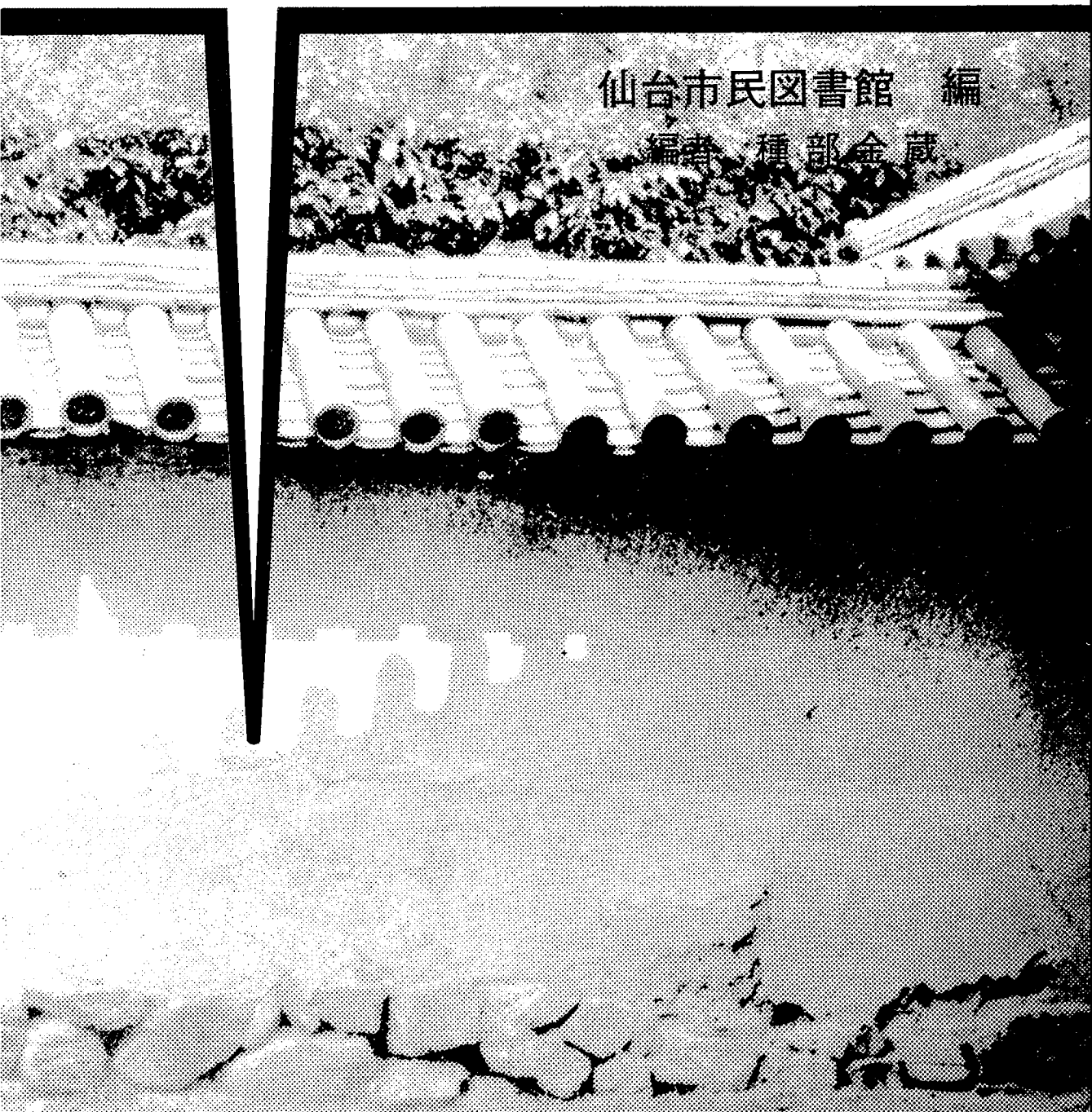
4810161168

定価 2,300 円

要説宮城の郷土誌

仙台市民図書館 編

編者 種部金蔵

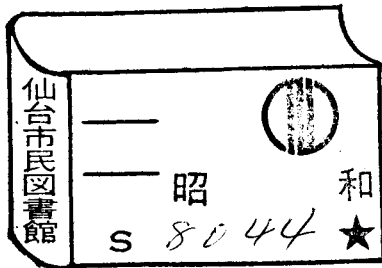


序

「知」への欲求は無限である。情報化社会は、一見「未知の領域」の克服とその収斂を予測させるが、現実にはむしろ埋もれた未知を掘り起こし、あるいは新たな未知を創出する。このゆえに人びとの「知」への欲求はますます広範多様さを加え、またより深淵に及ぼうとして、尽きるところを知らない。図書館はこのような欲求を最も切実に感じ取り、敏感な対応に迫られている。レファレンスというまだ一般には耳馴れない活動が図書館に欠かせない分野として市民権を得つつあるのも、市民へのきめ細かな対応の一表現であり、開設20年の仙台市民図書館のそれはいまや全国的な評価を得るに至っている。ひとえに市民のあくなき学習意欲と、担当の種部金蔵氏のひたむきな熱情によるものである。

先に20年の実績の中から「郷土に関する事項」を集録、「文書による郷土的なレファレンス質問に対する回答事例第一」として一部のかたに配布し好評を得た。この度各方面からの熱望により、これを改題の上で「要説宮城の郷土誌」とし公刊することになった。

本書がレファレンスの先駆となり、同時に市民の郷土への関心をさらに深める手掛かりとなることを期待してやみません。



仙台市教育委員会

教育長 藤 井 黎

目 次

1. 林子平の遺書	1
2. 林子平の墓について	5
3. 引地正右のこと	6
4. 小野清について	8
5. 真壁の平四郎のこと	10
6. 江戸時代の郷土的な俳書	13
7. 仙台叢書について	15
8. 養賢堂版について	16
9. 伊達騒動（寛文事件）に関する図書資料	19
10. 仙台領の秤座	20
11. 仙台地方における最初の電燈	22
12. 松島パークホテル	25
13. 昔県北地方に降った赤い雪	27
14. 笹かまぼこの起り	28
15. 仙台の七坂八小路	29
16. 仙台七夕の由来	31
17. 工兵隊が架橋した旧仲ノ瀬橋	37
18. 戊辰戦争に奥羽越列藩同盟のフランス陸軍教官を雇入れのことについて	39
19. 戊辰戦争当時東北地方に出没したスネル兄弟について	42
20. 個々の家の系図	48
21. 「桜ヶ岡」の「ヶ」を「が」と読ませるのは何故か	50
22. 「西風」（地名）の読み方	53
23. 長者荘の町名の由来	55
24. 閑上の地名の由来	57
25. 徳川時代に「藩（仙台藩）」という公称はなかった	59
26. 寛文事件の「寛文」の正しい読み方	62
27. 「縦ノ木」の表記の可否	62
28. 伊達家の奉行職	64
29. 「伊達騒動記」（山路愛山）の出版事項	67
30. 原田家（甲斐）の子孫について	68

31. 無尽燈とは	70
32. 伊達家の紋章について	72
33. 仙台暦第1号の標題	76
34. 一両一方とはどういうことか	79
35. 塵芥集とは	82
36. 高力左近は切支丹大名だったか	83
37. 大泉茂基の略歴	85
38. 名取春仲のこと	86
39. 菅井梅閔の墓はどこにあるか	88
40. 山田孝雄の句碑	90
41. 仙台市内にある芭蕉句碑	91
42. 戦前にあった芭蕉の辻の里程元標	94
43. 天守台の昭忠碑について	95
44. ロシア捕虜収容に関する資料	97
45. せんだいはぎとみやぎのはぎとの違い	98
46. 県花みやぎのはぎについて	100
47. 公安条例	101
48. 戦前の宮城県民歌	102
49. 花旗とは何か	107
50. 「男児立志出郷閔」の全詩とその作者	109
51. 真山青果の「焰の舞」の出版事項	111
52. 大石内蔵助の子孫の在仙説	114
53. 宮城県内に新羅郷があるか	117
54. 中暦とは何か	119
55. 「東華」の語の出典	122
56. 皆鶴姫伝説のあるところ	124
57. 九合水とは何か	126
58. 時刻を表記する「字」と「時」について	127
59. 谷風一初代・2代	130
60. 仙台達磨を松川達磨と呼ぶのは	132
61. 仙台方言の「えずい」「ひじる」「たす」の意味	134
62. こけしの語源と素材	135
63. 刀工国包の名の読み	138

64.	「陸奥の吹雪」について.....	141
65.	日本フィギュア・スケート発祥の地.....	145
66.	仙台みち.....	147
67.	「松窓乙二」はどう読むのが正しいか.....	149
68.	白幡村はどこにあるか.....	151
69.	杜の都といったのはいつからか.....	153
70.	仙台の正午のドン.....	157
71.	「重判」とは何か.....	160
72.	石川左京とは.....	162
73.	相沢三郎・村中孝次の墓はどこにあるか.....	164
74.	「てんよ」は仙台の方言か.....	165
75.	仙台の街路樹の始.....	167
76.	「五常訓」は政宗の作かどうか.....	168
77.	「伊達」の正しい読み方.....	171
78.	明治 15 年の米価.....	175
79.	羽柴越前守とは.....	178
80.	けたいかみ.....	182
81.	「陸奥の吹雪」の曲が「ヨナ抜き」とはどのようなことか.....	187
82.	曾孫の子、孫を仙台では何というか.....	190
83.	いつ頃から「青葉山」と呼び始めたか.....	191
84.	公儀使とは如何なる役職か.....	196
85.	雪形六出の構え.....	198
86.	仙台城の本丸について.....	202
87.	「冥想の松」か「瞑想の松」か.....	208
88.	大進歴々とは.....	212
89.	伊達政宗の遣欧使節船の船名・船型.....	215
90.	仙台城下に起った二大騒動.....	219
91.	町名の「〇〇まち」と「〇〇ちょう」.....	223
92.	遣欧使節船の「松右衛門帆」はどのようなものか.....	226
93.	「加護坊山」の表記はどうなのか.....	227
94.	「代数有之御百姓」「品替御百姓」「古人」とは何か.....	229
95.	岡千仞の歿年は大正何年か.....	232
96.	寺院配置は防衛のためのものだったかどうか.....	238

97.	「実録千代萩」の「実録」とは「真相」の意味かどうか	240
98.	仙岳院について	243
99.	旧北根村は無人の村であった	246
100.	仙台三十三か所観音	250
101.	「はで」とはどういうことか	256
102.	「アメリカ及基」とはどんな人物か	258
103.	旧仙台領と南部領との境塚	261
104.	「しろばか」について	265
105.	どんと祭の起原について	268
106.	「やまい送り」の行事	270
107.	與兵衛沼について	276
108.	仙台の大橋殉教はいつか	279
109.	明治 29 年の電車の絵	284
110.	養賢堂の川内支校	285
111.	仙台市役所の所在地	289
112.	「一重伸」「二重伸」「扇返し」はどう読むのか	292
113.	「荒城の月」はどの詩集の中にあるか	294
114.	「若林」の地名について	297
115.	楽兵隊の隊名が額兵隊となったのは	303
116.	「すず」とは何か	306
117.	日本橋の下の水	309
118.	伊達政宗が藤次郎と称したのは何故か	312
119.	臥龍梅のこと	315
120.	「雪車出」とは	319
121.	「金蛇水神社」の読み方	320
122.	伊達政宗の母公は最上義光の姉か妹か	323
123.	伊達政宗の法名	331
124.	「大崎耕土」の「耕土」とは	336
125.	「僊臺」は「仙臺」のことか	348
126.	大橋の擬宝珠の銘	350
127.	〇盃（杯）とはどのような枅目か	353
128.	滝沢神社境内の芭蕉句碑について	355
129.	仙台鮪とは	359
130.	「十八成浜」「十八鳴浜」は「くくなりはま」か「くぐなりはま」か	362

1. 林子平の遺書

問 ×月×日付K新聞に、O氏が最近林子平の遺書⁽¹⁾を入手したが、I氏も同じ書簡⁽²⁾を所有していると報道しています。この記事によると、O氏のものには「大槻文庫」の捺印があり、十数万円で買入れたものであるから、この方が本物であるという印象を与えます。郷土史家の意見も二三のせてありますが、いずれともはっきりしたことを示してはいません。一体、どちらが本物なのでしょうか。

答 まず最初に、書画などの現物そのものについて、その真偽を判定することはあくまで図書館の職能ではないことをおことわりして置きます。そして図書館としては、もし要求があれば、問題点を解明する図書資料を、中正に提供する立場にとどまるものであります。

さて、この遺書といわれるものは、林子平が、その大作「海国兵談」が余りにも先覚的だったため、幕府の忌諱に触れ、二度まで喚問を受け、身辺に危険が迫った時⁽³⁾、親友の小川只七に送ったものです。これは、数ある子平書簡中⁽⁴⁾でも、殊に重要で、貴重なものとされてきたものです。明治初期、林子平の偉大さが全国的に再評価された時、仙台に子平の筆蹟をまねる妙手⁽⁴⁾がいて、数多くの偽作の子平物を世間に流したということです。それらが、既に100年近くも経過し相当古色も出て、一見真偽まぎらわしいものとなっているといわれます。この書簡の偽作も、過去に、そここから現われ、往々、真蹟発見などと何回か新聞紙上に報せられたことがあります。しかし、同一の真筆が幾通も存在する筈はないので、伝来の明らかでないものは、いずれも偽作や模写のたぐいであるといわれます。

そこで、今回問題になっている二通の遺書について、それぞれ御納得のいくような資料を次に挙げて御参考に供します。

只七宛の書簡すなわち本物は、小川家の本家に伝存されてきましたが、幕末大槻磐溪がその断片⁽⁵⁾の割愛を受け、前後の全文を模写して分身というべきものを作成し愛蔵することになった事実があります。「大槻文庫」の印記があるのはこの方であります。このことは、大槻磐溪が「跋林子平書」に次のように記しています。

『林子平吾藩一奇士也。〔中略〕小川国手家。蔵子平贈其従祖只七君俗牘一通。蓋子平之著海国兵談有触忌諱。官召而詰問。其禁錮令下实在寛政四年五月十六日矣。此牘乃作於其閏二月十五日者而志氣慷慨從容閑雅。絶不見推挫衰颯之色。可以概平生所養矣。余嘗欽子平之為人因請国手得其中一片断而珍藏之。及還此卷遂書此報厚志云。嘉永辛亥〔4年〕復月〔11月〕』

以来、これら二通の書簡の関係について、研究者の間では、周知の事実となっていたものであります。戦前、昭和17年7月18日から21日まで、仙台先哲偉人顕彰会・斎藤報恩会博物館・仙台地方海軍人事部共催で斎藤報恩会博物館に於て開催された「林子平先生百五十年祭記念展覧会」に

も、この2通が、奇しくも隣合わせに展示されたことがあります。出品目録〔「仙台郷土研究」第12巻第8号所載〕に、

『14. 書状（俗牘） 1巻 所蔵者 小川〔道郎〕

寛政四年閏二月十五日小川只七宛、一部ヲ大槻磐溪ニ譲リ模写シテ之ヲ補フ

15. 書状（俗牘） 1幅 大槻〔茂雄〕

大槻磐溪一部ヲ小川氏ヨリ譲受ケ前後ヲ模写シテ補フ

16. 先哲林子平尺牘1枚 常盤〔雄五郎〕

大正五年古川林信教発行〔上掲「14.書状」の木版印刷〕

とあるのがそれであります。

戦後、これら2通の所在に移動が起りました。そのことについて、「本食い虫五拾年」（常盤雄五郎）に次の記事があります。『これは真物の話であるが先年東京の弘文荘という古書肆に林子平真蹟⁽⁶⁾の書簡が売物に出た。価格は1万円であった。〔昭和20年代？〕この書簡は前に記した小川只七宛2月15日附のもの的一部分である。元来この書簡は小川家に伝来してあったのを、昔大槻磐溪が懇望してその一部分の10行ばかりを割愛を受け、足りぬ部分を磐溪自ら籠字〔かごじ〕に模写して完全なものにしたという。一部は真筆一部は模写したものである。

さて私の同好にI翁〔猪苗代翁〕という医伯があつて郷土人の書画を愛好し〔中略〕私はI翁に弘文荘の書簡を購求せられよと勤めて見たが、翁は値段が高過ぎるとでも思ったものか、遂にそのままにして見送った事は頗る遺憾であった。次の話を聞くと更に其の感を深める。この事があつてからの或る日、I翁の招きに依つて翁を訪ねたところ、一婦人を紹介せられた。この婦人こそは、小川只七の後裔であり、東京に在住せられているとの事で、前記の只七宛書簡（他の墨蹟と併せて1巻の巻軸としてあつた）を持参して居た。そこでI翁からこの巻軸の入手方に就て色々相談があり、私も意見を開陳した。其の折は値段の点で折合わなかつたが、後日になり遂にこの巻軸は翁の有に帰し、現にI家に秘蔵せられている。

この書簡は前に記した如く、大槻磐溪が其の一部分の割愛を受けて居るから、無論其の部分は欠けている。若しもI翁が、弘文荘に出たものを購求して置いたならば、併せて完璧なものになるのであつたが、これを入手するに至らなかつたことは返す返すも残念である。翁も今では黄泉の客となり、弘文荘の書簡も、今となつては、誰の手に渡っているやら、其の後の消息を知らない。』

この種の題材は、入念かつ公正な調査・取材を要する学芸的分野のものであつて、社会面などの興味本位のニュースとして扱うには無理があります。御来書にうかがえるような、一方的な皮相な判断を読者に抱かせる結果になり勝ちだからであります。すなわち、O氏が入手した書簡が本物であつて、その他のものは偽物であるようなきめつけ方は誤りであつて、上述の資料によって明らかな通り、問題の2通の関係は次のように要約することができるものであります。

只七宛書簡 → 小川家 → I家



断片 + 模写 → 大槻家 …→ 弘文荘 …→ O氏？

なお、実物の真偽判定については、別途権威ある専門家の鑑定にまたねばならないことは当然であります。

注(1) 偉大な先覚者。名は友直、字は子平、六無斎と号した。世人は「りんしへい」と呼んだ。幕臣林源吾兵衛（笠翁）の次男として江戸で生れた。博識多能で兵学武艺にもすぐれ、琉球から北海道にいたるまで国中をくまなくめぐり、国土・地勢・政刑・風俗・民情のあらゆるものを視察している。国際情勢の認識もきわめて深く、夙に海防の必要を説き「海国兵談」「三国通覧図説」を著した。幕府は、虚説を流し人心を乱すものとして、「海国兵談」を発禁し版木を没収の上、子平をその兄である伊達家の家臣林嘉善の家〔表柴田町42〕に幽閉した。約1年後の寛政5年〔1793〕6月21日、子平は禁錮のまま病歿した。56才、仙台北八番丁〔現在の住居表示、子平町〕龍雲院に葬る。

注(2) 只七様え

相呈候愈御壮健に被成御座候や

一、家兄は云に不及総て仙台の人えは一人えも不申遣候足下へも不申遣候処危く相成候故足下は格別の知己なれば申遣すなり乍然家兄〔子平の兄嘉善〕始め誰人えも必々御口外被下間敷候云えば損が出来又搔〔ママ〕動も出来候がいや也必々只一人秘して被差置小子が死ださたあらば其時御願の一卷を御届可被下候小子が死ざる以前は足下の箱中に御あづかり置可被下候

一、小子は不幸にして二月六日の頃より陰陽傷寒に而危き目に逢申候大邪は除き候得ども食気一円なし甚疲れ申候命数尽るかも難斗奉存候

一、二月晦日壬〔閏〕二月八日両度に呼出も有之候得共病氣故不罷出残念如山也余り無念さに十二日別紙の通相達申候どうする事やら不相知候

一、小子は病死になる歟刑死になるかにて有之候どの道にも小子が死を御聞被成候はば此書状三人の由〔猶〕子共の内え御届可被下候活候はば御引きさき可被下候外の用ではなし死期の言葉を若年共に遺すに而御座候世の中はおかしなものに御座候小子が遺言あることは不似合様に御座候

一、小子病気の事は家兄始め仙台の人には一向に不申遣候あんじさせて益なし珍平〔嘉善の子、後に子平の墓碑を建てた〕を登させる杯とて錢を遣はせて益なし必々御沙汰御無用に被成被下候至而益なき事なり死だ時云出してすむ事也

一、再会難期奉存候間御閨中様衛守〔只七の子〕子宜く被仰達可被下候呉々も世間で小子

が死ださたのない内は何方へも御知せ被下間敷候 草々頓首

壬二月十五日

林 子 平

小川只七 様

尚以て別紙達御目に懸候

注(3) ロシア船の南下が必至であることを予見し、海国として対外兵備が急務であることを論じた書で、全 16 巻。天明 6 年〔1786〕46 才の時成稿し、その翌年から 1 千部の計画で出版を始めたが、資金調達に苦しみながらも遂に素志を貫き、寛政 3 年〔1791〕年 4 月 54 才の時完結した。完本わずかに 38 部に過ぎなかった。9 か月後、幕府の忌諱にふれて絶版となった。

注(4) 画人。諱は道隆、萬笑と号す。伊達家医員小川氏の別家。禄百石、小姓組、林子平と無二の交りがあった。文化 13 年 6 月 21 日歿、享年 80、新坂通莊嚴寺に葬る。

注(5) 蘭学の大家大槻玄澤の次男、諱は清崇、字は士廣、通称平次、磐溪はその号である。江戸昌平校に学ぶこと 10 年、俊才のほまれ高かった。後に京都・長崎等に歴遊し諸大家と交わった。32 才の時、仙台藩の儒員に挙げられ、江戸藩邸で侍講の職にあった。早くから開港論を唱えた進歩的の学者で、弘化嘉永の間西洋砲術をもマスターした。文久 2 年〔1862〕仙台に移り、養賢堂学頭を命ぜられた。戊辰戦争が始まると、藩主伊達慶邦は軍の文書を司らせた。敗戦後そのため戦犯となり投獄された。明治 4 年 4 月罪を許され、東京に移り住んだが、明治 11 年〔1878〕6 月 13 日、78 才で歿した。東京高輪東禅寺に葬る。「論語約解」「孟子約解」「近古史談」等数十種の著書がある。2 子如電・文彦ともに学者として一家をなした。

注(6) 明治 20 年 7 月 10 日仙台市に生れた。内閣文庫・東北大学附属図書館・宮城県図書館に永年勤続、宮城県史編纂に従事中、昭和 31 年 12 月 15 日急逝した。郷土史界の第一人者であった。

資料 本食い虫五拾年（常盤雄五郎）

六無齋遺墨（伊勢齋助編）

増補六無齋遺墨考証（鈴木省三）

増補六無齋遺草（林次郎編）

林子平伝記（鈴木省三）

〔I 家秘蔵書簡は、その後仙台市博物館所蔵となった。「仙台市博物館図録」に収録されている。〕

2. 林子平の墓について

問 林子平の墓⁽¹⁾について、次のことをお知らせください。

1. 墓の所在地
2. 墓の寸法・形状

答 1. 仙台市子平町19の5、龍雲院。

2. 墓碑の高54.8cm、幅27.3cm、厚19.7cm、直方体で、頂面は蒲錐形、別に2段の台石があり、木造の鞘堂に覆われています。

注(1) 林子平の死後49年目の天保12年〔1841〕子平赦罪の通達を受けた甥の林珍平が翌13年に始めて建てたものである。罪人の墓碑を建てることは許されなかったからである。墓銘は、

(表面) 寛政五癸丑歳六月二十一日
六無斎友直居士
行年五拾六歳

(裏面) 林氏

とあり、筆者は仙台の書家白石権太夫良能〔ながよし〕。昭和17年7月21日国指定の史跡となり現在に至っている。

子平の赦免は、この時点よりも20年以前に既に決定済であったが、幕府当局の体面からか、或いは怠慢からか、執行されることなく放置されてきたものである。このような子平の名誉回復を図ったのが、天保11年江戸町奉行に就任した遠山左衛門尉景元であった。遠山景元は勘定奉行・大目付等の要職をも歴任し、江戸町奉行としては前後11年間在任し、通称金四郎から名奉行「遠山の金さん」の名で今に知られる人物である。その沙汰書は次の通りである。

『松平陸奥守家来

林子平

同子平再甥

承り人 林良伍〔珍平の子〕

林子平儀先年蟄居申付候処文政五午年〔1822〕三月御転任〔第11代將軍家齊叙任従一位左大臣〕御祝儀之御赦に御免被仰付候然処病死致候に付其方へ申渡候間難有可奉存候旨今般水野越前守御指図に而遠国之儀に付主人方に而赦免申渡証文取之可差出候条別紙請取案添達候事

丑〔天保12年〕六月』

遠山景元の明断については「林子平伝記」（鈴木省三）も次のように記している。『文政五年に至て赦されたる……之を其の二十年後なる天保12年に至り宣告したるは等閑も甚しといふべし、但し遠山左衛門尉町奉行たればこそ之を宣告したるなれ、然らずんば尚其の俛に慢然経過したりしならんも知る可らず、不幸の人といふ可し。』

また、天保12年6月上掲の赦免沙汰書を受けた林良伍〔通明。珍平の子〕が記した文中に『……終に寛永五年水無月末の一日婦らぬ道に旅立ちぬれば公に聞えあげて北山龍雲院に仮の葬りしつしかあるにはからずも今年二月東都市の司遠山左衛門尉景晋〔元の誤り〕の許より友直の生死身よりを尋ねさせ給ふとこのことを公の予に問はせければ友直はとく此世をさりてことし百年の半に一とせたらぬよし聞えあげたるに柳營の太政大臣に進ませ西の御所の一位に昇らせ給ふ〔第11代將軍家齊任太政大臣、世嗣家慶叙従一位、文政10年3月18日の昇進を指しているが、子平の赦免は沙汰書に明記してある通り文政5年3月1日の叙任の時であったので、この個所は誤まっている。〕御祝ひの御赦しに友直の罪をゆるさせらるる旨を時の執権〔老中〕浜松侍従水野越前守忠邦朝臣より伝へ賜りぬいかばかり苔の下にもよろこびけむとたゞちに塚にまうでそのことを告げし折に通明「なきたまもうれしからまし君か代の恵みにもれぬ道をおもへは」とおもひつづけていさゝかそのよしをしるし後の世に伝ふるのみ』〔この全文を刻んだ林子平碑を良伍の子通貴が明治10年4月子平墓の左傍に建てた。〕なお、子平墓の墓銘の筆者について「六無齋逸話集」(今泉篁洲編「増補六無齋全集」第4冊、林次郎〔等〕編「増補六無齋遺草」の内)に次の記事がある。『白石良元云く、寛政五年六月廿一日林子平先生禁錮中死去せられしを以て、供養の小さき碑を建てられたるに、其当時仙台藩の禁制を犯したる廉を以て、其小碑に金網を鎖されたりと。後天保十二年丑七月二日、大番頭泉田佐渡殿より子平赦免の御達しあるを以て、子平君の姪なる珍平氏が我家に至りて、先代白石権太夫に「六無齋友直居士」と墓碑名の揮毫をたのみ、新たに碑を建てられしと云へり。』

資料 増補六無齋遺草(林次郎〔等〕編)

林子平伝記(鈴木省三)

宮城県史蹟名勝天然記念物調査報告第12輯(宮城県史蹟名勝天然記念物調査会)

奥羽観蹟聞老志補修篇(伊勢斎助、「仙台叢書」〔別巻4〕の「奥羽観蹟聞老志(下)」の内)

3. 引地正右のこと

問 「引地正右」の読み方と、仙台志料の中に書かれているというこの人物についての記事(原文のまま)を教えてください。⁽¹⁾

答 引地正右は「ひきちょうう」と読み、正しくは引地正右衛門のことです。例えば、大久保彦左衛門を大久保彦左と呼ぶたぐいです。昔は、よくこのように、人名を省略して呼んでいます、決

して疎略な扱い方ではなく、むしろ敬意をもってした場合が多いのです。古文書などに、よく現われているところです。

「仙台志料」巻之3（岡千仞）に「引地正右」の項目をたてて、次のように記してあります。

『文化年間。嚴霜枯秧。⁽²⁾遠田田尻里正引地正右発官倉俵粟播。邑民四集。尽数頒与。郡官召詰之。日小人擅発官倉。為罪甚大。然農国本。今苗咸枯。若白公府俟稟準。遲緩数日。大事已去。莫論租税。人民坐成餓莩。吏縛正右。送治繫獄廿日。輒免。已而擢正右為保正。謹保正以下。抱泥文法。不弁緩急之罪。』⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾

注(1) 仙台出身の漢学者岡千仞〔おかせんじん〕著、18巻3冊、明治30年2月20日刊。当時、世に知られていなかった仙台藩の人物・事物等について、伊達家所蔵の文書記録に当って明確に記述している。漢文体。郷土資料の基本とされる名著である。

注(2) 天保4年〔1833〕仙台土樋に生れ。幼名慶輔、天保10年啓輔と改めた。弘化4年〔1847〕頃名を榊〔てい〕字を子文、嘉永5年〔1852〕江戸遊学後名を修、字を天爵、慶応末年名を千仞、字を振衣と改めた。鹿門の号は万延元年〔1860〕京坂旅行に際し、大槻磐溪の指示によって、若くして死んだ叔父清治の号「鹿門」を用いることにしたものである。江戸昌平校に学び、卓抜な学力を認められて舎長となった。同窓の秀才、重野成斎・松本奎堂・松林飯山・南摩羽峰等と深く交わり、後に奎堂・飯山とともに双松岡塾〔松本奎堂と松林飯山の松と岡千仞の岡をとって名づけた。〕を大坂〔大阪の表記は明治以後〕に開いて人材の育成に努めた。当時尊王攘夷論が盛んで、志士清川八郎らとの接触もあった。戊辰戦争が起り、奥羽越列藩同盟が成立した時、千仞は、仙台藩が状勢判断を誤らぬよう奔走したが、藩の執行部の怒りをかい、逮捕投獄された。戦後議事局議員となり戦後処理を議した。また仙台土樋自宅の書齋を「草私史亭」と称して詩文・歴史の述作に励み、更に学校麟經堂を創設し子弟を教育した。片平丁小学校の前身である。やがて新政府に招かれて上京、太政官修史局、東京書籍館長の職についたが間もなく辞職した。それ以後在野の学者として、著述に専念し、後進に文章を教授した。すこぶる博覧強記、詩文にすぐれ筆をとれば一気に完成したという。尊攘記事・同補遺・米利堅志・仏蘭西志・琉球始末・涉史偶筆・螢雪事業・北游詩草・仙台志料・蔵名山文稿等多数の著作がある。大正3年2月18日東京で歿した、82才、目黒裕天寺に葬る。千仞の詳伝に「鹿門岡千仞の生涯」〔宇野量介、昭和50、岡広発行〕がある。岡鹿門〔おかくもん〕を小倉鹿門〔おぐららくもん〕と誤まる質問者が多いので注意を要する。小倉鹿門は長州毛利家の侍読、名は実廉通称彦平、安永5年〔1776〕10月歿、74才。小倉尚斎の子。

注(3) おう。苗のこと。

注(4) 肝入〔きもいり。肝煎〕の漢語表現。

注(5) がふ。餓死すること。

注(6) 大肝入(大肝煎)の漢語表現。

注(7) 成文法

資料 仙台志料上巻(岡 千仞)

仙台人名大辞書(菊田定郷)

東藩史稿巻之32(作並清亮)

4. 小野清について

問 大阪城の研究書としては最高の名著「大阪城誌」の著者、小野清は仙台の人であると聞いてますが、その略歴を知らせてください。

答 弘化3年〔1846〕9月、仙台北五番丁に生れた偉大な博学者であります。字は子肅、通称伊右衛門、号は静修。幼時読書及び書道を白石権太夫〔林子平の墓碑銘を揮毫した書家〕に学び、9才の時養賢堂に入り、10才で四書五経の考試に合格して、第13代伊達慶邦から「小学」及び「近思録」を賞賜されました。慶応2年〔1866〕江戸に留学し、大学頭林学斎・幕儒芳野金陵に学び、剣道を桃井左右八郎(小野派一刀流)・千葉道三郎(北辰一刀流)・小田善速(影山流)に学んで、文武両道を究めました。丁度この頃奇しくも、林大学頭の家の中の軍事教師に招かれていた星恂太郎〔後の額兵隊長〕との林邸内における出会いがあります。

慶応4年〔1868〕仙台が会津討伐の勅命を受けた際、副参謀として出征しました。戦後、静岡でフランス語、横浜でドイツ語を修め、更に慶応義塾で英語を学びました。明治8年〔1875〕福沢諭吉の推薦で内務省衛生局に勤め、東京・横浜・大阪の各司薬場〔衛生試験所〕の創立に当りました。のち本省に戻り、わが国最初の医師開業免許制度を樹立しました。

その著書に、「日本城郭誌」「大阪城誌」(全12巻、明治32刊)「刑法一覧表」「天文要覧」「安土城誌」「江戸城誌」「名古屋城誌」「伏見城誌」等があり、いずれも充実した大作であります。特に「天文要覧」は、明治元年京都に赴く時、天文学者古山貞と同行し、毎夜宿で天文学の手ほどきを受けたことが基礎になったのだといえます。翌2年、横浜にあったドイツ公使館員ドクトル・ベルソンからドイツの星図を示されて大いに感奮し、印度・支那・日本のあらゆる天文書を涉猟し、50年の歳月にわたって心血を注ぎ、大正4年〔1915〕完成し、天覧にも供した名著であります。

小野清は、仙台藩の第5代伊達吉村時代、江戸芝邸の奥方に30余年仕えた首席老女歌島の局の孫に当り、額兵隊の鼓手から後に陸軍歩兵大佐となった島野翠がその実弟です。永く他郷にありながら、強い愛郷心の持主でありました。絶えず卓越した研究業績を生み出すかたわら、常に県人とのよき交わりを続け、偉大な先輩として尊敬されました。その一つとして、東京の城北宮城県人会の

機関誌「ふるさと」にも、毎号のように郷土研究の論文を寄せていました。それが、死の直前まで続いているなど並大抵のことではありませんでした。

昭和7年〔1932〕自宅において死去、87才、多摩墓地に葬られました。

注(1) 「大学」「中庸」「論語」「孟子」の総称。

注(2) 「易経」「詩経」「書経」「春秋」「礼記」。

注(3) 第11代伊達齊義の二男、第12代齊邦の義弟。文政8年〔1825〕9月6日仙台に生れた。

幼名穰三郎のち藤次郎、諱は慶邦、初諱は寿村また慶寿。天保12年〔1841〕9月7日襲封し第13代当主となる。仙台戊辰史の主役として未曾有の難局に当たったが、非運のうちに明治元年〔1868〕引退を命ぜられて隠居し楽山と号した。「やくたい草」などの随筆の著作がある。明治7年7月12日病歿、享年50才、武蔵国豊島郡駒込村に神式で葬ったが、明治23年4月仙台〔当時名取郡茂ヶ崎村〕大年寺墓地に改葬した。

注(4) 洒掃・応対・進退などの作法・嘉言・善行を古今の書から抜萃蒐集し、支那小学〔夏殷周3代の学校で、当時の普通教育である進退・洒掃・造字の根本を学ばせた。8才から入学させた。〕の課目を示した書。内外2篇、6巻。劉子澄が朱子の指示を受けて編纂。淳熙14年〔1187〕成る。

注(5) 宋の朱熹・呂祖謙合著。14巻。周茂叔・程明道・程伊川・張横渠4人の語から、日常に緊要な章句622条をとって14門に分類した著。

注(6) 仙台の第5代藩主。幼名を卯之助また助三郎という。延宝8年〔1680〕6月28日、伊達肥前宗房の長子として、黒川郡宮床村に生れた。元禄8年〔1695〕12月、世子となり藤次郎村房といった。翌9年5月將軍綱吉の片諱を受けて吉村と名乗った。元禄16年〔1703〕8月25日、家督を継いだ。藩政を改革し、学問所を創立して教学を奨励し、奢りの弊風を抑え中興の名君といわれた。寛保3年〔1743〕7月25日病のため隠居。宝暦元年〔1751〕12月24日歿、72才。大年寺に葬る、続燈院殿獅山元活大居士と法諱。和歌にすぐれ隣松軒と号し、「隣松集」正統18巻・「花押新集」5巻・「花押後集」6巻・「花押外集」・「武家新歌仙」・「新撰武家百人一首」などの編著がある。

注(7) 幕末額兵隊の鼓手として星恂太郎の旗下にあって箱館で勇戦した。明治初年将校を志して陸軍に入り、歩兵大佐に累進し、従四位勲三等功四級を受けた。昭和3年静岡県沼津市我入道で歿した。仙台市荒町昌伝庵に帰葬した。仙台市長島野武はその第9子である。

資料 仙台人名大辞書（菊田定郷）

史料徳川幕府の制度（小野清）〔の内著者略歴〕

大阪城誌（小野清）〔の内あとがき〕

5. 真壁の平四郎のこと

問 「遠上徑山分風月帰開円福大道場法身透得無一物元是真壁平四郎」という掛軸を持っていますが、
真壁平四郎とはどういう人ですか。⁽¹⁾

答 真壁の平四郎とは、松島瑞巖寺の法統の始まりとされる臨済宗円福寺の開山、法心〔ほっしん〕
のことで、平四郎はその俗名です。常陸国真壁郡猫島村の生れで、幼い時に父母を失い、真壁の領
主左衛門尉常明の下僕となって、忠実に奉公していました。或る雪の日、主人の外出の供をして待
つ間、下駄を懐に入れて温めていたのを誤解した常明は、激怒してその下駄で、平四郎を殴りつけ
ました。額に傷を受けた平四郎は、無念の心をおさえ、その下駄を懐中にその場を立去りました。
ここに一念発起した平四郎は、鎌倉に上り鎌倉五山第一となった寿福寺に寺男として住込み、一心
不乱に刻苦励精して僧となることができました。⁽³⁾その後10年の修業をつんだ平四郎は、大悟徹底を
求めて、北九州を経て宋に渡りました。⁽⁴⁾

禅宗が日本に根を下ろしたのは、鎌倉初期のことです。以心伝心の簡単にして峻烈な修行形式と、
不立文字の哲学的思弁は、特に上流武士たちの歓迎するところとなったためです。日本仏教の母国
ともいべき中国では、禅宗は南北朝時代に達磨によって伝えられ、唐代を経て宋代にはきわめて
盛んになり、天子自らが禅僧の法脈を受けるものがあり、また多くの名僧が輩出しました。禅寺の
代表格のものに五山と称せられるものがあり、その一つ径山寺〔きんざんじ〕の無準師範は、禅宗
第一の名僧とされ、⁽⁶⁾国の内外からすぐれた禅僧がここに集まり、修行に励んでいました。平四郎も
この径山寺に入門しました。その時、無準師範は「円相に丁」を書いて示しました。これは平四郎
に与えられた、悟りへの出題でした。仏にすがって悟りを求めるのではなく、師は弟子に大悟する
機縁を与えるのみで、時に痛棒を加え叱咤するが、ひたすら自力で悟りを開く宗旨です。平四郎は
性西または性才と称する一介の僧として、この出題と対決しながら、40才を越えた身で若手の俊
才たちに伍して、坐禅に、労働に黙々ときびしい修業を続けていました。後に来日した中国僧普寧
は、平四郎よりも先に径山寺に来ており、また日本最高の禅僧と仰がれるようになった弁円が同寺
に入ってきたのは、平四郎の修業中のことでした。弁円は8才年長の性西を先輩として尊敬し、平
四郎は日本一流の学者僧弁円を重んじ、共に精進の日々を送ったのでした。弁円は修業6年の後、
仁治2年〔1241〕師範の許しを得て帰国しました。北条時頼に師と仰がれた祖元が、径山寺に修
行に来ていたのもこの頃でした。⁽⁹⁾

円相に書かれた丁字を機縁として性西が大悟したのは、弁円の去った後で、既に50の坂に達しよ
うとしていた時でした。後に鎌倉建長寺開山となり、松島円福寺で平四郎の後を継ぐことになった
中国僧蘭溪道隆が、30才足らずで径山寺に来ていたのも、この時期でした。蘭溪が径山寺から天童山
⁽¹⁰⁾

に移った年に、径山寺が焼けたので、性西は寺の復興のため、懸命の働きをしました。その時、日本の弁円からは、千枚の板が寺の復興の資にと送られてきました。

大悟した性西は、無準師範から法心の号を与えられました。それから更に2年間、師のもとに止まった後、足かけ11年を過ぎた径山寺を後にして、日本に帰国しました。既に国内では、径山寺に最も長い年月修行していた日本僧として、法心の名は知れわたっていました。法心は日本に着くと直ちに故郷の真壁に帰りました。彼が悟りを開くきっかけとなった旧主に対し、先ず感謝を捧げるためでした。その時代、宋で修業してきた帰朝僧は、最高に尊敬される存在で栄達は思いのままでしたのに、彼は情誼の道をとったのです。旧主の家では高貴の僧として彼を迎えたが、左衛門尉は既に出家して無道と号し、東北の方へ遍歴に出てしまったあとでした。新領主が、法心を招いて帰依したので、ここで数ヶ月を過ぎたが、法心は旧主無道の後を追って旅立ちました。

無道の行方を求めながら、法心は、しばらく松島の延福寺に足をとどめました。延福寺は松島寺とも呼ばれ、平安前期慈覚大師勸請開山〔かんじょうかいざん〕の天台宗の寺院でした。

この頃、鎌倉の執権北条時頼は、⁽¹¹⁾ 建長寺を建立して、⁽¹²⁾ 宋から蘭溪道隆を迎えて開山としました。また、京都東福寺の開山となり、わが国第一の禅僧と称せられた弁円を、鎌倉に迎えて禅戒を受けました。⁽¹³⁾ この蘭溪と弁円とは、径山寺の同門同志だったので、当然法心の存在が問題となり、時頼もまた、法心を重く遇するため、真壁の領主を通して、松島の支配者で岩切に本拠をもつ伊沢氏（留守氏）に命ずるところがあったもののようです。法心は松島の岩窟〔法身窟と呼び現存する）⁽¹⁴⁾ で捜し出され、延福寺を円福寺と改め、天台宗から臨済宗に改宗してその開山とされました。諸国行脚で松島に来た時頼が法身窟で法心と会い、その高德に接し、鎌倉に帰って1千の軍勢をさし向け、墮落しきっていた天台宗延福寺を討伐して、禅寺とし法心を住職とした伝説があるのはこの時のことです。これは、後世作られた時頼回国記の伝えた虚説のようです。⁽¹⁵⁾

法心が臨済宗円福寺開山となってから数年後、67才の時、旧主無道が北の七戸にいるというたよりを聞き、法心は後事を鎌倉の蘭溪道隆に託します。これに答えた蘭溪は、時頼にすすめて宋から普寧を招き、師の礼をもって建長寺に普寧をすえ、自らは法心の後を継いで松島円福寺の住職として来任しました。普寧は、径山寺の同門法心・弁円・蘭溪の先輩に当る名僧でした。

法心は、従う弟子3人とともに、七戸に急行しました。七戸の牧の西方の岩窟に病んでいた無道の前で、法心は昔の従者平四郎にかえり、大悟の機縁を与えてくれた旧主をいたわり、感謝の奉仕を続けることになりました。やがて、高德を慕って弟子達も集まり、小庵も五つほどでき、水田も開かれました。今、寺田と呼ばれているのがそれで、「法心袈裟掛けの松」と伝えられるものも残っています。やがて地方の豪族洞内氏の帰依をうけるようになり、寺が建立され、松島と同じく円福寺と名づけました。旧主無道は、法心に手厚く見守られながら、この地で世を去りました。法心がこの地で歿したのは、文永11年〔1274〕1月20日、81才でした。七戸円福寺は、後に池福山法蓮寺と改名され、今は曹洞宗の寺となっています。この寺には、額に傷のある法心の木像と、旧

主無道の僧形の像とが伝わっています。

- 注(1) 「遠く徑山に上り風月を分つ。帰りて開く円福大道場〔松島円福寺〕。法身透得して一物なし。元は是真壁の平四郎。」この詩は、法心自作といわれるが、実は円福寺6世の靈巖和尚の作である。法心の名を法身と書いたのが多いが、同音であるのでこの詩にあるように、法心と法身とを混同したものである。
- 注(2) 伊達政宗が、円福寺の荒廢を嘆き、その復興を志し、慶長10年〔1605〕起工、満4年を経て竣功し、瑞巖円福寺とした。伊達氏にゆかりの深い羽州瑞巖寺の名を、円福の寺名に重ねたものといわれる。大工棟梁梅村彦左右衛門に命じ、紀州の刑部左衛門国次をはじめ天下の名匠130人を集め、良材を紀州熊野山から採った。桃山式の様式で、その障壁画は豪華絢爛狩野派の粹を尽すなど、豪壮豊麗な建築で、本堂・庫裡及廊下は国宝、御成門・中門は重要文化財に指定されている。
- 注(3) 鎌倉にある臨濟宗の5大寺。建長寺・円覚寺・寿福寺・浄明寺・浄智寺。
- 注(4) 鎌倉扇ヶ谷〔おおぎがやつ〕にあり、鎌倉五山の最古の寺、山号は亀谷山。正治2年〔1200〕源頼朝の妻平政子の発願。臨濟の最初の布教者栄西の開山。
- 注(5) だるま。禪宗の始祖。詳しくは菩提達磨。南インド香至国の第3王子。始め般若多羅に学んで大いに大乘禪を唱え、中国に渡って梁の武帝に謁して問答し尊崇を受けたが、去って嵩山少林寺で9年間面壁坐禪。魏の明帝の正光2年〔521〕左腕を切って誠意を示した慧可到禪の奥儀を伝えた。魏の永安元年〔528〕入寂。後に唐の太宗が円覚大師と諡した。達磨大師ともいう。
- 注(6) 天台山・杭州靈隠寺・浄慈寺・天童山・鎮江徑山寺。
- 注(7) 完全円満の相で、悟りの表象としてあらわす円い形象。
- 注(8) 2及び2で整除される数、偶数。夏の草木が力強く茂るさまの象形で、最も古くは▽と書かれ、草木の種子のことで、よくみのって割れた形をあらわす。
- 注(9) 労働も悟りへの一つの道であり、禅僧は1日働かねば1日食わぬのが常であった。
- 注(10) 宋の名僧、法心とは徑山寺の同門。寛元4年〔1246〕来日、北条時頼の帰依を受け、建長5年〔1253〕鎌倉五山の一、建長寺の開山となった。法心が七戸に赴く時、後事を託されて松島円福寺に2年程住職として在任した。京都建仁寺に移ったこともあるが、のち鎌倉に帰り、弘安元年〔1278〕寂。我国最初の禅師号、大覚禅師と諡。著「語録」3巻。
- 注(11) 平安前期の僧、円仁。天台座主〔延暦寺の長〕。下野国の人。延暦13年〔794〕生。承和5年〔838〕入唐、五台山を巡拝、同14年帰朝。顕密2教の著作多く、また「入唐求法巡礼行記」4巻などがある。貞観6年〔864〕寂、71才。
- 注(12) 僧が寺を建立して、自ら開山となることは僭越であるとして、自分の師僧を開山に仰ぎ、自分は2代以下に坐ること。松島延福寺は寂定坊円心の開基であるが、師の慈覚大師を勧請開山とし、円心は第2代住職となった。天台宗延福寺については記録・文献に乏しく、

創建の時期についても曖昧である。「封内風土記」巻之4（田辺希文）には『伝云淳和帝天長五年〔828〕。慈覚大師之創建。而号青龍山延福寺』とある。これは「松島天台記」〔弘長3〔1263〕成立、「仙台叢書」第2巻の内〕の『天長戊申五年慈覚大師建立也』に拠ったもので、「奥羽観蹟聞老志」（佐久間洞巖）・「松島町誌」第2版等にもこれを採っている。これに対し「宮城県仏教史」（佐々久）等は『慈覚の勧請開山で……元慶3年〔879〕の開基と伝えられる。』とあるが、慈覚大師はこれより15年前の貞観6年〔864〕に既に入寂しているので疑義がある。慈覚大師の法孫が関東・東北に多かったので、慈覚大師を勧請開山としたものが多い。山寺の立石寺・松島延福寺・靈山・北上黒石寺・中尊寺等がその例である。

- 注13 京都市東山区本町にある臨濟宗東福寺派の大本山。嘉禎2年〔1236〕藤原道家が創建、弁円を開山とした。京都五山の一。鎌倉・室町時代の古建築で有名。
- 注14 姓は藤原、はじめ伊沢氏を称した。源頼朝の平泉征伐後、文治6年〔1190〕奥州留守職として多賀国府に着任した伊沢左近将監家景の後裔である。のちに、留守氏は天正18年小田原に参陣しなかったため領地を没収され、政宗の家臣となり、一門に列した。
- 注15 鎌倉幕府の執権北条時頼は、出家して道崇、最明寺入道といい、密かに諸国を遍歴して、治政・民情を視察したと伝えられる。「鉢の木」の伝説など有名である。
- 資料 宮城県仏教史（佐々久、単行書及び「宮城県史」第12巻の内）
 松島巡覧記（相原友直、「仙台叢書」第2巻の内）
 松島天台記（「仙台叢書」第2巻の内）
 松島拾翠
 元亨釈書（虎関師錬、「国史大系」第31巻の内）

6. 江戸時代の郷土的な俳書

問 貴館所蔵の江戸時代の郷土俳人の俳書（書名、著者名）をお知らせください。

- 答 松窓乙二 乙二七部集 上・下 天保8〔1837〕序 江戸萬笈堂刊
 (1) " " をのゝえ草稿（題簽書名：松窓句集） 文政6〔1823〕序
 " " 乙二自筆句帳 昭和42 白石公民館刊〔原本：文化12〔1829〕刊〕
 乙二句集（「仙台叢書」2 大正12）
- 大場雄淵 伊具の巻 かくし田の里 上 文化頃〔1801～1818〕刊
 (2)

大淀三千風 松島眺望集（「仙台叢書」1 大正11〔原本：天和2〔1682〕刊〕

(3) 遠藤日人〔あつじん〕 日人句集（「仙台叢書」4 大正12）

(4) 麦羅 麦羅念仏（「仙台叢書」2 大正12）

(5) 注(1) しょうそうおつに。俳人。本姓岩間、名は清雄、俳号を松窓乙二という。白石千手院の修験で権大僧都。独学で和漢の書を読み、人となり静寂、冥想的で、俳諧に一生面を開き、若い頃蕪村が「後世の俳諧この人〔乙二〕より起る」と嘆賞したが、その風格ある作品は高く評価され、奥羽第一の俳人として、北斎の錦絵の中にも乙二の句を彫ったものがある。教えを乞う者も前後数千人に及んだという。越後から奥羽各地を遍歴し、北海道には2回渡航している。奥羽俳諧四天王〔白石の乙二・秋田の五明・南部の素郷・酒田の長翠〕の一と称せられた。文政6年〔1823〕7月9日、68才で白石に歿した。白石の北郊旧福岡村陣場山に葬る。父も麦羅の号で異色ある句を詠んだ。子の十竹・きよ女〔溶々〕・竹山ともに俳諧で名を知られている。溶々は藩医で詩人の松井梅屋に嫁し、西に梁川星巖・紅蘭あり東に梅屋・溶々ありと称せられた。千手院跡には末孫齒科医亘理昭太郎氏〔明治初年岩間を亘理と改姓。亘理松窓医院を経営〕が現住している。乙二の句碑が2か所に建っている。陣場山墓地の「鶴などはとしよるものをはるの山」〔大正15〕、城址益岡公園の「粟まくや忘れすの山西にして」〔昭和33〕がそれである。乙二俳句の東北性を「美の伝統」（岡崎義恵）に『乙二をよむ時、〔芭蕉〕奥の細道は未だ真に東北の土の句ひを掬〔く〕み取っては居ないようにさへ思はれる。芭蕉の含むあの鋭さは東北のものではない。乙二の如く鈍くして淋しいものが此風土である。日ざしのかすかな、いつも薄曇ったやうな東北の空の静かさは、乙二の句にこそ映じてゐる。』と記してある。

注(2) おおばおぶち。山城と称し、澹斎また瓢瓠庵と号す。仙台大崎八幡宮の祠官。博学で俳句にもすぐれ、遠藤日人と並び称せられた。領内各地を歴遊し「奥州名所図会」「囊塵埃捨録」等を著した。古松庵・萍華軒等の別号がある。文政13年〔1830〕8月29日歿。龍宝寺に葬る。その子も俳人、遠藤日人の偽筆に巧みであったので大場日人と呼ばれた。

注(3) 俳人。名は友翰。伊勢射和の人で、もとは僧侶だった。仙台には前後15年滞在していた。〔寛文9年～天和3年、貞享3年～同4年〕 彼は俳諧史において高い地位を占める人ではないが、松島を全国に紹介し、仙台に俳諧を普及した功績は大きい。本荒町の山本一笑の家に寄寓して、松島を探勝し、門人を育成した。三千風の号は、かつて一日に三千句をよんだことからつけたのだという。三千風が「松島眺望集」の編集を思い立ったのは、延宝2年〔1674〕のことで、松島の略図や地名を書いて全国に配布して発句を集め、その整理に8年の歳月をかけている。発句を募り、それを編集し、出版したことは、二重に松島を紹介したことになる。今から実に3百年ほど前のことである。「松島眺望集」2巻は、天和2年〔1682〕百々勘兵衛が開板した仙台最古の出版物で、原本は稀覯本である。発句

を寄せた人の中に、大阪の井原西鶴、江戸の松尾桃青〔芭蕉〕がいた。西鶴は「一目玉鉾」に、想像を多分に支えた仙台と松島を書き、芭蕉をして「おくの細道」に松島の風光を嘆賞させる機縁となった。約100年の後、乙二等の出現によって仙台地方における蕉風が全盛期を迎えるのであるが、それまで仙台では三千風の作風が比較的永い間伝えられていた。

注(4) 俳人で、松窓乙二よりも2才年下であった。横井也有〔名古屋〕などとも親交があった。俳句の傾向は、奇警で俗臭があるので評価が一定していないが、門人千余人といわれ、仙台における大宗匠として勢力があった。また、俳人で俳画に巧みだったのは、仙台ではこの人だけであった。別号が多く、竹林舎・言外道・細道庵など知られているものだけでも20を越えている。仙台藩の大番士だったので、幼時から武士的の教育を受け、鈴鹿流長刀の達人となり、漢学の素養もまた深かった。寛政8年〔1796〕6月7日、広東省の中国船が本吉郡の大室浜に漂着したとき〔「星信珉（ほしのぶたま）外交日記」に記事がある。〕藩命を受けてその応接の任に当たった。日人は同船の船体・器具等を描写し、それに記文を書き添えた。船主陳世徳がその漢文を読んで激賞した。如何に日人の漢学の造詣が深かったかを証明するものである。天保7年〔1836〕4月20日歿、79才。ちなみに、天保・弘化の頃、日人の偽筆に巧みだったので、世に日人と呼ばれたものに、大場日人・城戸日人の兩名がある。

注(5) ばくら。白石千手院第9代の修験。名は清馨。権大僧都法印。隣々舎と称す。松窓乙二の父。天明7年〔1789〕7月19日歿。後17年、門人停月庵鬼子〔片倉小十郎〕遺稿を集めて「麦羅念仏」とした。

資料 仙台市民図書館郷土資料目録

7. 仙台叢書について

問 仙台叢書は、仙台市役所が発行したものであると友人から聞きましたが、どうすれば入手できるのでしょうか。

答 「仙台叢書」は、市役所が発行したものでなくて、民間の仙台叢書刊行会が、大正11年11月から昭和13年2月にかけて刊行したものです。⁽¹⁾

この叢書は、仙台に関するあまたの古書のうちから、特に資料性が高く、しかも未刊で流布少ないものを、厳選して集成したものです。この叢書の完本は、本編12冊・別刊6冊・別集4冊・「芳野花樹懐紙」1帖・続刊7冊合計30冊です。この叢書の公刊は、仙台の郷土史研究を一大躍進させる

ことになったものです。しかし、戦後は古本として残存が少く稀少価値を生じ、揃い物の入手は久しく至難となっていました。昭和50年仙台宝文堂から復刻版が発行されたので、ようやく入手できるようになりました。

注(1) 郷土史研究家佐藤興二郎・阿刀田令造・小倉博・鈴木雨香・今泉篁洲等がリーダーとなって組織したもので、事務所を宮城県図書館内に置いた。仙台叢書の刊行資金としては、斎藤報恩会から、旧仙台藩史料編纂の名目で13,750円の学術補助を受けた。叢書の頒布は予約会員制度をとった。会員数は当初千名程だったが、完結時には7百余名に減ったという。

なお、これとは全く関係がないが、国分町の書店伊勢安の伊勢斎助が仙台叢書刊行会の名目で郷土資料を出版した事実がある。明治26年7月7日「仙台叢書封内風土記」5冊本を発行している。伊勢斎助は自ら仙台叢書居士と称し、郷土ものの出版、特に林子平・斎藤竹堂・支倉常長の伝記や著書の刊行に努める一方、市井の研究者としても知られ、佐久間洞巖の「奥羽観蹟聞老志」の補遺を著した。昭和19年3月19日、87才で歿、弓の町大安寺に葬る。墓碑には小西皆雲の画、自筆の梅の歌と中林梧竹書「仙台叢書居士」と刻んである。

資料 本食い蟲五拾年（常盤雄五郎）

8. 養賢堂版について

問 吳趨顔麓荘・朱翠峯・華安愚同輯「韻府一隅」文化甲戌鵜刻養賢堂。この書の養賢堂とは、仙台藩の藩校のことでしょうか。また、この外に養賢堂版にはどのようなものがありますか。

答 この書を刊行した養賢堂とは、仙台藩の藩校養賢堂のことです。

仙台藩の第5代伊達吉村は、家臣の子弟教育のため、儒員高橋玉斎の建議を容れて、元文元年〔1736〕6月15日、北三番丁細横丁西南角に学問所を設立し、玉斎を主立〔おもだち〕として11月1日開校しました。これが藩校養賢堂の前身です。しかし、学問所は年を経るにつれ衰微してきたので、これを憂えた7代重村が、校地を北一番丁勾当台通〔戦後の宮城図書館跡〕に移し、校舎を新築して教育内容の刷新をはかった⁽²⁾ので、再び学問興隆の気運を見るに至りました。安永元年〔1772〕7月11日、学問所を養賢堂と称することになりました。安永9年〔1780〕6月21日、学頭職を置くこととし、田辺楽斎〔らくさい〕を初代学頭に任じ、大いに人材養成に努めました。文化7年〔1810〕10月28日、大槻平泉が学頭に任ぜられると、学制改革と校舎拡張とを断行し⁽⁴⁾

ました。この時の大講堂建設の構想については、文政元年〔1818〕に平泉が著した「講堂小誌」に詳述してあります。更に剣槍道場・柔術道場を付設して、武道教練の場をも兼ね備えました。その後、大槻習齋の学頭時代、嘉永5年〔1852〕養賢堂の支校として川内に「振徳館」(小学校)も設置して、門閥子弟の講学所としました。⁽⁵⁾ また剣槍道場傍に「日講所」を設けて、庶民教育も行いました。養賢堂は規模广大で、全国藩校中屈指のものと称せられ、多くの人材を育成しました。戊辰の戦時体制に入ると学校機能はストップし、やがて慶応4年春、官軍の屯所となったので、北一番丁細横丁東北角旧北町奉行所に移され、有名無実に近いものとなっていました。翌明治2年10月16日知学局と改称され、翌3年養賢堂の名に復したものの翌4年廃藩置県で廃止されました。

養賢堂では、「仙台府学読本」と称する学生教科書用の漢籍を、教官が訓点・校訂するなどして翻刻発行しました。いわゆる養賢堂版と称せられるもので、上の「韻府一隅」のほか、次のようなものがあります。

- 訂正四書(宋、朱熹集註) 文化4年刊 10冊
- 訂正五経(田辺匡勅訂) 文化5年刊 11冊
- 西銘(宋、張載著朱熹解大槻清準訓点) 文化8年刊 1冊
- 大極図説(宋、周敦頤著朱熹解大槻清準訓点) 文化8年刊 1冊
- 孝経刊誤(宋、朱熹著大槻清準訓点) 文化8年刊 1冊
- 通書(宋、周敦頤著朱熹解大槻清準校訂) 文化9年刊 1冊
- 小学本註(宋、朱熹著) 2冊
- 白鹿洞書院揭示 刊 1冊

また、教科書以外の出版物として、次のものがあります。

- 秒度定刻範(村田尺蠖子著) 安政5年刊 1冊
- 開成丸帛帆図 安政5年刊 1枚
- 古事記正文(大安萬侶奉勅撰佐々木守信校) 慶応3年刊 3冊

なお、「仙台市史」第1巻に『藩校養賢堂の刊行物……などは総て伊勢半〔裳華房伊勢屋(または白木)半右衛門、通称伊勢半〕の蔵版するところとなっている。』とあり、養賢堂版の版木類は後に伊勢半から船岡の飯淵七三郎→仙台叢書刊行会→松島の大宮司雅之輔へと伝わったが、大宮司雅之輔はこれを瑞巖寺の倉庫に寄託しました。⁽⁶⁾

注(1) 儒者。諱は以敬〔「東藩史稿」に以敬を字としているのは誤〕、通称与右衛門、玉齋と号した。遊佐木齋に学び諸子百家を究めた。藩の儒員を命ぜられ侍講を兼ねた。学問所設立のことに力を尽した。宝暦10年〔1760〕3月15日歿、78才、越路瑞鳳寺に葬る。長子周齋、次子容齋いずれも儒者として有名であった。

注(2) 6代伊達宗村の第2子として寛保2年〔1742〕仙台に生れた。幼名儀八郎といい、延享4年〔1747〕9月21日世子となり藤次郎国村と名乗った。宝暦5年〔1755〕9月28日、

將軍の偏諱を受けて重村と改め、翌6年7月9日家督を継いだ。学問を好み、養賢堂を北一番丁勾当台通に移転、大いに教育の振興を図った。寛政2年〔1790〕6月13日病のため隠居、同8年〔1796〕4月23日歿、55才。大年寺に葬る。叡明院殿徹山玄機大居士と法諱す。

注(3) 儒者。諱は匡勅、字は子順、中洲と号し、通称は三郎助、晩年は楽齋と号した。本姓中野。田辺希文およびその子希元に学んだ。7代藩主重村が特に学資を給し、京都・江戸に留学した。天明8年〔1788〕、師希元の子希績〔まれつぐ〕に請われて師の姓田辺を名のり支族に準じた。人となり廉潔で、学力きわめて高く、著書も多く、養賢堂版の「訂正五経」のごとき彼の校訂に成るものであるが、国内第一の善本と称せられた。安永9年〔1780〕養賢堂初代学頭に挙げられた。文政6年〔1823〕4月27日歿、70才、連坊小路保寿寺に葬る。

注(4) 儒者。名は清準、字は子繩、通称民治、平泉また繩翁と号した。西磐井郡山ノ目村大肝入大槻清臣の弟。昌平校に入り、柴野・古賀・尾藤3先生に学び、学力を認められ舎長となった。博学多才、経済吏務にも精通し、藩の儒員に抜擢された。田辺楽齋の後任として、養賢堂第2代学頭に任せられた。学舎を拡張し、学制を刷新し、学頭たること40年の長きにわたり、藩の教学に力を尽した。現職のまま、嘉永3年〔1850〕1月17日歿、78才。山ノ目蘭梅山下に葬る。著書は、「鯨海游志」「漫遊秘録」「講堂小誌」「鯨史稿」養賢堂版の訓点書等数十種にのぼる。

注(5) 儒者。諱は清格、字は文礼、習齋と号し、格治と称した。平泉の子で、幼時家学を受けたが、後に昌平校に入り古賀侗庵に学んだ。また詩を梁川星巖に学ぶ。40才の時、父平泉の後をうけて養賢堂第3代学頭となった。内憂外患ともども至る時局にかんがみ、支校を設け日講所を付設したほか、蘭学局を置きロシア語の教科をも加えた。習齋の学問はきわめて広くかつ深く、書画にも巧みで、その令名は父に劣らなかつた。慶応元年〔1865〕7月13日歿、55才。連坊小路保寿寺に葬ったが、のちに通町東昌寺に改葬した。仙台最初の洋式軍艦開成丸〔安政4年〔1857〕完成〕は、彼の建議に基き、軍艦製造御用係としての責任のもとに建造されたものである。

注(6) 「本食い蟲五拾年」(常盤雄五郎)に『これらの版木類は、今日となり有要なものも沢山あることであるから、何とかして再刷する計画があつて欲しい。徒らに腐朽に任せる法はあるまい。かかる版木の死蔵されている事や、其の由来を知る人も、今となつては殆どあるまい。恐らく当の瑞巖寺でも、この因縁は御存知なからう。或は知っているのは私だけであるかも知れない。』とある。

資料 本食い蟲五拾年(常盤雄五郎)

仙台市史第1、4巻

宮城県史第11巻

藩校（河北新報クリッピング）

9. 伊達騒動（寛文事件）に関する図書資料

問 伊達騒動のことを書いた本には、どのようなものがありますか。

(1)

答 現在のところ、次のようなものがあります。

1. ノンフィクション資料

宮城県史第2巻

伊達騒動記（山路愛山）

伊達騒動実録（大槻文彦）

在田利見抄（鈴木春英、「仙台叢書」第4巻の内）

伊達氏実記伊達支傾録（日高誠実）

伊達安芸と寛文事件（浅倉寅雄）

先代萩の実相（田辺実明）

寛文事件の真相（佐藤 佐）

先代萩実話（斎藤荘次郎）

伊東七十郎（斎藤荘次郎）

伊達騒動（平 重道）

原田甲斐（林亮勝「日本人物史大系」第3巻の内）

伊達騒動と原田甲斐（小林清治）

伊達騒動・有馬猫騒動と村上刃傷事件—病跡学から見た—（王丸 勇）

伊達騒動（小林清治、「御家騒動」（北島正元編）の内）

英雄・天才秘話（王丸 勇）

英雄医談—病跡学こぼれ話—（王丸 勇）

お家騒動<その虚説と真実>（稲垣史生）

肯山公治家記録前編巻之7

2. フィクション資料

縦ノ木は残った（山本周五郎）

伊達騒動（海音寺潮五郎、「列藩騒動録」第1巻）

原田甲斐の最後(真山青果、「真山青果全集」第9巻の内、「真山青果全集〔新版〕」第3巻の内)

絵本千代萩

実録千代萩(京山吾一)

赤西蠣太(志賀直哉)

伊達殿秘録

伊達大評定(永島辰五郎)

実録千代萩物語(村井直治郎)

伊達競阿国戯場〔だてくらべおおくにかぶき〕(「歌舞伎名作選」第4巻)

注(1) 万治3年〔1660〕7月、第3代伊達綱宗、不行跡の理由で在職僅か3年にして隠居命ぜられた。綱宗の不行跡は奸臣がおとし入れたものだともいわれる。江戸吉原三浦屋の高尾を身請して吊し斬りにしたといわれるのも、事実無根である。また荒町仏眼寺の「高尾の墓」というのも、実は綱宗の妾相原品の墓である。僅か2才で父の跡を継いだのは亀千代〔綱村の幼名〕であり、その生母が俗に政岡と誤まり伝えられる三沢初子である。この幼君をめぐって「先代萩」あるいは「伊達騒動」と呼ばれる「寛文事件」が起きた。これらの称は芝居の題名や、後世の呼び名で、当時国許では「寛文一件」などといった。今までの定説によれば、事件は次のようなものであった。亀千代には、幕命により伊達兵部少輔宗勝と田村右京亮宗良の2人が後見役についた。宗勝は奉行原田甲斐と結んで悪政を行ったとして、寛文11年〔1671〕涌谷の邑主伊達安芸宗重が幕府に直訴した。同年3月大老酒井雅楽頭〔うたのかみ〕の邸で、安芸・甲斐らに対する裁判が行われた。休憩中、甲斐は安芸を斬殺したが、甲斐もその場で討たれた。この後、宗勝は土佐に流され、宗良は閉門、甲斐の実子らは処刑されるなどして事件は落着し、伊達家は事なきを得たというのである。しかしながら、この事件は、藩主幼少という異常事態に際し、藩内上層部の対立が露呈したもので、兵部の後見政治は特に「悪政」という程のものではなかったが、騒動の最高責任は免かれなかったのである。この事件後、綱村は強力な親政を開始し、職制の整備に努め、統治権力の確立をはかることになった。

資料 仙台市民図書館郷土資料目録

10. 仙台領の秤座

問 秤座〔はかりざ〕とはどのようなもので、仙台領の場合はどうだったのですか。

答 昔は、尺度〔度〕と升目〔量〕とは多少不同があっても通用を認められましたが、秤量〔衡〕については重大な支障や争論が生ずるので、特に厳正にするため、時の政府が規制してきたようです。徳川時代、幕府の特許を受け、その監督のもとに、秤の製造販売を独占すると同時に、秤の検査取締りのことを掌った所を秤座といい、江戸の守随彦太郎、京都の神善四郎の両家がこれに当たっていました。守随家は、最初吉川守随という者が甲府で武田氏の特許を受け、甲斐国中に秤の専売を行ったが、後に徳川家康から、関八州に於ける秤の製作および販売の独占権を与えられました。又京都の神氏は、既に室町時代に官許を得て、御秤屋と称し、秤の製作販売権を独占してきたが、慶長年間家康から、京秤座の免許を受けました。このようにして、慶長以後全国の秤は、守随氏の江戸秤座、神氏の京秤座の下に統一されるに至りました。幕府は、更にその徹底を期するため、承応2年〔1653〕6月23日令を発し、守随秤は東33ヶ国、神秤は西33ヶ国だけ使用させ、いずれも同一価格で販売するものであることを示しました。同時に、従来使用してきた秤は、秤座に提出して検査を受けること、その結果不正のものは没収し、正しいものは秤座の焼印を受けなければならないこと、また秤の偽造や変造を防ぐため、秤座から時々検査員を諸国に派遣することを命じています。幕府はその後も、しばしば秤取締に関する令達を出して、秤量統一の目的を達成することに努めました。

仙台の秤座に関する資料は、殆ど見当たらないので、ごく概略のことしかわかっておりません。江戸の秤座が東国の権利を一手に握ってきたことが、次第に実情に應じきれなくなったものか、幕末になってからは、地方にも権限を分与するようになったようです。「仙台市史」第1巻に『文久2年御用觸留帳（大野元氏採訪）には、慶応元年〔1865〕閏五月安藤新左衛門が江戸の秤座代役を申渡され「御用秤役所」に成下されていることがみえる。』とあり、これを仙台では秤座と呼び、特殊な問屋として保護を与えています。「東一番丁物語」（柴田量平）にも『大町四丁目安藤新左衛門は秤座を承はっていた。』と記しています。この秤座には、他の商店は建てることの許されない冠木門〔かぶきもん〕を、堂々と建ててあって、その特権を象徴していたということです。この秤座を継承するといわれるものに、明治8年尾形昌寿〔おがたまさとし〕が、大蔵省の命により県内の独占権を与えられて、東一番丁39番地に開いた度量衡製作所がありました。「東一番丁物語」（柴田量平）に『秤座。今森永菓子舗の場所は維新前〔？〕から、度量衡器販売商尾形量寿の屋敷であった。その建物は白墜土蔵造り頗る堂々たる店構へで、其当時、東一番丁で一異彩を放って居た。此の尾形量寿の秤座〔？〕が仙台に於ける度量衡器販売の始祖と云ふ人もある。』とあります。また、「宮城県一市四郡四民便覧」（新井小十郎・菊地平寿、明治28刊）に『衡器商・尾形恒三郎（安政7年11月生）』とあるのは、尾形昌寿の後継者のようです。

注(1) 尺度のはじまりは尋〔じんひろ。両手を左右に伸した長さ〕・咫〔し。大指と中指とをひろげた長さ〕・握〔あく。手で物をつかんだときの四指の長さ〕で、最近までまちまちの物指〔ものさし〕が使われた。

- 注(2) 升目は、口に含み得る分量などが単位となった。寛文9年〔1669〕統一がはかれるが、なお各種各様の拵が使われた。
- 注(3) 秤量は、金・銀・銅・貴薬などをはかるため、厳密性・同一性が要求された。室町期に唐の開元錢1文の重さを文目〔もんめ。後の匁〕とした。これが最近まで使われてきた1000匁＝1貫の制のおこりである。なお、匁は国産養殖真珠の秤量単位として現在国内は勿論国際的にも通用している。
- 注(4) 冠木が二柱の上部を貫いた、屋根のない門で、株木門とも書き、衝門ともいう。冠木とは門柱の上部を貫く横木のことで、柱の頂上より少し下にある点が笠木と異なる。なお、封建社会では、身分・階級の格差に応じて、住居や門構え等の規格が厳重に定められていた。
- 注(5) 通称伊三郎。伊達家の家臣だったが、明治後捕亡吏となり、大童信太夫・松倉恂等江戸に潜伏中の旧家臣の探索逮捕に従事、東京赤坂小区長から、静岡県十一等出仕となったが、明治6年辞職。秤商となったのはその後のことらしい。明治27年8月2日歿、仙台市越路長徳寺に葬る。

資料 仙台市史第1巻

仙台昔語電狸翁夜話（伊藤清次郎）

仙台人名大辞書（菊田定郷）

東一番丁物語（柴田量平）

秤座（林 英夫）

11. 東北地方における最初の電燈

問 東北地方で、最初に電燈がついたのはいつですか。また、それはどこですか。

答 明治21年7月1日、仙台三居沢〔当時宮城郡七北田村荒巻〕の宮城紡績株式会社が、自家発電によって工場内に点燈したのが、東北最初の電燈です。この工場は、明治12年設立され、広瀬川の水力を原動力とした綿糸紡績の近代工場でした。これは、明治新政府の勸業政策に沿って、菅克復⁽¹⁾〔かんとくふく〕が宮城郡長在職中に企画した事業で、彼は職を辞して自らその経営に当たっていました。

明治19年、東京浅草で東京電燈会社が、わが国で初めて、一般電燈営業を開始しました。当時の新聞が報道した『電燈の光力、夜なお昼の如し』のニュースに心打たれた菅克復は、この画期的な文明の燈火を一日も早く導入して、郷土に活を入れたいと念願したのです。やがて、翌20年12月15

日に東北線が仙台に乗り入れました。菅はそれを待ちかねたように、金須〔きす〕松三郎等の有志とともに上京しました。実地に電燈事業を視察した一行は、先輩の日銀総裁富田鉄之助⁽²⁾を訪ねて、企業化についての意見を求めました。富田鉄之助は、仙台ではまだ時機尚早であると慎重論を説いたので、金須らはそのまま帰仙しました。しかし、菅は自分の経営する紡績工場だけでも点燈しようと決意し、一人居残って、芝三田四国町の三吉電機製造会社に、発電機と、アーク燈 1 基・10 燭光電球 50 箇を発注しました。

菅は到着した発電機を、工場の水車の車軸に直結して、5 KW の発電に成功しました。工場内に 50 箇の電燈を、取水口のある烏崎山上に燦然たるアーク燈を点火したのです。菅克復の執念が美事に実を結んで、東北に始めて文明の火がともった記念すべき日、明治 21 年 7 月 1 日のことでした。開闢以来始めて見る電光の驚異に、人々は、狐火だと騒ぎ出し、警官が出動してようやく取り鎮めた程でした。

市民一般に電燈が供給されるようになったのは、それから 6 年後のことでした。明治 26 年、突然他県人による電燈会社の設立計画が発表されたのをきっかけに、菅克復・佐藤助五郎・伊藤清次郎⁽⁴⁾⁽⁵⁾が、これを排除するため、急遽、地元人による発送電事業を具体化することになったのです。とりあえず、三居沢の宮城紡績会社の資本金を 50 万円に増資し、製糸及び発電を兼営することとし、宮城水力紡績製糸株式会社と改称して、30 KW の発電機を据付け、明治 27 年 7 月 15 日から、配電のため新設の仙台電燈株式会社へ送電を開始しました。こうして、仙台電燈株式会社はその電力を受けて、市内家庭の 365 燈に点燈しました。電燈見物の群集が町中に溢れ、お祭のようなにぎわいだったといわれます。東京に遅れること 8 年でしたが、東北では勿論最初であり、全国的にも早い方でした。また、他地方のは火力発電が多かったのに対し、水力かつ交流方式であったことは、特筆すべきこととされています。料金は 10 燭光半夜燈 80 銭、同終夜燈 1 円 24 銭⁽⁶⁾でした。

明治 32 年 10 月、両社は合併して一本化し、宮城紡績電燈株式会社と改称しました。その後も、需要の急増にこたえて施設を増強し、供給区域も市内はもとより、周辺 6 町 4 箇村にまで拡大しました。大正元年 12 月 24 日、電気事業の全部を仙台市に譲渡して解散しました。同期末の発電能力は水力発電所 3 箇所 2,440 KW、電燈 35,158 個で、仙台市営電気事業の母体となったものです。

注(1) もと、一関田村家の家臣で、幼名を一〔はしめ〕といった。明治 2 年仙台藩少属、同 11 年宮城郡長となり、良吏として名声があった。在職中、三居沢の紡績工場設立について努力したが、明治 16 年操業開始の時郡長を辞任してその経営に当たった。また、電気事業の開発に心血を注いで成功した。明治 25 年には仙台市会議員に当選し、第 3 代議長〔明治 26 年 1 月 27 日～32 年 12 月 31 日〕に挙げられた。産業の開発と市政の発展に貢献するところがまことに大きかった。大正 2 年 2 月 20 日歿、77 才、北山覚範寺に葬る。

注(2) 代々伊達家に仕え、富豪で聞えた。松三郎は最も貨殖に長じ、その富仙台一と称せられた。維新後、製艦費として 1 万円を献金した。明治 23 年、多額納税貴族院議員となる。地方産

業の開発振興にも寄与するところ多く、資性温厚、大人の風格があった。明治27年3月20日歿、52才、新寺小路洞林寺に葬る。

注(3) 諱は実則、鉄畊と号した。天保6年10月16日、仙台市良覚院丁に生れた。桃生郡小野邑主富田壱岐の4男。22才の時江戸に上り、勝海舟の塾に入り、西洋砲術・航海術・蘭学を修めた。慶応3年アメリカに留学し、明治元年帰国した。ニューヨーク総領事・英国公使館一等書記官・大蔵大書記官を歴任し、日本銀行創立業務を担当し、同行副総裁から明治21年第2代日銀総裁に親任された。翌年松方大蔵大臣と意見が合わず辞職した。23年貴族院議員に勅選された。24年東京府知事に任ぜられた。最大の業績は、従来神奈川県に属していた3多摩郡〔水源地〕の東京府編入に身命をかけて実現し、首都百年の水道事業を確立したことである。27年辞職後は財界に活躍し、富士紡績株式会社・横浜火災保険会社を創設した。郷土の後輩育成には最も熱心で、巨額の私財を基金として、明治14年には仙台造士義会、19年には東華義会を創立した。造士義会はわが国でも、きわめて早期に組織化された育英会で、その学資貸与を受けて多くの人材が世に出ている。また、東華義会は、明治19年に東華学校、37年に東華女学校を設立し、公教育の立後れた宮城県中等教育を発展させた。東華学校は明治25年4月新設の宮城県尋常中学校〔現宮城県仙台一高〕に引きつがれ、東華女学校は大正10年宮城県第二高等女学校〔現宮城県二女高〕に吸収合併された。常に詩書を好み、その漢詩は風韻に富み、人となりきわめて謹厳高潔であった。金銭的にも潔癖そのもので、日銀総裁辞任の際政府が贈ろうとした功勞金5万円、横浜火災保険会社からの贈与金10万円、退官後の恩給等すべてを辞退して受けなかった。大正5年2月27日歿、82才、東京小石川護国寺に葬る。詳伝に「忘れられた元日銀総裁一富田鉄之助伝一」（吉野俊彦）がある。

注(4) 幕末頃の仙台の巨商で伊達家の御財用方用達主立〔おもだち〕を勤めた佐藤助右衛門〔飢饉時に私財を投じて難民を救済したので、「お助けさま」と呼ばれ、大衆の感謝的となった人物〕の曾孫で、佐助呉服店5代目の当主だった。明治14年東京商業講習所〔一橋大学の前身、その創立には富田鉄之助も力を尽した。〕に学び、21年渡米イーストマン大学に留学した。新知識を得て24年帰仙。彼の最初の事業は佐助銀行と呼ばれた仙台銀行の設立であった。資本金10万円だったが、最盛期には70万円の預金があった。彼はこの金融機関を足場に、産業部門に手を広げた。仙台平・倉庫・屋根瓦・電力など7つの会社の経営権を掌握し、七福会と名付けてその発展に努めた。この中に、菅克復の紡績工場も含まれていた。仙台電燈株式会社の設立とその拡充、紡績工場の拡大、ビール工場の新設、市内電車計画等、次々と事業計画が実現の端緒についた時、彼は突然謎の自殺を遂げてしまった。明治29年12月6日、30才の若さであった。

注(5) 仙台の富商小西家の第7代利兵衛の孫。小西家は、本来伊藤の姓を名のるべき家系なので

7代利兵衛は二男清治を分家させるに当って、200両を医学校に献金して、彼を金上待〔かねあげさむらい〕とし伊藤家を再興させた。清治の二男が清次郎で、宮城紡績会社役員・宮城紡績電燈株式会社の社長などとなり、仙台市議員にも当選した。菅克復らとともに電気事業には特に力を尽した人で、自ら「電狸」〔でんたぬ、電気狸の意〕を号した。彼はすぐれた記憶力と広い見聞をもとにして「仙台昔語電狸翁夜話」（大正14刊）を述作している。この書は、郷土史を研究する者にとって不可欠のものとなっており、土屋喬雄〔仙台出身〕や本庄栄治郎の日本社会経済史に関する著作にも、資料として利用されている。昭和13年11月13日歿、83才

宮城県図書館のすぐれた特別集書に「小西文庫」と称するものがある。これは、昭和10年伊藤清次郎の80才高齢記念として、小西家11代の利兵衛が、同家在来の蔵書に加えて伊達家の医員で文人だった飯川勤〔寥廓と号し、伊達慶邦夫人の侍医。蔵書家として著名。明治35年5月30日歿、65才、燕沢善応寺に葬る〕の旧蔵書を買入れて整理したものである。歴史・医書・詩文・郷土資料など、悉く稀本・良書・善本といわれるものの集成で、きわめて保存がよく、1,619部 4,431冊から成っている。「伊藤清次郎翁八十歳高齢記念小西文庫」と称して、小西家に秘蔵されていたものを、戦後一括寄贈されたものである。

注(6) 当時の物価は、米1俵4円50銭、石油1罐2円円で、10燭光1燈で1円24銭を支払えるのは、一部の階級に限られていた。大正元年には10燭光85銭となった。ちなみに、昭和44年度の消費者米価は1俵8,256円である。

資料 東北地方電気事業史（東北電力株式会社）

仙台昔語電狸翁夜話（伊藤清次郎）

続仙台風俗志（鈴木省三）

仙台市電気事業史（仙台市）

仙台市史第3巻

続東北開発夜話（岡田益吉）

12. 松島パークホテル

問 建築史の勉強をしているものですが、国立公園松島のパークホテルについて、次のことを教えてください。

1. 建築の設計をオーストリア人ヤン・レツルに依頼した経緯
2. ホテル建築の工期・工費・建設位置

3. 建築の特色。
4. 同ホテルの現状。

答 まず、御来書に「国立公園」とありますが、松島は国立公園法による国立公園ではなくて、文化財保護法により指定された「特別名勝」です。同時にまた、宮城県の県立自然公園条例により指定された「県立公園」なのであります。

さて、宮城県は、明治44年度から大正4年度までの5ヶ年継続事業として、25万2千8百余円の県費を投入して、松島公園の大規模な総合整備事業を実施しました。当時、外人観光客が日光以北に足を向けなかったのは、完備したホテルが皆無だったためでした。そこで、この整備事業の一環として、県設ホテルを新設して、外人を誘引することとしたものであります。県では、大正2年落成の際、パークホテルと命名し、東京築地の精養軒と賃貸借契約を結んで、同年8月15日を期して営業を開始しました。

お尋ねの事項について、

1. レツルに設計を委嘱するに至った事情について、記録された図書資料は全く見当たりません。ただし、建築位置については、斯界の成功者箱根宮ノ下富士ホテル及び日光金谷ホテル主人の意見を徴して決定しています。また、建築の内部構造については、レツルをして東京精養軒主と合議させています。このように設計者と先進ホテル業者との協力関係については、或る程度知ることができますが、レツル推薦のことについて関連があったかどうかは不明です。
2. 明治45年4月起工、大正2年竣工。建築費総計47,733円85銭9厘。松島町松島海岸の観瀾亭南方の低湿地を埋立造成して敷地としました。
3. 建坪120坪余、延坪約380坪。地階共3層の上に2階の塔屋（六角形）を設け、外観は日本式素木造〔しらきづくり〕斗拱組〔ときょうぐみ〕、高欄及び濡縁をめぐらし、入口と窓額縁は火燈形で、屋根は入母屋造りスレート葺き。塔屋頂上に避雷針付き九輪を装置。内部は洋風で、松島の景観によく調和した建築でした。

また、電力は仙台市営から供給を受けるので、電気系統は仙台市電氣部が完全に装置し、室温調節のためには冷温水による冷暖房を完備するなど、当時においては最上の附帯設備を施しました。

4. 昭和20年の終戦直後、仙台進駐米軍司令官ライダー少将の宿舎として接收され、内部は相当の模様替をされたが、外部は殆どそのままの状態に保たれました。昭和26年接收解除後、県から仙台観光株式会社が借受け、外人用ホテルとして営業中、昭和44年3月2日夜半ボイラー室から出火して全焼してしまいました。

注(1) 明治41年、松島湾一帯の国有に属する島嶼岬崎および林野171ヶ所371町歩が公園地となったのを契機に、翌42年県は松島公園経営案を作成し、43年3月設置した松島公園経営協

議委員会に附議して成案を得た。同年の県会は5ヶ年継続35万円（後に減額）の支出を可決したので、44年度からこの観光開発事業が開始された。

注(2) 各室の配置は次の通りである。

地階（ボーイ室・貯蔵室・調理室・厨庖室・浴室・暖房室・トイレ）

1階（応接室・脱帽室・事務室・帳場・図書室・食堂2・酒場及び玉突場・喫煙室・婦人室・露台4・トイレ）

2階（寝室13・浴室2・トイレ3）

3階〔塔屋〕（展望室）

4階〔 〃 〕（ 〃 ）

資料 松島公園経営報告書（宮城県内務部）

松島町誌第2版

宮城県史第16巻

緑化の宮城行幸啓誌（宮城県）

13. 昔県北地方に降った赤い雪

問 昔、県北地方に赤い雪が降ったことがあるというが、いつのことですか。

答 旧記から拾ってみますと、次のようです。

天平14年〔742〕1月23日〔新暦3月8日〕黒川郡以北11郡平地2寸赤雪降る。

延宝5年〔1677〕1月13日〔新暦2月14日〕胆沢・江刺・玉造・加美諸郡に赤雪降る。

元禄5年〔1693〕12月10日〔新暦1693年1月15日〕加美郡に赤雪降る。

安永4年〔1775〕2月7日〔新暦3月8日〕江刺郡に紅雪降る。

なお、赤とか紅とあるのは、日常生活用語として赤い犬とか赤土とかいう場合の色で、色彩としての赤や紅ではありません。昔は、このような現象は確かに天変地異の一つとされたものです。しかし、これは今日でも春先に見られる黄砂現象で、たまたま雪に混って降ったため、特に目立った⁽¹⁾のであって、裏日本の雪国などでは決して珍しいことではありません。

注(1) 中国北部の黄土地帯では冬期間、極端に雨が少ない。春の日ざしが強まるにつれ、黄土の表面が乾燥して飛散し易い状態になる。ここに寒冷前線が通過すると、強風によって黄土の砂塵が上空に巻き上げられ、4～5キロ上空のジェット気流に乗って日本列島上空に達し、ゆっくり降下する。この現象、降下する微粒の砂塵を黄砂という。そのまゝ降下すれ

ばスモッグ状態〔気象用語で煙霧〕、雨とともに降れば茶褐色の雨、雪にまじれば赤雪となる。北海道では、今も紅雪と呼ぶ。黄砂は春の訪れを告げる季節現象でもある。

資料 東藩史稿（作並清亮）

宮城県気象災異年表（仙台管区気象台）

14. 笹かまぼこの起り

問 仙台の名物になっている笹かまぼこは、いつ誰が作りはじめたものですか。

答 笹かまぼこは、はじめその形状から、べろ〔舌〕かまぼこ、または手のひらかまぼこと呼ばれたものです。明治35、6年の頃、閉上から金華山にかけて、ひらめの大漁がつづき、消費地である仙台に盛んに運びこまれました。今とちがって輸送力も、保存設備も不十分な当時のことですので一山いくらでたたき売りされても、なお持て余す始末でした。そのような時、眼先のきく魚屋が、この贅沢な魚でかまぼこを作り出しました。その一人が、広瀬かまぼこ店の先代久六という人でした。ひらめかまぼこは香りや味は上等であるが、たらやぐちなどの身の硬い魚のように腰の強さが⁽¹⁾ないのが欠点でした。そこで苦心研究のすえ、特に鮮度のよい材料を選び、鰹節で味をつけ、澱粉などの増量材を使わず、味醂・酒・砂糖・卵白等で練り合わせ、ぱりっとした、保存のきく、しかも在来のものとは全く形状のちがうかまぼこの商品化に成功しました。各地で開かれた博覧会に出品してPRにつとめるなど、東京・大阪等かまぼこの本場物にもひけをとらないだけの好評を得るようになりました。商品名も、伊達家の紋章竹に雀からヒントを得て、笹かまぼことしたといいます。その後同業者も次第に殖えて今日に至ったものです。

注(1) 昔は、おもに竹串を芯として、白身の魚肉を筒形に巻き炙って作った。その形が蒲の花穂に似ていたので、かまぼこの名が出た。水産地仙台のかまぼこも古くからあったものようで、「貞山公治家記録」巻之36の寛永7年〔1630〕4月6日の条、徳川秀忠・家光を江戸桜田の上屋敷で政宗が接待した記事の献立の中に『カマホコ』があるのを見る。

資料 仙台魚風土記（佐々木喜一郎）

仙台事物起原考（菊地勝之助）

15. 仙台の七坂八小路

問 仙台の七坂八小路とは、どこですか。

答 このように、或る数を冠する事物の称呼を名数といいますが、七坂八小路の名数の定着したのは幕末頃といわれます。「奥陽名数」（杜撰子編、弘化2〔1845〕、「宮城県史」第32巻の内）に六坂八小路が見られます。このうち六坂に藤ヶ坂が加わって七坂となるのですが、それはいつの頃からか判然としません。

七坂とは、

1. 藤ヶ坂 片平丁から琵琶首へ下る坂で、藤の木があるのでこの名があるといわれます。「奥陽名数」では「藤ヶ崎」と称し坂に入れず七崎の中に入れてあります。
2. 大坂 大町一丁目頭と大橋との間の坂。⁽¹⁾
3. 扇坂 川内の宮城県スポーツセンター西側の道を登る坂。もと末広がりであったのでこの名があるといわれます。
4. 新坂 新坂通から澱町への坂。元禄8年〔1695〕に堤を切りくずして新しく作った坂道なのでこの名があるといわれます。
5. 元貞坂 東三番丁からレジャーセンターへ向う坂。信夫元貞という医者がここに住んでいたといっているのでこの名があるのだということです。
6. 茂市ヶ坂 元寺小路から、旧電車通の西裏の道を通り、花京院通りへ向う坂。茂市という座頭が住んでいたのでこう呼ばれたということです。
7. 石名坂 弓ノ町から円福寺へ下る坂。坂上の北側に、自然石の古い墓があり、それがこの坂道の名に因む石名という遊女の墓石だと伝えられ、碑面に承応3年〔1654〕と刻まれています。近年この墓石は円福寺山門内に移されました。

八小路とは、

1. 大名小路 片平丁のことで、片側に万石級の高級家臣〔御客大名と呼ばれた御一門クラス〕の大屋敷が置かれていたので、このように呼ばれました。⁽²⁾
2. 寺小路 元寺小路のことで、政宗が城下町を創設した時の寺院地域だったが、寛永14年〔1637〕城下拡張の時、この寺小路にあった寺院の一部を八ツ塚（新寺小路）に移し侍丁となってから、寺小路は元寺小路と呼ばれることになったものです。
3. 狐小路 仙台高等裁判所の東側門前の町。昔は、しばしば狐の啼き声が聞えた淋しい所だったので、このように名づけられたということです。
4. 野干小路〔やかんこうじ〕 南町通と柳町通の間、東五・六番丁の間にあったが、明治20年東

北線開通の時仙台駅構内に入って潰れてしまいました。野干とは狐の異名で、狐小路と同じように、狐が出没するような淋しい所だったといえます。

5. 桜小路 道場小路から南へ七軒丁に達していた通りで、今はその大半が東北大学の敷地に入ってしまった。この小路の傍に元禄7年〔1694〕頃できた新馬場があって、古来馬場には付きものであった桜が植えてあったので、こう称したのだと伝えています。
 6. 清水小路 かつて、五つ橋北角附近にこんこんと湧き出していた清水があって、これを大清水〔おうしず〕と称しましたが、仙台市がこの通りに下水道工事を行ってから、清水は止まってしまう。この大清水と西側の屋敷屋敷に湧き出していた清水から流れ出る大量の水を町内堀で南へ土樋を貫き広瀬川に流す一方、荒町と土樋境の段差線沿いに東へ堀った源兵衛堀に流しました。清水小路という町名はこれから生れたものです。もとは、清水小路を「しずこうじ」、「すずこうじ」と呼んでいました。「しず」、「すず」とは「しみず」、「すみみず」の約です。河岸段丘の地層を伏流する豊富な水脈を造成工事で切断した状態となり、止度なく噴出する湧水に阻まれ、大量の水処理に手を焼き、第1次の城下町作りはこの線以東に越えることができなかったものようです。清水小路の名の初見は寛永9年〔1632〕で、延宝年間〔1673～1681〕の城下絵図によれば、清水小路には、中級家臣の屋敷が門を並べて割出されています。
 7. 谷地小路 東七番丁のことで、昔はこの辺一帯が谷地であったのでこの名があります。
 8. 連坊小路 五つ橋から木の下まで通っている長い町です。木の下にある陸奥国分寺は聖武天皇の時代〔724～749〕に建立されたもので、規模広大、その境内は西は五つ橋辺、南は南鍛冶町、北は国立病院辺を結ぶ範囲にわたっていました。国分寺に属した僧坊が、門前から五つ橋のあたりまで、軒を連ねていたところから、連坊小路の名が起ったといわれます。
- 〔「道場小路」を「谷地小路」に代える人もあります。道場小路は柳町の南、北目町の西裏にあったが、南半分は東北大学の敷地に入ってしまう、北半分の大半が、戦後狐小路から北目町に通る新道に斜めに切取られてしまい、僅かに小面積の三角地帯を残すだけになりました。剣客松林編也齋の道場があったのでこの名があります。〕

(3)
注(1) 「奥陽名数」に『鴉崎(荒巻文殊堂下)・茂ヶ崎(大年寺山東)・藤ヶ崎(茂庭周防屋敷向)・鹿島崎(光明寺鹿島神社前)・駒ヶ崎(又松ヶ崎トモ云中島丁長沼氏宅地向〔現尚綱女学院所在地〕)・玉田ヶ崎(又田歌ヶ崎万寿寺山向)・青葉崎(城後ノ地)。又曰。大崎・藤ヶ崎・茂ヶ崎・鹿島崎・巴崎(切通し上り口)・月見崎・青葉崎』とある。

注(2) 小路とは細い道路を意味したものでなく、仙台では侍町即ち丁の横丁に限ってつけた呼称である。町人町の場合は文字通り横町と称した。「名数みやぎ郷土小事典」(菊地勝之助)に『小路は文字通り幅の狭い道のこと、封建時代の城下町の構想は多くの出入口を設け人目をくらし、身をかくすという方式で、小路もまた攻守両様の場合を考えた道であった。仙台北下には多くの小路はあったが次の小路を八小路と呼んできた。』とあるのは誤

りである。「仙台の市街及び土木建築」（小倉強、「仙台市史」第3巻の内）に『……小路という町名がある。これは必ずしも細い道路という意味でないことは、江戸では上野広小路、仙台では大名小路（片平丁）清水小路などの幅広い道路の例でもわかる。一説では市街のはずれの路をいうとて大名小路、元寺小路（創設当時の町はずれ）の例をあげているが、表小路、狐小路、桜小路などは其例にあてはまらない。小路は侍町に限って呼ばれ横町をいう呼称ではないかと思う。』とある。また片平丁は、もと横丁ともいい、大広丁とも呼ばれたことから、小路は道幅とは関係なく、侍丁の横丁であったと断定できる。

注(3) 剣道の達人、諱は永吉、左馬助と称し、蝙蝠斎と号した。「伊達世臣家譜」巻9、召出部に『……永吉者信州浪士一為常州鹿島人……義山公時……賜禄三百石為召出家……』とある。14才頃既に剣名が知られ、武蔵赤山で願立流という一派を立てていたが、寛永20年〔1643〕伊達忠宗が3百石〔「仙台郷土史夜話」（三原良吉）に『知行千石……』と記す。〕をもって彼を招き、世子光宗〔19才で若死〕の師とした。その後ここに道場を開いたので道場小路の名が起ったという。代々の子孫がこの道場を守って幕末に及んだ。

資料 昔から今にいたる 宮城県に関する名数（矢島玄亮・鈴木嘉美）

奥陽名数（「宮城県史」第32巻の内）

仙台郷土史夜話（三原良吉）

連坊小路物語（田村 昭）

名数みやぎ郷土小事典（菊地勝之助）

16. 仙台七夕の由来

問 仙台七夕の由来を、くわしく知りたい。

答 仙台七夕とは、現在新暦の8月6日から8日にかけて、主に中心部の商店街で盛大に催される竹飾り行事を指しています。「祭り風土記」（宮尾しげを）に『星祭り〔？〕の形式が変化してしまい、七夕祭の信仰は全く見当らず、竹飾りの形式だけを伝えているのが仙台の七夕祭である。』と記してある通りです。伊達政宗が、低湿な原野をきり開いて、仙台の城下町を造成したのが17世紀の初頭でした。そこで行われてきた七夕祭は、全国どこにでもあったような素朴な、それでいて深い意味をもつ伝統的な民俗行事で、決して仙台特有のものではありませんでした。今日見られるようなスタイルの竹飾りも仙台で発生したのではなく、仙台北町創設から約100年後の元禄頃、江戸文化が生み出し江戸町々で行われていた江戸風のを移入して現代に至ったものであります。

「江戸時代」（北島正元）にも、『いまのように笹に五色の短冊をつけ、これに歌や願いごとを書き習俗は元禄時代にはじまったものである。』とあります。この竹飾のニューモードは、地方各地に逸速く伝播し、在来の伝統的な七夕祭に際立った生彩を添えるものとなりました。しかし、明治以後は、急激な時代の奔流のまにまに、その多くは次第に廃絶して行きました。そのような中において、仙台では肝心の信仰面の空洞化は如何ともなし得なかったものの、なおその形式を存続しつつ、しかも観光資源の最たるものに組込みデラックスな「仙台七夕」として、期間中2・3百万人の見物大衆を誘引するものとなったのです。

本来、日本の七夕祭は、瑞穂国の日本民族とともに、古い時代から、農を主体とした人間生活に密着しながら、複雑な合成過程を経てきたものです。「七夕」という外来の中国語を、「たなばた」と日本語読みしていることが、如何に古くから「たなばた」の本体があったかを明示しています。「たなばた」という日本古来の民俗信仰を母体とし、その中から盆行事の部分が仏教によって抽出包摂し去られ、更に中国伝来の乞巧奠〔きこうてん〕という星祭が合体し、ミックスされたのです。わが国の歴史の上で、外国文化というものが、変形されずに受容されたものは、殆どありません。七夕もその一例です。

わが国では、毎年2回、年の始めと7月の満月になる日、すなわち旧暦の正月と7月の15日は、祖霊を祀る最高潮の日とされてきました。正月の七草の日と、7月7日とは15日の祖霊の大祭の準備に入る斉日〔いわいび〕でした。旧暦の7月7日頃は、丁度稲が開花期に入るとともに、風水害や病虫害の襲いかかってくる季節でした。出来秋の豊作を祈るには、唯一筋に神々にすがる以外にたてはなかったのです。田の神は、万能の祖霊の変化したものであると信じていました。7日の早朝、人々は禊〔みそぎ〕をして心身を清め、祖霊を祭るお盆の行事に入ったのでした。これが、農耕文化とともに始まった七夕の起原です。日を定めて帰って来る祖霊（神）に、海山の幸〔さち〕を供え、新しく織った御衣を捧げました。この御衣は、選ばれた乙女「棚機女」〔たなばたつめ〕たちが、沼や川や海の清らかなほとりに特設した機家〔はたや〕の「棚機」〔たなばた〕で、その日のために、心をこめて織り上げたものでした。「たなばた」の語は、この「棚機女」・「棚機」⁽¹⁾から生じたものであります。神話にあらわれる機織りの場面をはじめ、各地に残っている機織沼や機織淵の伝説は、七夕信仰の名残をとどめているものです。〔宮城県内でも、鳴子の瀉沼・宮沢の化女沼・鶯沢の豊後沼・錦織の機織沼・北方の長沼などの織女伝説。〕今、葉竹にさげる紙衣も、女子の針仕事の上達を願う意味だけでなく、神に捧げる御衣の意味をもつものです。

七夕に引づく祖霊の祭は、今では七夕から分離して、全くの仏教行事化してしまったのは、いうなれば仏教による民間信仰の部分的接收であります。元来個人の精神的解脱〔げだつ〕のための仏教と、靈魂や黄泉〔よみ〕の国の存在を信ずる民俗信仰とは、互いに相容れるものではなかったのです。だからこそ、仏教が混淆仏教となり、葬式仏教と化し、祖霊の祭を主管するものへと変形しなければ、末端大衆に滲透することができなかったのです。こうして、お盆行事の祭の部分も、

巧妙に仏教の担当する行事となってしまったのであります。

七夕に混入した外来の要素「星祭」または「乞巧奠」について、太古、中国の漢水のほとりに、織女という機織の巧みな美女がいました。父王は、この娘に、農耕熱心な牽牛という青年を婿に迎えてやったのです。ところが織女は機織を怠るようになったので、怒った父王は、牽牛を漢水の対岸に追放してしまいました。そして、年に一度、旧暦7月7日の夕だけ、逢いに来ることを許しました。その日が来ると、牽牛は漢水を渡って織女に逢いにいきました。その時には、鵲〔かささぎ〕が群がり集まってきて、牽牛の橋渡しをやったということです。この地上のロマンスが、天空高く流れる天漢〔あまのがわ。銀河〕のほとりの、琴座のヴェーガ〔Vega。織女座〕と、鷲座のアルタイル〔Altair。牽牛座〕に移して考えられるようになりました。中国古典の一つ、「詩経」の大東章に『維天有漢〔あまのがわ〕……織女……牽牛……』と、既に擬人化されたこれら二星のことが現われています。二星が視覚的に最も接近する陰暦7月7日の夜、この二星を祭って、芸芸の上達を願う中国の行事が乞巧奠といわれるものです。乞巧奠が、中国からわが国に伝来したのは、奈良時代の頃でした。「公事根源」〔くじこんげん〕によれば、孝謙天皇の天平勝宝7年〔755〕初めて乞巧奠を行ったとあります。⁽³⁾勿論、最初は宮廷行事で清涼殿〔せいりょうでん・せいろうでん〕の東庭で行われました。梶〔かじ〕の葉に金の針を7本通し、また別に七つの孔をあけて五色の糸をより合わせてそれに通し、庭に椅子を置いて和琴を立てかけ、天皇が「二星会合」をご覧になり公卿に宴を賜わったのが始めの形であると伝えられます。それが、次第に、日本古来の七夕信仰に加味され、複合されて行くのです。

七夕祭は、江戸時代に入って五節句の一つとされてから、全国的に一層盛んに行われるようになりました。⁽⁴⁾竹飾りも現われ出し、始めは五色の願いの糸を垂らすだけだったのが、元禄頃から短冊をさげ、吹流しをつけるようになってきました。葉竹は稲とともに本来熱帯植物だったところに意味があり、正月の門松と同じく、神の降臨のよりどころを示すものです。短冊は四手〔しで。神事のしめなわに垂れ下げる紙〕の変化したものといわれます。この江戸風の七夕をとり入れた仙台では、七夕祭のことを「たなばたさん」といいました。第6代伊達宗村の時から、1日繰上げ旧暦7月6日の宵に行くことになりました。「仙台年中行事大意」(二世十遍舎一九)に『七月七日。棚機祭。六日夜より、篠竹に式紙短冊くさぐさの形を切て、歌をかき、又は、てうちんをともし、七日の朝、評定川または支倉川、澁川へ流す。』と記されています。⁽⁵⁾6日の夕方から、笹竹をかざり姫星と彦星を祭って、手習・手芸の上達を願い、また関東・北陸・東北一帯で行われていたように線香をとぼすところもあり、農家では田の神の乗馬として七夕馬(藁馬)を作って屋根に上げるなどして、豊作を祖霊に祈りました。7日朝、仙台では広瀬川に笹を流して、水を浴び、洗い物をしました。この日を七日浴〔なぬかび〕とも七日盆ともいい、本来は「みそぎ」をして盆祭に入る準備をする日だったのです。

このような七夕祭も、維新の変革とともに、全国的に衰微する一方でした。特に、明治6年の新

曆採用を境に、年々行われなくなり、竹飾り発祥の地東京でも、明治中期には殆ど見られなくなりました。「東京歳時記七月」（「風俗画報」第7号、明治22年8月10日号の内）に『七夕は面影も止めず……それに引替へて維新前は七日棚機の夜は市井至る所葉竹を樹ててこれに「一年を中に隔てておひ見まく星の契りや思ひつきせぬ」といへる歌をはじめ……色紙短冊等……』。また「断腸亭日記」卷之2（永井荷風）の大正7年〔1918〕7月6日の記事に『電車にて赤坂を過ぐ。妓窩〔ぎか〕林家の屋上に七夕の笹竹立てられ願の糸の風になびけるを見たり。旧年の風習今は唯妓窩に残るのみ。天下若し妓なかりせば、服左袒〔袒〕。言侏離たらん歎。呵呵。』と嘆いています。仙台でも、「仙台昔語電狸翁夜話」（伊藤清次郎）に、大正末期の七夕祭を、幕末当時のものと比較して『往時のそれに比較する時は到底及ぶところではない。』と記しています。また荷風の所見と同じく、「仙台繁昌記」（富田廣重。大正5年刊）に『肴町や常盤丁の遊廓では思ひ思ひの意匠を凝らして人目を惹き……』とあります。今では仙台の竹飾りの欠くべからざる最大の目玉ともなっている薬玉〔くすだま〕も、昭和10年頃実は花街の人々の工夫によって出現したものであることも、特筆に価するものであります。七夕の竹飾りが棄て去られることなく、特殊な環境の中で守りつがれてきたことは、軽々に看過すべき現象ではなく、その底に重要な意味を秘めているものがあります。忍従の生活を強いられる彼女等の出身地は、いずれも貧窮に痛めつけられた農村であり、さればこそふるさとへの切実でひたむきな祈りをこめて、来る年も来る年も竹飾りを作りつづけてきているのです。純粋な七夕祭の精神が、そこにこそ脈々と保持されてきたことを汲み取ることができるのであります。

旧物が一扫されたとき、人心は過去を顧みることをしないで、未来を夢見るものです。しかし、やがてその反動期が来て、再び古いものへの郷愁に目ざめるが、その時復活するものは、もとの姿ではあり得ないのです。行事の復活もその通りで、一旦抹消された精神を取り戻すよすがはなく、企業が大衆動員をはかるための、商業化の形態をとるものが多いようです。仙台の七夕も、その例にもれません。昭和2年、大町五丁目の商店界が七夕復興を提唱しました。そして、翌3年東北産業博覧会が開催された気運に乗って、仙台協賛会（仙台観光協会の前身）・商工会議所と商店街を糾合し、元来旧曆行事だったのを新曆日付の月遅れ、すなわち民俗学上中曆と呼ばれる8月6日を期して今日見られるような七夕祭が始められました。主催団体は、これを仙台七夕の第1回と数えています。この行事は年々盛大となり、昭和7年の第5回の人出は、15万人〔当時の仙台市人口203,383人〕と記録されたものがあります。戦中戦後の中断期〔昭和17～20年〕を経て、昭和21年には終戦和平を待ちかねたかのように、あり合わせの乏しい紙で工夫をこらした七夕飾りが、漸くバラックの建ち始めた仙台の町並を色どり、人々の傷心にさまざまな反応をもたらしました。翌22年8月5日戦災の傷痕いまだなまなましい中に、天皇・皇后両陛下を迎えたのを機会に仙台七夕は本腰を入れて復活されました。その翌年には七夕協賛会が生れ、今日のような豪華絢爛たるショー七夕が推進されることになったものです。ちなみに、神奈川県平塚市の商店街が、昭和26年以

来、新暦でショ－七夕を始めました。デラックスなこと全国一といわれています。

新しいショ－七夕に、伝統的箔付けをしたいと望むのは、人情の常であるかも知れません。そのため、いたずらに古きを貴ぶ余り、荒唐無稽な仙台七夕七百年説さえあります。また、藩政時代に、七夕祭が絶えることなく行われて来たのは、藩の手厚い保護で栄えた仙台商人が、この民俗行事を、商業主義と結びつけたためであるとする説もあります。しかし、注意すべきことは、華やかなショ－七夕のイメージをそのままに、豊かきの現代感覚のみで、かつての、全戸的な年中行事として素朴な民俗信仰の息づいていた時代のことを、安易に理解できるものでないということです。そこにあったものは、「三年一作」「十年三作」といいならされ、きびしい自然条件のもとに、二年に一度、三年に一度凶作が常習的に必ずくり返され、時には30万人の大量餓死をどうしようもなかったような、苦難と歎きを背負った、宿命的な大衆の生活でした。自然の猛威は農民を直撃するに止まらず、米経済に依存する町人から武家特権階級に至るまで、甚大な影響なしに済ませられるような生易しいものではありませんでした。天災を最大限に撓ねのけることのできる農業の技術革新や品種改良は、極めて最近の事実に過ぎません。さればこそ、領内を挙げて、ひたすら神に祈り、祖霊にすがる以外に、何の救いがあったでしょうか。紙というものが非常に貴重で、反古紙〔ほごがみ〕すら容易に手にすることのできる時代ではありませんでした。そのような状況の中でどのようにかして入手した短冊1枚にこそ、庶民の絶大な悲願がこめられ、来る年も来る年も、神（祖霊）に捧げる祭は絶やすことができなかつたのです。「日本の生活文化財」（祝 宮静編）に『七夕の恋物語を隣国から借りて来たばかりに、いささかわけのわからぬ話になってしまったが…今は正月行事とか盆行事と称して〈まつり〉とはいわないようになったが、昔はいずれも〈まつり〉としての形式をそなえていた。……正しい〈まつり〉の精神を生産の原理とし生活の指針としてきた、つつしみ深い人々の心が、不敵な方向に曲がりはじめたのは、みずから生産せず他人の生産したものを売って利を得た〈あきない〉商業が盛んになってからで、その飽くなき営利主義は、古い信仰と、それによって支えられた道徳をふみにじり、誤まれる自由主義と科学主義とは無神論を助長し、清く美しき“心音の世界”は四分五裂、まさに寸断されようとしているのである。』と警告しています。昭和30年以来、仙台では、全市一戸一本の伝統七夕飾りの復活が叫ばれてきましたが、どうしても実りません。それを活着させる敬虔な要素が、今は失われてしまったからです。殊にも、全般的な経済の高度成長に伴い、米の生産事情も一変し、止めどなく休耕・転作や余剰米の問題が論議されるに至った昨今、七夕祭の本質も、忘却の彼方に遠く一方なのであります。

注(1) 機〔はた。織物を織る手動の機械〕の構造に棚があるからいう。

注(2) 五経と総称される易经（周易）・詩経（毛詩）・書経（尚経）・春秋・礼記の一、孔子の編といわれる。殷の世から春秋時代までの詩5千余編から選び抜いた311編〔内6編は詞がない〕を、国風〔各地の国ぶり〕・雅〔宮廷の雅楽〕・頌〔宗廟の祭詞〕の3部門に大別したもの。詩を知識人必習の教養として尊重し、經典化されたもの。別名を毛詩というの

は、毛享・毛菴が伝えたからいう。

注(3) 有職〔ゆうそく〕の書。応永2年〔1422〕一条兼良〔かねなが・かねよし〕の著、1巻。正月から12月までの宮中の公事・儀式の根源・沿革を記してある。

注(4) 人日〔じんじつ〕・上巳〔じょうし〕・端午〔たんど〕・七夕〔しちせき〕・重陽〔ちょうよう〕の節日の総称。人日は陰暦正月7日。七種〔ななくさ〕粥を祝う。ななくさ・人の日ともいう。上巳は陰暦3月の初の日〔み〕の日、後に3月3日。宮中では、この日曲水〔きょくすい・ごくすい〕の宴を張った。桃の節句・雛の節句・重三〔ちょうさん〕・じょうみともいう。端午は陰暦5月5日の節句。古来上巳（3月3日）を女子の節句とするに対し、これを男子の節句とした。菖蒲や蓬を軒に挿し、粽〔ちまき〕や柏餅を食べる。近世以降武士になって甲冑・武者人形などを飾り、庭前に幟旗や鯉幟を立てて男子の成長を祝う。戦後はこの日を「子供の日」として国民の祝日とされた。あやめの節句・重五〔ちょうご〕・端陽ともいう。七夕は旧暦7月7日の節句。たなばた。重陽〔陽数の九を重ねる意〕陰暦9月9日で、菊花の宴など行われた。重九〔ちょうきゅう〕ともいう。

注(5) 幼名勝千代丸、総次郎と称した。伊達吉村の第4子で、吉村が致仕した寛保3年〔1743〕その跡を継いで第6代当主となった。襲封当時は、府庫に3万両にのぼる剰余金が残されており、歴代のうちで最も財政的に恵まれた藩主といわれた。しかし、滔々と華美に流れる風潮に加えて、凶作・洪水・城下町大火など頻発し、領内は疲弊の一路をたどって行った。宝暦6年〔1756〕5月24日歿、39歳。大年寺に葬る。政徳院殿忠山浄信大居士と法諡す。

注(6) 原本は斎藤報恩会「常盤文庫」に所蔵されている。「本食い蟲五拾年」（常盤雄五郎）にこの書のことを次のように記してある。『この『仙台年中行事大意』は、元来二世十返舎一九著の『奥羽一覽道中膝栗毛』第四篇卷之下〔嘉永2年刊〕に載せられたもので、その記述は恠に真率で我が仙台の昔の年中行事を記して余蘊なく、外には見るを得ざる好文献である。私は古くこの年中行事の部分の写本を蔵していた。次いで原刻本を求め得たので悦びの余り、先年『仙台年中行事絵巻』を複製したときに〔昭和15年7月〕、三原良吉氏の応援をもとめて、其の解説中に校訂本を附載して置いた。ところが昨今諸方より、例えば仙台七夕の行事は如何なものであったか、というような照会が舞込んで来る。そこで一応は『年中行事大意』という本にあると回答する始末なので、畢竟この本のあることが知られて居ないのに原因することと思ひ、その全文を此処に附載した訳である。又一面には、この位のことは仙台の人々に常識として知っていて貰いたいという気持が手伝ったからでもあった。』

二世十返舎一九は、江戸末期下野国花輪に生れ、戯作者〔げさくしゃ。俗文学の作者〕を志し江戸の二世楚満人の門に入り、後に十返舎一九に就いて修業した。初め十字舎三九と

号したが、師の十返舎一九の歿後、二世一九と称した。本名糸井鳳助また鳳作と伝えられる。江戸大伝馬町に住んだ。嘉永2年頃東北を旅行して「奥羽一覽道中膝栗毛」を著わした。

資料 先祖の話（柳田国男）

日本の祭（柳田国男）

歳時習俗語彙（柳田国男）

仙台の七夕祭と盆祭（三原良吉）

仙台市史第6巻

仙台の年中行事（仙台観光協会）

仙台昔語電狸翁夜話（伊藤清次郎）

わしが国さ第24、36号（仙台協賛会）

本食い蟲五拾年（常盤雄五郎）

仙台年中行事大意（二世十返舎一九。「本食い蟲五拾年」、「年中行事絵巻解説」の内）

17. 工兵隊が架橋した旧仲ノ瀬橋

問 仲ノ瀬橋は、工兵隊によってはじめて本格的な橋となったのだと聞きましたが、それはいつ、どのようにして架けられましたか。

答 広瀬川のこの地点は、川の真中に瀬が露出しており、流れが二分されていました。仲ノ瀬という名はこれから起りました。今は大工町側は干上って、川原が川幅の半分以上を占め、しかも近年護岸盛土されて河川敷公園となり、流れは左岸沿いの一本だけとなっています。仙台開府時より約6、70年後に始めて架橋されたもののようで、川内大工町に通ずるので大工橋といい「延宝6～8〔1678～1680〕年間製作仙台北城大絵図」に支倉橋・評定所橋とともに初見されます。やがて、元禄7年〔1694〕10月3日、大工橋を中瀬橋と改めた記録があります。中瀬橋は、中ノ瀬を中継地として、両側に架けた長短2橋から成っていました。左岸寄りの長い方は、長35間幅2間で、その内17間は板敷橋で橋脚は1丈5、6尺の石積となっており、残りの部分は18間の土橋で、板敷橋と土橋とを継ぎ合わせたものでした。右岸寄り短い方は、長15間幅2間の土橋でした。明治時代に土橋の部分は全部木橋に改修されました。

昭和3年〔1928〕4月15日から6月8日まで、仙台商工会議所主催で、東北産業博覧会が仙台で開催されました。その設営工事が、その前年から着手されましたが、第1会場（川内の旧制二中の

新校舎)と第2会場(西公園)との連絡路をどうすべきかが、最大の難問となりました。両会場の距離は、広瀬川をへだてて、500 mそこそこでしたが、在来の仲ノ瀬橋は狭隘で老朽甚しい私設木橋で、博覧会用の順路として使用するには不適で安全性が懸念される状態だったのです。このままでは、大橋または澁橋を迂回することは避けられず、両会場は分断され、博覧会としては致命的な欠陥となるし、またその閉会后、新校舎へ移転する旧制二中生の通学上の問題とあわせて、対策がいろいろと検討されました。その一つとして、定禅寺通から直通の(現市民会館の所から川内までの)新規架橋案も出ましたが、兩岸の高低差が甚しいため、経費的にも(市の見積りによれば17万円)、技術的にも見通しを得ることはできませんでした。そこで最後の方策として、仲ノ瀬私橋の架替え以外にないと、軍に協力方を要請したものであります。これを受けた第二師団は、仲ノ瀬架橋が、川内所在部隊の利益につながることを考慮し、地元市民、商工会議所等の熱望を容れて快諾し、架橋工事の設計施工を軍が担当することになったのです。材料その他の所要実費6万5千円は、県・市・商工会議所及び地元受益者が分担しました。工事は、昭和2年9月11日から、川内の工兵第二大隊が作業に当り、総員400名を動員して、普通数ヶ月を要する延長172 m、幅6 mの堅牢な木橋を僅か20日間で完成しました。9月30日のことです。引継を受けた仙台市では、11月11日、西公園下仲ノ町通⁽³⁾に式場を設けて開通式を挙行し、小林八郎右衛門一家によって渡り初めを行いました。

翌年、計画通り開催された博覧会が、予期以上の成果を収めたのは、この架橋の賜物であり、川内の軍・民にとっての便益はもとより、旧制二中生の通学路としても、その後永く恩恵を受けることになりました。昭和10年には、コンクリート橋脚木橋に改造されました。なお、現在の仲ノ瀬橋は、昭和31年3月、8千780万円の工費で架け替えられたもので、長162 m、幅9 m、耐荷重量20 tの永久橋であります。

注(1) 「青山公治家記録」後編巻之70、元禄7年〔1694〕10月30日条に『……大工橋ヲ中瀬橋ト名附ケラル』とある。

注(2) 左岸の川岸に材木置場があり、対岸の大工町と関連があった。

昔、飛驒の木匠〔たくみ〕がここまでくると大水で橋が落ちて渡れなかったのが、彼は一晚で橋を架けて渡ったというので、この橋を一夜橋と呼ぶ伝説がある。

注(3) 「橋」(河北新報クリッピング、昭和40)に『仲ノ瀬橋は、昭和3年の博覧会に工兵の手で1週間^{×××}でかけられた列柱橋である。……』とあるのは誤

資料 東北産業博覧会誌(仙台商工会議所)

仲ノ瀬橋架橋工事写真帖(石川写真館)

仙台二中移転秘史(河合絹吉)

18. 戊辰戦争に奥羽越列藩同盟のフランス 陸軍教官雇入れのことについて

問 奥羽越同盟軍が、幕府が招いたフランス陸軍教官団の一部を、幕府瓦解のため幕府から離れたの⁽¹⁾を機会に、これを雇入れようとして、首席教官シアノアンに交渉した事実があります。この時に、シアノアン等と直接交渉に当たったのが会津藩士柏崎佐一及び米沢藩士稲葉某であることを、故田保椿潔氏が「史学雑誌第34編第12号」に収めてある「箱館役に現れたる日仏関係の考察」と題する論文にあると聞いています。ところが、米沢藩の記録には、その衝に当たったのは、会津藩の雑賀孫六郎、米沢藩の佐藤市之丞であると書いてあります。そこで、その何れが真実なのかを調べていたところ、某大学のT教授から、田保氏が柏崎及び稲葉がフランス士官雇入れの交渉に当たったと書いたのは、「仙台戊辰史」775～779頁及び834～835頁の記載事項を引用したものであるとの御指示を受けました。本県図書館には「仙台戊辰史」がありませんので、貴館に備え付けてありましたら、右該当の頁の記載によって、その交渉の経過ならびに交渉にタッチした人達の人名等をお教えてください。

なお、「仙台戊辰史」の著者名、発行年月日等お示しく下さるようお願い申し上げます。また当該頁のコピーをとって御頒布いただければ幸甚に存じます。

答 単なる聞き覚え等に基づいての御質問なので、大分錯綜混乱があるように思われます。先ず第一に柏崎及び稲葉という人物も、フランス士官雇入れのことも、「仙台戊辰史」の御指示の各頁には勿論、全巻のどこにも一語も記されていません。かえって、715～716頁に、雑賀と佐藤の名が現れておりますが、勿論両者の役割は別件であります。この両人が会津藩主松平容保〔かたもり〕と、白石にあった徳山四郎左衛門〔老中板倉伊賀守の変名〕および山中寛助〔同小笠原壱岐守の変名〕連署の書簡を慶応4年7月、品川沖に碇泊中の軍艦開陽丸に坐乗していた榎本釜次郎に手渡した事実が記されているのです。この書簡は、会津藩主らが榎本に対し、彼が掌握している旧幕海軍をもって、越後口の西軍の背後を突くよう要請したものです。これに対する榎本の7月21日付の返書が載っています。その文面には、徳川家の静岡移封の護送が来月20日頃までかかるので、それが終り次第艦隊を率いて仙台に赴き、その上で行動を協議したい旨が述べられており、当時彼の傘下に入っていたフランス士官のこと等については、全く触れていません。このことは「横尾東作翁伝」にも同様の記事があり、7月7日新潟開港会議所を代表して、仙台藩の横尾東作と会津の雑賀、米沢の佐藤が、11か国公使・領事宛厳正中立を要請した5藩（仙台・米沢・会津・長岡・庄内）重職連名の書簡を携え、同時に榎本との連絡をも兼ねて、英艦アルピアン号に便乗し津軽海峽經由横浜に向っています。13日西軍の手中にある横浜に上陸、3人は44番館スネル商会の2階に潜伏しつつ

使命を果すのですが、とにかく雑賀・佐藤兩名はこれ以外のことで「仙台戊辰史」には登場しておりません。T教授の教示は、何等かの誤解によってなされたものであります。

さて、シアノアンを長とする25人のフランス士官は、慶応元年（1865）の幕府とフランス公使ロッシュとの交渉で、陸軍教師として招かれたものです。同3年正月に来日し、幕軍の指導訓練にあたりましたが、幕府崩壊のため翌4年7月全員解約されました。シアノアンをはじめ、彼等の大部分は帰国したが、砲兵大尉ブリューネ等10名は、フランス士官の名誉にかけて旧幕軍を応援することを主張して、教官団から離脱して残留したといわれます。それらのフランス士官に対する奥羽越同盟としての引入れ工作があったかどうか、解明すべき資料が見当りません。もし、仮にそのことがあったとしても、全然実現を見なかったことは歴史の示すところであります。当の残留士官のブリューネやカヌーフ等は、榎本の開陽丸に乗艦、8月19日品川沖を脱出、26日寒風沢に到着しました。9月2日、ブリューネならびにカヌーフは榎本にともなわれて上仙、仙台城で藩主伊達慶邦に面接、翌3日は主戦派の軍議に加わり、9日には南境の戦線を視察しています。榎本はこの2人を同盟が雇入れて戦略を改める必要のあることを力説しています。しかしながら、同盟の盟主伊達慶邦は9日夜降服を決意し、翌10日夕刻降服使を發しており、一方の盟主米沢藩主も9月4日既に降服してしまっております。この期〔ご〕に及んで榎本は仙台を去り、10月初め旧幕艦隊を率いて寒風沢から北海道へ向けて出航しました。ブリューネ等は終始榎本と行動を共にし、箱館における旧幕軍の作戦に全面協力を続けました。そして翌明治2年5月1日、五稜郭の敗戦が決定的となった時、母国フランス軍艦に收容されて帰国しました。結局、仙台におけるフランス士官団の行動に徴しても、彼等と奥羽越同盟とのかかわりについて、さしたる問題を残すものではなかったのであります。

なお、「仙台戊辰史」は、戊辰史の定説を示した大著で、著者は藤原相之助、明治44年7月4日仙台荒井活版製造所発行。極めて残存の少ない稀観本でしたが、昭和43年5月10日復刻版発行。間もなく発行所柏書房が廃業したため、それも今では新本としては入手できなくなりました。

注(1) 「奥羽皆敵」とする薩長との決戦必至に追い込まれた奥羽25藩の重臣が、慶応4年5月3日仙台片平丁松の井御殿に会同して、従来の平和同盟を軍事攻守同盟に切替え合意調印した。後に越後の6藩も参加した。これを奥羽越31藩同盟と称する。31藩とは、仙台・米沢・盛岡・秋田・弘前・二本松・守山・新庄・八戸・棚倉・相馬・三春・泉・山形・平福山〔松前〕・福島・本庄・亀田・湯長谷・下手渡・矢島・一関・上山・天童・新発田・村上・松村・三根山・長岡・黒川である。しかし、同盟の結束は必ずしも強固ではなく、西軍の進攻が進むにつれて動揺が起り、秋田・三春・相馬の反盟、弘前・新発田の脱落等もあり、9月に入ると次々と敗北崩壊してしまった。この同盟成立のため最も尽力したのは、仙台の玉虫左太夫・若生文十郎であった。

注(2) 志士。諱は常綱「つねつな」、鳳号と号す。天保10年（1839）2月18日加美郡下新田

〔旧鳴瀬村〕に生れた。16才のとき仙台に出て、経史詩文を藩儒新井雨窓に学んだ。23才で江戸に遊学し、大学頭林学斎の門に入り、また仙台藩在江戸の学生の監督を命ぜられた。27才の時藩命によって横浜の米人宣教師ジェームス・ブラウンについて英学を修めた。慶応4年5月、30才の時藩の英学教授に任ぜられた。同月末、新潟開港会議所に葦名鞆負に従って出向した。7月各国公使宛の書簡を送達する命を受けて横浜に潜行した時、西軍は彼を逮捕するため500両の懸賞をかけたという。「仙台戊辰史」（藤原相之助）に『米人ライスト共ニ七月七日英国軍艦アルビアン号ニ塔シテ新潟ヲ発シ横浜ニ至リ各国公使及ビ領事ニ布配セリ』とある。使命を果たした横尾は、鉄砲売込みに仙台に向うライストの米国船で帰藩した。明治3年7月東京府少属となったが、翌4年2月、牛込早稲田に北門社〔東京専門学校、早稲田大学の前身〕を設けて、英学を教えた。同年5月、仙台藩知事伊達宗敦〔むねあつ〕が、英学校を百騎丁〔東二番丁〕旧医学館跡に創設して辛未館と称し、横尾を教授とした。辛未館は翌5年10月廃校となったが、特に注目すべきことは、明治の生んだ世界的な英語学者斎藤秀三郎が、わずか6才で特に許されて同校に入学していることである。11月、彼は神奈川県10等出仕となり、修文館校長を兼ね教育に従事した。ついで警視庁4等警視に命ぜられ、19年2月退職した。20年、火山3島〔硫黄島〕を視察した帰り、21年8月「南洋群島独案内」を発行した。24年、株式会社日本興信社を創立して南洋開発を企てた。35年足尾銅山鉱毒被害者を南洋に移す計画をたて、海軍に廢艦貸与を請願したが成功をみなかった。明治35年7月21日、友人富田鉄之助を小石川に訪問して対談中、にわかに発病し翌日遂に歿した。65才、東京谷中天王寺に葬る。「好日舎詩稿」1巻の著がある。

注(3) 五稜郭の戦いは、戊辰戦争最後の戦で箱館戦争ともいう。明治元年11月1日、榎本武揚は旧幕艦隊を率いて箱館に入港し、五稜郭に入った。五稜郭は旧幕府の築造した洋式要塞である。榎本は、北海道を根拠にし幕威の回復を図ったが、明治2年5月11日からの政府軍の総攻撃に敗れ、同月18日降服した。ちなみに、箱館の地名表記を、この後新政府が函館と改めた。

資料 仙台戊辰史（藤原相之助）

維新の内乱（石井 孝）

資料 榎本武揚（加茂儀一編）

横尾東作翁伝（河東田経清）

東一番丁物語（柴田量平）

19 戊辰戦争当時東北地方に出没した スネル兄弟について

問 山形県立図書館の御協力で、戊辰戦争当時東北地方に出没していたスネル兄弟について調査して
⁽¹⁾
いるものですが、こちらでは解明できない疑問点が出てきました。下記の事項についてよろしく御
指導下さい。

1. 庄内・米沢両藩関係の文書の中に、スネル兄弟との並々ならぬ関係を記しているものがあり、その関係で御地仙台・塩釜・寒風沢方面に出張していった人々の記録が散見されます。その中に屢々「仙台二軒茶屋」というものが現われてくるのですが、それはどこにあったもので、どんなところだったのでしょうか。一例に、慶応4年7月10日、仙台二軒茶屋において、フロイス人ライスネルと米沢・会津等の使臣が、鉄砲売買の契約などを行った記録があります。このように諸藩との取引があったのですから、地元仙台藩とライスネルとの間には当然大口の取引があったと推察されるのですが、いかがだったのでしょうか。
2. 酒井藩〔庄内藩〕を代表して本間外衛が、オランダ人エドワードスネル等と取り結んだ兵器取引の契約書の中に、現物は酒田港で受渡しする、戦禍が及んでそれができなかった場合は仙台で受渡しをするとしてあるものがあります。エドワードスネル等も仙台・塩釜あたりを舞台としていたものと推察されますが、どの程度の金額、どれ位の数量の取引をしていたのでしょうか。
3. 慶応4年7月10日フロイス人ライスネルが仙台に上陸したことを、仙台出張中の日記に記している庄内藩士がいます。このライスネルと、オランダ人スネルとの間には、何か関係がありそうに考えられるのですが、御教示を得たいと存じます。
4. 寒風沢に、置賜商人の桂屋喜助、石黒某等が生糸、蚕卵紙⁽²⁾などを持出して、外国船と取引していた事実を伝える記録がありますが、この寒風沢港というのは、どの程度の規模の港だったのでしょうか。また脱走軍艦を引きつれた榎本武揚なども、ここに寄港していることを書いたものもありますが、どうだったのでしょうか。
5. 元木省吾氏の「北方渡来」の中に戊辰9月19日、榎本武揚が、平松武兵衛と称したプロシヤ人⁽³⁾スネルと共に塩釜にきたことを書いてあると教えてくれた人がいます。榎本等の行動については、御地などでは詳しくおわかりのことと存じます。武揚とプロシヤ人武兵衛とが塩釜に同行したのは、何の理由からでしょうか。
6. これも人づてなのですが、「河井継之助伝」に、明治元年の9月24、25日頃、寒風沢出帆の外人スネルの船に便乗して、長岡藩の世子等が留学のため渡米する目的で、乗船はしたが、旅費や学費の不足から、遂に渡航を断念して下船したということが書いてあると知らせてくれた人がいます。このことについて、私は外人スネルが帰国しようとして寒風沢で船に乗ったという

事実に注意をひかれたのですが、これについて、もう少し詳しいことが知りたいのです。そしてこのスネルというのは、プロシヤ人スネルなのか、オランダ人スネルなのか、或はヘンリースネルなのか、エドワルドスネルなのか、また、彼が寒風沢を出帆したのは何月何日ですか。

7. 慶応4年8月13日頃、寒風沢には、元老中板倉静勝が潜伏していたようですが、この板倉に対し、庄内にいたスネルが手紙を出しているのです。その内容は不明ですが、手紙を受けた板倉が相当あわてていたことを、その場に居合わせた者から米沢藩士に通報しているのです。当時板倉は、この寒風沢で何をしていたのでしょうか。

答 第一に、小主題を解明するには、全般的な理解が基礎になりますので、幅広い読書が必要であること、次に、人づての情報や聞き覚えなどを個々無差別にとり入れると、本筋を見失い勝ちになるものであること、これらは大いに留意すべきことであります。

さて、スネルは、幕末戊辰の動乱に乗じて、大量の武器を売りまくった稀代の「死の商人」で、容易にその正体をつかめる人物ではありません。殊に、スネルという人物は、単独の1人とも、兄弟2人とも、或いは国籍のちがう同名複数人とも伝えられています。このため一層の不可解さがつきまわっているのです、何よりもこの点を整理してかかることが、その行動を理解しようとする上で最も肝要であります。

「死の商人」スネルは、実は3人の兄弟だったのです。横浜の開港は安政6年〔1859〕でしたが、彼等3人はその後間もなく、プロシヤ領事に随行して来日しているようです。スネル3兄弟はプロシヤ生れで、姓はガルトネル。長兄ガルトネルはスイス領事館書記官、次兄のエドワルドガルトネルは、ガルトネル姓を自らオランダ風にスネルと呼びかえ、プロシヤ領事館事務官、後にオランダ領事、末弟コンアートガルトネルは箱館〔後の函館〕のプロシヤ領事の職につきながら、横浜44番館にパテケ・スネル商会を設立し武器貿易を拡大して行きました。幕末開国当初に来任した外国領事やその随員は、本来の公務の傍ら、対日市場確保の使命の一端でもあったろうか、私的な貿易商として商才を発揮する者が多かったようです。3兄弟もその例にもれず、長兄ガルトネルは横浜本社、末弟コンアートガルトネルは箱館を拠点に武器の仕入輸送に当り、エドワルトスネルが奥羽越諸藩に大量売込みを続けたのでした。このエドワルトスネルこそが、東北の戊辰史に「死の商人」として出場してくるスネルなのであります。

スネルはもともとプロシヤ武官でもあったので、来日当初幕府のお雇い軍事教官として赤羽に住んで、「アカハネスネル」と自称したこともあります。後に彼は会津藩に召し抱えられたと称し、丸に葵の紋付羽織に袴を着用、大小を帯び、自ら平松武兵衛と名乗ったり、また通訳兼番頭として会津藩士田中茂手木（もと六三郎）を側近に従えるなど、スネルは深く会津藩に食い入り、横浜の外人筋では、彼を会津の大蔵大臣スネルと呼んだこともありました。狡猾無類のスネルが、南北戦争などの廃銃を売込み、機敏に諸藩の機密を握り足許につけ入るような増長ぶりを発揮している中で、スネルを利用すること最も巧みであったのは、独り長岡藩の英傑河井継之助でした。河井は、

日本に輸入された唯3門の最新鋭ガットリング機関銃（200～300発の連発銃）を2門まで、スネルから入手しています。戦火をくぐって、縦横に暗躍し、莫大な巨利をむさぼる「死の商人」スネルは、保身のためプロシヤは勿論のこと、オランダ・イギリス・フランス・イタリア等数か国の国籍を巧妙に使い分ける知能も備えていました。記録により、まちまちの人物として浮び出ているのもそのためです。

慶応4年〔1868〕5月30日、新潟奉行所から米沢藩が市政権を獲得し、米沢は仙台・会津・庄内4藩との共同管理機関、新潟会議所を設置しました。時あたかも、北越方面は西軍との戦線が膠着しつつあった頃でした。それ以後7月の終りまで、新潟は同盟軍の占領地内に確保され、その軍需補給港として、重大な役割を演ずることになりました。これに先だち、5月12日には、オランダ領事と自称したスネルが、いち早く新潟に上陸し、白山の寺院を借受けて居留する旨を奉行所に届け出ています。スネルは、ここを拠点として、武器売込みに狂奔することになりました。スネルが、新潟港に陸揚げして同盟諸藩に供給した武器類の総額は不明であるが、米沢藩に売込んだ小銃、火薬などの合計金額だけでも11万6千6百ドルにのぼるといわれます。庄内藩には酒田港があり、仙台領には寒風沢港があるので、新潟港に依存したのは、主に会津と米沢の2藩でした。スネルは「死の商人」の本領をむき出しに、会議所に入入りしては政治上、軍事上の強力な発言をしているようです。仙台藩の横尾東作が横浜に携行した11か国公使・領事宛厳正中立要請の書簡も、彼の発議によるものでした。また、白石で徳山四郎左衛門と変名していた元老中板倉伊賀守を、新潟の外交事務総裁に迎えることになったのも、スネルの意見に基づいたものです。或いは、サイゴンで外人部隊が同盟側への参戦の機をうかがっているから輸送船を出して迎え入れるべきだと、会議所の重役を躍らせるなどしています。その間にも、スネルは諸方に出没しており、会津で鉱山を視察したり、「物産見立」のため米沢へ赴いたこともあり、これは武器代の見返りその他の利権をねらったものだともいわれます。「仙台戊辰史」にも、『九月九日〔慶応4年〕プロイスの副将スネルナルモノ登城〔仙台城〕軍事上ノ建言ヲナス』という記事があり、スネルはこのような大胆な行動を敢行しています。外国事情にうとい同盟諸藩は、彼を増長するにまかせながら、絶大な信頼感をもっていただいていたものようでもあります。7月29日、新潟は西軍に占領されてしまったが、スネルはその前日まで、チャーターしたイギリス船2隻によって、武器補給を続けました。遂にスネルとその部下数人は西軍に逮捕され、4万7千ドルほどの武器、現金も押収されたが、オランダ領事としての身分に物言わせ、間もなく釈放されました。途端にスネルは西軍に対し10万両の損害賠償を要求し、全額を支払わせています。そして、その後も横浜や箱館の兄弟と連動しつつ、「死の商人」として活動しました。やがて、内戦が終結してからもスネルは日本に在留しています。そして、明治2年5月、アメリカ移住を志す会津人〔20人とも30人とも明らかではない〕をひきい、カリフォルニア州のゴールドヒルに入植、「ワカマツコロニー」を作ったが、2年目に失敗に終り、入植者は離散し、スネルは帰国したと伝えられます。しかし、渡米してからもいくたびか日本との往来が

あり、明治3年に横尾東作が、東京築地に彼を訪問している事実があります。また、事業家・利権屋としてのスネルの足跡の一つが「神仏分離史料」第1巻（村上專精〔等〕編）に次のように記されていることから知る事ができます。『明治3年10月に、長昌院靈屋は7千6百56両、お七方靈屋は1万4千7百60両1歩で、西洋人スネルと云う者に売却し……今日寛永寺にその詳細の記録が存してある。』

以上スネルについて知られていることを、資料に基づいて総説した上で、おたずねの疑問点毎に下記の通り補足いたします。

1. 仙台北下町の新寺小路の東郊で、宮城野原を南北に通ずる東街道〔あずまかいどう〕の西側に沿う南目村分に、幕末頃、大久保屋・鹿島屋（金華亭）という2軒の茶屋がありました。これを二軒茶屋と呼んだのです。なお、これにちなんでこのあたりの小字名を二軒茶屋と称するようになりました。東街道は中世国府多賀城に通じた官道だったが、仙台開府後は、煩雑な城下町を通過することなく、その外側を直進する簡便な最短コースとなっていました。幕末の風雲が急をつけると、南の白石・福島方面、北は塩釜・松島・寒風沢へと急務を帯びた人馬の往来が、にわかにあわたしくなったのは当然のことでした。嘉永6年〔1853〕6月建立の原町若竹地点の道標に、『南 長町宮城野いてふ道 一里』〔北 塩かま松島 三里十九丁 六里十五丁』と刻まれているのが、そのことを物語るものです。城下中部の東端と東街道いてふ道との接点附近に二軒茶屋が建って繁昌し、時には他藩の使臣がスネル等との商談の場とするには、地の利を得た恰好なところだったのです。仙台の大口武器購入は、横浜に担当者をさし向けて行われ、後にはスネル等からの売込みもありましたが、特に他藩の場合のように、二軒茶屋を商談の場所としなければなかったことはなく、そのような資料もまたありません。

なお、「フロイス人ライスネル」とありますが、フロイスという国は存在せず、またライスネルという商人も知られておりません。外国語の聞き取り、表記にうとく不慣れなための「プロシヤ人スネル」の誤りと考えられます。

2. 当時の海上輸送ルートは、横浜→仙台沖（寒風沢港）→津軽海峡→日本海→酒田港→新潟港でした。日本海の制海権は西軍の手中に入り、その進撃とともに、このコースを逆におさえながら北上することは、当然想定されることです。予め第二の受渡港を設定したのはこのためです。スネルは新潟を拠点としていたことは上記の通りで、仙台辺には必要の都度現われているようですが、彼の営業状態など知るべくもないことで、取引額を示す資料などはありません。

3. 「フロイス人ライスネル」は実在せず、「プロシア人スネル」の誤記であること、上述の通りです。

4. 寒風沢は松島湾の外洋側の一小島で、藩政時代は大型和船の寄港場でした。仙台領沿岸には良港がなく、海上輸送用の大型船の接岸できるのは、古来「冬寒風沢、夏小淵」といわれ、この寒風沢と牡鹿半島の小淵〔こぶち、旧大原浜〕の2港ぐらいなものでした。寒風沢と塩釜又は荒浜

間は小舟輸送でリレーするほかはなく、出入の貨物は直送できないので一旦ここに荷揚げして、積替えを行ったものです。安政4年（1857）仙台藩初の西洋型軍艦開成丸の建造もここで行われました。また慶応4年8月26日、榎本武揚の率いる旧幕艦隊がここに投錨⁽⁵⁾して、10月上旬まで碇泊していました。「死の商人」の外国船も、専らここに出入していたものです。

桂屋喜助とは、後に大倉財閥を築いた大倉喜八郎が米沢城下に設けた出店です。喜八郎は、越後新発田から江戸に上り、商人としてたたき上げるが、幕末動乱に乗じて「死の商人」に転身、彰義隊をはじめ国内諸藩へ懸命に武器を売込みました。米沢に出店を設けたのは、国外に名声の高かった米沢産の生糸や蚕種を大量収荷して寒風沢から横浜に積出し、一方横浜から入手した小銃や弾薬を上杉家に売付けて巨利をあげるためでした。桂屋はその商用で寒風沢に来ていたのです。

5. 榎本武揚は寒風沢に入港してから、旧幕軍隊は寒風沢・塩釜・松島・石巻等に分屯させます。そして、彼自身は仙台北国分町の外人屋に滞在して、脱走旧幕軍と仙台藩あげでの徹底抗戦を促し、仙台藩の降服後も極力画策をつづけていました⁽⁶⁾。しかし、仙台藩の再起も見込めなくなったので、9月19日、20日頃彼は仙台を退去して寒風沢に向いました。塩釜はその途中です。この時、スネルもまた同地に現われていますが、強いて両者の同行を理由付ける資料はありません。榎本の胸中には北海道転進の決意があり、スネルにはあくまで「死の商人」の行動目的があっただけとするのが自然です。
6. 北越戦線において、最も果敢に勇戦した長岡藩が敗れ、総指揮の河井継之助が、慶応4年8月16日、会津領内で陣歿しました。藩医小山良運が、河井の遺志に基づき、世子牧野鋭橋を擁護し継之助の子忠太郎ほか少年数名を付添わせ、寒風沢から外国船に乗船フランスに亡命留学させようとしたが、費用不足のため不成功に終わってしまったのは事実です。丁度、スネルの長兄ガルトネルが帰国することになっていたため、彼にその一切を託そうとしたのでした。スネル〔エドワルトスネル〕の名でこのことが伝えられているのは誤りであります。寒風沢にはまだ榎本艦隊が碇泊中の明治元年9月24、25日頃とされているだけで、仙台は当事者でもなく、且つ敗戦直後の混乱時でしたので、出港月日を正確に記録した資料などは存在しません。
7. 元老中板倉伊賀守勝静〔備中松山5万石の藩主、徳山四郎左衛門と変名〕は、同じく元老中小笠原壱岐守〔中山寛助また静翁と変名〕と共に7月初めから白石におり、奥羽越列同盟の主導権を握り、12日には輪王寺宮を迎えて側近にあり、同盟公議府を主宰していました。7月下旬、板倉は外交事務総裁として新潟会議所へ赴任の途中、29日同地が陥落したので引返しています⁽⁷⁾。8月に入ると南境の戦線は次々と突破され、後退する将士は仙台北城下へ雪崩こみ始めました。一方新潟失陥に引つづき8月11、12日には村上城が陥落して、北越方面は西軍の攻勢に完全制圧されてしまいました。スネルが庄内にいたのは、新潟で西軍に逮捕、釈放された直後のことです。板倉が寒風沢で、スネルからの手紙を受けたのは、このような状況のときでした。板倉が、たま

たま寒風沢に来ていたのは何のためであるか不明ですが、御来書にあるような潜伏行動をとっていたものではありません。

注(1) 明治維新の明治元年〔慶応4年9月8日改元〕の干支〔えと〕が戊辰なので、この年から翌年にわたる政府軍と旧幕府側との戦争を総称して、このように呼ぶ。薩摩・長州藩を中核とする倒幕派の挑発により、慶応4年1月3日鳥羽・伏見の戦が起り、政府軍の江戸進撃は、徳川氏の恭順により無血江戸開城となり、彰義隊の抵抗もあったが鎮圧された。しかし、仙台・米沢など東北諸藩は薩長の専横に憤激して、奥羽越列藩同盟を結んで抗戦したが、同盟諸藩は次々と敗れて降服した。箱館を占拠した榎本武揚らの旧幕海軍も、翌明治2年5月13日降服して旧幕勢力は一掃され、倒幕派の藩閥〔明治政府の指導権を握った薩摩・長州・土佐・肥前4藩出身者による排他的結合〕による明治新政府の基礎が確立された。

注(2) 当時、蚕の病気にあえぐ養蚕国イタリアは、日本からの蚕種の供給に大きく依存していた。

注(3) プロイセン。ドイツの最も強大な一王国であった。後にドイツ統一の核心をなした。

注(4) 「長町」は行先。「宮城野いてふ道」とは、宮城野原西北端に有名な姥銀杏〔乳銀杏ともいう〕があり、樹齢約千年、高さ32m、幹囲8m〔大正15年国指定天然記念物〕の大木で遠方からも望見できる目標物で、東街道はこの銀杏近くに沿っていたのでこのように呼ばれたのである。

注(5) 仙台藩では、海軍力強化のため、安政3年〔1856〕8月26日、江戸の造船技術者三浦乾也〔けんや〕を招き、寒風沢において軍艦建造に着手、翌4年7月14日完成。「易経」の『開物成務』をとって開成丸と命名した。長さ約33m、幅約7.5m、大砲9門を装備した2本マストの洋式軍艦であった。江戸まで回航したこともあったが、間もなく座礁事故を起して廃艦となった。寒風沢に「寒風沢造船碑」が建っている。

注(6) 奥筋の諸侯の参勤途中の宿泊のため仙台北下に設けた本陣をこのように称した。外人屋の称呼は「義山公治家記録」巻之3、寛永18年〔1641〕11月5日条に初見。もと大町頭にあったが、元禄頃から国分町に移され、国分町上席検断米川十右衛門家がこれを兼ねた。なお、脇本陣は南町に置かれ、国分町の中程には宿屋が軒を並べていた。

注(7) 伏見宮邦家親王の第9王子として、弘化4年〔1847〕2月御誕生、嘉永元年8月仁孝天皇の御猶子となり、安政5年11月御得度、法諱を公現と称せられた。翌年2月江戸東叡山に入られた。慶応4年〔1868〕彰義隊の戦争で上野を焼かれた親王は会津にのがれ、更に米沢を経て7月2日仙台入りをされた。仙岳院に入られた22才の宮は、奥羽越列藩同盟に推戴され、やがて樹立されるべき「真勤王政府」の首班につかれることになっていた。このことについては「宮城県の歴史」（高橋富雄）・「戊辰戦争の分析」（遠藤進之助。「東北史の新研究」の内）参照。しかしながら、奥羽越諸藩は次々と西軍に屈服してしまった。宮は10月12日仙台を出発して東京に向かわれた。その後謹慎を解かれた宮は、明治2年から10年までドイツに留学、その間

に北白川宮家を継がれた。12年歩兵中佐に任官、25年には中將に進み、第6、第4師団長を経て28年1月近衛師団長に補せられた。日清戦争が勃発すると満洲戦線に参加された。28年終戦となったが、帰還のいとまもなく引続き台湾守備の命を受けて転進された。島内平定を進められるうち病に侵された。酷烈な風土の中で、病苦を押してなおも諸軍の指揮を続けられたが、遂に10月28日薨去された。

資料 仙台戊辰史（藤原相之助）
横尾東作伝（河東田経清）
維新の内乱（石井 孝）
東北の歴史下巻（豊田 武編）

20 個々の家の系図

- 問 1. 私の先祖は八幡氏に仕え、八幡氏没落後は留守家の家臣〔陪臣〕となって幕末に至ったと聞いています。私の家の系図をお知らせください。
2. 伊達家直参だったH家の者です。私の家の系図を御教示ください。
3. 私の家の祖先は、源義家から神官に命ぜられたと聞いています。私の家の系図を教えてください。
4. [その他同様の問多数]

答 図書館は、図書資料に基く奉仕を提供する機関ですので、その機能には限界があります。一家の系図の提供など、図書館の取扱わない事項の一つとしています。その理由は、申しあげるまでもなく、個々の家の系図そのものを、図書館が所蔵していないからであります。系図とは、「一家の祖先から代々の系統を書き記した表」であって、家長から家督相続者へと、その家⁽¹⁾のみ伝承される尊厳にして唯一のものであります。また、本来はプライバシーにかかわる重要事であり軽々にこれを複製して公表したり、刊行したりするものではありません。従って、それらを一々図書館が入手することなどは、あり得ないことです。

特別な場合、系図調査の手がかりや、補助となる資料ならば、皆無というわけではありません。伊達家の世臣すなわち禄100石以上の直臣1,119家及び医員110家について、祖先からの主なる事績を書きあげさせたことがあります。それを編纂したものに「伊達世臣家譜」があります。ただしこれは系図そのものではないことと、この書きあげ時点から現在まで、約150年⁽²⁾の空白期間があるという点は注意しなければなりません。

系図がないため、系図調査を志すときは、あくまで自家の家伝資料（日記・記録・過去帳・同族縁類の過去帳・位牌・葬儀還暦賀寿等に関する資料・触書・往復文書・帳簿・土地に関する書類・金銭貸借書類・先人の書画・随筆・詩歌・藩主や名門からの拝領品・辞令・家譜書上の写・勤功書など）、それに墓碑銘、戸籍謄本・除籍簿等を基本にして、自分自身から倒叙的に溯っていくのが本筋のようです。くわしくは「家系系図の入門」・「姓氏と家系」（太田亮著）等について地道な研究をされるようおすすめします。とにかく無からのスタートですので困難が多く、所期の結果を求めることは容易ではありません。かって江戸時代にも「系図屋」とか「系図売買」の事実がありました。今流行の系図協会とか系図学会と誇称する営利的な「系図業者」等の無責任な甘言に惑わされないことも肝要です。

注(1) 既存系図で真実なものはなく、贋作や誤りが多いと系図学者はいつている。立派に表装された系図書は、田舎まわりの系図作者、あるいは京都・江戸等で作らせたものが多い。寧ろ粗末な簡単な形態のものの方に真実な系図があるといわれる。また、いかなる家系でも、ある時代まで溯れば、それ以上はわからなくなるのが常で、「不詳其先」とか「不詳出自」と系図の書き初めにあるのは、そのためである。

注(2) 仙台の第6代伊達宗村が、田辺希文〔まれぶみ〕に、世臣〔禄100石以上〕の家譜書上〔かきあげ〕の編纂を命じた。希文は未完成のうちに歿した。宗村もまた他界したので7代重村がその遺志を継ぎ、希文の子希元〔まれもと〕に編纂を続行させた。希元も途中で歿したので、更にその子希績〔まれつぐ〕に命じて余稿を継続させた。寛政4年〔1798〕12月に至って、3代相つぎ、数十年の歳月をかけて大成するに至った。17巻199冊の龍大なもので、伊達家門外不出の書であったが、仙台叢書刊行会が、昭和11年から13年にかけて「仙台叢書」続刊第2～7巻の6冊本として活字化した。その後久しく入手難となっていたが、昭和50年3冊本として復刻された。これは、正編又は前編と呼ばれ、「甲集」〔31巻32冊〕「乙集」〔17巻90冊〕と呼ばれる続編がある。前編の記事は明和〔1764～1771〕を以て終っているので、明和年中から寛政2年〔1790〕6月までの事実を書き継いで続編甲集とし、更に寛政2年7月から文政7年〔1824〕までの記事を書き継いで続編乙集として、田辺希績とその子希道が編纂して完成したものである。原本が仙台市博物館に所蔵されており、その影印本が昭和53年4冊本として公刊された。

なお、「伊達世臣家譜」編纂の資料の一つとなったものに「延宝故牒」〔「延宝4年〔1676〕～7年〔1679〕御知行被下置御帳〕がある。10石以上の知行拝領の家臣の由緒を記録したものである。宮城県図書館蔵。昭和53～54年「仙台藩家臣録」5冊本として活字化された。

また、伊達家・一関田村家等の大名華族だった家系については、「寛政重修諸家譜」〔かんせいちょうしゅうしょかふ〕1,530巻がある。徳川3代将軍家光が、万石以上の諸大名

にその系譜の書上を命じ、儒官に編纂させ寛永20年〔1643〕完成した「寛永諸家譜」にその後の記事を書き継がせ、更に万石以下の目見〔めみえ〕以上の家伝を上進させてこれに加え、増補改修したものである。堀田正敦〔ほったまさあつ。第6代伊達宗村の六男。佐野城主堀田家に入嗣。幕府若年寄勤続43年〕を編修総裁として寛政11年〔1799〕着手、文化9年〔1812〕大成した。さきの「寛永諸家譜」書上の際は、ほとんどが、早急に遠祖を偽作するか、先祖伝説を潤色するかしたので、その後倒叙的に作ったそれぞれの家系と一致しないものが少なくなかったといわれる。

21 「桜ヶ岡」の「ヶ」を「が」と 読ませるのは何故か

問 住居表示で、西公園が「桜ヶ岡公園」となりましたが、この「ヶ」を「が」と読ませるのは何故でしょうか。また、どうして「桜ヶ岡」と書かなければならないのでしょうか。

答 「桜ヶ岡」とか「榴ヶ岡」「旭ヶ丘」などと書かれている場合の「ヶ」は、一見片仮名の「ヶ」と同形ですが、実は全く別個の漢字「个」の字体の一つなのです。このことが、根源的な問題解明のヒントです。この「个」は中国では現在でも常用されていますし、わが国でも明治以前には普通に使われており、古書にはよく見られる漢字でした。「異体字研究資料集成」第5巻の内の「省文纂攷」（松本愚山、享和3〔1803〕）に『个箇。古作个。後人多用个字。此間、俗作ヶ者非。』同書第10巻の内の「俗字略字」（黒柳勲、明治43）に『音モ義モ同ジクシテ略字視セラルルモノ。箇个。个个』とあり。その音は「こ」・「か」で、箇・個よりも以前に生まれた漢字で、箇・個と同じく物を数えるに用いる語です。それは現在でも

一ヶ→一个→一箇（いっこ）

二ヶ→二个→二箇（にこ）

一ヶ条→一条→一箇条（いっかじょう）

一ヶ所→一个所→一箇所（いっかしょ）

のような日常用語の表記と発音が、个→ヶの意味と発音とを端的に示していることでも知ることができます。また、この字はその音（か・こ）を借用して「か」・「こ」の音を示す送り仮名としても使われてきました。この送り仮名慣用が根強く現代にまで尾を引いているのです。これに反して同形の片仮名「ヶ」は、漢字「介」〔「け」の音をもつ〕を字母として省画作字されたもので、唯一「け」の音をもつだけであることは、いうまでもないことであります。以上のことから「桜ヶ

岡」の「ケ」は、現行片仮名の「ケ」ではなく、漢字「个→ケ」の音「か」を借りたもので、従って「さくら[×]けおか」を、無理に「さくらがおか」と読ませるような、不合理なものでないことが明確になります。なお、濁点のない「ケ（か）」を「が」と読むのは、上代日本語には清音しかなく濁音が発生してからも濁点を打たなかった伝統によるものです。この慣例は、今でも和歌や書道の社会に残存しております。

次に、「桜ケ岡」というおよそ現代的でない表記の仕方には多くの問題があります。まず、この公園は、明治8年〔1875〕6月の開設で、「桜岡公園」または「本柳町公園」と公称されたことが諸記録に見られます。そして明治35年、東公園として「榴岡公園」が設けられて以来、それに対する「西公園」の呼び名で、永く市民に親しまれ定着してきたものです。「仙台市都市公園条例」（昭和40年仙台市条例第32号）に規定された公式名称も「西公園」であり、バス停の名称も「大町西公園前」となっており、知名度・通用度において桜ケ岡公園の方は問題になりません。甚しいことには、地図上で桜ケ岡公園〔住居表示地域〕の中に西公園〔公園地〕がある形で図示されていることです。このような不都合はともかくとして、「桜岡」という漢語風の雅名と、「さくらがおか」という日本的呼び名を調整するため、送り仮名「ケ」〔か〕⁽⁴⁾が取付けられて「桜ケ岡」とする表記も次第に見られるようになりました。⁽⁵⁾開園時、伊勢堂山からここに遷された荒巻神明社の正式社名「桜岡大神宮」は、送り仮名の助けを借りようとしません。送り仮名を入れるか、入れないかは論外としても、⁽⁶⁾今では片仮名の「ケ」と同一視されてしまった漢字「ケ（个）」を、いつまでも尤もらしい送り仮名として固執するのは適当ではありません。郷土研究の大家小倉博著「仙台」では、⁽⁷⁾このような送り仮名「ケ」を排し『藤が崎・榴が岡・米が袋・経が峯・茂が崎』と表記しています。漢字「ケ（个）」の知識皆無にもかかわらず、「ケ」を使う方が、何かしら尤もらしい、由緒ありげだとするのは、全く意味のないことです。現行の片仮名の字体が正式に一音一字体のものに確定されたのは、明治33年の文部省令によってでした。その時点で、同形別字「ケ」と「ケ（个）」の同在混乱を避けるために、旧来の「ケ」を「こ」・「か」の発音に当てる使い方は廃止されるべきでした。にもかかわらず、国語改善のためになされて来た発展方向から、この旧物の部分だけが遊離し跛行しているわけです。多くの人々に漢字「个→ケ」についての知識のあった時代、そして「ケ」が必ずしも国定の片仮名の1字とは限らなかった時代は別として、現代の「○ケ○」式の表記法には、大いに批判すべきものが含まれております。

注(1) 同形別字は外にも例がある。また多数別字の同形もあり、文書難読性の要因となることがある。

注(2) 阿→ア、伊→イ、宇→ウ、江→エ、於→オ、介→ケ……のように、漢字の画〔かく〕を省略し、その偏〔へん〕・旁〔つくり〕・冠・脚などをもって作ったもの。平安時代初期、漢文訓点の送り仮名に使ったのが始まりで、様々の字体があった。問題の「ケ」を「か」の音にあてる使い方も、発生は違いますが、片仮名の中に何時からか混入した。片とは漢字の

片方または不完全の意味。仮名とは「かりな」の音便「かんな」から変った。名とは文字のこと。

注(3) 本柳町という所在の町名からいう。明治23年3月31日仙台市議会決議「公園地管理の件」に『当市本柳町公園地は……』とあり、その他の公文書にも散見。

注(4) 一般にこのように、地名などに漢字2字をあてるのは、和銅6年〔713〕5月2日、元明天皇が「諸国郡郷の名は好き字〔漢字2字、中国文化のバランス尊重の影響〕をつけよ」と詔したことに始まり、後世漢学趣味の参画したものも見られる。公園名の桜岡もその類で、上注(3)のように、公式記録には本柳町公園の方が多出する。「好き字……」の詔についての記事は「続日本記」〔しょくにほんぎ〕巻6に、『和銅六年五月甲子。制。畿内七道諸国郡名好字。其郡内所生。銀銅彩色草木禽獸魚虫等物。具緑色目。及土地沃瘦。山川原野名号所由。又古老相伝旧聞異事。載于史籍。亦宜言上』

「続日本記」は「六国史」〔りっこくし〕の一。40巻。「日本書紀」の後を受け、文武天皇〔697〕から桓武天皇〔791〕までの編年体の史書。菅野真道・秋篠安人・中科巨都雄らが、桓武天皇の勅を奉じて延暦16年〔797〕撰進、略して「続記」という。「六国史」とは、奈良・平安時代に編纂された官撰の6部の国史。即ち「日本書紀」「続日本紀」「日本後紀」「続日本後記」「文徳実録」「三代実録」〔清和・陽成・光孝3代の史書〕の総称である。「風土記」〔ふどき〕が、上記の元明天皇の詔によって、諸国に命じて、郡郷の名の由来・土地の肥瘦・産物・古伝などを記して撰進させた地誌。完本としては「出雲風土記」のみであり、常陸・播磨・豊後・肥前のものは一部分伝存する。文体は国文体を交えた漢文体。江戸時代に編まれたものと区別するため「古風土記」という。また「風土記」の逸文を集めて国別に編集したものに、栗田寛の「纂訂古風土記逸文」(明治31年刊)等がある。

注(5) 漢文を訓読するために、漢語の右方に書きそえた活用語尾、または助詞・助動詞などを表わす仮名。また、国文を読む場合に、漢字で書いた語の読みを明らかにするために、その語の末部を漢字の下につけて表わす部分をもいう。

注(6) 古くから宮城郡荒巻村にあった小祠に、伊達政宗が元和7年〔1621〕伊勢両宮の分霊を勧請して祭祀を厚くし、神明宮と号し、その地を伊勢堂山と呼んだ。後、天和2年〔1882〕4代綱村が社殿を改築するなど、伊達家代々崇敬の社であった。もと別当神宮寺があったが、維新の際廃止された。明治2年村社に列せられ、荒巻神明社と改称した。同5年仙台大町佐藤助五郎等が協力して本柳町〔今の西公園〕に遷し、同8年県社に列し社号を桜岡大神宮と改めた。

注(7) 仙台の歌人小倉茗園〔めいえん〕の三男。旧制二高から東大国文科に学んだ。東大在学中は大槻文彦のもとで過して薫陶を受けた。明治42年母校旧制二高教授、大正10年宮城県第二高女〔現二女高〕校長、大正12年東北大助教授となった。大正13年、仙台につい

での最も簡潔で最も正確な歴史と現状のガイドブック「仙台」初版を公刊した。これは戦災前の仙台を記述した文献として古典的な価値をもつ名著である。大正15年斎藤報恩会に移り、博物館図書部主任として東北資料の充実と事業運営に、大きな功績を残した。郷土史研究者としても、終始斯界の先頭に立ち「仙台郷土研究会」創立の音頭をとり、その機関紙発行に献身的な情熱を注いだ。彼の郷土史への最大の寄与は、伊達政宗に関するものであった。政宗伝記の第一級とされる「伊達政宗卿」（昭和10年刊）、大著「伊達政宗卿伝記史料」（昭和13年刊）は、委員長として編纂したものである。政宗言行録「御名語集」を校合出版したのもその頃のことであり、それに続く「伊達家治家記録」のうち性山公〔輝宗〕・貞山公〔政宗〕の部の活字化公刊〔昭和13年〕のための協力も彼の大きな業績であった。「仙台」と同様に高い評価を受けたものに「松島」（昭和3年刊）がある。歌人としても多くの門下の指導に当たった。御歌所寄人の候補に選ばれたが、昭和19年3月5日東京で客死した、68才。新寺小路愚鈍院に葬る。その兄弟伸吉・進平・勉・強は、いずれも学究として大きな業績を挙げ、学者兄弟として有名であった。

資料 漢和大辞典（諸橋徹次）

国語学辞典（国語学会）

22 「西風」（地名）の読み方

問 東仙台の小鶴に西風という小字があるが、何と読むのか。

答 「安永風土記御用書出」の宮城郡小鶴村の部に、15屋敷の一として西風（ならい）屋敷があります。西風はこの地のこと(1)で、「ならい」と読ませます。「仙台市地名簿」（仙台市総務局庶務課昭和41）にも『西風ならい』、「仙台市町字名コード表」（仙台市総務局電子計算課）にも『小鶴字西風コズルアザナライ』と載っています。

ならいとは、三陸から熊野灘に至る太平洋岸で冬の強い風のことをいいます。西鶴の「五人女」(2)にも『ならいはげしく……』などとでできます。風の方角は地域によって異なり、例えば「全国方言辞典」（東条操編）には、

- 『1. 西北風（常陸・千葉）
2. 北風（千葉・伊豆大島・三宅島・八丈島・神奈川・大分）
3. 東北風（江戸・千葉・伊豆三宅島・静岡・愛知県愛知郡・三重）
4. 東風（静岡県安倍郡・愛知県知多郡）

5. 西南風（岩手県釜石）」とあります。「ならい」に漢字を当てる場合は、その地域のならいの風向にあわせて、千葉では「北風」、静岡では「東北風」などとしています。「松島町誌」第2版には『北西風ナレイ』、「陸前北部の民俗」（和歌森太郎編）には『北西風ナライ』、「和船の海」（小山亀蔵）に『冬の西風時化（ならいじけ）は長いのですが……』とありますが、仙台地方では冬季間西風〔正しくは北西風であるが、庶民の大まかな体感で〕が多いので、ならいと言う言語に「西風」の漢字を当てることになったようです。「軍法戦略」（林子平著、仙台市博物館所蔵写本、昭和53第一書房刊「新編林子平全集」第1巻の内）に『知風—— 舳ヨリ吹ヲ追手ト云左右ヨリ吹風ヲ披ト云軍中ニ披ラキト云ヲ忌東風西風（コチナライ）ト云晴天無風時ハー二丈ノ竹ヘ鳥羽二尺ノ糸ヲ付結押立見ルヘシ則風知レル也向風ニ忌追風ヲ理トスル也』とあり、「津方萬見合留」（「宮城県史」第31巻の内）にも『西風ナライ』とあります。

この「ならい」は、北国のきびしい生活に避け難くかかわってきたもので、諺や労作唄にまで取り入れられているのを見ます。「仙台民俗誌」（三原良吉、「仙台市史」第6巻の内）や「言語民俗」（藤原勉、「宮城県史」第20巻の内）に『夏西風（ならい）は雨を呼ぶ（仙台地方夏季海岸方面へ風が吹くと雨になる）』『春の西風は黒金通す（春の海岸の西風は寒い）』とあり、「豆ひき唄」（昭和10年頃後藤桃水作）の一節に『風はならいで日和がつづく今年や豆作大当り』などとあります。そしてまた、「西風」は地名として、古くから歴史の中に刻み込まれてきました。

「西風」地名は意外に多く、しかも海岸部に止まらず内陸部にも存在していることは、風土気候と人間生活との密関を物語るものであります。一例を「宮城郡誌」に取りますと、『大沢村……大倉の中央を貫流せる大倉川は自ら地勢を構成して両断せられ、北を日向側（ひなたがわ）南を西風側（ならいがわ）と称す。』などとあります。「西風」地名を全県的に拾いますと「宮城県各村字調査」に次のようにあります。〔ナラヒの傍訓略〕

(4) 『伊具郡川張村「西風沢」、宮城郡下愛子村「西風蕃山」、大倉村「西風側」、小鶴村「西風」、黒川郡吉田村「大畑西風」、石積（イシツモリ）村「西風沢」、志田郡斎田村「西風」、玉造郡上山里村「西風北沢」、栗原郡畑岡村「西風下」、長崎村「西風」「松西風」、文字村「中山西風」、梅崎村「西風」、桃生郡女川村「西風沢山」、中島村「西風当山」、牡鹿郡給分浜「西風当〔ナラテ〕」、沢田村「西風」、本吉郡気仙沼村「西風釜」「西風坂』。「西風」の称呼は、現在岩手県に入っている旧仙台領にも多く、「安永風土記御用書出」磐井郡の一部に当たっただけでも次のとおりになります。

『磐井郡流蝦島村「西風屋敷」、西磐井市野々村「ならい屋敷」、狐禅寺村「西風屋敷」、三関村「上西風屋敷」「下西風屋敷」、山目村「西風屋敷」、戸河内村「西風屋敷」、東山南方釘子村「西風屋敷」、大籠村「西風屋敷」、砂子田村「西風屋敷」「館西風」「西風坂」、新沼村「西風屋敷」、西口村「西風堤」「西風畑屋敷」、黄海村「西風屋敷」、保呂羽村「西風平（ならいひら）屋敷」、薄衣村「西風屋敷」、濁沼村「西風屋敷」、小嶋村「西風屋敷」、東山北方曾慶村「西風屋敷」、

奥玉村「西風屋敷」、下折壁村「西風屋敷」、北小梨村「西風屋敷」、南小梨村「西風屋敷」、下奥玉村「西風屋敷」「西風堤」、摺沢村「西風屋敷」「西風堤」。

注(1) 儒官田辺希文が7代重村の命を受けて、明和9年〔1772〕に実用地誌「封内風土記〔ほうないふどき〕」全25巻を編纂した。しかし、全体として簡略で不十分な個所もあったので長子希元が父の遺志を継ぎ、君命の延長としてこれを更に完全精密な地誌に仕上げることになった。希元は安永2年〔1773〕から同9年〔1780〕にわたり、領内の各郡村をくまなく実地踏査する一方、郡奉行、大肝入、肝入及び寺社等の協力を得て、それぞれ所管の事項について書上げさせた。この調査資料を「安永風土記御用書上」と称する。その控は各肝入必備のものとされ、代々引継書類の一つともなったものである。極めて膨大な分量にのぼったので印刷されることもなかったため、現在では原本、写本とも散逸してしまった部分が少なくない。旧郡村の状況を知る重要な資料で、残存する部分は宮城県図書館に保存されており、「宮城県史」第23～28、32巻に収録されている。

注(2) 江戸前期の浮世草子作者、俳人井原西鶴〔1642～1693〕の著「好色五人女」

注(3) 「仙台の自然」（気象協会東北支部）によれば、仙台地方の風の吹き方は、年間を通じて北西風が最も多く、東南東風が極端に少ない。「仙台の風土」（田辺一郎、「仙台市史」第4巻の内）にも『9月～翌年4月までは北西風が卓越する。……11月～翌年4月までは日中でも西乃北西風が吹く。……冬の〔大陸からの〕季節風は北西又は西北西の風が相当強く吹く。……仙台の町割がこの冬の主風の方向の町を作らなかったことは注意すべきことである。もし北西―南東という方向の町があったら冬は寂びれて人通りがなくなるだろう。新市域の農村の聚落はこの冬の北西風を防ぐために「いぐね」と呼ぶ防風林を屋敷の北と西側に持っている。』とある。

注(4) 「ニシカゼ」とある傍訓は誤り。

資料 仙台市地名簿（仙台市総務局庶務課）

安永風土記御用書出（「宮城県史」第24巻の内）

町名大字名の呼び方―東北―（NHK）

難読地名辞典（山口恵一郎、楠原佑介編）

23 長者荘の由来

問 長者荘という町名の由来を教えてください。「仙台地名考」に『長者荘の名は、この地に先住し
(1)
て早くより長者荘をかまえた人々のそれに起因するともいわれる。』とありますが、昔からこの地

名があったのでしょうか。

答 長者荘は、昭和5年結成された荒巻耕地整理組合が、その事業の一環として、伊勢堂山の南斜面の山林を造成した住宅地です。4万6千2百平方⁽²⁾mのこの宅地を、渋谷精志という土地管理者が「長者荘」という団地名で、一般分譲を初めましたが、それが昭和8年12月12日の組合総会で字名案として議決され、これを宮城県知事から仙台市会に諮問し、審議結果の答申により県告示を以て昭和9年12月25日施行、正式字名となったものであります。この時決定した字名(町名)は15あり、24の旧小字地域にわたっています。その旧小字の一つに「長者」という小字がありますが此処には「仙台地名考」の記すような伝説も事実もなく、「長者荘」の区域に入っている小字でもありません。「長者荘」の団地名即町名が、組合総会の議決に至るまでは「双葉荘」とすべしという異論もあったほどで、「仙台地名考」で推定されているようなこととは直接関係がありませんでした。

注(1) 昭和42年11月1日施行の住居表示によって、長者荘の町名は消滅し、国見一丁目と子平町との一部になった。

注(2) 宮城郡七北田村字荒巻耕地整理組合と称し、昭和5年2月3日創立総会を開き、七北田村字荒巻の一部とこれに接続する仙台市の北部地域を包含する一帯の耕地整理事業を行った。昭和6年4月1日七北田村荒巻・北根が、仙台市に吸収合併されたので、仙台市荒巻耕地整理組合と改称した。耕地整理とは、土地の利用を有効にし、農産物の収穫を増大することを目的とし、一定地域の耕地所有者が共同して、土地の交換分合・区画形状変更・開墾及び道路畦畔溝渠の変更廃置・湿地湖沼の埋立干拓または灌排水などの施設設備の改良工事とその維持管理を行うことをいう。荒巻耕地整理組合の事業区域は、交通、灌漑不便な山林・原野に田畑・宅地が散在して、約50万坪の広域にわたっていた。一般の耕地整理を実施するとともに、都市近郊の特殊性から宅地造成にかなりの部分を割いた。長者荘のほか龍宝荘、鈴虫荘等がそれで、今は盛んに行われている団地造成のはしりともいえるべきものであった。長者荘は竣工後直ちに分譲され、眺望のきく高燥な住宅地となった。

注(3) 組合の評議員でもあった。長者荘の命名者で、後に大興土地建物株式会社の社長となり、長者荘15番地(子平町16番5号)に住む。

注(4) この時決定した字名(町名)は次のとおりである。

一条通・二条通・三条通・四条通・五条通・六条通・神明横丁・神明通・長者町・長者荘・龍宝荘・梅原通・鈴虫荘・小石沢通・宮脇通。

資料 昭和8年荒巻耕地整理組合関係書類(原本、当館所蔵)

荒巻耕地整理組合議事録第1～4号(“ ”)

仙台市史第2巻

24. 閑上の地名の由来

問 閑上の閑という字は、どの辞書にもでてきません。また、この字を正しく読める人もありません。どうしてこの字が使われるようになったのでしょうか。

答 閑上〔ゆりあげ〕について、「奥羽観蹟聞老志」（佐久間洞巖、享保4年〔1719〕）に『按閑字未字書、俗間用米……』。また、「封内風土記」〔ほうないふどき〕巻5（田辺希文、明和9〔1772〕）に『洵上浜。国俗作閑上。』と現われています。⁽¹⁾「閑上風土記」（閑上郷土史研究会編）に『名取の浦と呼ばれていたのは貞観13年〔871〕以前、洵上浜と呼称されていたのは、延元3年〔1338〕以降である……』と記されていますが、これは根拠が不明確です。文禄5年〔1596〕の検地帳には『ゆりあげ浜』と明記されています。ここは云い伝えによれば、養老元年〔717〕の昔、那智山権現の神体が藤臺とともに波に乗ってこの浜にゆり上ったので、ゆりあげ浜と呼ばれるようになったといわれ、やがて「洵上浜」と漢字が当てられ、その後いつの時代からか「閑上」という作字による表記が行われるようになったのです。しかし、この由来は不明で、次のような説もありますが、いずれも伝説の域を出ないものです。

その一つは地元説というべきものです。昔承応年中〔1652～1655〕火災が頻発するので、この地の水門神社（湊明神）の神託を乞うたところ、神名を地名とすれば永く火災を除くといわれたので、神名「水門」を1字に合成した「閑」という作字を地名にあてたという説です。他の一つは城下説ともいうべきものです。何代目かの君公が大年寺参拝を終って、石段を降りかかると、山門内から遥かに名取川が海にそそぐ河口附近の水が光って見えるので、「あれは何処か」と下問されたということです。近侍の者が「ゆり上げ浜」と答えると、即座に「門の中に水が見えたのであるから、今後門の中に水を書いて閑上と称するように。」と命ぜられたことに始まるといわれます。

この「閑」という字は、漢字をまねて作った作字の一つで、しかも通用範囲の狭い特殊な文字です。辞書にも載っていないし、地元や仙台周辺の一部を除いては、正しく読める人も少ないのです。印刷の場合も活字がありません。仙台地方では特に「閑」の母型を作っているが、ほかでは閑の活字を加工して使っています。銀行関係などでは「閑上」が「閑上」〔ひまあげ〕と誤り読まれて、手形決済が遅れることもしばしばあったということです。

この閑上は、「封内風土記」に『戸口凡百五十四。有市店而駅也。……』と記され、20～30戸

からの小村の多かった中での大村の方でした。明治22年市町村制実施のとき、小塚原・大曲・牛野・高柳村と合併して東多賀村となったが、昭和3年4月1日町制をしいて閑上町と改称しました。閑上町は昭和30年、増田・下増田町・高館・愛島・館腰村と合併して名取町となり、昭和33年市制を施行して名取市となっています。なお桃生郡桃生町太田の小学に「閑前」〔ゆるきまえ〕と、「閑」〔ゆり〕という地名があるが、この地名表記は「閑上」の「閑」にならったものといわれま

注(1) 田辺希文が、第7代伊達重村の命を受け、明和9年〔1772〕に完成した実用地誌で全25巻。城下及び各邑〔邑はむら、君公の名に綱村・吉村・宗村・重村・斉村と村がつくので、領内では村は禁字とされ邑の字を代用した。仙台領内の村は1,011もあり、これらの公村のほか「公儀〔幕府のこと〕書上なき村〕すなわち領内限りの村〔新開発の村。端郷・かくし村・私村〕が49村もあった。村方の人口をこの村の数で割れば概算できるが、村は文字通り戸口の少い地域社会であった。〕の戸口・地勢・寺社その他の概要を記してある。在来の文学的・紀行的地誌にはないデータで構成されており、行政の要具としても役立つものであった。しかし何分にも簡略に過ぎるので、後年この書の発展拡大を試みたものに希文の長子希元の努力になる「安永風土記御用書上」がある。

注(2) たなべまれふみ。儒者。字は子郁、通称喜右衛門晋斎また翠溪と号した。父希賢〔まれかた〕が4代綱村に招かれた時、ともに仙台に移住してきた。若くして京都に遊学し、儒学・神道・書道・武術の奥儀を究めた。5代吉村の時儒臣となり、世子宗村の教育を命ぜられ700石を賜わった。7代重村の時代に至るまで学問をもって仕え、安永5年〔1776〕12月12日歿した。80才、大年寺に葬る。著に「伊達旧臣伝記」〔明治26年「伊達家世臣伝記」と題して活字化された。〕・「伊達世家譜略記」〔封内風土記〕〔「仙台叢書封内風土記」5冊本として明治26月活字化公刊、昭和50年これを3冊本として復刻版発行〕。

注(3) この藤蔓をゆり上浜の対岸、即ち名取河口の北岸に埋めて塚を築いたと伝えられる。それ以来、この地を藤塚浜と呼ぶようになったという。

注(4) 「封内風土記」によれば、春日明神を祀る、起源は明らかでない。水門〔みなど〕明神といい、後に名取川水門神社となり、明治初年湊神社と改称した。

注(5) 室町時代、天文3年〔1534〕に出た「貞永式目抄」〔じょうえいしきもくしょう。貞永元年〔1232〕執権北条泰時が編纂した「貞永式目（御成敗式目）」の注釈書〕に『畠の字は日本にて一千余字の作り字の内なり』とあるように、日本製の文字で和字・国字・倭字などともいわれて、相当古い時代から使用されてきたものである。当用漢字1,850字の中にさえ、畑・働・峠・搾・込などの国字が入っている。閑はこのような作字の中でも、通用範囲のごく狭い、いわば非公認ともいうべき特殊な作字に属する。このような作字は「特殊文字」とか「地方文字」ともいわれる。「地名索引」（内務省地理局、明治17年）

には『関 関上浜ユリアゲハマ 陸前名取』と載っている。

資料 関上町誌（関上町）

封内風土記巻5（田辺希文）

だるま随筆（山田勇太郎）

宮城県地名考（菊地勝之助）

宮城の伝承（宮城県数育会）

続岩沼物語（佐々木喜一郎）

宮城県各村字調査（宮城県、「宮城県史」第32巻の内）

大日本地名辞書7（吉田東伍）

名取市史（名取市）

関上風土記（関上郷土史研究会編）

25. 徳川時代に「藩（仙台藩）」という 公称はなかった

問 徳川時代の「伊達藩」という呼び方は誤りで、「仙台藩」というのが正しいそうですが、何故ですか。

答 正しいという意味では、どちらの呼び方も誤りです。徳川時代270年間を通じて「藩」という公称は存在しません。「藩」が存在しないのですから、「支藩」などという呼称は尚更甚しく無知な誤用であります。慶長20年〔1615。7月13日元和と改元〕7月7日に2代目将軍秀忠が発布した「武家諸法度」〔ぶけしよはっと〕13条を見ても、大名領については『国々・国々大名・他国・⁽¹⁾ 自国・諸国・諸大名・国主・治国』などの用語を用い、藩とか藩主などの語句は全く出ていません。幕府で個々の大名領の公式な名称としたものは「地名」+「領」であって、例えば仙台の場合は、「仙⁽²⁾台⁽³⁾領」というきまりでした。それは、万治元年〔1658〕12月18日、4代将軍家綱が伊達家第3代を継いだ綱宗に与えた朱印状に『一 家中之輩 仙⁽²⁾台⁽³⁾領⁽⁴⁾仕置之儀可為如前々事、付町人百姓等不窮困様ニ仕置可申付事〔下略〕』〔「雄山公治家記録」巻之上〕のように示されています。時代が下って、明治元年〔1668〕12月6日、戊辰戦争の責任を問われて領国を没収、改めて28万石を下賜された時の通達文書にも、『名取郡都而〔すべて〕六十一ヶ村、宮城郡都而七十八ヶ村、黒川郡都而四十九ヶ村、玉造郡都而三十一ヶ村、志田郡之内都而四十三ヶ村、高二十八万石、右之通其方為領分〔りょうぶんとして〕更に下賜候間、来巳〔み〕の年より物成郷村等請取可申候事⁽⁵⁾ ⁽⁶⁾

辰年十二月』とあるように、終末期に至るまで、「領」という公称が使われているのです。それで領内でも、「御国・御国家・御分国・御国表・御家・御領地・御領分・御領内・御分領」等の用語を用いたことが、文書や記録類に表われています。したがって「藩主」という名称も存在するはずがありません。幕府では「諸大名・諸国大名・諸侯」などと総称し、その中で階級的な家格を定めて「国主・城主・領主」と呼んでいます。「伊達家史叢談」第1、2巻（伊達邦宗）・「仙台風俗志」(8) (9) (10)（鈴木省三）等によれば主君とその家族に対して、次のような敬称を使っていました。

当主を屋形様、夫人を御前様、
当主の父を大屋形様、当主の母を大御前様、
世子を御曹子様〔おんぞうしさま〕、
世子夫人を御新造様、
公子は……様、女公子を……姫様

以上で明らかなように「藩」という、大名領の領地とその支配体系（組織・構成員）を総称する正式称呼はありませんでした。したがって、家臣のことを「藩士」という称呼もなく「家中」とか「家来」とか「家臣」と呼んでいたのです。「藩」という語は、中国の封建時代に王室の屏〔おおい。ふせぎ、まもり〕となる諸侯〔また諸侯国〕のことです。儒者の間の詩文の中で用いられ始め、一般には激動の幕末期に、この藩という用語が、ぼつぼつ現われてきます。国をゆるがす非常事態の到来で、時代意識の急変したことにもよるが「藩」の語は多用されるようになっていきます。勿論、まだ非公式な、私的な使用法でした。それが正式な名称となったのは、慶応4年〔1868、9月8日明治と改元〕閏4月27日発布の「政体書」に、旧幕領を府・県とし、その他の大名領を藩として併立させる「府県藩三治制」が規定されたことに基づきます。このことは「官令沿革表」に『地方官ヲ分チ府藩県ノ三官ト為シ等級職制ヲ定ム』とあります。28万石を下賜された「仙台領」が、明治2年3月版籍奉還を新政府に願い出て、6月17日に許可され、ここに始めて「仙台藩」という新国家の地方行政単位が新設されたのであります。この「仙台藩」は、やがて明治4年7月14日廃藩置県によって「仙台県」に引継がれるまでの一時的な正式公称だったのであります。ところがこの「藩」という称呼は、近世大名領とその支配体系の総称として簡便ですので拡大慣用され、逆に徳川始期にまで遡って、当時の大名領を〇〇藩と通称して何人も怪しまず今日に至ったものです。

注(1) 2代将軍秀忠が、慶長20年諸侯に下した13ヶ条の制令。城地の修築・婚姻・参勤交代等を規定し、諸大名の武力を制限し、諸大名を監察し、幕府体制の維持強化をはかることを目的とした。その後、将軍の代替りの際、それぞれ多少の修補を施して下した。

注(2) 伊達家第3代の家督を継いだ。幼名巳之助、藤次郎と称した。第2代忠宗の五男、母親は側室の貝姫。その治世は万治元年〔1658〕から同3年までの短期間に過ぎなかった。不行跡の理由で幕府から隠居を命ぜられ、江戸品川の屋敷で余生を送った。芸術的才能があり、絵画を狩野探幽に学び、また本郷国包について刀工を習い、すぐれた作品を残して

いる。その側室が4代綱村を生んだ三沢初子である。正徳元年〔1711〕6月4日歿、72才見性院殿雄山全威大居士と法諡し、瑞鳳寺に葬り、廟を善応殿という。

注(3) 將軍の朱印を押した領有確認状。徳川時代に公文書に朱肉印を押すのは將軍に限り、諸大名は黒印（黒肉印）を押すことになっていた。「伊達家史叢談」第13巻（伊達邦宗）によれば、伊達家では第4代綱村から朱印を用いたとある。

注(4) 管理する。統治する。

注(5) ものなり。年貢〔ねんぐ〕収入。

注(6) ごうそん。村々の土地、人民を指す。

注(7) 仙台領の当主自身は、藩内では「伊達家第○世藤原朝臣○○」と刻んだ公印を使っており、対外的には松平陸奥守の官名等を用いた。

注(8) 国主大名・国持大名・国持・国大名・国取大名ともいう。江戸時代の大名の格の第1級。室町から江戸にかけて一国以上を領有する大名を言った。後には一種の家格となって一国を領有しない大名をも称することがあった。江戸時代、前田（加賀）・松平（越前）・島津（薩摩）・毛利（長門・肥前）・伊達（陸奥仙台）・細川（肥後）・池田（因幡）・鍋島（肥前佐賀）・黒田（筑前）・浅野（安芸）・池田（備前）・佐竹（出羽秋田）・上杉（出羽米沢）・山内（土佐）・松平（出雲）・藤堂（伊勢津）・有馬（筑後久留米）・蜂須賀（阿波）を国持十八家（又は十八国司）。宗（対馬）・南部（盛岡）を加えて国持二十家といった。門地または席次が国持に次ぐ大名を准国主・准国持・国持並といい、伊達（宇和島）・立花（筑後柳川）などがあった。

注(9) 江戸時代に、国主並びに准国主に次ぐ城郭を持った大名家。

注(10) 江戸時代無城のもので、陣屋を設けて領内を治めた小大名。国主・城主より地位が低かった。

注(11) 室町・江戸時代、特に許された大名だけが称することができた荣誉ある称号。江戸時代に許されたのは、三家・島津（薩摩）・伊達（仙台）・細川（熊本）毛利（長門）・佐竹（秋田）・上杉（米沢）・宗（対馬）。なお、殿様というのは、陪臣の者がそれぞれの主人に対する敬称であるから区別しなければならない。

注(12) 版籍とは、土地と人民のこと。全国の諸大名が、その領土人民を朝廷に返上したことを版籍奉還という。

資料 宮城県史第2巻

東藩史稿（作並清亮）

徳川実記

岩波講座日本歴史

26. 寛文事件の「寛文」の正しい読み方

問 寛文事件の「寛文」の正しい読み方は、「かんもん」か、それとも「かんぶん」か。
(1)

答 「年号読方考証稿」(山田孝雄)によると、「寛文」の正しい読み方は、15の読み方実例をあげて「かんぶん」⁽²⁾であることを示しています。

注(1) 後西・靈元天皇の時代の元号、寛文元年4月25日から寛文13年9月21日まで〔1661～1673〕。俗に伊達騒動といわれる事件は寛文11年に起ったので、寛文事件〔当時は寛文一件〕と称せられる。

なお、元号に「文」の文字のつくものは次のとおりであるが、「文」はすべて「ぶん」と読むのが正しいとされる。文治・文暦・文応・文永・文保・文中・北朝の文和・延文・文安・文正・文明・文龜・天文・文禄・寛文・元文・文化・文政・文久。

注(2) わが国の年号は孝徳天皇の「大化」〔645〕に始まるが、複数音をもつ漢字を用いているため所定の読方が不明で、専門家ですえ正しく読み得ないものが多い。これを明確にすることが、史学上の基礎であるとして、明治30年頃から昭和20年まで実に40年の努力を傾注して完成したもので、年号読み方に関しては最も信頼度の高い著作である。この書は年号考証のため、古文書の上で仮名書きしてあるものを中心とし、その他の文献の中で仮名で傍書したものや仮名書きのもの、慶長元和頃及び幕末頃の外交文書のうちローマ字で書いた年号、ケムベル「日本史」ほか外人の著書にある年号の発音等を採取校較、あらゆる既存の年号読方の研究書をも渉猟し尽している。

なお、「大正」以後の年号は内閣告示により国家がその読み方を明示することになったので、将来の年号については問題はない。

資料 年号読方考証稿(山田孝雄)
国史名称読例(稲垣千穎)
年号索引(「国語学辞典」(国語学会編)の内)

27. 「縦ノ木は残った」の「縦ノ木」の表記の可否

問 「縦ノ木は残った」は「縦の木は残った」と書き表わすべきではないか。

答 テレビドラマを見ただけではなく、原作「縦ノ木は残った」をよくお読みになることです。そして、題名は勿論のこと、文中に頻繁に数多くあらわれてくる「縦ノ木」という表記のすべてに注意されることです。この作品における「縦ノ木」は、いわゆる縦の木一般ではなく、作者の文学的意図を示す特定の縦の木であることを理解すれば、おたずねのような問題は解消するはずで、また、著作物とその題号とは、作者の生存中は勿論死後においても、第三者による改竄〔かいざん〕変更を許さないという法律上の保護を受けるものであります。これは著作権法上の著作人格権の一つ、同一性保持権といわれるもので、著作権法第20条に『著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。』と規定されています。この点からも「縦ノ木は残った」の表記は、みだりに変改するものではありません。

注(1) 山本周五郎著。昭和29年7月から30年4月まで、同31年3月から同9月まで日本経済新聞に連載したもので、後で300枚を書き加えて上・下2冊本として昭和33年講談社から出版した大作である。昭和34年度の毎日出版文化賞に推薦されたが、著者は固辞して受けなかった。この作品は、寛文事件に題材をとったもので、史論・考証の書ではなくあくまで小説であり、しかもすぐれたフィクションである。昭和45年のNHK大河テレビドラマ「縦ノ木は残った」は、この原作を茂木草介が脚色し、更に脚色者の創作部分を添加したものである。この年、県内全体は盛んな縦の木ブームに沸き立った。この前後原作「縦ノ木は残った」の普及版も数社から大量出版された。「宮城県郷土史年表」重訂版（菊地勝之助）の『昭和41年5月30日「縦ノ木は残った」刊行』とあるのは、それらの一つをとらえたもので、初版公刊昭和33年の事実を逸しており、著作物に関する年表記録としては適切でない。なお、「縦ノ木は残った」は、昭和34年3月に、村山知義の脚色・演出で吉右衛門劇団が、明治座で上演したことがある。また、昭和37年に大映が、八尋不二脚色、三隅研二演出、長谷川一夫の主演で「青葉城の鬼」と題してこの作品を映画化したことがある。

「縦ノ木は残った」のヒーロー原田甲斐の館址（柴田郡柴田町船岡）に、昭和45年建立の文学碑がある。碑文は「縦ノ木は残った」のフィナーレの一節『雪はしだいに激しくなり縦ノ木の枝が白くなった 空に向かって伸びているその枝々は いま雪を衣て凜と力づよく 昏れかかる光の中に独り 静かに しんと立っていた』を、山本周五郎夫人の筆で刻んである。

資料 著作権法

28. 伊達家の奉行職

問 「伊達騒動」(山田野理夫)で、奉行と家老の職名が混用されています。同一人物について、例えば茂庭定元の肩書を55ページでは江戸詰奉行、91ページでは江戸家老と書いてあります。職名としてどちらが正しいのでしょうか。⁽¹⁾

答 伊達家の職制においては、藩政執行の最高職を「奉行」と称し、「家老」という職名はありません。茂庭定元は奉行の職にあった者であります。この奉行の職名の初出は「貞山公治家記録」巻之2の天正14年〔1586〕の条で『○此年鬼庭綱元〔もにわつなもと〕ニ奉行職ヲ命セラル。⁽²⁾三十八歳。周防良直入道左月嫡子ナリ。凡奉行職ヲ命セラル。⁽³⁾其歳月ヲ知ラサレハ不載者多シ。』とあります。⁽⁴⁾この職が制度的に確立したのは、寛永13年〔1636〕政宗が歿し2代忠宗が襲封してからで、その定員を6名とし、その勤務割が、寛永13年11月20日江戸出府に先立ち、6奉行に指示した「六人の奉行衆心得可申書出」(「大日本古文書」家わけ第3、伊達家文書之3の内)の第5条に『奉行六人之内、二人者江戸供奉、残四人之内、二人者仙台、二人者在郷へ可為休息事』とあり、以後このような服務体制がとられてきました。奉行の職務権限については「司属部分録」(伊達氏史料1の27)に『御奉行ハ御上ヲ補佐シ、諸役人ヲ撰挙シ、国政大小ノ事務ヲ統へ、金穀財用ノ要ヲ裁ス』⁽⁵⁾とあります。但し、この奉行の職名は他領では理解し難い場合もあったので、対外的には便宜上、「家老」と呼び替えたこともあります。「藩臣須知」(「宮城県史」第32巻の内)にこのことを、『「他所江対シ御役人之名目申様」……一 御奉行ハ家老……』と記しています。

なお、仙台で「家老」という呼び名は、一門・一家〔いっけ〕・准一家〔じゅんいっけ〕・一族⁽⁶⁾すなわち、御連枝と御歴々の家政担当の最上席の者をいってたことが、法令・覚書の類に散見⁽⁷⁾します。

注(1) 通称愛蔵、後利兵衛、大隅、周防と改めた。志田郡松山で所〔町場〕拝領、知行1,125貫589文。家格は一家。父左月良元の跡を継ぎ、奉行に任せられた。2代忠宗の死期が迫ってもなお後継者が定まらなかった時、綱宗を家督とすべきことを切言した。奉行職を一旦退いたが、伊達兵部が後見役の時再び起用された。原田甲斐と一時同僚であったのはこの時代である。寛文6年〔1666〕1月13日江戸で歿した、46才。「仙台人名大辞書」「菊田定郷」の「茂庭定元」の項に『慶長五年仙台城造営の時、真山式部と共に工事を奉行す』とあるのは祖父綱元(延元)の事績を誤って混入したもので、カットしなければならぬ部分である。それは、定元の生れる20年も以前のことである。茂庭の家系は、良直(周防、左月)―延元(綱元、石見)―良元(良綱、主水、周防、左月)―定元(大隅、周防)。

注(2) 伊達綱村の修史事業は、貞享3年〔1686〕田辺希文に命じて「貞山公年譜」を編纂させたことに始まり、次いで伊達氏の出自を明らかにした「伊達出自世次考」9巻、始祖朝宗から晴宗までの正統を記して「伊達正統世次考」10巻が撰述され、綱村治世の晩年、元禄15年〔1702〕に田辺希賢に命じて輝宗以降の「治家記録」の編纂が始められた。そして、元禄16年8月綱村が隠居するまでの間に、輝宗・政宗・忠宗3代の「治家記録」が撰上され、ひき続き代々の記録が編纂されて、伊達家の正史となった。仙台市博物館所蔵の原本によると、治家記録は次のような編成になっている。

四代伊達治家記録

性山公（輝宗）	}	58巻55冊	（撰了年）
貞山公（政宗）			（元禄16）
義山公（忠宗）			
雄山公（綱宗）			
肯山公（綱村）治家記録		3巻3冊	
肯山公治家記録全書		38巻40冊	（享保8）
獅山公（吉村）治家記録		127巻138冊	（ " ）
忠山公（宗村）治家記録		170巻250冊	（宝暦8）
		52巻100冊	（ " 12）

六代治家記録

徹山公（重村）	}	91巻22冊	（明治7）
桂山公（齊村）			
紹山公（周宗）			
英山公（齊宗）			
正山公（齊義）			
龍山公（齊邦）			
栞山公（慶邦）治家記録		28巻10冊	（ " 9）

この原本は宮城県図書館にも保存されている〔一本杉邸に伝えられていたもの、一部分欠本があり写本で補完してある〕。刊本は

1. 「伊達家治家記録 性山公・貞山公」（仙台、藩祖伊達政宗公顕彰会、昭和13年）
2. 「性山公治家記録」（「伊達史料集」上巻の内、小林清治校注、東京、人物往来社、昭和42年）
3. 「伊達治家記録」第1—33巻（平重道編、仙台宝文堂、昭和47—、第1—2巻活字・第3巻以下影印本）

注(3) 鬼庭は本姓、後に茂庭と改めたもの。綱元は初諱、延元と改めた。初め左衛門後に石見と称する。勇将左月入道良直の子。政宗の信任厚く奉行たること前後数十年、仙台開府の際も奉行在任中であつた。秀吉・家康も彼の人物・力量をよく評価していたという。寛永17年〔1640〕歿、92才。

注(4) 茂庭良直、通称周防、入道して左月斎と号した。輝宗・政宗に仕えた勇将。天正13年

〔1585〕11月17日、佐竹・芦名等の連合軍との対戦で殿軍を指揮し、10倍の敵軍を阻止したが、安達郡青田村で壮烈な戦死を遂げた。時に年72。

注(5) 伊達家の職制を成文化したもので、第4代伊達綱村時代の編集である。もと伊達家所蔵であったが、現在は仙台市博物館蔵で「伊達氏史料」1の27に収められている。「伊達氏史料」は明治40年作並清亮が編纂した自筆本46冊で、現在仙台市博物館に所蔵されている。「司属部分録」は「仙台市史」第8巻にその全文がある。

注(6) 伊達家臣団の家格等級の最高格付けの家柄。「貞山公治家記録」巻之14、天正18年〔1590〕8月15日の条に『当家古来一家一族ノ列アリ、公ノ御代又一門ノ列ヲ定ラレ、一家ノ上ニ置キ玉フ、石川殿ヲ以テ其上首トセラル。』とある。政宗時代に一門に列したのは、石川昭光・伊達成実・留守政景・白石宗直・岩城政隆で、石川氏を除き伊達姓を許された。伊達成実のほかはいずれも、かつて伊達氏と対抗した大名または独立の大名の子孫で、天正末年に伊達氏に従属したもので、もとは必ずしも伊達氏との血縁関係はなかった。政宗のとき息子岩出山の宗泰が加えられ、政宗以後に岩谷堂・宮床伊達が一門に列せられ、綱村のときに、生母三沢氏の家と乳母の白河氏、弟村和〔むらより〕の子村詮に川崎2千石を与え一門に列した。よって11家となる。一門は別格で役職にはつかなかったが、「元文二年〔1737〕四月伊達吉村諸寺院会釈覚書」（「大日本古文書」家わけ第3、伊達家文書之6の内）に『……我等家ニ而ハ、一門執政ヲトリ候事無之、客人之様ニ貞山公之御代より被成かけ候……』とある。一門は、直接政治向きに参与することはなかったとはいえ、俗に「伊達家は一門強く君公弱し」といわれた通り、領内にそれぞれ小領国を形成し、強力な影響力をもっていた。「稲葉正則書状」（「大日本古文書」家わけ第3、伊達家文書之5、天和2年〔1682〕3月6日付伊達綱村宛）に『御一門方あまりにけっこうに被成来り候故、御まけ不被成候へば成不申様に成来り申候御思安〔案〕御座可有時節と存候上をかく存候故……』とあり、寛文事件の要因の一つも、このような一門の態度にあったといえる。一門席次の歌に「角〔田〕・亘理・水〔沢〕・涌〔谷〕・登米〔とよま〕・岩谷堂・宮〔床〕・岩〔出山〕・川〔崎〕に真坂・前沢」とある。

注(7) 伊達家臣団の家格の一門に次ぐ上位の等級である。一家、一族の制は伊達家には古くからあったもので、必ずしも血縁関係はなくとも、服属した有力家中を、一家一族の名を以て遇し、統制結合の強化を図ってきたのである。これに対して準一家は、一門の制とともに政宗が創始したもので、政宗の代に伊達氏に服属するに至った外様の名家に与えられた。一家・一族の制は、中世大名家一般に見られたものであったが、徳川時代に入ってからこれを持続した大名は、他になかったことからすれば、伊達家中世代的伝統の強さが知られる。一家は鮎貝・秋保・柴田・小梁川・塩森・大条・泉田・村田・黒木・石母田・瀬上・中村・石川・中目・亘理・梁川・片倉の17家。準一家は猪苗代・天童・松前・葦名・本

宮・高泉・葛西・上遠野〔かどの〕・保土原・福原のもと独立大名10家。一族は大立目・大町〔胆沢郡金ヶ崎〕・大塚・大内・西大条・小原・西大立目・中島〔江刺郡上口内〕・宮内・中島〔伊具郡金山〕・茂庭・遠藤〔胆沢郡下衣川〕・佐藤・畠中・片平・下郡山・沼辺・大町〔宮城郡中野〕・高城・大松沢・石母田・坂の22家。このほか政宗時代の一家だった原田〔甲斐〕・砂金・大窪・志賀等の諸氏は後に断絶した。

資料 貞山公治家記録巻之2

宮城県史第2巻

29. 「伊達騒動記」(山路愛山)の出版年

問 貴館の「郷土資料目録」3によれば、山路愛山著「伊達騒動記」の出版年が明治34年となっている。私は大正3年発行のものしか見ておらず、それが初版だと思っていたが、それらの内容は同じものなのでしょうか。

答 「伊達騒動記」は、明治34年民友社から初版、〔残存少なく県内では当館のみ所蔵〕が発行されました。このことは筑摩書房発行の「明治文学全集」35及び「現代日本文学大系」6の山路愛山年譜にも記されています。大正3年発行のものは、敬文館から2冊本として出版されたもので、内容は勿論同じです。歴史家の中にさえ、明治34年初版発行の事実を知らず、「伊達騒動記」は大槻文彦の「伊達騒動実録」(明治43年発行)の焼き直しに過ぎないと、その資料価値を無視してきた向きもあったのは間違いです。「山路愛山」(松島栄一、「日本の歴史家」永原慶二・鹿野政直編著の内)にも次のように記されています。『1901年〔明治34〕には、……単行本として「読史論集」を4月に、「伊達騒動記」を7月に、それぞれ民友社から発行している。……伊達騒動記における批判的な姿勢は「伽羅千代萩」(めいぼくせんはいはぎ)的脚色を排し、さらに通俗的考えに対しても、一つの逆説的批判を提出しようとしている点でも、注目すべきであるといえる。』

注(1) 元治元年〔1864〕江戸に生まれた。本名弥吉。国民新聞などの記者として卓抜な論筆を揮い、極めて異色ある史論、文学論をあまた発表した。著「足利尊氏」「現代金権史」「伊達騒動記」ほか多数。大正6年〔1917〕歿、54才。

資料 仙台市民図書館郷土資料目録3

伊達騒動記(山路愛山)

明治文学全集35(筑摩書房)

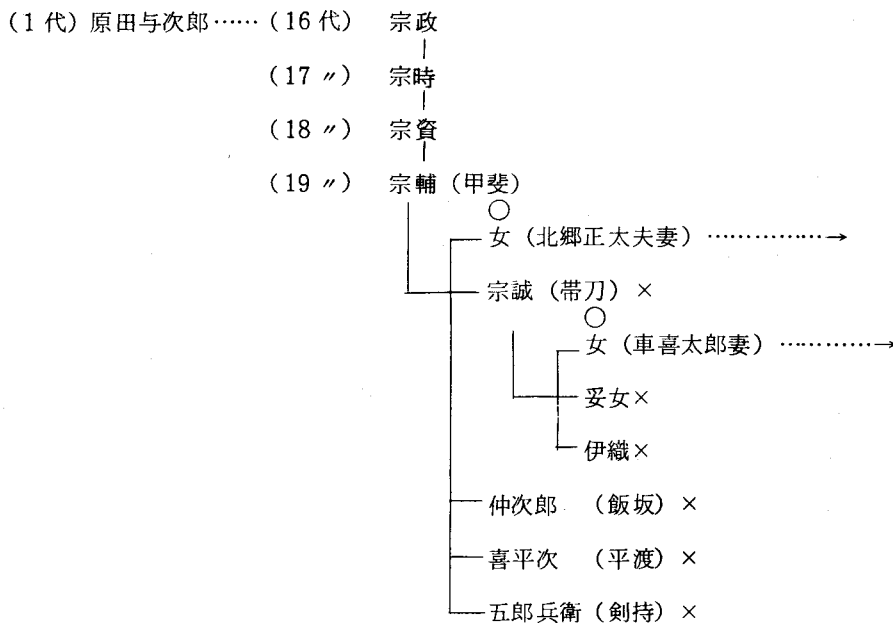
現代日本文学大系6(筑摩書房)

30 原田家（甲斐）の子孫について

問 原田甲斐の子孫がいるといわれますが、それを立証する系図や資料がありますか。

答 寛文11年〔1671〕3月27日の原田甲斐の法廷における刃傷は、その罪科が文字通り九族〔きゅうぞく〕⁽¹⁾に及び嫡子を初め、既に他家を嗣いでいた子息たちから当才の幼い孫に至るまで、男子という男子は悉く死罪に処せられました。「青山公治家記録」巻之7、寛文11年6月9日条に『○九日巳丑。此日於仙台東田帯刀切腹……飯坂仲次郎切腹……平渡喜平次切腹……剣持五郎兵衛切腹……帯刀男子二人切腹……甲斐母伊達千代松殿へ、甲斐妻伊達上野殿へ、帯刀妻及び娘茂庭主水へ、仲次郎妻及娘古内主膳へ預ケラル。飯坂出雲仙台屋敷に逼塞……甲斐家財闕所、平渡清太夫剣持新五左衛門各閉門命セラル』とあるように、まことに峻烈な処断によって名門原田家は名実ともに断絶してしまいました。したがって原田家の正系はここで永久に断えたこととなりますが、この時、⁽²⁾他家に嫁いでいた甲斐の長女と、甲斐の孫娘とが残されています。この孫娘もやがて成人して結婚しているのです。甲斐の血統が伝わっているとすれば、この2系からということになります。

下表の系譜の○印で示したのがそれです。×印は処刑されたものを示します。



以上の2系とは別に、甲斐の妾腹の子が残り、その子孫が原田姓を名のったとする巷説があります。それらの点から、原田甲斐の血を引く子孫が存在するであろうことは、必ずしも否定の限りであり

ません。しかし、3百年に及ぶ永い空白の歴史的時間を埋めて極悪の汚名を負わされた原田甲斐の系図を今日につなぎ合わせるだけの、何等の資料も、現実としては皆無であります。

注(1) 高祖父・曾祖父・祖父・父・自己・子・孫・曾孫・玄孫にわたる9代の親族。

注(2) 原田家は伊達家の譜代家臣の中でも、名門中の名門であった。「伊達正統世次考」(伊達綱村)巻之上に『朝宗公。此時有老臣五人。謂 伊波野・堀越・菅・原田・但木也(中略)原田氏自是連綿世為宿老。』「伊達家世(また旧)臣伝記」(田辺希文)巻中に『原田。当家累世ノ宿老ナリ。』

「兵甲記」(常楽院舜一)に『原田甲斐宗輔が先祖……筑紫の住人原田次郎藤原種直が苗裔とかや……甲斐が先祖原田与次郎と云者、故有て九州より来り……仕、忠功を守る、代々伊達家に仕、故に彼与次郎より、宗輔まで十九代なり、ケ〔か〕様に、数代忠勤を尽す程に、……』とある。このような伊達家切つての名家であるに拘わらず、甲斐は勿論のこと、先祖代々に関する資料は、極めて乏しい。当然あるべきはずのものであったが、事件後、原田一家に関する文書・記録類は、徹底的に抹消され、廃棄しつくされた結果である。この破却の事実を裏書きするものは、事件から16年後の貞享4年〔1687〕、甲斐の旧家臣で名取郡植松村・飯野坂村〔現名取市〕に帰農している37名の者に、甲斐の先祖代々の知行・所替・実名・改名・その生年月日その他の事項についての調査書提出を下命する必要が生じたことである。「原田甲斐旧家臣覚書」(「伊達騒動実録」下巻(大槻文彦)所載)と称される文書である。しかし、この覚書は、限界ある人間の記憶のみに頼って書き上げられたもので、一旦消滅したものを再現するに足るような内容をもつものではなかった。

資料 伊達騒動実録(大槻文彦)

31. 無 尽 燈 と は

問 「宮城県郷土史年表」の140 ページに、『享保5年6月18日。仙台両足山大年寺肯山公廟成る。⁽¹⁾ ⁽²⁾
同日廟に無尽燈もなる。』とありますが、無尽燈とは如何なるものですか。

答 大年寺の伊達綱村の墓所の入口に門を建立し、その門に綱村が生前に書いた『無尽燈』の額を掲げたので、この墓域⁽³⁾を無尽燈と称することになったのです。「東藩史稿」巻之5（作並清亮）に次の記事があります。『享保四年〔1719〕四月〔綱村〕病稍ク〔ようやく〕漸ム〔すすむ〕。十九日獅山公〔吉村〕出府病ニ侍ス。公後事ヲ托シ、且ツ曰〔いわく〕、先規ニ從ヒ毎世廟ヲ建テバ、後世子孫何ヲ以テ保存センヤ。吾死セハ必一碑石ヲ建テ、雨ヲ覆フノ屋アレバ足ル。獅山公之ニ從フ。六月二十日薨ス。二十八日大年寺に帰葬ス。廟ヲ無尽燈ト云。』

年表の著者は、無尽燈を物理的物体と早合点したため、それが先入感となって記述を誤まったものようです。この場合の無尽燈とは、仏教用語であって、一人の法を以て大衆を導き、次々に伝えて尽きないこと、1燈を以て百燈を燃やすにたとえていう意味をもつものです。後にこの墓域に建てられた5代吉村・10代齊宗・12代齊邦らの墓をも含めて無尽燈と呼び、また東廟と称することもあります。東廟とは、6代宗村・7代重村・8代齊村らの墓域の西廟⁽⁴⁾に対する呼び方でした。西廟の入口の門には「法華林」と書かれた額を掲げてあったので法華林と称しました。⁽⁵⁾

故に「宮城県郷土史年表」の表現は誤りであるので、『……肯山公廟成る、廟を無尽燈という』と訂正すべきであります。

注(1) 元禄8年〔1695〕11月24日、第4代伊達綱村が自ら歿入れの式を行って茂ヶ崎の地を開き、若林の地にあった廃寺小蓬山仙英寺の遺地を移し、同10年造営を終った。黄檗宗〔おうばくしゅう。臨濟宗の一分派。〕の名僧鉄牛を迎えて開山始祖とし、両足山大年寺と号した。寺領200石、廟供米100石その他の手厚い外護と、一門格の高い殊遇を受けた。4代綱村以下歴代の君公・夫人の菩提寺となった。山内の塔頭〔たっちゅう〕傍院20余、僧侶の数も2百人を越えて壮大をきわめ、黄檗日本三叢林〔大年寺・護国山東光寺（山口県萩市、元禄4開山）・広禪寺（鳥取市、元禄6開山）〕中の第1位とされた。叢林とは寺院特に禪寺をいう。門前町は、境内清掃の義務を果す代りに、免税の特典を与えられて栄えた。維新後荒廃して、寺門は多賀城の慈雲寺に売却され、寺宝・記録類も大部分散逸してしまった。戦後は殊に無残な状態となった。この寺の仏具等は、黄檗宗の特色としてすべて錫で出来ていた。

なお、「両足山」の読み方について「県内芭蕉碑漫步」（真田良、「日曜随筆」第156号の内）に、次の記事がある。『さて「両足山」のよみ方であるが「りょうしゅうざん」と

訓むのが正しい。「松島金石誌」（鈴木寅之助）の著者が、わざわざこうルビをつけていたことから、わたしは多年その訓みの正否について博識の士の教えを乞うてきたが、半沢〔正二郎〕先生によって明解を与えられた。先生は伊達邦宗氏から、じかに、はっきりと、正訓を教えられたのだということであった。もともと固有名詞のよみ方はむずかしいものである。多年の疑問を氷解して下さった半沢先生の学恩を付記する所以である』。

注(2) こうざんこう。4代綱村の法名からとってこのように呼ぶ。面接や電話によるレファレンスの場合「せざんこう」〔背山公のつもりであろうか〕などと誤読する質問者が時々あるので、注意を要する。

注(3) 万治2年〔1659〕3月8日、第3代伊達綱宗の第1子として生れた。幼名亀千代。綱宗隠居のあとをうけて、僅か2才で伊達家第4代当主の座についた。母は三沢初子である。伊達兵部大輔宗勝〔政宗の末子〕と田村宗良〔忠宗の三男〕の2人が後見役として藩政に当たった。この幼年の君主をめぐる寛文事件が起っている。この事件後、17才の時自ら藩政を見るようになり、文教政策を推進し、主権の確立強化に努めた。田辺希賢等の学者を重用して一大修史事業を行った。「伊達出自世次考」「伊達正統世次考」「伊達治家記録」等の成果がそれである。更に榴岡積迦堂・万寿寺・大年寺の建立・亀岡八幡宮の造営・塩釜神社の修築等を行った。また四谷堰の工事を行ない、城下町の用水・防火に役立たせたのもこの時である。城下町は拡張整備されて繁栄の頂点を示した時代であり、治績見るべきものがあつた。しかし、政宗以来の赤字の累積、寛文事件関係の巨額の失費、綱村の放漫な支出が重なって財政の窮乏はいよいよ深刻となって行くばかりであつた。その上、綱村は、元禄16年〔1703〕引退せざるを得ない状態に追いこまれた。享保4年〔1719〕6月20日病歿、61才、大年寺に葬る。その墓は遺言通り霊屋を作らず、墓石を建て瓦葺の屋根で覆っただけの簡素なものであつた。法諡、大年寺殿肯山全提大居士。

注(4) 伊達家第10代。第8代斉村の第二子で、第9代周宗〔ちかむね〕の弟、文化9年〔1812〕その後を継いだ。文政2年〔1819〕5月24日歿、24才。大年寺に葬る。法諡広徳院殿英山元高大居士。

注(5) 第8代藩主。7代重村の第二子で、寛政2年〔1790〕に襲封し、同8年8月12日23才で若死した。節約を発令し、豊作が続いたので藩債を返済し、漸く財政が小康を保つことができた。林子平が幽閉されたのは、その治世中のことであつた。永慶院殿桂山蘭英大居士と法諡す。

資料 東藩史稿巻之5（作並清亮）

仙台市の文化財（仙台市教育委員会）

仙台市史第1巻

仙府神社仏閣図集（梅津幸次郎）

32. 伊達家の紋章について

問 伊達家の紋章「三引両」と「竹に雀」とは、どちらが古いのですか。

答 古いという点では三引両〔みつびきりょう〕の方です。

まず、三引両の方は、文治5年〔1189〕伊達家の始祖朝宗〔ともむね〕が、平泉征伐に参戦した時の戦功によって、頼朝から賜わった幕紋の引両を図案化して定紋としたものです。この三引両の図柄には嚴重なきまりがあって、特に当主の用いたものは中の三本の引両が内円の線から離れており、その他のものはすべて接続していました。

また、竹に雀の方は、天文11年〔1542〕6月、伊達種宗〔たねむね〕がその子五郎実元を、越後守護職上杉定実の養子とする約束をした時、上杉家から贈られたものを定紋としたものです。この竹に雀にも区別があって、当主の使用するものの葉の数は内外52枚で、家族の用いるものは内外48枚でした。一門に与えた竹に雀の紋章は、それぞれ葉の数を減じて図柄も別々なものでした。

定紋は、家格・栄光のシンボルです。伊達家は、特に歴史・伝統ある名門ただだけに、三引両・竹に雀の外に、幾つもの紋章保持者でした。政宗が秀吉から賜わった「菊」・「桐」・4代綱村が近衛基熙〔もとひろ〕から延宝8年〔1680〕8月25日に贈られた「牡丹」、この「牡丹」を改造した「伊達牡丹」、更に5代吉村がこの「伊達牡丹」を変形した「蟹牡丹」。その外に「九曜」・「雪薄」〔ゆきすすき〕など多くの定紋がありました。〔寛政重修諸家譜〕巻第762にも、
『家紋 三引両 竹に雀 牡丹 菊 桐 九曜 雪薄

寛永系図〔「寛永諸家系図伝」また「寛永諸家系図」〕、はじめ二端頭〔にたんかしら〕を家紋とし、晴宗がときあらためて竹に雀を用ふといふ。家伝に朝宗がとき頼朝將軍より幕の紋二端頭をたまはりのち三引両に改めて家紋とし、晴宗また竹に雀を用ひ、綱村にいたりて近衛基熙公より牡丹の紋をあたへられ、菊桐は陸奥守政宗〔末だ陸奥守に任ぜられてはいなかった。〕がとき豊臣太閤よりゆるされ、九曜雪薄の紋も政宗より用ふといふ。』と記されています。

なお、伊達家夫人の菩提寺には、それぞれの実家の定紋を付けたものが残されているのを見かけます。「三葉葵」〔忠宗夫人孝勝寺殿。徳川家の紋〕・「隅切角に三」〔綱村夫人万寿寺殿。稲葉家の紋〕・「牡丹」〔重村夫人観心院殿。近衛家の紋〕などがその例です。これは、「女紋」〔おんなもん〕、すなわち女性は嫁入後も終生実家の家紋を用いる慣習によるものであります。

注(1) 伊達家第1世。藤原鎌足の第17世の子孫といわれる。初諱時長、二郎また右衛門と称した。母は源為義の娘。常陸介に任ぜられ常陸国真壁郡伊佐荘中村にいたので、伊佐或は中村を氏とした。文治5年〔1189〕8月、朝宗は4子好宗・為重・資綱・為家と共に、頼朝の平泉征伐に加わり、伊達郡石名坂で佐藤荘司を討った。その戦功により伊達郡の地を賜わった。この時から「伊達」〔いだて〕を氏とした。「伊達郡」について「伊達郡誌」（伊達郡役所）に『……本郡は信夫の地とされ居りしも延喜六年〔906〕に到り信夫郡を割きて（イダテ）を置かれ……伊達は射楯とも伊達とも伊太代とも伊太氏とも書き……其原地は播磨国飾磨〔しまかみ〕郡の伊達郷なる事疑を入るべからず。』とある。この冬高子岡〔瀬上駅東〕に築城して移った。また頼朝から幕紋を賜わったが、そのまま使用することを遠慮して堅画〔たてかく〕とした。これが立引両〔たてひきりょう〕すなわち三引両の家紋の基となったものである。朝宗は後に入道して念西と号した。正治元年〔1199〕10月20日71才で歿した。伊達郡桑折駅西に葬り、満勝寺という寺を建立したが、今はその址だけしか残っていない。満勝寺殿浄光念西大居士と追諡す。

注(2) 陣幕は、武家の家紋以前の時代に、自他識別のためそれぞれ独自の意匠を施した幔幕で、主将や部将の所在を顕示するため張りめぐらし、戦闘指揮や布陣示威等にも役立てたものである。「伊達正統世次考」巻1上に次の記事がある。『文治五年。自頼朝卿賜幕紋。伝言。当時猶憚之以為堅引両。島津左衛門尉忠久以為其子亦賜。憚為十字伝。』。「東藩史稿」巻之1に『念西公〔朝宗〕……文治五年……又幕紋横画徽章ヲ賜フ、避テ堅画〔たてかく〕ト為ス、』とある。勿論当初は「幕紋」として使用したもので、丸の輪郭に入れて図案化し、定紋としたのは後代のことである。なお、仙台市のマークはこの三引両の紋章をデザインして、昭和8年9月5日制定されたものである。

注(3) 「伊達正統世次考」巻9上に次の記事がある。『天文十一年壬寅〔みずのえとら〕六日。自越後直江大楽両使。来迎公子五郎殿。贈為重代腰刀字佐美長光竹雀幕。且賜実一字。約為上杉兵庫頭定実養子。因以六月廿三日発遣。然廿日不意内乱起。終不果』。このことが種宗・晴宗父子が7年にわたって相戦う「天文の乱」の原因となった。伊達家を二分する内戦のため上杉家への入嗣は実現しなかったが、既に贈られた竹に雀は家紋として使用するようになったのである。図柄は違うが上杉家〔越後→若松→米沢〕の定紋と同じ竹に雀であるのは、このような事情による。竹に雀は、藤原系の公家の名門勤修寺〔かんじゅうじ〕家の紋章であった。室町時代にこれを関東管領上杉氏に与えたのであるが、越後上杉家はその後裔なのでこれを用いていた。それを上杉家から更に伊達氏に贈ったもので、伝来の正しい高貴な荣誉と権威のある紋章であった。紋章というものについて、現代の勲章に対してもたれるような誇りと名誉の感覚をもつ時代であったのである。賜与の対象とされたのもそのためである。

注(4) 一門の竹に雀紋章の葉の数〔受贈後改造を加えたもの〕

角田の石川大和 (内外 26 枚)

巨理の伊達安房 (内外 36 枚)

水沢の伊達将監 (内 9 枚)

涌谷の伊達安芸 (内 9 枚)

登米の伊達式部 (内 9 枚)

岩谷堂の伊達右近 (内 9 枚)

宮床の伊達六郎 (内外 30 枚)

岩出山の伊達弾正 (内 9 枚)

川崎の伊達織部 (内 9 枚)

真坂の白川近江 (内 9 枚)

前沢の三沢信濃 (内 9 枚)

巨理の伊達成実〔しげざね〕は、本来竹に雀は父実元が上杉家から贈られ、これを伊達本家に献上したものであるから、当家の竹に雀は本家の紋章と異同あるべきでない」と主張した。このことを、「仙台志料」巻之 2 (岡千仞) に『有司令門族曰。一門竹雀徽號。宜表異以避公室。成実不可曰。竹雀徽號。先人実元所献。臣家不宜表異。』とあり、「東藩史稿」巻之 13 (作並清亮) にも同様に『公〔政宗〕又一門ニ令シテ曰。竹雀徽號一門公室ト別ナシ。蓋ソ各異ヲ表セサル。成実曰竹雀章。臣カ父実元献スル所。故ニ他人異ヲ表スル可ナリ。臣カ家。宜シク公室ト之ヲ同フスベシ。公乃チ謝シテ止ム。』とある。また、「藩臣須知」に『伊達家御家紋之事……一竹雀 晴宗様ヨリ御用。葉数安房殿ト同シ』とある。唯、伊達本家の雀を柿色とし巨理伊達家のものと区別をつけた。

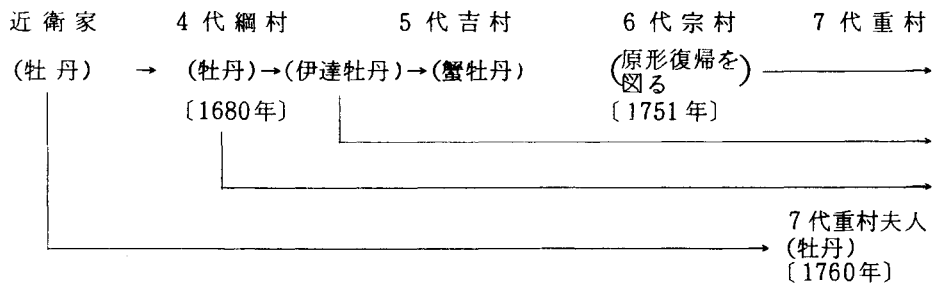
なお、宇和島伊達家〔10万石〕・吉田伊達家〔3万石〕も竹に雀を家紋とした。勿論葉数意匠に差をつけてある。俗に伊達本家の竹に雀紋を「仙台笹」、宇和島・吉田の竹に雀をそれぞれ「宇和島笹」・「吉田笹」とも呼んだ。

「仙台事物起原考」(菊地勝之助)では、伊達本家当主専用の竹に雀の葉の数については記していないから注意を要する。

注(5) 「肯山公治家記録全書後編」巻之 15 に『延宝八年八月廿五日辛巳 近衛基熙公ヨリ進藤筑後守ヲ以テ、御書牡丹ノ御紋並太刀一腰 樽肴進セラル……』とある。この時の御書とは、延宝 8 年 8 月 25 日付の網村宛近衛基熙書状で「伊達家文書」之 5 (「大日本史料家わけ」第 3 の内) に収録されており、その文中に『……追啓年来入魂〔じっこん〕之上者永可被用当家紋〔牡丹〕候也』と記してある。

注(6) 「仙台事物起原考」(菊地勝之助)の「伊達家定紋の由来」の記事中に、『牡丹の紋章は近衛家の家紋であったが、七代藩主重村が関白近衛基熙の女年子〔のぶこ〕の方と結婚さ

れた時賜わったものである。その後伊達家ではこの紋章の細部の形などを改造しているの
で、伊達牡丹と呼ばれている。現に東京中目黒の正覚寺に安置されている三沢初子の像の
座蒲団に見事な大牡丹の紋章が染め出されている。蟹牡丹の紋章は五代藩主吉村の時代に
伊達牡丹を更に改造して葉が蟹の足のようになり、花卉も丸味を帯びたので蟹牡丹と呼ば
れるようになった。』とあるが、この記述によると、7代から5代へと、更に貞享3年
〔1686〕2月4日歿の三沢初子へまで時代が逆行することになり、矛盾撞着が甚しい。「名
数みやぎ郷土小事典」(菊地勝之助)の「伊達家の十定紋」の記事にも「牡丹紋」につい
て同様の誤りがある。「牡丹紋」は第4代綱村が近衛家から賜わったものであることは、
動かすことのできない事実で、第6代宗村が、変形された「牡丹紋」を『原形ニ復セント
欲』して、近衛家に申し入れをした文書すら「伊達家文書」之7(「大日本古文書家わけ」
第3の内)に見られる。この通り「牡丹紋」は第4代綱村以後既に伊達家の家紋の一つと
なっていた所に、これとはかゝりなしに第7代重村夫人がいわゆる「女紋」として実家
近衛家から持ち込んだものである。このことを図示すると次のようになる。



注(7) 「仙台城解説と伊達氏について」(仙台市観光課)の図版と、「市長日誌」(島野武)の
見返しの図版とは、いずれも裏返しに印刷されている。薄が右斜めになっているのが正し
い。

注(8) 「伊達家史叢談」1(伊達邦宗)に『幕ノ紋ハ二端頭(幕ノ上幅二端ニ懸相付申候)竹雀
ノ二種』とある。

「肯山公治家記録全書後編」卷之1延宝3年〔既に1676〕12月25日条に『○幕紋ノ義ヲ
定メラル如左

幕紋

- 一 一門可被用竹雀與二端頭二引両事
- 一 一家可被用二端頭二引両事
- 一 一族可被用二端頭二引両事
- 一 家々之紋不可被断絶事
- 一 勿論一家一族並者不可用右之紋事

以上』

とある。

注(9) 東九番丁の浄土宗常念寺の門の扉にこの紋が残っている。もと高松万寿寺綱村夫人稲葉氏の靈廟の山門だったが、明治維新後同寺が荒廃したとき、払下げを受けて移設したものである。

資料 伊達家史叢談 1、14（伊達邦宗）

藩臣須知、藩臣須知別本（「宮城県史」第32巻の内）

寛政重修諸家譜 762

日本紋章学（沼田頼輔）

伊達正統世次考卷 1、9

東藩史稿卷之5（作並清亮）

定紋の研究（福井万次郎）

33. 仙台暦第1号の表題

問 仙台暦第1号の「安政2年暦」が、T大学やM図書館にもないが、どこにあるのか。

答 伊達家が幕府から特別許可を得て、仙台で印刷し領内限り頒布した「嘉永8年暦」から「明治3年暦」に至る16年分の暦を、俗に江戸暦と区別する意味で仙台暦と呼んでいます。天文方から交付された写本暦〔原稿暦〕⁽¹⁾によって、仙台で版木を起して刷り上げたもので、その外形・内容⁽²⁾は江戸暦と同一です。いささかのミスプリントや改変があってはならず、校合暦と称して刷り上がった暦を天文方に提出して検閲を受けることになっていました。暦法は全国一定のものでなければならぬので、暦の制作頒布は幕府の厳正な管理に属する重大なものでした。これまで仙台でも各地と同様に、江戸暦を移入してきたのですが、広大な領内になかなか行きわたらず、領民の不便はまことに痛切なものでした。仙台暦が発行されたため、暦の入手が容易になって特に恩恵を受けることになったのは、1千か村以上もある村々の農民でした。当時の農法は、暦の示す時候とのタイミング如何によって左右されるものだったからです。

さて、おたずねの「安政2年暦」なるものは、暦発行許可の日付が安政元年〔1854〕11月28日と諸記録にありますので、第1号は当然安政元年発行の翌年号、すなわち「安政2年暦」であるという前提⁽³⁾をもって探索されたのだと思われます。ところが、安政元年という年は、嘉永7年11月27日に安政と改元されたものです。この改元の時点以前に既に暦の編成は終わっており、仙台暦第1号の原稿として天文方から交付された写本暦は、改元のことを予想しない「嘉永8年暦」の表題で作成

されているわけであり。いささかの変改を加えず、原稿に忠実に reprint された仙台暦第 1 号は「安政 2 年暦」ではなく、「嘉永 8 年暦」であることとなります。江戸暦も改元の事前に既に刊行を終り頒布段階に入ってしまったので「安政 2 年暦」の表題をつけたものはありません。したがって、仙台暦第 1 号は「嘉永 8 年暦」の標題をもつもので、これは方々に残存しています。

なお、中途改元による表題と年号との不一致は、これ以外のものにもありますので、念のため仙台暦と呼ばれるものを年代順に記しておきます。(×印不一致)

(5)

(表題)

×	嘉永 8 年暦	(安政 2 年の分)
	安政 3 "	(3 ")
	" 4 "	(4 ")
	" 5 "	(5 ")
	" 6 "	(6 ")
×	" 7 "	(万延元 ")
×	万延 2 "	(文久元 ")
	文久 2 "	(" 2 ")
	" 3 "	(" 3 ")
×	" 4 "	(元治元 ")
×	元治 2 "	(慶応元 ")
	慶応 2 "	(" 2 ")
	" 3 "	(" 3 ")
×	" 4 "	(明治元 ")
	明治 2 "	(" 2 ")
	" 3 "	(" 3 ")

注(1) 「源貞氏耳袋」(東北大学図書館蔵)に次の記事がある。

『一 仙台暦御免之御願之事

私領分奥州仙台暦面之儀先年も申上候処辺境迄は年々行渡兼往々播種之候を違ひ候に付連々〔つらつら〕下民難渋相及此節に相至り犇〔ひし〕と窮迫仕国元衰自然武備警衛向にも相聞〔あいなやみ〕深く歎け敷〔なげかわしき〕儀奉存候間何卒出格之御評議を以此末江戸写判暦被成下領分限り頒行仕候所被下成御免度奉願候委細之儀は家来覚書相渡申上候

已上

右付札

願之趣御出格之詔を以て以後天文方より写本暦可相渡候に付領内限り判行御免被成下
 尤請取方並校合暦指出方等之儀都而〔すべて〕松平肥後守〔陸奥守の誤り〕領分限り

賦曆之手續相心得只今迄差越候版木師共難儀不成様可被取計候 以上 此儀平野伊勢守〔神明社神官〕社曆被成下候由之事』

注(2) てんもんかた。江戸幕府の職制。若年寄に所属し、天文・暦術・測量・地誌・洋書翻訳などに関することを司った。

注(3) 「楽山公〔慶邦〕治家記録」巻之14に『安政紀元^{××}_{十二月}改元 ○十一月廿八日封内ニ曆書ヲ上木シ頒行スルヲ請テ允サル』。「東藩史稿」巻之9（作並清亮）に『安政元年十一月二十八日、封内ニ於テ曆ヲ編製シ、頒行スルヲ幕府ニ請テ允サル』。「仙台志料」（岡千仞）巻9に『免版曆。安政元年以歳曆不遍行封内。往往失農時。請幕府。仿会津諏訪社曆。附藩神明社。刊行曆本』

注(4) 曆発行については荒巻神明社神官平野伊勢の所管とされ、国分町の書店伊勢屋半右衛門が版元を命ぜられ、江戸から江川某という版木師の名手を招いて印刷頒布した。伊勢半は曆開板の時誕生した娘の名を「れき」〔曆〕と命名したという。板元伊勢半では、毎年藩公へ50部宛曆本を献上した。献上本は杉原紙〔楮を原料とした上質和紙、鎌倉時代播磨国杉原村で漉き出されたのでこの名がある〕6寸7分×5寸の別仕立、一般頒布本は普通和紙摺、5寸3分×4寸2分であった。「仙台事物起原考」（菊地勝之助）の仙台曆について
××××× ×××××××××××××××××
の記事『安政4年から……売出した仙台曆……慶応4年即ち明治元年まで続いた。
……×××××××× ×××××××× ××××××××
……仙台曆を考案した平野伊勢。仙台曆は陰陽吉凶を郷土的に示したものでまた大衆的な
×
曆である。』は誤まりである。××××
郷土的という部分は、かつて、これよりも約150年前に刊行されたことのある、無許可曆のことと混同したのではなからうか。無許可の仙台曆について「日本の曆」（岡田芳朗、昭和47）は次のように記している。『延宝4年（1676）、貞享4年（1687）、元禄9年（1696）、正徳2年（1712）のものが知られている。仙台曆は正徳5年限りで禁止された。それは貞享改曆以後幕府の許可を得ず、官曆以外の曆注を記載して発行していたためである。この事件は江戸曆屋11人からの訴えで明るみに出たものであるが、大藩伊達侯の城下町で刊行されていた曆だけに、この事件の背後に多分に政治的配慮がうかがえる。この仙台曆は国分町の市兵衛、九左衛門、治兵衛の3名が出版していた。幕末に再び仙台神明社の平野伊勢によって作成され、伊勢屋半右衛門から綴曆の仙台曆が出版された』。「楽山公〔第5代吉村〕治家記録」巻之46下、正徳5年〔1715〕3月14日条に『○仙台国分町板木屋九左衛門、同市郎兵衛、木屋次郎兵衛三人、曆類板行ス、諸人信用ノ曆ヲ違却スル罪ニ因テ牢舎命セラル旨、昨十三日於評定所中山出雲守殿奉命ノ旨、国分町検断名代日下屋太郎左衛門告達ノ趣、将監言上』。同巻之47、正徳5年4月27日条に『○仙台国分町曆板行ノ者三人禁獄赦免セラル旨、去二十五日……』とある。

注(5) 東北で国曆が許されていたのは、仙台より早く会津と南部とであった。仙台曆は「明治3年曆」で終わった。その事情は「官令沿革表」（大蔵省〔現在の大蔵省とちがい内務行政を

も主管した)記録局編)に『明治三年四月二十二日、頒曆授時ハ至宝ノ典章ニヨリ弘曆者ノ外調製スルヲ嚴禁ス』とある。

資料 本食い蟲五拾年(常盤雄五郎)

34. 一両一方とはどういうことか

問 一両一方とはどういうことですか。「宮城県郷土史年表」(菊地勝之助)178ページの文化5年6月10日の事項に「……三貫以上は金一両一方、五貫以上は三両三方……一万石以上は百二十五兩、二万石以上は百五十兩の額を以て五年間に賦し上納……」、また192ページ文政11年6月28日のところに「二万石以上へ金二十五円……五十石以下へ二方……」その他方々に兩、円、方の文字が現われてきます。

答 「宮城県郷土史年表」のそれらの事項の典拠〔出所が明記されていないが〕となったと思われる「東藩史稿」を参照すると次のように記されています。

『文化五年〔1808〕六月廿二日、幕府ヨリ蝦夷地警衛及ビ朝鮮来聘ニヨリ、高役ヲ命ゼラルニヨリ、藩臣禄秩三貫以上ハ金一兩一方、五貫文以上ハ三兩三方、百石以上ハ六兩一方、二百石以上ハ十二兩二方、三百石以上ハ十八兩三方、五百石以上ハ二十五兩、千石以上ハ三十五兩、三千石以上ハ七十五兩、五千石以上ハ百兩、一万石以上ハ百二十五兩、二万石以上ハ百五十兩ノ額ヲ以テ五年間ニ賦シ、貸上金トシテ上納スベキヲ令ス。但蝦夷地戍衛ノ者ハ五分ノ一ヲ免ス』(卷之8)、また『文政十一年〔1828〕六月廿八日、藩士禄高二万石以上へ金二十五兩、一万石以上へ二十兩、五千石以上へ十七兩二方、三千石以上へ十二兩二方、千石以上へ七兩、五百石以上へ五兩、三百石以上へ三兩三方、二百石以上へ二兩二方、百石以上へ一兩一方、五十石以上へ三方、五十石以下へ二方、凡下扶持人へ南鐐〔なんりょう〕一片ヲ賜フ』(卷之9)

近世に入って金銀錢3貨の幣制が定着し貨幣経済が発達し始めます。3貨はそれぞれ本位正貨であって、金貨は表記貨幣、銀貨は秤量貨幣、銭貨は計数貨幣として通用しました。その中の金貨には、兩・分〔ぶ〕・朱〔しゅ〕の金額単位が定められ、それが表記されていました。金貨の種別には、大判〔10兩と表記、通貨とはしない〕・小判〔1兩と表記〕・一分金・二朱金等があり、その形状から小判は大判円形であるのを円貨、一分金等は長方形なので方貨と呼ぶ場合があります。「徳川実紀」の内「台徳院殿〔秀忠〕御実紀」卷42(「国史大系」第39)に『元和二年〔1616〕五月十一日令せられしは……。金一方〔一分〕に錢壹貫文をあてゝ通用売買すべし……』とあり、「航米日録」(玉虫左太夫、「日本思想史大系」66の内)の『万延元年〔1860〕二月十五日…

…本朝ノ方銀……』の頭注『方形の銀貨一分銀を指す。』とあり、「札差と両替」（小野武雄）にも『……一分……漢学者たちは一方という。』とあり、一方とは一分を指していています。また「東藩史稿」巻之7の『〔文化九年〔既に1813〕齊宗〕十二月二十八日、一門以下輕卒等へ、金一萬圓ヲ頒賜シ……』。これに対応する記事としては、「伊達家譜拔萃」（「仙台叢書」第9巻の内）に『齊宗公……文化九年十二月二十八日。御家中一統。及困窮候趣被聞召。別段之思召を以て。御物置金一萬兩被相出。御恵被成下候間。……』とあるように、漢学者は「兩」を「円」と書き記しています。「東藩史稿」等は、ずばり露骨に「金一兩一分」等と金額そのものを単位で表わさず、『金一円一方』〔金の円貨一枚と金の方貨一枚〕の表現をとっているのであります。『南鐐一片』と記されているのもこれと符節が合っています。「宮城県郷土史年表」の『金一兩一方』の表記は、⁽¹¹⁾ ⁽¹²⁾ 金貨の単位「兩」と形状の称呼「方」とを混用しているのも、正しくは『金一兩一分』と改めるべきところであります。

注(1) 貫文。1貫文とは、中世に於て永楽銭〔明国〕1貫文〔1千文〕の年貢を収納する土地の領有を表示したものであった。永楽銭とは、明の永楽9年〔1411〕鑄造の始まった銅銭「永楽通宝」で、室町中期以降大量に輸入されて日本国内でも通用した。更に足利義持は国内通用の永楽銭〔地銭〕を鑄造して混用させたが、徳川幕府が「寛永通宝」を造ってから姿を消した。永・永銭・永精銭とも呼ばれた。永楽銭の普及にともない、貫文制は次第に一般化し、特に関東・東北地方では知行高はすべて貫文高即ち永楽銭の高で表示されるようになった。天正18年〔1590〕秀吉の命じた陸奥国・出羽国の検地も、従来の慣行を尊重して実施され、田畠の貫文付〔かんもんづけ〕は『上田一段、永楽銭二百文宛……』等と定められた。このように貫文高は銭納を前提としたものであったが、現実には必ずしも銭で年貢を収納するものでなく、銭納のほか現物納もあり、両者の混合した場合もあった。従って田畑の貫文高は、年貢や諸役を賦課徴収する時の基準額即ち役高を示すものであった。このように、知行地を領有して農民から直接年貢・夫役を徴収する中世的な領主の存在形態である貫文制とは反対に、近世に入ると石高制〔俸禄制〕が行われるようになった。それは、土地領有を廃して現米を支給する制度、即ち家臣のサラリーマン化・大名権力の絶対化である。伊達家では、このような近世的な石高制への全面切換えができず、最後まで上・中級家臣の多くの者に貫高制を残したので、知行高の表示に貫文を用いたのである。但し、外部に対しては、1貫文の知行を10石の俸禄に言い換えて発表することにしていた。仙台領の貫文制について、他の石高制をとる大名領と違うので、幕府から問合せがあった時も、次のように答えている。『仙台領ノ田地百文ハ他国地高一石ナリ、〔中略〕仙台領田地一貫文ノ中税ハ四石三斗ナリ〔約四公六民〕』（「獅山公〔5代吉村〕治家記録」享保八年〔1723〕四月二十九日条）。

注(2) 金銭の高。

- 注(3) 伊達家16世輝宗から29世慶邦に至る正史「伊達治家記録」と、その前史としての祖先藤原氏から15世晴宗に至る「伊達出自世次考」・「伊達正統世次考」のダイジェスト版ともいうべきもので、それに加えて伊達家伝存の諸資料も勿論消化された力作で、首巻のほか34巻10冊。作並清亮が40余年心血を傾注して、大正4年に公刊した。
- 注(4) 江戸時代、禄高に応じて割り付けた夫役〔ふやく〕。夫役とは労働の役務。貨幣で代納する場合、高役金・高役銀という。
- 注(5) かしあげきん。貸すという名目で、献上する金穀のこと。
- 注(6) ほんげふちにん。凡下とは、伊達家家臣の最下層だった卒以下職人のことをいった。扶持人とは、扶持米を受ける下級家臣で、何人扶持〔何口〕という形で玄米を支給された。1人扶持とは、幕府では1日5合の割、伊達家の場合はそれよりも若干多目であったという。旧暦時代なので平年は353～355日、大体3年目に繰返される閏年383～385日であったが、平閏年を通じて1年360日分即ち5合×360＝1.8石を2か月分毎に分割して御蔵から支給した。
- 注(7) 南鐐と称する良質の銀を以て安永元年〔1772〕鑄造された2朱銀貨。銀貨は秤量貨幣だったが、この南鐐は2朱の表記貨幣である。
- 注(8) 経済学者は、江戸期の通貨について、屢々要約して、江戸は金本位、京坂は銀本位、銭（銅・鉄）は全国庶民の通貨だという。しかし、実際には、貨幣と階級とは深い関係があり、法的な規定はなかったが、金貨は支配階級用通貨、銀貨は中流町人用通貨、銭貨は下層階級用通貨という慣行になっていた。日常生活において3貨を両替・売買する必要があったので、両替屋が発生した。幕府が公定した3貨の交換レートは金1両＝銀60匁＝銭4千文であったが、現実には公定レートは維持されず、日々相場が変動して止まなかった。
- 注(9) 四進法で、4朱で1分、4分で1両である。
- 注(10) 「黄金」・「金」・「判金」とも称せられ、数えるのに1枚、2枚といった。通貨とはせず、主として献進・贈答等に用いられたので「虚金」とも呼ばれた。色を美しくするため銅分が多かったので、品質は小判より低い。「拾両」と表記されているが、小判のような実質表価でなかったため、両替の際の交換価値は7両半〔7両2分〕であった。
- 注(11) 金銭単位としての「円」の制定は明治4年のことである。それ以前の「円」は「円貨」を指す。
- 注(12) 南鐐2朱銀貨1枚のこと。
序でに、このような表現方式によれば、銭貨は穴開き銭であるので「○○孔」と記した。
- 資料 東藩史稿（作並清亮）
大日本貨幣史（大蔵省）
地方史研究必携（地方史研究協議会編）

35. 塵芥集とは

問 伊達家の塵芥集とはどのような本ですか。

(1)

答 戦国大名が、それぞれ分権的な法権をもち、一族子弟や分国内の家臣統制、農民統治に関して制定発布した独自の法を、分国法又は大名法と呼んでいます。東北の戦国大名伊達14世植宗〔たねむね〕⁽²⁾が、天文5年〔1536〕4月14日制定した171箇条〔村田本〕の分国法の題名が「塵芥集」なのです。わが国中世の分国法の多くが慣習法だった中で、最大の成文法であるにも拘らず、その制定の意図や目的を明確にできる資料は何一つ残されていません。「塵芥集」という名称すら、第4代綱村が延宝7年〔1679〕に、家臣村田親重からその写本1冊を進上されるまでは、殆ど伊達家関係の史料に現われていないのは、実に意外なことです。これより7年後の貞享3年〔1686〕田辺希賢に「伊達正統世次考」の撰述を命ぜられますが、この書の巻之8下、天文5年4月14日の条に『……定政事式一百六十九条。君臣加誓書為一卷。名曰塵芥集。……塵芥集一卷。今藏在秘府。』と初出します。

およそ法典らしからぬ公家的・王朝的・文芸的な余韻をもつ塵芥集という名称の由来を推測するに足る資料も、したがって皆無です。塵芥の語が、中世の文芸・仏教関係にとられているのはよく見られるが、法典の題名としてつけられたことは、極めて特異なことで、戦国武将伊達植宗の人柄と教養の高さを示すものであることは確かです。法制史学者の滝川政次郎説によれば、「塵芥」は、当時の用例の中で「種類の多い」の意もあるので、「塵芥集とは世事万般のことを規定した法典」であるといわれます。

塵芥集の現存する伝本には、村田本（仙台市博物館蔵）・佐藤本（同館蔵）・新写本（同館蔵）・狩野本（東北大学図書館蔵）・猪熊本（小林宏氏蔵）の5種類があります。仙台文庫叢書中の「塵芥集」は、村田本を底本として、明治27年に活字化公刊されたものです。

注(1) じんかいしゅう。電話や面接での質問の際、「^xりんかいしゅう」・「^x伊達政宗の^xりんかいしゅう」・「^xろっかいしゅう」などと誤まったものが多いので注意を要する。

注(2) 植宗の名は、將軍足利義植から賜わった偏諱〔へんき。2字の名のうちの1字。諱はいみなどで、死後にいう生前の実名、また高貴の人の実名をいう。この場合は後者の意味。偏諱を賜わるとは、功績・榮譽を示すものであった〕によるものである。文武兼備の武将で、その勢力範囲を拡大するとともに、よく民政にも努めた。天文2年〔1533〕質物に関する特別法「蔵方之掟」〔くらかたのおきて〕、その3年後の天文5年「塵芥集」を制定した。同11年〔1542〕越後守護職上杉定実の世継ぎとして三男実元〔巨理伊達成実の父〕を養子とすることになった時、これを不満とした嫡子晴宗と武力で相戦うことになった。天文17年〔1548〕まで続いた「天文の乱」で、実に伊達家勢力を二分しての血肉の内戦であ

った。このため上杉家への入嗣は実現しなかったが、上杉氏から贈られた竹に雀の紋章がその後伊達家の家紋の一つとなった。やがて晴宗との和解後、伊具丸森に隠居し、永禄8年〔1568〕78才で歿した。丸森松音寺山に葬る。智松院殿直山円入大居士と追諡する。伊達家歴代で最も偉大だった9世政宗と17世政宗との間にあって、両者に次ぐ足跡を伊達家の歴史に残した人物で、伊達家中興の祖ともいわれる。

資料 伊達家塵芥集の研究（小林 宏）

塵芥集（「仙台文庫叢書」第2集）

“（「仙台叢書」続刊1の内）

“（「伊達家史叢談」2）

“（「大日本古文書」の内）

“（「中世法制史料集」第3巻（佐藤進一、池内義賢、百瀬今朝雄編）の内。「蔵方之掟」をも収録）

36. 高力左近は切支丹大名 だったのか

問 「仙台北下絵図の研究」に次のように書かれた個所があります。

『寛文8年に切支丹大名である高力左近が仙台北藩に預けられた。藩では中島丁の現在の女子師範〔現第一女子高の校地〕⁽¹⁾の所⁽²⁾にあった屋敷を4軒つぶしてここに居らしめた。この屋敷は二高〔旧制〕所蔵の寛文7・8年「仙台北下絵図」に初めて見えてゐる。』

この高力左近（こうりきさこん）を切支丹大名と書いてある点が疑問です。他の資料のあらゆるものを見てもわかりません。高力左近は果して切支丹大名だったのでしょうか。また何処の大名だったのでしょうか。

答 問題の記事は「東藩史稿」「伊達家文書」〔？〕による旨の注があるので、典拠となったそれらの資料に一応当ります。「東藩史稿」巻之5（作並清亮）に『寛文八年〔1668〕戊申〔つちのえさる〕二月二十七日、幕命アリ、高力左近将監隆長〔こうりきさこんしょうげんたかなが〕罪アリテ我ニ幽ス』。「青山公治家記録」前編巻之5、寛文8年2月27日条に『廿七日丙申〔ひのえさる〕評定所へ御家臣指出サル処……高力左近殿領知ノ仕置非分ノ役ヲ懸ケ土民困窮ノ趣、台聴ニ達シ、領知ヲ上収ノ事覚書ヲ以テ演説……左近殿仙台北居処御城下片端土屋敷ニ指置ルヘシ……此日午刻御家臣評定所ヨリ左近殿ヲ請取、浅布〔麻布〕屋敷ノ中小十郎景長藩邸ニ移シ、守護ス。或記ニ左

近殿仙台へ指下サレ……』と記されているだけです。他の諸書の記事もこれ以上を出ていません。このような郷土資料による検索からはみ出た問題については、いち早く情報探知の触角を一般的な歴史資料に転ずることです。

徳川幕府の政治実録の最大のものに「徳川実紀」という資料があります。その中の「嚴有院殿〔4代家綱〕御実紀」第36の寛文8年2月の条に「高力隆長除封配流」⁽³⁾のことを次の通り記しています。『廿七日肥前国島原城主高力左近大夫隆長所領三万七千石没入ありて、松平亀千代〔伊達綱村〕にあづけられ、嫡子伊予守常長は酒井左衛門尉忠義にあづけられ、二男右衛門季長は真田右衛門幸道にあづけられ、居邸は牧野飛驒守忠成に預けられぬ。この隆長はもとの摂津守忠房の子となり。忠房初め遠江国浜松の城主たりしが、寛永15年〔1638〕肥前国島原の賊徒たいらぎて後、かしこを鎮撫するもの、忠房其任にあたりとて、今の城給はり、良民を各所よりよびあつめ、いかにもして人心帰服せんはからひせよとて、⁽⁴⁾米金若干下されて、其地を保護せしめられたり。しかるに隆長そのはじめ父が岩槻の城にありしころ、慶長十七年〔1612〕神祖〔家康〕を拝し、元和三年〔1617〕台徳院殿〔2代将軍秀忠〕にも、日光参詣の折から、その城に立よらせ給ひしかば拝し奉る。九年御上洛の時叙爵して左近大夫と称し、明暦二年〔1656〕二月八日家つぎしより奢侈〔しゃし〕に⁽⁵⁾つゝのり、領地の政事あしく、非理の課役をかけ、四民くるしむのみならず、家士等虐使に堪ず、さきに鎮西の国々巡視の御使つかはされし時、領民共隆長が虐政にくるしむよし訴ふる者少からず、よってかく罪を蒙りて後、延宝四年〔1676〕十二月廿五日配所にて死しぬ。齡七十二。

廿八日月次〔つきなみ〕なり〔中略〕諸大名の輩御前近く召て、こたび高力左近大夫隆長、領民をくるしむる⁽⁶⁾つみ、もつともかろからず。よて国除かる。隆長が外にも猶政蹟よろしからぬ聞えなきにあらず。各前弊を改め、維新の政を行ふべきむね命あり』

以上によって、高力左近は島原城主だったが、悪政の罪によって処罰され、仙台に幽閉された者であることがわかります。また、時代的にも切支丹大名の存在など許されなくなっているし、キリシタン反乱後の島原に封ぜられた高力家の任務からしても、左近は切支丹大名ではありません。「仙台城下絵図の研究」に、高力左近を切支丹大名と書かれたのは、その1世代以前の切支丹大名高山右近と氏名が類似していることから、恐らく両者を混同した著者の一失であると思われます。

注(1) 阿刀田令造著。斎藤報恩会博物館図書部研究報告第4、昭和11年8月発行、昭和51年復刻版発行。

注(2) 切支丹は始め吉利支丹と書き、禁教後は鬼理支丹などとし、第4代徳川将軍綱吉以後は吉の字を避けて切支丹と記した。天文19年〔1550〕イエズス会士フランシスコ・ザビエルらがわが国に伝えた天主教をいう。切支丹大名とは、戦国時代から江戸初期にかけて、このキリシタン教を信仰した大名で、高山右近〔摂津〕・蒲生氏郷〔当時伊勢〕・津軽信教〔津軽〕・織田有楽斎長益〔大和〕・大友義鎮〔豊後〕・黒田孝高〔豊前〕・黒田長政〔筑前〕・寺沢広高〔肥前〕・大村純忠〔肥前〕・有馬晴信〔肥前〕・小西行長〔肥後〕・宗義智

〔対馬〕等が著名である。

注(3) 徳川幕府が、はじめ大学頭林銜〔述斎〕を総裁として成島司直〔もとなお〕らに撰述させたもので、家康から10代家治に至る間の編年体実録。文化6年〔1809〕起稿、嘉永2年〔1849〕完成。全516巻。なお、幕末に本書に次いで家斉から慶喜に至る間の実録を編集した「続徳川実紀」がある。正・続とも活字化されて「国史大系」（黒板勝美編）に収めてある。実録とは、編年体史籍の一種で君主の一代の事跡を年代順に記したものをいう。

注(4) 島原の乱。寛永14年〔1637〕天草及び島原の天主教徒の起した内乱。益田（天草）四郎時貞を首領とし、3万7千の信者が島原城に抛り幕府の討伐軍に抗戦した。幕軍は大いに苦戦し将板倉重昌は戦死。その後老中松平信綱が九州諸大名を指揮して翌15年島原城を落した。

注(5) 島原は天草とともに雲仙の火山灰地で不毛に近く、ここを統治する大名も領民も、ともに苦しかった地方で「難治の地」と称せられた。高力忠房は、特に島原の乱による物心壊滅の跡を治めるに堪え得る者として譜代大名中から選抜されたのである。寛永15年4月13日任命、11月6日領地に入った。

注(6) 仙台に蟄居中は麩米千俵を扶助されていた。高力左近の死去について「肯山公治家記録」後編巻之4の延宝5年正月3日の条に次の記事がある。『〇配流高力左近殿臘月廿五日病死、即ち柴田中務朝成注進ス、臘年廿九日晚到着〔江戸、綱村参観中〕歳暮年始ニ因テ聞達セス今朝言上ス、大条監物ヲ以テ正則朝臣〔相模小田原藩主稲葉正則、綱村夫人仙姫の実父、幕命による綱村の政治指南〕へ達セラレ島田出雲守殿ヲ以テ老中へ披露セラル』。なお、高力家は延宝8年〔1680〕赦免され3千石の旗本として家名再興した。

注(7) 毎月定例の大名の江戸城登城日。毎月1・15・28日を「月次御礼」の日と定められていた。
資料 厳有院殿御実紀巻36

寛政重修諸家譜巻511

島原半島史中巻（林 銑吉編）

廃絶録中巻

藩翰譜巻11（新井白石）

37. 大泉茂基の略歴

問 大泉茂基の略歴をお知らせください。M図書館にたずねても回答を得られませんでした。

答 大泉茂基は、すぐれた才能をもちながら、貧窮と病苦のうちに、その大成を見ずに病歿した、詩人版画家です。大正2年6月11日、柴田郡船岡〔現柴田町〕の素封家、大泉宗七郎の長男として生まれました。幼少の時母を失い、祖母と父の手で育てられました。父は内村鑑三に私淑し、熱烈なクリスチャンであったため、茂基も日曜学校に通うなどして、宗教的な雰囲気に触れて成長しました。そして、白石中学〔現白石高校〕に入ってから、詩作と版画に親しみ、山と音楽を愛するようになりました。蔵王にはよく登り、陸上競技部の選手となるほどのスポーツマンでもありました。しかし、20才前後の頃から試練の生活が始まりました。大宗と呼ばれ、仙南屈指の富豪だった生家の没落にあい、また肋膜炎をわずらって、東北学院文科を中退しなければならなくなったのです。けれども、この困難な時期に入ってから、他の多くの薄幸な天才達がそうであったように、茂基の詩と版画とは豊かな展開を示し始めたといわれます。茂基は、ダンテ・ヘルマン・ヘッセ・リルケ・ロマン・ローラン・ランボー・ニーチェ・ホイットマンなどの詩に学び、ゴッホ・ブラック・ルオー・中村彝〔つね〕・長谷川利行の作品に親しみ、生活苦に追われながら研鑽をつづけ、昭和24年に詩と版画の自家版「けやき」を出版しました。

昭和29年、船岡から仙台に転居し、仙台中央放送局の臨時雇で薄給を得たり、遂には東一番丁で屋台店を開業したりの苦しい生活の中で、茂基は版画の制作を続け、すぐれた作品を次々と個人誌の誌上や、個展で発表して行きました。しかし、その天才的な才能がようやく世の注目を集めてきたとき、不幸にも胃癌のため、昭和35年1月22日、国立仙台病院で46才の生涯を終りました。

資料 大泉茂基氏追想の記(村上淳、「日曜随筆」第67号の内)

文芸東北第2巻3、7号

非を非とする(相沢源七)

38. 名取春仲のこと

問 私は佐々木実由〔さねよし〕の子孫です。佐々木実由については「仙台人名大辞書」に次のように書かれていますが、その師名取春仲のことは、この辞書に全く記載されていません。仙北地方の何処だったか忘れたが、「名取春仲の碑」の前を車で通過したことがあります。いろいろ別の本でも調べていますが、どうしてもわかりません。名取春仲とは、どういう人ですか。

「仙台人名大辞書」『佐々木実由。筆道家。字は自光、羽黒派の修験にして春龍専神道居と称す。
名取春仲に就て書道・天文・兵法等を学び、私塾を開きて子弟を教授す。慶応三年〔1867〕四月二十日歿す、享年六十三。』

答 名取春仲は、岩出山出身の神道家・歴史家・天文家であります。春仲は、宝暦9年〔1759〕名取屋の長男として生まれました。名取屋は戦国時代、名取郡高館に居城していたが、伊達氏に滅ばされて、天正年中〔1573～92〕岩出山〔当時岩手沢〕に移り住み、名取屋と称して代々醸造業を営んできました。春仲の本姓は源、諱は敬純、通称を権右衛門といたしました。商家の子弟でありながら好学力が強く、その英才を認められて特に有備館に入学を許されました。業を卒えると仙台に出て、橋本春波の門に入り、神道・兵法の奥儀を究めたが、さらに、藤広則・殿村春辰に暦学を学びました。行くとして可ならざるはなく、春仲は天文・地理の学問にも通暁するようになりました。春仲の盛名は四方に高く、その学徳を慕って遠近から集まり師事する者多く、春仲はその教育指導に力を尽しました。現在、小僧部落の田の中に建っている春仲の碑が、御質問の中にある碑で、門人達が恩師春仲に対する謝恩の心を、今に伝えているものです。春仲は70才の時、京都に上って「三天九道北辰の奥秘」を講じたこともあるといわれます。天保6年〔1835〕6月14日歿、76才。「仙台一ノ関、盛岡及弘前藩ノ和算家ニ就テ」（林鶴一、「東北帝国大学東北数学雑誌」第16号〔大正8年〕の内）に『名取春仲ナルモノアリテ天文ニ熱中セント聞ケリ、春仲ハ其師ノ号春山、同門ノ号春湖ニ比較シテ該名取氏ノ号ナリシナランカ』とあり、また、東北大学附属図書館の蔵書中に「名取文庫」があります。

注(1) 「玉造郡誌」に『佐々木自光。新田夜鴉に住す、羽黒派修験にして天文・暦術・六法に通じ、教を名取春仲に受く、近郷の子弟を教育す。慶応三年没す。』とある。

注(2) しゅげん。羽黒派とは、山形の羽黒山の羽黒権現に奉仕した修験者。修験者とは修験道の修行者のこと。修験道とは、役小角〔えんのおつ〕を祖と仰ぐ仏教の一派であるが、日本固有の山岳信仰の伝承を濃厚に残している。護摩〔ごま〕を焚き、呪文〔じゅもん〕を誦し、祈禱を行ない難行・苦行を重ねて、神験を修得する。

注(3) 伊達氏の一門である岩出山伊達家の学問所。第4代村泰の時代、元禄4年〔1691〕二の丸の旧建物を用いて学舎とし、家中の子弟を修学させた。初め春学館と称したが、翌5年現在の地に移して有備館と改めた。その建物は学問所として領内最古のもので、清水道平が設計したといわれる庭園とともに、昭和8年2月28日、国の史跡及名勝に指定された。

注(4) ふじひろのり。天文家。通称彦六郎。蒼海と号す。その家貧窮をきわめたが、天文学を志し戸板黄海に学んだ。刻苦精励して学力拔群、同門にしてその右に出ざる者がなかったという。司天台〔天文台〕の星官に登用され、精緻な観測を続ける傍ら、後進の教育に努め、多くの秀才を輩出した。30余年の研究成果「天文測量志」は高い評価を集めた。文化4年〔1807〕12月25日歿。60才、北山資福寺に葬る。

注(5) 佐竹義根〔よしね〕。天文家。通称九吉、始め長倉義海と称した、春山・秋水また尾斎と号した。遠藤衛久・渋川敬也に天文・神道・兵学を学び、奥義をきわめ天文生に挙げられた。教を受けた門下生も多かった。明和4年〔1767〕閏9月20日歿、享年80、元寺小路

光円寺に葬った。

注(6) 大塚頼充〔よりみつ〕。天文家。善右衛門と称し、春湖また東嶽と号した。天文を佐竹春山に学び、宝暦10年〔1760〕悉く伝授を受けたという。名取春仲と同門だった。享和元年〔1801〕歿、70才、七北田村山ノ寺洞雲寺に葬る。

資料 岩出山町史上巻

39. 菅井梅関の墓はどこにあるのか

問 「仙台人名大辞書」によると、菅井梅関の墓は新寺小路生因寺にあることになっていますが、い
(1) (2)
くら探してもその寺は見つかりません。どこにあるのでしょうか。

答 菅井梅関は、天保15年〔1844〕1月19日、61才の時自殺し、生因寺に葬られました。ところが
(3)
この生因寺は明治維新後廃寺となり、隣の正雲寺に吸収されたのです。「仙台人名大辞書」(昭和
(4)
8年刊)の梅関の項は、梅関が生前親交のあった有名な漢詩人篠崎小竹〔しのぎきしょうちく〕の
(5)
書いた墓碑銘に基づいて書かれたもので、後の生因寺廃寺のことに及んでいません。墓域は荒廃するま
ま久しかったが、梅関愛好の有志が梅関会を組織し、昭和28年10月11日、正雲寺仏殿前西側中央に
改葬しました。したがって梅関の墓は生因寺にはなく、正雲寺にあったのですが、これも昭和48年
西郊葛岡墓園に移転してしまいました。

なお、梅関は、いわゆる「仙台四大画人」の1人であります。

(6)
注(1) 菊田定郷著。昭和8年発行。1万5千余名を収録し、1,500ページに近い労作。多少批判
もあるが、出所を明示して主観を入れていない点が長所で、現在郷土人名事典としては唯
一のものである。

注(2) 本願山と号し、浄土宗、寛永13年〔1636〕開山で、堂宇宏壮を極めていたというが、宝
永5年〔1708〕の火災で全焼し、その後仮堂を建立して明治維新に入ったが、隣地正雲
寺の管理に移して廃寺となった。

注(3) 画家。諱は岳、東斎後に梅関〔梅館と号した時期もある〕と号した。初名は智義、字は正
剛、通称は善輔、後岳輔と改めた。幼時から画を好み、根本常南〔周防の画人、通称匡輔、
常南また蠮斎と号した。南画山水にすぐれ、諸国を周遊して、寛政・文化の頃仙台に来て
いる。梅関が学んだのはその時である。〕に師事した。常南は梅関の画才を認めて「頭角
すでに現わる、必ず為す所あらん。」といった。やがて江戸に上り谷文晁に学んだが、程
なく京都・大阪に移って刻苦画技を磨いた。偶然長崎に住む清国人江稼圃の存在を知った

梅関は、直ちに長崎に向った。27才の時であった。稼圃は中国商人であったが、金銭に淡泊で、絵に遊ぶという文人画家の本領を身につけた人物だった。稼圃はこの未知無名の梅関の求めに快く応じ、その秘伝を伝えた。13年に及ぶ稼圃の教えは、彼の方向を決定し、その作品に大きな影響を与えたのである。梅関を理解し、敬愛する人は少なく、京都・大坂では頼山陽・篠崎小竹など一流人との深交があった。仙台に帰ってからは、東東洋・大槻平泉・釈南山・佐々木中沢等第一級の文人に接し、涌谷邑主伊達桂園の厚い庇護を受けた。その画は豪壮雄健で、最も得意とする画材は梅であった。しかし、パトロン伊達桂園の死後、経済的に追いつめられた梅関は、天保飢饉の最中、一生独身を通し、孤独に堪えつつ一筋に画に生きてきた命を、自らの手で断った。天保15年〔12月5日弘化と改元、1844〕1月19日、61才であった。「東藩史稿」巻之25（作並清亮）に『弘化元年正月十一日歿ス、年六十一。○名人忌辰録〔関根只誠編〕ニ正月十三日^X年六十二ニ作ル仙台人物史〔今泉蘆洲〕ニ正月十九日年六十一』と記してある。

注(4) 新寺小路にあり、浄土宗、弘誓山と号する。明治維新後、隣の生因寺はこの寺に吸収された。

注(5) 江戸後期の儒者。大阪の人。古賀精里に朱子学を学び、詩文・書をよくした。（1781～1851）。梅関の友人佐々木中沢の依頼によって執筆した梅関の碑文は『近世奥人以画聞於天下者以梅関山人為冠』〔近世奥人にして画を以て天下に聞ゆるもの梅関山人を以て冠と為す〕の一句で始まり、その後多くの梅関伝の根本資料となった。「名取郡誌」にも『梅関の伝は墓表に拠ったが一番にいい。梅沢和軒の日本南画史を見ても、東京経済雑誌社の大増補大日本人名辞書を見ても、この墓表が材料に使はれてゐる。墓表は梅関の友人佐々木知芳〔中沢〕が記した行実を材料として篠崎小竹（名は弼、大阪の儒者）がものしたものである。このことは墓表中にも見えてゐる。』

注(6) 明治の前期、南画の大家で控訴院判事として仙台に在住した川村雨谷が、ほぼ同時代の菅井梅関〔1784～1844〕・東東洋〔1755～1839〕・小池曲江〔1758～1849〕・菊田伊洲〔1791～1852〕の4人を顕彰して「仙台四大画人」と呼んだのに始まる。

資料 本食い蟲五拾年（常盤雄五郎）

仙台市史第7巻

菅井梅関、菅井梅関の死（「森銑三著作集」第3巻の内）

40. 山田孝雄の句碑

問 山田孝雄先生の句碑が仙台にあると聞いていますが、それは何処にあり、いつ建てられたもので
(1)
すか。またその句も教えてください。他の図書館で調べましたが、詳しいことがわかりませんので、
お願いします。

答 おたずねの句碑は、仙台城址天守台の護国神社境内、拜殿の左側にあります。昭和42年に、山田
孝雄先生記念碑建設期成会が、歿後9周年を記念して建立したもので知未亡人と令孫を招いて10
月29日除幕式を行いました。⁽²⁾福島県石城郡の鮫川石に据えた高さ約1.5mの丸森町産大倉石の碑石
に、連歌発句の一つ、昭和29年正月の作

『天地の

今わかるるや

初日影 孝雄』

と自筆が彫られています。そして建碑のいきさつが、その碑背に次のように刻まれています。

『山田先生学博く徳高く国

語を説き古道を極めてその名世に

あまねし仙台市在住前後二十余

年昭和三十三年この地において

生を終へらるその恩に浴せる者

全国各地より志を寄せ記念の碑を

建て先生自筆の連歌発句を刻みて

長く学徳をしのぶすがとす

昭和四十二年七月

山田孝雄先生記念碑建設期成会』

注(1) やまだよしお。明治6年〔1873〕5月10日富山市に生れた。真実の(戸籍上も)生年月日は明治8年8月20日だったが、明治24年12月15日小学校教員の免許を受ける時資格年齢不足を避けるため生年を2年遡らせて明治6年とし、これで生涯を通した。そのための戸籍の訂正は、明治30年6月10日に完了したと、自ら記録している。このような便法は全国的によく行われていたもので「回顧録」(佐藤郁次郎、昭和7)にも『其頃ハ役所官庁ニテモ学校入学志願ノ為必要ニ付何歳ノ証明ヲ願フト申出ツレハ善事ノ為ノ使用ナレハ奨励コソ為ス可ケレ之ヲ阻害スルハ理由ナシトノ意見ナルヤ殆ト公然ノ秘密ヲ以テ年齢ノ証明ヲ希望通ニ与ヘタル訳ナリ。』とある。独学で教員資格を取り中等教員となり、国語学のお

ぐれた研究成果を次々と発表した。日大教授から大正14年東北大学に招かれ、昭和2年教授、15年神宮皇学館大学学長となった。戦後、阿部次郎の友情により24年再び仙台市米ヶ袋に住むことになった。28年文化功労者に挙げられ、32年文化勲章を受けた。33年11月20日、83才で歿した。その著書・論文5百50余編の多きにのぼり、国語学の最高権威として知られている。

注(2) 前宮城県農業短大学長三沢房太郎・東北大学教授佐藤喜代治らが発起人となっている。

資料 河北新報（昭和42年10月30日号）

訥言録（佐藤喜代治）

仙台の散策（佐々久）

4.1. 仙台市内にある芭蕉碑

問 仙台市内には、どのような芭蕉碑がありますか。

答 県内には45基の芭蕉碑がありますが、そのうち仙台市には、次のような5碑があります。

1. 西公園の句碑（田植塚）

桜岡大神宮の北隣に「風流のはしめや奥の田植うた」の句を、半割りの表面を磨いた石に刻んだ碑があります。芭蕉2百年忌に当る明治26年、蕉風の流れをくむ人々の手によって建てられたものです。⁽¹⁾

2. 榴岡天満宮の句碑（月日塚また赤日塚）

芭蕉とその門弟支考（蓮二翁）との句を併刻した句碑が、境内に建っています。現在県内で知られている芭蕉句碑中最も古いものです。芭蕉50回忌にあたる寛保3年〔1743〕2月に建立したもので、切石の碑面に、

「芭蕉翁 あかあかと日はつれなくも秋の風

蓮二翁 十三夜の月見やそらにかへり花」と刻まれています。芭蕉のこの句は、「奥の細道」の後半金沢近郊でよんだものです。蓮二の十三回忌追善のため蓮二の門人雲裡坊の建立したものであります。⁽⁴⁾昭和52年3月1日仙台市の有形文化財に指定されました。なお、境内社務所前には「正風社団碑」があって、その中央に

「花咲て七日鶴見る麓かな」の芭蕉の1句が彫られています。芭蕉は仙台滞在中、元禄2年〔1689〕5月7日天満宮に参詣しています。⁽⁵⁾

3. 薬師堂准胝〔じゅんてい〕観音堂境内の句碑（艸鞋〔わらじ〕塚、染緒塚、あやめ塚）

「あやめ草足に結〔むすば〕ん草鞋の緒」の句を刻んだ碑で、駿河の俳僧官胤が天明2年〔1782〕秋に建てたものです。芭蕉は5月7日榴岡からここへ足を運んでいます、芭蕉を案内し、翌8日離仙の朝「紺の染緒つけたる草鞋二足」と銭別の品々を贈り、芭蕉をして「風流のしれ者」と感嘆させた加右衛門を偲んで作ったのがこの句です。碑陰には、建碑の経緯に添えて、

「暮れかねて鴉啼くなり冬木立 官胤」と彫られています。

4. 滝沢神社の句碑（梅月碑）

滝沢神社はもと、現レジャーセンターの敷地内にあったが、戦災にあい、更に戦後復興のための土地区画整理が実施され、レジャーセンター建設用地に当てられたので、東方向側の現在地に遷されたものです。滝沢神社は、はじめ亀岡にあり、天和元年〔1681〕に、当時同心町にあった亀岡八幡が、亀岡の現在地に移転造営される際、それと社地が入替になったものです。現在の社殿の右手に芭蕉句碑が8個の断片となってしばらく放置されていました。句は「葉類裳や、希之起登々南字月と梅」〔はるもややけしきととなうつきとうめ〕。この句は、元禄6年〔1693〕春、弟子の許六〔きょろく〕邸での紅梅画讃であります。「文政戊子〔つちのえね。文政11年〔1828〕〕仲春建之⁽⁶⁾ 滝沢神社左傍」とあり、碑背に雄淵〔大場〕・日人〔遠藤〕等建碑者31⁽⁷⁾人が連名で刻んであります。昭和51年5月15日滝沢神社例祭の日、神社総代会が断片を継ぎ合わせ補修復元して、社殿左側に建て直しました。

5. 芭蕉墓塚

新寺小路稲荷山妙心院にあり、寛政7年〔1795〕芭蕉の残していった墓を埋めて建てたとい、多分芭蕉百回忌の追善供養をかねたものようです。建碑者は真幡東安です。墓塚の背面に〔元禄〔禄〕七年〕と芭蕉の歿年を刻んでいます。墓塚に並立して「芭蕉翁墓衣塚銘」の石碑があります。東安が墓塚を建立するに当り、寛政6年10月12日山城の黄檗宗本山万福寺の蒲安禅師に乞うた銘文が彫ってあります。以前は塚の周辺は手入の行届いた美苑でしたが、寺の墓地が葛岡に移転して以来、寺の境内は切り売りされ、墓塚の直前に住宅のブロック塀が迫り、探し当て難い程転変してしまいました。

注(1) 芭蕉の俳風またはその門流の称。その精神は寂・しおり・細み・軽みを重んじ、幽玄・閑寂の境地を主とし、従前の俳諧に対して特殊な色調をもつ。

注(2) 松尾芭蕉。江戸前期の俳人。名は宗房。別号、桃青・泊船堂・釣月庵・風蘿坊など。伊賀上野に生れ、藤堂良精の子良忠（俳号蟬吟）の近習となり、その感化により俳諧を志したが、良忠の早世にあい、職を辞した。一時京都にあり、のち江戸に下り水道工事などに従事したが、やがて深川の草庵〔芭蕉庵〕に移り住み、従来の談林の俳風を超えて俳諧に高い文芸性を賦与し、蕉風といわれるものを創始した。その間各地を旅行して、多くの名句と紀行文とを残し、元禄7年〔1694〕難波〔なにわ〕の旅舎で歿した。51才。この句は「俳諧七部集」などに結集されている。また紀行・日記に「野晒紀行」〔のざらしきこ

う)・「笈の小文」(おいのおふみ)・「更級紀行」〔さらしなきこう)・「奥の細道」・「嵯峨日記」〔さがにっき)などがある。

注(3) 各務支考〔かがみしこう)。江戸中期の俳人。別号、東華坊・西華坊・獅子庵など。変名蓮二房。美濃の人。蕉門十哲の一人、十哲とは芭蕉門下の十人の高弟、榎本其角・服部嵐雪・森川許六・向井去来・各務支考・内藤文草・立花北枝・河合曾良・志太野坡〔しだやは)・越智越人〔おちえつじん)を称した。支考は野心家で独創の才あり、芭蕉の偽書を多く作った反面、特に体系だった俳論を組織した功績があった。芭蕉死後は異端の傾向をとって平俗な美濃風を開いた。著「葛の松原」「笈日記」〔おいにっき)「続五論」など。享保16年〔1731)歿、67才。「笈日記」は、元禄8年〔1695)刊の俳書、全3冊。芭蕉が行脚した地方の中、主に東海・近畿の句・消息その他を収めている。特に芭蕉終焉の記事が詳しいことで有名である。

注(4) 芭蕉が門弟曾良を同行して、東北・北陸を経て美濃大垣までの、生涯における最大の旅に出たのは、元禄2年〔1689)3月末のことだった。全行程約6百里〔2千4百キロ)、日数にして約半年にわたる旅の紀行文学が「奥の細道」である。

注(5) 芭蕉が現在の宮城県内に足を踏み入れたのが5月3日で、奥羽山脈を越して山形に入ったのが5月15日、この間、岩手一関に2泊しているので、県内の旅行滞在日数は大体12日で行程約70里〔280キロ)。そのうちで、5月4日仙台に入り、8日多賀城へ向けて仙台を離れている。

注(6) 森川許六。江戸中期の俳人。彦根井伊家の家臣。蕉門十哲の一人。著名な文章家・俳論家。「風俗文選」〔ふうぞくもんぜん)の編著があり、画技にすぐれた。正徳5年〔1715)歿。「風俗文選」は、わが国最初の俳文集、全5冊、宝永3年〔1706)刊。芭蕉以下蕉門俳人の俳文を集め、作者列伝を添え、俳諧文の格を立てた。

注(7) 旧暦2月のこと。

注(8) 仙台の医師で俳人。俳号浮月房鉄船。寛政10年〔1798)歿。44才。妙心院に葬る。

資料 七十七第83、85号(七十七銀行)

旅と郷土の文学碑(本山桂川)

仙台の文学散歩(仙台市教育委員会)

仙台の散策(佐々久)

芭蕉事典(松尾靖秋等編)

宮城県史第17巻

42. 戦前にあった芭蕉の辻の 里程元標

問 戦前まで芭蕉の辻にあった里程元標には、どんな事項が書かれていたかを知りたい。

答 里程元標は、大町4丁目芭蕉の辻西北隅、東経140度52分15秒、北緯38度15分35秒の地点に建てられてあった角柱で、次のように記されていました。

正面(東)	宮城県里程元標 仙台市芭蕉辻
裏面(西)	明治二十九年十二月
右側(南)	長町駅へ壹里五丁四拾四間 原町駅へ貳拾四丁拾八間壹尺貳寸 新発田兵營五拾九里八丁貳拾八間 距 函館兵營百貳拾六里拾三丁三拾九間
左側(北)	七北田駅へ壹里三拾五丁三拾間 愛子駅へ貳里三拾四丁拾壹間 仙台師団拾丁 距 青森兵營九拾九里貳拾貳丁

また、これの前代の元標が、明治18年に芭蕉の辻に設置されており、明治29年にこの新標に建てかえられたことになっていました。旧標に記されていた事項は、次の通りです。

東京府を距る	九十二里二十八町三十六間二尺
福島県界を距る	二十一里三十五町三十三間
岩手県界を距る	四十七里二十六町七間
山形県界を距る	十六里三十二町四十三間
秋田県界を距る	六十五里九町五十一間二尺

この元標を基点にして国道筋〔4号線、当時六号国道〕に一里標が建てられていました。高さ約90cmの石柱で、新河原町の4号線西側に現存のものがあります。

表面(東)	距仙台元標壹里不
左側(南)	陸前国仙台市新河原町
右側(北)	明治廿二年四月設宮城県

国道4号線七北田村分にも、同時に建てられたものがありました。昭和28年道路工事の際撤去されてしまいました。「距仙台元標壹里不 陸前国宮城郡七北田村 明治廿二年四月設宮城県」と刻んであったものです。

なお、昭和46年1月里程標を復元したとして某建築業者が建てた石標は、全くの虚構に成るもので、誤りを後世に伝えることとなります。「道標 南江戸六十九次日本橋迄九十三里奥州街道 北津軽四十五次三厩迄百七里二十二丁奥道中」とありますが、このような道標はかつて存在した事実がありません。形状も大町五丁目東一番丁東北角の氷人石標〔大内源太右衛門が明治15年12月5日建立〕の写真〔「仙台市史」第5巻P.443・「東一番丁物語」(柴田量平) P.141 所載〕を模したものであり、過去の絵図や写真と対照しても重大な虚妄というべきであります。〔この回答文〔文書による郷土的なレファレンス質問に対する回答事例〕2〕を公刊したのは昭和45年で、問題の石碑が建てられたのは翌46年のことでした。〕

資料 仙台市史(明治41年刊)

仙台市統計一斑(明治34年)

仙台繁昌記(富田広重、大正5年)

竹に雀の轉るところ(佐々木豹五郎)

43. 天守台の昭忠碑について

問 天守台にある忠霊塔の建立年月日、その高さ上部の鷲の両翼の長さ、製作者は誰かを教えてください。

答 この塔の正しい名称は「昭忠碑」といい、昭忠会が明治34年7月起工、翌35年11月22日竣工式を挙行しています。昭忠会とは、佐賀の乱以後の旧第二師団管内〔宮城・福島・新潟・山形〕の軍人軍属戦病死者・国事殉難者の霊を祀るための招魂社⁽¹⁾の建立と、あわせてこの昭忠碑の建碑を目的として、官民有志が時の宮城県知事小野田元熙を会長として、明治31年11月15日に結成された団体⁽²⁾です。招魂社の方は明治35年5月起工、同37年8月落成しました。

昭忠碑は、ゴシック式花崗岩の石塔の頂上に青銅製の金鷄⁽³⁾を置き、石塔の前後に青銅のパネル⁽⁴⁾を装置したものです。御質問にある鷲とは、この鷄〔とび〕のことで、「明治天皇聖蹟志」(宮城県)・「宮城県史」・「目で見える仙台の歴史」・「宮城百年」(毎日新聞社)等の諸書でも、鷲と記してある個所は誤りです。この塔の高さは67尺5寸、金鷄の翼の直径22尺です。〔記録のまま。mに換算しない〕。

鑄銅部の製作は、東京美術学校〔校長、正木直彦〕に委嘱しました。図案設計河辺正夫・金鷄原型沼田一雅・鑄銅桜岡三四郎・据付安田辰三郎の各助教授が担当完成しました。非常な重量物なので、当時の輸送事情からして、東京から現地までの運搬には容易ならぬ苦心が払われたようです。

建碑の工事請負者は、早川智寛の創業した早川組の事業を継承した橋本店〔橋本忠次郎〕、工事監督は⁽⁵⁾県内務部第二課長杉野茂吉⁽⁶⁾技師が総括し、専任の現場監督には技師鈴木金三が当りました。数々の明治建築を残した有名な建築家山添喜三郎も、県技師としてこの建設に参画貢献しています。

注(1) 明治7年2月、江藤新平・島義男らが⁽⁷⁾征韓反対の政府に不満を抱き、佐賀で挙兵した事件。江藤・島等は敗れて極刑に処せられました。

注(2) 招魂社ができるまでは、戦死者・殉難者の慰霊祭は宮城野原や追廻等で、時々臨時に挙行するに過ぎなかった。招魂社は、昭和14年4月1日護国神社と改称、昭和21年宮城神社と改め今次大戦までの戦死者の霊を合祀、昭和32年8月20日社名を再び宮城県護国神社に復して現在に至っている。

注(3) 神武天皇の東征のとき、黄金色の鷄が飛来して天皇の弓にとまって戦勝に導いたという神話から、特に明治以後戦功のシンボルとされた。昭忠碑の金鷄は北方ロシアを睥睨する姿勢をとっている。当時対露感情が刻々と激化しつつあったことから、そのように設計されたものである。この金鷄の部分は、昭和11年11月3日朝の強震のため翼が折れた。この時の修理の跡が残っている。

注(4) 前面のパネルには

『昭忠 元帥大勲位功二級彰仁親王書』、

背面のパネルには

『明治三十四年八月起工

明治三十五年七月竣工』の文字が浮出されている。

彰仁〔あきひと〕親王は、初め嘉彰親王といい、伏見宮邦家親王の第八王子で、軍事総裁として鳥羽・伏見の戦に従軍。明治3年東伏見宮家を創立、同15年小松宮彰仁親王と改称。後に参謀総長となる。弘化4年〔1847〕生、明治36年〔1903〕歿。

注(5) 「仙台市史」(明治41年刊)に次の記事がある。『昭忠標……標体の材料は花崗岩2,778才、煉瓦174,743枚、鉄材1,155貫等より成り金鷄の材料は銅2,222貫、鉛220貫より成る。工事を役すること5,071人、経費総計2万2千2百余円内金1万2千2百余円は石造標体に属し金9千円は鑄銅金鷄其他金属製部に属せり』

注(6) はやかわともひろ。天保15年〔1844〕7月24日小倉に生れた。幕末から明治維新にかけて、長崎・静岡に遊学、新来の学問を修めた。明治4年土木寮に出仕、明治11年野蒜築港所主任として一時在任したこともあった。明治13年三重県土木課長から宮城県土木課長に転じて来任した。土木行政の責任者として、当時策定された6大土木事業の完遂に全力を注い

だ。貞山堀開削もその一つで、「貞山堀」の命名者でもある。同19年愛媛県書記官に栄転辞令が下ったが、辞任して仙台にとどまり、早川組を創立した。彼は事業家としての手腕も抜群で、東北・北海道の大土木工事で早川組の参加しないものはなかったという。明治36年2月第4代の仙台市長に挙げられ、40年7月まで在職した。日露戦争の前後にわたる多難な市政を美事に処理し、大いに市勢を振興し、名市長の一人に数えられる。大正7年〔1918〕1月22日、75才で病歿するまで、きわめて多方面な社会・公共事業に寄与貢献した。新寺小路松音寺に葬る。

注(7) 名建築家。新潟県西蒲原郡角浜村の人。明治5年オーストラリア万国博覧会に大工棟梁として出張を命ぜられ、日本家屋を建築展示して外人の喝采を博した。この時彼は、外国建築を見学研究し、洋式建築の技術を修得して帰国した。明治15年、荒巻三居沢に紡績会社新設の際、建築工事の監督として来仙し、後宮城県庁に招かれ、建築主任技手として40年間在職した。明治の名建築として県指定の重要文化財となっている登米小学校校舎を始め、本県の大建築物は殆どその手に成ったものである。大正13年3月16日歿、81才、東十番丁天神下栄明寺に葬る。

「明治の建て物」（河北新報クリッピング、昭和38年）の登米小学校校舎の記事中に、山添進一郎とあるのは、山添喜三郎の誤りである。

資料 昭忠会書類

昭忠会雑書

仙台市史（明治41年刊）

明治の洋風建築－宮城県（小倉 強）

仙台の文化財続編（仙台市教育委員会、〔昭忠碑の項はこの回答に基いて記された。〕）

44. ロシア捕虜収容に関する資料

問 私は、昨夏C社から「M収容所」と題する著書を出版いたしました。現在もひきつづき捕虜収容をテーマとして執筆中です。つきましては、日露戦争当時、御地に収容されたロシア捕虜について資料を御教示くださるようご依頼申し上げます。なお、今次大戦の連合軍捕虜についても資料がありましたら、併せてお願いいたします。

答 仙台市には、明治38年3月1日以降数回にわたって、松山収容所から2千余名のロシア軍捕虜が送られてきました。時の仙台市長早川智寛は、「捕虜に対しては人道的態度で接すべきこと」を、

各区長宛の通牒と、全市民に対する諭告を發してその徹底を期しております。捕虜のうち、満洲軍将校は環翠亭（常盤丁）・望城館（北三番丁）に、樺太軍将校は五柳園（本櫓丁）に、海軍将校は土木監督署跡・北川亭（北四番丁）・五城館（東三番丁）に、陸軍下士兵は宮城野原新築收容所に、それぞれ分散收容しました。このようにして、やがて11月27日及び12月16、17日に全員が仙台を離れて帰国の途につきました。この9か月間、市民の接遇と当局の措置よろしきを得たため、きわめて平穏かつ友好的に終始し、全国の收容所中、最良の成績を収めたといわれます。「宮城県史」第12巻に『日露戦役のロシア軍の捕虜は、中将以下将校千四百三十八人、兵卒七万五百二十五人であった。このうち約二千余人が仙台市に收容された。将校は自由外出を許され、片平丁旧制第二高等学校テニスコート〔現東北大学構内〕にきて学生を相手にラケットをふりまわすなど、政府も温く待遇した。……』と記しています。仙台出発にあたっては、官民が心をこめて駅頭に見送る等の配慮を尽したので、リャプノフ中将は捕虜団を代表して、留守第二師団長山内中将宛感謝の書簡を送ってきた程でした。收容中1名の病死者があったが、市内陸軍墓地〔現在の常盤台霊園〕に丁重に葬り、いまだに香華も絶えず墓碑も現存しています。以上がロシア捕虜收容の概略です。資料には次のものがあります。

1. 宮城県史第7, 12巻
2. 仙台市史（明治41年刊）
3. 秒時計（半沢正二郎）
4. 宮城百年（毎日新聞社）

なお、第2次大戦時の捕虜は仙台市に入っておりません。

注(1) 墓表に「露國陸軍列兵・ショーマリプキン之墓、明治三十八年六月四日病死」と刻んである。

45. せんだいはぎとみやぎのはぎ との違い

問 「仙台市史続編」第2巻の815ページに『宮城野には無数の萩が植えられ、^{×××}仙台萩の名所として自然がそのままに残されて、奥床しく観光に一役買っている。』とありますが、⁽¹⁾せんだいはぎとみやぎのはぎとは同じものですか。

答 仙台地方ではぎという場合みやぎのはぎのことを指しています。これを、殊更に、或いは不用意にせんだいはぎといえは、全然別な植物になりますので注意を要します。両者の大きな違いは、「せんだいはぎ」は春に黄色の花を開き東北以北の海岸に自生するまめ科せんだいはぎ属の多年生

草本、「みやぎのはぎ」は秋紅紫色の花をつける栽培種で、まめ科はぎ属の、やや草本性の低木であること(2)です。宮城野は、古来みちのくの歌枕、萩の名所として知られたところですが、戦後いちぢるしい変貌をとげ、貨物駅や総合運動場が場所を占め、昔日の面影は失われてしまいました。僅かに競技場の土手などに移植された「みやぎのはぎ」が、王朝時代の歌枕へのそこはかかない思慕をつなぎ止めているに過ぎません。したがって、御質問の萩はみやぎのはぎであって、^{×××}仙台萩とあるのは誤りです。なお、^{××}せんだいはぎに^{××}仙台萩という漢字を当てているのも適当ではありません。このことについて、「牧野日本植物図鑑」に次のように書いてあります。『[×]せんだいはぎの名は[×]千代萩で、この草は北地の産、仙台も北地、その仙台に関係ある[×]千代萩の成語があるのでこの名をとってこの草の名とする』。また一説に、海浜の船台のあるあたりによく自生するところから、[×]船台萩と表記するものもあります。

注(1) 音は「しゅう」。漢字としては、よもぎ、ひさぎの意味以外にない。わが国で「はぎ」と読ませて使っているのは、[×]秋の草〔艸〕の筆頭であることによる作字（国字）である。漢語では、はぎのことを胡枝子と書きあらわす。はぎは秋の花として古くから人々に愛好されてきた。「萬葉集」巻8、山上憶良の歌『秋の野に咲きたる花を指〔および〕折りかき数ふれば七種〔ななくさ〕の花 萩の花尾花葛花なでしこの花女郎花〔おみなえし〕また藤袴朝顔の花』をはじめ、はぎは万葉集に唱われた植物中最多第1位を占め138首にのぼっている。「郷土研究としての小萩ものがたり」（藤原相之助）のはしがきに『小萩の萩の字は、日本でハギに用ゐてますが、支那ではヨモギの類の草の名なさうです。支那のハギは胡枝子（本草家は天竺草）で詩にも胡枝と詠じて居ります。日本で万葉集には榛、藁、或は芽子をハギと訓ませ、その榛は大萩のカハギ、藁は灌木のコハギ、芽子はクサハギだといふ人もあります。（平安朝になってから、ハギにあてて萩といふ国字をこしらへたのは、秋の艸〔くさ〕といふところからでせう）』とある。万葉以後も古歌に詠まれた「宮城野の萩」は多い。但しその「みやぎの[×]のはぎ」〔俗名〕の実物は「みやぎのはぎ」〔植物学上の和名〕とは異なり、今日も仙台周辺に自生するような、きはぎ・つくしはぎ・やまはぎ等が主体ではないかといわれる。正平5～6年〔1350～1351〕頃来遊した宗久〔筑紫の連歌師〕の紀行「都のつと」にも『中にももとあらの里といふ所に、色なども外には異なる萩のありしを、一枝折りて、宮城野の萩の名に立つもとあらの里はいつより荒れはじめけむ……木萩とも申す……』と記してある。幕末の本草学者小野嵐山は「大和本草」（貝原益軒、宝永5〔1708〕）の宮城野萩について『宮城野[×]ニ生ズルハギハ此ト同ジカラズ、名所ヲカリテ名ズケタルマデナリ』と頭註を付けている。また「仙台鹿の子」〔著者不詳、元禄8〔1695〕頃〕に『昔宮城野の萩にて弓を打ち鼓の胸を拵へたる名物なりと古説にあれば常の山萩の様に聞ゆ』ともある。植物学的に「みやぎのはぎ」は専ら庭園の栽培種であって、正品の野生は未だ知られず、その由来もまた不明とされ、広大な原野に

群生するものではない。

注2) 「みやぎのはぎ」〔「みやぎのはぎ」ではない〕の名が初めて文献に現われるのは、今から約280年前、元禄11年〔1698〕刊の貝原益軒の「花譜」に『一種宮城の萩といふあり。其花尤もうるはし。其茎冬枯れて春新に根より生ず。』とある。仙台における宮城野萩栽培の歴史はわからないが、保護繁殖に努めたことは「残月台本荒萩」〔安政年間1772～1781の書、著者不明。「仙台叢書」第1巻に収録してある〕の次のような記事からうかがわれる。『綱村公萩の一ヶ所にありてもしや絶えなん事もやといひ給ひて、北山輪王寺の北・小谷管の西・中山古海道の東の山々に、嶺五つほどの地へ、此萩を植えさせ給ひしなり。萩の実を冬取り、春彼岸にうね作りして、実をまき土を少しふり置候へば悉く萌出て、翌年より花咲くとなり』。北山一帯は御留林〔諸人の立入禁止〕であったので、このためには適地であった。

資料 牧野日本植物図鑑

みやぎの萩（小原伸編）

46. 県花みやぎのはぎについて

問 県花みやぎのはぎは、いつどのようにして定められたものですか。

答 県花、正しくは「郷土の花」と称し、公募によって定められたものです。昭和29年2月、植物友の会〔現日本植物友の会〕・NHK・日本交通公社・全日本観光連盟共同主催、文部・農林・運輸各省後援のもとに各都道府県毎に地方委員会を設け、葉書投票による予選を行いました。選定の基準は、

1. 郷土の誇りとする花
2. 郷土の人々に広く知られ愛されている花
3. 郷土の産業・観光・生活などに関係深い花
4. 郷土の文学・伝説などに結びついている花
5. その地方にのみ見られる珍しい花

その結果を中央委員会がとりまとめて最後決定し、3月22日NHK開局29周年記念番組として全国向けラジオで発表されたものです。宮城県の県の花は96%の圧倒的多数でみやぎのはぎときました。北日本の県花を挙げてみますと、北海道すずらん、青森りんご、岩手きり、秋田ふき、山形べにばな、福島ねもとしゃくなげ。

資料 原色 県花・県鳥 一物語と図鑑（中西悟堂・本田正次）

県花 県木（松田 修）

県の花・県の木（松田 修）

仙台市史続編第2巻

47. 公 安 条 例

問 公安条例とはどのようなものですか。

答 公安条例とは、地方公共団体の条例で、治安保持などの必要を理由に、大衆的な集会・示威運動などについて届出または許可を要する旨を定めたものを指しています。昭和23年大阪・京都・東京⁽¹⁾などで提案され違憲論をひき起したこともあったが、各都道府県で制定されるようになったものです。

地方公共団体の条例ですので、それぞれ独自の件名をもち、宮城県のは「行列行進集団示威運動に関する条例」（昭和24年8月17日条例47号）と称されます。その条文は次の通りです。

第1条 行列行進又は多衆の集団示威運動（徒歩又は車輛で道路公園その他公衆の自由に通行することができる場所を行進し又は占拠しようとするもの、以下同じ）は、県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けないで行ってはならない。

2. 学生・生徒・児童のみが参加し、かつ教科課程に定められた教育のため、学校の責任者の指導⁽²⁾によって行う行列行進又は冠婚葬祭、体育運動、その他示威行動にわたらないものは許可を要しない。

第2条 前条第1項の許可を受けようとするときは主催者又は主催団体の代表者は、行列行進又は集団示威運動開始日時の72時間前までに、公安委員会に申請書を提出しなければならない。

第3条 前条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 行進又は示威運動の日時
- 二 主催者の住所・職業・氏名・生年月日（団体にあってはその名称、事務所の所在地、代表者の住所・氏名・生年月日）
- 三 行進又は示威運動の目的及び種類
- 四 行進の順路及び示威運動の場所
- 五 参加団体名並びにその代表者氏名及び各団体の参加予定人員と使用車輛数

第4条 公安委員会は、その行進又は示威運動が公安を害する虞がないと認める場合は、許可を与

えなければならない。

2. 前項の許可には、集団の無秩序又は暴力行為に対し、公衆を保護するため必要と認める条件を附することができる。
3. 公安委員会は、第1項の規定による許可を与えないときは、その理由をすみやかに県の議会に報告しなければならない。
4. 第2条の申請書を受理した公安委員会が、その運動開始の24時間前までに条件を附し又は許可を与えない旨の意志を表示しないときは、許可のあったものとして行動することができる。

第5条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の徴役又は5万円以下の罰金に処する。

- 一 第1条第1項の規定に違反した者
- 二 第3条の許可申請に虚偽の事項を記載した者
- 三 第4条第2項の規定により公安委員会の附した条件に違反した者

第6条 この条例は、行列行進又は示威運動以外の公の集合を禁止し若しくは制限し、又は政治運動、プラカード、出版物、その他の文書、図書等の監督検閲の権限を公安委員会、警察官その他の公務員に与えるものと解釈してはならない。

第7条 この条例は選挙に関する法令に何等の影響を及ぼそうとするものではなく、又選挙運動中の政治的集会又は演説に関し事前の届出を必要ならしめようとするものではない。

第8条 この条例を施行するため必要な事項は、公安委員会がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

注(1) 地方公共団体がその管理する事務に関し法令の範囲内でその議会の議決によって制定する法。〔これとは別に、都道府県知事・市町村長がその権限に属する事務に関して制定する法を規則といい、条例と規則とを総称して例規ということがある。〕

注(2) 民主主義と地方分権の原則に基づき警察の民主的な運営を管理するため、昭和22年の警察法が初めて設けた機関。公安委員は国及び都道府県の首長がそれぞれの議会の同意を得て民間人を任命する。

資料 宮城県例規第5巻

48. 戦前の宮城県民歌

問 戦前に唱われた宮城県民歌の歌詞を知りたいので、M図書館に頼んで調べてもらいましたが、遂にわかりませんでした。どうか教えてください。

答 宮城県民歌は、河北新報社が昭和13年9月16日1万5千号を発行したので、その記念事業の一つとして、宮城県教育会と共同主催で公募したものです。10月31日締切までの応募作品1527点、土井晩翠を委員長とする30余名の審査委員会が慎重審査の結果、高松茂夫〔26才、桃生郡鹿股村字新田町浦4、昭和7年宮城県師範学校卒、病休中〕の作品を一等当選と決定し、11月29日付の河北新報で発表しました。作曲を東京音楽学校に依頼し、翌14年1月末完成をみたので、2月5日午後1時30分から、仙台市公会堂〔西公園内〕で、河北新報社・宮城県教育会・宮城県・仙台市の四者共催、仙台音楽協会・仙台中央放送局後援で盛大な発表会が行われました。当日は、仙台市内吹奏楽聯合合奏団・仙台市内小学校児童聯合合唱団・宮城県教員聯合合唱団・仙台市内女学校聯合合唱団・仙台市内各種団体聯合合唱団・同聯合管弦楽団・武田愛子・海鉾義美・黒沼幸四郎等の総参加で、当時の仙台市として珍らしいほど大がかりなものでした。

宮 城 県 民 歌

1. 東北の 真先をかけて
起たん哉 我等
見よ白銀の 蔵王は呼びて
茜雲 希望に燃ゆる
ああ奮へ 老いも若きも
ああ奮へ 宮城県民
2. 敢然と 大地を蹴りて
起たん哉 我等
見よ藩祖公 不滅の勲
鵬翼は 万里を翔くる
ああ奮へ 力の限り
ああ奮へ 宮城県民
3. 奮然と 拳固めて
起たん哉 我等
見よ松島は 朝日に映えて
清らにも 輝く緑
ああ奮へ 高き希望に
ああ奮へ 宮城県民
4. 百万の 心一つに
起たん哉 我等

見よ伝統の 燦たる文化

青葉城 歴史に薫る

ああ奮へ 熱き血汐に

ああ奮へ 宮城県民

なお、このほか河北新報社では、昭和6年1月17日の創刊35周年記念に「仙台市民歌」、昭和11年7月17日創立40周年記念に「東北振興歌」など、昭和41年4月15日の2万5千号記念に「東北の歌」の歌詞の懸賞募集を行っています。⁽¹⁾⁽²⁾

⁽³⁾

注(1) 佐々木青作詞

1. 青葉山雲湧くところ

東奥〔とうおう〕の覇権は成りて

栄光と威武の大旆〔たいはい〕

高かりき五城楼

2. 広瀬川霧晴れ行けば

北方の春はめざめて

産業と文化の都会〔みやこ〕

基なりぬ仙台市

3. 三百の春秋〔はるあき〕去りて

山河の色は移らず

伝統の血潮高くも

脈搏〔う〕つよ我が胸に

4. 光明の時代ぞ今は

空青く望遥けし

新しき鵬翼ならせ

高らかに朗らかに

〔堀内敬三作曲〕 原本は当館所蔵

「仙台市昭和6年事務報告書並財産表」に次の記事がある。

『10月9日 一、河北新報社ヨリ同社選ニ係ル仙台市民歌ノ寄贈アリタリ

11月14日 一、午後一時三十分ヨリ公会堂ニ於テ市民歌発表会ヲ開催シタリ』

注(2) 渋谷 進作詞

1. とざす雲なんぞ

燃え上がるものわれら

愛と光の炬〔ひ〕をふりかざし

おお……

力の限り振り興せ
大東北の花咲く郷土を

2. ほゆる嵐なんぞ
つき進むものわれら
勢と気迫の火花をあげて
おお……

血潮の限り振り興せ
大東北の花咲く郷土を

3. 狂う雪なんぞ
日にうたうものわれら
汗とまことの矜持〔きょうじ〕をかけて
おお……

いのちの限り振り興せ
大東北の花咲く郷土を

注(3) 第1部 東北開発の歌「われらのちから」 斎 光雄作詞、サトウ・ハチロー補作

1. みちのくは われらのふるさと
みどり濃き くにはうるわし
このくにを たがやして肥やすもの
 更に 更に 肥やすもの
われらの われらの
 ちからぞ ちからぞ

2. みちのくは われらの父母
うみやまの 幸をたまえり
この幸を うけつぎて富ますもの
 高く 高く 富ますもの
われらの われらの
 ちからぞ ちからぞ

〔吉田 正作曲〕

第2部 東北音頭 小田島 憲作詞、サトウ・ハチロー補作

1. 君とボクとは 東北好きよ
生まれて 育った 土地じゃもの ソレまあだまだ
先祖の汗っこ にじんでしみて
おふくろみたいな 顔がある

東北六県 ジャンケンポンよ

ジャンケンポンは アイコでセッセ

2. 見ても聞いても たのしいものは
あの山 この川 雲の色 ソレまあだまだ
のぼって泳いで あばれた仲間
こけしみたいに めんこいぞ

東北六県 ジャンケンポンよ

ジャンケンポンは アイコでセッセ

3. 梅もさくらも いっしょに咲いて
春は一度に やってくる ソレまあだまだ
秋は 空気や水まで澄んで
リンゴみたいな 味がする

東北六県 ジャンケンポンよ

4. あちら こちらに 出湯がわいて
肩をならべて 二人づれ ソレまあだまだ
ズップリつかれば じゃんがらぶしや
さんさ時雨や おぼこ節

東北六県 ジャンケンポンよ

5. 雪っこ こんこん 五日に十日
つもりつもれば 又うれし ソレまあだまだ
鍋にちらつく 炎の唄に
手拍子あわせりゃ 夜が更ける

東北六県 ジャンケンポンよ

ジャンケンポンは アイコでセッセ

(吉田 正作曲)

資料 昭和13年11月29日付河北新報

宮城県教育百年史第2巻(宮城県教育委員会)

〔「河北新報社小史」・「河北新報の七十年」(河北新報社)の記事中の当該個所に、戦後の県民歌「輝く郷土」(遠山徳男作詞)が誤まって入っている。〕

『宮城県民歌』〔輝く郷土〕

1. 平和の春のあけぼのに さきがけ進む輝きの
力あふるるわが宮城 ここにうるわし人の和の
誠はむすぶ郷土愛

2. 仙台平野名も高く たがやす土は黒々と
みのり豊けきわが宮城 とはいみじきこの山河
たたへてともに育くまん
3. はかり知られぬ海の幸 つきぬ宝の山の幸
めぐみあまねきわが宮城 ここに働く喜びに
興る産業新文化
4. 新日本の建設に 忍苦の道をきりひらく
意気新たなるわが宮城 めざす理想のふるさとを
われらこぞりて打ち建てん」]

49. 花旗とは何か

問 『風帆一道向花旗』の花旗とは何ですか。

答 これは、仙台の玉虫左太夫が、安政7年〔1860、3月3日桜田門外の変が起ったことにより3月18日万延と改元〕1月、米国視察に出発するにあたり、大槻磐溪らへ残した別離の詩「遑々人生ト安危。許国此身無二思。万里鯨涛坦如砥。風帆一道向花旗。」の結句です。この漢詩では、花旗はアメリカ合衆国のことを指しています。玉虫左太夫は、この旅行の見聞記「航米日録」の中で『花旗国総説……花旗国ハ＜海国図志云、因船挿星旗広東人謂之花旗＞北亞米利加洲ニアリテ一名米利堅国ト云、又「ウエナイトステート」ト云フ、合衆国ト云義ナリ』と説明しています。もと、花旗とは、中国広東人の目に、米国の星条旗が、花をデザインしたものに映じたので、その旗を花旗と呼んだことに始まります。文献始出は「海国図志」(魏源)で、『因船挿星旗広東人謂之花旗』とあります。この書は、わが国に伝わって非常に多く読まれているので、花旗の語は、幕末・明治初年の志士や文化人の間で、よく詩文に用いられました。

注(1) 諱は誼茂〔やすしげ。「仙台人名大辞書」「仙台叢書」別巻第6の内の「航米日録」解題等に茂誼とあるのは誤。〕、字は子発、通称勇八、後に左太夫と改めた。拙斎また東海と号した。文政6年〔1823〕仙台北五番丁に生れ、幼少の時から文武両道にすぐれていた。玉虫家は代々新陰正田流の槍術で「槍の玉虫家」といわれていた。24才の時、江戸に出て大学頭林復斎に学びその学力を認められた。安政の初め、伊達家の家臣で江戸で修学する者の監督を命ぜられた。富田鉄之助・横尾東作・木村信卿等の英才も玉虫の指導を受けた。安政7年〔1860〕1月18日、幕府使節新見豊前守が条約調印のため渡米した時、その一

行に加わった。時に38才。9か月にわたってアメリカの文物制度を詳しく視察して、9月28日帰朝した。彼はその見聞を「航米日録」8巻の大冊に収めて、伊達慶邦に献じた。慶邦はその非凡な眼識を賞揚し、即日部屋住身分の彼に禄を給し大番組に登用した。程なく養賢堂指南頭取に任ぜられて、世界の犬勢を説き、人心の向うべき方向を明示した。戊辰の動乱に際しては、但木土佐の厚い信任を受けて、錯雑をきわめた事態の処理に力を尽した。敗戦後「仙台騒擾」〔せんだいそうじょう〕といわれ、新政府が6百名の鎮撫兵を送り込むまでの内部抗争が起った時、彼はその犠牲となって、投獄され切腹を命ぜられた。明治2年4月14日、47才の時であった。保春院に葬る。この時、左太夫と共に死罪に処せられた者には、若生文十郎・安田竹之輔など有為な人材が多かった。「武道」（小原伸、「宮城県史」第18巻の内）に『政府は外務卿の最適任者は玉虫左太夫なりとして使者を仙台に派したが、時既に遅かった。政府要路は出先^X県^X官〔置県前であるのでこの用語は不可〕に命じてこの後^X卒^Xに人命を奪うべからずと訓令した。』とある。

なお、左太夫の通称勇八とあることから父平蔵の八男のようであるが、この続柄には諸説があった。「玉虫拙斎先生」（清水東四郎、「拙斎玉虫先生五十年祭誌」（山本晃編）の内）に『玉虫左太夫は誼茂〔ヤスシゲ）……玉虫平蔵伸義の第五子なり実は八男なれども、女子三人あれば五男とあるは之によれるか、又二男とせるは誤りて勇蔵緑園の弟とあるにより斯くせしものか。文政六年仙台に生る……其の誕生月日を詳かにせず、明治二年四月四十七歳にて自刃せるより逆算して文政六年としたるなり』また、「玉虫左太夫とその周辺」（玉虫文一、「日本思想大系」月報8の内）に『玉虫左太夫は（別名〔本名とすべきである〕誼茂）は文政六年〔1823〕父信茂の七男として仙台に生まれ……』とある。

注(2) 往路は米国船ポーハタン号、帰路は米国軍艦ナイヤガラ号によった。

注(3) きょこく。国に許す、身を捨てて国に尽すこと。

注(4) アメリカ事情の非凡な観察、精細な記録で、この洋行に参加した者の見聞記中で抜群と評される。「仙台叢書」別巻第6、「西洋見聞集」（「日本思想大系」第66巻）に収録されている。

注(5) 清の魏源の著。アヘン戦争後の道光27年〔1847、わが国の弘化4年〕刊行60巻、咸豊2年〔1852〕100巻24冊本として増補版を出した。「地理備考」と「合省図志」とを合集補訂したもので、古今東西の史書・地誌を涉猟して世界の犬勢を説いてあるので、わが国にも輸入され、志士や文化人が争ってこれを読んだ。幕末の開国論も、大いにこの書の刺戟によるといわれる。この書の刊本としては咸豊2年〔わが国の嘉永5年に当る〕古微堂重刊定本が現存する。魏源は湖南邵陽の人。字は默心。道光帝に仕え、高郵州の知州となった。きわめて博学で文才あり、「詩古微」「書古微」を著して詩・書両経の奥義を説き、また歴史地理に精通して「海国図志」のほか、「聖武記」「皇朝経世文編」等の著がある。

(1794～1856)

資料 大漢和辞典(諸橋轍次)

航米日録(「仙台叢書」別巻第6の内)

”(「日本思想大系」第66巻の内)

50. 「男児立志出郷関」の全詩と その作品

問 「男児志を立てて……」の全詩と、その作者を教えてください。

答 この漢詩は「題壁」と題する七言絶句です。

男児立志出郷関 学若不成死不還
埋骨豈期墳墓地 人間到处有青山

この詩は、多くの人々に愛唱され、僧月性〔げっしょう〕の作であると誤り伝えられてきたが、⁽¹⁾実は勤王の志士村松文三の作です。「折々のうた」(大岡 信)に、

『骨を埋むる豈に墳墓の地を期せんや 人間〔じんかん〕 到る処青山有り 村松香雲⁽²⁾

幕末の志士。十五歳で故郷伊勢を出る時壁に残したという七言絶句の転結。起承部は有名な「男児志を立てて郷関を出づ 学もし成らずんば死すとも還らじ」。「人間」は世間の意。

「青山」は木の茂る山をいうが、ここでは墓。骨を埋める場所をなんで家代々の墓(「墳墓の地」とだけ決めることがあろう。世間どこにも、いざとなれば死場所はある、到る所が家郷なのだ。従来僧の釈月性の作とされてきたが、研究によって誤伝であることが明らかにされた。』とある。また、「明治人物逸話辞典」下巻(森 銚三編)にも、『僧月性の「題壁」の詩「男児立志出郷

貫。学若不成死不還。埋骨何期墳墓地。人間到处有青山。〔マ、〕』の一首が人口に膾炙〔かいしゃ〕しているが、これは実は村松文三の作るところだった。文三は月性とは深交があったのであるが、決して月性の作ではない。安政五年〔1858〕に『近世名家詩鈔』を編纂する時に、青狂〔村松文三の号〕の署名を、月性の号清狂の誤書だろうとして、月性の作としてしまったので、そのことは同書の編者巖谷一六や薄井竜之の言明するところである。』と誤伝の原因が明記されています。⁽³⁾

更に、大槻文彦の「復軒旅日記」〔歿後の昭和13年8月富山房発行〕の中の「伊豆蓮臺寺温泉滞在記」〔大正6年文彦71才の時〕に下田の村松春水〔文三の子〕訪問記があり、このことについて次のように記しています。『男児立志出郷関の詩は人口に膾炙するも此〔これ〕文三の作なり(文三

仙台に來り一医家に入習となり家娘との間に一男を設けしが一年許〔ばかり〕にして離縁して去れりと云)。京都の僧月照〔月性の誤り〕と交際深かりし故に此詩誤って月照の作と伝えられたり⁽⁴⁾とぞ。』とあります。⁽⁵⁾但し、月性を別人の月照と誤り記している点は注意を要します。「月性」と

「月照」とは全く同時代人で、同じく僧侶の身で幕末国事に奔走した志士であり、「月性」と「月照」とは一字違いではあるが同音の「げっしょう」であるので混同されたものようです。

しかし、なおいまだに「日本人名大事典」（平凡社）・「世界大百科事典」・「広辞苑」その他一応権威ある諸書にも、この詩の作者を誤伝のまま「月性」と記しています。著作物のミスが、如何に永く後世を誤まるものであるかの例証がここにあります。

注(1) 周防国玖珂郡遠崎一向宗妙円寺の住職。字知円、清狂と号す。学を好み詩文に長じた。勤王・海防論を唱えて国事に奔走、吉田松陰・梁川星巖・頼三樹三郎・梅田雲浜等と交わり、村松文三とも深交があった。彼の「清狂」の号が、文三の号「青狂」と混同され「男兒立志出郷関」の詩の作者と誤まれた。安政5年〔1858〕5月11日急病で歿した。42才。郷土の直木賞作家大池唯雄作「炎の時代」にも次のように書かれているが、誤伝によるもので間違いである。『大島〔粗暴な参謀と評された世良修蔵の生地〕……(中略)……対岸遠崎に、妙円寺という真宗の寺があって、その住職に^X月性(げっしょう)という傑僧が出たことが、付近の青年たちにその影響をあたえた。月性は早くから郷隅を出て、四方に遊学し、天下の名士とまじわり、詩名が高かった。彼の作「男兒志ヲ立テテ郷関ヲ出ズ、学モシ成ラズンバ死ストモ還ラズ」は人口に膾炙(かいしゃ)し、修蔵も愛誦してやまない詩であった。清狂と号し、海防僧としても知られ、吉田松陰とも親交があった。安政5年急病のため死んだ。年四十二。』

注(2) 勤王家。宇治山田八日市場町寺崎菅仲の子、文政11年〔1828〕生。香雲また二十四狂士と号した。別に青狂とも号した。15才の時故郷を後にして、国事に奔走した。「題壁」の「男兒立志出郷関……」の詩はこの時の作である。村松の姓は、焼津〔やいづ〕の医村松文良(玄庵)に寓し医を学び、後にその女婿となったからである。青井幹三郎・同蘊遊の変名もあり、夙に僧月性と深交があった。仙台にも1年程滞在したことがあると「復軒旅日記」(大槻文彦)にあり、大槻磐溪の教を受けたこともあるという。維新後官途につき、福岡県令の辞令を受けたが病のため辞退し赴任しなかった。明治7年〔1874〕1月郷里で歿した。47才。

注(3) 幕末・明治の書家。天保5年〔1834〕近江国甲賀郡水口〔みなくち〕に生れた。小波〔さざなみ〕の父。その書風飄逸の風韻あり、詩文にもすぐれていた。明治38年歿、72才。

注(4) 国語学者。諱は清復〔きよしげ〕、通称復三郎〔またさぶろう〕、後に文彦と改め、復軒と号した。弘化4年〔1847〕1月15日、進歩的な大学者大槻磐溪の子として生れた。英学者如電の弟である。幼時父について学び、養賢堂・昌平校に入り俊秀をうたわれた。また横浜で米人に英語を習った。明治6年宮城師範学校長、同8年文部省勤務を命ぜられ日本語辞書編纂に従事した。この間10余年の苦心になる近代的国語辞書「言海」が完成し、24年4月10日公刊した。「言海」の自筆原稿は、宮城県図書館に所蔵されている。25年宮

城県尋常中学校〔現仙台一高の前身〕の初代校長となり、宮城県書籍館長を兼ねた。28年校長を辞し、30年図書館長を退職して東京へ移った。その後は研究著述に専念、特にライフワークだった「言海」の改訂増補に努めつつ、昭和3年2月17日、82才で歿した。東京高輪東禅寺に葬る。「広日本文典」「国語法別記」その他多くの著がある。「言海」を増補拡充した「大言海」本編4冊・索引1冊は、その歿後、昭和7～12年富山房から出版された。

注(5) 幕末の勤王僧。京都清水寺成就院の住職。俗姓は玉井、名は忍鏑また忍介、後に忍向と改め、月照と号した。近衛忠熙〔ただひろ〕・西郷隆盛と結んで大いに尊皇攘夷を唱えたので、幕府の追及急となり、薩摩にのがれ、遂に隆盛と相擁して入水自殺を図った。隆盛は救助され、月照は死亡した。安政5年〔1858〕11月15日、46才であった。

資料 折々のうた（大岡 信）

明治人物逸話辞典下巻（森 銃三編）

復軒旅日記（大槻文彦）

51. 真山青果著「焰の舞」の 出版事項

問 真山青果の「焰の舞」についてM館で論べてもらいましたが、遂にわかりませんでした。いつ、どこから出版されたのでしょうか。

答 「焰の舞」は、大正8年〔1919〕真山青果が42才の4月から東京日日新聞に連載した後、同年の12月1日新潮社から出版したものです。⁽¹⁾484ページ、四六版で、「真山青果全集」〔全15巻、昭和15～17年、講談社版〕にも、「真山青果全集〔新版〕」〔本編18巻・補巻5巻・別巻2巻、昭和50～53年、講談社版〕にも収録されておらず、現在では容易に入手できない稀書になっています。

この長編小説は、明治初年新政府が最重要国策の一つとして、東北開発のため巨額の国費を投入して断行しつつあった野蒜築港が、中途にして一夜の大波に吞まれて壊滅し去ったための、無惨な悲劇をテーマとして綴られたもの⁽²⁾です。政府はこの築港失敗以後、永く東北政策を放棄してしまうという、後進東北全体にとって不幸きわまる結果を招くことになってしまいました。仙台が生んだ文学の巨星真山青果の若き日、明治33年〔1900〕に旧制第二高等学校医学部を中退してから、同36年26才で文壇を志して上京するまでの失意時代は、ペールに包まれてさだかになっておりません。その間石巻郡立病院薬局生、南小泉での開業医代診、私立中学校の国語教師などの職を変えながら、⁽³⁾⁽⁴⁾

仙台周辺を転々としたことが伝えられます。青果自身も「刻舷隨筆」の中で、この時期について詳しく語ることを避け、『落魄〔らくはく〕の極郷里にも身の置きどころなく……』と回想するほど、いいようのない日々を送っていたようです。この在郷期間に、仙台から、うらぶれた思いで田舎町石巻の郡立病院に一時の職を求めて下る道すがら、野蒜の廢墟を自らの脚で踏みしめ、悲風の中に空しく建つ一基の紀功碑をまのあたりにした青果の胸に、鋭く迫った痛烈なものが、もしなかったとするならば、後年この生々しい描写⁽⁵⁾を遂げた作品は生れ出なかったであらうでしょう。何故ならば、やがて数年後の上京を境に、青果は再び郷里で生活することをせず、野蒜の地を再訪することなど遂になかったからであります。

注(1) 小説家・戯曲家。本名彬〔あきら〕、明治11年〔1878〕9月1日、仙台区裏五番丁3番地〔現在の十字屋附近の地〕に生れた。旧制第二高等学校医学部を中退、3年程のブランク時代を経て上京、小栗風葉の門に入った。その作風は自然主義に属するものであったが、主観的・情熱的な点でその枠を超えるものが多かった。郷土色豊かな小説「南小泉村」〔明治40〕がその先驅をなした作品として最も知られている。なお、その当時、既に「第一人者」(一幕)及び「生れざりしならば」(一幕)の2作を出して、イプセン風の社会劇として相当の世評を呼んだが、その後或る事情により文壇を遠ざかり、松竹合名会社に入り、新派劇の隠れた座附作者として十数年を経過した。亭々生の筆名の新派脚本はすべて彼の作である。大正13年「中央公論」に「玄朴と長英」(一幕)を発表して忽ち劇文壇に復活し、続いて長編「平将門」(二部曲)、「坂本竜馬」その他の戯曲を出して、次第に地歩を進めていった。やがて、先輩岡本綺堂の後を承けて市川左團次のために「頼山陽」「清盛と西光」「乃木将軍」の三部作、「大石最後の日」「東郷平八郎」「楠公桜井駅」「福沢諭吉」「坂崎出羽守」「元禄忠臣蔵」(増補)の連作等を書き、劇文壇の重鎮として確固たる地位を占めるに至り、芸術院会員に推された。以上の諸作に見られるように、英雄偉人の心境を掘り下げて、動中に静を見ようとする努力の著しい作品が多い。彼はまた、夙に西鶴の研究に苦心し、その副産物として「お夏清十郎」「八百屋お七」「樽屋おせん」等五人の女の戯曲化をも試みた。「西鶴全集」の校訂や「西鶴語彙考証」の著は、「隨筆滝沢馬琴」「仙台方言考」と共に、その研究の成果である。彼の著作をまとめたものに「真山青果全集」全15巻、「真山青果全集〔新版〕」本編18巻・補巻5巻・別巻2巻がある。壮年の戯曲「第一人者」以来、史劇と現代劇との別なく、彼が描くところの性格は、常に一貫して強烈な我意識と深刻な自己解剖に起因する苦悶が、その常に変ることなき主題である。作劇術も精到を極め、殊に新派劇座附作者としての体験から、實際舞台上の知識に富む有数の劇作家であった。最後まで孤高を持した青果は、昭和23年3月25日71才で歿した、東京都文京区水道端町二丁目日輪寺に葬る、法名青果院殿機外文柳大居士。新制作座を主宰する真山美保はその娘である。南小泉村代診時代のゆかりの地、仙台市保

春院前丁4の養種園の中庭に青果の文学碑がある。碑は茨城県産稲田石、底辺横幅2.8m、高1.6m、厚1.1m。碑面には

『羽虫は 何故かは 知らんだらう それでも 飛ばずに ゐられないのだよ 戯曲
「頼山陽」より』。 碑の裏には

『真山青果先生は本名彬（あきら） 明治十一年九月一日 かつての裏五番丁に寛（東二番丁小九代校長）の長男として生まれる 小説南小泉村により自然主義文学の先駆をなし 戯曲多数を世に送る 昭和二十三年三月二十五日沼津で逝去 七十一才 郷土の生んだ偉大な文学者を顕彰し この碑を建立した 昭和四十八年九月一日 青果碑を建てる 会 河北新報社 劇団新制作座』と刻んである。

- 注(2) 内務卿大久保利通が、明治9年自ら現地視察を行って、東北開発の雄大な構想をたてた。それは安積疏水〔あさかすい〕を以て猪苗代湖と阿武隈川とをつなぎ、更に阿武隈川と北上川とを運河で連結し、その中間に一大港湾を開き、これを運輸交通の大動脈としようとするものであった。港湾地点の選定について、大久保内務卿は安積疏水工事を担当したオランダ人技師ファン・ドールンに命じ実地調査をなさしめた結果、野蒜を最適地であると決定した。わが国に於ける本格的な築港工事は、全く明治に入ってからであり、その近代築港史の第1ページに記されるものが、野蒜築港であったことは、実に驚異すべきことであった。第1位着工野蒜築港から、3位長崎の明治15年、4位横浜の明治22年、6位函館の明治28年、7位新潟の明治29年着工と挙げられるが、いずれもおそいスタートだったのである。それにしても、野蒜築港は、半ば以上外洋に面する全くの新規工事であるため、幾多の障碍が予想され、最初から反対論や批判論が強かった。その計画は、内港と外港とに分けた複雑で特殊なものであった。本工事の着工は明治11年7月であった。鳴瀬川河口を内港、外洋からの風浪を遮断する防波堤の築造、北上運河（野蒜～石巻）・東名運河（野蒜～松島）の開削、新市街の埋立造成など全計画の一部、第一期工事の完成したのが明治14年であった。内港には小船の出入も始まり、近代的な新市街には警察署・電話局・測候所・銀行・米商会所等も建築され、仙台・石巻はもとより東京方面からの進出者もあって、早くも2百戸を超える新興都市となった。そして将来発展の夢と土木景気とに湧き立つ活況を呈していた。しかし、取残された外港、即ち宮戸島東北側を外洋船碇泊港とする工事が進まないうち、明治17年秋、突如台風大波に襲われ、突堤の大半が一瞬のうちに根こそぎ決潰してしまった。このため内港への船の出入が阻害され、復旧の見通しは立たず工事は中止ときまった。それまで投入された総額68万3千132円の巨費が、文字通りあえなく水泡に帰してしまったのである。現場の海中には石塁の残骸が波頭に隠見する有様となり、新市街は火の消えたように廃址と化してしまった。県の事業として実施された貞山堀の開削工事も野蒜港との連絡を第一目的として計画されたものであったし、東北線の

路線も仙台以北野蒜経由が当初計画されていた。

注(3) 現在の日赤石巻病院の前身である。明治6年石巻仲町に設立された宮城県立病院石巻分院がその始まりである。同17年宮城県牡鹿郡立病院となり、同22年市町村制実施の際、牡鹿桃生両郡町村組合が組織されその経営に移り、牡鹿桃生両郡公共病院と改称された。同25年に本町に移転。真山青果が一時薬局生となったと伝えられるのはこの後である。大正15年郡制が廃止されるに当って病院経営が困難となったので、日赤宮城支部に病院施設全部を無償寄附することになり、同年10月20日引継を完了し、日本赤十字社宮城支部病院となった。

注(4) 仙台市河原町桑原医院の南小泉出張所。「石岡ダンボ」のモデル松本豊次の持家で、青果はここに泊り込んで代診をしていた。この村の農民の生活をリアルに描いた大傑作が「南小泉村」である。

注(5) 築港工事に尽瘁した内務一等属黒沢敬徳の紀功碑で、鳴瀬川の右岸市街地の一角に明治17年2月建立された。築港が潰滅したのは皮肉にもこの年の秋のことである。

資料 国立国会図書館蔵書目録

真山青果年譜（築摩書房版「現代日本文学全集」第8巻及び「現代日本文学大系」第21巻の内）

真山青果全集〔新版〕別巻1～2

52. 大石内蔵助の子孫の在仙説

問 大石内蔵助の子孫が仙台にいたらしいということですが、M館で調べても全然わかりませんでした。どうしてもはっきりさせたいので教えてください。

答 記録・文書等でこのことを記したものがありません。語り伝えとしてはなかったこともないようです。そのことについて「伊達家史叢談」第14巻（伊達邦宗）に「大石良雄ノ子孫仙台ニ在リトノ説」として、次のような記事があります。

『大石良雄胸中復讐ニ決スルヤ竊〔ひそか〕ニ其三子ヲ某大藩ニ托シ、其祀ノ絶ヘザランコトヲ欲シ、其一子ヲ大高源吾ノ大堀亮隆〔おおほりすけたか〕ト交リ親シムヲ知り、源吾ヲシテ亮隆ニ囑ラシム。亮隆諾シ、事前ニ秘子ヲ仙台ニ送ル。後四人扶持一両ヲ以テ大番士ニ召ダサル。今〔大正10〕土樋ニ在ル大石ハ、即チ其末裔ナリト。大石家法家督相続者以外ニ、之レヲ口外スル事ヲ嚴禁セルヲ以テ、知ル者極メテ寡〔すくな〕シ。就テ之レヲ質〔ただ〕スニ、先祖不明ナルモ二代以後

ノ襲継者ハ、必ズ良ノ一字ヲ名乗〔なのり〕トスルコトト、家紋ノ大石良雄ト同一タル外、証左タルベキモノナシ。只其何ノ故タリトモ知ラザルモ、大堀トハ代々懇親深カリキ。』⁽⁸⁾

注(1) 全16巻、大正9-11年がり版で印刷された30部限定本。著者伊達邦宗が伊達家に関する史談を集成して子孫に伝えようとして、明治29年以来収集に努めた資料をもとにしてまとめたもの。

注(2) 伊達家第31世。幼名菊重郎、字は子徳、松洲と号した。慶邦の子、宗基の弟として明治3年9月10日仙台に生れた。明治32年5月兄宗基の養子となり、名を邦宗と改めた。ケンブリッジ大学に留学し経済学を学んだ。帰国後は、郷土の園芸改良の目的を以て、仙台一本杉邸内に養種園〔現在は仙台市が引継ぎ経営している〕を創設した。今日の仙台地方に於ける果樹・蔬菜の改良普及は全くその指導奨励の賜である。大正13年5月27日東京で歿した。54才。大年寺に帰葬した。

注(3) 浅野長矩〔なのり〕の家老。赤穂浪士の頭領。通称内蔵助。兵学を山鹿素行に、儒学を伊藤仁斎に学んだ。元禄14年〔1701〕主君長矩が江戸城中に於て吉良義央に刃傷したため、即日一関田村家の江戸邸内で切腹を命ぜられ領国を没収されてしまった。良雄は同志と共に翌年12月14日夜、吉良邸に討入って仇を報じた。明くる年の2月4日、幕府の裁断により浪士一同と共に切腹した。当時の世人はこぞって武士道の華とたたえた。〔1659-1703〕

注(4) 赤穂浪士の一人。字は忠雄。子集と号した。浅野氏の中小姓だった。俳諧を榎本其角〔蕉門十哲の一人〕に学び、また茶道のたしなみ深く、主君長矩の死後、その報復のため辛苦を重ねながら茶人羽倉斎〔はぐらいつき〕と交わり、吉良邸の内情を探った。壮拳を果した後、元禄16年同志一同と共に切腹を命ぜられた。〔1672-1703〕

注(5) 通称正助。伊達家江戸邸に勤務して公儀使となり禄30貫〔300石〕を賜わった。元禄15年12月15日朝赤穂浪士が吉良義央を討取って泉岳寺に引揚げる途中、伊達家芝邸門前を通過しようとする一行に、即製の糲粥〔ほしいがゆ〕を振るまった。浪士たちはこれを啜り、大堀の厚意ある処置に感激して去ったという。このことについて「続仙台風俗志」(鈴木省三)に次の記事がある。『糲〔ほしいひ〕は立町一丁目夏井藤兵衛が製するもの其祖先は会津葦名氏の臣なりしが貞山公に仕へ軍糧の道明寺糲を製するを以て職となし爾来連綿として明治後に至りしが今其業の如何を知らず。按 元禄十四年〔十五年の誤り〕十二月十四日赤穂義士等吉良義央を討て泉岳寺に引き揚ぐるや途上血槍血刃を手にして行進すれども沿道諸侯伯の邸敢て推何〔すいか。誰何が正しい〕するものなし伊達氏の芝邸門前を通るに及て邸吏公儀使大堀正助隆歩卒を率ゐる之を遮り其状を問ふ。大石良雄感嘆して曰く大藩流石に人ありと片岡源五衛門高房をして答へしめて曰く僕等は赤穂藩の遺臣なり敢て大法を犯し先寡君の讐を復し將に泉岳寺に赴き讐の首を以て其墓を祭らむとす冀くは諒察せられよと青山公〔綱村〕之を聞かせられ厨人に命じ糲粥を作り之に賜ふ諸士喜び之を啜

り恩を謝して去る是時払暁匆卒湯なかりしかば是より厨人を戒め毎夜湯を絶たざらしめ以て不時の用に供せしめられたりといふ。〔「伊達家史叢談」によれば、これを「不寝の釜」という〕。此糲の夏井氏の納められたるものなりしならん。』正助は、元文4年〔1739〕5月17日歿、78才、仙台土樋真福寺に葬る。

注(6) 伊達家の家臣は、知行地を与えられるものと、切米〔きりまい〕・扶持〔ふち〕など現米を給されるものとあった。切米とは、本来は知行や現米の代りに小判・一分判・銀〔秤量貨幣〕等の現金に切替えて支給するもので、仙台領では金一分判のことを一切〔ひときれ〕ということから切米と呼ぶようになった。「切米一両」とか「切米一切 銀九匁」のような給与の仕方であった。しかし、後期には切米も扶持方と同様に現米に換算して支給されるように変わった。切米一両を禄高に直すと572文で5石7斗2升に相当し、実収はその4割〔四公六民の割〕の2石2斗8升8合の現米となる。次に扶持とは、文字通り扶持米のことで現米で支給され、「三人扶持」とか「五人扶持」というふうに給与された。一人扶持は玄米1日5合の割で1年間に1石8斗〔平年353～355日、19年に7回の閏年383～385日があるが、平均して1年360日として計算5合×360＝1石8斗〕、逆に1石8斗の実収を禄高に直すと450文〔4石5斗〕に相当する。〔直し方については「藩臣須知」の「御切米御扶持高直高調」（「宮城県史」第32巻の内）参照〕。大石に給与された「四人扶持金一両」とは「四人扶持+切米一両」のことで、上記によって計算すれば、4人扶持+1両＝450文×4+572文＝2貫372文＝23石7斗2升の禄高に相当し、実収は四公六民の割で23石7斗2升×0.4＝9石4斗8升8合の現米となる。城下在住の切米・扶持方の家臣は2か月毎に分割し、2、4、6、8、10、12月の各月2～9日の間に御蔵から現米を受領した。御蔵の附近には茶屋があり、多数の受給者の群と札差〔ふださし。現米の代理受領や売りさばき換金を委託されて手数料を取り、また給与米を担保として金融等を営んだ業者〕等の出入で賑った。鉄砲町東部を俗に御蔵下、南警察署前の七郷堀に架かる橋の名を蔵前橋と呼んでいるのは、それぞれ苦竹米蔵、若林米蔵の所在を偲ぶよすがである。

注(7) 大番組〔おおばんぐみ〕は、伊達家軍事力の主力となった騎兵軍団で、その起原は古く伊達氏の戦国大名への成長過程の中から発生したものである。組織編制の整備がなされたのは徳川時代に入ってからで、「雄山公〔第3代綱宗〕治家記録」巻之中、萬治3年〔1660〕正月15日条に『○十五日辛未、大番組ヲ十番ニ定ラル』とあるのがその初見で、「青山公〔第4代綱村〕治家記録」後編巻之1、延宝3年〔1675〕10月10～18日条によれば『宮内・大内・石川・津田・山岸・遠山・藤田・片平・只野・天童・笠原・福原組』と大番組が既に12番となっていることが知られ、更に「青山公治家記録」後編巻之20、天和2年〔1682〕正月22日条に『○大番組十二番ノ中、六番目日野玄蕃組、九番石川次郎左衛門

組今度潰サレ、残十番へ割加へ組ミ十番ニ命セラル、当年二月ヨリ勤ムヘキ旨奉行衆奉命、番副佐々伊賀、古内造佑佑、黒木上野、茂庭大隅、石田孫市、西大条駿河、宮内土佐、津田民部、大町備前、遠山帯刀』とあり10番編制に復している。員数も延宝3年には1,815人を算えるに止まり、各組360人、10組で3,600人の定員の制定は恐らくは藩政後期に属するものであろう。しかし、実員は定員に充たず、幕末には3,441人だった。〔「旧仙台藩治概要」・「宮城県通史」（清水東四郎）〕。平士で大番組のものは「番入」ともいわれ、大番組に編入されない平士は「番外士」と称せられ各組士頭の支配に属さなければならなかった。大番組は、平時にあっては仙台城の警備や領内の治安維持に当り、またその中から藩政を執行する諸役人に任せられた。特に若年寄〔奉行を補佐し、伊達家の庶政を司る〕に任せられたものは、特に召出〔めしだし〕という上層家臣の階級に格付けされた。また、所〔主に町場の知行地〕拝領の家や、百貫〔千石〕以上の大番士は特別待遇を受けた。大番士は、その格によって番所〔詰所〕を区別され、召出・虎ノ間番士・中之間番士・次之間番士・広間番士と称せられ詰所以上と呼ばれる階層に含まれた。大番組の長を大番頭〔おおばんがしら〕といい、概ね準一家乃至召出級の士が任せられた。「伊達世臣家譜」などによって推算すれば、10貫文〔100石〕未満の大番士が約2千人もいる。例えば、からす組の細谷十太夫も禄50石の大番士であった。故に、「郷土飢饉の研究」（阿刀田令造）の『詰所以上、百石以上の士を云へり』。「仙台藩の政治の概要」（平重道、「宮城県の地理と歴史」の内）や「仙台藩農政の研究」（近世村落研究会編）等に記されている『……番士すなわち百石以上の家臣……』という説は誤りである。

注(8) 公家及び武家の男子の元服後の実名、本名とも諱〔いみな〕ともいう。先祖伝来の「持字」とされる1字に他の1字を組合わせるのが常例である。また特に「片諱」〔へんき。将軍や主君の諱の1字〕を賜わって、これに他の1字を加えて実名とする場合もある。

資料 伊達家史叢談第14巻（伊達邦宗）

53. 宮城県内に新羅郷があるか

問 宮城県内に新羅郷〔しらぎごう〕という地名がありますか。

答 「和名類聚抄」〔わみょうるいじゅしょう〕巻第7の陸奥国柴田郡のもとに新羅の郷名が記載されており、⁽¹⁾『天長元年〔824〕五月己未〔つちのとひつじ（の日）〕新羅人⁽²⁾五十四人安置陸奥国』とあるのが、それに相当するものです。平安時代の初、淳和天皇の時、新羅からの帰化人が集団⁽³⁾

で柴田郡内に移住して来て、そこに新羅郷が建てられたのです。しかし、その郷名はいつの頃にか消滅してしまったので、今の何処の地であったかはその痕跡もなく、一片の史料もないので全く不明です。このことについて、村田・川崎の中間の支倉・菅生のあたりが新羅郷であったとか、或いは槻木附近の入間田・入間野であるかの説を立てる郷土史家もいますが、確証がないので全く推定の域を出ていません。「大日本地名辞書」(吉田東伍)の第7巻にも『今の柴田郡富岡村〔支倉・菅生〕にやと云えど、⁽⁴⁾ 徴見あるにあらず、……新羅の名より推せば、⁽⁵⁾ 帰化蕃種の邑落なりしに似たり。』と記されているだけであります。

注(1) 「和名抄」〔わみょうしょう〕と略称する。源順〔みなもとのしたがう、延喜11(911)～永観元(983)〕が醍醐天皇の皇女勤子内親王の命をうけて編修した分類体の漢和辞典で、完本が現存するものとしては日本最古の辞書であって、その価値が高く評価されるものである。編修の時期は大体承平年間〔931～938〕であるといわれ、源順の21才から28才の青年期にあたり、この若年でこれだけの業績をあげた彼の学力は、実に非凡というべきである。10巻本と20巻本とがあり、20巻本では漢語を32部249門に類別して語彙を標出し、音・意義を漢文で注し、万葉仮名で和訓を加え、文字の出所を考証・注釈している。その記事内容には、歴史資料としてその重要性を認められるものも多く含まれている。

注(2) 古くは「しらき」また「しんら」ともいった。朝鮮半島の古代の国名である。半島東南部の慶州の地から起り、前57年朴赫居世が建国。第17代奈勿王の時に神功皇后に征服されて以後、唐の封冊〔ほうさく。王侯に封ずる旨を記した天子の詔書〕を受け、百済〔くだら〕・高句麗〔こうくり〕を滅ぼして668年朝鮮全土を統一した。更に唐の勢力を駆逐したが、935年56代で高麗〔こま〕の王建に滅ぼされた。

注(3) 古代日本に帰化した諸外国人。当時の日本は地理的關係から、朝鮮及び朝鮮半島に植民地をもった中国との交渉が深かった。そこに変動が起れば、朝鮮半島からわが国への貴族・民衆の亡命的な大量帰化が屢々行われた。彼等は文化水準の高い者が多く、わが国の文化向上に寄与する所が少くなかった。また、一般の帰化農民は、主に関東その他の新開発地域に集団入植した。この新羅郷もその一つであった。

全国的に、白城・白木・白子・設楽〔しらく〕・四楽・新座・志木等の地名は新羅帰化人の居住地であったといわれる。

注(4) 国・郡の区分に従い著名な土地を標目とし、歴史地理に重点を置いて古今の変遷・興廃を記した地誌事典・初版は本文6巻、汎論・索引1巻で明治33～40年に刊行された。その資料価値は極めて高く、昭和45～46年には本文8巻、汎論・索引1巻の増補版が出版された。著者吉田東伍〔元治元(1864)～大正7(1918)〕は新潟県人。独学で歴史・地理学の権威者となり、早稲田大学教授として多くの後進を育てた。「大日本地名辞書」の大著により文学博士の学位を受けたが、「倒叙日本史」等多数の著・論文がある。

注(5) 明治22年4月1日町村制施行の時、支倉村と菅生村が合併して成立した新村だったが、昭和30年4月20日の町村合併で旧2村は再び分離して、旧支倉村が川崎町に、旧菅生村が村田町にそれぞれ吸収合併される。

資料 和名類聚抄郷名考（池辺 彌）

和名類聚抄郡郷里駅名考証（池辺 彌）

大日本地名辞書第7巻（吉田東伍）

宮城県地名考（菊地勝之助）

54. 中曆とは何か

問 仙台商工会議所発行の印刷物に『仙台七夕は中曆に行われる』とあるのを見ましたが、中曆という言葉はどの辞典を調べても出てきません。どういうことでしょうか。

答 仙台七夕祭協賛会で出したリーフレット「仙台七夕まつり」にも『仙台では七夕祭を「タナバタさん」と云い、昔は陰曆七月六日の宵に行われたのですが明治になってから中曆をとって八月六日に行われる様になりました』とあります。仙台七夕は、本来の旧曆7月7日でもなく、また新曆の7月7日でもなく、新曆の1月遅れ8月7日を期して行われています。⁽¹⁾七夕に限らず、東京から数百万の人達が言語に絶するような一大混雑に堪えながら、それぞれの郷里に帰省して参加するお盆行事など、1か月遅れの8月13日に行われている地方が少くありません。その他の民俗的行事が、明治以後月遅れで行われるようになったものがかなり多くあります。このような生活現象をとらえる便宜上、主として民俗学の分野で「中曆」という言葉が用いられるのであって、制定曆があるわけではありません。「日本年中行事辞典」（鈴木裳三）に『……また自然界の推移が、新曆では一致しにくいという齟齬感もあって、折衷案としていわゆる中曆つまり太陽曆を使用しながら節日を一か月遅らせる方法が採用され、この方法が大いに論法がられたのである。戦後、新・旧・中の三重様式は急速に陽曆へ一本化されつつあるが、今なお著しい矛盾を残している。新聞紙面に、八月十五日盆を旧盆と書いて不思議と思わないという風潮も見られる。』とあります。

約1千数百年にわたって国民生活になじんできた旧曆（太陰太陽曆）の明治5年12月3日が、新曆（太陽曆）の明治6年1月1日に切換えられた日以後、季節と日付との1か月以上の不規則なずれに当面させられた国民の戸まどいは容易ならぬものでした。⁽³⁾日本人の生活と生産と信仰とが、古来の農耕儀礼に発する旧曆日付の伝承的民俗行事を中心に根深くつながってきたからです。当時の落首にも「十五夜の円くはならぬ満月の有明の月を待ちいつるかな」「春は雪夏の初めに花盛り秋

の納涼〔すずみ〕に冬のお月見」など、俄かお仕着せの新暦とは噛み合わぬ実生活の違和感をきびしく吐露したものがありました。明治6年に起きた農民一揆には、この年に発布された徴兵令（血税）、7月に公布された地租改正の反対などとともに、旧暦復活を要求の一つとしない地方はなかった程です。改暦は民間では励行されず、首都東京でも旧暦行事が永く行われました。明治文学にも、旧暦の日付で場面を設定するものが多く、明治31～36年に発表された「金色夜叉」（尾崎紅葉）の熱海の海岸の部分など、旧暦による1月17日の月夜でなければストーリーが進展しないことになっているのも、その一例です。旧暦の知識なしに明治以前の文学はもとより歴史・伝承・文化の真の理解はあり得ないといっても過言ではありません。さて、新暦制定後実に38年を経た明治43年度から、旧暦の記載を廃止する旨の文部省令が出されたのが、明治41年〔1908〕10月でした。にも拘らず、地方特に農漁村では、依然として旧暦が永く行われていました。一方、旧暦依存度の割に薄く、さりとて新暦に全面同調できない都市生活の中から、日付の見当の容易な、そして季節的ずれがやや緩和された月遅れの中暦が自然発生し、それが次第に周辺に拡大する形をとりつつ定着して現在に至ったものです。なお、中暦とは別に、1月遅れの中暦は便宜・妥協的で地域の実情に適合しないため、極く少数の地方では、2月遅れの「後暦」〔編者仮称〕ともいうべき日付で諸行事を行っている所もあります。これは、一見極端に徹底し過ぎたもののように感じられますが、この後暦にはそれなりの理由・根拠があるのです。推古12年〔604〕わが国が中国製の太陰太陽暦を実施する以前は、満月の日即ち旧暦の15日を月の始まりとしていたといわれます。旧暦の1月15日が、日本古来の1月1日に当りますから、そこに15日の差があるわけです。1月15日を小正月と称していろいろな正月行事が行われてきましたが、この小正月とは、実は日本古来の元旦が変形して残存しているのです。そこで後暦は、新暦と旧暦との最大差約1か月半に、旧暦と日本古来の月始めとの差15日を加えた計算で、2月遅れの新暦の日付をとったもので、後暦による民俗行事こそ、日本古来の伝承の日取に近接するものだとすることのようです。

中暦といい、更に徹底した形の後暦といい、単なる法律の力では統制し得ない生活暦的なもの、変態的所産であります。

注(1) 太陰太陽暦、太陰陽暦。太陰暦と太陽暦とを折衷した暦。1朔望月29.5日を基本に29日又は30日を1か月、12月または13月を1年とし、これをほぼ12対7の割合〔19年7閏の置閏法〕で繰返して、その平均の長さを季節の一周の平均の長さ、即ち1回帰年、365日2422に大体等しくし、日付けが大略の季節をも示すようにしたもの。わが国で暦法が初めて用いられたのは、推古天皇12年〔604〕といわれ、その後明治5年〔1872〕の改暦に至るまで、1200年以上一貫して立春の頃を年始とする太陰太陽暦が用いられた。この間に、屢々修正が行われ、徳川時代には、仙台の天文学者戸板保佑〔といたやすすけ〕が、この暦を完全なものとするための業務に従事して功績があった。この暦法が容易に抛棄されないのは、日付と月の盈虚とが一致し、潮汐その他の自然現象と関連が深い等の合理性があ

るため、特に農・漁・航行上の利便が大きいためである。現在、公式の気象通報の中で、必ず日々の「月齡」が報道されているのもそのためである。「月齡」とは、最近の新月(朔)の時を零として起算するその時までの平均太陽日の日数のことで、旧暦の日付に相当するものである。

注(2) 太陽暦。地球が太陽の周囲を1回転する時間を1年とする暦。1年を365日または366日として、これをはば3対1の割合で繰返し、その平均の長さを、季節の1週の平均の長さ、即ち1回帰年365日2422に殆ど等しくするもので、従って毎年同じ日付は殆ど同じ季節を示すものである。わが国では、明治5年11月7日の太政官布告で太陽暦を採用することにし、同年12月3日を太陽暦による明治6年1月1日とした。この暦の本体は、遠く古ローマの暦に源を発するグレゴリオ暦〔1582年ローマ法皇グレゴリオ13世制定〕である。現在、世界の文明国は殆どこの暦法を用いている。この暦の置閏法によれば、西暦紀元年数が100の倍数の時は400で割り切れる年、100の倍数でない時は4で割り切れる年は閏年、その他の年は平年となる。この置閏法によれば3千年後、始めて日付と季節とが、平均に於て1日くらい違って来るに過ぎない。

注(3) 改暦は、明治5年11月7日太政官布告第337号の次の条項に依って実施された。

『一、今般太陰暦ヲ廃シ、太陽暦御頒行相ナリ候ニ付、来ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日トサダメラレ候事』。この切替えは、太陽暦による明治6年の暦書を発行する余裕もなく、急遽実施されたものである。従って現存する明治6年暦は、太陰太陽暦の暦書である。この改暦実施の真因は、発展途上国としての欧化政策や文化政策によるものではなく、専ら財政事情が然らしめた窮余の一策であった。新政府は明治4年9月から官吏の年俸を月給に改めた。明治5年秋、頒暦商社の納本した「明治6年暦」を手にした政府高官は、来るべき明治6年が、13か月の閏年であるのに気が驚愕した。何故ならば、人件費を13か月分計上しなければならず、弱体な国家財政の堪え得ることではなかったからである。これを回避するため苦慮を重ね切羽つまった新政府は、1年12か月の太陽暦への切替を、突然強行しなければならなかったのである。なお、明治5年12月1日、2日については、太政官布告第359号を以て、次のような異例な処理を行った。『改暦ニ由リ十二月朔日二日ヲ十一月卅日卅一日(旧暦の日付にこのようなのはあり得ぬ)トナス』。官吏月給についても12月分を切捨ててしまった、明治5年11月27日太政官布告第374号に『一、当十二月分ノ分ハ朔日二日別段月給ハ不賜』とあるのがそれである。

ちなみに、東洋の旧暦国の太陽暦への改暦はわが国のように性急に実施されたところはなく、朝鮮が1894年、中国が民国成立時の1912年〔但し年中行事等はいまだに旧暦による〕、トルコが1927年であった。

資料 日本年中行事辞典(鈴木裳三)

55. 「東華」の語の出典

問 仙台では「東華」という語を冠した名称がよくありますが、何から出たのでしょうか。「仙台事物起原考」（菊地勝之助）に東華堆朱の名称は『東北の華都仙台を象徴したその雅名をとったものである』⁽¹⁾などと書かれていますが、どうも無理があるようで納得できないのです。

答 仙台には、華都などと称せられた実態もなかったし、詩文などでそのように表現された例もありませんので、東華の語は、決してそのような生まれ方をしたものではありません。

東華の語は、東華堆朱が出現するよりも遙か以前に、固定したものになっていました。旧藩時代に東華を雅号とした人物が、二三あったことは別として、確乎たる出所をもって用いられたのが、明治19年、富田鉄之助・松倉恂〔じゅん〕等が仙台清水小路に設立した東華学校の東華であります。これは、当時の宮城県知事松平正直〔まさなお〕の命名で、大伴家持の歌⁽²⁾
すめろぎの御代栄えむと東〔あずま〕なる⁽³⁾
みちのく山にくがね華〔はな〕さく⁽⁴⁾

から取ったものです。この事実を「富田鉄之助素描」（武田泰、「松の実」第21号（宮城県第二女子高等学校の内）が次のように記しています。『宮城英学校（清水小路15番地、校長新島襄）は設立認可の下りた翌明治20年6月6日、校名を「東華学校」と改称し、仮理事会を東華義会と称することになり6月17日……開校式を挙行政した。県知事松平正直は、「東華」の名号が万葉集大伴家持作と伝えられる「すめろぎの御代栄えんと東なるみちのく山にこがね華さく」に由来する旨を説明し「この校や、ただに今日の祥瑞たるのみならず、将来無限の瑞祥を生み出すべき淵源といふもまた何の不可かこれ有らん」と前途を祝した。』。同様の記事が「東華義会及び東華女学校について」（本多繁「宮城学院中・高等学校紀要」第2集の内）にも見られます。東華学校の設立主体となった東華義会、その東華義会が、更にその後明治37年に設立した東華女学校の東華は同じ用例です。その後、深い意味も知らずに、甚しい場合は仙台の異称であるかのように勘違いして、仙台の商品名や、団体の名称に冠せられることが多くなりました。

注(1) 明治30年代に、宮城刑務所が収容者の工作指導者として新潟から招いた川崎栄之丞〔「仙台物産沿革」（山田揆一、「仙台叢書」別集2の内）には川崎康弘とある〕が、10余年の研究を重ねて開発した量産堆朱。堆朱は中国から室町時代頃伝来した漆芸で堆漆・彫漆といい、木地に漆を100回も塗重ね漆の厚い層を形成してこれに彫刻を施す工芸であるが、

この量産法は、木屑・石膏・漆を混合加熱し型板で朴の木地に圧着し一挙に速成するものである。大正初年商品化されたので、「大正堆朱」または「擬堆朱」と呼ばれた。「東華堆朱」の名称は、昭和3年刊「仙台遊覧の技折」（東北産業博覧会）、昭和9年刊「東北の物産」（仙台鉄道局運輸課）にも現われず、昭和11年向山越路に創業した東華堆朱工業株式会社が、これを商品名として売出したのに始まる。

注(2) 通称台輔また良助。晩香・文潭また九鳥村舎主人と号した。伊達慶邦に仕え、出入司となり、幕末多難な財政処理に当たった。戊辰戦争の際は、全力を尽して武器購入の大任を果たした。維新後、戦犯者として厳しく追究されたが、巧みに潜伏して免れ通した。後に許されて愛媛・岩手各県官吏を歴任し、明治11年仙台区が設置された時初代区長に任命された。老後は伊達家の家令となり、明治37年5月2日78才で歿した。新坂通永昌寺に葬る。

注(3) 字は子大、通称源太郎、稲香また松坪と号す。もと福井藩の重臣だった。明治11年、内務大書記官から宮城県令となり、在職14年、県治に尽した功績がきわめて顕著だった。貞山堀の掘削もその在任中の事業である。熊本県知事に転じ、内務次官に進み男爵を授けられた。内務省時代は、松方正義・松田道之とともに内務三松と称せられた逸材であった。後に枢密顧問官となり、大正4年4月20日歿、72才、青山墓地に葬る。

注(4) 奈良時代の貴族歌人。旅人の子。万葉集中歌数最も多く、その編者の一人に擬せられ、繊細幽寂な歌風は万葉後期を代表するものである。延暦4年〔785〕8月28日陸奥按察使〔あぜち〕兼鎮守将軍として多賀城に於て歿した。68才。物部氏と並んだ名門大伴氏は、家持の死とともに歴史上から消滅してしまった。

天平21年〔749〕陸奥国小田郡〔現在の宮城県遠田郡の東半部。産金地は遠田郡涌谷町黄金迫黄金山神社境内〕から大量産金があり、正月4日陸奥守百済王敬福〔きょうふく〕が900両〔24銖〔しゅ〕を両〔小両〕とし、3両を大両、6両を斤と定めた大宝令の小両で換算すれば900両＝3貫≒11.25kg〕を献上した。これによって、一時頓挫を来していた聖武天皇畢生の悲願奈良東大寺の大仏塗金が果された。この感動的な黄金初出を慶祝して、4月14日元号を史上曾てない4字の天平感宝と改め、7月2日には再度天平勝宝と改められた。このような国家的昂奮を示す4字元号は、天平神護・神護景雲と引続き770年まで及んでいる。「すめらぎの御代栄えむと……」〔「万葉集」巻18の4097〕の歌は、天平感宝元年5月12日越中守として任地に在った32才の家持が、みちのくの大量産金を祝っての作である。佐久間洞巖の「奥羽観蹟聞老志」が、産金地を牡鹿郡金華山に充てているのは誤りで、金華山は地質上金を産しないことが明らかであるし、何等の資料も存在しない。黄金迫の天平産金を立証する資料に「黄金山神社志料」（佐々木敏雄編）があり、「陸奥国少田郡黄金山神社考」（沖安海、文化7）、「陸奥国遠田郡小田郡沿革考」（大槻文彦）「黄金迫の産金考証」（渡辺万次郎）、「我国最初の産金地」（小野田匡高）、「黄金山

神社出土の古瓦」(伊東信雄)その他有力な論考が収録されている。黄金山神社は式内社。

注(5) 東華学校は、明治25年3月末廃止され、校地校舎の一切を新設の宮城県尋常中学校〔初代校長大槻文彦、現宮城県第一高等学校の前身〕に譲渡した。生徒の編入も含む私立から公立への移譲であった。僅か5年の短命なこの学園から、山梨勝之進・児玉花外・真山青果など郷土の誇る俊秀が輩出した。37年、東華義会は宮城県尋常中学校が使用していた旧東華学校の施設が返還されたのを機会に東華女学校を設立した。41年東九番丁に移転した時東華学校本館が清水小路から移築された。大正10年、中島丁女子師範学校に併設されていた宮城県第二高等女学校が、東華女学校を吸収合併してこの地に移って来た。宮城県第二女子高等学校の前身である。同校の同窓会を「二華会」と称する。二は二女高、華は東華女学校の意味である。東華学校の歴史を刻む本館は整正典雅な洋風明治建築で、90年近い使用に堪えたが、破損甚しくなり取毀され、宮城県文化財保護協会が製作した模型が宮城県図書館に保存されている。また、清水小路の東華学校址〔現専売公社仙台支社構内〕に、昭和7年に卒業生が建てた同志社〔校長新島襄、東華学校の校長でもあった。〕出身徳富蘇峯撰文の由来碑がある。

資料 松の実第21号(宮城県第二女子高等学校)

宮城学院中・高等学校紀要第2集

56. 皆鶴姫伝説のあるところ

問 宮城県内に、皆鶴姫伝説のある所があればそれはどこか。また、それらはどのような筋のものか。

答 皆鶴姫伝説のあるのは、本吉郡の気仙沼地方です。

皆鶴姫とは、勿論伝説上の人物で、軍記物の「義経記」〔ぎけいき〕に、父が秘蔵する兵法の書⁽¹⁾をひそかに持出して、これを所望していた牛若丸に手渡したため、父の怒りをかい、悲劇的な運命に身を果てる女性として描かれています。この皆鶴姫の後日譚が、各地に分布する義経伝説の中に、とりどりにローカル化されて登場してくる場合があります。義経伝説と一連のものですが、ことさらに取り立てるとき、これを皆鶴姫伝説といえるでしょう。

気仙沼地方に残っている皆鶴姫伝説にも幾通りかの筋があります。その一つは次のようなものです。皆鶴姫は、洛北の鞍馬寺別当鬼一法眼〔きいちほうげん〕の娘でした。牛若丸がこの鞍馬寺にあって、鬼一法眼が平家から預っている兵書「六韜三略」〔くりとうさんりゃく〕を、姫に持出させて手に入れました⁽²⁾。程なく牛若丸は、金売吉次と共に平泉の藤原秀衡のもとに下って行きます。

やがて、兵書持出しのことが発覚し、姫は父の怒に触れ、舟に乗せられて海上に追放されたのです。それが四国阿波の国の浜からとも、茨城の九十九里浜からとも、二様に伝えられています。洋上を漂流した姫の舟は、本吉郡の鹿折浜〔ししおりはま〕に漂着したが、里人は罪人の上陸を拒否し、舟を押し返してしまいます。姫が母から与えられ肌身につけていた観音像が無情な里人をこらしめるため、海を変じて陸としたということです。ここが罰が崎〔現在の蜂が崎〕と呼ばれるところです。舟はそれから松岩村の海岸に流れ着いて、ここに上陸することができました。姫はこの浜辺で数年を過ごしてから、淋しく、その生涯を終わりました。気仙沼にある化粧板は、姫が生存中化粧したところと伝えられます。姫の死をかわれんだ村人は、その遺骸を葬ってやり、肌身につけていた観音像のために、一堂宇を建立してこれを安置しました。義経がこのことを伝え聞き、姫の霊を慰めるために一庵を建て、そして観音像は観音寺〔現在の気仙沼本町〕に移して観音堂を建立したということです。

また、別のストーリーでは次のようになっています。義経が、姫が舟の中で死骸となって本吉のゆりあげ浜に漂着した夢を見ました。驚いた義経は、平泉から馬を飛ばして「本吉のゆりあげ浜は何処か」と叫びながら、松岩村の弥陀が崎の海岸にさしかかりました。村人が集まっているので近づいて見ると、夢にみた通りに死んで打ち上げられた皆鶴姫だったのです。義経は姫を手厚く葬り、姫の守り本尊であった観音像を、近くの観音寺に托します。そして一堂を建立して、改めて観音像を安置しようとしたのですが、折しも兄頼朝の挙兵を聞いた義経は、急ぎ鎌倉に馳せ参じなければなりません。そこで村人たちは、観音像を観音寺ぐるみ、現在の本町の地に移しました。その後、義経は兄と不和になり、平泉に逃れ下る途中、気仙沼本町の観音寺を詣でるのです。今、境内に弁慶の袈裟〔けさ〕掛けの桜があり、寺宝として義経の笈〔おい〕と伝えるものが残されています。

更に現地性の濃厚な記事が「けせんぬま口碑伝説散歩」（小山秋夫）のなかにあります。『松岩海岸の……阿弥陀が鼻の……崖の上には、大小二つの石の祠があり、小さい方の祠が皆鶴姫を祭ったものだといひ、仏祖（ほとけそ）の屋号をもつ民家で祭祀を行っている。また……老松・赤岩公民館の前に花草庵がある。皆鶴姫のなきがらを火葬にした丘だといひ、聖観音を祭ったのが花草庵で、はじめ「火葬庵」と書いたが、のち「花草庵」の字を用いるようになったという。宝暦12年〔1762〕に秋葉神社を勧請、合祀したが、神仏分離令で秋葉神社と改めた。花草庵の縁日には、明治末まで観音寺で供養したといわれる』。

注(1) 全8巻、作者不明、その成立は南北朝末期から室町初期と推定されている。牛若丸の生い立ちから衣川の自刃までの義経の生涯を描いている。叙述は、史実と伝説とを巧みに構成潤色しており、謡曲その他後世の義経物語の基となった。

注(2) とともに中国兵法の古典である。六韜は周の太公の撰と称する兵法の書、文・武・龍・虎・豹・犬の6巻60編、実は魏晋時代の偽作と考えられる。三略は上略・中略・下略

の3巻で、黄石公の撰と称せられるが、実は後代の偽作である。

資料 郷土の伝承第3輯（宮城県教育会）

本吉郡誌（本吉郡町村長会）

気仙沼町誌

けせんぬま口碑伝説散歩（小山秋夫）

伝説（三原良吉、「宮城県史」第21巻の内）

57. 九合水とは何か

問 わらじ村長鎌田三之助翁の日記を見ますと、「九合水」という言葉が出てきます。これはどういうことですか。

答 鎌田三之助日記には、九合水〔きゅうごうすい〕という語が次のように使われています。

(1)
『明治三十七年八月二十七日 鳴瀬川九合水、品井沼九合水、堤防欠壊し冠水せし水田四分作となる。(2)』

明治四十年八月二十八日 洪水、鳴瀬川九合水』

この場合の漢字の九〔きゅう〕は、集める、合わせる意味で、漢字の糾〔きゅう〕と同じです。「論語」憲問第14にも『桓公九合諸侯』などの用例があります。故に九合水とは、水が諸方から注ぎ集って増水することをいっているのです。

注(1) 文久3年〔1863〕鹿島台村に生れた。明治法律学校〔明治14年創立、明治36年明治大学と改称、大正9年大学令による大学となる〕に学び、郡会議員・県会議員から代議士にまでなったが、明治42年全村あげての懇請により第5代の鹿島台村長となった。それ以来継続10期、実に38年の長期にわたり、殆ど無報酬で村勢建て直しに心血を尽した。特に祖父玄光と父三治の遺志を継いで品井沼の干拓事業を完遂したことは、まことに偉大な功績であった。常習水害にさいなまれて貧窮のどん底にあったこの寒村が、昭和26年には、他に類例の少ない単独町制を堂々と施行できる実力をもつまでに成長したのは、一にその賜物にはかならない。在任中、常に弊衣破帽にわらじばき、腰弁姿を押し通したので「わらじ村長」の名で全国に知られたものである。自治体の長として、この人ほど住民の利益と幸福のために生涯を捧げ、住民の心からの敬愛を受けた人は少ないであろう。昭和2年自治・治水功労者として藍綬褒章を受けたが、昭和21年引退。25年5月3日、88才の生涯を閉じた。村民葬の列は延々1キロに及び、沿道の各戸はそれぞれ門前に花を供えてひつぎを悲

しみ送ったという。町のほぼ中央、鹿島台小学校の校門わきに「わらじ村長」姿の翁の銅像が建っている。伝記に「鎌田三之助翁伝」（故鎌田三之助翁頌徳会編）・「草鞋町長鎌田三之助」（本間楽観）などがある。

注(2) 東北本線品井沼駅の北西に、かつては東西 6.5 キロ、南北 3 キロ、志田・宮城・黒川 3 郡にまたがり、鳴瀬川と吉田川の合流点に形成された沼地だった。吉田川・鶴田川・広長川など多くの川が注ぎ込み、排出は小川によって鳴瀬川に導かれるのみという入水超過の構造であった。一たび大雨があれば品井沼の氾濫は、周辺の低地一帯に広がるばかりか、あまつさえ鳴瀬川の増水が小川によって逆流するので、水害を一層激しいものにするのだった。このように品井沼一帯は、全国的にも稀な常習水害地となっていた。元禄 6 年〔1693〕吉田川の河水を隧道で松島高城〔たかぎ〕に流して沼への注水量を減らす穴川または潜穴〔くぐりあな〕工事を始め、数次にわたる排水工事が行われたが、根本解決は至難で、農民と水との言語に絶する苦闘の歴史が続いてきた。明治 10 年代の始、安積疏水〔あさかすい〕を完成し、野蒜築港を手がけたオランダ人技師フェン・ドールンに命じて、政府がこの沼を実測させたことがあった。ドールンは調査結果を報告し、品井沼の干拓は不可能に近いと述べている。鎌田三之助の不屈の執念と献身とは、8 百ヘクタールの水田の冠水流失を救い、千数百ヘクタールの干拓を実現させた。今や沼は一望の美田と化し、その名は駅名に残るだけとなった。品井沼の治水干拓の歴史と、鎌田三之助の業績については、「町史わが鹿島台」（鹿島台町）に詳しく記してある。

資料 大漢和辞典（諸橋轍次）

58. 時刻を表記する「字」と「時」について

問 東北本線が仙台まで開通した時の時刻表には、○時のことを○字と書いてあったと、最近の(1) K紙に載っていますが、それはどういうことですか。

答 時刻の数え方は、曆に関係があります。旧曆〔太陰太陽曆〕が行われていた時代には、一般には1日を12分し、それに十二支の子〔ね〕・丑〔うし〕・寅〔とら〕・卯〔う〕・辰〔たつ〕・巳〔み〕・午〔うま〕・未〔ひつじ〕・申〔さる〕・酉〔とり〕・戌〔いぬ〕・亥〔い〕を配していました。夜半が子〔ね〕の刻、真昼が午〔うま〕の刻というふうになりました。また、江

戸中期以降これと並んで、明け・暮れを六ツ〔むつ〕とし順次に五ツ・四ツ・九ツ・八ツ・七ツとも呼びました。九ツが丁度夜半と正午に当たります。ところが、幕末頃からセコンドなどと称せられた洋時計が入ってきて、上層階級や外交・貿易等に関係深い人々の間に用いられるようになってから、西洋時法〔定時法〕が使われ、時計の文字盤に刻まれている数字を、第〇字又は単に〇字と書くようになりました。その頃の文書や記録には、在来の刻と新式の字とが混在しているのを見受けます。文明開化の新しい時代に入ると、公式に時刻を示すのに字が用いられ、それが一般にも次第に普及していきました。このことに関する数例を拾って見ます。

「明治4年 兵部省伺」

『旧本丸中ニ於テ昼十二字大砲一発ツ、毎日時号時報執行致シ……』

「明治5年5月 新聞雑誌43」

『東京ヨリ横浜迄ノ鉄道落成シ、五月七日ヨリ汽車（ジョウキシヤ）運転相始メ諸人ノ乗車ヲ差免〔さしゆる〕サル、由、乗車規則左ノ如シ。

鉄道列車出発時刻及賃金表

上り 横浜発 午前八字
品川到着 午前八字卅五分』

「明治5年6月 郵便報知6」

『或る士人奈良県庁へ呼出されしが、溜〔たまり〕に待居たるとき、一僧侶と椅子に対椅し楯間〔びかん。楯は梁〕の掲示文を見、願伺のことは十字限りとありたるを見て、僧よりその士人に云ひけるやう。如何なる文人弁者といへども、唯十箇の文字を以て情実を尽し得んや。簡便を示すも余りなりと語りければ、士人も御尤なりと答へたりとぞ、一笑』

このような過渡期を経て、時刻の表記を〇時と一定することになったのは、明治5年12月3日を明治6年1月1日とした新暦〔太陽暦〕採用の時からでした。明治5年11月7日太政官布告第337号〔この法は現在も生きています。〕を以て、次のように示されました。⁽³⁾

『一、今般太陰暦〔正しくは太陰太陽暦〕ヲ廢シ、太陽暦御頒行相ナリ候ニ付、来ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日トサダメラレ候事

一、時刻ノ儀昼夜長短ニ随ヒ十二時ニ相分チ〔不定時法といひ時間の長さ一定せず〕候処、今後改メテ時辰儀時刻昼夜平分二十四時〔定時法といひ時間の長さ一定〕ニ定メ、子刻ヨリ午刻迄ヲ十二時ニ分チ、午前幾時ト称シ、午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時ニ分チ、午後幾時ト称シ候事

一、時鐘ノ儀来ル一月一日ヨリ右時刻ニ可改事

但是迄時辰儀〔じしんぎ、時計のこと〕ノ時刻ヲ何字ト唱へ来候、以後何時ト可称事

〔中略〕

時刻表

午前

注(4) 明治20年12月16日付奥羽日日新聞に、仙台での鉄道開業式のことを報道した記事に『午前七時二十分東京発の汽車にて……午後七時三十分の予定なりしも……漸く午後十時二十五分を以て着され〔大雪のため越河で立往生し一旦福島駅に引返したため〕……来賓一同の散会せしは午後十二時過ぎなりし』とある。

注(5) 既に「時」の表記が徹底定着した時代であったことを示す資料は、一般にも数多く残っている。「仙台繁昌記」(在竹小三郎、明治16年刊)『時器(トケイ)……方〔まさ〕ニ午前九時ヲ報ス……』

「復軒旅日記」(大槻文彦)『明治十二年八月八日午前二時に爰〔ここ〕を馬車にて発す。……午後三時過ぎたる頃高崎駅に着き……』

「仙台市史」(明治41年刊)『明治十九年十月八日文第五一五号達服務時間。自一月至四月 自十月至十二月、午前第九時より午後第四時まで……』。

資料 現行日本法規

新聞集成明治編年史第1巻

ものがたり東北本線史(日本国有鉄道仙台駐在理事室)

東北本線略史(「近代東北庶民の記録」上巻(NHK仙台制作グループ)の内)

59. 谷風 - 初代・2代

問 「広辞苑」の谷風梶之助の項を見ますと、『(初代)讃岐高松の人。多年大阪で活躍し強力無双と称せられた。生歿年不詳。(二代)陸奥の力士。江戸で関ノ戸の門に入り、1789年最初の横綱⁽¹⁾を許された。登場230回のうち負けたのは僅かに11回という。(1750-1795)』とあります。仙台の谷風は2代目なのでしょうか。

答 「広辞苑」の記事は不備で、初代・2代ともに仙台領出身の名力士です。それで仙台では、初代を鈴木谷風、2代目を金子谷風と呼び習わして区別してきました。

初代谷風は、本名鈴木善十郎。刈田嶺神社の門前町である宮村の生れ、家は代々片倉家の鉄砲組足軽でした。体格抜群で、初め明神森のしこ名で土俵に上り、後に谷風梶之助と改めました。江戸深川八幡社東西合併大相撲で西の天下無敵といわれた沖の舟を破って一躍その名が高まりました。その全盛時代は享保年間で、9年間勝放したという大力士で、讃岐高松12万石の松平家の抱え力士となりました。元文元年〔1736〕5月29日、高松城下で43才で歿しました。遺骨は生前の希望により、郷里白石の片倉家の菩提寺である傑山寺に葬りました。その墓は本堂後ろの丘の中腹にあり、

「法名薫風相谷善男 鈴木権之助」と刻まれています。

2代目谷風は、寛延3年〔1750〕8月8日、宮城郡霞ノ目村〔現在は仙台市域〕金子彌右衛門の第3子として生まれました。鎌倉武士国分氏の遺臣が旧領の各地に帰農して土着したが、谷風の生家もその一つでした。幼名を与四郎といい、明和5年〔1768〕19才の時、大力無双、体格抜群だった彼は、仙台出身の関ノ戸億右衛門に見出されてその門に入り、翌年には江戸の本場所を踏んでいます。安永5年〔1776〕谷風梶之助と改めました。それは、享保年間無敵と称せられた初代谷風を襲名したものであります。力士となってから13年目の天明2年〔1782〕2月に、西の大関に昇進しました。時に33才。それから7年目の寛政元年〔1789〕11月、40才の時吉田司家から横綱を許されました。谷風は、名目上白石片倉家の抱え力士となっています。谷風は安永7年〔1778〕3月から天明2年〔1782〕2月場所まで63連勝しております。この記録は、昭和13年5月場所11日目に、双葉山が武蔵山を倒して64連勝するまで、156年間誰も破れるものがありませんでした。谷風は身長6尺2寸5分〔1.89m〕体重47貫〔176.2Kg〕、四肢の均整のよくとれた無敵不敗の大力士でした。その人柄もまたすぐれ、親に孝、友情に厚く、数多くの美談が残されています。寛政6年、45才を迎えた谷風は、3月場所・10月場所ともに全勝優勝して郷里に帰り、翌7年〔1795〕の正月を生家で迎えたが、流感にかかって正月9日、現役のまま、本場所308回に及ぶ総取組み中黒星わずか13の名力士は無敵の余韻を残して病歿しました。享年46。霞ノ目村の西入口近くに、⁽²⁾江戸の方角に向けて葬られました。昭和17年11月10日霞ノ目飛行場拡張のため、飛行場東の現在地に墓を移しました。墓碑には「日本一天下開山最手〔はて〕横綱 行年四十六歳 釈姓谷響了風正定位 谷風梶之助源義則墓」とあり、これに並んで「釈尼菽軸広野正定位 文化六己巳〔つちのとみ〕歳九月 東医太田左金吾源資広三女也 同人妻名秀 行年五十三歳卒」と刻まれています。この年の秋、菩提寺である南鍛冶町東漸寺に碑が建てられました。今「谷風の碑」と呼ばれているものです。これには諱守胤とあります。今日の相撲の制度・組織の基礎が確立したのは、実にこの古生まれな大力士谷風の出現が、きっかけとなったのだといわれます。

注(1) 元来は力士の階級でなく、大関のうち特に優秀な成績の者に与えられた栄称であった。普通には明石志賀之助・両国梶之助・丸山権太左衛門〔寛延2年（1749）遠田郡中津山村（明治以後登米郡に入る、現米山町）に生れ37才で死亡〕を横綱の1代・2代・3代とし、谷風を4代とするが、明石・両国・丸山の横綱は伝説的なもので、谷風を初代横綱とする説が圧倒的である。「近世名力士伝」（安藤英男）にも『要するに、谷風以前は伝説で、明治に入ってから、当てはめたものである。谷風以前には戦績の現存するものがなく、たしかな番付もないので、実際には、谷風をもって横綱の始祖とするのが妥当であろう。』と記している。

注(2) 明和6年〔1769〕から寛政6年〔1794〕まで26年間の戦績である。当時の本場所は年2回、1場所10日間の取組みであった。「仙台市史」第1巻の『力闘2764回の内、敗を

とる僅かに4回』とあるのは、どのような資料によったのかわからない。

注③ 昔の節会〔せちえ〕相撲力士の最上位の称、後世の大関にあたる。

資料 宮城県史第18巻

仙台市史第1巻

仙台人名大辞書（菊田定郷）

仙台郷土史夜話（三原良吉）

仙台と相撲（三原良吉）

近世名力士伝（安藤英男）

仙台昔話電狸翁夜話（伊藤清次郎）

60. 仙台の達磨を松川達磨と呼ぶのは

問 仙台の達磨を松川達磨と呼ぶことがあるのは何故ですか。

答 「仙台事物起原考」（菊地勝之助）には次のように記されています。『仙台地方の旧家を訪ねると、神棚などに大小幾つかの達磨をずらりと並べ祀っているのを見ることである。これが仙台特産の松川達磨である。この達磨は藩政時代、伊達藩の藩士松川豊之進の創作したものといわれている。そしてそれ以来、藩内の小祿の藩士らの内職として製作したものらしいが、その技術と構造形式とは共に独特なもので、特にその着色と表情とがよく統一された絢爛たる郷土作品である。顔は眉毛だけ毛を植え、眼玉はガラスを入れてあり、体の部分は赤地に福神とか宝船・梅の花などを描いている。小は三・四寸から大は三尺に及び各種の型があり、かつては例年の歳の市・仲見世とか、岩沼の竹駒神社の祭典の折などに売出されたものである。これは郷土玩具としてよりも、むしろ信仰の対象として大衆から愛玩されている。』だから松川達磨と呼ぶのであると、一般には伝えられています。

ところが、関善内氏の専門的な研究によると、松川達磨の名は近年になって呼び始められたもので、以前は単に達磨とだけ言われていたということです。その調査の結果では、松川達磨というのは、昭和に入ってから呼び名であり、松川豊之進という人物の存在そのものが疑わしいといわれます。そして、達磨そのものが独特の構造と技術、描彩の着想や表情が今日見られるように完成したのは、明治初年面徳の改良によるものなそうです。それ以前の達磨は、赤衣に宝珠が白く描かれただけの単純なものでした。このことから、創作者松川豊之進の姓を取ったという説は否定的です。⁽¹⁾

また別説に、松川で作られたから松川達磨と名付けたといわれる場合もありますが、これも根拠が薄く、いずれにしても松川の名の起原については疑問が多く、今のところ全く不明であると結論しています。そのほか、同様の見解に立って「郷土玩具の種々相」（有坂与太郎、昭和6刊）に『松川達磨の松川といふ名称の起因する所は明瞭でないが、いつ頃から誰によって言ひならされたか伊達藩の松川豊之進が創案したもの如く伝えられてゐるが、所詮は捏造された臆説であつて信ずるに足らない。……』。「郷土玩具事典」（斎藤良輔）に『松川達磨の呼び名は比較的新しく……昭和期以前までは面徳達磨・仙台達磨とも呼んでいた』。「だるま」（徳力富吉郎）に『仙台だるま』。「日本の郷土玩具・東北」（蘭部澄）にも『土地では殊更に松川達磨とは呼んでいません』と述べられたものがあります。

注(1) 面徳といわれた工人で、本名は高橋徳太郎、天保元年（1830）江戸人形町に生れた。親ゆずりの仏師ですぐれた技倆をもち、殊に神楽面や能面を刻んでは当時第一人者といわれ「面徳」の名が高かった。安政年間仙台に来住し、田町の高橋綿屋の婿養子となり高橋の姓を名のった。明治維新後、徳太郎は副業として達磨作りを始めた。彼は持前の感覚を発揮して、従来のもとは全く面目を異にした達磨を創作して世に出したところ、「面徳達磨」と呼ばれて、忽ち人気を集めるに至った。彼の長男利三郎は大工が本業だったが、冬季間は親子で「面徳達磨」作りをするようになった。彼は彫刻にもすぐれた腕を見せた。現在の工人が今もって使っている達磨の木型は、殆ど彼の作品である。このようにして面徳一家は繁昌したが、大正8年の南町大火で焼した上、不幸がたび重なって没落し、家業も廃絶してしまった。現在残っている工人としては、面徳系2軒と本郷系2軒だけである。そのうちで一番著名なのは通町北七番丁の本郷家である。当主徳久氏が4代目の工人である。その高曾祖父久三郎が明治維新の変動で禄を失い、瓦職人に転業した。瓦屋は冬季に入ると休業になるので、その間に達磨作りを副業として始めた。その子久治郎も家業を継いだ。明治の半ば頃現在の北七番丁に移った。その子徳治の代に瓦職をやめ、張子専門となった。徳治は昭和46年12月2日、84才で歿するまで、黙々と達磨作りに励んでいた。昭和5年に仙台市勤業課商工係が実施した「仙台市の家内工業調査」の文書綴りに『達磨製造、本郷徳治、11～1月だけ就業、他は自由労働に従事……』。他に達磨作りを副業とするもの3軒あり、松川達磨などの呼び名は勿論見られない。

資料 仙台達磨（関 善内）

61. 仙台方言の「えずい」「ひじる」 「たす」の意味

問 仙台方言の「えずい」「ひじる」「たす」というのは、どういう意味ですか。

答 言葉というものは生き物です。人間の生活とともに、時代とともに、そして地域性に応じて絶えず変化し、磨きぬかれ、生滅しつづけます。方言といわれるものの殆どは、今は中央で通用しなくなった言語・発音が、それぞれの地方に伝承・残存してきたものであります。荻生徂徠〔おぎゅうそらい〕⁽¹⁾の説にも『いにしへの言葉は多く田舎に残れり』とあります。これに対し標準語といわれるものは、わが国の公用文や学校教育や放送などで用いる規範としての言語であると定義されています。そして東京の教養ある中流階級の現代常用語に基づくものとされていますが、東京が首都となり、中流階級が定住することになったのは明治期に入ってからであります。標準語は、それ以前には勿論存在せず、明治の前半に非常に早急に、一般のコミュニケーションや学校教育の必要上、新規な形を整えたものであります。そこで情緒豊かなものの多い方言を、表現力に乏しい平板な標準語に適確に置き換え、完全に理解することは至難であることを、予めおことわりして置きます。

1. えずい・いずい・いずえ・えずえ

眼にごみなどの入った違和感、着物が体に合わず窮屈で着具合の悪いことなどを言う時に使います。真山青果も「仙台方言考」の中で、元禄頃の遊里流行語に「あゝえず」というのがあったが、これに「噫不得」(あゝえず)⁽²⁾と漢字を当てて、その字面から牽強説を立てている者があるのは誤りで、仙台言葉「えずい」を以て解するのが本当であると述べています。

2. ひじる・ひずる

「子供をひじるかな」などと使います。多くの場合、自分よりも年下の者や程度の低い者を、からかったり、面白半分になぶったりすることをいいます。「仙台方言考」に、近松物に「ひじる」の語があり、これを「誹(ひ)する」(そしること)とか「ひぞるの義で立腹する、怒る」⁽³⁾などと注をしている者があるが、これは誤りで、仙台弁の「ひじる」の意味に取るのが正しいと記しています。

3. たす

目上の人に訴える、告げ口などをする意味の子供用語です。「先生きたすから、いいんだお」「たっさえたっさえ、たせばたんざく長くなる」などと使いました。藩政時代、下から上に申すことを「達す」、争い事の場合に吟味を願ひ出ることを「達しにする」といいました。たっす→たす となったものであろうといわれます。

注(1) 江戸中期の儒者。字は茂卿、号は護園〔けんえん〕、本姓物部氏、物部徂徠を修して物徂徠

という。江戸の人。初め朱子学を学び、後、古文辞学を唱道。門下から大宰春台・服部南郭等を出した。著「弁道」「藝園隨筆」「論語徴」「訳文筌蹄」「政談」「太平策」「南留別志〔なるべし〕」「弁名」など。享保13年没、年62〔また63〕。

- 注(2) 大正14年7月から4回「宮城県人」に連載。単行本として昭和11年刀江書院から出版。また、講談社版「真山青果全集」第15巻（昭和16）、「真山青果全集（新版）」第17巻（昭和50～53）に収録してある。この中で青果は次のように述べている。『方言俗語なりとしてゐる言葉の多くは、奈良朝万葉時代の古語であったり、戦国鎌倉時代の東国語であったり、或は室町時代の女房言葉、慶長宝永の京坂語であったりして、いずれも一度は日本の政治首脳部に普通語として行はれた言語であります。……実は一部の仙台方言考なる書を作り上げるために、三四年以来は雑書渉獵の序に仙台方言の出典出所を随時に書き集めて、ほぼ七百語近くの記載ができました。その七百語は完全に、過去の日本語が方言とされて仙台地方に保存されていると云ふ証拠になるものです』。

青果の業績の上に語彙研究を一步進めたのは頼原退蔵である。「江戸時代語の研究」で近世語の解釈の方法の一として方言研究との提携を言っているように、この方面の開拓者としての青果の意義は決して軽くない。

- 注(3) 近松門左衛門の作品。近松は江戸中期の浄瑠璃・歌舞伎脚本作者。本名杉森信盛。平安堂・巢林子〔そうりんし〕などと号した。越前の人。歌舞伎では坂田藤十郎と、浄瑠璃では竹本義太夫と提携した。竹本座の座付作者でもあった。代表作「国姓爺合戦」〔こくせんやかっせん〕「曾根崎心中」「心中天網島」などあり、狂言本20数編、浄瑠璃百数十曲を作り、義理人情の葛藤を題材に人の心の美しさを描いた。享保9年〔1724〕没、72才。

- 資料 仙台方言考（真山青果）
伊達騒動実録（大槻文彦）
仙台の方言（土井八枝）
言語民俗（藤原 勉、「宮城県史」第20巻の内）
自伝的仙台弁（石川鈴子）

62. こけしの語源と素材

問 こけしの語源は何か、またこけしの素材にどのような木が使われるか。

答 まず、「こけし」という名称が、一般的統一的名称となったのは昭和以降のことで、それまでは

各地方毎に実にさまざまな方言で次のように呼ばれていました。

こげすんぼこ（仙台）
こげす・こけし・こうけし・坊主（鳴子）
こけす（酒田・上山・遠刈田）
こげす（肘折・青根・遠刈田）
こげすっこ（秋田県雄勝郡）
こけすっこ（湯田）
こげし（遠刈田・一ノ関・花巻・大湯）
ほげし（花巻）
きぼこ・おっとこ（福島県伊達地方）
きぼこ・おほこ・にんぎょ（鎌先・弥治郎）
きんぼこ・きぼこ・きおほこ・きぼっこ（仙台）
んぼっこ・にんぎょう（山形）
きじほほ・きじほこ（秋田県本荘）
ぼっこ（秋田県雄勝郡）
ながおほこ（温湯）
いんつこおほこ（温湯）
きおほこ（遠刈田）
きぼこ（青根）
おほこ（一ノ関）
ほんほ・きにんぎょ（温湯）
こけしほんほ（湯沢・大館）
こげほほこ・こけしほほ（小安）
こけしぼっこ（鉛）
こげほこ（秋田県雄勝郡）
きでこ（福島・飯坂）
きでこさま（会津地方）
でころこ（原町）
でく・かまさきにんぎょ（小野川）
でくのほう（山形・肘折）
でくの坊（上の山・蔵王温泉）
でこ（土湯）
きなきなずんぞこ・きなきなぼっこ（一ノ関）

くなくなこげす・きくきく坊・きなきな坊（岩手県胆沢郡）

きなきな坊（岩手県上閉伊郡）

きくら・きくらぼっこ（鉛）

きっからぼっこ（花巻）

これらが統一名称となったのは、こけしに関する出版物が「こけし」の名でこの木製人形を紹介したことに起因するのだといわれます。明治24年〔1891〕の「うなゐの友」初編（清水晴風）で『コケシバウコ』と、また同35年〔1902〕の同書第2編では『こけし這子』と称したが、その後、わが国最初のこけし専門書として天江富弥氏の「こけし這子の話」が昭和3年に出版されるに至って、名称統一への方向が示されたといえるようです。後年「這子」を省略して単に「こけし」と呼ぶようになり、本来子供の玩具の世界から取上げられて、大人の広い収集ブームに乗せられるにつれて、次第に統一名称として定着したものです。そしてこの「こけし」という統一名を書きあらわす場合も、平仮名または片仮名によることになっています。昭和14年8月、鳴子温泉で開催された全国こけし大会でも、仮名書きによるべきだという決議がなされています。こけしというものの素朴な発生からしてもそれは当然のことで、こけしという発音に無理に漢字を当てて、木形子・木芥子・小芥子・木削子・木華子・御芥子・御形子・小筍子・子戯子などとしている例は、まことに気障で適切なものではありません。

さて、この「こけし」の名称は古くからあったもののようです。「文久二年〔1862〕鬼首村取締長蔵文書」（太陽コレクション「土農土商」江戸明治Ⅲの内）に『村々土産之木地人形こふけし杯と申候様之品御国産に候共無益之品ニ相ミへ申候間右売買一切被相留候様被成下度奉存候』などとあります。しかしながら、その語源については定説がなく、中には上記のように漢字を当てた字面の外形から語源に遡ろうとする牽強の説が多く、きめ手といえるようなものはないといわれています。それらの諸説のいくつかを挙げますと、

1. 「こけし風土記」（西川峯吉）『こけしは徳川時代に流行したオケシまたはケシ坊主といわれた小児風俗（頭髪をそり頂に丸く毛を残しておく童型）の反影であって、オケシがコケシに転化したものである。すなわちオケシのオは親愛の接頭語で、時として無意味の接頭語として他音に変化する。Oの母音に木を意味する子音が結合し、KOに転化したと見るべきで「木で作ったオケシ」を意味している』
2. こけしは「木筍子」で、小さい筍〔かご〕に入れられた赤ん坊。
3. こけしは「木形子」で、木で作った人形。
4. こけしは「こげほこ」で、こげは木片、ほこは人形、木で作った人形。
5. こけしは「こげし」で、こは木、げは削、しは子で、木を削って作った子ども「木削子」
6. こけしは「こけす」で、こけしのこは木の葉、木の実、木羽を このは、このみ、こぼというように木のことであり、けは削るの下の部分を省略したものである。すは、ほととぎす、うぐいす、

きぎす、からす、きりぎりす、おす、めすなどというのと同じ美称の接尾語である。

7. こけしは「御芥子」の訛〔なまり〕で芥子坊主の意味。
8. こけしは極小のものの称呼で、木で作った小さい人形の意味。こ(木)けし(芥子)。
9. けしは極小を意味するが、こは(木)でなく「小さい」を意味する接頭語で、こ(小)けし(芥子)である。

次に、こけしの素材となる木は、東北地方の湿地帯や山腹に自生する比較的材質の軟かい木で、木炭などの原材に適しないものが選ばれます。昔は利用価値のないものとして顧みられなかった廃物同然の木を利用して、山村の女の子の玩具、人形としてのこけしを作り、温泉場の湯治客の土産として細々と売り出したものです。こけしに作られた原木は、やまつつじ(だけつつじ)・おおはだ(びやべら)・えごのき(じしゃのき)・おおばじしゃ(ひとつば)・うりはたかえで(あおか)・みずき(だんごのき)・いたやかえで(いたや)〔()内は宮城県地方の呼び名〕などが主で、その外に、まんさく・つばき・桑の木なども使われます。ただし最近はこれらの原木も、とみに入手難となり、こけし工人の憂慮の種になっています。

資料 こけし事典(土橋慶三・西田峯吉)

蔵王東麓の木地業とこけし(佐藤友晴)

63. 刀工国包の名の読み

問 「奥羽の刀剣と刀匠の研究」(安部定橋)や、その他刀剣に関する本の中で、仙台の刀工国包の名に「くにかね」と振り仮名を付けているのがありますが、それでよいのでしょうか。

答 国包の正しい呼び方は「くにかね」ではなく「くにかん」です。その根拠となるものに、総振り仮名付きの「仁沢の偈」〔にんたくのげ〕⁽¹⁾があります。その全文は次の通りで、国包の子孫である仙台の本郷家に伝存されているものです。

『仁沢(にんたく)

陸奥仙台之居住山城大掾藤原国包(くにかん)者坂東最第一之刀工也利其鋒鋭其刃如干将似莫耶其名上達天聰下伝諸侯天下無人之間然矣一日就余求法名仍諱之云用恵(ようけい)字之云仁沢乃書二大字繫一偈

看々孺童菩薩心到今及草木叢林

寛永十五歳在戊寅仲秋如意珠日前花園寓松島把不住軒主雲居叟希膺(うんこう、そう、きょう)』

〔総振り仮名省略〕

国包は、松島瑞巖寺の名僧雲居に師事して参禅修業を積み、寛永15年〔1638〕46才の時、諱〔いみな〕は用恵、字は〔あざな〕⁽²⁾は仁沢の法名を受けました。上記の「仁沢の傷」は、この時雲居が自ら筆をとって、国包に書き与えたものであります。国包は無学無筆で、刀銘は雲居に書いてもらった上から鑢〔たがね〕で切るだけのことしかできませんでした。従って初代国包の刀銘は、雲居の筆蹟通りだったので、これが2代以下の国包と鑑別するきめ手の一つになっているのです。雲居が偈の全文に丁寧に総振り仮名を付けて与えたのは、このような国包の無学に対する思いやりからのようです。

唯一筋にその道を貫き通した知名の工人で、無学だった人が昔は少くありませんでした。国包もまたその一人でした。眼中に文字なく、「包」は「かね」と読むべきなどの世間の通例に拘束されなかったところに、かえって名刀工の面目がうかがわれます。「仙台人名大辞書」(菊田定郷)・「仙台市史」第1巻など「くにかん」と読ませています。

注(1) 本郷国包。通称を源蔵また吉之允といった。文禄元年〔1592〕宮城郡小泉村若林に生れた。家業の野鍛冶〔野鍛冶は農鍛冶で農耕の道具などを作った。鍛冶の仕事は比較的早くから専門的に分化し、農鍛冶・包丁鍛冶・刀鍛冶さらに船鍛冶・鉄砲鍛冶となった。しかし一般によく知られているのは刀鍛冶と農鍛冶であった。〕に従事していたが、刀工稽古人として召出された。当時、領内の刀の需要をみとすため、刀工を養成する必要から、国包もその人選に入ったのである。慶長19年〔1614〕国包23才の春、京都に派遣され、五鍛冶の一人として名声の高かった越中守正俊の弟子となり、刻苦修業を積んで元和5年〔1619〕帰郷した。この間、大坂冬・夏の陣中に於て臨時鍛冶御用を務めている。帰仙後は、新たに禄12貫文〔120石〕と門人2人分の扶持を受けて刀工に励み、「奥州若林住藤原国包」又は「奥州仙台藤原国包」と銘を打った。技術益々熟達して、寛永4年〔1627〕36才の時、山城大掾〔やましろのだいじょう〕の官名を賜わり「山城大掾藤原国包」と銘を切ることになった。今、仙台市南小泉の鍛冶屋敷と呼ばれる地名は、国包屋敷にちなむものであった。後に、役屋敷を立町一丁目頭〔現西公園の一角で、昭和55年12月3日、「国包鍛刀之地」の碑を日本美術刀保存会宮城県支部が建てた〕に賜わった。国包の槌音が鍛冶場の外の路上にまで響いたが、流石に名工の槌だけあって、自然に音律を奏でるようであったという。或る日ここを通りかかった瑞巖寺の雲居が、その非凡な響に心打たれて国包の仕事場をうかがったのが、この名僧と名匠との出会いであったという逸話が残っている。以来国包は深く雲居に帰依することになり、やがて雲居は国包に用恵・仁沢の法名を与えたのであった。この時以後の国包の作品は、一段と風格を備え、精巧をきわめていった。従来刀銘のほか、「用恵国包」「仁沢国包」の銘が刻まれるようになったの

はこれからである。国包の刀は、仙台領の名刀匠の中でも第1位にあるものとされる。刀剣鑑定権威者本阿弥光孫〔ほんなみこうそん〕が「刀剣談」の中で『国包は新刀中大関に列すべき名工にして……後用恵と号す。此の時代最も賞すべし。短刀稀にして刀脇差多く、反り浅きもの多し。……』と述べているように、新刀中の逸品として定評がある。正保2年〔1645〕54才で藩の刀工を辞し、家職を嫡子吉右衛門〔第2代国包、山城守〕に譲ったが、その後も鍛刀に精進し、寛文4年〔1664〕12月3日、73才で歿した。新寺小路善導寺に葬る。国包は以後14代まで続き刀鍛冶を業とした。その子孫は今も仙台市内に住み、貴金属店を経営している。

注(2) 天正10年〔1582〕1月25日土佐に生れた。俗姓小浜氏、諱は希膺、把不住軒と号した。16才で剃髪、京都に上り妙心寺で修行に励んだ。40才で妙心寺住職となり、紫衣を賜わった。紫衣の待遇は、内大臣正一位の官に準ずるとあるから、当時破格のことであった。寛永4年〔1627〕紫衣事件があってから妙心寺を去り、諸所の寺々に身をひそめて、ひたすら苦修錬行の数年を送った。政宗が雲居の高徳を敬慕し、松島瑞巖寺の住職に迎えようとしたのが、寛永13年〔1636〕のことである。伊達家は雲居の招聘に丁重をきわめ、再三再四懇請を尽した末、漸くその承諾をとることができた。政宗はこの年5月24日70才で病歿し、遂に雲居の来仙を見ることができなかった。「義山公治家記録」巻之1、寛永13年8月の条に『此月宮城郡松島瑞巖寺新住雲居和尚希膺入院セラル』と記してある。8月21日瑞巖寺に入った雲居の高徳によって、寺風・宗規一斉に興ったという。雲居を以て瑞巖寺中興とするのは、実にこのためである。名僧雲居の名は一世に高まったが、慶安2年〔1649〕政宗の13回忌を終ると、直ちに隠退を願い出た。忠宗は領内に止まることを条件にその願を容れた。政宗夫人陽徳院は、雲居退隠の寺として、瑞巖寺の隣に陽徳院を建立したが、雲居はここにも永住しようとはせず、慶安3年〔1650〕雲居は郷六の綱木山に草廬を結んだ。翌年忠宗はここに小院を建て、雲居はこれに瑞雲山祥岩寺と名付けた。この寺は後に元禄5年〔1692〕瑞雲霊亀山祥岩大梅寺と加号された。現在の大梅寺である。万治2年〔1659〕8月8日、雲居はここで歿した。78才、蕃山々頂に葬り、塔を建てて常寂光と号した。歿後75年目の享保19年〔1734〕6月、大悲円満国師の号を追贈された。雲居の教化は全国に及び、雲居開山の寺は実に173か寺あったといわれる。

資料 雲居和尚と大梅寺について（青木大輔）

仙台人名大辞書（菊田定郷）

仙台市史第1巻

64. 「陸奥の吹雪」について

問 軍歌「陸奥の吹雪」はいつ頃作られたものか。また、歌詞の第6章第3行目の「背囊銃床たきつれど」が、昭和12年頃の歌集では「背囊などをたきつれど」となっているが、原作はどのようなのか。

答 この軍歌は、明治35年1月23日青森の歩兵第五聯隊210名の混成中隊が、八甲田山に雪中行軍を行った時、山中の劇しい吹雪と寒気のため、その大半199名の犠牲者を出した惨事を悼んだものです。気仙沼出身の国文学者落合直文がこの長詩を作詞したのは、この重大ニュースが報せられた直後のようです。そして好楽居士〔仮名〕の作曲で、まだ搜索活動たけなわの明治35年2月22日、東京牛込の文宝堂からいち早く出版されたものです。なお、この行軍には宮城県出身者が48名も参加していますので、郷土的な大事件でもあります。今まで郷土的なものとして採り上げた文献はありませんでした。

原作の歌詞は次の通りです。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 白雪深く降りつもる | 八甲田山の麓原 |
| 吹くや喇叭の声までも | 凍るばかりの朝風を |
| 物ともせず嬉々しくも | 進み出でたる一大隊 |
| 2. 田茂木野村を後にして | 踏み分け登る八重の坂 |
| 雪は益々深くして | 櫓も動かぬ夕まぐれ |
| 詮〔せん〕なくここに露営せり | 人はつららの枕して |
| 3. 明くるを待ちて又更に | 前へ前へと進みしが |
| み空の景色もの凄く | 忽ち日影かき暗し |
| 行くも帰るも白雪の | 果は道さへ失ひぬ |
| 4. 雪降らば降れ我々の | 勇気をここに試しめん |
| 風吹かば吹けさりとても | 行く処まで行きてみん |
| さは云へ今は道も無し | 哀れ何処ぞ田代村 |
| 5. 君の為には鬼神も | 取りひしぐべき丈夫〔ますらお〕も |
| 国の為には火水にも | 入らば入るべき武夫〔もののふ〕も |
| 今日の寒さは如何にせん | 零度を下る十八度 |
| 6. 身を切るばかり寒ければ | 又も露営と定めしが |
| 薪木〔たきぎ〕のあらぬを如何にせん | 食のあらぬを如何にせん |
| 背囊銃床たきつれど | そもまた尽きしを如何にせん |
| 7. 雪のこの夜の更けゆきて | 寒さは愈々まさりたり |

- | | |
|-----------------|------------------|
| 凍え凍えて手の指の | 見る見る落つる者もあり |
| 神いまさぬかあなあはれ | 命迫れり刻〔とき〕の間に |
| 8. 居ながら死なんそれよりは | 何処〔いずこ〕へなりと行きて見ん |
| 山口少佐を始めとし | 二百余人の武夫〔つわもの〕が |
| 別れ別れて散り散りに | 辿り行きけり雪の路 |
| 9. ウラルの山の朝吹雪 | 吹かれて死ぬるものならば |
| シベリア原の夜の雪 | 埋もれて死ぬるものならば |
| 笑〔えみ〕も含みてあるべきに | ああ哀れなり決死隊 |
| 10. ここの岩間の岩かげに | はかなく斃れしその人を |
| 問ひ弔〔とぶら〕へばなまぐさき | 風徒〔いたず〕らに吹き荒れて |
| 恨みは深し白雪の | 八甲田山の麓原 |

この軍歌は、詞曲ともにすぐれていたもので、その後軍隊では勿論、民間でも永く愛唱されてきました。第6章の問題の個所は、軍国調がエスカレートしつつあった昭和の初期に、武器尊重の精神に反するので軍が改変したものです。さて、この惨事が陸軍省に電報で報告されたのが1月28日で、新聞には30日付から報道されています。その中、2月1日付国民新聞の記事に『……背囊を焼き銃を燃やして僅かに暖を得れども二日間の酷寒には早くも凍死者を出すこと多く、眠らず、暖らず、中には食せざる者ありて……』とあり、その他地元新聞にも同様の記事があります。まことに言語に絶した極限状態の中で、常識では律することのできない、例えば銃床を焼く事実のあったことは、生存者の後日譚としても伝えられ、後に発見された遺品の模様からも確認されています。

注(1) 古来の陸奥は、白河と勿来〔なこそ〕以北の地域「みちのく」といわれた大国であったが、明治元年12月7日、磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の5か国に分けた。「大日本地名辞書」(吉田東伍)では、新陸奥は陸前・陸中に対し「陸後」〔りくご〕とすべきであったし、さもなければ「りくおう」と読んで旧陸奥と区別すべきであると記しているが、新陸奥も古来の陸奥と同じく「むつ」と呼ばれた。新陸奥国の大部が青森県の県域である。なお、同時に出羽国は羽前・羽後の2国〔「両羽」という名数で総称〕に分けられた。

注(2) 青森県の中中部にある火山。那須火山帯に属し、最高峰大岳は1,585m。各所に温泉があり、冬期間は豪雪にとざされる。十和田湖、奥入瀬溪流の風光美で知られ、十和田八幡平国立公園の一部をなしている。

注(3) 対ロシア関係が緊迫しつつあったので、軍は寒地作戦を想定し、将兵の訓練強化に努めていた時期であった。特に寒国の第8師団は、雪中の露営や演習の徹底的な訓練実施を命ぜられた。その一環として行われたこの雪中行軍が、いたましい事故をひき起してしまったのである。明治35年1月23日、歩兵第5聯隊第2大隊の2、3年兵の中から選抜して臨時に編成された210名の部隊は、雪中露営の目的を以て、八甲田山に向った。早朝6時半、

降雪の中を青森市郊外筒井村の兵営を出発して18軒の行軍を続け、その夜は田茂木野村の奥の森林中に雪中露営をした。翌24日午前4時ここを出発して豪雪の山中に入ったが、猛烈な吹雪と零下20度を下る寒気に前進をはばまれてしまった。止むを得ず青森に引返すこととし、北へ帰路を取り火打峠附近で昼食をしたが、その後は猛吹雪に巻かれて全く進路を失い、雪中を彷徨するだけだった。疲労し切った一行は、その夜は雪穴を掘って露営、〔前夜露営地の西半軒地点〕したものの、燃料は尽き果て凍死寸前の危機が迫ったので、止むなく背囊・銃床等を焚いてわずかに暖をとる有様だった。しかし、それも東の間のことと、25日午前2時、このまま凍死を待つよりはと、露営地を発して北に向った。吹雪は益々激しさを増し、寒気はいよいよ烈しくなって、遂に山口少佐が仮死状態に陥り、終に夜明けまでに37名の兵士が凍死してしまった。このようなきびしい状態の中での部隊の進退は絶望と判断した中隊長は、最後の決意をきめて部隊の編成を解き一同に自由行動をとらせるに至った。この地点は、前夜露営地の北1軒、八甲田前岳の北斜面で、青森の南17軒、標高733mのところ、現在遭難碑の建っている地点であった。分散した隊員は、ちりぢりとなって下山しようと努めたが、吹雪の猛威の前には如何ともし難く、極度の疲労と寒気のため、続々と斃れて行った。神成大尉の命を受け、原隊へこのことを急報するため青森に向おうとした後藤伍長〔宮城県栗原郡姫松村出身〕も、猛雪の中をさまようだけで力尽き、雪中に直立したまま昏睡に陥ってしまった。26日一行の安否を気づかって救援に向った一隊は、翌27日になって雪に埋もれ半死半生となっていた後藤伍長を漸く発見した。雪中に不動の姿勢を保った伍長が救出作業の目標となったのである。その地点は、今後藤伍長の銅像が建っている田代平〔たしろたい〕高原である。いよいよ遭難の事態を知った原隊では、28日から全力を挙げて捜索を開始した。この捜索活動は引きつづき5月28日まで続行されたが、参加隊員210名中生存者わずか11名という悲惨事で、しかも救出された11名中完全治癒者は唯の3名に過ぎなかった。なお、一方同一条件下において、殆ど同時に実施された弘前歩兵第31聯隊の福島小隊37名、従軍記者1名の行軍露営訓練が、同様の猛吹雪の危険に抗して、計画通り完遂している。最も慎重入念な準備と、周到十分な装備とがその成功の鍵であった。この部隊は、第5聯隊の遭難現場に近接して通過行軍している。しかし、この事実は厳秘とされ、60年を経過した近年になって明るみに出た。第5聯隊遭難に関する資料には、「八甲田遭難記」（歩兵第5聯隊編「遭難始末」の抜萃版、陸上自衛隊第9混成団刊）・「遭難始末」（歩兵第5聯隊）・「吹雪の惨劇」（小笠原孤酒）、小説的な「八甲田山死の彷徨」（新田次郎）等がある。

注(4) 本吉郡松岩〔現在は気仙沼市松岩字松崎片浜197〕の邑主鮎貝太郎平盛房の次男として、文久元年〔1861〕11月15日〔戸籍謄本によった。別に11月22日生の説がある〕。幼名亀治郎〔戸籍謄本記載の名であるが、別に亀次郎・亀二郎と記したのものもある〕盛光といっ

た。仙台元寺小路中教院に学び、国学者落合直亮〔なおあき〕の養子となった。明治10年17才の時伊勢神宮神教院に入学、また養父の師の堀秀成にも学んだ。明治15年東京の帝国大学に古典講習科が創設されると同時に入学したが、17年徴兵のため退学した。兵役中にも研鑽を怠らず、20年除隊の時には、既に国語・国文学で一家をなしており、皇典講究所・国学院・第一高等学校に国文学を講じた。歌人として萩の家と号し、明治25年浅香社を起して和歌の刷新に努力し、その門弟から与謝野鉄幹・尾上柴舟・金子薫園等の逸材を輩出した。明治36年12月16日、本郷駒込浅嘉町の自邸に於て、43才の若さで歿した。著に、「日本文典」「日本文学全書」「日本大辞典 ことばの泉〔後の言泉〕」等多くのものがある。郷里気仙沼市観音寺境内に、その歌碑がある。

一つもて君を祝はむ一つもて

親を祝はむ二もとある松 直文

と自筆が刻まれている。細長い自然石で高さ2.8m。昭和10年12月16日33回忌に建てられたものである。また生家煙雲館の庭園にも自筆を刻んだ歌碑がある。

おくところよろしきを得ておきおけば

みなおもしろき庭の庭石

高さ約2mの大谷石の碑で、昭和28年12月16日50年忌に建てられたものである。傍らに実弟鮎貝槐園の歌碑がならぶ。

注(5) 「定本日本の軍歌」(堀内敬三)に『仮名の人だが曲の形式がキチンと三部分形式になっている点や、音階が「ヨナ抜き」型長音階と俗楽陽音階とを巧に折衷してある点が注目し、曲節もよくできているので誰か相当の名ある人であったろうと思われる。同題材の曲に「雪紛々」〔ゆきふんぶん。添田阿蟬坊詞〕・「雪中行軍の歌」(大和田建樹詞)・「吹雪の敵」(井上松雨・河井醉茗詞、田村虎蔵曲)があるが、軍隊でその後長く歌われたのはこの落合直文のもので、詞曲ともに優秀であると思う。

注(6) 参加者を出身府県別にすると、岩手144、宮城48、青森6、山形3、秋田2、北海道1、東京1、神奈川1、長野1、熊本1、石川1、佐賀1、総員210名であった。宮城県出身者が約5分の1以上の多数を占めているにもかかわらず、郷土的な文献に記されたものがないので次にその氏名を掲げておく。これは、霞目陸上自衛隊東北方面航空隊本部の高橋顕氏が精査されたものである。

小山田 新(仙台市)

小野軍之助(遠田郡南郷村)

渡辺幸之助(刈田郡福岡村)

浅野金右衛門(登米郡米山村)

千葉文之助(登米郡石森村)

鈴木 清男(栗原郡藤里村)

近藤留三郎(栗原郡沢辺村)

小野寺熊治郎(栗原郡松倉村)

鈴木与四郎(栗原郡富野村)

○高橋 房治(栗原郡小野村)

高橋 他一（本吉郡気仙沼町）	及川篤三郎（登米郡新田村）
浅野 佐吉（登米郡米谷村）	柴山 捨治（栗原郡有賀村）
菅原 梅作（本吉郡気仙沼町）	三浦 十吉（本吉郡十倉村）
高橋 彦市（栗原郡高清水村）	大場 喜作（栗原郡築館町）
千葉 宗平（登米郡石越村）	二階堂富十郎（登米郡上沼村）
小野寺熊三郎（登米郡石越村）	渥美 貞亮（登米郡米山村）
穴戸五郎左衛門（登米郡南方村）	田中 善治（登米郡登米町）
熊谷 運蔵（本吉郡新月村）	佐藤 富蔵（登米郡米谷村）
千葉勘三郎（登米郡宝江村）	伊勢 浅治（登米郡米谷村）
高橋 多蔵（栗原郡鷺沢村）	金田 陽治（栗原郡金田村）
千葉慶三郎（登米郡石森村）	小野寺庄右衛門（本吉郡松岩村）
鈴木清左衛門（栗原郡金成村）	加藤八重治（本吉郡新月村）
後藤陽五郎（登米郡南方村）	猪股源太郎（登米郡宝江村）
小野寺辰之進（本吉郡新月村）	後藤庄三郎（栗原郡鷺沢村）
白鳥新兵衛（栗原郡築館町）	佐藤正石衛門（栗原郡大沢村）
斎藤安右衛門（栗原郡清滝村）	春日林太夫（登米郡宝江村）
氏家善四郎（栗原郡宮沢村）	清野幸太郎（本吉郡気仙沼町）
佐藤吉内（栗原郡長崎村）	三塚市右衛門（登米郡新田村）
◎後藤房之助（栗原郡姫松村）	村松 文哉（牡鹿郡渡波村）

○は救出後死亡 ◎は生存者

資料 萩野家遺稿（落合直文）

落合直文集（落合直文）

定本日本の軍歌（堀内敬三）

〔この回答を採り入れ NHKが制作したテレビ番組「八甲田の証言」が、昭和46年6月9日仙台中央放送局から東北管内に向けて放送された。その後昭和48年発行された「近代東北庶民の記録」（NHK仙台制作グループ著）に、これが収録された。〕

65. 日本フィギュア・スケート 発祥の地

問 五色沼が、わが国フィギュア・スケートの発祥の地と聞きましたが、それはどうしてですか。

答 スケートが、わが国に始めて入ってきたのは、文久元年〔1861〕函館〔当時の箱館〕に來た英国人トマス・ライト・ブラキストンが本国から持ち込んだのだとも、明治10年〔1877〕札幌農学校の米人教師ブルックスが自国から持ってきて滑ったともいわれています。これをまねた、かすがい形の下駄スケートや原始スケートが造られ、少年達の冬の遊びとして各地に広まって行きました。屋内リンクなど夢想だもできなかった昔のことです。仙台でも大手門前の五色沼が冬期間は凍結して、恰好なスケートリンクとなります。ここで「たっぺすべり」と称して氷滑りが楽しまれていました。旧制二高生等は、靴に国産のスケートを真田紐〔さなだひも〕でしばりつけて滑っていたといわれます。このスケートは、南町の橋本という店から「仙台スケート」の名で売出され、次第に普及していきました。やがて、明治38年の頃ここで本格的なスケートを始めたのが、佐藤幸三・田代三郎で、この二人がフィギュアスケートをやりはじめました。そして旧制二高入学後、同期の河久保子朗と相知り、スケートの原書を読んだり、アメリカ製のスケートを取りよせたりして、研究と実技に励みました。「第二高等学校史」（第二高等学校史編纂委員会編）に『尚志会史にはスケート部は大正元年設立とある。しかし、明治年間すでに有志スケート部は存在していた。河久保子朗氏（明治44二部乙）は明治42年頃青葉城下の五色沼で英人宣教師たちがフィギュアスケートをしているのに魅せられ、二高の友人数名とスケートを始め、二高のドイツ語教官ウエルヘル先生にフィギュアスケートの手ほどきを受けたという。日本フィギュアスケートのパイオニアは実にこれら二高生であり、二高スケート部は輝かしい前史を有しているのである。』とあります。文化史研究家が河久保子朗を「日本に於ける近代スケートの創始者」といっています。この河久保子朗はその後数巻の著・訳書を出して外国のスケータングを紹介し、実技の模範を示すことに努めるほか、日本スケート会を創立するなど、日本のスケート界をレベルアップして世界に通ずるものとした最大の功労者です。こうしたことから五色沼は「日本フィギュアスケート発祥の地」とされるのです。五色沼は戦後進駐軍に接收され、その後狭く埋立てられてしまい、リンクとしての適地ではなくな⁽²⁾ったので、このことも次第に忘れかけられてきました。

注(1) 明治22年3月11日六郷村井土〔現在は仙台市内〕に生れた。旧制二高から東大医学部を卒業して、東北大医学部講師となったが、後に北四番丁に内科医院を開業した。傍ら仙台スケート協会長・県医師会長・仙台市公民館長・仙台市公安委員〔自治体警察当時〕等を歴任して幅広い貢献があったが、昭和34年6月13日急逝した。

注(2) 五色沼では、フィギュアだけでなく、スピード・スケートも盛んに行われた。そして五色沼だけでなく、郊外の與兵衛沼もリンクとして使われるようになり、遠く仙北の長沼・伊豆沼に進出するものも現われるようになった。佐藤幸三・田代三郎・河久保子朗らが東大に進んだ後も、旧制二高・一中・二中生らが練習に励み、大正の後半には多くの学生選手が生まれて活躍した。大正12年には、佐藤幸三を会長とする仙台スケート協会が創立された。五色沼で行われた全国的な行事の主なものには、昭和3年1月末の全日本フィギュアコン

テスト大会、昭和6年オリンピック予選をかねたフィギュアスケティング全日本選手権大会などあった。

資料 宮城県史第18巻

第二高等学校史（第二高等学校史編纂委員会編）

66. 仙 台 み ち

問 最近朝日新聞社から発行された、元年寄佐渡ヶ嶽の聞書「チャンコ修業—ある親方の話—」に「仙台みち」ということが出てきますが、仙台ではそのような特殊な道のりを使ったのですか。

答 おたずねの個所には、次の通り書いてあります。『一里は三十六町なのだが、巡業先で面くらったのは四国と仙台だった。四国の巡業でハネダチ、二里近く歩いたのに一里だよといわれた。わしは初めてだったんだが、兄弟子たちはニヤニヤ笑いながら、さァもう少しだという。ウソだと思ったが一里という標識みたいなものが出ているんだ。ところがそれから一里歩かないうちに目的地に着いてしまった。三里半の予定だったんだから呆れたが、あとになってこの一里は五十町で、土地では巡礼みちというんだと聞いた。わしらよりも歩く巡礼さんは、五十町を一里として、限りなく道を歩くんだろう。……この巡礼みちと逆なのが仙台みちだ。「今日の道中は十八里」とおどかさされたことがある。それが三里だったんだ。つまり六町一里なんだ。わしらが知ったのは大正初期で、昔から六町一里と聞かされたんだから、古い時代からの言伝えなんだろう。それでわしらの仲間では「仙台みちをいうな」とか「こいつ仙台みちいいやがる」などと、いいかげんというような意味に使ったもんだ。だから相撲取だけの六町一里じゃないんだが、いまの仙台の人は知らないらしい。伊達藩時代からの町の名も消えていくんだろうが、わしらにはなつかしい思い出だ』。

以上の文面からしますと、「仙台みち」と呼ばれる特殊な道のりが、仙台〔昔仙台領といわれた広い範囲の仙台〕全体で使われていたかのように取れますが決してそうではないということに注意を要します。ただし仙台領では、三十六町一里を大道、六町一里を小道といい、仙台以南の道のりには大道を、仙台以北の道のりには古来からの小道をそのまま用いるという使い分けをしてきたので、小道の方を「仙台みち」と他称されることがあるのです。幕末の地理学者古川古松軒が「東遊雜記」に、このことを次のように記しています。『仙台北下より北の方は、今に夷の風俗ありて万事異なること多く、行程も五町一里、六町一里、七町一里など、所どころにて替りたるに、仙台北下より南は、行程も三十六町を以て一里とし、諸事の風儀上方に似て、賤しき馬士などもさかしく見えしことなり』。奥道中〔仙台北の街道〕で小道を用いていたことは、「をのゝえ草稿」（松窓乙二、

文化6年〔1809〕刊)などにも『荒谷〔あらや〕より沢辺といふまでは小みち四十里はかりのよし立〔たて〕るかゝしの弓と矢もこゝろほそく見ゆるところ也 いとせめて艸花〔くさばな〕多し道くたり』とあることで知られます。

大道・小道について二、三の資料に当たりますと、「仙台方言考」(真山青果)『大道・六町一里の小道に対して、三十六町一里を大道何里といふ。越(こし)の風車にも「古志郡妙見村といふ村あり、長岡城下より三里の大道なり」と見ゆ。越後にてもしか称するなるべし』。

「伊達騒動実録」(大槻文彦)『仙台領ノ仙台以北ニテハ古制ヲ存シテ、里程ハ六町一里トシタリ、之ヲ小道ト云ヒ、三十六町一里ナルヲ大道ト云ヒキ』。

「言海」(大槻文彦)『大道、小道ニ対シテ、三十六町一里ノ称』。『小道、六町ヲ一里トスル称』。『里、道程(ミチノリ)ノ名、古ヘハ、三百歩(凡ソ今ノ六町)後世ハ、三十六町トス。其半ヲ半道(ハンミチ)トイフ。今モ、奥州ニテハ、古ノ六町ナルヲ小道トイヒ、三十六町ナルヲ大道トイフ。中世ニ、又、四十町、四十八町、五十町、六十町、七十二町ナルモアリキ』。とあります。

里の単位は、わが国が中国からそのまま取り入れたもので、大宝令〔たいほうりょう〕にこのことが規定してあります。従って正式には六町一里とする建前でした。例えば「多賀城碑」に刻まれている里程も、これによっています。「三国通覧図説」(林子平、天明5〔1785〕刊)に『……去蝦夷国界一百二十里ト刻メリ、此時代ハ小道ニテ今ノ六町ヲ以テ一里トシタルコトナレバ此碑ニ記シタル一百二十里ハ乃チ今ノ道法ニテ只二十里ナリ』と、「仙台間語」(林笠翁〔子平の父〕、「仙台叢書」別集第1巻の内)にも同様の記事があります。「やくたい草」(伊達慶邦、「仙台叢書」続刊1の内)にも『多賀城碑の去京一千五百里とあるは、〔古制〕小道もていへるなるべし、仙台領にては六丁を一里といひて、これを小道とし、三十六丁の一里を大道といふ、田夫野人の一里といふは多分六町一里なり、所によりては五十丁一里もあり。』とあります。「万里長城」は勿論、「七里が浜」「九十九里浜」「佐渡は四十九里……」などの称も小道によったものです。かつて、徒歩以外に交通手段の乏しかった時代の道程〔距離感〕というものは、道路事情の良否その他歩行の難易を左右する条件によって、きわめて感覚的なものだったようです。また、必ずしも厳密な実測によって割出す程でもない、或る程度便宜的な大まかなものでした。そのため、上記「言海」にあるような任意で不統一な里程がとりどりに発生して、地方によりまちまちのものが行われるようになりました。そこで、古来の6町1里の制及び分国まちまちの里を廃して、36町1里に統一を図ったのが、全国政権を旨ざす織田信長でした。秀吉がその方針を引つぎ、徳川時代にそれが確立した形をとるが必ずしも徹底せず、明治2年に至り太政官が36町を1里と法定しました。しかし、永年にわたって大衆の生活・習慣に密着してきた旧習が一掃された訳でなく、旧来の道のり区切り方が地方によっては残存しているのです。いわゆる「仙台みち」も、そして「巡礼みち」も、そのようなものなのです。

注(1) ふるかわけしょうけん。江戸後期の地理学者。蘭医。名は辰。別号子曜。備中の人。諸国

を踏査して、交通・風俗・物産・史跡を研究。幕命により「武蔵五郡の図」及び「四神地名録」を作成、また「西遊雜記」「東遊雜記」「東垂地図」を著す。文化4年〔1807〕歿、82才。「東遊雜記」は幕府巡見使に随行して東北地方を実査して成った書、天明8年〔1788〕成立、平凡社版「東洋文庫」に収めてある。

注(2) 「奥道中歌」の一節に『国分の町よりこゝえ七北田よ 富谷茶のんであじは吉岡 さむいとて焚れぬものは三本木 雪の古川荒谷つめたや おもひきり日は高清水宿とりの 杖築館て道いそぐとは あれ宮野沢辺の螢草むらに なく鈴虫のこえは金成……』

注(3) 「孔子家語」〔こうしけご。10巻、著者不明。魏王肅註〕『周制三百歩為里』

注(4) 大宝律令の令の部。雜令に『凡度地五尺為歩三百歩為里』とある。大宝律令とは、文武天皇の大宝元年〔701〕に、忍壁〔おさかべ〕親王・藤原不比等らによって編纂された律6巻と令11巻である。律は刑法、令は行政法・訴訟法・民法を規定したもので、両者相並んで律令国家といわれる中央集権国家の根本法典をなした。中国法の模倣法であった。僅かの逸文のほかは失われて、今は大宝律令として伝えられているものは、元正天皇の養老2年〔718〕に大宝律令を修正増補した「養老律令」によるものである。

資料 仙台方言考（真山青果）
伊達騒動実録（大槻文彦）
言海（大槻文彦）

67. 「松窓乙二」はどう読むか

問 松窓乙二に「まつそうおつじ」と仮名を振ってあるのを見たが、正しくは何と読むのか。

答 松窓乙二は、文化文政時代に於ける東奥俳壇の第一人者と目〔もく〕される白石の俳人で、松窓は庵号です。「宮城県史」第14巻に『千住院のあとは今医院になっているが、そこには一本の大赤松が遺っている。乙二が七、八才の頃の天明7年〔^x宝暦12年頃の誤。天明7年〔1787〕は父麦羅の歿年、乙二は宝暦6年〔1756〕生れであるからこの年32才の筈〕に「先人手づから庭裡に数株をうつし植え」た中の一株であって、すでに百七十年以上の樹齡を保っているのであるが、松窓という庵号も、先人遺愛の老松にちなんだものであった。』とあり、松窓は「しょうそう」と音読すべきであって「まつそう」などと湯桶読〔ゆとうよみ〕にするのは間違っています。

乙二とは、甲一〔甲も一も第一位〕を思いもよらぬこととしたこの人の謙虚さから出た俳号です。「追善句集 九日」に『祖翁〔芭蕉〕を上首として修業することなり。……乙二を上手とおもって修業しては、乙二が上に立つ事かたし……』とあります。その読み方については、次のように記されたものがあります。「松窓乙二」（小倉巖、乙二碑建立委員会昭和33刊）に「俳名は乙二と書いて「おつじ」と読む。おそらく甲一に対して謙遜した意であろう」。「宮城県史」第14巻に『乙二

はやはりおつにと読むべきであろう。……乙二の家の人、今もおつにといっているということである』とあり、また「仙台郷土研究」第3巻第3号に『乙二の二をにと呉音に読む方が、僧侶である乙二にふさわしいと思う。それに乙二の家である亙理家では乙二の曾孫普〔すすむ〕⁽¹⁾がおつにといっていた。又その母堂もおつにといっていたというから、おつにが正しい読み方である。』⁽²⁾とあります。かつて、京大教授で江戸文学特に俳諧研究の権威頼原退蔵〔えばらたいぞう〕が乙二を「おつじ」と読んだことがあったが、見かけ上乙二は女性的俳名であるので読み方も「おつじ」〔お辻〕と女性扱いしてしまったのだといわれます。このような誤解は、乙二の生存中にもあったことで、乙二自身の「乙二句集（「をのゝえ草稿」）」（文政6〔1823〕序）の中にも『乙二とはをうな〔おみな〕の音便。女〕めきたる名なりといふ人に戯て答ふ

鉄漿〔かね〕捨に出〔いず〕れは呻〔くさ〕の螢かな

鬼灯⁽³⁾〔ほうずき〕の花は暮たに飛はたる』とあります。「広辞苑」、「俳諧人名辞典」（高橋蒼梧）、「仙台先哲偉人録」、「仙台人名大辞書」（菊田定郷）、「宮城県史」第2巻、「俳句大観」（麻生磯次等編）等も皆おつにと読み、今はおつじなどという読み方は殆どなくなりました。芭蕉も「俳名は……只唱え清く調ひ……」と教えています。この点からしても、東北人にとって発音しにくい「おつじ」よりは「おつに」の読み方をとった方が適当です。

松窓乙二の読み方は、以上のように松窓と乙二とを別個に記したものの外に、「しょうそうおつに」と通した読み方を示しているものに「仙台市史」第1巻『……与謝蕪村の刺戟をうけた白石の松窓乙二（しょうそうおつに）は文化の頃に頭角を顕し……』、「仙台人名大辞書」索引や、「蕪村と松窓乙二」（藤井武夫、「奥州白石ばなし」の内）、「松窓乙二翁略伝」（片倉信光、「乙二自筆句帖」の後付）『俳号を松窓乙二（しょうそうおつに）と言った』、「俳諧大辞典」（伊知地鉄男・井本農一・神田秀夫・中村俊定・宮本三郎）などがあります。

注(1) 漢字音の一、華南の呉の地方から伝来した音。我国では多く僧侶が用いた。例えば「行」を呉音では「ぎょう」と読む。〔漢音ならば「こう」、唐（宋）音ならば「あん」〕

注(2) 松窓乙二の曾孫。東大医学別科を卒業して千住院址の自宅で開業。明治15年刈田郡医会長となり、42年間在任、また刈田造士館〔旧制白石中学校〕を創設した。大正8年宮城県議会議員に当選し、議長となった。同9年宮城県医師会長に選ばれた。それらの功績によって表彰を受けること百余回に及んだという。昭和6年5月9日歿、79才、白石延命寺に葬る。

注(3) 御歯黒〔おはぐろ〕。歯を黒く染めるに用いる褐色の液、鉄〔かね〕を茶の汁または酢の中に浸して作る。おはぐろの風習は、古く上流婦人の間に起り、白河院頃から公卿など男性も行い、後、民間にも流行して、室町時代には女子9才の頃これを成人の印とした。徳川時代には結婚した女性はすべておはぐろをつけた。

資料 仙台人名大辞書（菊田定郷）

仙台市史第1巻

俳諧大辞典（伊知地鉄男〔等〕）

奥州白石ばなし（藤井武夫）

68. 白幡村はどこにあるか

問 宮城県の白幡村を探しているが見つからない。一体どこにあるか。

答 白幡村は現存する村ではなく、既に消滅した村名です。それは、栗原郡内の藩政時代からの旧村だった沼崎・刈敷の2村と、端郷〔はごう〕だった伊豆野新町とが合併して、明治8年10月17日に成立した村なのです。「栗原郡誌」によれば、刈敷村には白山神社、沼崎村には八幡神社があったので、それぞれの神名の一字づつを組合せた「白幡」を村名としたとあります。それから、明治22年4月1日市町村制実施の際、この白幡村と姫郷村と梅崎村の3村が合併して志波姫村という新村ができました。従って白幡村という村が存在したのはその間の僅か14年間だけです。その後志波姫村は昭和40年1月1日単独で町制を施行し志波姫町として現在に至りました。旧白幡村の地域は、現志波姫町の中心部を占める位置に当たっています。

注(1) 小名〔こな〕ともいい、新開田の進行や人口増等によってできた領内限りの新村。領内では公式の村と同一扱いをするが、「公儀書上不致小名也」で幕府には正式届出をしない新村である。「嘉永五年御分領中村数覚」によると、仙台領の村数は総計1,067村でその中に端郷が59村含まれていた。

注(2) 昭和43年、東京都西多摩の五日市で80年ぶりで発見された草の根憲法の起草者として、にわかには学界の注目を集めている人物、千葉卓三郎の出生地である。卓三郎は嘉永5年〔1852〕6月17日千葉宅之丞の子として生れた。12才頃から大槻磐溪について教えを受けた。17才の時戊辰戦争が起り、白河口の戦闘に従軍したが、敗走に終わった。その後の卓三郎は、医学を修め、国学を学び、仏教の門を叩き、キリスト教に移るなどして、転々と放浪遍歴を続けた。新生を模索する苦悩の生活にきびしく鍛えられながら、卓三郎は時代に目を開いた自由民権家として大きく成長して行った。そして遂に彼の卓抜な才能を開花させる土壌となった五日市に落着くようになったのは、明治8年から9年にかけての間であった。村立小学校勸能学舎の校長で仙台出身の永沼織之允のもとに出入するうち、その助教を勤めることになったからである。当時三多摩は自由民権運動が未曾有の高まりを示しつつあったところである。明治初年の精神文化度は、東京市内をはるかに超えるものがあつたとさえいわれる。山村五日市の人々の知性はきわめて高く、学習活動が盛んに行われていた。教職の傍ら卓三郎は、この環境の中で、同志と共に日夜研究討議を積重ねて進歩的な政治思想を吸収し、自らの力で204条にわたる憲法草案を作り出したのである。同時代の30指に余る民衆憲法の中で、特に独創性に富むと評価されるこの草案は、彼が執筆した大量の文書・記録と、彼の手で真赤に書込みがなされた法律専門書数百冊と共に、何

人の目に触れることもなく、近代百年史の底深くひっそりと埋没してしまった。明治14年7月勸農学舎を退職してそこを去ったが、10月に校長永沼織之允が辞任したため卓三郎は第2代校長にと懇請されて再び五日市に戻った。しかし、翌15年6月彼は病に倒れてしまった。病勢は好転せず、同16年〔1883〕11月12日東大附属病院で、僅か31才3か月の短いそして波瀾に満ちた生涯を閉じた。校長在職のまま死亡した卓三郎は、五日市の村人によって谷中天王寺のキリスト教共同墓地に手厚く埋葬されたが、その後その遺骨は方々転々として、現在は仙台市北山の資福寺に眠っている。墓碑に『霜照院観月宗音居士』と刻んである。明治百年の秋、五日市の深沢家の土蔵に秘められてあった彼に関する文書資料が、偶然に日の目を見たとき、忘れ去られていた千葉卓三郎の名が、俄然輝きを放つ人物として再発見されたのである。彼が残した業績は、日本の憲法史上は勿論、民衆の思想形成過程をさぐる上にも貴重な問題を提起するものとして、学界に大きな反響を呼び起した。しかし、80数年という忘却の歳月は、彼自身に関すること、その出生地も、家系も、経歴も、すべてを謎に包みこんでしまっていた。これらのことの困難な追跡調査の端緒となったのは、文書中に紛れていた彼宛の1片の書簡の上書きにあった「栗原郡白幡村」の地名であった。現志波姫町に残る旧白幡村時代の戸籍簿から次々と解明が進み、卓三郎の養父はるじの次男千葉敏雄氏〔明治24年生〕が80才以上〔当時〕の高齢で神戸に現存されていることまで判明するに至った。また勸農学舎助教時代の校長永沼織之允は、岡千仞らに学んだ漢学者で、老後仙台に帰り、柏堂の号を以て漢詩文の大家として知られた。「宮城女学校五十年史」「宮城学院七十年史」によると、明治29年9月から大正5年2月まで、宮城女学校〔現宮城学院〕で漢文を教えている。大正5年2月17日80才で歿し、北山輪王寺に葬られている。永沼織之允と卓三郎とのかかわり合いについてはまだ追究されていない。草の根憲法と千葉卓三郎に関する資料には「民衆憲法の創造」（色川大吉・江川秀雄・新井勝紘）・「明治の文化」（色川大吉）・「宮城人」（朝日新聞社仙台支局）等がある。

資料 宮城県各村字調書（「宮城県史」第32巻の内）

宮城県史第3巻

〔「民衆憲法の創造」（色川大吉等）に次の記事がある。『かれの生れは宮城県……千葉家の面倒をみた広田隆友という人からの手紙の宛名に「栗原郡白幡村」という地名が見えるだけである。これをたよりに仙台に行けばわかるだろうというあまい気持で出発したのであった。ところが仙台について見ると、そう簡単にはいかなかった。いくら調べても白幡村は宮城県にはないのである。私たちは途方にくれていた。そのとき仙台市図書館員のひとりが白幡村を知っていた。そうして白幡村は現在の志波姫町であることを教えられたのであった。私たちは車を走らせた。私たちは夢中で明治の戸籍簿に見入った。こうして卓三郎の生れ故郷がこの地であることを私たちは突きとめたのである。』〕

69 杜の都と呼ばれたのはいつ頃からか

問 仙台市が杜の都といわれるようになったのは、いつ頃からでしょうか。

答 戦災前の仙台市街は、伊達政宗が慶長6年〔1601〕に、前人未住の湿地原野を開発して創設した城下町の遺構が、大体に於てそのまま保たれていました。城下町完成時の戸数は「仙台城の構築と城下町の創設」（小倉博、昭和14）によると『町屋敷約千四百戸、……侍屋敷八千九百余戸……総数一万三百余戸…』とあります。その屋敷割は「屋敷間数定書」の規定する通り、最小の町人屋敷が1戸当り150坪、並足軽が175坪宛で、輕輩の宅地割からして他の城下町に比して広く、城下の大部分を占める武家屋敷は禄高のランクに応じて千坪単位まで広さを増し、それぞれ十分にゆとりのある邸内には義務的にくまなく樹木が植えられ、旺盛な繁茂ぶりを見せて行きました。更にこのような城下町は、圍繞する向山・青葉山・北山・台の原の背後丘陵を蔽う原生林と一体の景観を形成し、断然緑の総量の多い「森の都」の実態として、300年の歴史をかけて、おのずから仙台には備わってきたのでした。明治5年の戸数は11,855戸とさしたる伸びはなく、40年を経た大正2年に至っても旧城下時代の倍増にはまだ達しない20,477戸に止まっていた。在来の屋敷割の分割再編は避けられなかったものの、家々の庭木の緑は殆ど損われることなく豊かに保たれたままでした。この緑一杯に装われた仙台市が、いつとはなしに「森の都」と呼ばれるようになって今日に至ったのであります。ところが「杜の都仙台市の街路樹」（八巻芳夫）にも『森の都という呼び名を持っている都市は全国には十指を越えると思う。……仙台市は「杜の都」という呼び名があるように緑豊かな都市として全国に知られております。呼び名の名づけ親は寡聞にして判りませんが……』と記されているように、「森の都」の称呼の発生はいつ頃だったのか、これを明確に特定した資料は全く見当りません。そこで、このことにアプローチする一法として、この造語の用例の文献初出を探りますと、大正2年刊「松島大観」（山下重民）に『森の都と通称せらるる仙台の市街は……』とある記事を見出すことができます。これを皮切りに、翌大正3年刊「宮城野」（斎洛花）に『杜鵑青葉の森に啼いて、森都新緑の香に匂ふ』。大正4年の「第二高等学校〔旧制〕第三部歌」に『時永劫の色みせて咲くや北都の森の花』。大正5年刊「仙台繁昌記」⁽²⁾（富田広重）に『森の都と通称せらるる仙台の市街は……。仙台は杜の都と謳はれて居る……。大正13年刊「仙台」（小倉博）に『……右に近く茂ってゐる森は軽が峰、それについて愛宕山、後に大年寺山が相對峙〔あいたいじ〕する。この原野の窮まる所、丘陵に囲まれた直下の市街は、大厦〔たいか〕高樓多からず煤煙を吐く煙突も稀で、市街地に於ても人家は一戸二百坪〔戸数24,897〕を占める割合に建ってゐるから、空地が到るところに見られ、樹木が鬱蒼〔うっそう〕として全市を蔽ふ。かくて仙台は森の都と呼ばれる』。大正14年の「第二高等学校〔旧制〕第一部応援歌」

に『^〇杜^〇の都の花ふぶきそれ行春の恨あり』などとあり、「森の都」の起原は一応大正初年以前に溯ることはなさそうであります。念のため、明治期以前の文献資料に当たりますと、自然を見る目は微視的な「仙府八景」とか、既存の名勝旧蹟を個々に賞揚するものがあるだけで、やや広角な「仙台案内」(庄子輝光、明治23年刊)にしても『⁽³⁾邸地樹木多く……』の程度に止まり、全市を蔽う緑のトータルな景観美に感動を示したものはありません。「森の都」の称呼がポピュラーなものとなったのは、ある意味でいかめしいムードのあった明治が終って、リベラルな大正時代が到来してからのようです。更には、他都市との比較、全国的視野をもつ他郷人〔東京人の山下重民や県外出身の旧制二高生等〕の新来の感覚にまたねばならなかったもののようです。「森の都と称せられる」という受身他称の表現が、それを裏付けるものであります。また、明治40年、わが国第3の最高学府として東北帝国大学が仙台市に設置されますが、同年刊「宮城県案内」(第10回東北実業大会編)に『⁽⁴⁾仙台を以て北日本の教育地として指目せらるるに至れり。』とあり明治38年尚志会歌公募作中に見られる新熟字も『[◎]森[◎]の[◎]市』とあり、なおまだ学都とか森の都という造語は生れていません。森の都のほか、軍都とか学都というようなスタイルの表現が、地方都市に於て抵抗なく常用されるようになった時代的上限は、どうも大正時代の前に出る例を見ることができません。

昭和年代に入ると、「森の都」の称呼はますます多出してきます。例えば、昭和3年刊「仙台遊覧の枝折」(東北産業博覧会編)に『仙台は森の都として知られ学都として知られてゐる。……前者が今後或る程度まで切り詰めらるべき余儀なさを持つ…』。また昭和8年刊の「我が仙台」(仙台市教育会)には『市街地でも樹木が多くて天然の公園の如く至って住み心地がよいので森の都といふ名を以ってよばれることがある』。同年の「仙台市の郷土地誌的概観」(武山豊治、「仙台郷土研究」第3巻第6号の内)に『……仙台市の誇りとする広瀬の清流と森の都を俯瞰するに……』などと書かれてあるのを見ます。殊にも、旧制二高の寮歌・応援歌には挙って歌いこまれ、また昭和初期に新作された郷土の歌謡曲にも盛んに詠みこまれています。『紫尾〔⁽⁵⁾しび、鮎〕に新茶にあれほととぎす、森の都の青葉城』(仙台小唄)、『森の都よ学都の都、東北文化のこの都』(仙台音頭)、『森の都は朝霧小霧〔さざり〕』(伊達小唄)、『森の都の花乙女、月に竿さす広瀬川、若き一夜の恋心、せんだいせんだいなつかしや』(ミス仙台)などがその例です。特に西条八十作詞・古関裕而作曲の「ミス仙台」は当時の流行歌手コロンビア・ローズのレコードが全国的にヒットし、昭和10年頃から最も多くの大衆に親しまれ、現在に至るまで愛唱されており、森の都の呼び名を一層広く伝播させ浸透させて行く力ともなったようです。

しかし、その森の都は、昭和20年7月10日の戦災によって灰燼に帰し、その大半が失われてしまいました。それに加えて、ブルトナー時代といわれる乱開発が巨大な機械力をもって周辺部の緑を大量破壊して行きました。それは、「仙台城下の構造」(小林清治、昭和32年7月発行「仙台郷土研究」第17巻第1号の内)に『戦後満12年が経過しようとしている。なつかしい「杜の都」という呼び名は、既に一昔前のものとなってしまった。……「杜の都」の名実が失なわ

れて以来……』と記されている通りでしたが、また「仙台」増訂版（小倉博著・小倉巖増訂、昭和28年刊）に『……戦前森の都と呼ばれ、その鬱蒼として全市を蔽うた樹木の姿は傷ましくも戦火に失われたが、目ざましくも建設の槌音高く生れ変わりつつある近代都市仙台の新しい様相が瞰下される。植えつがれた若木が森の都を再現する日も遠くはあるまい。』とあります。「杜の都仙台市の街路樹」（八巻芳夫）に『21年から戦災復興事業が本格的に着工されましたが、その重要課題として「杜の都」の再現がとりあげられたことは言うまでもありません。』とあるように、戦後仙台市は全力を挙げて緑の回復に努めてきました。その決意が、昭和45年8月の「公害市民憲章」の前文に『われわれ市民は、美しい杜の都仙台を愛し、永遠の誇りとして、清く明るく住みよい健康都市仙台を都市づくりの理想として掲げてきた。』また昭和46年11月25日施行の「仙台市公害防止条例」の前文でも『青い空、清流と緑に表徴される杜の都仙台、この大いなる遺産を守り、後代に引き継ぐことは、市民すべての願いであり、責務である。』とうたわれています。更に、昭和48年制定の「杜の都の環境をつくる条例」の前文でも『われわれの郷土仙台は、緑にみちた都市景観と情緒ある環境を保ちながら健康で文化的な市民生活を育くみ、個性豊かな「杜の都」をかたちづかってきた。……杜の都の伝統ある風土を未来に発展させることを決意し、この条例を制定する。』と格調高い宣言を公けにし、この条例の規定に基づき昭和50年6月、保存緑地・保存樹林・保存樹木の指定を行うなど、「森の都」復活のための緑化行政は、格段の熱意をこめて精力的に推進されつつあります。森の都の実態が失われてしまった戦後になって、「森の都」の称呼はかつての他称的文芸用語としてではなく、自称としての「森の都」として再生し、今や公的な仙台市の冠称ともいうべきものとして定着したのだといえます。

なお、「杜の都」という表記について、心すべき点はこの場合の「杜」は日本製の国字の一つであるということであり、本来の漢字「杜」〔と、ず〕とは同形であるが「森」の意味がなく(6)「もり」の訓はありません。そのため一般的には難訓度が高く、全国的な出版物等では「杜の都」の「杜」には必ず「もり」のルビが付けられています。「杜の都」の表記が軽薄な態度で学術的に、雷同的に使用されるのでなく、視覚的に「木と土とは一体のもの」・「土には木を」の願いをこめて表現されるならば、それなりの意味があります。「杜の都」と「森の都」の表記は双方とも通用していますが、「杜」と「森」との用例頻度を調べますと、おおそ7：3の割になっています。

注(1) 「肯山公治家記録」前編卷之3の寛文4年〔1664〕10月20日条に『於御国許諸士ニ新屋敷賜ニ就テ、奉行衆ヨリ定置ル屋敷間数ノ定書……』とあるもので、奉行原田甲斐等が連署し家臣に下賜する屋敷の面積を規定してある。そのうちの諸侍の分を抜き出すと下記の通りである。

『知行並直高共百貫文ヨリ八拾貫迄	表四拾間	裏三拾間〔1,200坪〕
七拾九貫文ヨリ五拾貫迄	表三拾間	裏三拾間〔900坪〕

四拾九貫文ヨリ三拾貫迄	表貳拾間	裏三拾間〔 600坪〕
貳拾九貫文ヨリ拾五貫迄	表十七間	裏三拾間〔 510坪〕
拾四貫文ヨリ拾貫迄	表十四間	裏三拾間〔 420坪〕
拾貫文以下	表十貳間	裏三拾間〔 360坪〕』

その後、この「屋敷間数ノ定書」に対して下賜の条件・手続を規定した寛文5年6月15日付の「仙台惣屋敷定」（「肯山公治家記録」前編卷之3、「伊達家文書」之4（「大日本古文書家わけ第3」の内）、「仙台市史資料」439号（「仙台市史」第8巻の内）、「東藩史稿」卷之5（作並清亮）の内）と享保13年〔1728〕8月の「御屋敷方御定」（「仙台市史資料」514号（「仙台市史」第8巻の内））がある。

- 注(2) 明治20年第二高等中学校として仙台に新設、予科・補充科・医学部を置く。明治27年第二高等学校と改称、医学部及び大学予科（第一部法科・文科、第二部工・理・農科）を置く。同31年大学予科第三部（医科）が増置され34年医学部を分離、医学部は仙台医学専門学校として独立した。大正8年学制改革により文科甲乙・理科甲乙に改編、大正14年片平丁から北六番丁〔現東北大学農学部敷地〕に移転、昭和20年7月10日戦災全焼、三神峯旧仙台幼年学校校舎に移る。24年国立学校設置法により東北大学第二高等学校となり、翌25年3月最後の卒業生349名を送り出し63年の輝かしい校史を閉じ、新制東北大学に包括された。雄大剛健の校風のもと、斎藤秀三郎・高山樗牛・土井晩翠・滝川君山・粟野健次郎はじめ卓抜した教官の薫陶を受け、幾多の俊秀が輩出して行った。
- 注(3) 伊達家第5代吉村時代の享保・元文・延享頃〔1716～1747〕の設定と伝えられる。宮城野秋月・青葉山夕照・名取川婦帆・磐山暮雪・北山夜雨・躑躅岡〔つつじがおか〕晩鐘・長町晴嵐・小鶴落雁をいう。
- 注(4) 明治40年6月22日東北帝国大学として仙台市に設置された。仙台に新設される理科大学と、札幌農学校を改組した農科大学とを合せ、2分科大学をもつ総合大学として発足した。理科大学は明治44年9月から授業開始、大正4年7月には医科大学が開設され、大正7年3月農科大学は北海道帝国大学として分離独立した。その後理科大学及び医科大学は理学部及び医学部と改称され、順次工学部・法文学部・農学部が設置され、昭和24年4月法文学部は法・文・経の3学部に分立した。昭和24年5月学制改革により、第二高等学校・仙台工業専門学校・宮城師範学校・宮城青年師範学校及び宮城県女子専門学校を包括し、新たに教育学部を増設し、東北大学と改称した。昭和40年4月歯学部、昭和47年5月薬学部を加えて現在10学部を有し、一般教養教育のため教養部が置かれている。大学院も10研究科を有し、8研究所が附置され、附属施設として附属図書館・附属病院等がある。研究第一主義の伝統の中から、世界の最高水準を行く多くの学者が輩出し、また卒業生の中からも学者として、社会人として多数の指導的人材を出している。

注(5) 初夏の江戸では「目には青葉山ほととぎす初鯉」と初鯉が珍重されたが、仙台では鮪〔しび、仙台まぐろとも呼ばれた〕が賞味された。

注(6) 漢字としては「と」と「ず」の2音だけで訓がない。名詞では甘棠〔あまなし・やまなし・こりんご〕。動詞では塞ぐ・閉ぢること。また人名に用いる、杜甫など。杜絶〔とぜつ〕・杜撰〔ずさん〕・杜多〔ずだ。僧のこと。今は頭陀とも書く〕等の熟語がある。「森」の意味と読みもない。「もり」と読む場合は国字(作字)である。国字には古いものが多いが、古さと由緒とは関係がない。「万葉集」に「不念乎思常云者大野有三笠社之神思知三」〔思はぬを思ふといはば大野なる三笠の社〔もり〕の神し知らさむ〕(「国歌大観」及び「新訓万葉集」の561番)の「社」〔もり〕の字を「桂本」では「杜」と書いているが、社の草書体が杜と類似していることから誤まり宛てられたものであるとして、佐々木信綱その他の研究者が訂正を加えている。「杜」〔もり〕の国字の発生も「社」が母体となったものようである。

資料 松島大観(山下重民)

〔森の市：「尚志会雑誌65号(明治38,3.6)」『百鳥うたふ森の市……森の市は仙台市に名づけたる新熟字なり、市内樹木多くあたかも森の市の如し、因てかくは名づけぬ。(尚志会の歌公募選外作)』〕

70 仙台の正午のドン

問 仙台では正午のドンがいつ始まって、いつまで行われたか。

答 もと鎮台〔後の師団〕所在地で、陸軍自らが諸部隊の時刻を規正する必要上、正午を号報するため火砲を発射したことを号砲と称し、民間では俗にドンと呼んでいました。明治4年8月に地方軍団として東京・大阪・鎮西・東北の4鎮台が置かれましたが、最初にドンを実施したのが東京でした。

「兵部省伺」の『旧本丸中ニ於テ屋十二字大砲一発ツツ毎日時号砲執行致シ、且諸官員ヨリ府下遠近ノ人民ニ至ルマテ、普ク時刻ノ正当ヲ知り易クシ、以テ各所持スル時計モ正信ヲ取ル所有之様致度』に対し、8月29日付太政官布告が次の通り出されています。『旧本丸ニ於テ来ル九日ヨリ、屋十二字、大砲一発ツツ、毎日時号砲執行候条為心得相達候事』。仙台に於ては、これより遅れて11月12日からドンが開始されました。「仙台県庁東北鎮台関係文書」(宮城県図書館蔵)に『来ル十二日鎮台兵従白石当営ニ引纏候事。一、来ル十二日ヨリ日々正午時号砲一発相用候事。但日曜日ハ不相用候事。右二廉〔ふたかど。廉は箇条〕及御達也。十一月十日、鎮台本営。右之通相達候也。十一月十日、県庁』とあるように、東北鎮台を国分町から二の丸跡に移し、即日虎ノ門附近に砲1門を据付け午砲を始めたのであります。このことを「仙台市史」(明治41年刊)に『明治4年東北鎮台本営を11月12日、城内伊達氏の私邸へ移し……同日より日々正午を以て午砲を発射する旨達せらる』

と記しています。時計の普及など思いもよらなかった時代、特にその開始の頃は旧暦による時法が行われていた時代で、時刻を知る方便の少なかった頃でした。号砲は、軍自体の必要をみたとともに所在地の全市民は勿論、周辺町村〔涌谷・前谷地辺まで聞えた〕に対する時報サービスともなったものです。

号報時刻の正確を期するには非常な苦心を要したところで、それは何によったかについて、「伊達家史叢談」巻之5（伊達邦宗）に『第二師団ニ於テ日々正午ヲ報ズル号砲ハ、同師団司令部ニ備付アル経線儀（英語ニテ「コロノメートル」トイフ）ニ拠リテ合図ヲ為スモノナリ、抑モ経線儀トハ経度ヲ測定スルノ具ニシテ、又、時計ノ用ヲモ兼ヌ。其器械精良ナルヲ以テ、時ヲ示スノ正確ナル、普通ノ時計ノ比ニアラズ。…此ノ器ハ北米ニューヨーク市ノキーンソン会社ノ製作ニ係ルモノニシテ、元ト仙台城ニ在リシモノナルガ城ヲ政府ニ引継ギシ時、其ノ建物ト共ニ官ニ引継ギ、今日ニ及ベルモノナリ』。また「東北の電信電話史」に『電信局（郵便局で兼営）〔明治6年国分町に設置〕の時報は、その地方唯一の標準になっていた。正午時の通報は、東京回線を通じて正午1分前一般の通信を止めて一斉に電鈴を鳴らし、それが終わった瞬間を正午とした。仙台師団では、司令部大手門の上手にある旧青葉山中腹に大砲一門を備え、毎日正午に市内に向けて真然一発、時を知らせたのであり、市民はドンといった。このドンを正確にする方法は、毎日正午前、師団から騎兵一人が伝票を持って電信の窓口に来て待機し、局側では局舎楼に登ってストップウォッチを片手に青葉山の午砲の煙のあがるのを望見し、電信回線の電鈴が鳴り止む時間差を比較して、何秒前、何秒後と伝票に記入して待機している兵に渡したのである。』とあることによって知ることができます。号砲用野砲は、旧巽門〔たつみもん〕と寅の門〔とらのもん〕の中頃に工兵隊〔追廻しの向い側〕に向けて据付けてあったようです。このことについて、明治41年2月26日付の河北新報に次のような記事があります。『師団司令部にて毎日発射する午砲の音響にて、工兵第二大隊の硝子窓破損すること夥しきにより、位置を転換せんとて、昨日調査せしに、現在の口向位置より動かす時は、控訴院〔現高裁〕、もしくは第二高等学校〔現東北大学片平丁敷地〕に真向となり、影響甚しかるべしとの事にて転換見合せとなりたり。』

ドンは市民の生活時間を規制するものとして、半世紀の間正午の時を報じ続けました。生活と如何に密着したものになっていたかは、「対物宮城の最」（明治15）に『耳馴レタ物 鎮台ノ号砲新聞ヤノ重禁錮』とあるのを見ても知ることができます。また、明治大正の文学作品によく現われてくるのも、一つの証左であります。漱石の作品中にも『先生と大きな声をされると腹が減った時に丸の内で午砲（どん）を聞いたような気がする』（坊ちゃん）、『白日天に中して万戸に午砲（どん）の飯〔いい〕を炊〔かし〕ぐとき……』（虞美人草）などがあります。しかし、第一次大戦が終結をつけると世界的な平和軍縮への動向が強まって、わが国でも大正11年に軍備縮小が断行されることになりました。この時、軍は8月15日限り各地のドンを一斉に廃止⁽²⁾することを決定しました。当時は、まだラジオもなく、正確な時刻を知る方法の少なかった時代でしたので、ドン

廃止は市民に大きなショックを与えたものでした。仙台市では、8月16日から愛宕山・輪王寺・西本願寺別院の寺鐘について時報とする窮余策をとりました。しかし、鐘の音は全市域に徹底しなかったため、軍との交渉を進めて野砲の払下げを受け、12月28日にドンを復活することができました。当初は在郷軍人会西部分会に委託して実施しましたが、大正13年4月1日から仙台市が直営で続行し、昭和4年1月31日限りで廃止されました。その翌日からは、白壁の市庁舎が落成しその時計塔内に設備された電動サイレンに時報が切り換えられたのでした。そのサイレンも、昭和40年11月現庁舎完成の際電光時計に代ってしまいました。

注(1) 寅の門、中の門とも称した。大正9年12月5日解体撤去し、新坂上の師団長官舎正門の用材とした。もと重層の楼門であったが、師団長官舎正門は四脚門として建築された。

注(2) 大正11年8月8日付宮城県内務部長から仙台市長宛『師団司令部所在地ニアリテハ従来陸軍ニ於テ正午ニ号砲ヲ発シ来リ候処兵卒勤務ノ関係上来ル八月十五日頃ヨリ之ヲ廃止セラルル趣ニ有之候条為念此段申進候也』。8月9日付第二師団参謀長から仙台市長宛『今般其筋ヨリ来ル八月十五日以降号砲ヲ廃止セラルル旨通牒有之候ニ付キ承知相成度及通牒候也』

注(3) 大正11年12月27日仙台市告示第119号『正午時報ノ為メ帝国在郷軍人会仙台市西部分会ニ其経費ヲ補助シ十二月二十八日ヨリ第二師団司令部構内ニ於テ号砲ヲ実行ス、大正十一年八月告示第八十七号北山輪王寺外ニケル所ニ於ケル打鐘ハ号砲実行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス』

注(4) 大正13年3月27日仙台市長から仙台市西部分会長宛『従来貴会ニ委託致居候本市午砲発射ノ儀大正十三年度ヨリ市直接執行ノ事ニ変更相成候間御了知相成度尚ホ本年度間ハ本市吏員ノ之ニ当ルモノニ対シテ通御指導被下度御依頼旁々及通知候也』。「仙台市大正十三年事務報告書並財産表」『午砲ハ前年度ニ於テ帝国在郷軍人会仙台市西部分会ニ委託シテ施行シタルモ本年度ニ於テハ直営トナシ砲手トシテ吏員二名ヲ派遣シテ発射セシム、発射時間ハ中央气象台ヨリ仙台通信局ニ報スル標準時ニ照合シ正確ヲ旨トス』

注(5) 昭和4年1月29日仙台市告示第6号『正午時報ノ為メ二月一日ヨリ当市役所屋上塔屋ニ於テ自動電気時報器ヲ以テ正午時報ヲ実行ス、十二秒前ニ発音セシメ最高音時ヲ正午トス、大正十一年二月二十七日付告示第百十九号第二師団司令部構内ニ於ケル号砲ハ時報器実行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス』。「仙台市昭和四年事務報告書並財産表」『従来第二師団司令部構内号砲場ニ於テ号砲ヲ発射シ正午ヲ時報シ来リタルヲ二月一日ヨリ市役所屋上ニ於テ自動電気時報器ヲ以テ正午ヲ報ス、庁内基準時計ハ吏員ヲ仙台郵便局ニ派遣シ中央气象台ノ通報ニヨル標準時ト携帯時計トヲ整合シ其ノ規正シタル時計ニ依リ修正ス』。「仙台市昭和六年事務報告書並財産表」『従来第二師団司令部構内号砲場ニ於テ号砲ヲ発射シ、正午ヲ時報シ来リタルヲ昭和四年二月一日ヨリ市役所屋上塔屋ニ於テ自動電気時報器ヲ以テ正

午時ヲ報ス、庁内基準時計ハ仙台郵便局ニ於テ中央气象台ノ通報ニヨリ標準時ト整合セシモ本年六月一日ヨリ仙台放送局ノ正午時報〔NHKラジオ〕ト正合セシムル為中央气象台ヨリ有線ニテ通報ヲ受クル同放送局ノ標準時ト携帯時計トヲ整合シ其規正シタル時計ニヨリ修正ス、尚本年八月一日ヨリ麒麟麦酒株式会社仙台工場ノ依頼ニヨリ標準時ヲ報知ス』

資料 仙台市史（明治41年版）

正午号報ニ関スル書類（仙台市）

正午のドン（「近代東北庶民の記録」下巻（NHK仙台制作グループ）の内）

〔この回答および上記の資料に基づいてNHKが制作したテレビ番組「正午のドン」が、昭和46年3月8日仙台中央放送局から東北管内に向けて放送された〕

71 「重判」とは何か

問 「留守家旧家臣名簿」（樋口正文解説、水沢市立図書館、昭和46年刊）の解説文に、次のような個所があります。その中で「重判」とは何であるかわからないので、お教えてください。

『……以上の部分までは一本立の侍らしい待遇だったのか、そこに断り書がしてあって「是迄名乗重判相用」と記してある。名乗というのは、実名のことである。例を石原八右衛門広信にとれば、広信というのが名乗であり実名なのだ。元服の時にこれを貰う。昔のエチケットとして他人からはこの実名を呼ばれないのだったそうであるが、最も改まった席に於て、或は戦場に於て、桓武天皇九代の後胤から始めて、大音声に呼ばれるのが、実名の名乗なのだ。つまり一騎の武士の資格がないと名乗を許されなかった事が留守藩〔水沢留守家。このような称呼は不可〕でも行われたことが判る。名乗の方は判るが「重判」という方の意味がはっきりせぬ。ジュウハンか、カサネハンか、オモバンか、よみ方もハッキリしないが、ともかくハンコ、印鑑の事に違いない。名乗と並べてのものだから、実名と同様に一本立ちの士にのみ許された社会的の資格を表示するものを意味するので、実印のことと思われる。認印に対する実印で、恐らくオモバンと通称したのではあるまいか。主判のあて字の方が妥当と思うが、因に印形使用の慣習の一般に普及したのは寛永以後の事で、実印認印というのが既に幕末にはあったのである。実印の使用には慎重を期すること、実名におけると同断であったのだ。なお花押（カオウ）をも重判と呼んだようだ。……』

答 権威を裏付け正真を証明する花押の絶対的効力が、次第に低下し、印章が花押に代って行く過渡期にかけると、花押を書いて更にこれに印章を加えること、即ち「重判」が行われるようになりました。「重判」とは如何なるものか「伊達家史叢談」巻之13（伊達邦宗）にも、次のように記さ

れています。『肯山様〔伊達綱村〕御代よりは御家中へ御知行所被下候御判物〔ごはんもつ〕⁽⁴⁾は御朱印（角にて直径二寸四方御姓名）ある者にして被下候者の姓名の下へ「とのへ」と御書き被下候又当時の御知行御割目録（御添目録と称したり）は大奉書⁽⁵⁾堅紙⁽⁶⁾にて御割付の田地貫高のみを記るし当時の御奉行衆連名重判（実印と書判と二ツあるを重判という）にて宛名は「反」〔「ぼんでん」⁽⁷⁾とい殿の階級差による使い分けの一書体〕なり』。また、「巨理町史」上巻にも『原田甲斐と伊達安芸が署名して印をついている。甲斐のは重判といって花押と印判の両方を用いており、最も重要な時に採られた形式です。これに対し伊達安芸の方は印判だけで花押はない。原田甲斐のよりも軽い形式を採っております』とあります。御質問の解説文にあるような、重判とは実印のことで主要な判であるから主判と表記すべきだとか、花押をも重判と呼んだとするのは、甚だ不当な独断であります。また、その読み方も、オモバンとするなどは正しくありません、「重判」とは書判と判形との二重（重複）をいうので「じゅうばん」または「ちょうばん」と読むべきであります。

注(1) 伊達家一門の第3席。姓は藤原、もと伊沢氏と称した。源頼朝の平泉征伐後、文治6年〔1190〕奥州留守職として多賀国府に着任した伊沢将監家景の後裔である。戦国時代伊達家から入嗣した政景〔伊達晴宗の三男〕の代に大いに勢力を伸ばし、宮城郡を領していたが、天正18年〔1590〕小田原に参陣しなかったため全領を没収され、政宗の家臣となり、磐井郡黄海〔きのみ〕に知行を受け、お客大名として礼遇される一門に列した。政景の子宗利の代に金ヶ崎に、更に元和年間に水沢に知行替えとなり、1万6千3百石余を賜わった。

注(2) 当時の印章には、実印・認印の区別はなかった。現代の実印は、予め市区町村にその印鑑を登録して置き必要の際に印鑑証明を求め得る印章で、1人1個だけ所有し得る。他者に対する権利を証拠立てる効力をもつ。

注(3) 花押また華押とも書く。花字の押字の意味で、署名の下に書く判のことで書判〔かきはん〕ともいう。中世には判又は判形〔はんぎょう〕と称した。判とは真偽を判断する意味である。初めは名を楷書で自署したのが、次第に草書体で書く草名〔そうみょう〕となり、更に形様化したものが花押である。その形態により、草名・二合体・一字体・別様体・明朝体に区別される。このうち、近世に最も多く見られるものは明朝体である。これは明朝の字体式のもので、天平地平といい、上下に線があるもので、安土桃山時代を経て江戸時代には、武家の大部分がこの形の花押を用いた。明治6年に至って、人民相互間の書類に実印を用うべきことが定められるに及び、花押は全く効力のないものとなった。しかし花押の慣習は、現在なお内閣大臣が公文書に署名書判する形などで残っている。

注(4) 書判すなわち花押のある物の意。室町時代以降、上から下に宛てた文書で、花押のあるものの汎称。

注(5) 杉原紙〔播磨国杉原村で初めて作られた楮を原料とした紙〕の厚手のもの。江戸時代に最

もよく用いられた。江戸幕府の老中などが將軍の命を奉じて出す文書〔奉書〕に用いられてからこの名が起った。大奉書とは大判の奉書紙。

注(6) 豎紙〔たてがみ〕とは、全紙そのまま使用したもの、豎文とも称した。

継紙〔つぎがみ〕とは、つぎ合わせた紙。

注(7) 「殿」は儀礼的な敬語で、差出人と受取人との関係、或いは身分関係などによって書体を変えた。また差出書き乃至宛書きを書く位置に高低上下の差があった。「殿」の種類としては〔書体はここでは省略〕

1 でんどの〔最高位〕・2 宰相どの・3 中将どの・4 ふたつかけ〔少将及び侍従などに〕・5 ひとつかけ〔四品及び諸大夫に〕・6 ぐるどの〔万石以下〕・7 ばんでん・8 仮名どの・9 (呼び捨て)があった。また、「様」の敬語は室町時代に入って現われてきたもので、江戸時代には日常語として使用されて、遂に「殿」以上にその人に対する尊敬もしくは親しみの念をあらわすようにさえなった。この「様」にも種類があった。〔書体は省略〕
1 永〔えい〕さま・2 美〔み〕さま・3 おっつけさま・4 爾〔に、じ〕さま・5 仮名さま・6 (呼び棄て)である。

資料 伊達家史叢談卷之13 (伊達邦宗)

72 石川左京とは誰か

問 昭和6年に、河北新報社が創刊35周年記念に仙台市民歌を公募した時、二等賞を受けた石川左京⁽¹⁾という人は、どのような人物ですか。

答 それは、石川善助が仙台市南町79、石川左京の名で応募したものです。「詩人石川善助資料」

(木村健司編)の内「石川善助年譜稿」に『昭和6年(30才)1931……5月、仙台市民の歌に応募し第2等となり百円を得。賞金の一部で、東北めぐりに出掛け、北海道にも足をのばした。』と記されています。

石川善助は、明治34年5月21日、仙台市国分町5丁目、父善治・母喜恵の長男として生まれています。代々「菅喜」〔かんき〕と呼ばれる市内中心街の小間物の古舗でした。明治41年立町小学校に入学、この頃から家運が衰え始め、南町79番に転居しました。大正3年市立商業学校〔現仙台商業高校〕に入ると詩作に熱中し出しました。卒業後藤崎呉服店〔現藤崎デパート〕に勤務、大正12年には友人と同人雑誌「感触」を発行、翌13年「日本詩人」に初めて詩が掲載されました。この頃「北日本詩人」「L・S・M」などを詩友と共に創刊、大正15年3月には藤崎を

退職して、「詩神」「未耕地」「北方詩人」などに盛んに詩を発表するようになりました。その間に詩誌「竜」を創刊しています。昭和2年明治製菓仙台売店に勤めていますが、ここを半年で退社し、翌3年かねて念願の上京をしました。そして貧窮の中に創作意欲を燃やしつつ、「改造」等に作品を発表しながら、各所を転々する生活を続けます。市民歌応募は、この間のことでした。やがて、収入の道の全くないまま、昭和7年1月から、市外淀橋角筈の草野心平宅の二階に住み、その家族の一員のように過すことになりましたが、6月27日未明、大森の酒亭「白蛾」で詩友竹村俊郎と飲み明かしての帰途、鉄路から墜落して31年の生涯を閉じたのでした。7月13日、石川家の菩提寺である荒町の皎林寺に遺骨が葬られました。

石川善助は、生前に1冊の詩集を出すこともなく不慮の死を遂げてしまったが、その歿後、昭和8年「鴉射亭隨筆」、昭和12年「石川善助童謡集」が、天江富弥ら仙台の詩友によって刊行され、また昭和11年「阿寒帯」が逸見猶吉・草野心平・穴戸儀一及び島根県の安部宙之介・久幸勝信の手で、高村光太郎・福士幸次郎の序を付けて島根県の大社町で刊行されました。死後27年目の昭和33年9月27日に、彼の詩碑が仙台と東京の知人の友情によって、向山愛宕神社境内に建てられました。自然石にはめ込まれた横90cm、縦50cmの稲井石に、19才の作「化石を拾ふ」の詩が、次のように刻んであります。

『光の澱む切り通しのなかに

童子が化石を捜してゐた

黄緒の地層のあちらこちらに

白いうづくまる目を掘り

遠い古代の景色を夢み

母の母なる匂ひを嗅いでゐた

……もう日は翳るよ

空に鴉が散らばるよ

だのになほも探してゐる 探してゐる

外界（さきのよ）のころを

生の始めを

母を 母を』

石川善助の作品については、最近更に新しい評価が加えられつつあります。なお、彼の伝記資料には「詩人石川善助小伝」（木村良子、「東北文学論集」第1巻の内）・「詩に架ける橋」（斎藤庸一）などがあります。

注(1) 選者は、土井晚翠と小倉博の両氏で、その歌詞は次の通りである。

1. 赫曜（かがや）く歴史に思いは昂（たか）まり
明るく脈うつ 市民の生活（なりわい）

和親に溢るる 日夜の平安(やすらぎ)

正しき伝統(つたい)を 我らは喜こぶ

藩祖を讃へよ おおわが仙台

2 絵巻を展げる 緑の都よ

木の上に波うつ 家並の起伏

自然の恵みに いそしむ心に

気高き理想の 文化は芽生へん

聖なる学都よ おおわが仙台

3 明るき市政に 明るき人々

時代の律動(リズム)に 血潮を合せて

先駆の誇りに 栄えよ商工

若やぎ華やげ 賑はへ町々

希望は東へ おおわが仙台

この時の賞金は、1等300円、2等100円、3等50円だった。なお1等の作詞は堀内敬三の作曲をつけて、昭和6年10月9日河北新報社から仙台市に贈呈され、終戦時まで広く市民の間で歌われたことについては前述してある。

資料 石川善助童謡集

詩人石川善助資料(木村健司編)

73 相沢三郎・村中孝次の墓はどこにあるか

問 相沢事件の相沢中佐と、二・二六事件の村中孝次の墓が仙台にあるとのことですが、それぞれどこにあるのですか。

答 相沢三郎の墓は仙台市新坂通充国寺に、村中孝次の墓は仙台市土樋松源寺にあります。

注(1) 昭和10年8月12日、陸軍歩兵中佐相沢三郎が陸軍省軍務局長永田鉄山少将を、同局長室で殺害した事件。この頃天皇機関説問題が起り、陸軍部内でも皇道・統制両派の対立がけわしくなってきた。相沢は皇道派の西田税・村中孝次らの影響下に、統制派の永田鉄山を目して重臣・政党・財閥・官僚と結んで皇軍を私兵化する中心人物であると、殺害を決行したものである。その軍事裁判が翌年1月開廷されたが、程なく二・二六事件が突発し

た。相沢はこの年7月3日死刑に処せられた。「仙台市史」第7巻P328に『昭和8. 10.7銃殺に処せらる』とあるのは誤りである。相沢は伊達家の旧家臣相沢兵之助の長男として、明治22年9月9日父の任地白河で生れた。仙台地方陸軍幼年学校出身。本籍仙台市東六番丁、当時の住所広島県福山市御門町157。享年47。昭和21年1月3日大赦令により大赦。

注(2) 昭和11年2月26日、東京市内で起った陸軍部隊の反乱事件。陸軍部内の皇道派・統制派の激しい対立の中で、この年の初め、皇道派青年将校の多かった第一師団の満洲派遣が発表されると、村中孝次らの急進派は、渡満前に決起することをきめ、秘密裡に準備を進め、20余名の将校を中心に、2月26日早朝クーデターを起した。彼等はそれぞれ所属部隊の下士官兵千四百名を出動させ、数隊に分れて首相官邸その他を襲い、重臣・高官を殺害した。しかし、彼らが目ざした反乱による革新政権の樹立も成らず、国民の支持もなかったため、事件発生後4日目の29日朝帰順した。村中孝次は、元陸軍大尉、決起趣意書の起草者で、首謀者の一人として軍法会議の裁きを受け、翌年8月19日死刑を執行された。本籍札幌市十七条西五丁目、当時の住所中野区鷺宮4の1021。仙台地方陸軍幼年学校出身。明治36年10月3日生。享年35。昭和21年1月3日大赦令により大赦。この事件後、軍部の政治的発言力は一層強大となり、軍国化への危険を増大させて行った。〔相沢事件及び二・二六事件に関する最も詳細な資料に「二・二六事件秘録」(林茂・伊藤隆・松沢哲成・竹山護夫・山口利昭・有山輝雄共編)全4巻がある]

注(3) 浄土宗。宝嶺山源樹院と号する。慶長9年〔1604〕3月24日開山と伝えられる。寺の本堂の右手に樹令350年の名木「やしおかえで」がある。

注(4) 曹洞宗。大蔵山と号する。永正18年〔1521〕開山、白河にあったが、慶長6年以後仙台の現在地に移ってきた、その年月日不詳。伊達家の外護は受けなかった。

資料 仙台市史第7巻

二・二六事件秘録(林茂〔等〕編)

74 「てんよ」は仙台の方言か

問 「てんよ」とは「ところてん」のことをいう方言ですか。

答 「全国方言辞典」(東条操編)に『<てんよ> 心太。ところてん。仙台』とある通り、ところてんを仙台地方ではてんよといいます。この語の語源を探求したものに「仙台方言考」(真山青果)⁽¹⁾

があり、それには次のように記しています。『心太（ところてん）を仙台にて、てんよと云ふは、按〔おも〕ふにその売声より出でたるなるべし。安永頃〔1772～1781〕の江戸風俗を記せる東風日記〔あずまぶりにつき〕に、心太売の呼声を「ところてんよ、テンヨ」とあり』。てんよの仙台地方の用例に次のようなものがあります。「富谷町誌」に『名物テンヨ 奥州街道が開通し⁽²⁾……旅人の往来が盛んであった。大清水の白石家は邸前の泉から湧出する清水を用いて「テンヨ」を製造して旅人に販売した。また同部落の渡辺家でも「テンヨ」の販売を行っていたが……同様に大正の末期に廃業した』。また「仙台地名考」（菊地勝之助）に『鹿子清水……昔は夏の節になると泉のほとりに茶店が出て、テンヨや水団子などを商い、納涼の人々で賑ったとも伝えている。…』。

注(1) てんぐさを煮て寒天質を抽出し、冷却してゼリー状としたもので、これをところてん突きで細線状に突き出し、酢・醤油等で食べる。わが国では海の幸の一つとして古くから一般に愛好され、正倉院御物文書中にも、写経生への配給食品として「心天」の文字が記されているものを見る。上代は古留毛波〔こるもは〕とも古々呂布止〔こころふと〕ともいったが、これに「心太」の文字を当てるようになってから「こころたい」から「こころてい」となった。後更に「こころてん」または「ところてん」に転化したものとされている。

注(2) 昔は、仙台から吉岡までは泉が岳の山根を辿る古街道しかなかった。元和9年〔1623〕政宗は現在の4号線となった新道を開いた。いわゆる「奥道中」の始発部分であって「富谷町誌」の記すように奥州街道と称するのは正しくない。〔奥州街道は厳密には、下野の白沢から奥州白河までの道中奉行支配の街道を指す。一般には日光街道の千住、宇都宮間の街道をも加え、奥州街道と呼ばれていた。〕この新しいルートに七北田と富谷の宿場が置かれた。富谷は新たに設置されたので「新町」〔しんまち〕と呼ばれ、附近の熊谷と旧町下富谷から63戸移され、「富谷茶のんで味は吉岡」と奥道中歌にも唱われた。これに対し旧道の旧宿駅鶴巢の下草〔しもくさ〕を元町〔もとまち。本町〕と呼んだ。「安永風土記書出」の村名由来に『往古当村ノ内熊谷ト申ス所ニ宮十有之候ヲ以テトミヤト申候由文字ニモ十宮ト書キ申候由ニ御座候処何時ノ頃ニ御座候ヤ文字モ相改メ富谷村ト書キ申候由伝候当時ハ宮モ山王ノ宮バカリ相残り申候事』とある。

注(3) 「仙台鹿の子」に『鹿の子清水は片平小路南留りより米か袋へ下り口の小坂の辺をいふ坂の北脇に鹿の子清水とて清水あり』。

資料 仙台方言考（真山青果）

仙台の方言（土井八枝）

自伝的仙台弁（石川鈴子）

全国方言辞典（東条 操編）

75 仙台の街路樹の始

問 仙台の街路樹は、いつ、どこで、何が植えられたのが始まりですか。

答 大町5丁目の豪商大内源太右衛門が、明治24年の濃美大地震の際の罹災孤児24人を引取り養育した記念にと、市内随一の大通りであった南町通の両側に柳と桜とをとり交ぜて植えたのが、仙台の街路樹の始めです。

注(1) 大内屋の第8代目、初め新右衛門と称し、聚楽と号した。原町庄司卯之助の次男として弘化4年〔1847〕に生れた。大町一丁目の古着商大内屋の養子となり、窮状にあった養家の立て直しに心血をしばった。苦勞の甲斐あって商運が大いに開け、大町五丁目に店舗を移し、当時仙台屈指の呉服商となった。源太右衛門は特に信仰心が深く、殊に博愛公益の志が厚かった。孤児の養育などもその一端であった。また、原町市街と北裏との通路を開いてこれを大源横丁と称して、通行の便をはかった。平生古書を好み、「仙台鹿の子」等の有用の書を復刻するなどして、郷土研究に裨益するところが大きかった。明治42年〔「宮城郡誌」は明治38年と誤る〕6月4日歿、63才。原町陽雲寺に葬る。

注(2) 明治24年10月28日、岐阜・愛知両県〔美濃と尾張〕を中心として起った大地震。激震地域は美濃平野一帯から福井県に及び、死者7千2百、負傷者1万7千、全潰家屋8万にのぼった。

注(3) 昔から6尺余〔2m弱〕しかなかった細道だったが、明治20年東北線開通に備えメインストリートとして一挙に9間幅〔約17m弱〕に拡張された。大正15年11月25日市電が通った時更に12間〔22m弱〕に拡幅され、戦前まで仙台市内第一の道幅をもつ道路だった。昭和8年1月7日第二師団が満洲から帰還した時、師団長多門二郎にちなんで「多門通」と改称されたが、戦後もとの町名に復した。

資料 仙台郷土研究第11巻第5号
東一番丁物語（柴田量平）
仙台事物起原考（菊地勝之助）

76 「五常訓」は政宗の作かどうか

問 五常訓は伊達政宗自身の作ったものでしょうか。そうでないという人もいますが、本当はどのような(1)のでしょうか。

答 五常訓と称せられるものについては、伊達氏に関する記録文書のどれにも、根拠となるものが見当りません。従って、数多く公刊されている政宗関係の著作でも、五常訓をとり上げたものは極く少数に限られ、「伊達政宗公」(斎藤荘次郎、大正14)、「伊達政宗」(渡部義顕、昭和9)、「仙台市史」(仙台市、明治41)、「仙台土鑑」(矢野顕蔵、明治33)、「松島大観」(山下重民、大正2)に見ることができるといって、しかもいずれも、その出所や年月等を記していません。政宗という人物は余りにも偉大であっただけに、後世になって日本人の心情から発する幾多の英雄伝説が生み出され、虚像附加がなされている面があります。これらに照明を当てることは、決して政宗についての評価を引き下げるものではなく、むしろその偉大性を物語る所以と考えるべきことであります。五常訓も添加物の一つで、いわゆる俗説としては通るが、資料的裏付けがありませんので、歴史的事実としては否定されることになります。

伊達家史料に最も精通していた作並清亮が「鳳泉隨筆」中に、次のような五常訓捏造説を記しています。『藩祖公の遺訓なりとて伝ふるものあり、其子孫にはかならず伝ふるものならんに、予三十年來伊達家史料編纂に従事してその記録古書類大かた見尽したれど未だその遺訓は見当らざりし。其遺訓の印刷に上りしは明治二十七年好古叢誌第三編八の巻の漫録に「仙台黃門政宗卿遺訓」(3)と題して

仁に過れば弱くなる。義に過れば固くなる。礼に過れば諂となる。智に過れば嘘をつく。信に過れば損をする。気を長く心穩にして萬に儉約を用ひ金を備ふべし。儉約の仕方は不自由なるを忍ぶにあり。此世に客に來たと思へば何の苦もなし。朝夕の食事のうまからずとも嘗て食ふべし。元來客の身なれば好き嫌ひは申されまじ。今日の行おくり、子孫兄弟によく挨拶して娑婆の御暇まうすがよし。

とあり。禅家悟道の意味あるに似たり。編者にその出所を尋ぬれば詳ならずといふ。さて理齋隨筆(4)に「理齋は志賀忍の号」水府義公御染筆の一軸なりとて左の文を挙げたり。

仁すぐればよくなる。義すぐればかたくなる。礼過ればへつらひとなる。智過ればうそをつく。信過ればそんをする。気は長く、動はかたく、色うすく食細ふして心広かれ。

と見えたり。又好古漫録全十二卷、著者詳ならず「閑通和尚座右銘」と題して夫〔それ〕人は此世に客に來れりと思へば世話も苦勞もなし。心に叶ひたる食に向ひては能〔よき〕馳走と思ひ心に叶わざる時も客なれば嘗て喰ねばならず。夏の暑さも客なればこらえねばならず。冬の寒さも客なれば堪忍せねばならぬ。兄弟子孫も猶以て相客なれば挨拶よく暮し、氣にあはぬ事ありとも客なれ

ば笑ひ何事も心能くくらしあとに心残さず暇もうすべし。

父母に呼れて仮に客に来て心残さず帰る故（ふる）さと。

閑通和尚は何れの時、何れの処の人なるを知らず。和尚の言葉としてはいかにも相応なるべし。さるに或る書に此の文を「水戸黄門娑婆の掟」と題して載せたり。依て先年この二編を写して水戸家の家扶に尋ねしに、記録も見えず、また口碑にも伝はらずと答へられたり。されども此二章は能く一篇の章をなせしかど、藩祖公の遺訓といふはこの二篇をとり合せ強て作れるが如く見ゆるなり。章法始終貫通せず文章の体をなさざるを如何にせん。おもふに両黄門は希世の名君なれば、其人の性行氣象を写さんが為に捏造したるものにあらずや。世に伝ふる彼の豊太閤が明王の日本国王に封ずといふ封冊を見て目を瞶らし封冊を取て寸裂す、又井伊直孝が家康公より政宗公に賜はりし百万石の封信を手裂して火に投じたりといふ。されども其封冊は現に華族石川氏に、百万石の印信は伊達家に存在していささか毀損なきを見れば捏造の言なるべし。藩祖公の遺訓といふも此類にあらざるなきや。敢て大方君子に質すことしかり。』

「仙台市史」第1巻にも否定説が示してあります。すなわち、『仁に過ぐれば』云々の謂わゆる貞山様遺訓なるものは、恐らく政宗の作ではないとの説がおこなわれていたが、三原良吉氏は「源貞氏耳袋」一ノ二二、四の二四の両条に、これと同じものが「水戸黄門光圀御遺訓」「紀伊中納言治資御作」として挙げられていることを論拠として、源貞氏耳袋が編まれた幕末の頃までは、貞山公遺訓なるものはなかったと説かれた（三原「貞山様遺訓なるもの」仙台郷土研究（3の5））

これがまた、林子平最期の言葉として伝えられてもいることは、全く驚くに堪えないことです。「仙台案内」（庄子輝光、明治23刊）に『林子平が終焉の時病の床に筆把りて看護に侍りし姪日下久女に遺せる教訓に

夫れ世の中は客に來りしと思へは世話も苦勞もなし。夏の暑さも客なればたしなまねはならず。冬の寒さも客なればこらへねはならず。心かなはさる食物も客なればほめて喰はねはならず。親子兄弟弥々以て合客なれば程よくあしらふへし。父母によはれてかりに客に来てこころのこさす帰るふるさと。』。これと同文のものが「林子平籠居詠草」（「六無齋遺草」の内）の伊勢齋助による「あとがき」〔昭和2年6月21日付〕の中に記されています。これによって知られることは、まことしやかな附会が、子平にまで及んでいるということで、真否はもとより論外であります。

無責任な何者かの作為になる同上の既製作文が、情報伝播の緩漫な時代とはいえ、時により所に応じ政宗遺訓とも、光圀遺訓とも、治資遺訓とも、子平遺訓とも銘打って商品化（書幅等）して流布され、今日もお世を惑わしていることは以ての外のことであります。

なお、徳川家康の遺訓と伝えられるものに『人の一生は、重き荷を負うて遠き道をゆくがごとし。いそぐべからず。不自由を常とおもへば、不足なし……』というのがあります。これは、慶長8年〔1603〕1月15日、家康が62才の春にしたためたと伝えられますが、自筆のもの

はなく、「徳川実紀」をはじめ、正統な家康の伝記書等に記されていません。「戦国武将の手紙」(桑田忠親)にも『徳川家康の遺訓と称するものに、人の一生は重き荷を負うて遠き路を行くが如しというのがある。それから、また、啼かぬなら啼くまで待とうほととぎすという狂句も伝わっている。しかし、これらはみな、後の人が作りあげたもので、家康の作として信ずるわけにはいかない。』とあり、これまた俗受けした偽作の最たるものであります。以上の政宗・光圀・家康の遺訓といわれるものを合わせて「日本三大遺訓」と称して、商魂の材料に供せられているのを、最近方々で見かけますが、きわめて遺憾なことです。

注(1) 永禄10年〔1567〕8月3日、伊達輝宗の長子として米沢に生れた。天正12年〔1584〕家督相続、翌年父輝宗を謀殺した二本松の畠山を滅ぼし、天正17年〔1589〕会津の芦名義広を征服し、会津一帯を手中に収め、やがて中通りの広大な地域を制圧した。23才の青年武将政宗は、ここに伊達家始まって以来の黄金時代を築いたのである。しかし、中央における豊臣秀吉の全国統一が着々と実現しつつあり、翌年の小田原征伐遅参を境に、戦国英雄政宗の行動には、強力な制動がかけられる運命となった。天正19年〔1591〕、秀吉の命によって蒲生氏郷と共に行った葛西・大崎一揆鎮圧作戦の間にも、政宗は巻返しのチャンスをねらったが、大勢の赴くところには抗し得なかった。この年、政宗は長井・信夫・伊達・田村・刈田・安達の6郡を悉く没収され、新たに大崎葛西の旧地を与えられ、9月25日米沢から岩出山に移った。文禄・慶長の遠征に参加し、この間に秀次の反逆にくみしたとの疑いを受けたこともあった。秀吉の死後、徳川家康の勢力下に移り、徳川政権確立のために終始協力した。その後、北偏の岩出山から統治の中心を仙台に移し、今日ある仙台市の基礎を築いた。政宗は単に武将として抜群ただけでなく、政治家としても数々の治績を残し、支倉常長を慶長18年〔1613〕ヨーロッパに派遣するなど、スケールの雄大さをのぞかせている。また文化人としての一面も備えており、茶を利休に学んだこともあり、特に和歌にひいでた。寛永13年〔1636〕5月24日、江戸桜田邸で波瀾に満ちた70年の生涯を終った。法名、瑞巖寺殿貞山禅利大居士、経が峯に葬り、その廟を瑞鳳殿といった。瑞鳳殿は桃山式遺風のある壮麗な建築で、第2代忠宗の霊屋感仙殿と共に、昭和6年12月14日国宝に指定されていたが、昭和20年7月10日の空襲で悉く焼失してしまった。その後久しく荒廃するままであったが、昭和51年5月宮城県・仙台市その他の市町村から寄せられた浄財によって瑞鳳殿の本殿・拝殿が再建された。なお、政宗に関する伝記資料には、「伊達政宗卿伝記史料」(藩祖伊達政宗公顕彰会)、「貞山公治家記録」、「伊達政宗卿」(藩祖伊達政宗公三百年祭協賛会)、「政宗記」(伊達成実)、「伊達政宗」(小林清治)その他多くのものがある。

注(2) さくなみきよすけ。儒者。字は采卿、亮之進と称し、鳳泉と号した、清亮はその本名である。養賢堂に入り文武諸芸を修め、16才ではぼその学業を卒えた。その後も専ら漢籍の

研究に努め、元治元年〔1864〕養賢堂指南見習に挙げられたが、やがて権指南に進み、塾長を兼ねた。慶応4年〔1868〕3月、奥羽鎮撫使が仙台に入り、養賢堂を本営としたので、養賢堂の教育は停止され、目付役に転じた。7月には一隊の将として二本松に出撃したが、9月11日仙台は降服した。終戦とともに、戦犯の逮捕がしきりに行われ、清亮も追われる身となり、雲也と変名して諸方に転々潜伏を続けた。やがて情勢が安定してからは、仙台に立戻り、私塾を開き子弟を教えた。明治4年9月伊達慶邦の命により家扶に挙用され、「六代治家記録」〔全91巻22冊、第7代重村から第12代齊邦に至る6代間の治家記録の総称〕の編纂に当り、邦宗の侍講をも兼ねた。明治7年「六代治家記録」完成。清亮は、伊達氏に関するあらゆる文書・記録を博搜し、数十種の名著を残した。「東藩史稿」「松島勝譜」等は特に広く読まれたものである。清亮は、伊達家に奉仕すること40年、忠実精励、死に至るまで一貫して変ることがなかった。大正4年7月21日、75才で歿した。石名坂円福寺に葬る。

注(3) 中納言の唐称。寛永3年〔1626〕8月19日、政宗60才の時、従三位権中納言に叙されたので、このようにいう。

注(4) 「藩学と士風」(斎藤恵太郎)に「理斎隨筆」に載ってゐる光圀の五常誠句といふものがある。……果して光圀の作ったものかどうかわからぬ……』

資料 わしが国さ第6巻第9号(仙台協賛会)
 仙台市史第1巻
 仙台郷土研究第3巻第5号

77 「伊達」の正しい読み方

問 加美郡色麻村にある伊達神社を「⁽¹⁾いだて⁽²⁾じんじゃ」といっていますが、「伊達」を「いだて」と読むのは正しいのでしょうか。

答 「伊達」を「いだて」と読むことについて「大日本地名辞書」第7巻(吉田東伍)、「伊達行朝朝臣勤王事歴」巻之1(大槻文彦)、「伊達家史叢談」巻之1(伊達邦宗)等に記載があります。それらによりますと、「伊達」は本来「いだて」と読むのが正しいとされています。もともと「いだて」という発音に「伊達」の漢字が当てられたものです。それが「だて」と読まれることもあるのは、「いまだ→まだ」・「いだく→だく」・「いでは→では」・「いばら→ばら」のような日本語の「脱い」音変化であるといわれます。

「伊達神社」の読み方についての「伊達家史叢談」巻之1の記事は次の通りです。『陸前国加美郡色麻（カンノコホリシカマ）村大字四竈字香取ニ鎮座マシマス伊達神社ト云フ村社アリ、「伊達」ハ我姓ト同ジク、「イダテ」ト訓ズ、此社ハ中古以来香取神社ト称セシガ、明治五年伊達神社ニ復シ、今ニ至レリ、色麻（シカマ）村トハ町村制施行ノトキ、新ニ命名シタル村名ニシテ往古此辺ハ色麻（シカマ）郡ト称セシタメ、其名ヲ取りシナリ、町村制施行前ハ、四竈ニ作レリ、』。「宮城県史」第16巻にも『…大日本神祇誌』に……蓋与播摩[○]飾[○]磨[○]〔しまま〕郡射[○]楯[○]〔いだて〕社同神也。……飾[○]磨[○]与[○]色[○]麻[○]四[○]竈[○]、射[○]楯[○]与[○]伊[○]達[○]並立訓相通。其為同神矣。…とあり、「いだて」神社であって「だて」神社ではない。…』とあります。

なお、「伊達」という姓〔地名「伊達」郡からとった⁽³⁾〕の読み方についても、「伊達家史叢談」巻之1に次のように記されています。『伊達ヲバ「ダテ」ト訓ズレドモ、「イダテ」ト訓スルヲ正当トス、故ニ仮名ニテ書クトキハ、「イダテ」又ハ「イタテ」ト記ルセリ、左ニ第二十一世獅山公〔第5代吉村〕ニ、公ノ実父一門宮床館主伊達肥前宗房（義山公〔忠宗〕第八子）ヨリ送ラレタル書簡ヲ示サン。⁽⁴⁾

尚、御前様御きけんよく御手前の介そく才のよしまんそく申候 かしく

一筆申入候御手前かみあらいゆあひ申され候よしさてさておと那し（く脱か）なり申されまんそく申候やかて御め見へ（へはえの誤か）もしゆひよく候んと令満足候とりまきれ早々申入候謹言
五月二十八日（貞享二年〔1685〕か）

うの介との （花押）いたて

宗房

いの介ハ、村興ノ幼名、村興ハ宗房ノ第二子、獅山公ノ実弟、

うの介（卯之介）ハ獅山公ノ幼名、公諱ハ吉村、初メ村房、幼名卯之介、又助三郎、宗房君ノ第一子、

貞山公欧南遣使ノ時、公ヨリ羅馬法皇ニ贈ラレタル洋文ノ書簡ニハDATE（ダテ）トハ記サズシテ、IDATE（イダテ）ト記サレタリ、之ヲ以テ看ルモ、「イダテ」ノ正当ナルコト明ラカナリ、』。

また「伊達行朝朝臣勤王事歴」巻之1には、次のように記してあります。『みちのくに、たかののこほりきたかた、いのゝがうのうち、にしたかわらひ、ひんがしたかわらひ、二かしょは、ためかげがしそくいだてのさへもんのくらんどためあき（伊達左衛門蔵人為顕）、なかくらかっせんのおんしゃうに給はり候、しかりといへども、おやのはからいとして、にこうぎのむらにそへて、三がしょを、同こく、かなはらのほうのうち、ひっほのむらに、ゑいたい、かへ申候うへは、いかなる事候とも、しさいを申まじく候、このうへ、しそくにて候ためあきも、しさいを申まじく候へば、かへじょうをかかせて、おってまいらせ候べく候、まづ、ためかげがはからいとして、かへ申候しゃう、くだんのごとし、

ゑんげん四年〔延元。1339〕七月十八日

い[○]だ[○]て[○]か[○]も[○]の[○]す[○]け[○]為[○]景[○]判

○右ノ平仮名文書中ノ「い[○]だ[○]て[○]」ノ事ヲイフベシ、「い[○]だ[○]て[○]」ノ「伊[○]達[○]」(イ[○]ダ[○]テ)ナルベキハ、字ニ因テ見テモ知ラレ、他ノ当時ノ文書中ニモ、往々、「い[○]だ[○]て[○]」ト記シタル見ユ、慶長十八年、黄門政宗卿が、羅馬法王ニ贈ラレシ書翰ニモ、洋字ニテ、確ニ I date、トアリ、又往時、我が伊達家ニテ、正月又ハ、中秋等ニ、和歌ノ会アリテ、其歌ヲ奥方ヘ録進スルコトアルトキ、姓名等ニ振仮名スルニ、伊達ニハ「い[○]だ[○]て[○]」ト振ルヲ故実トシテ、維新ノ前マデ然アリキ、然ルヲ「い」ヲ略シテ、「だ[○]て[○]」トノミ言ヒナラハシムハ、何時ノ頃ヨリナリケム、知ラレズ、「い[○]で[○]は[○]」(出羽)ヲ、「で[○]は[○]」トイヒ、「い[○]だ[○]く[○]」(抱)ヲ「だ[○]く[○]」トイフナド、皆、此例ナリ、因ニ云、今モ丹後国、与謝郡、石川村ニ伊達氏ノ人アリテ、尚、自ラ、「い[○]だ[○]て[○]」ノ某トイフト、神鞭知常氏ノ談ニ聞ケリ、(他人ヨリハ、「だ[○]て[○]」トノミモイフトゾ、)篇首ニイヒシ、奥州ヨリ出雲但馬ヘ移リシ伊達氏ノ流ナラム、……政宗公治家記録引証記、十三、天正十八年庚寅、七月廿二日、黄門卿ヨリ、高野壱岐親兼ヘノ状中ニ、「此たび、い[○]だ[○]て[○]のみやうせきの、たつもたたぬも、此とき候間、い[○]だ[○]て[○]のいぬまでも、⁽⁵⁾このたび、おせへに下てしかるべからず、云々」同書、十九、慶長五年庚子、伊達上野介政景、山形ヘ出陣ノ時、黄門卿ノ母堂最上氏ヨリ、政景ヘノ状中ニ「い[○]で[○]わ[○]のおやこに、おほせ候まじく候」(出羽守ハ母堂ノ姪、最上義光⁽⁶⁾(ヨシアキラ)ナリ、)天正慶長ノ頃マデモ、伊達、出羽ヲ、「い[○]だ[○]て[○]、い[○]で[○]わ[○]」ト、日常ニ言ヒシコト、此ノ如シ、⁽⁷⁾』

注(1) 明治22年、大〔だい〕・四竈・王城寺・小栗山・平沢・高根・清水〔きよみず〕・志津・黒沢・高城・一関・吉田12か村が合併して成立。大字は旧村名を継承。大正11年の人口6,191、戸数844(加美郡誌)。昭和7年中新田～北仙台間に軽便鉄道が開通、当村を南北に通る。同47年の世帯数1,732、人口8,616。昭和53年町制を施行し色麻町〔しかまちょう〕となる。

注(2) 坂上田村麻呂が勧請したと伝えられる式内社〔しきないしゃ〕。式内社とは、式内また式社ともいい、延喜式〔えんぎしき〕の神名帳に記載されている神社である。神名帳に記載されていない神社は式外〔しきげ〕または式外の社という。延喜式とは、弘仁式・貞観式の後を承けて編修された律令の施行細則である。平安初期の年中儀式や制度のことなどのことを漢文で記してある。天皇親政の古き良き時代といわれる延喜5年〔905〕、藤原時平・紀長谷雄・三善清行らが、醍醐天皇の勅命により編纂の事業を進め、延長5年〔927〕全50巻を撰上、康保4年〔967〕施行された。

注(3) 「東藩史稿」巻之1(作並清亮)に『念西公〔第1世朝宗〕……常陸国真壁郡伊佐莊中村ニ居ル、因テ伊佐或ハ中村ヲ氏トス……文治五年〔1189〕己酉八月八日…公…源二位頼朝ニ從テ藤原泰衡ヲ伐ツ……功ヲ以テ伊達郡ヲ賜フ、因テ氏トス、此冬移テ高子岡(瀬上駅東)ニ城ク…』とある。また「伊達郡誌」(伊達郡役所、大正12年刊)に『本郡は信夫の地とされ居りしも延喜六年〔906〕に至り信夫郡を割きて伊達(イダテ)郡を置か

れ…伊達は射楯とも伊太代とも伊太氏とも書き』とある。

注(4) 第2代伊達忠宗の子。正保3年〔1646〕8月5日、仙台に生れた。第3代綱宗の異母弟に当る。幼名卯之助、後に肥前と称した。父忠宗の命により伊達氏の庶流である田手氏の遺跡を嗣いだ。綱宗から伊達氏の姓を賜わり一門に列せられた。万治3年〔1660〕黒川郡宮床に移った。しばしば加増されて4千7百余石となった。貞享3年〔1686〕不慮の死を遂げた、41才。長子卯之介は第4代綱村の嗣として伊達家に入り、第5代吉村となった。次子村房〔後に村興と改めた〕が家を嗣いだ。

注(5) 諱親兼、初名与四郎。始祖高野伊賀守時家、常陸国多珂郡高野荘に在ったので高野氏と称した。9世の孫備中守知清〔二郎左衛門〕の時、始めて伊達家第11世持宗に仕えた。沓岐は、時家から14代目に当る。天正17年〔1589〕5月、政宗に従って相馬義胤を討ち、新地・駒が嶺両城を落した。功により、伊具郡丸森で百貫文を与えられた。慶長6年〔1601〕11月11日歿。

注(6) 伊達輝宗夫人、政宗の生母で義姫といわれる。山形の最上義守の娘なので最上氏と称する。政宗の弟小次郎を偏愛し、天正18年〔1590〕政宗を毒殺しようと謀ったが未遂に終り、山形の生家にのこられた。そして、山形城下の南郊、南沼原南館の父義守の旧隠居所に身を寄せていた。現在の神明神社所在地がその屋敷跡だと伝えられる。

政宗との最悪の間柄は次第に和解に向い、文通等も行われるようになった。老齢になって帰心止み難く、資福寺の虎哉〔覚範寺住職であるが当初資福寺住持であったのでこう呼ばれた〕に帰仙方の周旋を依頼している。その際の書簡が「伊達家文書之10」（「大日本古文書家わけ第3」の内）の3269番に収録されている。やがて元和8年〔1622〕8月、最上氏が廃絶したので政宗を迎えられて仙台に帰り、翌9年7月17日76才で歿した。法名保春院殿花窓久栄尼大姉。北山覚範寺に葬る。寛永12年〔1635〕政宗が、その13回忌に当り菩提を弔うため、三百人町に臨濟宗の少林山保春院を建立した。町名の保春院前丁は、この寺号に因って名づけられたものである。

注(7) 音「てつ」。女子がその兄弟の子をいう。また男子がその姉妹の生んだ子を称する。最上義光は義姫の実兄であるから、姪というのは誤りである。これは、この書の著者のミスである。

資料 大日本地名辞書第7巻（吉田東伍）

伊達家史叢談卷之1（伊達邦宗）

伊達行朝朝臣勤王事歴卷之1（大槻文彦）

78 明治15年の米価

問 明治15年に完成した仙台警察署の時計塔の大時計が、945円で出来たといわれます。当時の貨幣価値を推定する手がかりの一つとして、その年の米価を教えてください。

問 明治15年5月20日に完成した仙台警察署とは、国分町52番地に建てられ、昭和3年錦町に⁽¹⁾移転するまで使用されたものであります。新式の建築様式を誇る煉瓦造2階建て、屋上には時計塔⁽²⁾を設けて、まだ時計の普及しなかった時代の市民に、時を知らせる便宜⁽²⁾を与えるものとなりました。ここに取付けた大時計は、仙台の時計師並木時徳が945円で請負い、燈台局に製造を依頼したものです。ちなみに、総工費1万2千25円(内訳、⁽³⁾県費3千円、有志寄附9千25円)と記録されています。明治23年刊の「仙台案内」(庄子輝光)に次の記事があります。

『仙台警察署は国分町に在り。其結構造営たるや煉瓦石の五層楼〔?〕巍々として高く聳へ、其堅牢なる、能く烈風猛火に耐ゆ可く、屋上には四方面の時辰儀を安置し、直径凡そ六尺有余、夜に至り之れに点燈し、一瞥其警察署たるを知る。…』

さて、米価については、当時まだ流通範囲が狭かったし、勿論自由米価でもあり、地域的較差甚しく、また季節的その他の要因による変動も大きかったため、資料により、きわめてまちまちです。「大内家日記」(「宮城町誌」資料篇の内)には『明治十五年壬午〔みずのえうま〕年。正月下旬より米段々下直ニ相成二月中白米壺升八錢五り位也、四五月モ同断、玄米壺石六円以下之由也、中新田辺壺石ニ付四円八十錢迄之直断〔ねだん〕有之候 旧六月頃ヨリコレラ病流行、新曆十一月十日迄之内新聞上之患四千六十一人、死亡二千二百八十五人、目ノ当ラヌ有サマ也、田作ノ義ハ六月土用ニ入則冷キニ相成候得共、昨年ニハ勝レル作ニ有之ト申事ニ候間、十二月ニ相成志田郡加美郡其近傍玄米壺石ニ付極下直之節ハ三円八十錢、四円ハ上々米也、都而〔すべて〕物ハ下直ニ成候トノ噂聞得〔きこえ〕、宮城県下壺石ニ付五円極下直之節ハ四円八十錢モ有り、白米壺升六錢五りヨリ五錢ハリ迄有之、餅白米八錢五り』。「前沢町〔旧仙台領磐井郡〕郷土史資料」(阿曾沼磨)⁽⁴⁾では『明治15年5月20銭』。また、「伊達家史叢談」巻之10(伊達邦宗)によれば、明治15年の米価(東京正米)8.8円となっています。

注(1) 昭和3年9月20日新築落成した鉄筋コンクリート造3階建ての建築で、その後仙台北警察署、仙台中央警察署と改められ、昭和45年3月25日。東二番丁の新庁舎に移転するまで使われていた。

注(2) 使用された煉瓦は10万個で、1個8厘の割で、片平丁の県監獄署で製造された。途中で「在監人工銭規定」が実施され、1個9厘2毛に引き上げられた。

注(3) 「仙台繁昌記」第1巻(在竹小三郎、明治16年刊)に次の記事がある。『国分街 仙台区ハ戸数一万二千余、人口五万五千許、二十四街、二百五十八町アリ其内最モ殷盛ナルモ

ノヲ国分街トナス凡五坊、位置ハ旧青葉城ノ東、県治ノ西ニアリ萬商百貨、店ヲ聯ネ舗ヲ列シ一切萬物世間応有ノ品在ラザルナク備ハラザルナク……並木、治田時計師ノ豪ニシテ…蓋シ陸羽六県有名ノ都会、東北七州無比ノ繁昌ナリ〔下略〕』

注(4) 明治元年から昭和30年までの米価一覧が載せてあり、長期にわたってその変動を知ることが出来る。

	(円)		(円)
明治元年	4,230	明治29年	10,000
2年	7,820	30年	14,000
3年	4,670	31年	8,200
4年	2,790	32年	10,000
5年	2,000	33年	9,400
6年	3,000	34年	9,500
7年	4,680	35年	12,400
8年	5,130	36年	10,900
9年	2,940	37年	10,800
10年	3,360	38年	13,200
11年	4,800	39年	13,200
12年	6,600	40年	14,300
13年	10,200	41年	12,300
14年	8,200	42年	10,000
15年	5,200	43年	13,400
16年	3,120	44年	15,400
17年	4,600	大正元年	20,800
18年	4,330	2年	18,200
19年	3,880	3年	10,800
20年	3,700	4年	13,800
21年	3,540	5年	15,000
22年	5,000	6年	21,200
23年	5,110	7年	36,500
24年	6,600	8年	50,000
25年	5,700	9年	25,000
26年	6,600	10年	35,000
27年	6,600	11年	25,500
28年	7,300	12年	31,000

	(円)		(円)
大正13年	38,500	昭和15年	42,370
14年	39,800	16年	65,050
昭和元年	34,930	17年	107,000
2年	33,850	18年	212,000
3年	27,000	19年	325,700
4年	25,000	20年	3,433,900
5年	20,000	21年	3,460,000
6年	16,300	22年	4,107,000
7年	27,170	23年	5,201,250
8年	20,900	24年	5,621,250
9年	28,620	25年	6,262,050
10年	31,950	26年	7,030,000
11年	29,250	27年	7,050,000
12年	31,750	28年	10,000,000
13年	33,080	29年	10,710,000
14年	39,320	30年	10,900,000

[以上の米価は1石当りであるので、キロに換算する時は、1石 \div 143kgとする。]

資料 大内日記（宮城町誌史料篇の内）

日記附控帳（ ” ）

曆面裡書（ ” ）

前沢町郷土史資料（阿曾沼磨）

一迫町史〔天保元～昭和48米価〕

若柳町史〔明治元～昭和44 ” 〕

町史わが鹿島台〔天保元～昭和45、3等米米価〕

金成町史〔明治5～昭和41米価〕

米価の変遷（石原保秀）〔久安2〔1146〕～昭和11米価〕

伊達家史叢談卷之10（伊達邦宗）

79 羽柴越前守とは

問 伊達政宗に関する史料の中に、羽柴越前守の名がしばしば現われてきます。これは如何なる人物でしょうか。

答 羽柴越前守とは、天正19年〔1591〕から慶長13年〔1608〕までの、伊達政宗のことです。「貞山公治家記録」巻之16、天正19年〔1591〕3月の条に『○此時節公侍従ニ任セラレ羽柴氏ヲ拝領シ賜フ越前守御兼任仰出サルト云々 是二月三月両月ノ間ナリ月日不知』〔始期〕とあり、巻之22慶長13年〔1608〕正月の条に『此月公 公方台徳院殿(1)ヨリ松平御氏ヲ賜リ陸奥守ニ御転任仰出サレ御腰物来国光ヲ賜フ 日不知』〔終期〕とあります。羽柴は豊臣秀吉から賜わった姓で、越前守は官名です。公式の場合自他ともにこれを使用するのが例になっていました。

階級社会にあって、臣下に自家の姓を与えることは、受け手側の名誉心を充たすことであり、その恩恵の見返りとして、忠誠心の一段の振起が期待できるという、有効な恩賞手段の一つです。羽柴という姓は、木下藤吉郎から脱皮する時、武勇抜群の丹羽長秀・柴田勝家の姓の一字宛をとって称したものとされます。後に秀吉は豊臣の姓を朝廷から賜わったことになりませんが、秀吉は羽柴又は豊臣の姓を濫発に近い程、多くの諸将に与えています。名だたる武将で、それらの姓を受けなかったのは、徳川家康ら少数しかありませんでした。政宗が羽柴姓を賜わったのに対し、その強大なライバルだった蒲生氏郷は豊臣姓を賜わり、松島侍従豊臣氏郷の名を、文書・記録の中に残しています。ちなみに、越前守といっても、文字通りの職務内容を伴ったものではありません。律令国家の形骸化した後も、律令制は朝廷に存続していました。それも名目のみが残存したというべきで、官名もまた実体が消滅したまま、身分階級相応の名誉・威厳を示す称号として授けられるものとなっていました。従って、同一官名の所持者が同時代に何人も同在したという、極端な事例もあったのであります。豊臣秀吉の死後、政権を掌握した徳川氏もまた、その旧姓松平を諸将に与えています。慶長13年を境に、羽柴越前守だった政宗が、松平陸奥守に切り替ったのはそのためであります。

なお、伊達政宗は、いろいろな呼ばれ方を史料の中に残しています。それらが「伊達家史叢談」巻之7（伊達邦宗）に、次のように年代順にまとめてあります。

『貞山公ニ対スル称谓

家蔵ノ古文書中、貞山公ニ対シ、称谓ノ異ナル種類ヲ列举スレバ左ノ如シ

肩書ノ日付ハ、書状ヲ出シタルトキノ日附ニシテ、下記ノ姓名等ハ、書簡ヲ発送セラレタル方々ナリ、

天正十三年〔1585〕 八月十日

伊達美作守殿 青蓮院尊朝親王 御花押
(4)

天正十四年〔既に1587〕十二月三日

伊達左京大夫殿 (豊臣) 秀次
(5)

天正十八年〔1590〕一月九日

伊達左京公 (蒲生) 忠三郎氏郷

天正十九年〔1591〕卯月三日

羽柴伊達侍従殿 (徳川) 家康
(6)

天正十九年〔1591〕卯月廿七日

羽柴長井侍従殿 浅野長吉
(7)

天正十九年〔1591〕五月十日

羽柴陸奥侍従殿 (宇喜田) 中納言秀家
(8)

天正十九年〔1591〕八月三日

羽柴侍従殿 浅野長吉

文禄元年〔1592〕正月四日

羽柴侍従殿 (蒲生)

文禄二年〔1593〕卯月晦日〔うつきみそか〕

大崎侍従殿 (徳川) 家康
(9)

年号不知

大崎少将殿 大坂五奉行連署

慶長五年〔1600〕九月十一日
(10)

羽柴越前守殿 一通斎

慶長十年〔既に1606〕極月〔ごくげつ〕四日

羽柴越前様 中納言秀家

慶長十五年〔1610〕十月三日

松奥州様 青山播磨守忠成

慶長十九年〔1614〕十月十四日
(11)

松平陸奥守殿 酒井雅楽頭忠世等三人連署

慶長十九年〔1614〕十一月廿八日
(12)

松陸奥守様 (上杉) 中納言景勝

元和四年〔1618〕六月十六日

仙台宰相殿 (徳川) 秀忠

寛永四年〔1627〕正月十二日
(13)

仙台中納言殿 (徳川) 秀忠

右ノ外、殿ヲ様トナシ或ハ政宗様、政宗公、黄門様等其人ニヨリ種々ノ称謂アリ、
(14)
(15)

旧幕ノ時代ニハ、書翰ノ名宛ニ、苗字〔みょうじ〕ノ下一字ヲ略スル習アリタリ、此レ親昵〔しんじつ〕ヲ示ス者ト云フ、』
(16)

注(1) くぼう。室町時代以後、征夷大將軍を称する。

注(2) 徳川第2代將軍秀忠の諡。

注(3) 「三河十八松平」と称せられた18家と、「江戸十八松平」と総称された前田・山内・島津・奥平・伊達・松井・黒田・戸田・浅野・久松・毛利・鷹司・池田・本庄・鍋島・越智・蜂須賀・柳沢の18家。

注(4) 「貞山公治家記録」卷之1、天正13年〔1585〕閏8月の条に『○下旬公從五位下ニ叙シ美作守ニ任セラレ青蓮院御門主尊朝親王御執奏ニ依テ山門中堂奉加ノ賞トシテ任叙シ賜ヒ日吉三宮奉加ノ儀ニ就テ綸旨ヲ賜フ』とある。

注(5) 「貞山公治家記録」卷之2、天正14年〔1586〕3月の条に『○是ヨリ前公左京大夫ニ任セラル去年十二月以後今年三月ニ至ルノ間月日不知』とある。

左京大夫〔さきょうのたいふ〕とは左京職〔さきょうしき〕の長官である。右京職と合わせて京職〔きょうしき〕といい、令制で、京中の戸口、田宅、訴訟、租税、道路などをつかさどった役所。左右、それぞれ朱雀大路の東・西を分担した。その後、令外の官檢非違使〔けびいし〕が置かれるに至って有名無実化した。みさとつかさ。

注(6) 「貞山公治家記録」卷之16、天正19年〔1591〕3月の条に『○此時節公侍從ニ任セラレ羽柴氏ヲ拜領シ賜フ越前守兼任仰出サルト云云是二月三月両月間ナリ月日不知』とある。

侍從とは、令制で中務〔なかつかさ〕省に属し天皇に近侍する職員。その過失を諫め補うことをつかさどった。おもとびとまぢぎみ。

注(7) 当時の伊達氏の本拠だった米沢地方をかつて長井莊といったので、このような呼び方をしたのである。「東北の仏教」(及川大溪)に、次のような記事がある。『中世羽前の置賜〔おいたま〕は郡名を失って長井の庄名を用い、あるいは大江広元の次子時広がここに所領を得て長井氏を称し、その支流がこの地方に分布したとも説かれるが、長井庄は本来平泉藤原氏の管した屋代庄の地に当り、鎌倉幕府がこれを放置しないで接收するのは当然と思われるものの、長井(大江)氏の本拠は下長井(今の長井)であつたらしい。しかし伊達氏は米沢入部以前に、早く長井氏を敗亡させた趣を伝え(伊達正統世次考、宗遠の条)、永正15年〔1518〕8月19日付で上長井庄、同16年3月9日付で下長井庄に対する伊達植宗の安堵状が伊達家文書〔82、83番として収録〕に見えている。』「伊達家文書」(「大日本古文書」家わけ第3、東京帝国大学文科大学史料編纂掛編)の内「八三伊達植宗安堵状案、永正8年7月5日付」に『長井屋代之庄』が既に見られる。

注(8) この場合の陸奥は、陸奥の国という意味で用いられたもの。まだ陸奥守に任ぜられては

いなかった。

注(9) 政宗は、天正19年〔1591〕9月から、慶長6年〔1601〕まで大崎地方の岩出山に在ったので、こう呼ばれたのである。

注(10) 「伊達政宗卿伝記史料」慶長2年〔1597〕10月の条に『二十六日はヨリ先、少将ニ任ジ、従四位下ニ叙セラル、是日豊臣秀吉ヲ自邸ニ招キテ任官斡旋ノ勞ヲ謝ス、』とある。少将とは、令外の官である左右近衛府の次官で中將の次位にある。すなわち。

注(11) 松平陸奥守のこと。

注(12) 「貞山公治家記録」巻之22、慶長13年〔1608〕正月の条に『此月公 公方台徳院殿ヨリ松平御氏ヲ賜リ陸奥守ニ御転任仰出サレ御腰物来国光ヲ賜フ 日不知』とある。

「台徳院御実記」巻7、慶長13年1月の条には、このことについての記事がない。

注(13) さいしょう。参議の唐名である。参議とは三木とも書き、奈良時代に設けられた令外〔りょうげ〕の官。令外の官とは、令外とも省略し、律令制下、令に規定された「令の官」以外の官で、内大臣・中納言・参議などの類である。参議は太政官に置かれ、大中納言に次ぐ重職で、四位以上が任ぜられた。8人置かれるのが普通であった。おおいまつりごとびと。

「貞山公治家記録」巻之25、元和元年〔1615〕6月の条に『○十九日甲子今度大坂御軍功ノ賞トシテ正四位下ニ叙セラレ参議ニ任セラル』とある。

注(14) 「貞山公治家記録」巻之32、寛永3年〔1626〕8月の条に『権中納言従三位ニ御任叙アリ』とある。

中納言とは、令制の太政官の次官、令外の官で大納言に次ぐ。相当位は従三位。職掌は大納言に同じく政務の機密に参画するものであった。正と権とある。なかのものもうすつかさ。

参議から権中納言に進んだのは伊達家歴代中、政宗だけであった。なお、政宗は明治34年正三位を贈られ更に大正7年従二位を追贈された。忠宗以下の当主は左近衛権中將または少將で、陸奥守を兼ねた。伊達家の世子は江戸城に於て元服し、將軍家から諱〔いみな〕の一字即ち偏諱〔片名、偏名、かたな〕を与えられ、従四位下侍従兼越前守に任ぜられ、襲封と同時に陸奥守となり、左近衛少將に任ぜられるのが恒例だったのである。

注(15) 中納言の唐名。

注(16) 修姓・修名から出た慣行。

資料 貞山公治家記録

伊達家史叢談巻之7（伊達邦宗）

80 けたいかみ

問 愛宕山の虚空蔵堂は、丑・寅生れの人が特別に信仰するのだそうですが、それは何故ですか。また、これに類した⁽¹⁾ことが、それ以外の人の場合にもあるのでしょうか。

答 それは、生れ年の十二支によって、その人の守本尊⁽²⁾がきまっております、特にそれを信仰して一生の加護を求めるといふ風習の一つであります。このことは、昔から広く一般に行きわたり行われてきたものです。それは、仏教的要素を主体に、民俗的な神や運勢の思想が混入・関連して形成されたものといわれます。生れ年と守本尊との関係は、次の通りになっています。

(生れ年)	(守本尊)
子	観音 ⁽³⁾
丑・寅	虚空蔵 ⁽⁴⁾
卯	文殊 ⁽⁵⁾
辰・巳	普賢 ⁽⁶⁾
午	勢至 ⁽⁷⁾
未・申	大日 ⁽⁸⁾
酉	不動 ⁽⁹⁾
戌・亥	八幡(阿弥陀) ⁽¹⁰⁾ ⁽¹¹⁾

仙台弁では、これを「けたいがみ」・「けでーがみ」といいます。「全国方言辞典」(東条操編)に『<けたいがみ>各人の守り神、守本尊、宮城』。「仙台の方言」(土井八枝)に『<けたいかみさん>「わたしのけたいかみさんお文殊さんでござりすお」(私の守り本尊は文殊様ですよ)』。「仙台方言考」(真山青果)に『<けたいがみ>生年の干支によりその人を庇護する神仏をいふ。丑寅虚空蔵、戌亥八幡の類にて、虚空蔵をけたい神とする者は一生鰻を食はずなど言うて、食品にもそれぞれ禁物がある。』などと記されています。「けたい」とは「卦体」に由来する語のようです。卦体とは易〔えき〕の卦に現われた算木の様子、すなわち占いの結果であって、転じて縁起の意となりました。

けたい信仰の対象となる守本尊の所在場所如何は、もとより問うところではありませんが、仙台では丑寅の愛宕山虚空蔵、酉の三滝不動・中山鳥滝不動⁽¹²⁾など中でも多数の信者を集めたものでした。なお、これについては、「宮城県仏教史」(佐々久)に次のように記されています。

『子	千手(縁日七日)	元寺小路	観音堂 ⁽¹³⁾
丑寅	虚空蔵(十三日)	向山	虚空蔵堂
卯	文殊(二十五日)	茶屋町	文殊堂 ⁽¹⁴⁾
辰巳	普賢(二十四日)	向山	愛宕神社 ⁽¹⁵⁾

午 勢至 (二十三日) 北目町 二十三夜さん⁽¹⁶⁾
 未申 大日 (八日) 柳町 大日堂⁽¹⁷⁾
 酉 不動 (二十八日) 三滝一新伝馬町 不動堂⁽¹⁸⁾
 (明治四年新伝馬町に移す)

戌亥 阿弥陀 (十五日) 八幡町 大崎八幡⁽¹⁹⁾
 [中略] 阿弥陀は八幡の本地仏なる故同じとされた。

これらの神仏には真言宗・天台宗の寺院が修験が別当をしており、祭礼にはその生年に当る者がよく参詣した。』

注(1) 虚空蔵菩薩(坐像仏身1尺5寸、蓮台5寸、岩1尺、計3尺、作者・年代不明)を本尊とし、大満寺がその別当寺として祭祀供養を行ってきた。明治以来台帳面においては独立仏堂として取扱われていたが、昭和16年12月、大満寺所属に帰した。古来、特に丑寅年生れの人々の守護仏として信仰を集めてきた。境内に放生池又は御多羅瀬池と称する小池があり、清水が湧出して絶えることがない。丑寅の人は鰻を食わないという習慣があり、この池に願望成就のため鰻を放生〔ほうじょう〕することが行われている。祭典は5月13日で、正月及び9月の13日には大祈禱会が催される。虚空蔵像は、同じく大満寺境内の千体仏と共に、もとは仙台北本丸の位置にあったが、仙台北城構築の際、経が峯に移され、更に万治2年〔1659〕忠宗廟感仙殿を経が峯に造営するに当って愛宕山に移されたものである。造営奉行は原田甲斐であった。現存の御堂は当時のもの。別当寺である大満寺もまた共に移動してきた。故に、中世の古文書に現われる「宮城郡虚空蔵城」「宮城郡虚空蔵橋」は、後の仙台北城の地を指すものである。また、経が峯を元虚空蔵というのは、虚空蔵堂の一時所在したことによるものである。なおこのことについて古地誌「仙台鹿の子」に『虚空蔵堂は慶長年中御本丸御築の時当山〔愛宕山〕へ移さる』とあるが、中間の経が峯移転について記していないのは正しくない。正保2・3年〔1645～6〕「奥州仙台北城絵図」(斎藤報恩会所蔵)には、経が峯に虚空蔵堂が見えており、此処から更に愛宕山に移されたことについては、「雄山公治家記録」巻之中に次の通り明記されているからである。『同年〔万治二年〕経峯ヨリ虚空蔵堂并ニ別当大満寺ヲ愛宕ノ西へ移サレ、本堂、長床、鐘楼、大満寺共ニ造営セラル。是義山公御廟宇ヲ、経峯虚空蔵ノ地ニ建ラルニ就テナリ、惣奉行〔原田甲斐宗輔等二名〕、御普請奉行等ハ御廟建立ノ役人同ク務ムト云々。』

注(2) 各人をそれぞれ一生涯加護する特定の仏菩薩をいう。本来は天台宗・真言宗で行う結縁灌頂〔けちえんかんじょう〕の際、投華得仏という方法で決められたものである。これは曼荼羅〔まんだら。諸尊の悟りの世界を表現したもので、諸仏・菩薩等が網羅的に描かれている〕に花を投げさせ、花が当たった曼荼羅上の諸尊とその信者を宿縁あるものとして縁を結ばせ、その秘法を授けるためであった。後に守本尊信仰は宗派を越えて流行するので、

守本尊の選び方も随意になって行った。やがて、十二支と守本尊との組合せが案出され一般化してきたのである。

- 注(3) 観世音。菩薩の一、菩薩は衆生済度のための大乘仏教における信仰の対象となる仏陀の候補者、代行者。観世音は、大慈大悲を以て衆生を済度することを本願とする。
- 注(4) 智慧・功德の廣大無辺なことが虚空即ち天を蔵するが如き菩薩。
- 注(5) 智慧を司る菩薩。わが国の民間では、子供に智慧を与えると信じられる。
- 注(6) 一切菩薩の上首として、常に仏の教化・済度を助ける菩薩。
- 注(7) 智慧を表わす菩薩。即ち智慧光を以てあまねく一切を照らし、三途〔さんず。三悪道〕を離れ、無上力を得させるという。
- 注(8) 大日如来。如来とは仏の十号〔仏の徳をたたえた十種の呼び名〕の一。宇宙と一体と考えられる汎神論的な密教の本尊。その光明が遍く万物を照らすところから遍照または大日という。
- 注(9) 不動明王。大日如来が一切の悪魔を降服するために、忿怒の相を現わしたもの。不動尊ともいう。
- 注(10) 応神天皇を主座とし、弓矢の神として尊崇された神。古来広く信仰されたもので、奈良時代には神仏混淆し八幡大菩薩と称せられて強い仏臭を帯びてきた。
- 注(11) 西方にある極楽浄土を主宰する仏陀の名。信ずる者は死後その世界に生れかえるという。東アジアの浄土教諸派〔わが国では浄土宗・時宗・真宗など〕の本尊とされる。阿弥陀如来。弥陀。神仏混淆の上では八幡の本地仏とされた。
- 注(12) 荒巻字川平にあり、伊達綱村が中山に鹿狩りをした時、山から沢を下ってきたところ、滝の附近に美しい1羽の鳥が現われた。近づいて見ると、それは鳥ではなく1本の幣束であった。そして、その滝には石仏が祀られていたので、以後は鳥滝不動とせよと命じた。それ以来鳥滝不動は、伊達家及び酉年生れの人々の守本尊として、厚く信仰されてきた。中山地区一帯には48滝ありといわれ、お留山として動植物〔みやぎのはぎの保存繁殖なども〕が保護されるなど、自然がよく保たれてきたところであった。しかし、昭和39年から始まった大規模な団地造成によって、環境は全く一変してしまった。
- 注(13) 光明皇后の御持仏と伝えられる聖観音菩薩を本尊として祀る。寺小路の観音さんとして古来市民の信仰厚く、殊にも正月7日の暁参りは、木下薬師と共に「朝観音夕薬師」として、大いに賑わったものである。堂は昭和20年7月10日の戦災で焼失したが、満願寺境内に再建された。仙台33か所観音の第9番で、戦災で焼けた第8番の元大仏前観音堂の正観音が此処に移され、すぐ隣に並んで祀られている。満願寺は天台宗で成就山と号する。天平中〔729～748〕白河に創建、信夫郡に移ってから伊達家代々の崇敬が厚く、岩出山を経て仙台に移って来た。当初、光明皇后御持仏と伝えられるこの観音を寺の本尊と

したが、後に観音堂の本尊として遷し祀るようになって今日に至ったのだという。

- 注(14) 茶屋町南鷲巢山〔文殊山ともいう〕にあり。本尊は賢淵に埋もれていた木像の文殊菩薩である。嶺八兵衛が夢告によって発掘したといわれ、伝教大師作日本三昧の一と称する尊像であったので、寛永3年〔1626〕3月堂宇を建立してこれを祀った。祭日は陰暦の6月24日と9月25日であった。
- 注(15) もと米沢にあったが、伊達氏と共に、岩出山を経て仙台に移り、始め元寺小路満願寺の地にあったのを、後に今の向山に移し、天台宗誓願寺を以て別当たらしめたという。この神社が鎮座することにより、向山のこのあたりを愛宕山と呼ぶ。古来仙台における惣鎮守として士民の崇敬が厚かった。慶長8年〔1603〕、慶安3年〔1650〕、元禄7年〔1694〕の古い棟札が残っている。誓願寺は明治初年、神仏分離の際廃寺となった。
- 注(16) 北目町南端、上染師町との境、東側にあり、北目観音とも、二十三夜堂とも呼ばれている。慶長6年〔1601〕城下町が割られたとき、北目城の城下町がここに移され北目衆の北目町と称された。本尊は勢至観音菩薩の銅像で、別当は天台宗北目山満福賢聖院である。毎月23日を縁日とするので二十三夜堂ともいう。戦災に遭って堂内に並んでいた室町仏も堂も仁王門も全焼したが、本尊は無事に持出され、戦後町民の浄財によって再建された。昔の北目町〔「きたんまち」と呼んだ〕には、極月〔陰暦12月〕御日市や伝馬の特権が与えられていた。賢聖院が宿場寺院と称せられ伝馬役を務めたが、毎月20日から25日までの北目町受持伝馬期間の最中23日に縁日が行われたことであり、二十三夜堂は一人大勢の参詣で賑わった。明治初年までは、国分町と共に仙台第一の賑やかな町であった。なお、仙台城下の伝馬町は国分町・北材木町・北目町・新伝馬町のいわゆる4伝馬町であり、藩御用の輸送即ち伝馬役をつとめた。その分担は「朔日〔ついたち〕は国分町よ十二材廿日北目に二十六新」といいならされた通り、国分町が1日から11日まで、北材木町が12日から19日まで、北目町が20日から25日まで、新伝馬町が26日から月末までであった。
- 注(17) 柳町大日横丁北西角にある。柳町は伊達・米沢・岩出山を経て仙台へと伊達氏に従ってきた町人町の一、柳町居住者によって祀られている祠堂。柳町は開府当時は今の元柳町に置れたが、城下町南方拡張の寛永4・5年〔1627～28〕頃現在の地に移されたもので、昔は元柳町に対して今柳町と呼んだ。大日堂は、もと柳生院教楽院と号した山伏で、大日如来を本尊としたので大日堂と呼ばれてきた。境内の脇を柳町から南町通へ抜ける横丁を教楽院丁、俗に大日横丁というのはこれによる。伝説によれば、慶長6年〔1601〕正月から開始された仙台城下町割の縄張りに使用した縄を集めて焼いた灰を埋め、その上に創建したものである。大正8年3月2日の南町大火で全焼、更に昭和20年7月の戦災で堂宇記録一切が烏有に帰したので、由緒を知ることができない。明治5年の太政官布告で修

験が廃止となるまで天台修験（本山派）に属していたという。祭典は陰暦6月7・8の両日。

注18) 新伝馬町にあり、本尊は東二番丁住人彫刻師中川兵吉作不動明王木像1体、他の五大明王はもと南光院丁の修験南光院にあったものという。天保の頃、馬宿加藤の女房お竹が、三滝不動に眼病平癒の祈願をしたところ、その満願の日に水中から不動像を発見、持帰って自宅に安置して礼拝をつづけ、明治4年に祠堂を建てて祀ったのが始まりだという。昭和20年7月の戦災で焼失、戦後コンクリート造の堂宇に改築された。祭典は毎年7月27・28両日、縁日は毎月27・28の両日、本尊の開帳は酉年に行われる。

注19) 八幡町に鎮座する。延暦20年〔801〕坂上田村麻呂の蝦夷征伐の際、胆沢郡八幡村に八幡宮を勧請〔かんじょう〕し、その後天喜5年〔1057〕源頼義・義家父子が安倍貞任征伐をするに当り、戦勝を祈って剣と鏑矢〔かぶらや〕とを奉納し、文治5年〔1189〕源頼朝も平泉征伐に際して奉幣しているなど、由緒ある古社であった。その後、源義家11世の孫大崎伊予守家兼が陸奥5郡〔遠田・志田・玉造・加美・黒川〕を領することになった時、その祖頼義が崇拜した社であるというので、永正8年〔1511〕これを遠田郡八幡村〔今の田尻町八幡御殿崎〕に遷祠した。天正18年〔1590〕大崎義隆が秀吉に滅ぼされ伊達氏の所領に入ってから、政宗は慶長5年〔1600〕これを岩出山に遷し、同7年更に仙台の城北高地に遷し、同9年秋社殿の造営を始め、12年落成したので、先に岩出山に遷して置いた米沢成島〔なるしま〕八幡と共に合祀した。大崎八幡とも米沢八幡とも呼ぶのはそのためである。また遠八幡とも称するのは、仙台城から割に遠くに鎮座するからといわれる。なお、遠田郡田尻の旧地には今も大崎八幡が祀っており、米沢の旧地には成島八幡も現存している。この時造営された社殿の内、本殿・拝殿・石之間等は現存最古の桃山式建築として、明治36年国宝に指定された。成島八幡の別当寺は竜宝寺で、米沢以来奉仕しており、仙台遷座後は社東に伽藍を建てて別当した。竜宝寺は真言宗で、一門格に列せられていた。明治初年の神仏分離の際には、竜宝寺45世永憲は帰正して大崎清美貫寛と改め、大崎八幡の祀官となった。その他の社僧6名も帰正して神職となっている。大崎八幡の祭日は陰暦8月15日であったが、現在は新暦9月15日に行われる。

資料 仙台方言考（真山青果）

仙台市史第6巻

宮城県史第12、20巻

宮城県仏教史（佐々久）

仙台の方言（土井八枝）

81 「陸奥の吹雪」の曲が「ヨナ抜き」とはどういうことか

問 軍歌「陸奥の吹雪」の曲が、「ヨナ抜き」のすぐれた作曲だといわれますが、「ヨナ抜き」とはどういうことですか。

答 「定本日本の軍歌」（堀内敬三）に、「陸奥の吹雪」の曲について、次のように記しています。

『この歌が作られたのはこの惨事が報せられてからすぐであるらしい。歌曲は明治三十五年二月二十二日東京牛込の文宝堂から出版された。作曲者は「好楽居士」という仮名の人だが曲の形式がキチンと三部分形式になっている点や、音階が「ヨナ抜き」型長音階と俗楽陽音階とを巧みに折衷してある点が注目し、曲節もよくできているので誰か相当名ある人であったろうと思われる』。

「ヨナ抜き」について、同書の別の個所で、次のように述べています。『この軍歌〔敵は幾万〕について、もう一つ注意されるところは音階である。これは長音階であるけれども第四音と第七音とを原則として省いている。これを明治時代の音楽家は「ヨナ抜きおし」と呼んでいた。（私達は長音階を「ヒフミヨイムナヒ」〔1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 1.〕と習ったが、その「ヨ」〔4〕と「ナ」〔7〕とを抜いた節という意味である）ヨナ抜き音階は「ドレミソラド」という五声音階で、日本の雅楽の律旋（りっせん）や俗楽の陽旋（ようせん）と近似した形であるために日本人の心情に訴えるところが多く、古くは明治時代の唱歌から近くは大正昭和の流行歌までその名作の大多数は「ヨナ抜き」であり特に軍歌においては「ヨナ抜き」ならざるものは稀（まれ）なのである。その「ヨナ抜き」音階はこれ以前から日本の唱歌にあった。それは上真行（うえさねみち）・芝葛鎮（しばふじつね）・奥好義（おくよしいさ）などという宮内省の雅楽者たちによって作曲された唱歌、たとえば奥作曲の「舟あそび」（『風と波とに送られて』明治二十一年）や「霞む夕日」（二十二年）・芝作曲の「三千余万」（二十二年）などがその例であって、この人々は明治初年に出て邦楽と洋楽とを「ヨナ抜き」音階によって結びつけたのであるが、その音階を放胆濶達（ほうたんかつたつ）に使いこなして、軍歌・唱歌に日本的な味を強く与えた人は、この「敵は幾万」の作曲者小山作之助であった』。また『……音階は「ヨナ抜き」であるが第四音を巧みに取り入れて特殊な味をつくり、劈頭（へきとう）に切分を出して律動型を耳新しいものにした。しかし言文一致体七五調〔雪の進軍〕の歌詞は古来の日本民謡に系統をひくものであり、「ヨナ抜き音階」はたとえ多少の変化をつけても日本的な感じがする。—それだからこの曲は三味線に乗りやすい。—切分音（ジンコーベ）の律動型も日本人にとって親しみの深いものである』。『〔四条畷〕詠史歌のすぐれたもの一つである。この歌の特色は「ヨナ抜き」の短調の曲であって短調の軍歌はこれまでのところまことに少ないのであるが、この歌は「ヨナ抜き」の短調を用いることによって能く日本人の好みと合致した悲壮感をとらえており、そうしてこの旋律は実際にすぐれた作なのである』。「ヨナ抜き」につ

いて「軍歌と日本人」（加太こうじ）にも次のように記されています。『西洋音階を日本の教育にとり入れることを文部省が方針にしたのは明治五年だがその頃はそうきめただけで実際にはおこなわれなかった。明治七年には文部省刊行「小学読本巻一」にピアノやラップに関する知識を教える項目がある。だが実際にはピアノを見たという小学教師はほとんどいなかった。明治八年に文部省に出仕していた伊沢修二がアメリカへ留学を命ぜられた。伊沢は理学をまなぶことが目的だったが、はじめにブリッジオーター師範学校で音楽をまなんだ。明治十一年に日本に帰った伊沢は東京師範学校校長を命ぜられ、教育学者として知られた。明治十二年に伊沢は新しく作られた音楽取調掛（とりしらべがかり）に任ぜられ、ここに、はじめて西洋音階を本格的な教育面へ導入する道がひらけた。平安時代の唱歌（しょうか）という言葉からとった小学校での音楽教育を意味する唱歌（しょうか）は、伊沢の帰朝によって、実践上の経験者を得たわけである。一方宮内省の雅楽家（ががくか）たちが西洋式の吹奏楽を習った。明治十二年にはピアノを習い、十三年には管弦楽を習った。明治十四年には音楽取調掛伝習生による日本ではじめての管弦楽演奏会がひらかれた。こういう唱歌教育と、雅楽家による西洋音楽の輸入が、日清戦争の頃には、歌を楽譜で普及する下地を作っていた。日本の音楽には定まった音をだす標準楽器がなく、それにとまなう音譜もない。かりに音譜を作ったとしても心覚え程度である。耳で覚えて習い、カンにたよって演奏するのが日本音楽のならわしだった。日本の歌の普及は耳とカンにたよっていたのだが、西洋音譜による楽譜の発行と普及、それを受けて演奏する者の養成は、古い日本の原始的な音楽に対する、新しい日本の合理的な音楽の出発だった。その成果が、日清戦争の頃から、ぼつぼつとあらわれて楽譜による歌の普及、ならびに創作ということになる。その軍歌の面へのあらわれが、「婦人従軍歌」「勇敢なる水兵」「ラップの響（ひびき）」「豊島（ほうとう）の戦」さらには先に書いた「元寇」「敵は幾万」などである。「敵は幾万」はヨナヌキ節（ぶし）のはじまりだといわれている。ヨナヌキ節とは、ドレミハソラシドを伊沢修二が、当時の日本人にわかりやすいように<ヒフミヨイムナ>と直して教えたが、そのうち<ヨ>と<ナ>すなわち<ハ>と<シ>がぬけているという意味である。第四音と第七音をはぶいた五つの音を使って組み立てられた歌は、日本の雅楽や俗曲、民謡などの旋律に似ていた。それゆえ、日本人にはうたいやすい。ヨナヌキ節は西洋にもある。スコットランド民謡などに多いのだが、日本人がうたうのに向いていたので歌詞を日本で作ってそのメロデーにあてはめて唱歌にした。「蛍の光」「故郷の空」などがそれである。以後、ヨナヌキの音階は日本の作曲家によってさかんに使われた。日本の歌はヨナヌキ節だとまでいわれるようになった。昭和になって流行した歌謡曲のなかにもヨナヌキ節は多い』。「東京のうた」（朝日新聞社編）にも次のように記されています。『晋平節の人気のナゾを理論的に研究した音楽評論家園部三郎によると、中山晋平の曲のうち、いちばん生命がながいのは「船頭小唄」【野口雨情作詞】だという。…処女作「カチューシャの唄」で作曲家としてのスタートをきった中山は、この曲以後〔「船頭小唄」作曲の大正10年〕それまでの曲につきまといっていたバタ臭さを捨て、日本調一本に傾いていく。カチューシャの松井

須磨子が半音を正確にうたえず苦勞する姿をみた中山は、数年の苦心のすえ日本人にうたいやすい
 独得の音階をつくりだした。園部がこの音階を分析、そのなかに三味線や琴で江戸時代から日本人
 の体質にしみついた俗曲の音階がかくされていることを指摘して、音楽界に話題をまいたのは、中
 山死後十年たったさる三十七年のこと。中山の鋭い音感は無意識のうちに日本人の“音”をききわ
 けていたのかも知れない。枯れすすきは、その中山式音階でつくられた最初の曲。昭和以後の流行
 歌の源流となり、やがて、より都会的な哀感をこめた古賀メロデーを生み出すことにもなる。NH
 K 芸能局長の長男中山卯郎は「だれでもうたえるうたをつくるのが父の終生の理想でした」とい
 う。……洋楽の通常の音階からファとシを除いた五音からなる短調の音階。ヨナ抜き音階とよばれ
 る。半音がないためうたいやすいのと短調の哀感が日本人の好みに合うのが特色で、現在の流行歌
 の多くもこのパターンを基調にしているといわれる。この音階のなかに俗曲のみやこ節の音階が潜
 在しているというのが園部三郎の指摘。文部省が明治初年以來、唱歌を通じて植えつけようとした
 音階、いわゆる唱歌調はファとシを除いた長調（ヨナ抜き長音階）である』。

注(1) 嘉永4年〔1851〕6月29日〔新暦7月27日〕信濃国伊那郡高遠に生まれ、慶応3
 年17才の時江戸に出て洋学を修め、次いで藩主に従い京都に赴いて蘭学を学び、明治2
 年東京に出、5年22才で南校〔なんこう。明治2年開成学校（開成所。洋学教育の蕃書
 調所の後身）を大学南校と改称、同4年大学廃止により単に南校、後に開成学校・東京開
 成学校を経て明治10年東京大学、同19年帝国大学となった。現東京大学の前身。これ
 に対する大学東校は東大医学部の前身。〕を卒業、文部省出仕、7年愛知師範学校長、8
 年米国出張、11年帰朝して東京師範学校長、12年文部省音楽取調掛御用掛を兼務。
 14年音楽取調掛長。19年文部省編修局長、21年東京音楽学校校長兼任、23年編修局
 廃止につき東京音楽学校校長兼東京盲啞学校長、24年辞任、28年から30年まで台湾総
 督府学務部長、32年東京高等師範学校長、勅選貴族院議員、晩年は吃音矯正事業に尽し、
 大正6年〔1917〕5月3日67才で歿した。彼は、新らしい時代の教育行政家であり
 学者でもあったが、特に音楽の造詣深く、わが国の音楽教育制度はこの人によって築かれ
 たものであり、また唱歌の作曲〔「来たれや来れ」・「紀元節」・「すめら御国」など〕
 を試みた最初の人でもあった。

注(2) 作曲家。長野県中野市出身。大正3年処女作「カチューシャの歌」で有名となり、「船頭
 小唄」「東京行進曲」「波浮の港」などの流行歌、「証城寺の狸はやし」などの童謡作曲
 で大衆に親しまれた。昭和27年66才で死去。昭和42年1月18日、土井晩翠を生ん
 だわが仙台市は、彼の出身地中野市と、「荒城の月」の作曲者滝廉太郎の縁故の地大分県
 竹田市〔たけたし〕と、音楽のゆかりを基盤として3市間音楽姉妹都市となった。

資料 定本日本の軍歌（堀内敬三）
 軍歌と日本人（加太こうじ）
 東京のうた（朝日新聞社編）

82 曾孫の子・孫を仙台では何というか

問 ひまごの子と孫とを、仙台では何と呼びますか。

答 仙台地方では、曾孫の子すなわち玄孫のことを「やしゃご」、曾孫の孫である来孫のことを「ぞんぞりご」といっています。

前者の「やしゃご」は、「言海」（大槻文彦）に『<やしゃご>玄孫、曾孫（ひひこ）の子、今訛してヤシャゴ』とあり、「広辞苑」第2版（新村出編）には『<やしゃご〔玄孫〕> ヤシワゴの転』とあり、広く使われている言葉ですので、仙台地方だけの呼び方ではありません。「浜荻」⁽¹⁾（匡子）に『やしはご、和名抄玄孫、爾雅云曾孫之子為玄孫、夜之波子〔やしはこ〕。新勅撰、鶴⁽²⁾の子の又やしはごの末までもふるきためしを我世とやみん、前関白』。新勅撰、鶴⁽³⁾の「俗語考」（橘守部）に『やしやご、やしわ子の訛れる也。和名抄に曾孫の子を玄孫となし、和名夜之波古とあり。言の心は弥末（イヤハシゴ）の謂か』とあり、古くから使われてきたことがわかります。これと同系の語が九州の福岡・鹿児島地方にあり、「やしまご」といっています。

後者の「ぞんぞりご」について、「仙台方言」（藤原勉、「仙台市史」第6巻の内、昭和27）では廃語とされていますが、「自伝的仙台弁」（石川鈴子、昭和41）には採り入れられてあり、使用頻度が極めて低いだけのことで〔実際例が稀であるため〕、現在もなお生きています。「浜ぞんぞりご」とも呼ばれたことがあるのは、非常に稀有な「ぞんぞりご」の誕生・生存の実例が、古来、早婚と長寿者とが特に多かった海岸沿いには、割にあったことを示すものであります。

注(1) 成立年代不詳。写本で伝わったものを昭和7年「仙台方言音韻考」（小倉進平）の中に採録、はじめて活字化された。

注(2) 十三経〔じゅうさんぎょう、また、じゅうさんけい〕の一。魯の周公の作といわれるが詳らかでない。字書の最古のもの。この書によれば8世の孫まで、己-子-孫-曾孫-玄孫-来孫-昆孫-仍孫〔じょうそん〕-雲孫の順である。これとは別に、曾高祖を去ること遠くただ耳で聴くという意味の耳孫〔じそん〕という語がある。来孫のことをいうとも、また仍孫のことをいうとも、諸説があって一定しない。「己」からこの辺まで遠く下がると曖昧になるからであろうか。わが国でも「つるのはし」「つるのはひこ」「つるのまご」と呼ぶ対象が、玄孫であったり、雲孫であったりするのと軌を一にするものである。なお、十三経とは、中国の経書、即ち易経・書経・詩経・周礼・儀礼・礼記・春秋左氏伝・春秋公羊伝・春秋穀梁伝・論語・孝経・爾雅・孟子（または爾雅・孟子の代りに老子・莊子）の称。南宋〔1127～1279〕の頃制定。

注(3) 新勅撰和歌集。二十一代集の一。全20巻。貞永元年〔1232〕藤原定家撰進。武家の

歌が多いので、宇治川集とあだ名された。二十一代集とは、八代集と十三代集との総称。八代集とは、八代の勅撰和歌集即ち古今集・後撰集・拾遺集・後拾遺集・金葉集・詞花集・千載集・新古今集の8集の称。十三代集はその後の勅撰和歌集、即ち新勅撰集・続後撰集・続古今集・続拾遺集・新後撰集・玉葉集・続千載集・続後拾遺集・風雅集・新千載集・新拾遺集・新後拾遺集・新続古今集の13集の称である。

注(4) たちばなもりべ。江戸後期の国学者・歌人。本姓は飯田。池庵・椎本〔しいがもと〕と号した。古典万葉の解釈において、本居宣長に対して一家をなした。「俗語考」は、俗語・方言の研究書で、「橘守部全集」の第9～10巻に活字化されている。他に「稜威言別」〔いつのことわき〕・「湖月抄別記」〔助辞本義一覧〕などの著がある。嘉永2年〔1849〕69才で歿した。

資料 言海（大槻文彦）
広辞苑（新村 出編）
全国方言辞典（東条 操編）
自伝的仙台弁（石川鈴子）
仙台の方言（土井八枝）

83 いつ頃から「青葉山」と呼び始めたか

問 仙台の青葉山は、いつ頃から呼び始めたのでしょうか。「仙台地名考」でも、これについては『いつ頃から呼ばれたかは詳かでない』とだけしか書いていません。

答 現在、青葉山と呼ばれるのは、天守台を中心とした高地一帯の汎称として、一般に通用しています。また、その大半の地が字名荒巻青葉(1)となっています。その確実な起原はいつか、無論仙台開府以前に見出すことはできませんが、「仙台地名考」の通り詳かではありません。ここは、慶長5年〔1600〕12月25日、伊達政宗による築城縄張り始めの時点を境に、実に歴史的変貌を遂げることになります。それと同時に、その真下に広がる無人の湿地原野が、4万を超える人口密集の城下町に一変するという驚異的開発によって、この山は、一挙に人間生活の息吹きの枠内に組み込まれて行くのです。そのことが、この山の呼び方に変動を及ぼしていないかどうか、この時期の前後の史料の検討が最も重視されるべきポイントであります。中世に遡ると、北朝側の奥州探題吉良貞家の古文書の残存したのがあります。その中で、観応2年〔北朝年号。1351〕2月の日付の

ある2通に「虚空蔵城」並びに「虚空蔵楯」の称呼が見られます。それは、虚空蔵堂が存在していたことによって、そのように称せられていたところ、即ち後世の仙台北丸敷地に当ります。その後、歴史的暗黒の長夜を経て、近世の幕明けとともに、虚空蔵堂と同所にあった千体仏とは経が峯⁽⁴⁾の地に移され、「虚空蔵」に因む中世の呼び名は完全に消滅してしまいます。次に、その失われた呼び名に代るべきものを探索すると、かなりの年代を経た後の「正保二・三年〔1645～1646〕製作仙台北丸敷地」に、本丸と二の丸敷地の中間あたりの西方、竜ノ口溪谷の対岸の山地に「青葉山」の名が初出します。仙台北丸敷地の時から170年も経過した安永8年〔1779〕の編著といわれる「残月台本荒荻」に次の記事があり、山の呼び名「青葉山」と同名の、寺の山号「青葉山」〔せいようざん〕⁽⁵⁾が出てきます。『残月亭の南脇御二ノ丸の間を青葉山寂光寺と言ふ、御本丸御移の節、右の寂光寺を北山に移し……』⁽⁶⁾。ここにおいて、青葉山寂光寺の山号から、現在も通用している「青葉山」⁽⁷⁾の名称が始めて生まれたことが推定されます。旧来の「越路山」が、慶長17年〔1612〕に愛宕神社が米沢→岩出山→仙台北丸敷小路から移されここに鎮座して以来「愛宕山」と呼ばれ、また、「野手口山」や「茂が崎」が元禄10年〔1697〕大年寺建立以後「大年寺山」と称せられるようになったのと同様のあり方が考えられます。そこで、最も重要な問題点は、その青葉山寂光寺が何時からそこに存在したかということです。この寂光寺は、もと福島信夫郡信夫山中にあった寺で、当時信夫山の山名は青葉山〔おおばやま〕と呼ばれていたため、寺の山号「青葉山」〔せいようざん〕はその山名に由来したものであったとされています。ちなみに、信夫山の中峯は、今もなお「青葉山」と呼ばれています。この寂光寺が、慶長7年〔1602〕に仙台に移されたことが「封内風土記」巻之2（田辺希文）に次の通り記されています。『在城北。真言宗。京都仁和寺末寺。伝云信夫郡福島一里東北。羽黒権現別当。而慈覚大師開基也。後陽成帝。慶長五年十月。同郡宮代之役。現住僧名不伝。及中興祖慶印上人与上杉諸将戦而有功。是以慶長七年。護持権現神体。到仙台。賜地住移焉。有中興開祖慶印上人之墓。今日之行人塚』。すなわち、青葉山寂光寺は信夫郡の青葉山から、慶長7年仙台北丸敷に移され、その存在に因って「青葉山」の地名が発生することになるのであると考えられます。もとより正式命名というスタートの仕方ではなく、寺の山号→所在地の呼び名→周辺の呼び名として自然的に発生し、士民一般の共用性が高まり、次第に定着したものです。そのような成立であるので、公式に使われることも稀だったため、史料への現われが遅く、また少ないのであります。しかし、文芸用語として調法がようになってきたのはまだしも、甚しいのに至っては、他所の青葉の山を詠んだ万葉集の『秋露者移行示有家里水鳥乃青羽乃山能色付見者』〔あきつゆはうつしありけりみつとりのあをはのやまのいろつくみれば〕をまで引用して、仙台の青葉山が古くから歌の名所であったという説まで出てきました。この説に対して「大日本地名辞書」第7巻（吉田東伍）は、次のように論駁しています。『……青葉山の名所は、佐久間氏、万葉の「水鳥の青羽の山」の詠を引かれしと雖、此には非ず。殊に元暦〔1184～1185〕大嘗会〔だいじょうえ〕の悠紀方〔ゆきかた〕の歌なる、青羽山は近江国なり。されば、清輔抄に、⁽⁹⁾
⁽¹⁰⁾

青葉山を陸奥とせるも、若狭の誤りのみ。仙台なる青葉山は、断じて古名所にあらず。千載集の「常葉なる青葉の山も秋来れば色こそかへねさひしかりけり」（僧正覚忠）にも附会し難からん』。「萬葉集」〔759年までの作歌〕や「千載集」〔1187年詠進〕の歌と時代的に接合しない仙台青葉山とを結びつけたり、「青葉山」は雅名であるとしたりするお国自慢の発想は、いたずらに心情的に過ぎて問題とするに値しません。

要するに、慶長7年の青葉山寂光寺の仙台移遷の年以前において、仙台の青葉山の地が「青葉山」と称せられたことを立証できる資料は全くありません。「青葉山」の呼び始めは、この時点以後ということになります。

注(1) 伊達政宗は、仙台城に天守閣を建てなかったが、その敷地は設定してあった。標高131.6mの三角点のある本丸敷地最高所で、そこを天守台と称する。

注(2) 和賀彦次郎義勝時代野田三郎兵衛尉盛綱合戦次第事

右盛綱去正月十六日任御教書旨、惣領被相催間、属彼手府中馳参、岩切城搦手〔からめて〕太田口令警固、同二月十二日目大仏〔南〕脇壁岸貴上城門、切入畠山殿御陣於御前、庄七郎相戦〔頸〕取了、此等次第御所私候人大塚十郎大河内兵庫助同所令合戦見知者也、同十四日宮城郡虚空蔵城畠山上野二郎口留守但馬権守同三川権守宮城四郎兵衛尉楯籠〔たてこもる〕間、彼城馳向致合戦軍忠之处、上野二郎殿自害了、但馬権守三川権守宮城四郎兵衛尉被彼所生〔捕〕也、然早下賜御証判、為備〔末〕代亀鏡、恐々言上如件、

観応貳年二月 日

(証判) (吉良貞家)

「一見了 (花押)」

〔「鬼柳文書」(東北大学国史研究室所蔵)。「仙台市史」資料90〕

注(3) 和賀六郎次郎義光合戦次第事

右義光去正月十六日任御教書旨、惣領相催間、属彼手府中馳参、岩切城搦手太田口令警固、同二月十二日目大仏南脇貴上城内、切入致合戦忠節了、次同月十四日宮城郡虚空蔵楯畠山上野二郎殿留守但馬権守同三河権守宮城四郎兵衛尉楯籠候間、彼城馳向致合戦軍忠之处、上野二郎殿自害了、次所被生補〔捕〕但馬権守三河権守宮城四郎兵衛尉也、然早下賜御証判、為備未〔末〕代亀鏡、恐々言上如件、

観応貳年二月 日

(証判) (吉良貞家)

「一見了 (花押)」

〔「鬼柳文書」(東北大学国史研究室所蔵)。「仙台市史」資料91〕

注(4) 瑞鳳殿など伊達家三代の霊廟等のあるところである。万海上人という聖徳一世に聞えた行者が、このほとりで修業をし、生涯大般若経を転読し、末期に及んでこれを地中に埋めた

ので、この山を^〇般若^〇經^〇峯^〇といった。經が峯という略称はそれから出たものという。本丸築城の時、そこ〔虚空蔵楯〕にあった虚空蔵堂を千体仏とともに此処に移遷した。次いで万治2年〔1659〕忠宗廟感仙殿をここに造営するに当り、現在地愛宕山に移すまで約60年近くの間、虚空蔵堂の在ったところなので、ここを元虚空蔵ともいう。〔「封内風土記」(田辺稀文)卷之1に『虚空蔵堂。在名取郡根岸邑愛宕山。属府内。伝云。往古在城中。後陽成帝慶長初。貞山君。経営城地時。移干經峯。後西帝。万治二年。造営義山君靈廟時。再遷今地。』とある。「残月台本荒萩」「仙台名所聞書」「仙台萩」「仙台鹿の子」等の地誌類に、虚空蔵堂を、本丸築城時直ちに愛宕山に移祀したと記しているのは誤である〕。万海上人は、出羽の国谷地〔やち〕の出身であると伝えられる。そして慶長の末年〔1614〕の頃には、傑物である政宗は聖徳高い万海上人の生れかわりであるという伝説が生れていた。万海は片眼であったから、その生れかわりの政宗もまた隻眼だといわれるのである。政宗が死去する前月、寛永13年〔1636〕の4月、自ら經が峯に登って、死後はこの辺に葬るよう指示した。その遺言により、ここに靈廟の普請を始めると、一つの石室が発堀され、錫杖袈裟〔しゃくじょうけさ〕の行人〔ぎょうにん〕の遺体が現われた。古老の言により、それは万海上人の墓であるといわれた。政宗が、その生れかわりだと伝えられる万海上人と同じ場所に葬られることになった因縁の不思議さに、領内の人々の英雄政宗に対する畏敬の念は一層強いものになったという。恐らく工事の際に、偶然にも何者か不明な行人の墓が掘り当てられて、既に成立していた生れかわり伝説を、強固に完成する材料となったのであるといわれる。政宗廟の瑞鳳殿と第2代忠宗廟の感仙殿とは、昭和6年12月国宝建造物の指定を受けていたが、昭和20年7月10日の空襲で、惜しくも灰燼に帰してしまった。昭和51年5月24日、瑞鳳殿及び拝殿が再建された。

注(5) 著者不明。安永8年〔1779〕頃成立の地誌。「仙台叢書」第1巻に収録。「岩手県史」第4巻に『……岩谷堂〔一門伊達氏、5千石〕の御預床頭〔足輕組頭の配下で足輕10人の長〕高橋義兼(吉郎左衛門、巖堂、文化十年〔1813〕歿)も江戸に出て井上金峨に学び、のち昌平齋に入り、養賢堂儒員として迎えられ、「残月台本荒萩」四巻、「農業小児示教弁」一巻を著している。』とあるが、仙台側では、「残月台本荒萩」は著者不明であるとしている。この書は「東奥老士夜話」「仙台名所聞書」「仙台鹿の子」「仙台萩」等と同時代、同系乃至同工異曲の書である。きわめて有用な郷土資料であるが、170年以上に遡って記述された部分に、史実に反するところもある。

注(6) 二の丸の西南部、今の東北大植物園の蒙古の碑の直上、真近な地点に建っていた茶室。また残月御茶屋と称した。政宗書の「残月亭」の3字を刻んだ板額をかけてあった。

注(7) 慶長7年〔1602。本丸がほぼ竣工〕福島から仙台城本丸傍に移された寂光寺〔羽黒堂も附随〕が北山に移された正確な時期は不明であるが、『御本丸御移の節』とは二の丸構

築を指したもので、その普請が開始された寛永15年〔1638〕を降るものでないことは、二の丸の殿舎布置の状態から断定できることである。このようなことについての文書記録がないので、時代的に直近の「正保二・三年〔1645・46〕製作仙台城絵図」に当たると、羽黒堂が北山の地に見えており、上記の寛永15年北山移遷説が資料的に補強されてくる。北山に移ってからも羽黒堂の別当寺として幕末に至ったが、明治初年伊達家の外護を失って廃寺となり、十二軒丁弥勒院に合併された。羽黒社の方は羽黒神社として同寺境内に存続し、北山附近住民の鎮守として祀られている。

注(8) 「万世に伝わるべき集」また「万の言の葉の集」の意味でこの名があるという。現存最古の歌集。20巻。仁徳天皇時代から淳仁天皇の天平宝字3年〔759〕まで、4～5百年間の歌約4千5百首を採録。部立は相聞・挽歌・雑歌などであるが、1巻或は2巻で一纏りをなし、20巻を通じての分類はない。歌形は長歌・短歌・旋動歌〔せどうか〕を主とし、短歌が4千首以上を占める。主たる編者は大伴家持〔おおとものやかもち〕といわれる。歌は概して素朴な感情が率直に表現され、調子も高く雄渾で、わが国古典の最たるものである。歌の音をあらわすに漢字〔973字〕を借りて表記しているので、万葉仮名〔かりなの略。仮は借、名は字〕の名がこの集から出た。

注(9) 佐久間洞巖の「奥羽観蹟聞老志」〔おおうかんせきもんろうし〕の記事を指している。佐久間洞巖は仙台の儒者・画家。諱は義和、字は子巖、容軒・洞巖また太伯山人と号し、通称は丁徳。新田親重の二男として、承応2年〔1653〕6月7日仙台に生れた。伊達家の画員佐久間有徳の養子となり、駿河台狩野派の始祖狩野洞雲益信について画を学び、その画技大いに進んだので、洞雲がその偏名を与えて洞巖と号した。後に、晩学だったが遊佐木斎に入門し、儒家としても一家をなすに至った。元禄4年〔1691〕主君綱村の怒りに触れて放逐された。この間、貧窮をなめつつ「伊達便覧志」15巻〔「仙台叢書」第3巻に収録〕を著した。同6年、許されてからは学問に専念した。伊達綱村はその学才を認めて修史事業に参画させた。彼が68才の時、綱村が世を去ったので、それからは、学問研究と後進の指導に努めながら、書・画をも楽しみとした。新井白石・荻生徂徠らと親交深く、白石と問答往復した書簡76通を集録した「新佐手簡」2巻がある。元文元年〔1736〕2月11日歿、84才。仙台新坂通莊巖寺に葬る。著に「奥羽観蹟聞老志」「五十四郡考」「復讐記事」「塩釜松島図記」「名所郡志」「伊達便覧志」等がある。「奥羽観蹟聞老志」は、東北地方の文学的地誌で、享保4年〔1719〕完成したもので、「仙台叢書」別刊2冊本として活字化された。彼の学問は長子の義方と、末子の新井滄洲に伝えられ、画は養子の如琢を経て孫の立德（六所）に受けつがれ、幕末・明治に及んで晴嶽・鉄園等有名な画人を出した。

注(10) 大嘗祭・大嘗・おおなめまつり・おおにえまつり・おおむべまつり。天皇が即位の後、初

めて行う神嘗祭。その年の新穀を以て、自ら天照大神をはじめ天神・地祇を祀る大礼で、神事の最大のものでされる。

注⑪ 悠紀に関する方。悠紀に関する物事。悠紀とは、大嘗会の時、新穀を奉るべき東方の国。中古から近江国が当てられた。斎忌・由基とも書く。これに対するのが主基〔すき。悠紀に対して西方〕。

注⑫ 八代集の一。20巻。寿永2年〔1183〕後白河法皇の院宣によって文治3年〔1187〕藤原俊成撰。撰歌は、一条天皇時代〔986～〕頃から2百年にわたり、「後拾遺和歌集」〔ごしゅういわかしゅう。20巻。藤原通俊が白河天皇の勅によって、応徳3年〔1086〕撰進した勅撰集〕に洩れたものからえらばれた。温雅幽寂な歌風の歌が集成されている。

資料 仙台市史第7、8巻

残月台本荒萩（「仙台叢書」第1巻の内）

大日本地名辞書第7巻（吉田東伍）

天保二・三年製作仙台城絵図〔「宮城県史」第2巻の内、「仙台市史」第9巻附録〕

伊達政宗誕生伝説考（小林清治、「仙台郷土研究」第18巻第4号の内）

84 公儀使とは如何なる役職か

問 元禄15年12月15日、目的を遂げた赤穂浪士が泉岳寺に引揚げの途中、伊達家芝邸門前にさしかかった一行に、即製の糲粥〔ほしいがゆ〕を供してねぎらったと聞いています。その処置をとったという大堀亮隆〔おおほりすけたか〕の役職公儀使とはどのようなものですか。

答 徳川体制が確立するに従い、諸藩は、常時幕府当局との連絡を緊密にすることが必要となってきました。そのために各藩は、留守居と称する練熟有能な専任者をそれぞれの江戸邸に置き、外交官的役割を果たさせるようになりました。これは、津の藤堂高虎が慶長18年〔1613〕に、在国中不在となる江戸における公私の便をはかるため、留守居⁽¹⁾の役を置いたのが始まりで、他の諸侯がこれにならうようになったものです。留守居は、江戸屋敷に常駐し、自藩の幕府に対する公務連絡をつかさどり、兼ねて同列親近諸藩との交際⁽²⁾に当るのが、各藩とも共通の主たる任務でした。幕府もまた、諸藩に対し通達⁽³⁾することがあれば、大目付が留守居を招集して行うのが例となりました。伊達家でも、留守居の職務を行う役人を、江戸邸に常置しています。伊達家独特の職名で公儀使〔こうぎつかい〕と称するものです。これは、最初聞番〔ききばん〕といい、後に改称したものです。「藩臣須知」（「宮城県史」第32巻の内）に『他所江対し御役人之名目申様……公儀使ハ留

守居』とあるように、対外的には便宜上、他藩並みの留守居と呼び替えることになっていました。この公儀使について「伊達家史叢談」巻之15（伊達邦宗）に、次の記事があります。『公儀使ハ、幕府ト本藩トノ外交上ノ事務ヲ弁ズル役人ニシテ、時々公儀ニ御使ヲ勤ムルヲ以テ此名アリ、我藩ニテハ斯ク称スレドモ、幕府ニ対シテハ其藩ノ留守居ト称セリ、公儀使ハ尤モ世故ニ長ケ、礼節ニ長ジ、弁舌能アル者ヲ選ビ、常ニ藩邸ノ役宅内ニ住ス』。公儀使は若年寄の支配に属し、役列は地方行政担当の郡奉行⁽⁴⁾の直上位となっていました。⁽⁵⁾

注(1) どうとうたか⁽⁶⁾とら。近世初期の武将。近江の人。入道して白雲と号した。浅井長政・羽柴秀長及びその子秀保に仕え、後に高野山に入ったが、豊臣秀吉に召し出されて宇和島城主となり、朝鮮征伐にも参加した。秀吉の死後は徳川氏に属し、関が原・大坂の役の戦功により、伊勢・伊賀32万石に封ぜられた。寛永7年〔1630〕75才で歿した。

注(2) 江戸城内での殿中席次同等の藩。大名の格式が官位・領土・家格等の格差により次の8段階に区分され、詰所すなわち殿中席次がきめられていた。1大廊下（三家及び前田家・越前家）。2大広間（外様の大身。伊達家の詰席は此处であった）。3溜之間（家門すなわち家康以後の分家である高松・桑名。井伊・会津などの譜代の門閥）。4帝鑑之間（譜代の城主格60家）。5雁之間（板倉・稲葉など譜代の中堅40余家）。6柳之間（10万石以下の外様）。7菊之間（3万石以下の譜代）。8無席（詰所なし。無席大名7家）。詰席同一すなわち同列の大名同志は、接触の機会が多く、利害関係を共通にするので交際があった。その家臣である留守居仲間も詰席毎に寄合を作っていた。

注(3) おおめつけ。江戸幕府の職名。老中の配下にあつてその耳目となり、諸務を監督し、諸大名の行動を監察し、諸吏の怠慢を摘発する権限をもつ。そのため「大名目付」とも呼ばれた。寛永9年〔1632〕設置した総目付の改称。定員4～5名のうち、1人は軍事に関係深い道中奉行、1人は宗門改を兼ねる。旗本中の俊秀な人材から任用された。将軍に直訴できる立場にあり、老中支配でありながら逆に老中を監察した。その職務柄から大名の待遇を受けた。なお大目付は目付を指揮干渉するものではなく、両者は全く別個な権限をもつものであった。目付は若年寄に直属して旗本等を監察する役職であった。

注(4) 「奥羽方言今昔談」（藤原相之助、「方言」第6巻第1号の内）に「お国言葉」が如何に堂々と尊重されたかを思わせる次のような記事がある。『各領とも方言を矯正することはしなかった。それは他に標準とすべき言語を認めないからだ。公儀使は職業的に共通語を操って用を弁じた。江戸方言〔田舎弁〕は一般に標準ともしなければ、その權威を認めようとしなかった。仙台で偶々江戸弁を使うものがあれば、下品な「折助〔おりすけ。武家の下僕〕弁」と軽蔑された』。各大名領の言葉は、それぞれ「お国言葉」と称し、他領に対しても堂々と胸を張って常用した。

注(5) 若老・小老ともいい、奉行を補佐して伊達家の庶政を司り、また奉行・出入司支配外の

「詰所以上之輩」すなわち大番士以上の伊達家中の進退を司った。兵具・馬・年譜・幕小旗・大筒稽古〔砲術〕・堂形〔弓術〕・討芸〔武術〕・乱舞方〔能楽〕の事務を掌り、人によっては評定役・鷹方の事務をも兼帯した。若年寄の初見は寛文6年〔1666〕6月西大条定賀・茂庭姓元の両名で、定員はない。「肯山公治家記録」前編卷之4、寛文6年7月14日の条に『如例年御船入へ漁猟ニ御出、奉行衆若老出入司小姓頭目付懐守医師公義使各肴献上……』と「若老」の職名が出ている。若老は、藩の支配機構が複雑になり、職掌が細分化するにつれて、奉行執行部分の中から庶政部分を担当することになり、寛文頃職制の上に定められたものである。

注(6) 出入司〔しゅつにゅうづかさ。財政・地方行政を司る〕に直属し、郡村の民政・司法・警察・勸業・経済等広汎な業務を担当する。2、3百石級の大番士から登用され、旅扶持20人分〔1人扶持は1石8斗〕を加給された。仙台領21郡970箇村は南方〔みなみかた。刈田郡・伊具郡・柴田郡・宇田郡・亙理郡・名取郡・宮城郡〕・北方〔きたかた。宮城郡高城・桃生郡深谷・遠田郡・黒川郡大谷・黒川郡・加美郡・志田郡・玉造郡・栗原郡〕・中奥〔なかおく。一迫・二迫・三迫・登米郡・本吉南方・牡鹿郡・磐井郡流〕・奥〔おく。磐井郡・胆沢郡・江刺郡・気仙郡・本吉北方〕の4区に分割し、各区域を担当する郡奉行が1名宛任命された。平常は城中において執務し、春秋2回各分担区を巡察した。配下に現地駐在の代官以下の諸役があった。

資料 伊達家史叢談卷之15（伊達邦宗）

85 雪形六出の構え

問 宮城刑務所の明治の建て物六角塔について調べている者です。「宮城刑務所設置事情史」（山田野理夫著、昭和30年宮城刑務所発行）の19ページに、次の部分があります。『この集治監⁽¹⁾は監獄建築として異色あるものだ。当時の国内監獄は皆この様式によったものだが、中央に見張の六角塔が聳え、六棟の獄舎が放射状に配置され、中央からの監視が行き届く設計だ。この設計はドイツ人だと古老が言っているが審かでない。人は^{××××}雲形六出の構えとよんだ』。この「^{××××}雲形六出の構え」とは、どのようなものですか。

答 「[×]雲形六出の構え」は「[○]雪形六出の構え」の誤りです。「東北のお国ぶり」（田村昭）にも『旧若林城跡に「[×]雲形六出の構」と称する中央の塔から監視が行届くようになっている^{××××}レンガ造の巨大⁽²⁾な監獄ができあがった。』など、特に最近の出版物の中には、よくそのように誤まって書かれてい

るのがありますから、注意を要します。

「一人静」（小倉強）に『明治12年〔1879〕仙台市南小泉に建築された宮城^X県〔正しくは宮城〕集治監（今の宮城刑務所）は監獄建築として極めて異色あるものとされ、「雪形六出の構へ」と当時の人は形容した』。「明治の洋風建築—宮城県」（小倉強）にも『「雪形六出の構へ」と呼んで獄舎が六棟放射状に突き出ている形を形容した』。「新仙台繁昌記」（眠花情史著、明治16年刊）に『集治監は小泉村なる若林の古城（こじょう）にあり、屋中は都（すべ）^{X X X}て赤煉瓦を用ひて六方の構へに造り実に広大壯麗を極むといふべし、聞く東京（とうけい）。〔当時まだこの呼び方が残っていた〕鍛冶橋内の監獄署と本県集治監及び樺戸〔かばと〕集治監は其の構造に於て毫（すこし）も異なる所なく、其六方構へに造るは西洋諸国に於ても亦た同一にして、獄署を造る法なりといへり』。「仙台案内」（庄子輝光著、明治23年刊）には『宮城県集治監は小泉村に在り大守黄門公（たいしゅまさむねこう）の隠居せられし若林の古城（ふるじろ）則ち是なり、昔し公の庭前（おにわ）に移植せられし彼の韓国（てうせん）の臥竜梅（ぐわりょうばい）は曾て此地に在りし者にして、二十年前までは春来古城（こじょう）に訪梅人（うめをとむらふひと）も多かりけるが、今猶爰（ここ）に其支種の存するもの有りて、同監工事課派出所の庭内（には）になり居りしと云ふ、同所の創立は明治十一年に在り、屋宇（おくう）都（すべ）^Xて煉瓦^{X X X X X X}を以て雪形六出の構え（せっけいりくしゅつのかまへ）に造り、実に広大壯麗を極め、中央に六角五層の危楼〔きろう。高樓〕ありて頗る眺望に富む、名取宮城の広稲（かうとう）を一瞥（いちべつ）して眼界の極まる処は、七浜（ななはま）〔七が浜〕の湾よりはるか金華山を眺むるに至り、聞く所に依れば、東京（とうきょう）鍛冶橋内の監獄及び北海道樺戸集治監及び本県集治監は、其構造に於て毫（ごう）も異なる処なく、其六出（りくしゅつ）の構造は、西洋各国も亦た同一にして、蓋し獄署を造るの法なりと云ふ。』などと記されています。

さて、この建物が「雪形六出の構え」と呼ばれてきたのは、平面図にした時の建築の六方放射型の形態が、雪の六角の結晶体そのままであることからきた、いとも風流な大工言葉であります。雪はすべて六角形の美しい結晶をなしますので、これを花にたとえ、雪華（花）といい、六出〔りくしゅつ〕・六出公・六華〔りっか〕・六花・六つの花〔むつのはな〕などとも表現されます。「名数みやぎ郷土小事典」（菊地勝之助）の『雪形六出（ろくで）の構』と形容した』とある「ろくで」のルビは誤りですので訂正を要します。

宮城集治監は、西南戦争の国事犯を収容するため作られ、明治12年に落成したものです。獄舎⁽³⁾建築としては、極めて画期的なものであったし、堂々たる外観は遠方から仰ぎ見ることができ、俗に「六角大学」の異称で世人から呼ばれたものでした。放射状の房舎は昭和30年代の後半には撤去され、近代建築の房舎と交代しました。残されていた六角塔は、貴重な明治建築として、移築保存の熱望が各方面から寄せられていたのですが、事情が許さず、昭和48年2月5日遂に解体され姿を消してしまいました。

注(1) 「宮城刑務所沿革誌」(昭和39年刊)に、次のことが記されている。『明治十年十二月内務省は、西南役賊徒受刑者の拘禁と、地方監獄における拘禁の緩和及び監獄改良等の目的を以て、宮城県下小泉村に用地を選定し、監獄の新築に着手す。(敷地は、伊達政宗居館若林城址で、周囲を繞る延長六百八十間の現存煉瓦造外塀の基盤を為す土塁は、築城当時の形状を略々そのまま保っている。)この面積三八、四四六坪(本監、拘置場、庁舎区域共)で、附属する官舎地域七、五二二坪、耕耘地四二、〇五四坪(但し、この内現在六郷堀及古城南所在三二、五二四坪四は、昭和二年三月十七日、当時市内木下薬師堂西所在の当所耕耘地と交換取得せるもの)等併せて、用地合計八八、〇二二坪である。新監建築予算十六万円、内建築工事費八一、〇五〇円、職員赴任旅費及び俸給等の人件費一七、五六一円、囚徒一千人一年間の食糧費二八、二五四円、同上物件費九、三〇〇円、同上集禁に要する護送旅費四、三八〇円、同上患者費九、三三七円二〇銭、開墾農具其他機械及雑費等一五、〇〇〇円、合計一五六、八八二円二〇銭である。明治十一年三月警視庁大警部小野田元熙(当時石川島監獄署長)〔おのだもとひろ。明治33年10月~35年2月宮城県知事〕同権大警部石沢謹吾(当時鍛冶橋監獄署長)の両氏命を受けて仙台に來り、監獄新設の経営に當る。明治十二年一月小野田元熙氏(当時一等警視補)は、大警視川路利良(初代警視總監)に従い歐洲出張(監獄制度視察研究のため)を命ぜられ、石沢謹吾氏等専ら新築経営の衝に當る。明治十二年四月一日太政官達第十七号を以て、宮城集治監設置せられ、内務省の直轄とし、当分の間同省警視局の管理に属す。……(同時開設の東京集治監と共に我が国における集治監の嚆矢〔こうし〕である。)明治十二年七月内務省達乙第三十八号を以て、監獄局が創置され、当集治監は、その管理に属す。明治十二年九月宮城集治監竣工す。(竣工月日同年八月二十七日と記載せる棟札あり。)木造二階建六翼の獄舎で、所謂放射状舎房である。中央に見張りの六角塔(三階に當る。)を備え、地上九十一尺の高層建築である。(この建築は、フランス中央監獄メゾン・セントラルの制に倣い、我が国における代表的監獄建築たらしめようとする意があった。設計はドイツ人であると、伝えられている。)木造二階建舎房は、放射型で、各房棟の長さは、--型部分の二翼は、各々二十四間、><型部分の四翼は、各々十八間である。上、下階併せてその房数三四四箇房、内独居房七二、雑居房二七二、その広さは独居房において各々一・五坪その有効坪数一・二九坪、雑居房においては各々二・二五坪その有効坪数一・八坪である。一階房棟中央に二段の見張台(床面上一段二尺三寸、二段同四尺五寸五分)を備たる三九坪二七六の見張台、見張室より各房棟に至る出入口廊下を境して五箇の捜検室、及び一箇の図書室を配備している。二階建舎房中央上部見張り六角塔内部は、上・下両階となつて、下階は六角型の外周に沿つて、屏禁室六箇室、物置十二箇室を巡らし、上階五六坪一六の教場(教悔室)となつている。(この最上室に位置する教場からは、構内はもとより、遠

く仙台市郊外までを俯瞰できるものである。) 建築委員は、一等警視補小野田元熙、三等警視補石沢謹吾、四等警視属瀬島常篤、中警部細谷直英〔ほそやなおひで。からす組の細谷十太夫〕、十等警視属小林孝蔵、傭真田太蔵、同萩原喜平、同中山吉造等の諸氏である。建築受請人は、地形建方大倉組喜八郎(現在大成建設株式会社)、鉄物一式木下半四郎、ペンキ塗大石清右衛門、栗野隆七、石一式黒田八兵衛、佐藤忠内等の諸氏である。』

注(2) 建物は木造で、煉瓦造ではなかった。煉瓦は、明治19年から32年までに完成された外塀だけに使われている。×印をつけたのはその誤りである。

注(3) 西南の役。明治10年の西郷隆盛らの叛乱。隆盛は征韓論に敗れて官職を辞し鹿児島に帰り、私学校を興して青年を教育した。桐野利秋・篠原国韓等がこれを援けた。私学校生徒が西郷を擁して兵を挙げ熊本鎮台を囲んだ。司令官谷干城が防戦に努め、有栖川宮熾仁親王〔ariusがわのみやたるひとしんのう〕を総督とする征討軍がこれを討伐した。9月隆盛以下が自刃した。

注(4) 「宮城刑務所沿革誌」に次の記事がある。『明治十二年十一月宮城〔県〕監獄署より、その監服役中の西南役国事犯受刑者の引継移送を受く。(明治十年九月二十四日西郷隆盛は城山に自刃し、西南役は鎮定をみるにいたり、長崎に九州臨時裁判所が設けられて、続々判決が言渡され、西南役国事犯受刑者は、明治十年十一月二十七日までに一三五名、翌十一年五月七日までに一六四名、計二九九名が宮城県監獄署に移送収容された。判決後各県監獄署に対する国事犯受刑者の配分移送はかなり速に行われた様子が見える。即ち同年十一月二十日、仙台より出征の鎮台兵、士族からの応募者所謂臨時巡查等が海路塩釜に帰還入航しているという状況である。当集治監に引継となった西南役関係受刑者の数は明らかでないが、引継ぎが開始された明治十二年十一月頃には、大半以上の者は、刑の終了、特典減刑等により出獄しているの、その頃まで県監獄署に服役していた者はおそらく一一〇名内外と推定される。』この時の服役者中病死した7名の鹿児島県人の墓が、瑞鳳寺境内にある。

国事犯とは、国家または国家権力、国家の行政・司法・軍事などを侵害する犯罪。また政治犯(政事犯)に同じ。

〔宮城集治監は、その後官制改正により、明治36年4月1日宮城監獄と改称。明治37年仙台監獄〔片平丁のものと宮城県監獄署〕を合併、更に大正11年10月宮城刑務所となり今日に至っている。〕

資料 大漢和辞典(諸橋徹次)

明治の建て物(河北新報クリッピング、昭和38)

宮城刑務所沿革誌(宮城刑務所)

明治建築案内(菊池重郎)

一人静（小倉 強）

明治の洋風建築－宮城県－（小倉 強）

86 仙台城の本丸について

問 仙台城の本丸について次のことを教えてください。

1. 本丸の面積は何坪か。⁽¹⁾ ⁽²⁾
2. 天守閣はなかったのか。それは何故か。
3. 「目で見える仙台の歴史」の33ページに『当初の仙台城、正門の詰ノ門は重層櫓門、左右前面に西櫓、東櫓、東北角に長櫓〔うしとらやぐら〕、南隅に巽櫓〔たつみやぐら〕（何れも三層）、西に二重櫓、背面に西ノ門（重層）、切通門、埋門〔うずみもん〕（共に三層高麗門）を開き、⁽³⁾ 政宗は「大御所かくの如き御威勢にては城などさらに入らざる儀に候」と天守を建てず、西南隅の高阜に天守台を置き、中央に大広間と称する殿舎、車寄門、北に能舞台、東方崖作りの高楼、南に侍所、寝所、居間、背面高所に西丸、追廻口に東丸を置き、この方面に単層高麗門の沢門、重層の清水門、その辺から花壇へ屋蓋のある長さ二百間の花壇橋を架した。すべて聚楽⁽⁵⁾方式を採り、豪華けんらんを極めた。寛永十四年建物の大半は二の丸に移され、残された大広間は明治五年梶の手で破却された。』とありますが、寛永14年に大広間を除く本丸の建物が二之丸⁽⁶⁾に移築されたのか、また大広間破却の記述は事実の通りなのですか。

答 仙台城本丸のことについて、御質問の項目毎に資料に基き次の通りお答えいたします。

1. 本丸の大きさ

仙台城の規模を示す資料に「正保二、三年〔1645～1646〕製作仙台城絵図」と「仙台御城覚書」⁽⁷⁾（安倍彦右衛門）との2点があります。後者はその巻末に『享保八癸卯〔1723〕八月廿八日』の日付がありますが、その内容を検討すると、前者「正保二、三年製作仙台城絵図」の中に書き込まれた説明を写し取ったものと見られます。従って、本丸の大きさを表わすデータも次の通りで、両者とも同一であります。『本丸山城、東西百三十五間〔245.7m〕、南北百四十七間〔267.54m〕、町屋の地形に卅二間半高』

このように、城の大小を現わすには、東西何間、南北何間とするだけで、別に面積（坪数）を出さないのが通例であります。城はその目的上、地形・地物を利用して構築されますので、その敷地は不整形であり、その外周縁辺は屈曲出入が甚しく、しかも均等な平面とは限らず高低起伏の差もあるのが常であります。極端な山城の場合は『山高ク地形狭ク間数不知』などということ

もあります。そこには、現在の宅地面積を計算するような、「東西×南北＝坪数」の単純な感覚は通用しません。精密にして至難な実測計算を行わない限り、正確な坪数を求めることはできません。そのようなことを敢てしなくとも、東西長、南北長の大きな数値をとらえるだけで、当時の実益は十分に充たされてしまいます。仙台城本丸も、地山を切取って人工的に整地したところで、平面には高低差もあり、輪郭が複雑な曲折凹凸をなす不整形な敷地ですので、今更坪数を出すことなどは不可能に近いことです。

2. 天守閣はなかった。

⁽⁹⁾
政宗は、本丸に天守閣を当初から建てず、唯その設置場所だけを設定し、これを天守台として残しました。そのことから、現在では、本丸の平坦部全体を天守台と呼ぶようになりました。天守閣を設けなかった理由について、「伊達家史叢談」巻之5（伊達邦宗）に次のように記してあります。『〔小野清著日本城郭誌〕巻首、天主矢倉ノ下ニ曰ク、「伊達政宗ノ仙台城ノ天主雛形ハ、慶長ノ初メ早く成リタレド、政宗思フ所アリテ終ニ工ヲ起サズシテ已メリト云フ（余、安政中仙台城本丸ニ登リテ、此天主雛形ヲ見タリ、高サ二間許リ、横之ニ称〔かな〕フ。亦五重ナリキ。蓋シ、実測十分一ノ切り組ナリシナラン。明治ノ初年、此雛形ハ猶ホ依然トシテ仙台城ニ在リタリ）。豈戦乱ノ世、頗ル天主矢倉ヲ崇重スル故ヲ以テ、城主ノ之ヲ宮建スル者各所思アリテ、為ニ其結果ノ建設上之顛ハルル者、此ノ如キニ至レルモノニ非ル無キヲ得ンヤ。亦以テ戦国ノ諸英傑ノ当世ニ処セシ心事ノ存スル所ヲ窺ヒ見ルベシ。」公ガ天主ノ建設ヲ中止シタルハ、幕府ニ対スル⁽¹⁰⁾諷刺的ト民力休養ノコトヲ慮ラレタル為メナルガ如シ。天主建築ニ莫大ノ費用ヲ要スルコトハ、加藤清正ガ名古屋城ニ天主建築ノ為メニ、肥後半国ノ歳入ヲ費シタルニ徴スルモ明ラカナリ。貞山公ノ設計ニ成レル天守原型ノ構造ハ、江戸城天主ノ構造ニ一致ス。而シテ江戸城ハ天主第二重ハ、將軍ノ所望ニヨリ公ノ造宮セラレシモノナレバ、仙台天主ノ原型、江戸ノ天主ト一致セル、固ヨリ偶然ニアラズ。貞山公ノ天守ノ木造ノ原型ハ、御天主雛形ト唱ヘタルモノナリ。本丸正殿ノ良〔うしとら。東北〕ニ当ル通路ノ傍ニ、古来一ト囲アリ。此ノ内ニ屋根瓦葺、堅牢ニシテ古雅ナル屋アリ。粗キ格子戸ヲ以テ四方ヲ鎖シ、中ニ五重天主（初層土台ヨリ五重箱棟ニ至ル）木製ノ原型ヲ安置セリ。実物十分一ナリ』。「宮城県の歴史」（高橋富雄）には、『……天守閣のような武威を誇示する施設はしなかったが、その代償として、人工で失ったところを天工で補って“自然の大天守”のような山城の新築となったものである』。また「仙台城の歴史」（伊東信雄、「仙台城」（仙台市文化財保護委員会編）の内）には、『天守閣は設けられなかった。本丸自体が山頂で見晴しがよいので、さらに高い建物を必要としなかったためであろう。』と述べてあります。

3. 本丸の建物

本丸最大の建物である大広間が、慶長15年〔1610〕に完成し、その他の建物もその前後に殆ど整備を終り、仙台城構築の事業が成就しました。しかし、元和元年〔1615〕の大坂夏

の陣以後、泰平の時代に入ると、この中世的な山城は、根本的に不便なものとなってしまいました。そこで二の丸造営が、第2代忠宗によって推進されることになったのでした。寛永15年〔1638〕7月16日幕府の許可を得、9月4日工事を開始しています。この造営に当り、寛永13年〔1636〕政宗の死後廃止されていた若林城の建物を移築したことが伝えられています。「忠宗君治家記録引証記」（仙台市史資料274）の二の丸造営に関する条には、若林御家掾方〔わかばやしおいはねかた〕・古材木受取方という役人がいたことが記され、「茂庭家記録」⁽¹²⁾良元君6、寛永16年の条（仙台市史資料275）に『此春若林御城ノ御屋形ヲ仙台二丸へ移シテ御作事アリ』とあって、このことを裏付けています。一方本丸建物の中にも、一部二の丸に移築転用されたものがあったらしいとの推定がありますが、これについては資料がなく、しかも二の丸造営の前年である寛永14年に、本丸の建物を解体移築したという「目で見える仙台の歴史」の記述は根拠のないことです。

二の丸が完成すると、城の機能は総て本丸から二の丸に移り、本丸の建物は儀式等の場合にしか使用されないものとなりました。その保守・警備のため、御城番〔ごじょうばん〕と称する役職が置かれてこれに当りました。そうして、明治初年に至り、遂に破却されることとなります。その取毀しの事情については漠然たる諸説が多く、「伊達家史叢談」巻之5（伊達邦宗）だけが、詳細に事実関係を明記しています。『本丸ノ建物ヲ取毀セシハ、明治初年宮城県に引キ継キ後ノ事ニシテ、塩谷（良翰）参事ノ時代ニ入札ヲ以テ払下ゲタリト、世上ニ伝フルモ、各藩、上地後、城郭ハ陸軍ノ所管トナリタルモノニシテ、明治四年東北鎮台設置ノ時、初メテ赴任シタル司令長官ハ三好重臣（長州ノ人）ナルガ、其ノ頃本丸ノ建物ハ尚ホ存シ之ヲ取毀チタルハ同司令長官ノ時代ナリ、故ニ世上ノ前説ハ誤リナルベシ、……藩制ノ時代ニハ、石塁ノ高サ尚ホ高カリキ、三好司令長官ノ仙台ニ来任スルヤ、偶々榴岡ニ歩兵第四聯隊兵営新設ノ筈アリ、此等ノ石塁ヲ取毀チテ兵営新築ノ用ニ供セント欲シ、日々幾多ノ工夫ヲ督励シテ、之レガ撤去ニ努メシガ、彼等ノ多クハ、之レニ従事スルコトヲ好マザリシト云フ、又従事者中ニ怪我人ヲ出ダセシナドニテ、僅ニ最高ノ一ト側ノ石塁ヲバ撤去セシノミニテ、中止スルノ止ムナキ会セリ、時世ノ推移、今ヤ仮令城ハ不用ニ帰スト雖モ、天下ノ名城ヲ保存スルノ念ナク、却テ其ノ石塁ヲ毀チ以テ、他ニ利用セントスルガ如キハ、決シテ美事ト云フヲ得ザルノミカ、其ノ旧藩人ニ一掬ノ同情ノ涙ナキニ至リテハ、驚カザルヲ得ズ。……旧藩時代ニハ本丸ハ老杉鬱蒼トシテ外間ヲ遮ギリ、唯見ユルハ御太鼓部屋ノミ、又寅ノ御門ヨリ本丸ニ達スル路ノ右側土堤ニモ、杉ノ大木茂リテ、昼尚ホ暗カリキ、三好司令長官ノ仙台ニ赴任スルヤ、其ノ一令ノ下ニ、貞山公ガ築城当時ニ、本丸等ニ栽植セラレシ老杉、伐採ノ難ニ遇フ、此等ハ皆榴岡ニ、新設スベキ歩兵第四聯隊ノ建築用ニ充テラレシモノナリ、爰ニ於テカ三百年来ノ星霜ヲ経シ、幾多ノ歴史ヲ有スル鬱蒼タル老杉ハ、斧鉞ノ厄ヲ免カルヲ得ズシテ遂ニ殆ンド絶滅シ影ヲ留メザルニ至レリ、嘗テ故老ノ言ニ聞ク、斯ノ如クニシテ得タル巨材ノ連日、連搬ノ状ヲ目撃セシニ、涙潸然〔さんぜん〕タルヲ禁ゼザリシト、況ン

ヤ邦宗ノ如キ一層縁故浅カラザル者ニアリテハ、愛惜ノ念ノ甚大ナルハ、亦タ已ムヲ得ザルトコロナリ』。また、本丸が二の丸とともに、明治4年11月県から軍へ引渡された事実が「県庁舎所有権移転ノ建議」（明治28年11月20日。「宮城県議会史」第2巻附録の内）に次のように明記されています。

『〔前略〕「第四、養賢堂ヲ県庁ニ使用シタル顛末」明治元年十二月新ニ仙台藩ヲ置カレ同四年七月十四日仙台県ト改称セラレ其後同年十一月ニ至リ旧仙台北城ヲ東北鎮台本営ニ引渡ニ至ルマテノ間ハ藩県庁ハ依然青葉城中ニ設置セラレタリシモ右引渡ノ結了ト同時ニ仙台県庁ハ之ヲ養賢堂ニ移転……

明治四年願同綴ヨリ謄写

本丸

二ノ丸

右見証済請取候也

辛未〔かのとみ。明治4年〕十一月八日

東北鎮台本営

三好陸軍大佐

遠藤陸軍少佐 印

仙台県宛』

以上によって、大広間を破却したのは、県ではなく、実は軍であったことが知られます。「目で見る仙台の歴史」にある『大広間は明治五年^{××××××}県の手で破却された』とあるのは誤りであります。

注(1) 「伊達政宗卿伝記史料」（藩祖伊達政宗公顕彰会）に『慶長5年〔1600〕十二月二十四日 是ヨリ先岩出山ノ地、領内北方ニ偏スルヲ以テ、予ネテ地ヲ宮城郡国分ノ地千代〔せんたい〕ニ相シ、城ヲ宮マムトシテ、許ヲ徳川家康ニ乞フ、許可抵〔いた〕ル、乃チ是日北目ヨリ千代ニ赴キ、普請繩張始ヲ行ヒ、地名ヲ仙台ト改ム、』。翌6年1月11日普請始め、後藤孫兵衛以下を惣奉行に任命、家臣の屋敷割を行った。政宗は、4月14日、北目から未完成の仙台北城に移った。〔政宗の仙台北城入城は慶長8年とされていたが、最近6年が正しいとされる。〕慶長6年4月18日付「今井宗薫宛政宗書状」（仙台市史資料226）に『……一去十四日此地仙台北城へ相移申候、誠陳屋〔じんや〕之躰本丸壁さへつけ不申候躰ニ候へ共、無理ニうつし申候、……』とある通りである。築城と共に、城下町創設の工事も並行して行われた。仙台北城のはほぼ竣工を見たのが慶長7年5月、政宗が完成した仙台北城に正式に入城したのは、翌8年8月であった。城は標高131.6m、城下平地よりも60m高い山上に構築されたものである。南は「人馬叶〔かな〕わず」と称された455mの竜の口の溪谷、東は65.46mの断崖絶壁で広瀬川に臨み、西から北にかけては樹木の繁茂した山林をめぐらす要害の地形で、近世城郭としては異例の山城であった。

なお、仙台城を「青葉城」などと呼ぶのは単なる俗称に過ぎない。

- 注(2) 「伊達家史叢談」巻之5（伊達邦宗）に『本丸トハ城ノ主要部ニシテ、二ノ丸之ニ次ギ、三ノ丸又之ニ次グ、敵ガ本丸ヲ攻メントセバ、先ヅ二ノ丸ヲ降サザル可カラズ、又二ノ丸ヲ落スニハ、三ノ丸ヲ降サザル可カラズ、敵ノ本丸ノ攻撃ヲ防ガンガ為メニ、斯ク二重ニ防備ヲナスノ要アルモノナリ、但シ城ニヨリテハ三ノ丸ヲ欠クモアリ、而シテ城ヲ丸ト呼ブハ意義ヲ有セルモノニシテ、軍政要略ニ、夫〔それ〕城といふもの、自然と其形ち丸く成なり、又牛馬間に、城は端なきを以て丸と申す、又兵学小識に円相を貴びし也、是れ攻るに外広くして手廻しあしく、守るに内空地少くして手廻し宜し、要は我に在て害は敵に多く、此理を以て小勢の城は、古代円形を貴びしなり、随て丸の訓も起れるにや、後ち方円の形状に拘らず、城構にはまると申習はせる故に、城内を指て丸の内などとも、今世専らいふなり、トアリ、因テ此等ヲ以テ見レバ城ハ必要上ヨリ自然円形ニナリタルモノニシテ、丸ノ名モ之ニ起因ス、而シテ本城ヨリ隔リタル場所ニ在ル城ヲ「出丸（デマル）」ト称シ、又二ノ丸、三ノ丸以外ニ防禦面ヲ有スル者ヲ特ニ某丸ト呼ブモアリ、』。
- なお、政宗の築いた仙台城を「本丸」というのは、二の丸が設けられた以後に生じた呼称である。

注(3) 普通の屋根以外に、左右の控柱の上にも屋根がある門で、城郭の門に多かった。

注(4) 慶長6年4月18日付、「今井宗薫宛政宗書状」（仙台市史資料226）の本文は次の通りである。『……一去十四日此地仙台へ相移申候……内府様如此御繁昌之間者各城などの普請更に入由存候間……』。なお、大御所〔おおごしよ〕とは、本来は親王また摂家・清華・大臣・将軍家の隠居所。転じてその人の尊称。江戸時代には、特に徳川家康と家斉〔大御所時代と呼ばれた寛政改革と天保改革の中間の将軍〕に多く用いるが、ここでは勿論家康を指す。

注(5) じゅらくてい。聚楽第〔じゅらくだい〕。豊臣秀吉が京都に営んだ華麗壮大な邸宅。天正15年〔1587〕落成。

注(6) 第2代忠宗の時代。寛永16年〔1639〕川内の平地に築かれた。以後、政宗の築いた仙台城を「本丸」と称する。幕末に至るまで、伊達氏の居館となり政庁も兼ねた。

注(7) 現在までに知られている仙台北城下絵図中最古のものである。原図は東西1丈8寸、南北8尺8寸。図中に寛永20年〔1643〕造営の荒町毘沙門堂があり、正保3年〔1646〕4月26日の地震で崩壊した本丸の三重櫓が三つ共存していることから、この図は、寛永20年から正保3年までの間に製作されたものである。その様式から、正保元年〔1644〕12月25日の幕命によって製作し、藩から幕府に提出されたものと推定される。従って正保2・3年〔1645～1646〕の製作であるらしい。資料価値の極めて高い絵図で、その縮写複製版が「仙台北城下絵図の研究」（阿刀田令造）・「宮城県史」第2巻・「仙台

市史」第9巻に添付されている。

- 注(8) 「仙台市史」第1巻(昭和4年版)・「仙台市史」第8巻・「仙台城」(仙台市文化財保護委員会編)の中に収録されている。
- 注(9) 天主閣とも書いた。天守、天主に同じ。城郭の本丸にある最大の櫓。戦時には展望台・司令塔または最後の根拠地となり、平時は領主の威厳と権勢の表現。文献初出は天文19年〔1550〕の伊丹城天守閣に関して見られる。天正4年〔1576〕織田信長が構築した安土城天守に至って、壮麗雄偉な様式を完成した。
- 注(10) てんしゅやぐら。天守閣。矢倉は櫓、城楼。
- 注(11) 伊達家第2代藩主。慶長4年〔1599〕大坂で生れた。母は政宗夫人田村氏、幼名は虎菊丸といった。慶長16年12月13日江戸城で元服し、將軍秀忠の偏名〔偏諱ともいう。一字名〕を賜わり忠宗と名乗り、元和3年12月13日秀忠の養女〔実は池田輝政の娘〕振姫と結婚した。寛永13年〔1636〕5月26日襲封。その治世22年間にわたり、特に藩制の整備に力を注ぎ、父政宗の遺業を完遂することに努めた。万治元年〔1658〕6月8日歿、60才。大慈院殿義山崇仁大居士と諡〔おくりな〕し、経が峯に葬る。その廟を感仙殿と称し、政宗の瑞鳳殿と共に国宝に指定されていたが、昭和20年7月10日の空襲で全焼した。
- 注(12) 若林城の建物を解体撤去する役。
- 注(13) 「伊達家史叢談」巻之5(伊達邦宗)に『御城番ト称スル一班アリ、留守居ノ為メ本丸ニ詰ムルモノナリ、此等ハ詰所(ツメドコロ)以上ノモノノミニ限ラル、尤モ其ノ下役ニハ詰所以下ノ大番士加ハル、而シテ御城番ニ転ズルハ、稍ヤ左邊ノ姿アリタリ、別ニサシタル事務モナケレバ当時口悪〔くちさ〕ガナキ者ハ、御城番ノコトヲバ猿ノ御番ト異名セリ、是レ本丸周囲ノ林中ニ猿ノ棲息シ居レルヲ以テナリ、戊辰ノ変ニハ、壯者ハ殆ンド戦場ニ赴キシヲ以テ、本丸ノ警衛ニ、老幼者ヲ充テタリ、詰所トハ、二ノ丸ノ城中ニ藩士ガ祇候スル間(マ)ヲ云フモノニシテ、詰所以上ノ者ト称スルハ、殿中ニ詰ムルコトヲ得ル資格ヲ有スル士ヲ指スモノナリ、而シテ其ノ詰ムル間所(マドコロ)ハ、其家柄ニヨリテ異ナレルガ、第一ハ御客ノ間詰(マツメ)、第二ハ虎ノ間詰、第三ハ御広間詰、第四ハ御槍ノ間詰〔中ノ間〕ナリ、無役ノ者ハ其ノ家柄ニ応ジ前記四間ノ中、何レカニ詰ムルヲ本則トスレドモ、職務ヲ帯ブル者ハ、其ノ家柄ノ如何ニ拘ハラズ、職務ニ相当スル間所ニ詰ムルモノナルガ故ニ、無役ナレバ御槍ノ間ニ詰ムル者モ、職務ヲ帯ブル為メニ遥ニ家柄ノヨキ者ノ詰ムル御客ノ間ニ詰ムル者モアリ、総テ城中ニ詰ムルコトヲ得ル者ハ藩士中ニテモ家柄ノヨキモノナリ』。
- 注(14) しおのやりょうかん。上州館林の人。維新勤王の功により登米県参事、仙台県参事を経て、明治5年1月初代宮城県令に任ぜられた。藩校養賢堂の珍籍の多くが彼の手中に入り私物

として持出された。このような公私混同が悪評を招き、仙台城本丸破却者などと誤り伝えられることになった。翌6年転出。岩手・青森等の地方官を歴任。晩年は群馬県邑楽郡長となった。字は有隣、通称甲介、謙堂と号した。大正7年5月歿、84才。

注(15) みよししげおみ。長州人。高杉晋作の奇兵隊に参加した。明治4年陸軍大佐に任ぜられ、東北鎮台司令官となり、明治7年まで在任した。仙台城本丸の建物を破却し、城壁を一部取崩し、城内の樹木を濫伐した。後に陸軍中將に昇進し、子爵を授けられ、枢密顧問官に任ぜられた。明治33年歿、61才。

資料 伊達家史叢談卷之5 (伊達邦宗)
仙台市史第3巻
仙台城 (仙台市文化財保護委員会)

87 「冥想の松」か「瞑想の松」か

問 台の原の樗牛の松のことを「冥想の松」と書いてあるものもあるし、「瞑想の松」と書いてあるものも見ます。⁽¹⁾ 一体、どちらの方が正しいのですか。

答 先ず最初に、「冥想」と「瞑想」との差異を明確にして置くことが必要であります。前者の「冥」の文字は、「冫」〔べき。覆う〕と「日」〔太陽〕と、「六」〔りく。陸。地〕とで合成されたもので、日が地に入ったのを更に覆った状態をあらわし、「暗い」→「深い」→「心思深奥」の意味をもつものです。後者の「瞑」の文字は「目」と「冥」の2字の合体で、「目を閉じる」その結果「よく見えぬ」→「暗い」→「眠る」→「安心して死ぬ」の意味をもつものです。両者の差を端的に示しているのが、「頑冥」「幽冥」「冥土〔途〕」「冥想」などと、他方「瞑目」「以て瞑すべし」などの熟語または用法であります。近来「冥想」も「瞑想」も混同して通用していますが、厳密にはニュアンスが違います。「冥想」の方は、精神活動すなわち深奥な思索が主体となり優先することです。その結果として目を閉じる身体的動作が附随することはあり得るが、それは必ずしも大した問題ではありません。一方の「瞑想」は、「瞑」そのものが「目」+「冥」の合成文字なので、2字それぞれ完結した意味をもつもの同志なので「瞑想」は「目+冥+想」→「瞑 and 想」となって、熟語としての熟成度が高まりません。目を閉じるという身体的動作が不可欠の初動として先行し、しかる後に思惟するという精神活動が作動する二挙動性があり、意味のウェイトが「想」よりも比較的「瞑」の方に多くかかりがちな語であります。中国は勿論、わが国においても、辞書はもとより然るべき典籍で見られるのは「冥想」の方であって、発音の同じな「瞑想」の表記を見

出すことはできません。言葉の純粹な正統性からしても、また高山樗牛の精神性の非凡な高さに最もよく適合するものとしても、「瞑想」よりは「冥想」の表記を正しいとすべきであります。

次に、固有名は尊重されなければならないものであって、第三者の無責任な改変は加えてはならないものであります。樗牛松が「冥想の松」として文字通り確定したのは、昭和16年6月1日、この松の根方に建てられた記念碑に刻んだ、

(2)
いくたびか
ここに真昼の
夢見たる
高山樗牛
冥想の松

土井晩翠の歌であります。更に、昭和17年2月晩翠が作詞した「東北薬学専門学校〔現東北薬科大学の前身〕々歌」の冒頭『天才樗牛の冥想松を 見上ぐる丘上基をおける……』等であります。漢学の素養の高かった晩翠が「冥想」の熟語をとったのは流石です。高山樗牛が仙台に在ったのは、明治22年から26年までの旧制第二高等学校生徒時代と、明治29年から僅か1年半程の二高教授としての短期間に過ぎませんでした。その樗牛が台の原を散策し、この孤松のもとで冥想にふけたのだと伝えられます。明治20年代における樗牛のこのような行動の真偽を確かめる資料は一片もありません。それに、明治時代の二高校舎は片平丁にあり、その生徒や教官が当時甚しく草深かったこの辺まで足を伸したかどうか甚だ疑問でもあります。それは、後年になってから、最も巨大な先輩樗牛を崇拜する、多感な旧制二高生の間に、いつとはなしに生れ育った伝説であるといわれます。その文献初出も、旧制第二高等学校の「尚志会雑誌」第100号に掲載された随筆「台の原」〔進藤竹次郎、大正3年卒業、東洋紡績重役となった〕に求めることができます。その文中に『射的場の尽きる処からまた丘陵となって、右手の丘の頂上には、三抱へもある松の老木が、大蛇のやうな根を広げて聳えて居て、何時の頃から云ひならしたのか、「樗牛冥想の松」と呼んでゐる……』とあるのがそれであります。ここに「冥想」の語を正しく用いているのは、旧制高校生の教養の高さ、或いは当時の一般の漢字力を示すものといえましょう。以上のことから、固有名としても「冥想の松」の表記が、本来正しいものであります。なお、「宮城県史」第15、16巻「仙台市史」続編第2巻・「仙台の文学散歩」（仙台市教育委員会編）・「滅び行く伝説口碑を求めて」第1輯（富田広重、「宮城県の伝説」と改題して昭和54年復刻版発行）・「みやぎの観光要覧」（宮城県）・「杜の都名木・古木」（仙台市公園協会）・「仙台市バス路線名」等「冥想の松」の表記をしているものを多く見かけます。漢字の使用が乱れた時代ではありますが、実地実物を軽視し、厳存する固有名から遊離した不用意さは、是正されなければなりません。

注(1) たかやまちよぎゅう。評論家。本名林次郎。明治4年〔1871〕山形県鶴岡に生れた。

明治22年旧制二高に入学、26年東大哲学科に入学、その年末に書いた歴史小説「滝口

入道」が、翌年読売新聞の懸賞で一等となり、一躍文壇にその名があがった。明治29年母校旧制二高の教授となったが、一年半程で辞職して上京した。「太陽」を主宰する傍ら、早大・東大等に出講した。樗牛は文壇・評論界に万丈の気を吐き、国家至上主義から個人主義に転じ、後には日蓮の研究に没頭するなど、鋭敏な天才だった樗牛の思想成長は、日清戦争後における時代思潮の変遷を示すものであるといわれる。本質的に詩人であったために、思想態度の矛盾や非論理性があると批判されるが、樗牛が時代に与えた影響は著大なものがあった。明治33年文学博士の学位を授けられ、文部省からヨーロッパ留学を命ぜられようとしたが、不運にも病気のため実現せず、35年12月24日、32才の若さで湘南の地に歿した。樗牛の旧制二高在任は極めて短期間であったが、二高生たちは後々まで、樗牛を偉大な先輩として畏敬し、その無形の感化を永く受けついできた。

注(2) 建主は、当時の萱場製作所長萱場四郎である。この歌碑が建てられたのは、先輩樗牛を敬愛する土井晩翠の努力によるものであった。昭和15年〔1940〕萱場社長が、台の原一帯を地下工場とするため買収し、この松は伐採される運命にあった。このことを耳にした晩翠は、直ちに樗牛ゆかりの松を保存するよう萱場社長を説得した。萱場社長はこれを快く了承したばかりでなく、記念碑を建てて一層手厚く保護することを確約した。碑石は広瀬川の自然石、歌は晩翠の作、書は評論家として樗牛と親交のあった笹川臨風である。昭和16年6月1日、晩翠・臨風はじめ2百名以上の臨席者の中で、碑の除幕が行われ、仙台の新たな名所の一つとなった。昭和28年12月19日、東北薬科大学が創立25周年を記念し、冥想の松を含む附近1万坪を校地として購入した。

注(3) どいばんすい。正しくはつちいばんすい〔土井は代々の屋号土屋に因んだ姓である。〕。明治4年〔1871〕10月23日仙台北鍛冶町に生れた。本名林吉。旧制第二高等学校を経て、明治30年東大英文科卒業。明治32年処女詩集「天地有情」を出版した。同年母校教授となり、「晚鐘」（明治34）・「東海遊子吟」（明治39）等の詩集を出版した。晩翠の詩は30年代前半に、島崎藤村の詩と並び称された。その詩は男性的な漢語を多用し、その格調の高さが明治の青年層に愛誦され、寮歌・校歌等で晩翠の作詩したものが全国的に断然多かった。藤村に見られるような後進への影響も少く、詩人としては一步を藤村に譲るが、新しい国詩要求の一面に応えた詩人として、藤村にない詩風を完成した。昭和24年5月2日仙台市名誉市民に推戴され、翌25年文化勲章を受けた。昭和27年10月19日82才で歿した。新寺小路大林寺に葬る。

注(4) 「宮城県史蹟名勝天然記念物調査報告」第3輯の内「仙台市北部に於ける切支丹其他の遺跡」（阿刀田令造）に次の記事がある。「台の原に孤松がある。樗牛冥想の松と名を以てから年久しい、つまり年久しく何人もそのものに疑を挟むなきに至れる比〔ころ〕、独断に馴〔な〕れた人が現れ来りて、それに裏書を試みるものである。自今疑ふことを許さな

いと厳命するのである。この松は恰度〔ちょうど〕この時期に際会してゐる、臆〔やが〕て歴史家なるものが悪魔に憑〔つ〕かれた人の如くにして来り疑惑の目を睜〔みは〕りつつこれに対して考証を開始する、ついで事実相違、信拠するに足りない、樗牛が一度も其の下に立ったことがないと叫び、得意の鼻をうごめかす、然るにここに現実を以て生活の一部分と思念し、より広い世界を恣〔ほしいまま〕にしてゐる青杉子〔せいしんし〕というものがある。これは右の考証をひどく迷惑がる。そして依然として冥想松と親しげに呼ぶこの青杉子は松の南に鎮座せらるる、旧天神をも見逃さない、樗牛はこの天神に詣でそれより松下に佇立するのが常であつたといふ、これがそのまま信ぜられて数年続く、歴史家が再び現れ来り天神と松とを結びつけた処置を怒り必ず狡獪〔こうかい。悪かしいこと〕言語に絶すと怒号すべし、然し樗牛が忘れられない限り、仙台に学んだことが彼にとりて意義があつたと世人から見られてゐる間、この遺跡は決して亡びるものでない、松が枯れても代りの松が植えられるに定〔き〕まつてゐる。』

注(5) 「仙台の文学散歩」（仙台市教育委員会編）に、『吾人は須〔すべか〕らく現代を超越せざるべからず』と喝破した先輩の遺風をしたう二高生は、この台の原の丘を「光の谷」と称し、未来に高い理想を懐いたのである。』とある。

「郷土研究としての小萩ものがたり」（藤原相之助、昭和8年刊）に『今もその丘陵上の松を天神松、一本松といひ、近年若い人の間では高山^{××}樗牛^{××}冥想の松などと云てます。』

注(6) 「宮城県史」第15巻に次のように記されている。『^{××}樗牛^{××}冥想の松（一本松）所在地、仙台市台ノ原天神山、樹種、アカマツ。地際幹囲、3.78m。地上1.5m 幹囲、3.06m。樹高、14.4m。枝下、6.05m。推定樹令600年。現状、伝説、樹勢旺盛で濃緑の枝葉が繁茂している。文豪高山樗牛が第二高等学校生徒の時、いつも樹蔭に坐して^{××}冥想にふけた孤松だとして、若き学徒の憧憬をもつ大きな存在である。慶長の初め国分彦九郎盛重が天神社の霊地を穢さぬため、記念として植えたものと伝えられている。』

資料 大漢和辞典（諸橋轍次）

高山樗牛冥想の松（成田正毅）

冥想の松の碑（「思い出の土井晩翠先生」（成田正毅）の内）

88 大進歴々とは

問 伊達家の家臣の中で大進歴々というのは、どのような身分のことですか。

答 大進とは、給与の額面についていわれるもので、3百貫〔3千石〕以上の高禄者の総称です。また歴々とは、家臣の家格の等級についていわれるもので、その格付けの上位にある一家・準一家・一族を総称します。これについて、「藩臣須知」に次の記事があります。『大進とは三千石以上歴々とは御一家御一族に有之由、延享四年〔1747〕九月伺之上孫兵衛殿より被仰渡候事』⁽¹⁾
伊達家では、家禄のことを「進退」⁽²⁾といっていましたので、3千石以上の者を大進と称したのがあります。「寛文十年〔1670〕知行帳」によりますと、3百貫〔3千石〕以上の者が23家ありました。これら大進の者は、3千石未満の者とは格差のある諸種の待遇を与えられていました。一例を挙げますと、厳然たる階級社会でしたので、衣服のことに至るまできびしい規制が行われていますが、その中で大進の者に対しては、次のような特別扱いがなされています。「藩臣須知」にも、『三千石以下は家柄役之高下によらず巻物〔まきもの〕已上〔いじょう〕着用難成候事』などとあります。この3千石の線は、伊達家に限らず、他の諸侯の場合も、上位者ランクの基準だったところが多いようです。徳川家の直臣すなわち旗本も、3千石以上は「守名乗」〔かみなのり〕⁽³⁾が許されていました。⁽⁴⁾
⁽⁵⁾

伊達家の家臣団は、伊達家の勢力が最も拡張された戦国末期の晴宗・輝宗・政宗の3代間に形成されました。その上層部の家格は、伊達家との親縁関係や家系・由緒あるいは功勞等によって格付けされたものです。これを一門・一家・準一家・一族・宿老・着座・太刀上・召出の8等級に区分し、各等級のうちに於てまたその序列が定められました。この制は、政宗の代から4代綱村の代までに整備されて、固定したものになりました。このうち最高級の一門は「御客大名」とか「御連枝」とか呼ばれて別格です。次位の一家〔準一家を含める〕とそれに次ぐ一族とを合わせて歴々と称します。一家・一族の制は、伊達家には古くからあったもので、必ずしも血縁関係がなくても、服属した有力家中を、一家・一族の名を以て呼び、統制結合の強化を図ってきたのであります。これに対して準一家は、一門の制とともに政宗が創始したもので、政宗の代に伊達氏に服属するに至った外様の名家に与えられました。一家・一族の制は、中世大名家一般に見られたものですが、徳川時代に入ってからもこれを持続した大名は、他になかったことからすれば、伊達家中世の伝統の強さが知られます。一家は鮎貝・秋保・柴田・小梁川・塩森・大条・泉田・村田・黒木・石母田・瀬上・中村・石川・中目・亘理・梁川・片倉の17家。準一家は猪苗代・天童・松前・葦名・本宮・高泉・葛西・上遠野〔かどの〕・保土原・福原のもと独立大名10家。一族は大立目・大町〔胆沢

金ヶ崎)・大塚・大内・西大条・小原・西大立目・中島〔江刺郡上口内〕・宮内・中島〔伊具郡金山〕・茂庭・遠藤〔胆沢郡下衣川〕・佐藤・畠中・片平・下郡山・沼辺・大町〔宮城郡中野〕・高城・大松沢・石母田・坂の22家。このほか政宗時代の一家だった原田〔甲斐〕・砂金・大窪・志賀等の諸家は、後に断絶しました。

なお、歴々の家は別に大家または三席とも呼ばれ、更に一門・歴々を門閥とも総称しました。

注(1) 伊達家の家臣としての執務ハンドブック的なもので、桜田良佐〔幕末の出入司、勤王派〕の書き留めたものらしく、原本は斎藤報恩会博物館図書部に所蔵されている。「宮城県史」第32巻に収録された。

注(2) 後藤孫兵衛。諱は元康〔もとやす〕。遠田郡不動堂で260貫を給せられていた宿老。享保20年〔1735〕奉行となり、第5代の名君吉村の中興の大業をよく補佐した。寛延2年〔1749〕宇和島伊達家が家系本末の争を起し、幕府の採り上げる問題に発展した時、孫兵衛は重大な決意を示して宇和島の国老と対決し、宇和島本家説を白紙撤回させた。孫兵衛は、伊達本家の栄誉を護持した名臣として、その名は高くたたえられた。翌寛延3年9月16日歿、53才、不動堂大聖寺に葬る。

注(3) 「仙台方言考」(真山青果)に、『仙台にては旧藩の俸禄を「しんだい」といふ。古文書には進退、身体、身代などあり。「あの家のしんだいは二十貫だ。」しんだいがらは高禄の者をいふ。普通語に、歴々の人を家がらといふに同じ。「さすがに進退柄の生れで、卑しいところがない」「あの家は進退がらだ」の類。』。また「伊達騒動実録」(大槻文彦)に『家禄ヲ進退トイヒキ、身代ノ当字ナルベシ』とある。正徳4年〔1714〕8月28日伊達吉村の出した儉約令に『大進少進共ニ其ノ分限ニ応シ、衣服居所等諸事驕奢ヲ禁シ、節儉第一ニ相守ルヘキ事』ともある。

注(4) 軸に巻いた反物〔上等な織物〕。「藩臣須知」に『巻物者縮緬〔ちりめん〕・紗綾〔さあや、さや。地が平組織で文様が経〔たて〕の4枚綾の絹織物。室町末頃から江戸前期頃まで主として男物に用いた。〕・紹〔ろ〕之類』としている。

注(5) 国守の官名を名のる。

注(6) 「伊達家旧臣伝記」(田辺希文奉命撰)に、『着座一番座ノ者ヲ宿老ノ三家トス、代々家老トナルベキ家格ニテ、宿老ハ家格ノ称ノ如クニテ、又職名ノ如シ、家老ノ現職ナラズトモ、公式ノ書ニハ、家老ト連署セリ、但シ政事ニハ関セズ』とあり、また「司属部分録」(「伊達氏史料」1の27。「仙台市史」第8巻に収録)には、『御宿老ハ代々御家老ニ而、一門一家一族ノ輩ヲ指揮ス』とある。伊達家では、藩政を執行する職を「奉行」と称されるようになってから、宿老は代々家格として称される。宿老の家は、もと浜田・富塚・

原田・津田等があったが、藩主側近にあって政治的責任をとり、或は藩主の怒をうけてその家絶えるものあり、格を下げられるものが多かった。幕末には遠藤・但木・後藤の3氏が宿老であった。遠藤氏は、天正4年〔1576〕基信が相馬の役に従軍して奉行となつてから、代々宿老に列した。但木氏は、元禄8年〔1695〕重信が奉行職となり、12月宿老に列した。後藤氏は、前出注(2)の孫兵衛元康が奉行職となり、その子寿康が宝暦7年〔1757〕7月1日宿老に列せられた。

注(7) 毎年正月の賀礼に登城して、主君に太刀〔木製の飾太刀。上り太刀といい、献上用として作られたもの。木製黒塗、総長2尺位、柄糸は紫色、鐔・鐙〔こじり〕その他の金具はすべて真鍮〕・馬〔馬代として銀子1枚。近世において銀を3寸程の平たい楕円形として紙に包んで贈答献呈に用いたもの、銀子1枚の公定相場銀43匁で、約3分に当る。〕を献上し、各序列に従って座につき、盃を賜る家格。元旦を一番座、2日を二番座として差をつけた。一番座は前出注(6)の宿老3家で、また着座宿老とも呼んだ、寛政4年〔1792〕「伊達世臣家譜」完成の頃には28氏だったが、幕末には6氏が新たに加わった。着座家は、元来低い身分から政宗に登用され、慶長以後藩政に献身し、その功によって列せられた者が多い。特に奉行に任せられた家は着座となる例であった。一門・一家・一族の諸家が由緒ある家々であるのに対し、着座家はその手腕と才能によって列せられた者で、伊達家に於ける人的要素をなしていた。着座家は、また家柄とも称せられた。

注(8) 毎年正月の賀礼に太刀〔前出注(7)参照〕を献上し、主君から盃を賜わる家格で、政宗の代に創始された。一番座は8氏で永代御盃頂戴ともいい、二番座は1氏だけだった。

注(9) 毎年正月の宴会に召し出される資格のある家格。「伊達世臣家譜」の二番座召出平賀氏の項に『按天正十六・七年之間、賜宴近世召出始于是矣、後至寛永二、三年之間〔1625～26〕、召出者各称其名』とあり、また同書「召出之部」の始めに、『召出謂歳首賜宴日謁者呼名以進者、故国初称之呼懸、有陪元日宴者、有陪二日宴者、是以有番次之目、』とある。寛永の初め頃その制ができたようである。後に若年寄に任せられた大番士の家は召出になる例であった。寛政の頃の召出一番座は38氏、二番座は51氏あった。召出家は本来大番士の列にあるものの中から、特に召出として格付けされたものであるから、召出を大番士の列に入れる場合もあり、また召出家を大番組召出の家とも呼んだ。

資料 藩臣須知（「宮城県史」第32巻の内）

89 伊達政宗の遣欧使節船の 船名・船型

問 支倉常長の乗船した船の名が、陸奥丸とも、洗礼丸とも呼ばれています。また船型が、スクーナ⁽¹⁾とか、ガレオンといわれています。余りにもまちまち過ぎますが、一体どれが本当なのでしょう。

答 使節船に関する信頼し得る資料としては、西欧側のものが殆どで、日本側のものとしては、僅かに「貞山公治家記録」の簡単な記述があるだけです。それらの資料の検討と、従来試みられたことのなかった船舶専門家の新しい研究成果とを総合しますと、船名に日本名はなく、西洋名はサン・ファン・バプチスタ⁽²⁾ Sant Juan Bautista、船型はナベツタ naveta 乃至ガレウタ galiota となります。「貞山公治家記録」巻之23慶長18年〔1613〕9月15日の条に『此日南蛮国へ渡サレル黒船⁽³⁾牡鹿郡月浦ヨリ発ス……』。「南蛮使節の船」(小倉博、「仙台郷土研究」第12巻第2号の内)に、『南蛮使節の船の日本名は何の記録にも見当たらない。単に船と記したものが多く、或は大船・黒船と記したのである。黒船とは一名南蛮船ともいひ、南蛮人が乗って我が国に渡航した大船で、その色から称するのだといふ。然るに1617年3月13日附、新イスパニヤ総督がメキシコからイスパニヤ国王に上った書翰〔「大日本史料」第12編之12、欧文材料234号〕の一節に『三月一日附グワダハラ市長の書翰により、陛下の日本国王への贈物を塔載して、二年前アカブルコ港を出帆せしサン・フワン・バウチスタ号のチントケ湾に入港せしことを聞きたり』とある。このサン・フワン・バウチスタ号 Sant Juan Bautista が仙台の黒船の西洋名である。西洋型の船であり、南蛮人が操縦して南蛮国へ行くのであるから、船名も南蛮風で、別に日本名は無かったのかも知れない』。「ベアト・ルイス・ソテロ伝」(ロレンソペレス著、野間一清訳)にも『……月の浦で建造された「サン・ファン・バウチスタ」号に……』とあり、また、遣欧使節に関する代表的な著作である「伊達政宗南蛮通信事略」(大槻文彦、明治34)にも「船」と称しているだけで、その他の諸書にも、日本名を記したものはありませんでした。陸奥丸^{×××}とか、伊達丸^{×××}とか、仙台丸^{×××}という無責任な呼び名は、昭和に入ってから横行し始めたもののようです。「伊達政宗南遣使考全集」(伊勢斎助編、昭和3刊)に『然るに大黒船(陸奥丸)月の浦を解纜して後…』などと現われています。最も甚しい害毒を流したものは、昭和4年に突然提起された「山下書簡」・「館様造船模様」等の矛盾、作為に満ちた偽作史料が流布されたことで、「陸奥丸」という誤⁽⁴⁾る俗称を一層拡散させました。このような名称は現代感覚からすれば、如何にも使節船の船名として、尤もらしくふさわしくとられますが、伊達家の伊達、官名陸奥守の陸奥が忌詞であって、物の名に取って付けられ呼び名とされるなど、思いもよらぬ厳しいタブーとされた時代に、およそあり⁽⁵⁾

得べからざることであります。この点からも^{×××}陸奥丸・^{×××}伊達丸の船名は絶対否定することができるのと
 ともに、このような初歩的知識の欠除さが「山下書簡」・「館様造船模様」の偽作性を益々濃厚に
 するものであります。また、洗礼丸とは、「仙台領キリシタン秘話興隆篇」（紫桃正隆）に『従来
 は「大黒船」〔船名ではない〕「伊達丸」「陸奥丸」などの名で呼ばれていたが何れも俗称。異国
 の資料に記録された、いわゆる公式の呼び名は、「サン・ファン・バプチスタ号」つまり「洗礼号」
 とするのが正しい。』と、俗称を排撃した著者が、「洗礼号」という俗称を立てています。ところが、
 この俗称が割に最近の出版物や新聞・放送で通用しているのを見ますが、これは、イスパニヤ
 名サン・フワン・バプチスタ Sant Juan Bautista の無知な訳から発生したもので、これこ
 そ排除すべき誤称であります。Sant は Saint [英]、Juan は John [英]・Jean [仏]・
 Johannes [独]・Iōannēe [希]、Bautista は Baptist [英] で「洗礼号」の訳は出
 てこないし、最も肝心なことは「^{×××}洗礼号」は、断じてこの船の日本名でも何でもありません。
 す。

次に船型について、「貞山公治家記録」巻之23慶長18年9月15日の条に『右船横五間半長
^{××××××××}
 十八間高十四間一尺五寸アリ帆柱十六間三尺松ノ木ナリ又弥帆柱〔やほばしら〕モ同木ニテ造ル九
 間一尺五寸アリ……』とあることから、本帆と弥帆との両帆柱を有する西洋型帆船であると速断し
 たらしく「伊達政宗南蛮通信事略」(大槻文彦)⁽⁷⁾が『⁽⁸⁾両桅船(スクーネル)ナリ』としたのがスク
 ーナー説の始まりとされます。スクーナーは18世紀〔1713〕に、アメリカのマサチューセツ
⁽⁹⁾
 州グロスターで最初の2檣スクーナーが建造されたのが起原で、17世紀初頭の使節船時代にはま
 だ開発されなかった船型です。わが国においては明治時代に北海道から東北地方にかけて、スク
 ーナー建造が盛んに行われ、洋船即ちスクーナーとされるほど普及したといわれます。「伊達政宗南
 蛮通信事略」は丁度この時期に書かれたもので、一方「貞山公記家記録」は、使節船建造の慶長
 18年〔1613〕から90年の歳月を隔て、元禄16年〔1703〕に編纂されたことと、その
 編者が洋船の知識に暗かったため、前檣・本檣・後檣の3帆柱のうちの前檣14間1尺5寸を単に
 『高十四間一尺五寸』〔船体の高さを読み取れるが、長さ18間の船体にこのような寸法の高さは
 あり得ない。〕と誤記したため、2本帆柱の洋船のデータとなってしまう、大槻文彦のスクーナー
 説が出たのであるというのが専門家の見解であります。ところで、使節船の大きさについて、ソテ
 ロが「五百屯以上ある奥州の王の船」といっているのは「貞山公治家記録」の長さ18間、横幅5
 間半の寸法から計算した概略の屯数とはほぼ一致する点で重要性があり、この屯数がナベッタとい
 う船型にふさわしい大きさだとされます。それとともに、船型推定のための有力な絵画資料がありま
 す。その一つが、早くから使節船を描いたものとして注目されているアカプルコの風景画で、「日
 本海外発展史」(西村直次)や「図説日本文化史大系」第7巻等に紹介されているものであります。

使節団が入港した1613年及び1619年当時のものであるので、資料価値の高いものとされます。船舶専門家によると、ここに描かれている「日本からきた船」は、まさしく前檣と本檣は2段の横帆、後檣は1枚の三角帆を特徴とするナベッタ乃至ガレウタ船型であったといわれます。

注(1) 諱は常長、初め与市、次で五郎右衛門と称し後に六右衛門と改めた。政宗に従って軍事、外交の手腕を大いに発揮した。慶長18年48才の時南蛮遣使の正使を命ぜられた。9月15日月の浦を出帆、太平洋を横断しノビспанを經由、イスパニヤに入り、ここで洗礼を受けドン・フィリッポ・フランシスコの洗礼名を授かった。それからローマに入り、法王に謁見し国書を捧呈し、市民権を与えられた。しかし遣使の目的は達成できずに帰途につき、元和6年〔1620〕8月26日月の浦に帰着した。出発以来7周年であった。その2年後の元和8年〔1622〕7月1日悲運のうちに52才で死去。その後鎖国の歴史の中に全く埋没し、明治の初その名が顕彰された時、墓所の所在〔通町光明寺〕すら忘れ去られていた程であった。なお、遣欧使節関係資料は仙台市博物館に収蔵されている。

注(2) 「伊達政宗の遣欧使節船の船型などについて」（石井謙治、「海事史研究」第8号の内）

注(3) なんばん。ポルトガル、イスパニヤをいい、キリシタンと同じ意味に用いられた。これに対しオランダ人を紅毛といった。

注(4) 昭和4年8月、当時の友好国イタリー駐日大使の、使節船出帆地月の浦来訪を契機として、地元石巻町が使節船の復原模型をムッソリーニ首相に贈呈する企画が立てられた。その時、その船型が問題となり、同町長に対し参考資料として、雄勝の山下慶助氏が寄せた資料。同氏の主張によればこれは雄勝浜金剛院の旧記「風土記」〔?〕の中から某氏が筆写して置いたものだという。原本は明治29年5月5日の三陸津波で流失してしまったというが、津波のあったのは6月29日である。ところが某氏は、原本の行方について流失説を公表してから僅か半年後には、前言をひるがえし金剛院の別当が何処かへ散逸させてしまったのだともいっている。この点でも極めて明朗さを欠き、確実な典拠史料もなく、天明5年〔1785〕創製の「松右衛門帆」、幕末以降に洋船肋骨の和名となった「間連」〔まつら〕、18世紀アメリカマサチューセッツ州起原の「スクネル造り」等後世の新規な事項が混入しているため、矛盾不合理そのものともいえるべき、作為の跡の歴然たる明治頃の偽作である。これに対し厳正な検討を加えることなく、全く鵜呑みで世間に流布されたため、誤まった陸奥丸、スクナー説を拡大した。

注(5) 「仙台魚風土記」（佐々木喜一郎）に『そう多くとれぬ魚だが、その地方名は昔かたぎをあらわして、ロク又はロクノウオという。初代政宗公が慶長13年〔1608〕陸奥守任官以来代々の藩主が陸奥守であったところから、たとえ魚であってもムツと呼び棄て

るを遠慮してである。『冠独歩行』に、「是非もなや、殿の名を呼ぶムツ売の……」とあるが、仙台では決して「是非もなや」で片付けはしなかった。川柳にも「明けろくと仙台様に高尾いひ」と、時刻を呼ぶにさえ「六つ」とは言わなかったのは、さすがは松の位の高尾大夫である。仙台では、これが歴々大身〔正しくは大進〕にも及び、仙台騒動の立役者、涌谷の伊達安芸の領内では、アキ（秋）といわずに「小春」といい、佐沼の亘理家は代々伯耆を官名としたので箒をハハキ、亘理の伊達家では成実以来安房の名を世襲したのでこれを憚って粟を作らないし、これをキガネ（黄金）と呼ぶ。又松山町では主が茂庭周防なので染料の蘇枋（スオウ）はソメキという。柴田郡の川崎では初代の伊達宗高が右衛門大夫であったところから衣紋竹を「衣裳かけ」と呼ぶ慣わしであったという。等々。しかし事實は、殿様の御名を下々で遠慮したとばかりはいきれない。実は上よりの御達によるものであったと思うのは、殿の名を物名にして検挙乃至処罰された記録もあるからである。先ず菓子名では、仙台の南町で「陸奥の花」という看板をかけたかどで、大町一丁目の岩淵屋善七借家富七なるものは「陸奥信夫せんべい」、南光院の門前で「陸奥野田せんべい。陸奥玉川千鳥焼」を売った為に、等々。或は松島で、土産品の瀬戸物に陸奥と名付けて売っていた事などから、町年寄や五人組の者までが呼び出されて嚴重に説諭をされ、その撤去を命ぜられている。これが更に世子の名にまで及び、大町五丁目で「美まさか餅」として売出したが、世子が元服して代々美作守に任ぜられるを例とするに迂濶にもこれを餅の名にしたというので、小人目付に不丁法至極なる者として摘発された者が、寛政2年〔1790〕にあったという。然しこんな例は、独り仙台ばかりでなく、他藩にもあった事で、それが明治の代になっても華族の間等にはあったとか。『伊達家史叢談』卷之1（伊達邦宗）に『家臣ノ藩公ヲ尊敬スルノ大ナル、君公ノ尊名ヲ称シ奉ルヲ憚リ、……又例ヘバ書中ニ伊達政宗ト云フ文字ヲ散見スルモ、文字通り読下スコトヲナサズシテ、之ヲバ我公〔わがきみ〕ト代ヘテ読ミタルモノナリ。……』。ほかに「宮城県史」第20巻 p161、「仙台郷土研究」第5巻第6号・第10巻第3号・第10巻第6号参照。

注(6) ユダヤの予言者。神の国の近きを予言し、ヨルダン河でイエスをはじめ多くの人に洗礼を施した。ヘロデ王に斬首された。

注(7) ほんぼ。大船の中央の帆柱にかける帆。

注(8) やほ。大船の舳〔へさき〕の方に張る小さい帆。〔この船の場合弥帆ではなく実は後帆をこのように誤ってしまったものようである。〕

注(9) 両桅船〔りょうきせん〕の桅は帆柱のこと。2 檣をもつ縦帆装置の西洋形帆船。わが国の工匠が最初に建造したスクーネルを君沢形〔きみざわがた〕という。幕末にロシア使節ブ

チャーチンに雇われ、その指導のもとに、造船の経験ある伊豆国君沢郡〔現田方郡〕戸田〔へた〕村の木工・鍛工が建造し、安政2年〔1855〕に竣工したもの。以来幕府によってこの軽快な帆船は、スクーネル型とか君沢型と呼ばれて建造されるようになった。明治時代に入ると全国的に普及し、在来の和船に取ってかわり沿岸航路の主役として活躍した。

資料 貞山公治家記録巻之23

伊達政宗の遣欧使節船の船型などについて（石井謙治、昭和42年4月発行「海事史研究」の内）〔この論文を簡約した「サン・ファン・バプチスタ号の船型」が、この事例集初版発行の2年後の「支倉常長伝」（支倉常長顕彰会、昭和50刊）に寄せられている。〕

仙台郷土研究第12巻第2号

東北キリシタン史（浦川和三郎）

慶長使節（松田毅一）

90 仙台城下に起った二大騒動

問 藩政期の仙台城下に、前後二つの大騒動があったというが、それは何々か。

答 城下建設途上の慶長7年〔1602〕に起った「御小人〔おこびと〕騒動」と、終末期に入った天明3年〔1783〕に勃発した「安倍清〔あべせい〕騒ぎ」とを2大騒動に数えています。ともに人心を震撼すること甚大で、前者は大量流血の惨を現出するに至り、後者は飢餓に瀕した大衆の暴発した打こわし騒ぎでした。

御小人騒動は、慶長7年3月16日、仙台城下建設の最中、茂庭綱元屋敷前〔現仙台大神宮敷地一帯〕の堀普請に使役されていた御小人と、普請総奉行金森隠岐・勘平父子との争に端を發し、小人の集団と上士側とが武力で対決し、遂に小人側が全員打ち果たされた事件です。これについて、「貞山公治家記録」巻之21、慶長7年3月16日の条に、次のような詳述がなされています。その詳細さは、この事件の重大性を意味するのか、他の記述とのバランスを失っている程であります。『此日辰刻仙台ニ於テ茂庭石見綱元屋敷ノ前御堀普請場ニ於テ御小人ノ者共御普請奉行金森勘平（諱不知）ヲ撃殺ス其故ハ金森勘平父子普請奉行トシテ御小人等マテ罷出人夫ニ雜テ御普請ヲ務ム今朝堀ノ内ニ一人臥居タル者アリ隠岐見テ人足ナリト思ヒ即チ執縛ス其後隠岐ハ石見宅ヘ行ク時ニ

御小人来リ聚リ繩ヲ解テ引去ル勘平大ニ怒テ取返スヘシト下知スル処ニ御小人共鐘ヲ以テ勘平ヲ突殺シ奥山与市左衛門兼清屋敷ノ前ニ於テ彼縛ラレタル御小人ヲ斬テ勘平死骸ト一所ニ並ヘ置キ馳聚リタル御小人六十余人一所ニ円居〔まどい〕タリ然ル処ニ中島大蔵信清馳来テ汝等慮外者ナリト大ニ叱スレハ御小人共雜言ヲ吐テ片倉備中屋敷カ其外大身ノ屋敷ヘ引籠ルヘキ様子ニ見ヘタリ然ルニ何ト思慮セシヤ右屋敷ヘハ取入ラスシテ一同ニ其場ヲ引退ク爰ニ遠藤但馬（諱不知）武具ヲ着シ馬ヲ馳来テ汝等不慮ノ義ヲ以テ逆罪ニ処セラレヨリハ徒党ノ張本アルヘシ其者ヲ六七人モ速カニ討テ指出シ罪科ヲ免レヨト下知ス其言ニモ従ハス終ニ引繼テ退去ル時ニ茂庭石見綱元諸士ニ向テ逆徒等御城下ヲ引退クニ於テハ一人モ漏サス擊殺セ後日ニ此儀不思慮ニ決セハ我等一人切腹スヘシ各ノ越度〔おちど〕ト為スヘカラスト下知ス因テ諸士段々相懸ル其中ニ桜田玄蕃元親武具ヲ着シ歩卒二十余人ヲ率ヒテ出合ヒ手痛ク戦テ御小人ヲ八九人討捕リ従者モ六七人討死シ玄蕃モ唇以下数箇所疵ヲ被ルモットモ比類ナキ働キナリ其ヨリ彼徒党集リ百二三十人覚範寺ノ庫裡ヘ懸入タリ諸士推寄スル所ニ百余人一度ニ突出テ防戦ヲ追入ルトイヘトモ急ニ討果シ難シ故ニ長道具或ハ鉄砲ヲ以テ攻撃チ一人モ残サス討捕ル凡ソ首百三十一（又百七十八トモ記ス）アリ此時岩崎太郎八丹野総内兩人討死ス小田辺大学勝成ハ腦ト肘ヲ傷ケラル秋保撰津定重ハ鉄砲ニ中リテ兩股ヲ擊透サル大波忠次郎（諱不知）ハ頸ヲ傷ケラル然レトモ咽肛ヲ絶サルニ因テ死ニ及ハス堀江越中（諱不知）ハ肘宮崎隼人ハ肘小塘源左衛門ハ面ヲ傷ケラル（此外高名ノ者等不知）此日覚範寺住持虎哉和尚ハ保土原左近行藤入道江南斎宅ヘ漢和ノ会ニ出ラル其留守ニ此騒動アリト云云

(1)

覚範寺此時節ハ北山ヘ移營以前ニシテ仙台御城下南ノ側今ノ愛宕別当誓願寺ノ境地ニアリシトナリ』

小人とは、戦国時代の百姓徴発が、次第に常備兵の職制に組み込まれて来たものであります。身分は足輕に準ずるが、全く別系統の目付の配下に属し、定員は516人で3組に編成され、広瀬川筋の御霊屋下・川内大工町附近・大橋脇仲ノ町に住んだので、これを御小人三町とも称しました。その職務は、横目〔検察〕・運送・警固・小道具持ち・長柄〔槍〕持・小者払その他の雑務に任じ、戦時は長柄組〔槍組〕となります。広瀬川沿いに三町に集結して住んだので、藩主の川漁における使役、渡河のときの舟渡しに従い、川魚禁漁期間中の監視に当るのもその任務でしたので御川衆と呼ばれることもありました。また、御川衆の職務上水練が必修とされており、平素広瀬川で習練を積み、毎年夏賢淵で君公の検閲を受けるのが例となっていました。「伊達家史叢談」巻之5（伊達邦宗）に、小人の任務の一部について次のように記しています。『御小人トハ今日ノ巡查ノ如キ職務ヲナスモノニシテソノ下ニ「メグリ」アリ、是レハ巡查ヨリハ少シク地位低キモノノ如ク又御小人ハ巡查ヨリハ少シク地位高キモノノ如シ』。小人は、出身が出身なだけに粗暴な野性が容易に陶冶されず、職制に適合するまで、一朝一夕のことではなかったようです。従ってその統制も大変だ

ったことが、慶長12年になっても、4月に小人法度七条、11月に小人法度五条が出ていることなどからこれをうかがうことができます。何がこの小人騒動を暴発させ、何が彼等に必死の結末をさせたのか、単純に割り切れぬものがある、彼等の本性的なものを抜きにしては考えられません。

次に「安倍清こわし」は、連年うち続く凶作飢饉のうちでも最も激甚な被害のあった天明3年〔1783〕の出来事でした。56万5千余石の大減収で、領内全体で実に30万人にのぼる餓死者を出したのはこの時のことでした。この年、収穫の見通しが望めなくなると米価は高騰する一方で、しかも米そのものが払底してきました。その上、藩当局は突如、他郡他村への米の移出を禁止したため、城下に米は入荷せず、四穀町〔穀町・二日町・立町・新伝馬町〕の米問屋は売惜しんで販売をストップしたので、城下の食料欠乏は言語に絶する有様となりました。そこで藩当局は前出入司安倍清右衛門に調達させて置いた米を放出することになり、9月15日から安倍の手先二日町大黒屋清七の店を「御穀売方所」として販売を開始しました。安倍は金上侍として出入司のポストにつくなど異例の躍進をとげ、金権と地位利用により米をはじめとする物資買占めで暴利をむさぼってきた悪徳商人でした。1店だけの販売なので、市民の中には入手できない者もあり、しかも相場を上廻る高値で売付け、19日の午後には売切と称して閉店してしまいました。激怒した町人数千人は、この夜遂に北一番丁通角の安倍清右衛門屋敷を、つづいて二日町の大黒屋を襲って取こわす大騒動となったのです。翌20日、大黒屋の売方をやめ、四穀町の各米問屋前で売り出すことに改めました。同夜安倍清右衛門は逮捕され、天明6年5月27日改易となりました。またこの騒動の煽動者と目された布沢義蔵は流罪、襲撃者中の4人が召し捕られ、他は不問に付されて着しました。しかし、米不足は益々エスカレートし、全領民はこの年から翌年にかけて、苛烈な飢餓と疫病の猛威にさいなまれたのでした。

注(1) 伊達輝宗が政宗〔梵天丸〕の学芸の師とするため、元亀元年〔1570〕米沢資福寺の新住として迎えた名僧。梵天丸は仏教ならびに漢学を虎哉から習得し、決定的な感化を与えられた。虎哉は、政宗に従って仙台に移り、覚範寺に住した。政宗との師弟関係は、慶長16年〔1611〕虎哉が82才で死去するまで続いた。

注(2) 若年寄に属し、奉行以下の公私曲直を監察し、また消防の指揮をとり、御行列に関する事項を掌る。小人は目付の配下に所属する。「小人は足軽などの下に位置しているが……」、「小人は藩の御抱の人夫で……」「小人は武家屋敷の走り使いをする小身者である」とする郷土史家があるが、いずれも誤りである。

注(3) 「政宗公治家記録引証記」

『一 御小人共法度被仰出候 政宗公御黒印写

小人共法度之事

一 不請下知在之候而はっと仕ましき事、

- 一 兩人之奉行のものに不承合披露仕ましき事、
- 一 町中にかきらす、火事けんくわに付而かけ事ありとも奉行之者に不承かけましき事、
- 一 奉行之者にいとまをもらわすして、むさとあるき仕ましき事、
- 一 はうはいにかきらす、ねんころぶり申合ましき事、
- 一 惣別大さけ〔酒〕仕ましき事、

右之むねあいそむくにおゐてハ可及成敗者也

慶長十二年

四月朔日 貞山様黒印

須郷六郎右衛門

小島左馬允 』

注(4) 「政宗君治家記録引証記」〔1か条欠〕

『一 御小人共仕置之定書写

御小人衆仕置之事

- 一 侍衆ニたいし無礼慮外仕ましき事、
- 一 組頭之下知にそむき申者指南ニ候とて、わきより取持申間敷事、
- 一 何事によらず、兩人之奉行衆へきかせ不申者くみ頭可為曲事、
- 一 組頭之手前ニあしき事あるにおゐて、くみの内より奉行衆へ可為申間候、さなく候者組中可為曲事、

右条々相背候者、不請 御意候共法度可申付者也

慶長十二年

十一月十七日

奥山出羽

兼清印

鈴木和泉守

重信印』

資料 貞山公治家記録卷之21

仙台市史第1巻

宮城県史第2巻

天明天保における仙台の飢饉記録(阿刀田令造)

91 町名の「〇〇まち」と「〇〇ちょう」

問 県内の町名で「〇〇まち」と呼ばれるものと「〇〇ちょう」と呼ばれているものがあります。どちらの呼び方をするのが正しいのですか。

答 現在、宮城県には地方公共団体としての町が61か町あります。その中、町名の公称を「〇〇まち」とするものが23か町、⁽¹⁾「〇〇ちょう」とするものが38か町あります。明治22年4月1日に市町村制が施行されて以来、町制をとった自治体は、それらの町名につく「町」のすべてを「まち」と、全国一律に読んできました。ところが、戦後に入ってから、町制をとってきた町々が、各自の町名の公称を「〇〇まち」とすべきか、または新たに「〇〇ちょう」とすべきかを決定しなければならないような、諸般の必要に迫られたのであります。そこで、それぞれの町自体が、「地名」に「町」を含め熟成した一体の公称として「〇〇まち」或いは「〇〇ちょう」の呼び方をきめはじめることになったのでした。「町」は「地名」に付記して、単に自治体の種別を示す従来の通念に加えて、固有名の一部をなすものとなったのだと考えることができます。その後、特に昭和29-30年にかけての大規模な町村合併によって誕生した多数の新町の名称は、それぞれ合併町村相互の協定できめられましたし、またそれとは別個に町名改正を行った町もかなりあって、その場合の新町名はそれぞれの町の条例として（その殆どが読み仮名をつけて）、それぞれ議会⁽²⁾の議決を経た上、いずれも県の認可を得て正式決定されたのであります。このようにして、従来はなかった「〇〇ちょう」と公称する町々が、全体としては寧ろ多数出現することになったわけであり、ます。

宮城県の場合、海岸寄りに「ちょう」が多く、山寄りに「まち」が多いという説を立てる人もいますが、必ずしもその通りの分布ではなく、「まち」と「ちょう」とがかなり錯綜しています。これは、関西・四国・中国地方の諸県のような「1県内の町は総て^{〇〇}ちょう^{〇〇}」との徹底した読み替えは⁽³⁾行われなかったからでした。「まち」と据置くにしても、「ちょう」と切替えるにしても、雷同とか受動的なものによる結果が殆どかがわれないということです。その二者択一に当っては、それぞれの「地名」と「町」との完全結合のため、呼び易さと音感のよさ、重厚さと感覚の新らしさ等に於ての、自主的な発意と吟味の尽された跡をそこに見ることができます。特定の「〇〇町」の町名を、「〇〇まち」と呼ぶか、それとも「〇〇ちょう」と呼ぶかは、この点でも決定通りの方を尊重すべきであります。国や県の諸調査統計等に於ても、振り仮名を付ける場合は「〇〇まち」「〇〇ちょう」、ローマ字で示す場合は「〇〇-machi」「〇〇-cho」と正確に区別しています。これは一例に過ぎず、「まち」「ちょう」はそれぞれ特定固有の町名の公称の一部分ですので、随意に読み替えることのできないものであります。県内の61か町の公称町名を「まち」と「ちょう」とに区分すると次の通りです。

1. 「まち」 23か町

- (刈田郡) 蔵王、七ヶ宿町
- (柴田郡) 大河原、村田、柴田、川崎町
- (伊具郡) 丸森町
- (名取郡) 秋保町
- (宮城郡) 松島、七ヶ浜、宮城町
- (黒川郡) 富谷町
- (加美郡) 中新田、小野田町
- (志田郡) 松山、鹿島台町
- (栗原郡) 栗駒、高清水町
- (登米郡) 登米(とよま)、石越、南方、豊里町
- (桃生郡) 北上町

2. 「ちょう」 38か町

- (巨理郡) 巨理、山元町
- (宮城郡) 利府町
- (黒川郡) 大和、大郷町
- (加美郡) 宮崎、色麻町
- (志田郡) 三本木町
- (玉造郡) 岩出山、鳴子町
- (遠田郡) 涌谷、田尻、小牛田、南郷町
- (栗原郡) 築館、若柳、一迫、瀬峯、鶯沢、金成、志波姫町
- (登米郡) 迫、東和、中田、米山町
- (桃生郡) 鳴瀬、河北、矢本、雄勝、河南、桃生町
- (牡鹿郡) 女川、牡鹿町
- (本吉郡) 志津川、津山、本吉、唐桑、歌津町

注(1) 昭和56年1月1日現在11市61町2村〔昭和20年10月1日現在では3市44町150村、町村合併促進法施行前の昭和28年9月30日現在では5市49町133村あった。〕

注(2) 「地図と地名」(山口恵一郎)に、『行政区画名は、その市町村の条例によって文字はもちろん読み方まで定められているので、その定められた文字を使用する。例えば宮城県の「鹽竈市、茨城県の龍ヶ崎市」などは「塩釜」「竜ヶ崎」とはしない。北海道の留萌市は、測量のたびに「留萌」と「留萌」とが二転三転したが、現在では地元の決定に従って「留萌」にしている。青森県東津軽郡の「平館」村も「平館」と「平館」の2通りあるが、現

地からの報告に基づく「平館」に正しつある。」とある。〔千葉県の「館山市」は「館山」ではなく「館山」が正しい。〕

注(3) 「町」の公称読み（「村」の公称読みも）

昭和54年4月1日現在

	町		村			町		村	
	(まち)	(ちょう)	(むら)	(そん)		(まち)	(ちょう)	(むら)	(そん)
北海道	1町	△	○	×	滋賀	×	○	○	×
青森	○	×	○	×	京都	×	○	○	×
岩手	10町	20町	○	×	大阪	×	○	○	×
秋田	○	×	○	×	兵庫	×	○	○	×
山形	○	×	○	×	奈良	×	○	○	×
宮城	23町	38町	○	×	和歌山	×	○	○	×
福島	○	×	○	×	鳥取	×	○	×	○
茨城	○	×	○	×	島根	6町	△	○	×
栃木	○	×	○	×	岡山	×	○	×	○
群馬	○	×	○	×	広島	1町	△	1村	△
埼玉	○	×	○	×	山口	×	○	×	○
千葉	○	×	○	×	徳島	×	○	×	○
東京	○	×	○	×	香川	×	○	○	×
神奈川	○	×	○	×	愛媛	×	○	○	×
新潟	○	×	○	×	高知	×	○	3村	△
富山	○	×	○	×	福岡	○	×	○	×
石川	○	×	○	×	佐賀	9町	△	△	1村
福井	×	○	○	×	長崎	5町	△	○	×
山梨	8町	△	○	×	熊本	△	1町	△	2村
長野	○	×	○	×	大分	△	7町	△	1村
岐阜	×	○	○	×	宮崎	×	○	×	○
静岡	1町	△	○	×	鹿児島	×	○	4村	4村
愛知	×	○	○	×	沖縄	×	○	×	○
三重	×	○	○	×	(自治省行政局振興課調)				

○……全町(村) そう読む ×……全町(村) そう読まない △……若干の町(村) を除いて大多数の町(村) がそう読む

資料 宮城県市町村勢要覧昭和55年(宮城県)

全国市町村要覧54年版(自治省行政局振興課)

92 遣欧使節船の「松右衛門帆」 とはどのようなものか

問 支倉常長が乗船した遣欧使節船の帆が、「松右衛門帆」だったと書いてある本があります。この「松右衛門帆」とはどのような帆ですか。

答 「松右衛門帆」という帆布は織帆といわれ、播州〔兵庫県〕高砂の工楽〔くらく〕松右衛門が、⁽¹⁾多年にわたる苦心ののちに開発した帆布のことです。その当時まで舟の帆は、蓆〔むしろ〕か綿布を二、三枚かさねて糸で縫い合わせた貧弱なもので、到底長い航海に堪えられるものではありませんでした。兵庫〔神戸〕港の回船問屋だった彼はその改良に志し、遂に播州産の強い綿糸を撚り合わせて、分厚い平織りの理想的な帆布をつくり上げることに成功したのです。この帆布は、外洋の風波に耐える上で驚くべき強度があるのですが、彼の伝記（大蔵永常著「農具便利論」）によればその創製が天明5年〔1785〕のことでした。そのすぐれた実用性から世に「松右衛門帆」⁽²⁾とたたえられ、全国的に普及するに至ったのは、文化・文政期〔1804－1830〕以後であります。この松右衛門帆が、200年も時代を遡って慶長18年〔1613〕に、ローマへ向けて出港した支倉常長の乗船に使われるわけがありません。

遣欧使節船の船体に関しては、「貞山公治家記録巻之23」の慶長18年9月15日の条に『此日南蛮国へ渡サル黒船（中略）横五間半・長十八間・高十四間一尺五寸アリ。帆柱十六間三尺、松ノ木ナリ。又弥帆柱モ同木ニテ作ル。九間一尺五寸アリ。……』のデータだけしか記されておらず、ましてその他の装備等について記録された史料に至っては、全く伝えられたものがありません。つまり使節船の帆布が何であったかは不明であるのに、まことしやかに後世の「松右衛門帆」であるなどと記している本があるとすれば、甚だ世を惑わすものです。その元兇となったものが「館様造船模様」と称し、雄勝町某氏が昭和5年に発表した偽作史料であります。この「館様造船模様」が現われると、そのまま鵜呑みの形で流布し、使節船に関する数々の虚説が拡大されてしまって、それが恰も通説であるかのような誤まりが横行するに至りました。歴史家の多くが、それに対する史料批判も加えないできたというのも、甚だ奇異なことでした。しかし最近船舶専門家によって、完膚ないまでにその偽書性を指摘されました。およそ時代的に合致しないデータを、つぎはぎに寄せ集めて捏造した偽作にしては、長過ぎる生命をもちつづけたものです。『一帆布木綿 松右衛門帆を用いたり』とある饒舌な記述も、「館様造船模様」自滅の最大致命傷の一つだったわけですが、

「松右衛門帆」のみならず、この偽作史料の誤まり伝えたところのものは、残すところなく、しかも早急に修正されなければならないものです。

注(1) 寛保3年〔1743〕播州高砂港の船問屋に生まれ、兵庫〔神戸〕に出て「御影屋」の屋号の回船問屋をおこし、蝦夷〔北海道〕ほか諸方の海運にたずさわった。彼は蝦夷通商に活躍しただけではなく、生来工夫、発明の才能があった。「つばくら船」と呼ばれる舟足の速い小舟の考案、北海道産の「新巻」〔塩辛い「塩引」にくらべて上方地方の嗜好に合う塩味のうすい鮭〕の工夫など、その一端である。その中で、特に彼の名を有名にしたものは「松右衛門帆」の開発であった。

彼の最大の事業は、千島列島の開拓であった。ロシア船の出没がしきりにあり、北辺の海防が急務となり、幕府は天明5年〔1785〕、最上徳内を派遣して、エトロフ、ウルップ両島を調査させ、寛政2年〔1790〕兵庫の回船問屋に、エトロフ島の築港を命じた。彼は同業者におされて現地に渡り、みごとに工事を完成した。その後も多額の私財を投じて郷里の高砂港や備後〔広島県〕の鞆〔とも〕の浦港の大修築を行った。幕府は、さきのエトロフ開拓とともに、これらの功績を認めて「工楽」という苗字を与え、帯刀を許した。工楽とは工夫を楽しむ意味であった。彼の配下に、淡路島出身の高田屋嘉兵衛があった。松右衛門の知遇を受け一水夫から身を起した嘉兵衛は遂に千島一帯の漁業権を握る豪商となった。嘉兵衛はロシアの軍艦に捕えられてカムチャッカに拉致されたが、日露間の平和交渉に努め日本人の気概を見せて無事帰国した人物として有名である。松右衛門は文化9年〔1812〕70才で歿した。

注(2) 「日本科学古典全書」第11巻（三枝博音編、朝日新聞社刊）所収

資料 伊達政宗の遣欧使節船の船型などについて（石井謙治、「海事史研究」第8号の内）

石川五右衛門はかー日本史人物夜話（原田伴彦）

サン・ファン・パプチスタ号の船型（石井謙治、「支倉常長伝」（支倉常長顕彰会編）の内）

贈位諸賢伝上（田尻 佐）

93 「加護坊山」の表記はどうか

問 「加護坊山」を「加護峯山」と書いたり、「加護宝山」と書いたりしているのを見ますが、どれが本当の書き表わし方ですか。

答 遠田郡田尻町内〔旧大貫〕にある山の名で、昔から「加護坊山」と書いています。安永4年〔1775〕4月の「大貫村風土記御用書出」にも『旧跡⁽¹⁾ 加護坊山の内 一、三宝加護山国家安楽寺 往古天台宗之寺ニ而右山ニ衆徒仕候由申候唯今ニ山上ニ石場之所相残申候得共右年号知不申候事』とあります。また、天保15年〔1844〕の「無夷山麓峯寺〔きんぼうじ〕由来記」にも『加護坊山は奥州第一の霊場……』とあり、大正15年〔1926〕の「遠田郡誌」や、昭和35年の「田尻町史」等に於ても、勿論「加護坊山」と表記していますから、この書き表わし方をとるべきであります。「加護[×]峯山」と「加護[×]宝山」とは、いずれも同音漢字であるための書き違いか、そうでない場合は文学的表現のため故意に文字差し替えがなされたものであります。

注(1) 遠田郡のはぼ中央を東西12キロ、南北4キロに亘ってなだらかに起伏する丘陵の主峰で、標高224メートル。この山は、東北本線田尻駅の東方約4キロの地点にあり、全山緑の芝生におおわれ、山頂に立てば文字通り360度の広大な景観が展開する。広さは県立旭山公園の30倍の面積をもち、町当局は最近その観光開発に努めている。また、加護坊山は史跡の山でもある。南東の麓には、『すめろぎの御代栄えんと東〔あずま〕なるみちのく山に黄金〔くがね〕華〔はな〕咲く』とうたわれた天平感宝元年〔749〕の黄金初出の地、黄金迫がある。その時代よりも更に80年遡った白鳳期に、第38代天智天皇がこの山に勅願寺の建立を企画されたと伝えられる。これをうけて第40代天武天皇が、山頂に堂塔伽藍を建立し、三宝加護国家安楽寿福円満院と称されたという。寺を中心に108の僧坊が建ちならび、数千の僧徒の大修行場であったが、後には甚だしく墮落し宝亀元年〔770〕出火のため一山全焼し荒廃してしまった。それから約30年後の平安初期大同年間に、坂上田村麻呂がこの丘陵の東部寛岳〔ののだけ〕に、無夷山寛峯寺を建立する時、残存していた僧坊を移建したともいわれている。この山の名は、寺号の中の加護と僧坊の坊とに起原するものである。現在も本堂・前堂・鐘楼・僧坊等の礎石が整然と残っている。又、修業僧が自給のため耕作した耕地跡が、山の東と北面の中腹に残っている。

注(2) 「安永風土記御用書上」を大成した田辺希元は田辺希文の長子、字は子善、通称良輔、損齋〔宮城県史第23巻の解題の中に損齋とあるのは誤〕また東里と号した。父の職を継いで学官となり盛名があった。天明3年〔1783〕63才で歿した。諡して黙成先生という。仙台通町東昌寺に葬る。なお、また父希文の遺業を受けて希元が大半の編纂を終った「伊達世臣家譜」は、女婿の田辺希績がこれをよく完成した。希元には二男一女があったが、二男共に若死したためである。

注(3) 筆者は秋田喜蔵とあり、「遠田郡誌」「田尻町史」に収録してある。

資料 遠田郡誌（遠田郡教育会編）

田尻町史（田尻町史編纂委員会編）

94 「代数有之御百姓」「品替御百姓」 「古人」とは何か

問 「安永風土記御用書上」の中に出ている「代数有之御百姓」「品替御百姓」「古人」とは、どう
いうことですか。どの字引きを見てもわかりません。

答 これらは、いずれも風土記書上げ当時に於ける、本百姓の中の特別なものを指しています。本百姓は表百姓とも人頭〔にんとう〕ともいい、寛永17年〔1640〕から21年にかけて行われた、いわゆる寛永検地の際、自己の屋敷及び耕地を保有し、納税責任者として検地帳に登録された百姓であります。本百姓以外の農民には、名子・水呑・被官・借屋等がありますが、独立人格は認められず、すべて本百姓に隷属する存在でした。田辺希元が、安永2年〔1773〕から同9年にかけて集成した「安永風土記御用書上」に於て、本百姓の中の特別な者を別扱いしたのが「代数有之御百姓」「品替御百姓」「古人」なのであります。それらについて説明しますと、次の通りです。

1. 代数有之御百姓〔だいすうこれあるおひゃくしょう〕

中世以来その農地に定着している百姓を「草分け百姓」といいます。また検地は検地竿を用いて実施するので竿入れともいい、検地を受けて年貢上納の義務者となることを、お竿答えといい、そのようにして、寛永検地の時点に於て、表百姓として公認された農民が「竿答えした百姓」であります。これら「草分け百姓」「竿答えした百姓」のうち、特に家柄がよく先祖が明瞭で、代々連綿と家系が続いている百姓が、この「代数有之御百姓」と呼ばれるものであります。ところが、当時の肝入の主観が必ずしも厳密ではなく、中世以来の系統が明らかな家でも書き洩れているものがあり、反対に寛永以後独立を認められた新百姓でも村の有力者であれば書き上げられているものもあります。

2. 品替御百姓〔しながわりおひゃくしょう〕

本百姓の中での地方素封家で、先祖に功勞があり苗字帯刀を許された者、藩主の巡行時に御昼食や宿舎をつとめ拝領物を賜わった者など、特別な由緒で格別な恩典や待遇を与えられた者をいいます。

3. 古人〔こにん〕

往古よりその土地に居住している由緒ある百姓で、「御境目〔おさかいめ〕古人」など永代のものと、「御山守御村古人」など一代限り指定された古人とがあります。それぞれの境界や山林の事情に最もよく精通しているので、紛争が起った場合などには、その裁定に参加しなければならぬ義務がありました。しかし、この古人は、全く少数しかありませんでした。

なお、村方役人である大肝入は主として古人、品替百姓から、肝入・検断は品替百姓・代数有之百姓から多く選任されるのが常でした。⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾

注(1) 伊達政宗の死後6か月そこそこの寛永13年〔1636〕12月1日、若林倉庫が原因不明の不審火で炎上し、収蔵の郡村検地帳〔天正期に太閤検地、文禄・慶長・元和期に政宗検地が行われていた〕を全焼した。そこで寛永17年〔1640〕第2代忠宗は、領内総検地の実施を下命したのである。これを寛永検地という。これについて「義山公治家記録」巻之3寛永17年7月1日の条に、次のように記してある。『今度御領内総検地仰付ラルニ就テ、今日加美郡四釜邑ヨリ御竿打始ム、先年若林御蔵出火、郡邑検地ノ帳等焼亡ス、因テ今年改テ検地仰出サレ、遠藤式部玄信〔はるのぶ〕ニ惣奉行仰付ラル、式部病氣ニ就テ、富塚内蔵重綱ヲ仰付ラレ、和田因幡為頼、鴉田〔ときた〕駿河周如〔かねゆき〕差副ヘラル、此外検地ノ輩三十五組、勘定人以下役者百六十余人アリト云々 御検地惣奉行等仰付ラルノ月日不知』。総検地は開始後満3年を経て寛永20年9月に完了し、翌正保元年から新検地帳によって年貢の収納が行われた。領内の農村は徹底的に検地され、検地帳に登録された田畑は本田・本畑と呼ばれ、その後長く課税の基礎となった。納税義務者は本百姓として確定され、農村支配体制は強固に基礎づけられると共に、家臣団に対する知行制度も確立することができたのである。なお、寛永検地後開発された田畑は新田〔しんでん〕と呼ばれ、その都度検地して新田検地帳に登録された。本田・本畑に変化があった場合には、地損倒目帳等が作られた。寛永検地帳すなわち「本検地帳」をはじめこれらの検地帳は、村肝入の最も重要な引継文書とされていた。

注(2) 身分的に表百姓に隷属する農民で、多くは表百姓の屋敷内に家を構え、表百姓の耕地を小作した。従って、独立して納税義務を負担できる資格と能力のない、百姓として公認されないものである。名子の隷属する表百姓即ち名子主は、本家または大家【おおや】と呼ばれ、名子を家父長的に支配し、これに対して名子は種々の賦役を提供した。この名子主の家父長的地主経営は、中世以来東北の一般的な農業経営形態だったものの存続であって、仙台領に於ては幕末までなお遺制的に存在した。名子は発生的には高〔自己保有の農地〕を有するものではなかったが、長い間に名子身分のまま高をもつ者が現われ、近世の名子には、高持名子と無高名子の二種を生じた。高持名子は、検地帳に表百姓の「名子」或いは「内之者」としてその持高が記載されたが、直接の貢納責任者とは認められないため、すべて表百姓を通じて納税しなければならなかった。しかし、新田開発の盛行につれて、高持名子は次第に独立の機会を得て新百姓となり、中期以降は名子が漸減して行った。

注(3) 自己の耕地を保有しない農民で、表百姓の田畑等を小作し、生活程度が最低で最も悲惨をきわめた者であるといわれる。名子と水呑の身分上の相違は、主に表百姓に対する譜

代の奉公関係の有無にある。即ち、名子は譜代の奉公関係のもとに、本家との間に緊密強固な主従関係をもつものに対し、水呑は田畑の小作関係の上に発生したものであるから、本家に対する身分的隷属性は、さほど強くなかったことにある。水呑は現実にはかなり多数あったらしいが、検地帳からは除外され、いわゆる「帳外れ」とされていたので、表面には現われなかった。しかし、新田開発に刻苦碎身した水呑は、次第に独立の機会を与えられて新百姓となっていった。

注(4) 本来、中世武家社会に於て上級武士に仕えて、その命を奉ずる下級武士のことをいっているのであるが、近世農村では意味が転化して、一般に本百姓に隷属する下層農民を指していうようになった。仙台領農村では、人数改帳などに屢々現われてくる。この被官と名子とが、どう違うかは明確でない。しかし人数帳の記載順序が、被官が名子・水呑の上位にあることから、単なる名子とは区別して重んじなければならぬ位、本家との古い特別な主従関係にあったものであると見られている。

注(5) 自己の居住する屋敷・家屋をもたず、他人の家屋を借用しているもので、表百姓に隷属してその田畑を小作した。また、宿駅や町場には、一人立ちのできない小商人や職人・労働者となっている者もあった。

そのほかの隷属農民には、添人・扶持喰〔表百姓に寄食するもので、破産した百姓の家族や身障者などに多かった〕・下人〔譜代の家内奉公人で、表百姓に人身的に隷属し売買の対象にさえなることもある、いわば家内奴隷である〕があった。

しかし、生産意欲も低く、貢租責任もない隷属農民層の存在は、藩財政上からも、農民掌握の見地からもマイナスであるので、その解放即ち新百姓への独立を進める方針がとられたので、中期以降からは著しい減少をみせて行った。ところが、このような中世的隷属農解放が進行しつつある時、一方には新しい隷属農民即ち本百姓から転落した小作水呑百姓が発生しつつあった。

注(6) 郡村支配を徹底するため、藩が任命する郡方役人とは別に、農村の有力者の中から任命される役人。大肝入・肝入・検断・組頭等である。なお仙台領には、他領や天領等で地方三役の一つとされる百姓代はなかった。〔最近の大学入試に出題されたことがあるので注意を要する〕。

注(7) 地方きっての有力者が任命された。原則として各代官区〔4郡奉行区・19代官区〕に1名置いたが、特に指定した地区には別に1名置かれた。職務は代官の命を受けて管内の行政・司法・警察に関することを掌った。肝入以下の村役人を指揮監督し、貢租を取りまとめて送納し、肝入の進退を代官に具申し、郡村の諸経費を割付徴収し、罪人を下調べの上代官に移牒した。配下に手代〔書記〕1名・増手代1名・締役〔犯人逮捕等に従事〕数名・小使1名を置いた。大肝入は世襲されることが多く、年貢・諸役郡役を免

除され、帯刀及び絹袖を着ることを許された。筆紙墨その他の費用はすべて管内から徴収した。

注(8) 各村に1名を置き、大村の場合はこれを数区に分けて各1名宛置かれた。肝入は肝煎とも書き、関東の名主、関西の庄屋に相当するものである。肝入は、中世郷村の自治的結合の中心だったもので、近世封建制成立の際、村落支配の手段に逆用されることになったものである。肝入の職務は極めて広汎で、年貢・諸役の割付・徴収・人別改〔戸籍調査〕・検地帳はじめ村方帳簿の作成保管・百姓条目の徹底・土木普請の具申・組頭以下の人事を専決し、村民の願届書には総て末書して申達した。肝入は自分の年貢以外の諸村役及び諸郡役を免除され、功劳ある者は苗字帯刀を許され、更に知行を給される者もあった。肝入の事務処理に要する筆紙墨その他の費用は、総て村の負担とした。なお、手代を置く場合もあった。肝入は、有力な百姓の中から適任者を大肝入が代官に推薦し、代官によって任命された。多くは世襲であったが、寄合で選挙するところもあった。初期の肝入は村の名門・旧家で、曾て武士であった者が多かったが、中期以降は富裕な実力者がこれに代り、村民の信頼にそむくような肝入も現われてきた。

注(9) 宿駅に1人乃至2人置かれた。肝入と並んで地方では最も重要な職務で、主として伝馬関係の業務を取扱った。その任命等は肝入と同様の手続きで行われた。肝入が検断を兼務する場合もあった。

資料 宮城県史第2巻

仙台藩農政の研究（近世村落研究会編）

95 岡千仞の歿年は大正何年か

問 岡千仞の歿年を「仙台人名大辞書」は大正2年、平凡社の「大人名事典」は大正3年と書いています。どちらが正しいのですか。

答 岡千仞の歿年を、大正2年と記したものに次のものがあります。

「岡家系譜」（岡濯原編の第三伝写本）

「仙台市史」第7巻⁽¹⁾

「大日本人名辞書」（大日本人名辞書刊行会編）

「仙台人名大辞書」（菊田定郷）

「宮城県郷土史年表」重訂版（菊地勝之助）

「漢学者伝記及著述集覧」（小川貫道）

「宮城人」（朝日新聞仙台支局）

「大漢和辞典」巻4（諸橋轍次）

「宮城県文化史年表」（矢島玄亮）

「涌谷町史」下巻

大正3年歿とするものには、次の諸書があります。

「宮城県教育百年史」第1巻（宮城県教育委員会）

「仙台市史〔昭和4年刊〕」第1巻

「郷土人物伝」（宮城県教育会）

「大人名事典」（平凡社編）〔「新撰大人名事典」の縮刷合冊版〕

「日本人名大事典」（平凡社編）〔「新撰大人名事典」の復刻版〕

「仙台之学者」（中目 覚）

「明治初年の宮城教育」（宇野量介）

「白雲館文録」（岡 濯）

「白雲館詩鈔」（岡 濯）

「高橋本枝〔千仞の次男〕さんの回想録」（菅野義一、麓 肅編）

「日本儒学年表」（斯文会）

「芸文家墓所誌」（結城素明）

「幕末維新人名事典」（学芸書林）

「鹿門岡千仞の生涯」（宇野量介）

以上の二通り世に行われていますが、東京都目黒区中目黒三丁目祐天寺の「鹿門岡千仞墓」、仙台榴岡の「鹿門岡先生碑」（岡濯撰文）の碑文実査、並びに信頼度絶対の資料「白雲館文録」・「白雲館詩鈔」⁽³⁾によって、大正3年2月18日歿であることが確認されます。このほか別の手がかりから検討を進めても、大正3年歿の結論が固められます。即ち歿年の干支〔えと〕甲寅〔きのえとら〕は大正3年に当りますし、天保4年〔1833〕11月2日生れで享年82才〔数え〕とあります⁽⁵⁾ので、歿年は大正3年〔1914〕でなければ不合理となります。

なお、大正2年歿と記してある上掲「岡家系譜」は、千仞の生家である土樋の岡家〔当主広氏〕⁽⁶⁾に保存されているものですが、原本は昭和9年12月に火災のため焼失してしまいました。現在のものは第三伝写本で、転々と書写が行われた過程で、数字の書き違いがあったものと認められます。大正2年歿と記してある諸書は、この「岡家系譜」に拠っているものようであります。

注(1) 漢学者。名は濯〔あらう〕、字は萬里、旧称嘉太夫、慶泉〔げいせん〕 また白雲山房主人と号す。岡台輔の長子。経史詩文を叔父岡千仞に学んで造詣極めて深く、東京に遊学して学大いに進んだ。叔父千仞の文章で慶泉が代撰するものが多いとされる。帰郷後師範学校・

中学校等の漢学教員として子弟を教育した。明治17年、叔父千仞に従って清国に赴き、李中堂、愈曲園、王紫詮等一流の学者文人と交流を深めた。帰国後は健康に恵まれぬ状態が続いたが、益々詩文の研鑽に努め、永沼柏堂、大須賀筠軒（いんけん）、佐澤香雪等と白鷗吟社を起して後進を導き大いに詩文の興隆に尽した。著に「白雲館文録」「白雲館詩鈔」がある。昭和6年1月26日歿、享年79才、土樋松源寺に葬る。岡家の当主広氏はその第三子である。（広氏は昭和52年5月19日歿）。

注(2) 東京都目黒区にある浄土宗の寺。明顕山善久院と号。享保年間名僧祐天〔増上寺第36世、大僧正、紫衣〕隠栖の遺跡に弟子祐海が開創、祐天を追請開山とした。芝区三田北寺町17〔現港区三田四丁目1番〕宝生院に「岡千仞墓」があって、よく間違えられるが、この岡千仞は、同姓同名の別人〔軍人、伊豫久松出身、陸軍少佐、大正7年11月18日歿〕である。「大人名事典」（昭和28年平凡社）、「関八州名墓誌」（大正15、時山弥八郎）、「掃苔録」（昭和15初版、48年再版、藤浪和子）、「日本人名大事典」（昭和12の「新撰大人名辞典」を昭和54復刻改題、平凡社）等にはそのように誤まり記されているので注意すべきである。「芸文家墓所誌」（昭和28初版、昭和52復刻、結城素明）、「鹿門岡千仞の生涯」（昭和50、宇野量介）等には正しく祐天寺と明記されている。

注(3) 榴岡宮城県図書館前の広場に大正15年建てられたもので、碑高1丈3尺、横4尺4寸、撰文と書は岡濯である。碑文は岡千仞の履歴を伝えるもので、次の通りである。

『鹿門岡先生碑銘 荆州楊守敬題額（晩歳猶存鉄石心） 姪岡濯撰文并書 鹿門先生歿之十年門下諸子属濯撰碑銘濯於先生親為叔姪義則師弟受教四十年略知其出处大節不可以不文辞焉先生諱千仞字振衣鹿門其号初名修字天爵称啓輔岡氏仙台人考諱衛之妣佐藤氏少学藩校弱冠游江戸入昌平校専修經史举為舎長与重野成斎中村敬字藤野海南松本奎堂松林飯山交尤厚会米艦来浦賀海内騷然先生西游与奎堂飯山同寓浪華河野鉄兜書贈雙松岡三字一時喧伝志士来集日夜論天下形勢為幕吏所指目奎堂去糾合同志飯山西婦先生亦游説公卿間藩命東帰為養賢堂指南役新賜食禄築鹿門山下而居焉戊辰正月伏見變起幕軍東走朝廷命我藩討会津先生蹶起曰千載一時請速出兵藩論依違不決已而奥羽鎮撫総督九条道孝率兵東下陣岩沼藩公至白石進兵迫会津松平容保遣使因我公謝罪公与米沢上杉齐憲至岩沼疏陳督府不聽各藩使臣会盟白石遂戕（ころす）官軍參謀世良修蔵相与拳兵時先生探常警諸藩情状至水戸聞之大驚馳至福島則形勢一變賊焰猖獗先生激昂論大義而無容焉者慨然賦長歌而去奉母氏逃於本吉山内耕烟邑密与参政三好清房謀奉一門族請討会先鋒時藩兵連敗官軍迫国疆清房為賊所劫自刃先生亦被縛臨発与耕煙訣飲耕煙作画先生贊之投筆而下仙台獄已而藩論反正先生見赦举於讓堂公子侍読兼參機務開麟經堂講春秋左伝以明大義名分藩人始知所向云当此時藩封削滅士卒失禄人心洶洶先生建言擬泰西法開議事局議定扶助方法士卒始安庚午春拜大学助教移家東京旁開

私塾大学廩為東京府学教授先生知西学之不可不講經史以外取格物入門万国公法等書講之与河野通之高橋弘訳述米法国誌府学廩任修史館協修後補東京図書館長以疾辞之自此不復仕甲申春西航至上海周覽蘇杭諸勝過燕京登八達嶺縱觀万里長城拜十三陵抵廣東瘴癘志半而歸此游見俞曲園張濬亭李少荃又訪彭雪琴張香濤論經術文章大有所益先生談及東亞大勢極論善鄰之誼且說吸煙科學消耗国力之甚皆服其說言至李少荃修礼請留寓當時名聲之籍籍可以知也後漫游海內北自北海西極西海冲繩所至搜勝地名跡叙述前人逸事善聞名曰游乘積成數百卷又為從游諸子創如蘭社至老誘掖不倦甲寅二月十八日終於大崎邸寿八十有二葬於日黑祐天寺先是

今上以皇儲巡遊東北召先生賜謁於伊達伯爵邸其病革也特旨叙從五位先生為人剛毅廉潔以文章為生命其文暢達明快驅使万卷專以氣行之外祖父畑中荷沢為一藩碩儒先生自幼毅然期以一代文學其將瞑也顧左右曰吾於道終始一貫俯仰無所愧實如其言矣所著尊攘紀事米國誌法国誌觀光紀游藏名山房文集研癖齋詩鈔藏名山房雜著行於世未刊者數百卷皆藏於家配河野氏學四男二女長百世承祀次本枝冒高橋氏次碩人次猛夫二女都子珠子銘曰

奧羽雄鎮	蔚青葉城	竜蟠虎踞	斯生雋英	大政維新	六師東征
討会命下	举藩震驚	先生蹶地	仗義論争	名節凜然	有死無生
檄書応徵	出就學職	一朝勇退	文章報国	遠航漢土	交遍朝野
日東文豪	西儒虛左	不朽者文	何必拖紫	千歲之下	聞風而起

大正十五歲在丙寅夏六月 菊地硯山刻

注(4) 同書の中に、次の「祭鹿門先生文」がある。

『大正三年甲寅二月歲叔鹿門先生罹疾大崎邸事達天聽特旨叙從五位越一日溘然長逝矣報至仙台姪濯驚愕失措仰天而哭焉既而掃堂安靈位獻香華具野蔬園菓俯伏稽顙以進祭辞焉伏惟先生於天保初就學藩齋毅然期以古人西游入昌平校訂交一時俊秀諸老先生目為後生可畏幕府末造尊攘之說風動天下先生游京撰与各藩志士往復唱大義干說二三公卿会藩命東歸講經君前擢藩学教授伏見變起將軍東走朝廷勅我藩討会津先生謂千載一時上書請速出兵而執政老臣不達事体以為一二雄藩擁幼冲天子之所為藩論沸騰遂至合奧羽各藩抗衡王師先生慷慨悲憤叩当路論争曰可使吾公蒙賊名乎当路以為沮害藩論捕縛投獄當是時先生命在旦夕而議論諤諤毫不忌憚衆服其義胆矣既而藩論反正上下恭順先生出獄奉於讓堂公侍読兼參藩務時封土藏封一万臣士俄失秩禄物情洵洵先生獻議擬西法開議事局会通世務之士三十人討論三日定扶助方法其不至再乱者先生之力也先生更請一巨第開麟經学館曰我藩誤方向者坐於講学不得其道耳乞教者千百先生坐講堂講春秋左伝以明大義名分之所在聽者欽服焉應徵入京拜大学教授轉史館協修著尊攘紀事叙述中興嶺末親者皆謂文章議論不在頼氏下矣先生既絕意仕途益欲致力斯文携著書數百卷航海拳漢土游北自燕蘇南窮廣東足迹万里名聲喧伝曲園濬亭諸儒虛左礼之李中堂先生万言大策使人請留不聽登万里長城拜十三陵入燕京訂交諸名士將溯長江探武昌漢口之勝罹疾東歸靜養年餘而鬱勃之氣不能自已每歲載筆硯事游歷北海南島四国九州無不至之地至則尋古墟名迹

訪義人烈士之後隨得隨録名曰游乘晚為從游諸子創如蘭社砥励文章名節才学之士彬彬輩出焉先生為人剛正廉潔不欲枉已逢世是以其在官沉滯下僚其在野栖栖南北而毫不介意益發憤勵精旅館之夕寒燈之下兀兀不止其所記述積成數百卷卓論宏議以鼓舞世道人心学殖名望上達於九重下施於海内天下仰為学海泰斗文壇老将者良有以也嗚呼先生逝矣吾輩小子自今其從誰講斯文死生訣別幽明隔絕彼蒼蒼者天此悲豈有窮極哉濯於先生親為叔姪義為師弟受教數十年海岳恩大而卑才驚鈍涓滴不報奄遭大故而病軀羸弱不能西馳上堂慟哭尽哀遺憾曷止矣謹修祭儀叙学行之大以為祭梓』

注(5) 「仙台風藻」(今泉篁洲編)に記されている。

注(6) 『啓輔 先生幼啓輔ト号シ後修字ハ天爵ト改メ維新後更ニ千仞字振衣ト改ム仙台米ヶ囊邸ニ生ル叔父鹿門先生ノ号ヲ襲ヒ鹿門ト号ス幼石沢二水翁及養賢堂ニ学ブ弱冠西上昌平校ニ入り四方俊オト交リ才名籍〔甚〕ニ居ル数年舎長ニ擢ラル時ニ米国使節軍艦數隻ヲ率ヘ浦賀ニ来リ互市ヲ強請ス志士憤慨開鎖ノ論大ニ興ル先生京撰ニ游ビ飯山奎堂諸士ト一社ヲ設ケ四方志士ト交リ形勢ノ帰着スル所ヲ知り状ヲ藩ニ報ズ已ニシテ命アリ東帰シ経ヲ君前ニ講ズ養賢堂学問方御用仰付切米三兩御扶持方四人ヲ賜リタルハ慶応二年八月十四日ナリ依テ始メテ一家ヲ興シ宗家宅背小丘佳驪ノ地ヲトシ書亭ヲ構ヘ一斎先生鹿門精舎ノ四字ヲ書贈シ別ニ飯山成斎ヲシテ草私史亭ノ字ヲ書セシメ之ヲ掲グ自ラ亭記ヲ撰ビ修史ヲ以テ自ラ任ジ亭下一室來塾者常ニ数人ヲ置ク既ニシテ戊辰役興ル朝廷我藩ニ勅シテ会津ヲ討タシム先生謂フ是レ千歳一時大ニ当路者ニ懲憑シ而シテ滿廷大半賊説先生大ニ論争既ニシテ九条公奥羽鎮撫使トシテ薩長筑三藩兵ヲ率ヘテ東下シ一藩肅然兵ヲ進メテ会津国境ニ迫ル藩公自ラ白石ニ陣ス時ニ賊論蜂起シ米沢公白石ニ至リ両君面議奥羽同盟ヲ約シ官軍參謀世良修蔵ヲ福島ニ殺シ相応ジテ官兵ニ抗シ先生口ヲ極メテ其ノ非ヲ論争賊徒之ヲ惡ミ刃ヲ以テ之ニ擬スルニ至ル先生為ス可ラザルヲ知り職ヲ辞シ歸郷母堂及家眷ヲ携ヘ入谷ニ逃ル此時藩兵連戦連敗官軍国境ニ迫ル賊党窘窮正義派ノ間ニ乘ゼンコトヲ恐レ急ニ之ヲ勸絶〔そうぜつ〕セントス三好清房其郷ニ自殺ス先生亦捕フル所トナリ入仙入獄ス既ニシテ藩論及正先生赦ス所トナリ挙ゲラレテ藩政ニ参与ス時ニ封土減縮士庶処ヲ失フ人心恟然当路為ス所ヲ知ラズ先生建議西方ニ倣ヒ議事局ヲ建テ主トシテ臣士扶助法ヲ講ジ百般藩政ヲ議ス当時再乱ニ至ラザルモノハ一ニ先生ノ力也先生別ニ巨第ヲ請ヒテ麟經堂ヲ興ス以為ラク我大藩ヲ以テ大義名分ヲ誤ル者ハ学制其方ヲ得ザルニ依ル是ニ於テ一藩翕然教ヲ請フ者數百人既ニシテ召ス所トナリ出京大学中助教ヲ拜シ家ヲ東京ニ移シ下谷練堀町ニ開塾シ来学者日ニ多シ塾舎狹隘ヲ告グ幾許モナク大学廢校先生東京府学校ニ補セラル校赤坂区岸和田藩邸ナリ時ニ東京始メテ小学ヲ數所ニ置ク此校ヲ以テ中学ニ充ツ華族子弟幕〔臣〕子弟多ク之ニ入ル先生家ヲ愛宕下仙台邸ニ移シ盛ニ書生ヲ養フ別ニ外塾ヲ設クルニ至ル四年春府学烏有ニ歸シ尋テ廢校ニ歸ス先生太政官編輯官ニ任ジ維新事蹟ヲ担当ス此ニアル數年眼疾ニ罹リ官

ヲ辞シ専ラ静養出テ書籍館長トナル而シテ其ノ意ニアラズ幾ナラズ之ヲ辞ス之ヨリ筆硯ヲ携ヘテ四方ニ歴游ス関東南越四国九州奥羽北海至ラザルノ地ナシ十七年春姪濯ヲ携ヘテ支那ニ游ブ初メ上海ニ至ル王紫詮東道主トナル蘇州ニ至リ俞曲園ヲ見夫ヨリ会稽ヲ過ギ禹廟ヲ拝シ蘭亭ヲ訪ネ杭州ニ至リ西湖ニ游ビ慈谿ニ留ル数月天童山ヨリ寧波ニ游ブ西湖湖畔一寺ニ留リ一夏ヲ消ス時清仏戦正ニ酣ナリ匆々上海ニ航シ更ニ北航シ天津ニ李鴻章ヲ見北京ニ至リ翰林諸士ノ待遇スル所ト為ル西山諸勝ヲ探リ八達嶺ニ上リ十三廟ヲ拝シ遂ニ保定ニ至リ張廉亭ヲ見天津ニ出デ上海ニ帰リ再度南航香港広東ニ至リ張之壽ヲ見ントス時軍務匆忙見ル能ハズ広東寒暑激変風土上国ト同ジカラズ加フルニ食物適セス病ノ侵ス所トナル暴熱激発苦悶累日清医ノ療ヲ受ク而シテ復セズ護シテ上海ニ至リ英医ノ治ニ就ク殆ド危殆ニ瀕シ此ニアル一月ヨリ四月ニ至ル小快ニ至リ一帆東帰ス此行為メニ長江入蜀ノ游ヲ達セザルヲ恨ム東京ニ至ルニ再ビ神経痛ニ苦メラレ増上寺山内ニ移転治療シ回復後塾舎ヲ閉鎖シ再度筆硯歴游到ル所巖材〔べつざい〕山ヲ為ス晩年老衰ヲ以テ家人ノ止ムル所トナリ又出デズ宅ヲ新銭座ニ求メテ之ニ移ル如蘭社ヲ創始シ文詩唱酬以テ老ヲ娛ム新銭座市塵ノ地ナルヲ以テ更ニ地ヲ大崎ニ求メ書楼ヲ新築ス此地高燥閑雅且ツ眺望ニ富ミ以テ大ニ喜ビト居二十首ヲ賦シ諸子ノ和ヲ求ム大正二^{×××}〔ママ〕年[×]二月十八日病ヲ以テ家ニ令終ス行年八十二日黒祐天寺ニ葬ル之ヨリ先四十一年今上天皇〔大正天皇〕東宮ヲ以テ奥羽ヲ巡遊セララルヤ先生仙台ノ先儒ヲ以テ伊達邸ニ謁ヲ賜ハル此ニ至リテ危篤ノ報天聞ニ達シ特ニ從五位ヲ賜ハル光榮ト謂フベシ漢学老儒ヲ以テ位階ヲ賜ルモノハ前キニ小野湖山一人アルノミ先生十有五始メテ学ニ志シ自ラ期スルニ日東大儒ヲ以テ身ヲ立ツルヲ以テス其ノ正ニ瞑セントスルヤ顧ミテ曰ク吾レ終始一貫天地ニ愧ル所ナシト果シテ其言ノ如シ其ノ著ス所尊攘紀事米法二史蔵名山房雜著硯癖集觀光游記詩文集數十卷各県游乘等諸著蓋シ數百卷ヲ下ラズ著書ノ多キ古今其比ヲ見ズ名声ノ中外ニ喞々〔さくさく〕タル者誠ニ故アルナリ先生河野氏ヲ娶ル即チ荃汀先生ノ妹ナリ四男二女ヲ挙グ』

資料 仙台市史〔昭和4年刊〕第1卷

郷土人物伝（宮城県教育会）

大人名事典（平凡社編）

仙台之学者（中目 覚）

明治初年の宮城教育（宇野量介）

白雲館文録（岡 濯）

白雲館詩鈔（岡 濯）

高橋本枝さんの回想録（菅野義一、麓 肅編）

鹿門岡千仞の生涯（宇野量介）

96 寺院配置は防衛のためのものだったか どうか

問 城下町の寺院の配置は、軍事上の防衛目的を基本としたものであるといわれますが、仙台の場合もそうだったのでしょうか。

答 仙台北城下の建設は、慶長6年〔1601〕仙台北城の築城開始と同時に始まり、低湿な荒野に新たな大都市が造成されました。武士と町人の屋敷割が計画的になされると共に、おびたしい数の社寺が配置されました。その数を明和9年〔1772〕成立の「封内風土記」（田辺希文）には、『神社凡七十八、^〇仏宇凡六十、^〇神事場六、^〇寺凡百三十二、^〇傍院塔頭〔たっちゅう〕凡百二十一』と示しています。これらは、主として城下外廓の丘陵地や町境、即ち愛宕山、茂が崎、北山、定禅寺段丘（元寺小路）、八つ塚（新寺小路）に設置されたのであります。この状態を、防塞的な寺院によって形成した城下防衛線であると説明するのが通説となっています。仙台以外の各地の近世城下町の寺院配置について書かれた市史等でも、殆ど全部同様の説明がなされています。この支配的な説は、「城廓之研究」（大類 伸）の中の『社寺は城下防衛の為め如何に配置されたであろうか。

1. 城廓の最も危険を感ずる方面に社寺を配置す 但此の場合は城下を離れて外に置かれしものとす
2. 城廓附近の枢要なる地点に社寺を配置す 此の場合は城下の内にして城廓と連繫して堅固なる防禦線を形成し得るものとす 即ち城下町の間置かれし支砦の如きものなり
3. 城下の通路の要処々々殊に城下の出口に社寺を配置す 此の場合は出入口を警戒する番哨の如き役目をなす
4. 城下の周辺に沿うて社寺（多くは寺院）を並列して城下の外防禦線とす此の場合は社寺を以て困郭の一部と考へしものなり』とある寺院防衛專一論に拠るものであります。しかしながら寺院配置は防衛を目的として計画されたものであることを立証する文書・記録等は全く存在しません。その限りに於て、この説は完全に正当なものと断ずることはできません。一つの推論的説明であると考えべきです。

従って、その反論もまたあり得ることになります。「日本都市成立史」（玉置豊次郎）が、次のような注目すべき所説を立てています。

『寺院の配置を防衛のためとする説明が正しく符合しているからといって、その説が正当なものと断じ得ない場合のあることを考えねばならない。今日合点が行く如く説明ができて、はたして当時の人々がその意識に基づいて城下の建設をしていたかどうかは別に考えてみなければならない。確かに今日寺院防衛論が説明できて、その当時の人が防塞として寺院配置を考えていなかったら、その説明はあたらぬことになる。

全諸侯はひたすら幕府の忌諱〔きき〕に触れることを怖れていた。ゆえに、かりそめにも軍事上の必要を意識して、寺院を配置するというが如きことは、考えも及ばないことであった。

寺院が山麓に建築されることは我が国古来の慣習であって、それには軍事上の理由は含まれていなかった。一般建築物は平坦の地に建築されることが必要であったが、寺院は平坦地よりも山麓の環境が喜ばれた。京都の東山には古来多数の寺院が建築された。長崎は城下町ではないが、町をとりまく山の麓はあますところなく寺院が配されていた。すべてこれ同断である。

たしかに寺院のなかには規模の大きなものもあって、一朝事ある時には戦闘の拠点に利用することは可能である。がしかしそれだからといって、これらの寺院は最初から城下防衛のために配置されたものと断定はできない。通常市内において寺院の如き広潤なる土地を獲得することは容易ではない。さればこれら広い敷地を要する建物が市の周辺に追われることは今も昔もまったく同じである。

全国の城下町を通じて、寺町造成の記録のなかには防禦線造成等の記録は見あたらない。……軍事上の秘密なるがゆえに確証がないのではなくて、実際にそういった事実がなかったから文献があるはずがないと解すべきである。

天正十八年以降になると、京都の寺町を始めから模する城下が増して……かくて代表的な寺町は仙台・弘前・名古屋・静岡・高田・堺・大阪・金沢・新潟等であるが、この頃になると寺院はまったく去勢されて武家の指示のままであって……むしろ市街地の整理に主眼が置かれてくる。堺市史は寺町を説明して

寺院偏在の主なる理由の一つは、其面積の大と、普通に墓地を伴ふ事が、市街の繁栄を阻害する事の多いのを慮ったからであらう

としている……この事は明らかに市街地整理が主であったことを証する。そしてこれは今日の都市計画の用途地域制の趣旨とまったく合致するものであった。

およそ各都市の古地図を按ずるに、どの城下の場合でも寺院を城下の各地に想像配置してみると、その場所ごとに寺院要害論を成立せしめることは不可能ではない。昔の城下は今日の巨大都市と比較すると、規模ははるかに小であった。されば少々位置が移動しても、いつでも同じ説明が有効である。前述の如く要害視された場合もいづれあったことと推察されるが、今日なお多くの学者に支持されている寺院要害専一論は再考されてよい』。この論述は、通説とされているものの弱点、即ち寺院を軍事力の単位としてしまった前提の誤まりと、史料がないまま現代感覚を以てした推論の行き過ぎとを指摘しています。

寺院の数は、各地と同様仙台の場合も、明治以後は半数に激減してしまいました。そのような現在に於いて、おびただしい数の寺院が寺町を構成していた状態を、本当の実感として再現することは不可能です。唯、城下絵図というペーパー上で見る以外にありません。そして寺院配置を論ずる場合、これを抜きにすることはできません。但し縮尺は、事実以上に近接し密集した配置

関係を示してしまいます。それだけに、厳しく予見を排除した正しい視覚で読み取る必要があります。いずれにしても、寺院は防衛拠点となり得る可能性は持っていたけれども、その設立配置が軍事目的から出たものであることを立証する資料は皆無であります。

注(1) 新寺小路一帯の地域、何人のか判明しない古塚が八つあったので、この名が出た。

注(2) 「共武政表」(参謀本部、明治12年)に『仙台……寺院110……』とある。

資料 仙台市史第3巻

日本都市成立史(玉置豊次郎)

97 「実録先代萩」の「実録」とは 「真相」の意味か、どうか

問 「実録先代萩」は「実録」とあるからには、それは伊達騒動の真相が描かれたものと信じてよいでしょうか。

答 「実録先代萩」とは、明治9年〔1876〕に河竹黙阿弥〔かわたけもくあみ〕が書き下ろした歌舞伎脚本「早苗鳥伊達聞書〔ほととぎすだてのききがき〕⁽¹⁾」が、現在そのような外題〔げだい〕⁽²⁾で上演されているので、その一般的な通称となっているものであります。この「実録先代萩」は、歌舞伎脚本の一系統である実録物の一つで、実録物とは実録に基づいた狂言⁽³⁾という意味です。この場合の実録とは実説による脚色⁽⁴⁾ということではなく、主として江戸時代の実録本の脚色⁽⁵⁾なのであります。従って事実の正確な描写ではなく、興味本位の内容ですので、それをそのまま真相であるなどと信ずべきものではありません。つまり、「実録先代萩」は伊達騒動の実説とはかけ離れたもので、あくまでお芝居伊達騒動なのであります。

なお「実録」の熟語は、「実際にあったことの記録」という一般的な意味よりは、特に中国に於ける「天子一代の事跡を編年体に記した記録」をいうのが本来の意味であります。これらの実録が集積されて、やがて国や王朝の正史編纂の主たる材料となるのです。中国の元朝以前の実録は殆ど散失したが、「皇明〔こうみん〕実録」3,053巻、「大清〔だいしん〕実録」4,466巻は現存して貴重な史料となっています。中国の実録を模倣したものに、わが国の「文徳実録」⁽⁷⁾10巻、「三代実録」⁽⁸⁾50巻、朝鮮の「李朝実録」1,709巻などがあります。「実録」とはこのようなものですが、わが国の幕末以降に始まる「実録本」「実録物」の「実録」は、極めて特殊に転化した用法であります。要するにこの場合の「実録」は、講釈師の口述を詳細に、完全にその通り〔実〕に筆録した「実録本」を材料とした意味であって、事実以外に多分に虚構が混入され、潤色され、

終始観る者の興味をひくことを主として構成されたものなので、実説や真実や史実の記録ではありませんのであります。

注(1) 歌舞伎脚本作者。本姓吉村、後、古河。幼名、芳三郎。文化13年〔1816〕江戸に生れ、5世鶴屋南北に師事し、2世河竹新七を襲名。作劇技巧に秀で、詞藻豊かであった。生世話物〔きぜわもの。芝居の分類の一で、初演当時の世相・風俗などを題材としたもの〕を得意とし、明治に入ってから新社会劇散切物〔ざんぎりもの〕や、新史劇活歴物を創始した。作、「三人吉三郎初買」「白浪五人男」「島衛月白浪〔しまちどりつきのしらなみ〕」「早苗鳥伊達聞書」など。明治26年〔1893〕歿。

注(2) 歌舞伎脚本。御家物〔御家狂言〕6幕。河竹黙阿弥作。通称「実録先代萩」明治9年〔1876〕6月東京新富座初演。実録本によって、伊達騒動を新しく脚色した。原田甲斐は多田刑部と結び、伊達家を滅亡させようと、乱行を理由に大守義宗を袖ヶ崎下屋敷へ押込め、荒木和助をして幼君亀千代の寝所へ忍ばせたが、鉄之助のために捕えられたので、甲斐は発覚を恐れ、三左衛門に命じ和助に毒酒を飲ませる。甲斐の無情を怒る和助の忠告により三左衛門も改心し、水戸街道で黄門に訴えようとしたが捕えられる。黄門は万事のみこみ、三左衛門を白石へ送る。甲斐は更に伊達安芸や亀千代を毒殺しようとしたが失敗する。また義宗と安芸とを離間しようとしたが、茶道〔さどう。武家時代茶の湯のことを掌った役〕珍賀の忠義でこと成らず、義宗の愛妻高尾はそのために毒死する。亀千代の乳母浅岡の所へ、片倉小十郎は国もとから浅岡の一子千代松をつれてきて、親子は悲壮な生き別れをする。大老彦根少将の役宅で、甲斐と安芸の対決となるが、板倉内膳正の明断で甲斐は服罪をまぬかれぬこととなったので安芸を刺した。安芸は伊達家の安泰を聞かされ、喜んで瞑目する。「伽羅先代萩〔めいぼくせんだいはぎ〕」とともに、伊達騒動を扱った代表作品で、御家物のなかでも秀作であり、初演当時は、5世坂東彦三郎・2世沢村訥升後の助高屋高助・5世尾上菊五郎・4世中村芝翫・初世市川左团次・坂東秀調等のオールスターキャストで大好評を博した。神並三左衛門と荒木和助の牢屋の別れ、水戸街道、伊達家奥御殿の浅岡子別れなどが名場面で、殊に奥御殿の場は中幕物として独立し、この場だけの再演が多い。なお書き下しの時は、原田甲斐が世良田甲斐、伊達安芸が館安芸、浅岡が政岡というように本名をはばかっている。

注(3) 書物の表紙に記された題名で内題に対していふ語であるが、ここでは脚本の標題。芸題。名題〔なだい〕。

注(4) 歌舞伎脚本の一系統。実録に基づいた狂言という意味であるが、実説による脚色というよりも主として江戸時代の実録本による脚色が多い。従って事実の正確な描写よりも興味本位の内容である。題材は講談・落語によって人々に親しまれているものが中心。実録物は明治の開化期に入って、古典脚本の荒唐無稽な不合理な筋立に観客が不満を抱き始めた機

運に乗じて出現したものである。近代写実主義が悪い意味で時代物の中に侵入して、実録物の盛行となり歌舞伎古典の代表作品の実録化が行われた。しかしこの風潮は、史劇にまでは発展しなかった。そうした点で、演劇的には極めて低調な現象だったとされるのである。実録化の対象は、伊達騒動などのお家騒動、曾我・赤穂などの仇討、大岡政談・遠山政談などの裁き物、柳生・荒木などの武勇伝、そのほか白浪物・俠客物などに及んでいる。実録物の材料実録本は写本として貸本屋によって流布していたが、明治16～17年頃から速記法と活版印刷の発達により大量刊行されるようになり、益々普及したので、戯曲の実録化に拍車がかかり、多数の実録物が生れるに至った。

注(5) この場合は歌舞伎狂言のこと。歌舞伎の演目、また劇そのもの。本来は初期の歌舞伎踊に対して、劇的な演目をさしている。

注(6) 実録小説・実録体小説・軍談の双紙とも呼ばれ、講釈師の口述を詳細に記したものを整理したものである。講釈は明治以後には講談と呼ぶようになったものだが、大部分は作者不明、書き下し年代も推定し難い。享保7年〔1722〕、苛烈なまでに厳しい出版取締令が出された。禁圧を避け易い写本としての実録本の起原はそれ以後のことであって、同時にこれを取扱って読者の手許に提供する貸本屋もまた成立した。その多くが文化文政期〔1804～30〕を中心に、安政〔1854～60〕にわたり明治以前に作られたものである。御家騒動物、仇討物、裁き物、俠客物、情話物等の種別があるが、事実上空想を多分に混入して潤色し、読者の興味をひくことを主としたものである。なお、明治に入ると、実録物は版本または活字本となった。

注(7) 文徳天皇の事跡を漢文で記述した実録。貞観12年〔871〕藤原基経らが撰して中絶、菅原是善らが加わって元慶3年〔879〕完結。10巻。六国史〔りっこくし〕の一。六国史とは奈良・平安時代に編纂された官撰の6部の国史。即ち日本書紀・続日本紀・日本後記・続日本後記・文徳実録・三代実録の総称。

注(8) 六国史の一。清和・陽成・光孝3天皇の時代約30年の事跡を記した実録50巻。延喜元年〔901〕藤原時平・菅原道真・大蔵善行らが勅を奉じて撰述。

資料 大漢和辞典（諸橋轍次）

演劇百科大事典（早稲田大学演劇博物館編）

総合日本戯曲事典（河竹繁俊編）

98 仙岳院について

問 仙岳院の案内板に『院の筆頭であった』とあるのは何のことですか。

答 その案内板は、東照宮の案内板で石鳥居手前の参道左側に仙台市が建てたものです。現地に行つて実物を見ますと、仙岳院⁽¹⁾について次のように付記されており、確かにお尋ねの個所が見られました。⁽²⁾

『附 仙岳院』

東照宮別当院として承応3年〔1654〕創建された天台宗寺院で藩政時代は御一門の資格を有し院の筆頭であった。明治元年〔1868〕7月2日輪王寺宮北白川能久親王がこの寺に入り奥州列藩に令旨を出し10月12日まで滞在した史蹟で、御居間は現存する。』⁽³⁾⁽⁴⁾

伊達家では、領内の主なる寺々に寺領を与え、特に関係の深い寺院は御一門格・着座格・召出格等に格付けして、手厚い外護を加えていました。中でも仙岳院は最高の御一門格のトップに列せられていました。これは領内全寺院の序列第1位でもあることとなります。『院の筆頭であった』とあるのは、このことを指すものと思われまゝす。正しくは『仙台領内の寺院の筆頭であった』と表現すべきところであります。

注(1) 案内板の全文は次の通りである。

『東照宮 国指定重要文化財』

この地はその昔玉田ヶ崎といい天正19年〔1591〕葛西大崎の一揆鎮圧に下った徳川家康が帰途小休したことにちなみ二代藩主伊達忠宗公が將軍家光に請いこの地に慶安3年〔1650〕起工し承応3年〔1654〕3月落成した。そのかまえは莊嚴の美を極め江戸初期の粹と称せられる。神体隨身は左京幸和の作、楼門の扁額は妙法院門跡堯然親王の筆、石鳥居は備前産の花崗岩で忠宗公の寄進したものであり藩政時代は9月17日を例祭とし君公在府の年には全城下から山車が出て神輿が先駆に市中を練り仙台最大の行事であった。これを「仙台祭」と称した。

本殿、透塼、唐門、石鳥居は国指定の重要文化財、隨身門（楼門）手洗舎は宮城県指定重要文化財である。』「仙台市史」第7巻に次の記事がある。

『東照宮 北六番丁、宮町北端丘陵上にあり。玉手崎、玉田崎又は田歌崎と呼ばれ、宮城野の平野に接し遠く太平洋を望み、老杉巨樹鬱蒼として繁茂し、幽邃静寂の地で、往古天神社を祀ってあったが、これを〔東遷更に〕榴ヶ岡に移してその跡地に本社を造営した。即ち二代藩主忠宗、將軍家光に請うて東照宮勸請のことを允され、慶安2年〔1649〕8月造営奉行富塚内蔵助重信、山口内記重如、小奉行柳生権右衛門殿成、同大山太右衛門助兵衛常久、大工梅村彦作等これを掌り、同年十月二十五日柱立、承応3年〔1654〕

前後6ケ年を要して竣工を告げた。本殿・唐門・瑞籬・拝殿・本地堂（今無し）・御供所・隨身門（楼門）・神橋・神厩（今無し）・石華表は備前産の花崗岩で忠宗の寄進にかかり、大工12万9千9百67人、人夫58万3千6百79人、費用2万2千4百96両を要したという。石燈籠28基の内、唐門左右の4基は忠宗及田村宗良の寄進、楼門前石階の左右は一族一門の奉獻にかかる。維新前社領63貫文、別当仙岳院の寺領として18貫文、仏供料10貫文、傍院成就院、宝蔵院にも3貫文づつ、又旅宮〔おかりみや〕守護の吉祥院には扶持方7人分を寄附された。歴代の神職は維新前、代々仙岳院を別当寺とし、外に供僧2人、宮仕2人、神人4人を置かれ、維新後は市内7社の神官を以て其職に充て、木村一知を以て監督を定められたが、その後祠官桜田桜麿、祠掌三浦新四郎、沼田真身、黒田文次、庄司忠助、社司一条十郎、社掌高崎多計志、態谷直良、社掌石川英記、宮司高崎愨等を経て現宮司高崎真興に及んでいる。

郷社に列したのは明治12年5月、県社昇格大正4年。例祭は4月17日で、往時の同社祭典は「仙台祭」といわれ、各町々から山車、練物等が出て、藩からは名代の奉幣があり、神輿の渡御、神楽その他各種の余興があり、封内に於ける随一の祭典と称せられたが、明治維新以後はすたれた。神輿渡御等はなお現在でも盛大に行われている。

尚、宏社を誇った前記社殿の内拝殿・神饌所は昭和10年8月6日豪雨中に乞食の焚火に因る出火で焼失し、同時に拝殿内所蔵の宝物狩野探幽筆、左日光門跡尊敬一品親王筆、右毘沙門堂公海の筆にかかる三十六歌仙、「東照宮」の扁額が惜しくも烏有に帰してしまった。現在の拝殿15坪、神饌所3坪はその後の建築にかかるものである。

〔葵の名木〕楼門前の葵の名木があり、樹令2百80余年、幹周9尺5寸、樹高3丈6尺、玉垣をめぐらした臥竜状の古木で、植物分類学上では「いいぎり」の雄木であるという。琉球王から伊達家に献じたものを、此神域に植えたもので、伊達家から「あふひ」の木として献上したところ、吹上の庭上に繁茂するに至ったといわれ、徳川家の紋所に因める名木として珍重され、4月頃黄ばんだ房状の花をつけるのを例とする。』

この名木は、昭和53年6月12日宮城県沖地震の被害で枯損してしまった。

注② 「仙台市史」第7巻に次の通り記されている。

『仙岳院 北六番丁東照宮下西側にあり。天台宗に属し比叡山延暦寺の末寺で、眺海山〔東照宮から太平洋を眺望できたことにちなむ〕康国寺仙岳院と号する。承応3年〔1654〕藩主忠宗東照大権現を勧請するに当り、其の別当寺として建立し、江戸不動院住持最教院晃海僧正を迎えて開山とした。本尊は釈迦牟尼仏、挾持〔侍〕として文殊・普賢両菩薩を安置する。傍院として宝蔵院・延命院・成就院・延寿院及び御旅宮〔おかりみや〕守護の吉祥院等があったが、今は延寿院に浄円房権現の拝殿を有するのみで、他は其の跡を留めない。維新前は一門格として35石〔ママ〕の地を寄附せられ、平泉中尊寺もその所管に

属していた。境内1千百54坪余。墓地180坪本堂木造瓦葺平家建30坪、庫裡同94坪、表門1棟、外附属建物若干あり。

明治元年7月2日、輪王寺宮公現法親王〔北白川能久親王〕には岩沼出発、広瀬河畔五軒茶屋で昼餐の後仙岳院に入られたが、爾後10月11日出発、江戸に還られるまでの御成座敷は現存している。明治30年及び昭和13年5月の両度、同宮大妃富子並に多恵子女王の訪問があった。

〔小萩観音〕観音堂あり。小萩観音と称する十一面観音を祀っている。行基作、或は慈覚作と伝えるもので、もと榴ヶ岡天神林内修験萩徳山仏生寺にあったが、其後商人の手に帰したのを、仙岳院15世亮湛がこれを買収して此処に安置したものであるという。仙台巡礼11番札所で、御詠歌に曰く「あとたれし神もすずしめ法の花さくやつつじが岡のみむろに」

〔境内祠堂〕境内に山王権現社（承応年中の勧請、一山の鎮守）、背後の丘陵上に糺明神、貴船明神（共に旧高松にあったのを万寿寺創立の時に今の地に移したものであるという）等がある。御旅宮とは、神霊を玉手崎の東照宮本殿に奉祀するまで一時安置した仮宮で、現在の東六番丁小学校の敷地内にあった。そのため此処にあった覚性院は北六番丁に移された。今小学校の校庭に「御旅宮（おかりみや）の桜」と呼ばれる名木がある。うばひがん（あずまひがん、えどひがん）桜で、地際幹囲5.19m、樹高10m、地上2mで西に一枝条を出し、本幹は地上5m辺から枯損してはいるが、なお残存の枝には花をつけ葉を茂らせている。承応年間御旅宮の跡に植栽したものと伝えられる。

注(3) 別当寺また神宮寺ともいい、神仏習合の時代に神社に設けられた寺院。徳川幕府の寺社（寺が神社よりも重視尊重された）政策もあって、別当寺の僧侶は神職（社家、社司家）の上位に在って神社の実権を掌握していた。そのため神職は僧侶に対抗する所もあったが、一般に無学な者が多く、従属的地位から脱するには無力であった。大社には天台・真言の別当寺があり、小社は多く修験山伏が別当した。また修験は神社ではない薬師堂や観音堂を別当していた。明治新政府は天皇親政、祭政一致の復古主義を背景に、神仏判然令を下して社僧の神社別当を禁じ、社僧・修験の還俗（げんぞく）することを「帰正」とさえいった。社僧や修験が神官に転ずることを許し、且つ奨励したので、帰正して神官になった者が多かった。中には観音堂・薬師堂をそのまま神社に切替え、帰正した修験山伏がそのまま居すわった例も少なくなかった。僧侶対神職の地位は逆転して、寺社も社寺という用語に変わった。

注(4) 伊達家臣の格付けの最高別格に御一門があったが、寺院の格付けもそれに準じた。この最高寺格を与えられたものは次の17か寺で、仙岳院の序列は一門格中でも第1位であった。

仙岳院・竜宝寺・法蓮寺・定禅寺・千手院・瑞巖寺・覚範寺・保春院・瑞鳳寺・陽徳院・

東昌寺・光明寺・満勝寺・輪王寺・孝勝寺・大年寺・万寿寺

寺院等の格付けについて「宮城郡誌」に『……等級第五位の着座以上にあざれば、階前盈尺之地に藩主に相見するを得ざる制度なり。故に藩主自ら神社仏閣に参拝し、縁起由緒を社僧に質さんとするも、口述答申の途なきが故に、此等の場合に限り着座の資格を与ふる特例を設けたり。藩主先代の菩提院又は祝福の祈願寺に限り家柄（着座）以上の資格を有たしむ。』とある。

資料 仙台市史第7巻

99 旧北根村は無人の村であった

問 旧北根村は、村民のない村だったそうですが、それは本当ですか。

答 北根村とは、旧仙台領の宮城郡国分33か村の一つで、明治22年4月1日町村制施行の時、この村は七北田村・市名坂村・松森村・古内村・上谷刈村・荒巻村・野村と合併して七北田村となり、昭和6年4月1日に荒巻と共に仙台市に編入されて現在に至っているところです。旧仙台領時代の北根村は、常住する村民のいない非常に特異な村でした。しかし、無人とはいっても村は廃墟や未開発の状態ではなく、古い黒松林と農耕地のある歴とした公村でした。18世紀末の郷村の実態を正確に記した実用地誌の「封内風土記」及び「安永風土記御用書上」に、それぞれ次のような記事があります。

「封内風土記」巻3

『北根邑 無邑民、仙台府下者穡稼之』

「安永風土記御用書上」

『宮城郡国分山根通北根村⁽⁴⁾

一田代〔ただい〕⁽⁵⁾ 九貫二百八文⁽⁶⁾

一畑代〔はただい〕⁽⁷⁾ 貳百八文

内

一壹貫四百七拾二文 御蔵入⁽⁸⁾

一七貫九百四拾四文 御給所〔おきっしょ〕⁽⁹⁾

都合九貫四百拾六文

但右御田地当村に人頭〔にんとう〕⁽¹⁰⁾ 無御座候ニ付、仙台御足輕持高、并国分七北田村入作ニ仕候事

一御林⁽¹¹⁾ 一ヶ銘⁽¹²⁾ 当村御拝領御林ニ無御座候事

一黒松御植立御林 豎〔たて〕拾丁 横四丁四拾間
(13) (14)
何年頃之御植立ニ御座候哉相知不申候

一小名〔こな〕 七ツ

一一本松 一間杭沢〔けんくいざわ〕 一山田沢 一一年坊 一筑道〔つきみち〕 一源田
兵衛新田 一清水〔しつ〕

一御村境

豎大数拾貳丁

横大数五丁廿間』

この無人の村に村民が移住し定着しはじめたのは、明治に入ってからのことです。「宮城郡誌」によれば、明治8年調で、戸数7、人口男12女10計22となっています。また明治17、8年頃の「陸前国各村字調書」（宮城県調査）によると、北根村の字は、『道添、前沢、金杭沢〔かなくいざわ〕、堰向、南黒松、新茶屋、御倉、新道、暗角〔くらすみ〕、北黒松、西沢、山田沢、山下、山添、西山、岩下、笠松、坂下山、山神、山沢、赤土沢、黒松』となっており、人口の漸増をうかがわせます。

今は此処を、国道4号線が貫通していますが、この基礎となった交通路を、堤町^〇—北根^〇—市名坂—富谷—吉岡へと、伊達政宗が始めて開通させたのが、元和9年〔1623〕のことでした。それ以前の道中は、北山—荒巻—丸田沢—長命—野村〔元七北田〕—朴沢—根白石—宮床—黒川と山根を辿っていたのです。北根の丘陵を開削した新道は、在来の中山道〔古街道・野村道ともいい、また秀衡街道の名が今に残る〕にとって代り、仙台以北への幹線となったのであります。松前・八戸・南部・一関の諸侯が参勤交代に上下したのもこの道路でした。

なお、北根の地名について、「風土記御用書上」の第一項目である「村名由来」にも全然記されていないのは、その起原が当時に於て既に不明だったことを意味します。ところが「仙台地名考」「宮城県地名考」には『北根は城下の北の嶺の意味である』とあります。しかしこれは一つの推論に類するものです。何故ならば、この説は仙台と北根とを同一次元に据えてしまって、両者を現存の状態で関係づけたところに無理があります。仙台は慶長5年〔1600〕以後、かつて人跡のなかった湿地原野上に造成された、全くの新興城下町であります。これに対し、時代的には比較にならぬ古さを以て、南北朝時代の根本史料の上に登場するのが、国分寺郷の名であります。これによって国分寺郷⁽¹⁶⁾即ち後ちの国分郷は、北根を含み、開発の早さに於ては仙台よりも遥かに先発の地域であることが知られます。また、北根を北沼と書いた記録も存在しますので、地名の文字表記以前の経過も大きな謎を秘めているかのようであります。一般に地名は、悠久な人間の生活と共に文字使用以前からあった古来のもので、その起原も長い歴史年代を経て茫漠となってしまったものの方が、寧ろ少なくありません。北根の地名に関しても、根拠の稀薄な臆説は避けるべきであります。

注(1) 「封内風土記」によれば、作並・熊ヶ根・上愛子・下愛子・郷六・芋沢・大倉・福岡・朴沢・根白

石・田中・小角（おがく）・実沢・野村・上谷刈・古内・荒巻・北根・七北田・市名坂・松森・鶴ヶ谷・小田原・苦竹・南ノ目・霞ノ目・小泉・蒲町・伊在・長喜城・六丁目・荒井・荒浜の33村である。国分の名は、南北朝時代の根本史料〔貞治2年〔1363〕の相馬文書〕に『宮城郡国分寺郷』と記されているのが初見で、起原は国分寺と関係があるらしい。

平泉征伐の論功行賞として、千葉胤通の五男胤通が国分三十三郷と名取郡に於て所領を与えられたので、国分と称し国分氏400年の始祖となったと、多くの歴史書や、地名考等に記されているが、これについて史料の徴すべきものがなく、実は不明なのである。「尊卑分脈」によれば、千葉胤通は葛飾郡国分邑から起り国分氏と称した下総の豪族の祖であり、「姓氏家系大辞典」（太田亮）もこれを採っている。そして、南北朝時代になってから始めて史料に現われて来る国分氏は、上記の千葉胤通（国分五郎）（桓武平氏）とは全く別系統の国分氏〔秀郷流藤原姓〕である。このことは「餘目記録」〔「仙台叢書」第8巻所収〕に『国分は、小山より相分れ、ながぬまの親類にて、出家にて下荒井が先祖なり』とあり、千葉胤通の国分氏とは無関係であることを示している。一体に国分の地名は諸国の国分寺から出たもので、全国各地にあり、それらの地名から国分氏を称した者はいずれも別系統である。ところが同姓のため、後世になってから混同されてしまったものが少なからずあるので注意を要する。「千葉胤通国分始祖」の架空な仮説を別系の実在国分氏に連結して、誤まりを伝えることになった根源は、佐久間洞巖の作成した「平姓国分系図」

〔「仙台市史」第3巻、「仙台市史（昭和4年刊）」第1巻所収〕にある。また岩沼の古内氏所蔵「平姓国分系図」ほか数種の国分系図が後世に製作されているが、いずれも胤通始祖の立場をとりつつ、しかもそれぞれの都合によって編成されたものであるため異同甚しく、一つとして信用するに足るものがない。なお鎌倉時代当初の地頭職の性格からしても、国分三十三村一円の所領などは考えられないことなので、千葉胤通の国分氏始称を固執強調する記述は排除されるべきものである。

注(2) 「封内風土記」によると無人村には、登米郡に日野渡・小島邑、遠田郡に小塚・成沢・上郡・南高城邑等がある。

注(3) 対外的に公式の村で、仙台領内には1,011もあった。これらの公村のほか「公儀〔幕府〕書上なき村」即ち領内限りの村〔かくし村。私村。端郷（はごう）〕が49村もあった。村の文字は禁字とされていたので、邑の字を代用した。なお端郷の読み方は「宮城県史」第28巻に『端郷』の訓みの根拠は『牡鹿状』の本文中、根岸村を説明した次に「同端郷（ハゴウ）渡波町」とある振仮名による』とある。

注(4) 宮城郡内を山根通・陸方・沖通・浜方の4ブロック分けにしてあった。

注(5) 田の貫文高

注⑥ 1貫は10石、百文は1石に換算する。仙台領の貫文制について、他の大名領と違うので幕府から問合せがあった時、次のように答えている。『仙台領ノ田地百文ハ他国地高一石ナリ、(中略)仙台領田地一貫文ノ中税ハ四石三斗ナリ(約四公六民)』(「榊山公〔5代吉村〕治家記録」享保8年(1723)4月29日条)

注⑦ 畑の貫文高。

注⑧ 伊達本家の直轄地で、蔵入地ともいい、その年貢はすべて御蔵に収納され、仙台領財政の基礎となった。

注⑨ 給地・給人前・給分ともいい、御給人即ち地頭の知行地で、その年貢は直接給人に収納された。

仙台領に於ける蔵入地と給所の比率については、初期は明らかでないが、中期の享保2年〔1718〕には総高10万7千6百8貫のうち、蔵入地は3万6千4百18貫余で36%、残りは給所で64%を占め、幕末に至って蔵入地の比率が38%と、やや高くなっている。蔵入地の多い地域は、名取・国分・宮城などの仙台北下周辺、佐沼・深谷・三迫流〔さんのはざまながれ〕・桃生・江刺など直営新田開発の重点地区、牡鹿・気仙・本吉北方など三陸漁村の零細なため給所対象として不適当な所の多かった地方であった。これに反して給所の多かったところは、刈田・伊具・亘理・玉造・登米等であった。これらの地域は防衛上の要地であるため、大身の高級家臣が配置され、知行高も大きかったからである。即ち、刈田は一家の片倉小十郎〔1万8千石〕、伊具は一門筆頭の石川大和〔2万1千3百80石〕、亘理は一門伊達安房〔2万4千8百50石〕、玉造は一門伊達弾正〔1万4千6百40石〕、登米は一門伊達筑前〔2万石〕の高禄知行地が8-9割を占め、蔵入地は僅かに散在するのみであった。またこれを1村内に於ける蔵入地と給所との存在形態から見ると、大身の一円知行の村を除いて、一般的に村内に蔵入地と給所とが入り組んで存在し、その給所も数人の給人に分割知行されたところが多く、極めて複雑なものがあつた。

注⑩ 本百姓・表百姓ともいう。寛永17~20年〔1640~1643〕に行われた寛永検地に於て、屋敷及び耕地の所有者として公認されて検地帳に登録され、領主に対する年貢課役を自己の責任に於て負担する農民である。なお名子・被官・水呑等の隷属農民から百姓として公認された者を「新百姓」といった。

注⑪ 山林と原野とは、原則として藩有であった。藩が直接管理するものを御林といった。

注⑫ 林の単位称呼。林にはそれぞれ名称があるのが通例なので、それらを数えるのに「一ヶ銘」「五ヶ銘」のような数え方をした。銘は名である。なお「風土記御用書上」の他村の『御林』の項目に『一ツ』又は『三ヶ所』と記してある所もあり、同じことである。

注⑬ 南北の距離。

注04 東西の距離。この村の面積〔村境の数字を見よ〕の割には広大な黒松林である。明治以降の「南黒松」「北黒松」「黒松」の字名はこれに因るものである。近年造成された「黒松団地」という団地名も、その後をひいているものである。

注05 村を小分けした名。小字〔こあざ〕。

注06 「相馬文書」(「宮城県史」第1巻所収)

『陸奥国宮城郡国分寺郷半分国分淡路守并一族等跡内地頭職事、為八幡介景朝跡之替所、早任先例、可致沙汰之状如件

貞治二年〔南朝の正平18年〔1363〕〕七月十一日

左京大夫(花押)

〔大崎直持〕

相馬讃岐守殿』

資料 封内風土記(田辺希文)

安永風土記御用書上(田辺希元)

宮城県史第1、3、24、32巻

仙台市史第1、3、8巻

七北田村誌

宮城郡誌

100 仙台三十三か所観音

問 朝のテレビで、仙台三十三か所観音めぐりの番組を見、私もたずねてみたくなりました。1番から33番までのコースについて教えて下さい。

答 わが国に於ける観音信仰は、既に仏教伝来の直後に始まり、日本仏教史を通して現代にまで及んでいるものであります。法隆寺百済(1)の観音、同寺夢殿の救世〔ぐぜ〕観音を始め、現存する仏像中で最も多いのが観音像であり、観音を本尊とする寺院や観音堂が数多く建てられた事実は、観音信仰の広がりの度合を明示するものであります。観音すなわち観世音は、大慈大悲を以て「世人のその名を唱える音声を観じて解脱〔げだつ〕を得させる」菩薩であるとされます。衆生の現実に於て遭遇する総ての災難と苦難が、唯観世音菩薩の名を唱えるだけで救われるという簡明な利益〔りやく〕の故に、最も広く深く崇拜される菩薩であったのであります。この信仰基盤の中から発生したものの代表的な例が、平安末期に成立を見た西国三十三か所観音靈場巡礼(2)の信仰でありま

す。そしてこの信仰形態こそ、中世以後の観音信仰の主体を占めることになるのであります。

三十三か所観音は、また三十三番札所観世音などともいい、由緒あり靈驗あらたかな三十三か所の観音を選び、順路をとって順序づけ一連のコースに組み込んだものであります。このコースに従い、1番から三十三番まで巡礼歌を詠じながら順次に巡拝して現世利益〔げんぜりやく〕にあずかろうとするものであります。当初は、専ら修験者山伏の厳肅な修行の場として設定されたのでした。ところがこのような西国三十三所巡礼の性格は、15世紀半ばに至って大きく変化し、貴族社会や武士階級の間に広まり、更に一般民衆もかなり広汎に参加するようになったのであります。従来の限定された修験者的三十三所巡礼は大衆化され、徳川時代に入ると一般民衆が断然巡礼の主流を占めるまでになってしまいました。やがて巡礼の盛行と対応して、三十三所靈場の数的拡大、即ち、西国三十三所にならって京都・江戸・坂東・秩父を始めとして、全国各地に地方的な三十三所靈場の形成発展を見ることになったのであります。仙台領内に於ても、地域共同体の人々の信仰の対象として、仙台・宮城郡・黒川郡・伊具郡その他各地の三十三所靈場が成立しました。それは全国的に濫立に近いといわれる程の増設だったといわれます。

さて、仙台三十三か所観音靈場は、今から約300年前第4代伊達綱村の時代に選定されたと伝えられるものであります。設定後所在の変ったものもあり、特に明治維新後は信仰の稀薄化によって三十三所巡礼は衰微に向う一方となり、今では巡礼の風は全くすたれてしまいました。その上靈場の中には空襲のため移動してしまったものもあり、また最近の急激な社会変動の影響を受けて、極めて不備な状態に置かれてしまったものも出てきました。そこで仙台三十三か所靈場を現在の状況に合わせて記すと次の通りです。各札所門前に昭和11年12月、大町四丁目一力友助の発願による輪王寺住職福定無外和尚揮毫の石標が建っています。

- 1番 (法楽院) 観音堂正観音 亀岡⁽³⁾
ふだらくやうつして祈る亀が岡よろづ代かけてたえぬちかひを
- 2番 (観滝庵) 観音堂千手観音 山上清水⁽⁴⁾
来る人はふかきめぐみに大崎や数ある御手の糸にひかれて
- 3番 資福寺正観音 北山
おもふこと祈る心にさだまりて恵むほとけのひかり身にそふ
- 4番 永昌寺千手観音 新坂通
たのもしな宝の山にかよひ来ていかでむなくかへりやはせん
- 5番 昌繁寺正観音 新坂通
千代よばふ鶴のはやしのかひありていくよさかりに繁る山もと
- 6番 莊蔵寺十一面観音 新坂通⁽⁵⁾
ゆくすゑをなほもたのしめいさをしをつみてかざりし花のうてなに
- 7番 大願寺正観音 新坂通

- たておきし弥陀のちかひの大いなる願のうちにたれかもるべき
 ××
 8番 (大仏前) 観音堂正観音 元寺小路大仏前、戦災後満願寺に移祀
 友人は同じ心にまちゐつづいのりてやゆく今とのちの世
- 9番 満願寺正観音 (寺小路の観音さん) 元寺小路
 (6)
 もろもろのねかひもみつこの寺やまことの心ふかくいのらば
- 10番 善入院観音堂千手観音 (原ノ町の千手観音) 原ノ町南目
 (7)
 ことぶきをのぶるちかひやいのりゆく末野の原のまちどほくとも
- 11番 仙岳院十一面観音 (小萩観音) 東照宮前
 (8)
 あとたれし神もすずしめ法の花さくやつつじが岡のみむろに
- 12番 慈恩寺正観音 東十番丁天神下
 たちまよふやみちになほや喜ばん光さし出づる月にむかへば
- 13番 金勝寺正観音 東十番丁天神下
 うき雲のかかればみねの松かぜにふきはらはせていづる月かけ
- 14番 大林寺正観音 新寺小路
 あふげなほたてし誓の大いなる玉の林にうつるひかりを
- 15番 愚鈍院正観音 新寺小路
 おろかなる身をおもふとてけしのみす五つはかりしほどぞ久しき
- 16番 成覚寺正観音 新寺小路
 覚り成るころはむかしの十の月みちくる月のあけがたの空
- 17番 阿弥陀寺正観音 (影沼観音) 新寺小路
 (9)
 つきせじな幾世ふるとも阿弥陀仏はなれじとのみたてし誓は
- 18番 光寿院正観音 東九番丁
 むらさきの雲にさしそふひかりこそ楽しきかげや山のはの月
- 19番 皎林寺千手観音 (飛観音) 荒町裏
 (10)
 たておきし誓のほどもあらはれていつしかここにとびいたりぬる
- 20番 円福寺正観音 (聖玉〔あくだま〕観音) 石名坂
 (11)
 ひとすちにいのるしるしの石名坂のぼる心をまもらざらめや
- 21番 瑞雲寺如意輪観音 連坊小路
 (12)
 いのりぬる心になふしるしとてしるしの雲は空にたなびく
- 22番 保寿寺正観音 連坊小路
 ことぶきを保つのみかはさいはひもいのるみぎりにあらはれやせん
- 23番 松音寺正観音 連坊小路
 へだてじな遍くてらす山のはにいづる朝日のめぐむゆくへは

- 24番 国分尼寺正観音 原ノ町南目字新屋敷
よろづ代もうごかじとのみ祈りゆく国に名だかき山の尼寺
- 25番 国分寺准胝〔じゅんてい〕観音 木ノ下
いさぎよやおきて正しくよしあしを分けゆく国の道芝のつゆ
- 26番 (両全院)正観音(本木観音) 日辺⁽¹³⁾
見てもしれつもりし罪はあさ日かげてらすほとりの雪のきゆるを
- 27番 満蔵寺千手観音 下飯田上屋敷19
ゆたかにて人も飯田やかずかずのほとけの宝蔵に満つれば
- 28番 (円浄寺)観音堂正観音 今泉久保田
すみわたる心の月のまどかにて浄きひかりはわれにこそあれ
- 29番 祐善寺十一面観音 今泉久保田43
まうで来る人につけても館の名のありし昔ぞ思ひやらるる
- 30番 (高福院)観音堂正観音 今泉字困遠藤氏邸内
いにしへもさぞやありけん今泉わきて流るる末が末まで
- 31番 落合観音堂十一面観音(中木観音) 中田四郎丸字落合⁽¹³⁾
みても知れ心の水もおちあひの波間をわけてふかきめぐみを
- 32番 常蔵院観音堂正観音(末木観音) 長町北町⁽¹³⁾
ころにもかかろくまなき夕日かげたかねの岸に光さしそふ
- 33番 鹿落観音堂正観音 向山越路鹿落坂上
みそじ三つかくれば今ものちの世もやすく越路の末ぞたのしき
なお、成立当初とは所在が変ったものは次の通りです。
- 1番 亀岡良(うしとら)隅→法楽院→(廃寺)
- 2番 観滝庵→(廃寺)
- 3番 北山、定光寺→資福寺
- 7番 北六番丁、薬本寺→大願寺
- 8番 定禅寺内、善性院→元寺小路、宝光院→大仏前→(戦災)満願寺
- 10番 原町、清光院→延寿院→善入院
- 11番 榴岡、天神社内、仏生寺→仙岳院
- 23番 連坊小路、遍照寺→松音寺
- 26番 日辺、良(両)善院→(廃寺)
- 28番 飯田、円浄(乗)寺→(廃寺)
- 29番 今泉、須田玄蕃館(すだげんばたて)堀内→祐善寺⁽¹⁵⁾
- 30番 今泉、高福院→遠藤氏邸内

31番 中田四郎丸、大善院→(廃寺)

32番 根岸村百代の里、成就院→常蔵院

33番 越路、大蔵寺→(廃寺)

また設定初期には、番数序列に於て次のような異説もあったと「封内風土記」(田辺希文)に記されています。

15番→17番、17番→15番、19番→22番、21番→19番、22番→21番

仙台三十三か所観音について書かれた図書資料の記事を検討しますと、古書の孫引きであったり、変動中途の状態を記したものであったものが殆どであります。実地巡拝のガイドとする場合には注意を要します。

注(1) 私的には継体天皇の時代〔507～531〕既に渡来していたらしいが、公伝について「日本書紀」は欽明天皇の13年〔552〕百済の聖明王が仏像・経論を献じたのを最初とする。しかし記紀以前の成立である「上宮聖徳法王帝説」〔じょうぐうしょうとくほうおうていせつ〕が、その年次を欽明7年戊午〔つちのえうま〕年〔538〕としているが、この説の方が有力である。

注(2) 単に三十三所といえばこれを指す。那智青岸渡寺・紀三井寺・粉河寺(以上紀伊)・施福寺(和泉)・藤井寺(河内)・壺坂寺・岡寺・長谷寺・南円堂(以上大和)・三室戸寺・上醍醐寺(以上山城)・岩間寺・石山寺・三井寺(以上近江)・今熊野観音寺・清水寺・六波羅蜜寺・六角堂・行願寺・善峰寺(以上山城)・菩提寺(丹波)・総持寺・勝尾寺・中山寺(以上摂津)・清水寺・一乗寺・書写山(以上播磨)・成相寺(丹後)・松尾寺(若狭)・竹生島・長命寺・観音寺(以上近江)・華巖寺(美濃)。その数は観世音の三十三身〔観世音が衆生済度のために身を変ずるといふ三十三体の化身〕に基づき、各霊場に御詠歌があり、順礼するものは必ずこれを歌う。

注(3) 聖観世音〔しょうかんぜおん〕とも書く。6観音〔六道の衆生を済度する6体の観世音。即ち、地獄・餓鬼・畜生・阿修羅・人間・天上をそれぞれ済度する。聖(正)観音・千手観音・馬頭観音・十一面観音・准胝〔じゅんてい〕観音・如意輪〔にょいりん〕観音の諸菩薩の総称〕の一。普通という観音。相好円満で大慈悲心を表現し、宝冠中に無量寿仏〔無量寿とは阿弥陀仏の寿命の無限なこと、無量寿の徳によって名づけた阿弥陀仏の訳語〕を蔵する。

注(4) 6観音の一。黄金色、40手、1手ごとに25有界を救うを以て名づけ、または無量円満の意で、観音の大悲の無量、化用の無辺なことをあらわすという。大慈大悲で、餓鬼道を摂化し、諸願成就・出産平穩を掌るといふ。千本の手を持ち、各々の手に目があるので千手千眼観世音菩薩とも呼ばれる。

注(5) 6観音の一。修羅道の能化本体の外、頭上に小さい9面とその頂に1面とあり、慈悲・忿

怒・嘲笑など種々の相をなし、4 臂のものと2 臂のものがある。

- 注(6) 光明皇后の持仏と伝えられる聖観音。享保19年再建の宝形造〔ほうぎょうづくり〕の観音堂に祀り、寺小路のお観音さんとして古来庶民の信仰厚く、特に正月7日の暁参りは、木下薬師と共に「朝観音夕薬師」として賑わった。堂は昭和20年7月10日の戦災で焼失したが、戦後再建された。
- 注(7) 観音堂としての壮麗さは仙台随一で、子の歳生れの守護神として有名で、俗に「原ノ町の千手観音」と呼ばれている。
- 注(8) 藤原秀衡の三男忠衡の女の乳母又は忠衡の乳母といわれる女姓小萩の護持仏だったので、小萩観音と呼ばれる。最初北六番丁露無の観音堂に安置されていたという。東照宮造宮の際榴岡に移され仏生寺の本尊となった。廃寺〔年月不詳〕後、商人の手に入ってしまったのを、仙岳院15世亮湛が買取って仙岳院に安置した。
- 注(9) 寺の境内一帯が低地で常に湖沼のようであったが、たまたま観世音の影が波上にうつったので、水底を探索したところ、木像の観世音を得たので、このように呼ぶ。
- 注(10) 「残月台本荒萩」に『延宝6年〔1678〕の頃、若林三百人町御足輕惣右衛門屋敷に來臨し玉うとて貴賤群集す、一ヶ年程立玉う、毘沙門堂地内へ移し、十ヶ年程過ぎて、同所西皎林寺門前に移し玉う……』とある。
- 注(11) 坂上利仁の侍女聖玉の護持仏で、子育て観音又は聖玉観音という。一説には坂上田村麻呂東征の際、宮城郡九門長者の娘聖玉を側室としたが、その聖玉の信仰した観音像だともいう。
- 注(12) 6観音の一。一切衆生の願望を満たし、苦を救うという。形像は金色で、蓮華上に坐り頂髻に宝莊嚴があり、如意宝珠と宝輪とを持ち、多くは6臂。
- 注(13) 慈覚大師が六郷日辺で、1木を以て3体の観世音を作り、本木の1体は日辺〔第2番観音〕、中木の1体は四郎丸落合〔第3番観音〕、末木の1体は根岸の百代〔ももよ〕の里〔第3番観音〕に安置したと伝えられ、慈覚作3体とも、名取の3観音ともいっている。
- 注(14) 今泉城ともいい平城で、「仙台古城書上」〔延宝中(1751~1764)書上〕に『東西36間、南北45間、城主は須田玄蕃』とある。須田玄蕃の伝・年代不詳。
- 注(15) 根岸の雅名。西北部が大年寺山や愛宕山に囲まれて、冬の季節風が防がれるので、俗に「着物1枚違う」といわれる程気候温和な人里であった。茶園が経営されていたのもそのためである。
- 「囊塵埃捨録」(「仙台叢書」第7巻の内)に『百代里。根岸村。長町西裏。茂ヶ崎の山下。浮世明神の社申辺より長町観世音迄を百代里の地跡なりと云ふ。……』とある。
- 資料 封内風土記(田辺希文。「仙台市史」第8巻・「宮城県史」第28巻の内。復刻版(宝文堂刊))

奥陽名数（「宮城県史」第32巻の内）

仙台（小倉 博）

昔から今にいたる宮城県に関する名数（矢島玄亮、鈴木嘉美）

宮城名数（矢島玄亮）

名数みやぎ郷土小事典（菊地勝之助）

古寺巡礼辞典（中尾 堯編）

観音信仰（速水 侑）

残月台本荒萩（「仙台叢書」第1巻の内）

竹駒詣（国分町裳華房伊勢半、文政5年刊）

仙台市史第7巻

101 「はで」とはどういうことか

問 桃生郡の前谷地に「白鳥が池」という泉があって、その由来について次のような伝説があると

「郷土の伝承」第2輯に記されています。『桃生郡前谷地村字小友に白鳥ヶ池といふ附近の人達に飲料水を給している泉がある。この池は昔、子もちの白鳥がはでになって苦しんでいるのを此処の人が親切に介抱して飼っておいたので、その白鳥が此処の人々が飲料水に不自由で困っているのを見て自分の口はしで掘った池だといっている。』この文中にある「はで」という語は、どういうことですか。

答 「はで」という語は、鳥獣が矢玉を受けて負傷している状態をいいます。この意味のことを、次の諸書がほぼ同様に記していますので、それらをそのまま掲げておきます。

1. 「仙台市史」第6巻の内「方言」（藤原 勉）

『はで（廃語） 浜萩「はで 羽手とかけり。鳥の手負せし事。立所にとまらざるをいふ。猪鹿などにも通じていへり」。「狩猟の際鳥獣の手負ひたるをいふ。陸奥日記〔みちのくにっき〕の本文に『やうやく雉一羽おり出て撃ちたるにはでになりて河原に落入りにけり』とあるに註記して、『はでとは疵あさくしてとび行くをいふ』とあり（真山氏）。仙台では現在つかわない。栗原では鳥などを半射ちにして飛び去るのや〔略〕。「ハデにしてにがしたのでばれた」など半途の意につかっている。半手負いの意で、端手であろう。手は傷の意。』

2. 「宮城県史」第20巻の内「方言語彙」（藤原 勉）

1.（前記）と同じ記述。

3. 「栗原郡誌」(栗原郡教育会編)

『はで、鳥獸ナドニ矢玉命中セズシテ手負ニナリタルコト』

4. 「登米郡誌」上巻(登米郡役所編)

『はで 鳥類の傷いたこと』

5. 「柴田郡誌」(柴田郡教育会編)

『はで 鳥獸などに矢丸〔やだま〕の命中せずして、手負になりたるもの』

6. 「仙台方言考」(真山青果)

『はで 狩猟の際、鳥獸の手負ひたるをいふ。陸奥日記の本文に「やうやく雉一羽おり出て撃ちたるに、はでになりて河原に落入りにけり」とあるに註記して、「はでとは疵あさくしてとび行くをいふ」とあり。』〔前記の1および2の記述中に引用してある〕

7. 「全国方言辞典」(東条 操編)

『はで 鳥獸の手負になったこと。仙台(浜荻)・岩手県江刺郡・宮城』

8. 「三本木町誌」下巻(三本木町誌編纂委員会編)

『はで 鳥獸の手負いたるもの』

9. 「豊里町史」下巻(豊里町)

『はで 鳥類の傷いたこと』

注① 明治22年町村制施行の際、旧伊達領以来の前谷地・和淵の2か村が合併して成立した旧村、昭和30年3月21日、広淵・須江・北村・鹿股・前谷地の5か村を合併して河南町〔かなんちょう〕を新設した。前谷地は、現在有数の米所となっているが、昔は北上・江合等の諸川が作った低湿な谷地地帯であった。地名もこれから起原したもので、「安永風土記御用書上」の前谷地村名由来にも次のように記されている。『当村往古は野谷地に御座候処深谷〔もと庄名、今の河南・矢本・鳴瀬3町にわたる地域〕北村真言宗深谷山箱泉寺〔そうせんじ〕境内の林当村鳥屋崎御林まで引続き申候に箱泉寺前の谷地と唱来候に付村名に罷成候由申伝候』。なお、箱泉寺は清和天皇の貞観〔ちょうがん〕年中〔859-878〕慈覚大師が開基したと伝えられる古寺である。

注② 宮城県教育会編、昭和8年発行。このシリーズは全3輯で、第1輯は昭和6年、第3輯は〔昭和10年〕の発行である。

注③ 白鳥類は雁鴨目雁鴨科〔がんかももくがんかもか〕に属する純白で優美な水鳥である。このうちのオオハクチョウはヨーロッパ北部・アジア中部・カムチャツカ・樺太一帯で繁殖し、冬はヨーロッパ・アフリカ北部・小アジア・中国・日本へ渡る。またハクチョウは、北米の最北部で繁殖したものは太平洋で、ソ連の西部と北部で繁殖したものはスカンジナビアとヨーロッパで、東部シベリア及び樺太で繁殖したものは中国と日本で、それぞれ越冬する。水中植物の地下茎や塊茎や藻などの食料を求めながら、北の渡来地の湖沼や入江

や川が結氷するにつれて、次々にまだ結氷しない南の水域へと集団をなして移動するのであって、数千キロの長途を一気に越冬適地に渡来してくるのではない。わが国の白鳥飛来地は、今は限られてしまったが、昔は東北・新潟以北全域の川という川、沼という沼に、今とは比較にならぬ数の白鳥が渡来して越冬した。厳しい冬の訪れと共に、きまって姿を現わす白鳥の他の鳥々にはない清純で神秘で高貴な美しさに魅了された人々は、そこに神を見たのであった。日本古来の神観念は靈魂即神である。靈魂が神たる白鳥になるという信仰の発生は、如何に悠遠の原始時代であつたらうか。日本武尊が東征の帰途に病歿し、その魂が白鳥となったという有名な神話伝説もその一つである。白鳥そのものを愛護する慣行は当然のことで、白鳥神社や白鳥伝説が、水のほとりに今なお数多く残っているのは、白鳥信仰の純粹強烈であつたことを物語るものである。現在宮城県内で白鳥が最も多く渡来するのは、伊豆沼および内沼とその周辺（築館・若柳・迫の3町にわたる）であつて、昭和40年12月1日天然記念物の仮指定42年9月7日日本指定がなされた。

資料 仙台市史第6巻

宮城県史第20巻

栗原郡誌（栗原郡教育会編）

登米郡誌上巻（登米郡役所編）

柴田郡誌（柴田郡教育会編）

三本木町誌下巻（三本木町誌編纂委員会編）

仙台方言考（真山青果）

真山青果全集第15巻

真山青果全集（新版）第17巻

全国方言辞典（東条 操編）

102 「アメリカ及甚」とはどんな人物か

問 「アメリカ及甚」とはどんな人物ですか。

答 「アメリカ及甚」とは、明治中期に密航によってカナダ移住に成功した及川甚三郎のことで、当時海外事情に疎くカナダとアメリカとを区別できなかった人々が、彼を「カナダ及甚」ではなく「アメリカ及甚」と呼ぶようになったのです。

彼は、安政2年11月26日、登米郡米川村字鱒淵の農家小野寺重郎治の3男として生まれました。

(1)

14才の時、親戚の須藤弥重吉に預けられ、木炭・大豆等を石巻に移出する川蒸気で北上川を上下しました。世は明治の新しい時代に入っています。明治7年、20才になった彼は同村及川栄蔵の養子として迎えられ、製糸業を継ぎ、生来の事業家的手腕を発揮し始めました。そして生糸取引のため横浜に出かける機会が重なるにつれて、外国船の雄姿に魅せられた彼は海外への夢を大きく募らせることとなります。そうして彼の海外雄飛の決意を決定的なものとしたのが、年来情熱を傾けてきた中田沼千拓計画が、世人の無理解な反撃を受けた時でした。そこで彼は県に海外移住許可を申請したのですが、成業の見込なしということで受理されません。正規渡航の道を断たれた彼は、遂に単身密航を企てること3回、その都度発見され強制送還されたが、またしても敢行した4回目が成功し、上陸後あてもなく潜行して辿りついたのがカナダバンクーバーのスティブスタンの町だったのです。明治29年のことで、彼は42才になっていました。

ここでイギリス人に受入れてもらうことができた彼は、人一倍勤勉な仕事振りを忽ち認められるのでした。このようにして雇主の信頼をかち得た彼は、数年後にはその英人が所有するフレーザー川の中にあるライオン島という約6万平方メートルの小島を借り受け、自力で開墾することができるようになりました。

この付近は、きわめて豊富な鮭漁場でもあることに着目した彼は、第二の米川村建設を計画したのであります。しかし移民は制限されており、多くの移住者を呼び寄せることは不可能だったので、計画実現のために彼がとらねばならなかった方法は、結局密航による以外にはなかったのです。

明治39年の春、一旦帰国した52才の及川甚三郎は、カナダ移住者を勧誘し83人の同志を集めました。参加者は米川村とその隣村の中流農家の20-30才台の中堅層が大半で、1人当りの参加費用100円〔当時の米価60kg（比較上現在の1俵の重量をとった）で6円〕は、それぞれ山林や田畑を処分し、或いは抵当にして調達して持ち寄ったといえます。

彼は直ちに資金の半額をふところにして横浜に赴き、一隻のボンコツ船を買い取り、船員を雇い上げて、牡鹿半島まで曳航し、桃生郡荻の浜で改装修理をしました。4本マスト196トンの帆船で、船名は水安丸。1か月ほどで整備を終ったので、試験航海を兼ねて横浜まで航行し一行の衣料等を購入して帰り、更に石巻で食料品を積込み、準備万端が完了しました。

愈々明治39年9月10日の深夜、支倉常長が船出したと伝えられる荻の浜の月の浦から密航の出帆をしたのです。乗船者は、三重県出身の船長と関西人の船員4名、それに渡航者83人。水安丸は帆船であるため風まかせの航海で、羅針盤をたよりに金華山・千島・アリュージョン・アラスカ・カナダのコースをとり、食糧や水不足とたたかいながら、約40日かかってフレーザー河口のバンクーバーに辿り着くことができたのでした。当時太平洋航路の所要日数は18日から20日だったということです。

83人という大量密航者達は翌朝全員上陸し、50軒先の目的地ライオン島に向かって徒歩で出発しました。密航は完全に成功したかと安堵したのも束の間、一行は密航者として逮捕されてしまい

ました。ここで本国送還ともなりかねなかったのですが、甚三郎が万一に備えて入手した海員手帳を全員が所持していたことと、当時のバンクーバー駐在の領事館員吉江三郎や日本人牧師の奔走とによって上陸が許可されました。エクスモールの要塞地帯に上陸したことに対する罰金だけで済んだということです。

こうして83人の移住者は、附近の農場や鉄道工事などに就労し、漁期には無尽蔵な鮭漁に励み、カナダ移民として定着して行くこととなります。その後も甚三郎は巧みに密航団をこの地に移入すること数回に及び、やがてフレーザー河周辺は、甚三郎が構想した通りの第二米川村の景観を呈するに至りました。

やがてライオン島も、及川甚三郎の所有となり及甚島と呼ばれるようになりました。甚三郎は持前の企業手腕を縦横に発揮して巨富を築き、横浜に英米物産商會を創立したり、北洋漁業株式会社を起して遠洋漁業に進出するなど、盛んに事業を拡張し、いずれも盛業をきわめました。やがて老境に入った甚三郎は、大正年代に帰国し、横浜に居を構えましたが、晩年には桃生郡佳景山〔かけやま〕⁽⁴⁾に隠棲し、昭和2年4月3日ここでスケール広大な73才の生涯を終りました。町村合併で東和町となった故郷米川鱒淵の来光寺に葬られました。型破りに豪放な開拓者「アメリカ及甚」の名は、彼を知る内外の人々によって一段と讃えられたのでした。なお、彼の率いた密航者達は、カナダの大地に美事に定着しました。その後第二次大戦の難局を踏み越えた一世の生存者を始め、二世・三世の活躍の現況が伝えられています。甚三郎の達成した事業の真の偉大さは、緑濃い大森林の間を真青に美しく流れるフレーザーの大河のほとりに、不朽に生き続けているのだといえます。

注(1) 明治22年町村制施行時に狼河原〔おいのかわら〕・鱒淵の2か村を合併して米川村と称した。昭和31年9月30日錦織村と合併して日高村となったが、昭和32年5月1日更に日高村は米谷町と合併して東和町となった。

注(2) 石巻市の牡鹿半島部の荻浜と桃浦の中間にあり、石巻湾に面し小鯛島が風波を防ぐ位置にあるので舟の発着に適しているため、慶長18年〔1613〕9月15日、支倉常長の遣欧使節船サン・ファン・バプチスタ号も此処から出帆した。

注(3) 「登米郡米川村誌」(米川村)に『之〔鮭〕を塩蔵として東洋に出荷することを計画した。塩鮭や筋子が東洋市場に米国〔?〕から出荷されたのが甚三郎氏をもって嚆矢とするものであり、特筆さるべき事業である。カナダ産業沿革史にもこの事業が明記されている次第であって、内地否本村に於てもすでに忘却されている事である。』とある。

注(4) 桃生郡河南町にある。国鉄女川線の前谷地と鹿股両駅の間はこの駅名がある。欠山丘陵が北上川の流に迫って断崖となっている。ここを欠山〔かけやま〕といった。林子平と親交のあった塩釜神社の神官藤塚知明〔寛政11年〔1799〕63才で歿〕が、鹿股字梅木に幽居していた時、欠山を佳景山と書いたもので、それ以来このように表記するようになったと伝えられる。このあたりの風景は文字通り雄大佳景である。

資料 登米郡米川村誌（米川村役場）

仙台人名大辞書（菊田定郷）

海外移住に牽かれた人々（宮城県海外協会編）

宮城人（朝日新聞仙台支局編）

ふるさと再見（読売新聞東北総局編〔ただし記事中に永安丸とあるのは水安丸の誤り〕）

密航船水安丸（新田次郎）

〔「アメリカ及甚」を標出項目や書名とした図書資料がないので、これをそのまま探索語としてレファレンスワークを進めると解決が困難である。〕

103 旧仙台領と南部領との境塚

問 仙台領と南部領との境界に築かれた境塚が今も岩手県内に残存しており、その境界は、伊達政宗が本来の藩境よりもずっと南部側に入り込んで強引にきめたのだということですが、それはどこにあるのですか。

答 現在北上市に入っている旧鬼柳村と旧相去〔あいさり〕の境を横切り、無数とっていい程の土塚の列が東西に蜿々と延びています。⁽¹⁾これが胆沢郡と和賀郡との境界線上に築かれたもので、即ち仙台領と南部領との藩境を画然と示すための境塚の列であります。明治以後に消滅してしまったものや、半壊状態となったものの中にはありますが、雑木の生えるにまかせた高さ1メートル半ほどの土塚が列をなして続いています。場所によってはこの境塚列に沿って植えられていた松並木も残存しており、今なおこのように完全な姿の境塚の列が、これ程長距離にわたって残されているのは、わが国では他の何処にも見ることができないものとなっています。この境塚の列は、寛永19年〔1642〕仙台・南部両藩の全面的な藩界協定の結果、先ず68個の大塚の列が築造され、その後享保6年〔1721〕にこの境界を更に明確にする必要上、既設の大塚の間に多数の小塚の列を築いたものであります。小塚の数については、元禄10年書写の「仙台南部領境書留覚」に189と記されています。藩境塚は、当時「御境塚」「御塚」「境塚」「御境目塚」または単に「塚」などと多様に呼ばれていました。そして境塚の補修保全についても嚴重な取りきめがなされており、山中にある塚は3年目毎に、里にある塚は5年目毎に上置（崩れかかった塚に土を置いて復旧すること）、刈払いをして補修するというルールが、明治初年に至るまで実行されてきました。

この境界即ち和賀・胆沢両郡の郡界は、分水嶺または河川のような明確な自然地形・地物によって設定されたものではなく、全く人為的なものでした。これは歴史的に北上平野に於ける征夷開拓

の進行につれて新郡を建置した時、河川を境界線とすることをせず、北上川を南北中軸とし、これに東西両方面から、あたかも肋骨のように流入する支流河川の造成した平地毎に着目して置郡したことによるのであります。岩手・紫波・稗貫・和賀・磐井等の諸郡の郡界もそれぞれ同様であるのを見ることができます。このような人為不可視的な郡界に、伊達・南部両氏が境界を接することになったのが天正19年〔1591〕のことでした。ここに相拮抗する勢力の利害が衝突し、藩境争論が発生したのは当然のことといわれます。特に問題の多かったのがこの和賀・胆沢の郡界の境界線でした。現在残っている境塚の境界線よりも南1里半〔約6キロ〕下ったところに「かさいだん」「きたながね」「すみ塚」と呼ばれる三つの巨大な塚が点在しており、この三地点の大塚を結んだ線が古来の境界を示すものであると伝えられています。仙台側はこの線を無視して南部領である和賀郡内に侵入した線を主張して譲らず、実に半世紀の長期にわたる藩界争論が続くことになったのであります。寛永18年〔1642〕に至り、南部側が譲歩したため漸く妥結を見、いよいよ境塚築造が始められたのが翌19年のことでした。このような争論落着は南部側に大きな不満を残すことになり、伊達政宗の強引さに押し切られたとする伝説が発生したもののようであり、伊達政宗は寛永13年〔1636〕に既に死去しており、また政宗自身が現地に出勤するなどあり得ないことで、勿論架空の伝説に過ぎません。この伝説は主に南部側に於てのみ語り伝えられてきたもので、仙台側に於ては余り知られておりません。この藩境決定にまつわる伝承説話について、「北上市史」第4巻に次のような記事があります。

『藩境塚が築造されるためには、まず藩境が両藩によって承認されることが先決要件である。両藩の境界妥結にまつわる伝承として、次のようなことがある。それらを挙げてみることにする。

伝承の一つは、こうである。藩境決定にあたって伊達公から南部公に対して書状が送られてきた。書状にしたがって南部公は牛に乗り南をさして進発した。相去村と鬼柳村との間附近で伊達公とバッタリ会った。南部公は吃驚した。見れば伊達公は馬に乗っていたからである。南部公が吃驚したのは、書状によれば「互に牛に乗り〔仙台と盛岡とから〕歩み寄った所を両藩の境界にしよう」とあったからである。そこで南部公は伊達公の違約を論難したというのである。ところがこの論難に対して伊達公は書状には「牛といわずに午〔うま〕と書いたはずである。それを牛と見たのは貴殿の粗忽であって、当方の関知せぬところである。事前の談合どおり、両者会見したこの場所を藩境と決定すべきである」と抗弁した。それでそのまま藩境が決定されてしまった、というのである。この伝承には、藩境決定にあたり南部側の悔しさと、伊達側の奸智を指弾する意味がこめられているので、この伝承はおそらく南部領側の観測であろう。

伝承の第二は、旧伊達領の餅搗歌として今でも胆沢・江刺両郡地方の年中祝行事には「南部様弓矢に負けて、牛に乗る。牛も牛、鼻かけ牛におのりやる」と、まるで勝祝唄らしくうたわれているという。南部公の愚鈍、伊達公の敏捷、他方を揶揄嘲笑し、当方を是認賞讃する意味が歴然としている。

伝承の第三は、両公とも出発は徒歩であったが、伊達公は途上で、この速度では胆沢川が両者会合の地点となり不利となると考えたので馬に乗って駆足した。その事が南部側の派遣していた忍びの者によって南部公に報告された。南部公もあわてて馬に乗り駆け出した。それで和賀川を両藩境としようと思図していた伊達公の思わくが挫折し、自然地形的には明確でない場所、和賀川と胆沢川との中間地域に藩境に決定してしまった、というのである。この伝承には、南部公の指向した境界は胆沢川であり、伊達公の指向した境界は和賀川であった。それなのに両河川の中間地帯が藩境に決定してしまった理由を説話的にのべた意味がこめられている。

第四の説話は、天正19年に浅野長政が両藩の境界を現地帯に決定したのであったから、この裁定はうごかすべからざる既成事実であるという権威に依存する伝統的肯定主張である。天正19年に南部領において九戸政実の乱があった。困惑した南部公は援助を秀吉に求めた。征軍を派遣する。その征軍武将の一人に浅野長政があった。長政が秀吉の権威をバックとして、いろいろ統治方針を指示する。両藩境も、そのとき既に秀吉の権威の代行者の一人である長政によって決定されていたのであるからという既成事実肯定にもとづく考え方である。果して事実がそうであったのか、どうかを確認できる史料はないが、そういった伝承は地方文書には散見している。〔中略〕ここにあげた古文書には訛伝も含まれているし、一致しない点もあるが、とにかく浅野長政が境界決定につき指命したのであるという所伝は、かなりひろく伝えられていたものらしく、明治9年明治天皇の東北御巡幸に供奉しその見聞を記した近藤芳樹の「十符の菅薦」〔とふのすがごも〕にも「天正十九年に浅野長政、九戸（九戸政実の乱）の討手のさき手にてうち入しとき、この所にて胆沢和賀の境をとひしに、里人そは瘤木（三ヶ尻村のうち）とてはるかにあとなりといひしを、そこに立かへらんもむやく（無益）なり、これを境にせんとして、榜示を今の所に建させしとぞ」とある。

第四の説話の冒頭に、この説話は秀吉の権勢をバックとした浅野長政が、すでに天正19年に境界に指示決定したのであるから、という権威に依存し既成事実肯定的主張であろうか、とのべておいたが、事実そうであったとすれば、長政の仲介的配慮にもかかわらず、境界決定はその後約半世紀にもわたって紛糾したことになるし、長政仲介裁決が後世の仮託説話であったとしても、そのようにまで捏造仮託しなければならなかったほどまでに境界問題が難行したとみなければならない。であるから、長政云々という話は、事実であったとしても、また後世の仮託捏造であったとしても、いずれにもせよ境界決定問題については両藩が容易に妥結せず難行した問題であったことには変りないのである。

説話の第五は白狐が御幣を口にくわえて踏みわけ藩境を定めたというのである。〔下略〕

説話の第六も、第一・第二・第三と同様、南部公の迂闊と伊達公の巧智をいいあらわしたものである。〔中略〕藩境方向が不自然なほど北に偏している。南部領が不利に狭くなっているということである。何故こんなに不審な境界になったかといえば、境目決定の際、両公は共に馬に乗って巡検していたのであるが、長途の疲労からであろうか南部公は馬上で居睡りしたという。その隙に乗

じて伊達公は南部公の馬の向きを北方に変え、そのまま進んだので、境界はいまのように定まってしまったというのである。

この説話は果してどこまで真実であるのか、はなはだ疑問であるが、南部領民からみて不利な条件で藩境がきまったことに対する南部領民の不満から、南部公の弱腰を指摘した意味がこめられているのかも知れない。62万石の伊達に対し南部は10万石であった。6と1の比率では〔力関係〕境目談議が公正にいかなかったこともあったのであろう。』

なお、この境界線は仙台領にとって実に問題の多いところでした。大塚構築だけでは不十分で、後に多くの小塚を増設しなければならなかったのもそのためでした。この境界では仙台領から南部領への米を中心とする密輸出がきわめて多く、これを取締る必要が絶えずあったのです。この境界線を越えて南部領に入った仙台米は倍額で取引されたものだといわれます。仙台藩では南部への主要街道に沿う相去の部落に屯田足軽102人を常置し、これに一定の宅地と耕地とを与え、密輸取締りと辺地の開発に当らせました。その上更に相去から西方の境塚の列にそって別に足軽30人をほぼ等間隔に配置し、警備と屯田を行わせました。これに対して南部領側はきわめて開放的で、仙台領からの密輸についても終始不干涉の態度で臨んでいました。

注(1) もと和賀郡に属し、旧南部領であった。

注(2) もと胆沢郡に属し、旧仙台領北端の宿駅で、南部領の鬼柳村と相接していたので、伊達家では此処に102名の足軽を常置した。與頭〔くみがしら〕2人、床頭10人、足軽90人、いわゆる相去御足軽と呼んだ。「岩手県史」第4巻に『明暦2年〔1656〕……軽臣百二名を置いたので百人町と称された。』とある。昭和29年4月1日、黒沢尻町・飯豊町・二子村・更木村・福岡村・鬼柳村と合体し北上市となった。

注(3) 「從駕日記」と冠称がある。宮内省文学御用掛だった近藤芳樹の明治9年東北御巡幸随行の日記である。近藤芳樹は周防の人、始め田中源吾、後晋一郎と称し、寄居子庵と号した。本居太平・山田以文・村田春門に学んだ国学者で和歌を好くした。著書多く、明治13年2月29日86才で没した。「十符の菅薦」の書名は、岩切にあった歌枕をとったものである。十符の菅薦について、芭蕉も「おくのほそ道」に『おくの細道の山際に十符〔符〕の菅〔すげ〕有。今も年々十符の菅薦を調〔ととのえ〕て国守に献ずと云り。』と記している。十符の菅薦が有名になったのは、「夫木和歌集」〔「夫木」〔ふぼく〕は日本国の意の扶桑から取ったもの。〕私撰歌集36巻。藤原長清撰。延慶2～3年〔1309～10〕頃成立、後日の補訂があるという。万葉集以後の家集・私撰集・歌合・百首などから、従来の撰に漏れた歌1万7千3百50余首を集めてある。夫木集ともいう。)に『みちのくのとふのすかこもななふには君をねさせてわれみふにねん よみ人しらず』と詠まれたことにある。「肯山〔こうざん。4代綱村〕公治家記録」後編卷之6延宝5年〔1677〕8月15日の記事に、『宮城郡岩切村十符カイ屋敷ニ到り玉ヒ十符カ菅薦ノ名区ヲ歴覽シ

玉フ自今以後十符カイ屋敷ヲ十符谷屋敷ト言フヘシ且此地名所荒廃セサル様ニ菅ヲモ栽立ヘキ旨柴田中務ヲ以テ邑ノ代官及村中ノ者共ニ命セラル』とある。その後の状態を明和9年〔1772〕の「封内風土記」（田辺希文）について見ると次の通りである。『十府池。名跡志曰。岩切農家高森館下有小池。池中有垂柳。柳下菅草頗多。郷人謂之十符菅。〔下略〕』。十符の菅薦の「十府谷屋敷」跡は岩切城（高森城）址の南下で、現在は人家が密集し、わずかに稲荷の小祠がそのあとを示しているに過ぎない。

資料 北上市史第4巻（北上市編）

金ヶ崎町史（金ヶ崎町史編纂委員会編）

関址と藩界、増補改訂版（岩田孝三）

仙台郷土史夜話（三原良吉）

南部伊達両藩境塚－北上川以西の部（岩手県教育委員会）

流域をたどる歴史第2巻（豊田武等編）

104 「しろばか」について

問 仙台市内の料理屋などに「しろばか」の写真を掲げてあるのをよく見かけます。この「しろばか」とはどういう人物ですか。

答 「しろばか」と呼ばれる人物は芳賀四郎のことで「仙台人名大辞書」（菊田定郷）に次の通り採録されています。

『四郎 白痴。四郎馬鹿を以て其名四方に著わる。仙台北一番丁鉄砲師芳賀某の子なり。其家火の見櫓の下にあるを以て櫓下四郎と呼ばれる。性痴愚東西黑白をも弁ぜざれども好奇者の愛憐を受くる四郎の如き蓋し稀なり。明治三十五年頃、四十七歳にて福島県須賀川町にて死せりと云ふ。』

四郎の名が如何に有名であったかについては「宮城人物見立」（明治15年4月）に『馬鹿 櫓下四郎 木屋先生』とあり、また「仙台消防誌」（仙台消防組編、昭和10年刊）に『火見櫓は…北一番丁勾当台通角〔現在の県庁構内郵便局敷地〕にあり、当時櫓下には警察本署〔今の県警本部に相当〕ありて彼の仙台名物男四郎と共に名高きものなりしが、明治中年の交腐朽の為これを取毀ちたり其の高さ九丈ありて一名亦九丈楼とも称せられたり』とあるのを見ても知ることができます。また、「自伝的仙台弁」（石川鈴子、昭和41刊）では、次のように仙台方言の一つとして扱っています。『しろばか 名 白馬鹿。色白の白痴の男であった。なんでもトキワ丁あたりで養われ、縁起ものにされるような人で、身なりも上等であった。』「仙台風俗志」（鈴木省三、昭和12

刊、昭和52復刊)にも『櫓下の四郎 此櫓下に四郎といへる痴呆漢あり。身体の發育は普通以上なれども言語少しも通ぜず、人を見れば男女老幼を問はず、「バァヤ」といひ、芝居の台詞を真似るには只その手足の振舞を以て之を示すのみ。但し此者が妓楼・料理屋・旅館等客商売をする店舗に来れば必ず客の来ること多しとて、到处歓迎せられ福の神として取り扱はれたりし。』「四郎馬鹿と犬殺し三平」(三原良吉、「仙台あのあるところ八十八年」の内、昭和53年刊)にも『今の県庁の所に養賢堂があった当時、西北角に火の見櫓があって郵便局北向を櫓下と称した。そこに住む鉄砲鍛冶芳賀某の子、四郎は白痴で櫓下の四郎とも四郎馬鹿とも呼ばれた。とんがり頭でデブりと肥え、唾同様にバンバンというだけ、人に仇することもなく、いつもニコニコして市民から福の神といわれた。もじりどてら姿に大きな袋を首にかけて前に下げ、もらい物を入れた。四郎が立ち寄った店は必ず繁昌するといわれ花柳界では大持てだった。反対にいくら手まねで呼んでも見向きもしない店は遠からず倒産したり左前になった。どこの店も四郎が物を買っても銭は取らず汽車も無賃であった。明治の末、福島県須賀川で死んだという。』と記されています。彼はこのように万人に愛される存在であったようです。それだけに彼はその実像に更に伝説的なものが添加されつつ、その死後もいわゆる縁起を重んずる社会の中で永く尊重されてきたのであります。その行動などについて「東北六県下に於ける広告宣伝の研究」(羽曾部健三、昭和24刊)に次の記事があります。

『仙台極楽男・四郎馬鹿』

市内をぐるぐる廻って居ると、旅館・飲食店などに棒縞の羽織をひっかけ腕を組んで坐ったピリケンの面でも冠った様な貌〔かお〕した太った男の写真が掲げているのを見る。三十五・六の年配の奇妙な愛嬌のある貌だ。余り処々で見かけるので、先々聞いてみると有名な精神異常者で“四郎馬鹿”として僅に今知られて居るとのこと。彼が寄って行った店は忽ち大繁昌するので大切にされたということが知られた。其後尚、処々で得た断片的な彼の資料を集めてみると次のようなことが判った。

彼は大正の初め頃、年も三十四・五で死亡したらしい。仙台の生まれ、生家もどこか分らない。生来の低能児、ごくおとなしい馬鹿⁽³⁾だった。よく榴岡の花見の人出に来て居て、何もしないのだがおとなしく人の後などについてくることがあった。西郷さんの様にデブり太って、其の上犬が好きでよく犬を連れて居たらしい。彼は飄々として歩き、余ほど気が向かないと人家などに入らない。所が一度気が向いて彼が入った店、特に料理屋・旅館・水商売の店だったら、その後必ず大繁昌したので、遂々彼は神様扱いにされ、彼の稀に寄る先々は上を下への大騒ぎで彼をもてなす様になった。だから彼はしまいには歩くのは稀で殆ど人力車に乗って歩いていたらしい。彼の行く後からは、物見高い群衆が“四郎馬鹿、四郎馬鹿”と言ってついて歩ったとか。〔中略〕今処々方々に掲げられてある写真は利に敏感い商人が彼を言ひすかして坐らせ撮影したのを肖像画家が拡大描写して売出したものらしい。気狂いもタチのよい気狂だった様だ。〔下略〕。』

なお、岡本かの子が昭和12年に来仙した時「しろばか」の写真を見、「みちのく」の中の「四郎馬鹿」を書いています。

注(1) 「仙台市史」第1巻に『火ノ見櫓安政3～6年(1856～9)仙府絵図には勾当台通養賢堂(戦後の宮城県図書館の地)の西北隅(現北消防署の南向い)に火ノ見櫓がみえている(別篇2「仙台の教育」図版第二〔第四、第五が正しい〕をも参照)。「出火相図之鐘三ヶ所 北一番丁火見櫓 向山虚空蔵鐘 亀ヶ岡八幡社鐘」(奥陽名数)』。第2巻に『消防については明治2年勤政庁下軍部寮衛守陣に属するものがあり、〔中略〕北一番丁には火の見櫓を設けた。』また「仙台市史」(明治版)にも『明治2年、北一番丁に火見櫓を設けたり』とあるのがそれである。

なお、「仙台消防誌」に『元文3年(1738)国分町から火見櫓を北一番丁に移した』と記し、その出典を「東藩史稿」としているが、「東藩史稿」にこのような記事はない。

注(2) 「目で見る仙台の歴史」に『火見櫓勾当台北一番丁角養賢堂構内に立っていた。よってこの辺を櫓下と呼んだ。』とある。

注(3) この年代には真実性がない。何故ならば、櫓下四郎の異名の出た北一番丁の火見櫓は明治20年代には廃止されてしまい、その代りに市内十数か所に火見梯が設置されたので、櫓下などという俗称町名は自然消滅してしまった。また明治15年の「宮城人物見立」に取上げられた櫓下四郎を、大正初年30才台で死没の人としているのは余りに時代がずれ過ぎていてからである。

勾当台火見櫓廃止について「わしが国さ」第36号(仙台協賛会)に『北一番丁勾当台通りの火見櫓の鐘は明治十四、五年頃まであったが、今は青葉神社に移されてある。』とあり、「仙台鹿の子」増補版(著者不詳、元禄8年序。鈴木省三校補、明治31刊)に『勾当の台(按)鐘堂は県庁構内にて北一番丁勾当台通角の高みにあり火災あればこれを打て警を報じたる所なり維新後も久しく其俣になりてありたれども追々朽ち損じたるが故にこれも取り毀て今は形もなし惜むべし』と火見櫓廃滅について述べている。

資料 仙台人名大辞書(菊田定郷)

自伝的仙台弁(石川鈴子)

仙台風俗志(鈴木省三)

東北六県下に於ける広告宣伝の研究(羽曾部健三)

仙台繁昌記(富田広重)

仙台あのあるところのころ八十八年(仙台八十八選選定委員会編)

仙台消防誌(仙台消防組編)

105 どんと祭の起原について

問 どんと祭の起原はいつか。

答 1月14日の夕方から15日の朝にかけて、大崎八幡神社の境内で、各戸で取りはずした門松や注連縄〔しめなわ〕を大勢の市民が持ち寄って焚く行事を、どんと祭といっています。この行事は昔は松焚祭〔まつたきまつり〕⁽¹⁾といっていたもので、どんと祭という呼び方は、明治の半ば以後、ジャーナリズムが関西風にとってつけたのが一般的になったのだといえます。このことを「仙台の年中行事」（仙台市産業部編。昭和15年刊）では『この松焚祭は〔藩政時代よりも〕今日の方が遥かに盛大である。次にドント祭と云ふ名称は明治以後上方風に付したジャーナリズムの過誤であるらしく、仙台では昔からマツタキ祭と云って居る』。そして「松焚祭」の名称は昭和になっても残っていたことが、『仙台』増訂版（小倉 博。昭和28年刊）の次の記事に見られます。『松焚祭 門松を取去り、夜、大崎八幡神社境内で焚く。どんと祭ともいふ。鈴を振りながら裸参りする人もある』。「どんと」という呼び名が、もともと東日本にはなかったものであることを、「年中行事辞典」（西角井正慶編）は次のように裏付けています。『とんど 主として小正月に行われる火祭の行事。爆竹の音や火勢を形容するどんど・どんどなどということばの連想により、「とうどやとうど」というはやしことばをなまめて、とんど・どんど・どんど焼きなどと行事の名称とするようになったものであろう……トンドまたドンドと呼んでいるのは畿内〔きない〕から中国・四国地方が多く、中国地方では近畿⁽²⁾に近い諸県でいう。山梨県の一部でトンドというのは東の一応の境界らしく……』。また「日本祭礼行事事典」（宮尾しげを編）を調べても、正月の火祭行事を「とんど」と称しているのは、主として西日本に限られています。東日本では仙台にだけ「どんと」の語があるのは、飛び火的と言うより寧ろ人為的に移入されたものであることが確実です。

仙台のどんと祭は、大規模な大崎八幡の境内だけでなく、方々の地域的に手近な神社や寺の境内等でも行われます。また、東北の他の地方で行われているように、昔ながらに自家の屋敷内で焼くことも稀にはあります。大崎八幡のどんと祭の起原を明確にする史料は皆無に近いのですが、それぞれ自家で焼いたのが火祭の原形であり、いつの頃からか防火と社寺繁栄の一策として、共同化・集中化が進められて今日の盛大さに至ったものようでもあります。「郷土の伝承」（宮城県教育会編）の中の「封内年中行事」の項で、昔の松焚祭のことについて次のように述べています。『正月十四日 この日七五三縄〔しめなわ〕松飾を取り払ふて之を清浄の処に集める。……先づ小豆粥を煮て神に捧げ取りはづした松飾に捧げる。それから家内起き揃って睡い眼をこすりながらも之を食する。終れば松飾りを地の明神などに納める。仙台では十四日から暁かけて大崎八幡宮に松焚祭を執行され、途も社もうづまるばかりの盛況で……中にも数百人の裸体詣りが神鈴を鳴らして雪を踏んで寒風の中を進むのが威勢よく見られる。之等を暁詣でといふ……』。また、幕末頃の状況を、

嘉永2年(1849)刊の「仙台年中行事大意」(2世十返舎一九。「奥羽一覽道中膝栗毛」第4篇卷之下の内)は次のように記しています。『正月十五日 大崎八幡宮。十四日夜より参詣群集。この日門松を八幡の社内にて焚失〔たきすつ〕るなり』。昭和に入ってからこの行事が一段と盛んになるさまを、「仙台の方言」(土井八枝。昭和13年刊)は『どんど祭 正月十四日の夕刻より十五日の暁にかけて仙台市八幡町の大崎八幡神社に行はるる祭礼。市民らが松飾の松、床飾の〆縄等を持参して焚く火は夕方から翌朝迄絶えず炎々と燃上って壯観である。近年は一層盛大になり数万の人出がある。』と述べています。

一般にこのような火祭の行事も、稲作儀礼である正月行事の一環でありますので、その起原は遥か古代の農耕の歴史と共に、極めて古いものの一つであります。その間時代的に、地方的にさまざまの変形を遂げながら今日まで残存しているのです。勿論民俗行事ですから本来は旧暦によるものでしたが、明治5年12月3日の改暦を境に、他の民俗行事や祝祭の大部分のものと同様、次第に新暦行事に切替ったのであります。

注① 八幡町に鎮座する。延暦20年〔801〕坂上田村麻呂の蝦夷征伐の際、胆沢郡八幡村に八幡宮を勧請〔かんじょう〕し、その後天喜年間源頼義父子が、安倍貞任征伐をするに当り、戦勝を祈って剣と鎗矢〔かぶらや〕を奉納し、文治5年〔1189〕源頼朝の平泉征伐に際しても奉幣しているなど、由緒ある古社であった。その後源義家11世の孫大崎伊豫守家兼が陸奥5郡(遠田・志田・玉造・加美・黒川)を領することになった時、その祖頼義が尊崇した社であるというので、永正8年〔1511〕これを遠田郡八幡村(今の田尻町八幡区御殿崎)に遷祀した。領民等はこれを大崎八幡と尊崇した。天正18年〔1590〕大崎義隆が亡びて伊達氏の所領となってから、政宗は慶長5年これを岩出山に遷し、同7年更に仙台の城北高地に遷し、同9年秋社殿の造営を始め12年落成したので、先に岩出山に遷して置いた米沢成島八幡と共に合祀した。「大崎八幡」とも「米沢八幡」とも呼ぶのはそのためである。また「仙台鹿の子」に『御城府より遠山なる故に遠八幡といふ……』とあるように「遠八幡」ともいわれた。なお、遠田郡田尻の旧地には今も大崎八幡を祀っており、米沢の旧地には成島八幡が現在も祀られている。この時の社殿の内、本殿・拝殿・石之間等は現存最古の桃山式建築として、明治36年国宝に指定された。成島八幡の別当寺は竜宝寺で、米沢以来奉仕しており、仙台遷座後は社東に伽藍を建てて別当した。竜宝寺は真言宗で、一門格に列せられていた。本尊は国宝釈迦如来像である。特にこの寺には准国宝級と称せられた「法宝蔵」があった。25世実政法印が神儒仏に関する図書1万6千4百33巻を収集し、正徳4年〔1714〕8月これを寺の蔵書とするよう上願して許され、自費を以て書庫を建設し、翌5年5月落成した。これを「法宝蔵」と号し、収蔵の書籍を有志の閲覧に供した。徳川時代に於ける図書館の一つで、明治維新後その幾分は散逸したといわれたが、なお大部分が残っていた。ところが惜しいかな、昭和14年3月1

日火災のため焼失してしまいました。明治初年の神仏分離の際には、竜宝寺45世永憲は帰正して大崎清美貫寛と改め、大崎八幡の祠官となった。その他の社僧6名も帰正して神職となっている。

注② 王城附近の地をいう。わが国では、歴代の皇居が置かれた大和・山城・河内・和泉・摂津の5か国、即ち5畿内。和泉が河内から分離して分置される以前の奈良時代までは4畿内といった。

古くから支配者貴族階層の本拠地であるので特別優位性のある地域とされた。これに対しその他諸国を「外国」〔げこく〕と呼んだ。この外国〔げこく〕は現代的な意味での外国〔がいこく〕ではない。

注③ 畿内と同じ意味であるが、この場合は近畿地方の略で、京都・大阪・滋賀・兵庫・奈良・和歌山・三重の2府5県の区域。

資料 仙台の年中行事（仙台市産業部編）

郷土の伝承（宮城県教育会編）

仙台の方言（土井八枝）

106 「やまい送り」の行事

問 戦前まで「四百四病送れ、送れ」という行事が行われていたそうですが、どのような行事ですか。

答 旧暦3月15日に行われた民俗的な年中行事で、仙台地方では「やまい送り」・「こど」・「こどまつり」・「うめわかのごと」などと称していました。これについて「仙台の方言」（土井八枝）に次のように記されています。

『こど・こどまつり 三月十五日やまいおくりの行事』

『やまいおくり これは「こど」とも言ひ、疫病除の行事である。三月十五日、葉のついた細竹の枝に白や草の餅をませたりして七つ、五つなどつけ、半紙を二つ切にした一枚に「四百四病おくるおくるおくる（……おくれおくれおくれ、とも）」と認めたものを結びつけ「こどは一人でするもんでないから外さ出せや。」と言って門に立てる。大抵は犬などが咬へ去るのであるが、すると疫病をはらったとよろこぶのである。

この餅は「こどもち」「うめわかごとのもち」などいふ。片平丁に通称「ごとわさん」とよぶ政宗公愛馬、牛頭をまつる社があり、三月十五日に祭る。また「うめわかごとのもち」については、謡曲隈田川に人買商人につれられた梅若丸が隅田川のほとりで病死し、遂に「遺言に任せ墓所を構

(1)

へ、標に柳を植ゑて候……」「のう、舟人、今の物語はいつの事ぞ。去年三月十五日、しかも今日に当りて候。さてその児の年は。十二歳。主の名は。梅若丸……」といふ。いつか三者〔病送り、政宗の愛馬午頭、梅若丸〕の聯関を解いてみたいものである。』

この行事の主体をなすものは、農耕儀礼の一つである「こど」といわれる祭り行事であります。旧暦即ち農業暦の3月の満月の頃は、厳しい冬が漸く終り万物萌え出ずる春を迎えようとする季節であります。やがて農耕を開始するに当って、田の神に豊穰を祈ることが「こど」と呼ばれた祭りの行事であります。また、永い冬ごもりの後で病気が多発する季節の変わり目でもありますので、耕作に励むための健康をも併せて祈願したのです。この「こど」に謡曲の梅若伝説が混入したのは、中世末以降であります。これは主として関東・東北一帯に広く見られる形であります。雪解け水で河川が次第に増水し、徒渉しなければならぬことの多かった昔は、水難の多くなる節ですので、隈田川のほとりで最期をとげた伝説の貴公子の霊を弔い、水の災難を免れようとの祈願が抱き合わされたものです。その後仙台地方ではこの複合行事に、更に政宗の愛馬五島伝説がミックスされ変形したものが行われて、最近に至ったのであります。これは本来の「こど」と「五島」の名が同音であるため混同癒着してしまったもので、本質的な意味は全くありません。

このように、異質な三つの要素の混在する行事ですので、県内でも地域によりそれぞれ次のような差異が見られます。

1. 「仙台風俗志」(鈴木省三)

『三月十五日 梅若丸が凶漢の為に「問ふ人のあらは答へよ都鳥 すみた川原の露と消えぬ」と一首の歌を遺して隈田川のほとりに空しくなりし日なりとぞ。これを慰み笹竹の枝に餅を挿て門に立て弔ふなり。追廻し五島(後藤ともいふなり)が墓の弔日なり。今は良覚院丁に移され⁽²⁾ 崎馬上(かきざきばしょう)神社といふ是なり。』

2. 「仙台」(小倉 博)

『(旧)三月十五日 梅若のこと 笹竹の枝に草餅を附け「四百四病おくれおくれおくれ」と書いた紙をさげて、家の側などに立てる。』

3. 「仙台の年中行事」(仙台市産業部編)

『三月十五日 疫病送 笹竹の枝に餅をはさんで「四百四病おくれおくれおくれ」と書いた紙をさげて門前に立て、後ち川に流す。』

4. 「仙台方言」(藤原 勉。「仙台市史」第6巻の内)、「方言民俗語彙」(藤原 勉。「宮城県史」第20巻の内)

『うめわかこと旧三月十五日の行事で、笹竹に草餅をつけて病送りをする。三月十五日に死んだという梅若丸の伝説と、三月十五日に死んだ伊達政宗の愛馬後藤黒(午頭墓〔ごとはか〕さまとして祭られている)のここと、農家で三月十一日から十六日まで田の神を祭るいわゆるコトとの混習らしい。』

5. 「童戯・童詞」（天江富弥。「宮城県史」第20巻の内）

『梅若 三月十五日には、笹の枝に草餅をつけ「四百四病送れ送れ送れ」と書いた短冊を結びつけ戸口に飾る。仙台ではこれを梅若の事という。』

6. 「年中行事」（三崎一夫。「宮城県史」第21巻の内）

『梅若さま・ゴトウの餅 十五日、「梅若さま」といって餅を搗く。この日について、「梅若さまも春風に、二枚屏風をおし開いて拝む」という言葉がある。〔岩出山町真山〕

昔、伊達さまの馬が食べさせられず瘦せて死んだので、ゴトウの墓に供えるといっって草餅を搗いて信心棚に供え、この餅を「ゴトウの餅」といっている。〔名取市愛島〕』

7. 「仙台民俗誌」（三原良吉。「仙台市史」第6巻の内）

『三月十五日（旧） 梅若のコトという。昔、梅若丸が人商いにかどわかされて「問う人のあらば答へよ都鳥すみた川原の露と消えぬと」の歌を残して隈田川のほとりで亡くなった日といい伝え、この日雨が降ると梅若塚の涙雨という。草餅をついて小さく千切ったのを笹の枝に着け、紙に「四百四病送れ送れ送れ」と書いて結びつけて門口に挿し、後に川へ送って流す。』

8. 「仙台伝説集」（三原良吉）

『ゴトハカさん

伊達政宗の愛馬に五島とよぶ駿馬があった。大阪夏の陣に出陣する時、五島は老齢になっていたため、出陣の前日、政宗は五島の鼻面をなで「この度の合戦は三百里の長途であるが、その方年老いて長旅のはての合戦は難波であろうから留守を申付ける」といって聞かせた。五島はそれが分ったか、生きてお役に立たぬなら死ぬがましだと考えたものか、仙台城の本丸を東に馳出して崖から落ちて死んだ。厩の者からの知らせを聞いて、政宗は畜生ながら神妙なやつと、五島を哀れんで、落ちて死んだ場所、追廻の崖下に葬らせ、墓を建ててやった。

それ以来いつとはなしに、この墓にお参りすれば小児の馬脾風（ジフテリアの漢方名）をさけると信じられるようになり祈願をかける者が多くなった。明治になってからこれを良覚院丁に移してゴトハカさんと称した。祭礼は旧の三月十五日、家々で笹に草餅をつけ「四百四病送れ送れ送れ」と書いた紙を下げて門口に立てる梅若のコトの日で、この日、子を持つ親たちは社から出す胡桃と小さな臼杵を下げた腰下げの護符をうけ、また袋にいれた胡桃を持参して、これを袋ごと社前の石段にころがして持ち帰り、子供がバヒフにかかった時、この胡桃を黒焼にして湯をそそいで吞ませると治るといい、社では以前耐久紙の一寸四分ばかりのものに墨絵の馬を刷ったものを出していたが、これを煎じて吞ませると子供の咽喉はれにきくといわれた。

9. 「緑の故里七つ森を語る」（黒崎茗斗）

『病いおくり 〔三月〕二十日「よろづ病い送れ送れ送れ」と短冊に書いて笹竹に結び、団子又は餅を月の数或いは家族の数だけ挟んで屋敷の外に立てて病難を払う。〔黒川郡大和町宮床地方〕』

10. 「年刊民俗採訪」(国学院大学民俗学研究会編)

『三月十五日 子供の餅とて桃の木に餅を上げる。(黒川郡大和町旧宮床村前河原・荒井・石倉地区)

三月十五日 コト送り 青竹の枝に家族数の草餅をつけ家の下手の方に立てる。(同前向原地区)』

11. 「利府村誌」(利府村誌編纂委員会編)

『三月十五日 梅若様または疫病送りと称して笹竹の小枝に餅をつけて「四百四病送れ」と書いた紙を下げて、門前に立て、後ち小川に流した。』

12. 「田尻町史」(田尻町史編纂委員会編)

『旧三月十五日 梅若様—梅若忌 昔、京の北白川の吉田少将惟貞という公家が美濃国野上の長者の一人娘を娶り、一子梅若をもうけた。この梅若が人買にかどわかされて東国に連れて来られ、過労の末、隅田川の畔の柳の木の下で落命した。年僅かに十二才、里人憐んでこの柳の下に塚を建てて梅若塚と云った。この命日が三月十五日である。それから恰度一年経った三月十五日、里人達が塚の前に集って供養しているところへ凶らずも梅若の母が、はるばる京から尋ねて来て愁嘆する。以後母が其処へ庵を結んで、終世我が子の菩提を弔った。これが東京の梅柳山隅田院木母寺の起りだと語られている。<藤原衛彦著「日本伝説研究」に拠る>』

13. 「唐桑町史」(唐桑町史編纂委員会編)

『三月十六日 「農ずら様の日」といい、春蒔きの種子を持参する農神を祭る日として田畑に出て働くことを忌み慎んで休む。米や雑穀の粉で饅頭をつくり、16個を農神に供える。』

14. 「日本の民俗宮城」(竹内利美)

『ノウズラサマ 気仙沼地方では三月十六日をイネマキノウズラ、九月十六日をカリアゲノウズラといい、丸い小餅を供える。ノウズラマンジュウ・ジュウロクダンゴ(十六だんご)ともいい、オシラサマアソビの日なので、それにも供える。ノウズラの意味はよくわからない。』

15. 「陸前の年中行事」(東北民俗の会編)

『気仙沼市鹿折鶴ヶ浦 オシラサマアソバセ 三月十六日と九月十六日に、部落中の嫁さんたちが当家で祀っている八体のオシラサマのうち二体を持って、町の田畑のオガミサンの所へカミサマアソバセに行く。お金と米一升を供えてご祈禱をしてもらい、部落の一年中のことを占ってもらう。問い口は百円で各家も拝んでもらう。米の粉で平らな形の上に小豆を載せたノウズラサマ饅頭を作って食べる。』

栗原郡金成町長根 梅若さま 三月十五日 梅若さまといって団子を供える。その由来は知らずと。

登米郡迫町北浦地糧〔ちろう〕 梅若さま 三月十五日を梅若さまといって、小豆ご飯を炊いて仕事を休む。

玉造郡岩出山町真山小坪 梅若さま 三月十五日を梅若さまといい、餅を搗いて信心棚に供え、仕事を休みにする。「梅若さまも春風に、二枚屏風をおし開いて拝む」という言葉がある。

加美郡色麻村高城 梅若さま 三月十五日を梅若さまとって、餅を搗いて休みにする。

名取市愛島塩手 ゴドウの餅 三月十五日、昔、伊達さまの馬が食べさせられず痩せて死んだので、この日ゴドウの墓に供えるといって、草餅を搗いて信心棚に供える。この餅をゴドウの餅という。』

16. 「年中行事辞典」(西角井正慶編)

『午頭幕祭 宮城県名取郡岩沼町〔現在の岩沼市〕で3月15日のこと。ゴトの餅というくさ餅を作り神に供える。藩祖公愛馬午頭の故事にもとづくと伝える。この日を梅若ごとという所が、これから関東にかけて散在している。

梅若忌 陰暦3月15日。謡曲隅田川に作られた薄命の貴公子梅若丸の忌日という。今は4月15日に東京都墨田区隅田町の木母寺(もくぼじ)〔木母は梅の字の偏と旁とを分けた語で、梅の異称。木母寺とは梅寺で梅若の梅にちなんだ名〕で、開扉を行い、境内の梅若塚で大念仏の供養がある。梅若丸は吉田少将の子で、人買にかどわかされて東に下り、隅田川のほとりでいたましい死をとげたという伝説上の主人公で、貴種流離譚の典型的なものとして人気ある人物である。木母寺の行事以外にも、川崎市などではこの日をウメワカキとっており、茨城県稲敷(いなしき)郡では梅若十五日という。その他、この日梅若あるいはそれと似たいわれによって行われる行事は東日本の所々にある。それらの全体が梅若伝説に伴うものではなく、梅若丸の忌日という説明は後世の借用と見られる。3月15日という日は、水難を恐れ、水神を祭るための日であったろうという。

梅若事(うめわかごと) 関東・東北地方にかけて、3月15日をウメワカゴト・ウメワカサマとってまつ。木母寺の梅若忌の由来に類した故事の伝えが仙台などにもあり、またこの日を伝説上の人物の縁日として語り伝える所が各地に少なくない。この日のご馳走には餅をつく場合が多く、コトのもち(仙台付近)、梅若のナキモチ(埼玉県北足立郡)など呼んでいる。この日に厄病除けを行う土地(仙台付近)も見られ、水神様(栃木県安蘇郡)や弁天様(新潟県岩船郡)の祭日とされ、裸(みそぎ)に因む行事が行われるとともに、女性の祭に関係のある日ともされている。

梅若の涙雨 陰暦3月15日の梅若忌に降る雨をいう。この日に降る雨は、天が梅若丸の悲しい最後をいたんで降らすのであろうと、世人が同情して呼んだもの。』

17. 「郷土の伝承」(宮城県教育会編)

『封内年中行事 三月十五日 梅若様又は疫病送と称して笹竹の枝股に餅をはさんで四百四病送れ送れと書いた紙を下げて、門前に送り後小川などに流したものである。

岩沼民衆行事 三月十五日コトーハカ祭「ゴト」の餅(草餅)を神に供える(藩祖公愛馬午頭

の故事に拠る。)」

注(1) 伝説上の少年。京都北白川吉田少将の子で、人買いかどわかされ酷使されつつ、総武の境隅田川のほとりに来た時病死した。一方、愛児を失って発狂した母が、はるばる探し求めて来た時は、既に梅若の死後であった。里人はこれを哀れんで、梅若が死んだ場所に柳を植えて塚として弔らった。この塚は梅若塚と呼ばれ東京都墨田区向島隅田川町梅柳山木母寺の境内にある。この伝説は同寺の縁起となっている。中世社会によくあったらしい人買いの伝説である。梅若丸の命日を梅若忌として、4月15日(もとは旧暦3月15日)木母寺で大念仏が行われる。しかし梅若忌が梅若丸の供養のためであるというよりは、疫病神や悪霊を追い払う儀礼の行われた古い民間の節日の一つであるといわれる。梅若伝説を題材にした文芸作品は多く、謡曲「隅田川」、仮名草子「角田川〔すみたがわ〕物語」、近松門左衛門の浄瑠璃「雙子〔ふたご〕隅田川」、浮世草子「梅若一代記」、滝沢馬琴の読本〔江戸時代の小説の一種。よみほん〕「墨田川梅柳新書」、河竹黙阿弥の脚本「都鳥廓白浪〔みやこどりながれのしらなみ〕」等がある。

注(2) 良覚院丁片平丁入口に鎮座する。もと追廻にあったのを、明治18年現在地に移したものである。創祀の年月不詳、「五島が墓」「ごとはかさん」といい、名馬五島を祭った社で、五島は政宗の愛馬であった。遠田郡不動堂の足軽町佐藤吉三郎宅にも馬上蛎崎神社があり、仙台の蛎崎神社の分霊を祀っている。旧領主後藤家の百姓(佐藤吉三郎の祖先)が名馬を政宗に献じ、政宗はこれに「後藤黒」〔=「五島」〕と名づけて愛していたという。仙台と同様の神事を行っている。

資料 仙台の方言(土井八枝)
仙台風俗志(鈴木雨香)
仙台(小倉 博)
仙台の年中行事(仙台市産業部編)
宮城県史第20巻
仙台市史第6巻
仙台伝説集(三原良吉)
緑の故里七つ森を語る(黒崎茗斗)
利府村誌(利府村誌編纂委員会編)
郷土の伝承(宮城県教育会編)

107 與兵衛沼について

問 與兵衛沼は何時頃からあったものですか。

答 與兵衛沼の文献初出は、明和9年〔1772〕成立した「封内風土記」（田辺希文）で、次の記事があります。『小泉邑〔むら〕〔小泉邑の村域は広大で、燕沢・小鶴・小田原等を圧迫するように食い込んでいた。旧国分氏が本拠を小泉に置いた時代の村勢を示すものか、或いは小泉に所在する国分寺の勢力によるものか。〕…堤一。号與兵衛堤。小泉。燕沢。小鶴三邑用水。』この「封内風土記」は與兵衛沼の創設者の姓名を明記していません。次に「塩松勝譜」（舟山萬年〔ばんねん〕、文政5〔1822〕序）巻8之2に『天遊館…館北山間蟹沢塘〔かにさわつつみ〕アリ與平ト云フ。…天遊館記〔臯容〔さわよう〕撰〕曰『…天明〔1781～89〕…藩公子玉山公東郊得一旧宅舍焉。……鈴嶼平家焉。……北則與平隄。近在簞牀之下。宛若硯。潭不波。松樹藩環。是鈴嶼平所築。因名。…』とあり、更に現地を実査しますと、堤東畔に「水神碑」があり『與兵衛堤者寛文十一年〔1671〕鈴木與兵衛依公許所開…』と刻んであります。すなわち與兵衛沼は、寛文11年鈴木與兵衛の絶大な努力によって造成され、広域にわたる堤下水田灌漑の役割を果たしつつ今日に至ったものであります。鈴木與兵衛について「仙台人名大辞書」（菊田定郷）は、次のように記してあります。『鈴木與兵衛 公益家、諱は吉治、鈴木家三代、常に公共心に篤く、嘗て城東灌漑用水の乏しきを憂ひ、宮城郡向小田原後山の溪谷〔小泉邑分〕を關〔ひら〕きて用水池となす。南北四五町、東西十五六町清水常に満ち、盛暑と雖も涸れず、以て小田原、南目、苦竹、燕沢等数百町歩の耕田に灌漑す。綱村公其の功を賞して池名を與兵衛堤と命じ、邸宅を同所万寿寺の東に賜ふ、延宝四年〔1676〕五月十一日歿す。享年五十四、仙台新寺小路愚鈍院に葬る。』

與兵衛沼は向小田原の東西に走る幾筋かの連岡の谷合いの一つに、幅150m、長さ500mにわたって静かに水を湛えている人工溜池であります。近々十数年以前までは、山中の湖といった方がしっくりするような景観で、特に冬季スケートリンクとして、その名が全市民の間に知られたところでした。最近急激な宅地造成によって、第2・第3自由ヶ丘団地に包囲されてしまいましたが、戦前から風致地区として指定されたため、今のところ割に自然が保たれています。

米経済の本格化する徳川時代に入ると、全国的に新田開発が一斉に推進されます。荒地・未耕地の多い仙台領内に於ては、一段と活発に展開し、4代綱村時代を頂点として、本高60万石に対し100万石の実高が達成されるに至ったといわれます。寛文事件の一要因となった境界争いもこの進行過程で発生したものであります。稲作の生命は用水の安定的確保にあります。そのため特に河川からの取水のみに依存できない地域では、できる限り多くの溜池〔用水池〕を構築するのに、農民は血みどろの労苦を注ぎ込んできました。後代の人達はそれを保守しつつ、永くその恩恵を受けることとなります。溜池は渇水に備えての貯水であると共に、貯留中に太陽熱を受けて適度に上昇

した水温は水稻の成育に良好な効果をもたらすものであったのです。稲は本来熱帯原産の植物であります。たとえば山根の「生水〔きみず〕がかり」の水田など、平年でもまともな収量を望めず、一旦冷害があれば真先に直撃されてしまったものです。溜池は稲作の起原とともにあり、開化の早い奈良盆地や大阪平野には2千年前に築造されたものが現存しています。また「讃岐三千、大和三千」などといわれてきたように、おびただしい数の溜池が全国に分布しています。建設省の昭和30年の調査によれば、全国に散在する大小27万余の溜池によって、水田全面積の3分の1が補水されているという驚くべき事実が示されています。溜池は貯水に適する谷合いの地形を利用して、出口に土堤を築いて締切り、自然湛水を待つだけの古来の工法によるものであります。しかし全く機械力のなかった時代ですので、まことに容易ならぬ土木工事だったわけです。しかしその完成の陰に名もなき農民の数知れぬ労苦は埋没してしまい、概して肝心な記録もまた伝わらず、今日になっては、一々造成の事歴を探るすべの失われてしまったものが多くなりました。その中で僅かに人名を冠した堤の名があるものについては、その由来を偲ぶことができる場合があります。與兵衛沼は、人名を冠したものの一つで、自然沼でないので本来與兵衛堤と称し、幸いにもその来歴を知ることのできる溜池でした。昨今稲作事情が急変し減反転作が強行される中で、與兵衛沼の役割も昔通りではなくなったが、かつての広大な樹林群の名残を幾分か止める堤の周辺一帯は、昭和50年「杜の都の環境をつくる条例」に基づき保存緑地に指定保護され、更に昭和55年度以降都市公園とする計画があるので、清澄静寂な自然環境が荒廃せずに保全されることになっています。

注(1) 儒者。名は光遠、通称太郎兵衛、瀆陽と号す。萬年はその字〔あざな〕である。幼時から学問を好み、僧南山について有髪の弟子となる。嘗て塩釜松島の勝景を記した全書のないことを嘆き、自ら松島塩釜の現地を実査すること前後100回を越え全20巻の「塩松勝譜」を著した。また今に伝わる松島四大観すなわち扇溪の幽観・富山の麗観・大高森の牡観・多聞山の偉観は彼の選定したものである。萬年は詩文書画にすぐれ、殊に官女の図は最も絶妙といわれる。安政4年〔1857〕歿、67才。仙台新寺小路東秀院に葬る。

注(2) 儒医。本姓は沢辺、修して臯〔さわ〕とした。名は容〔有容を修したともいう、また坦とも〕、字は子徳、通称は元沖〔また太仲とも〕、東谷と号す。栗原郡三迫沢辺邑に生れた。父は保章、字は明甫、間然居士と称し、佐久間洞巖、富春叟等と交わり、学識該博と称せられた。容はその次男で、初め菅原南山に学び、弱冠にして江戸に上り、堀公恕に師事し、その学益々進んだ。時事に関心深く、著書に「狂愚子」及び「文問文集」等がある。また「燕沢碑考」は同類の論考の中でも傑出したものと評せられる。医術にも長じ仙台で儒医を業とした。狷介で世に容れられず、詩酒に放浪して世を終ったという。天明4年〔1784〕2月2日歿、57才。仙台北八番丁江巖寺に葬る。

注(3) 鈴木與兵衛。鈴木を修して鈴とし、與兵衛に嶮平の字を当てた。

注(4) 小田原高松上にあり、黄檗宗、京都宇治黄檗山万福寺の末寺で開元山と号する。もと加美

郡黒沢邑〔今の色麻町黒沢〕に在り、安養寺と称したが荒廢に帰したので、元禄9年〔1696〕9月、第4代綱村の時その遺址をこの地に移し、壯麗莊嚴を極めた七堂伽藍を建立し、寺名を万寿寺と改め、月畊〔げっこう。畊は耕の古字〕和尚を開山とした。境内に綱村夫人稲葉氏万寿寺殿の靈廟があり、綱村公子桂山の靈牌を安置し、一門格に列せられていたが、明治維新の变革によって伊達家の外護を失い、堂宇荒廢して修理の途なく、僅かに残る位牌堂で法灯を維持し、その後塔頭〔たちゅう〕の一つ〔全盛時には10箇院の塔頭があった〕三昧院が日々の行持を継承して久しかったところ、最近本堂を新築して万寿寺の寺名が再興した。月畊和尚の碑、稲葉仙姫墓〔綱村夫人、宝永2歿〕、文靖夫人墓〔慶邦夫人八代姫、明治2歿〕、純姫墓〔慶邦養嗣宗敦夫人、明治4歿〕、伊達松五郎墓〔慶邦四男、明治3歿〕、延寿院墓〔齊義室、慶邦生母、明治9歿〕、本光院墓〔齊宗室、明治18歿〕、若林靖亨墓〔諱友輔、大番頭、学者・詩人、慶応3歿〕等があったが最近墓地整理のため移動か廢棄されたものが多い。昔この寺の前の田の畔に松の亭々たる大木があったことから、この附近の高松の地名が起ったと伝えられる。

注(5) 浄土宗。新寺小路にある。寺内に古塚あり、いわゆる八つ塚の一つと伝えられている。三十三所観音中の第15番札所観音堂が境内にある。有名人の墓碑として松井梅屋〔詩人、侍医、文政9歿〕、同溶々〔女流俳人、松窓乙二の娘、梅屋の妻、嘉永元歿〕、白石権太夫〔養賢堂指南役、書家、国指定林子平墓の墓碑銘の筆者、明治20歿〕、小倉撫松〔大肝入、公益家、明治5歿〕、同茗園〔歌人、昭和2歿〕、同博〔国文学者、歌人、郷土史家、昭和20歿〕、但木土佐〔執政、明治2戦犯の罪で東京で処刑、芝高輪東漸寺に葬る。招魂碑〕、長谷りわ〔女流教育者、柳絮学校創設者、大正7歿〕等があったが、この寺の墓地全部が葛岡に移されてしまった。

注(6) 都市計画法により自然風致維持の目的で、昭和9年12月内務省告示第564号を以て指定された。この指定は、第1号国分寺風致地区、第2号大年寺・八木山風致地区、第3号愛宕山風致地区、第4号靈屋風致地区、第5号大崎八幡風致地区、第6号北山風致地区、第7号台ノ原風致地区、第8号小松島風致地区であった。與兵衛沼一帯は、小松島風致地区に含まれる。小松島風致地区は海老堤〔小松島〕・新堤・大堤と與兵衛堤等の堤群と松林のなだらかな丘陵が東に延びて、安養寺地区〔昭和15年追加指定された第9号風致地区〕に接続する素晴らしい自然環境である。しかし民有地の宅造が進み、かなり狭められてきている。

注(7) 俗に与平沼と呼ばれることが多い。「宮城郡誌」（宮城郡教育会）には『〔原町〕…與平堤あり、周囲七町三十三間二尺』、『宮城郡地誌…（小田原村）…與平池。周囲六町三十間、村の北方にあり。』とある。

資料 塩松勝譜（舟山萬年、仙台香雪精舎明治40刊2冊本、「仙台叢書」別集第4巻）

仙台叢書〔別巻2〕（「天遊館記」。「仙台金石志」巻之9の内）

仙台人名大辞書（菊田定郷）

〔「與兵衛沼」を標出項目とする資料がないので複数の資料に潜在する内在情報を連結させて解決しなければならないケースである。〕

108 仙台の大橋殉教はいつか

問 仙台の大橋殉教碑の銘板に『元和10年〔1624〕2月18日と2月22日（太陽暦）ポルトガル宣教師カルバリオ神父外8名の教徒が水責めにあって殉教した』とあり、一方大橋たもとの案内板には『寛永元年〔1624〕1月4日カルバリヨ神父以下7名の切支丹が水責めで処刑された』と、違ったことが書かれています。どちらが本当なのですか。

答 大橋下のプール寄りの河原の殉教碑は深沢守三神父が製作、信者有志の建立したもので、その銘板には、次のように刻まれています。

『仙台キリシタン殉教碑

ここは元和10年〔1624〕2月18日と2月22日（太陽暦）ポルトガル人宣教師カルバリオ神父日本名長崎五郎衛門外8名のキリスト教徒が大橋の下の水牢で嚴寒のさなかに水責めにあって殉教した遺跡である

この記念像は深沢守三神父の作 三体の記念像のうち中央はカルバリオ神父 その左右はここでの殉教者たちの象徴としての武士と農民像である

1971年9月12日』

右側の銘板には

『重而〔かさねて〕召捕候きりしたんの覚

高橋佐々衛門 お浜之者

野口二右衛門 豊前ノ者

若杉太郎衛門 但馬ノ者

安間孫兵衛 遠江ノ者

小山正太夫 越前ノ者

佐藤今衛門 若松ノ者

長崎五郎衛門 なんばん人

次兵衛 死 相模ノ者

次右衛門 死 越中ノ者

右之者共色々いけんを申候得どころび不申候ニ付 大橋之下ニ水籠〔みずろう〕を仕入ころび⁽²⁾申様ニと様々申付候へ共合点〔がてん〕いたさず兩人ハはて申候相残〔あいのこる〕七人もはてさ⁽³⁾うニ見え申候へ共老人もころび可申と申者無御座候 以上

正月二日 (石母田文書)』
⁽⁴⁾ ⁽⁵⁾
とあります。

一方、広瀬川左岸の大橋の右たもとには、殉教碑の建碑以前から案内板が設置されており、それには次の通り記されています。

『吉利支丹殉教遺跡⁽⁶⁾

仙台藩における吉利支丹〔きりしたん〕伝道は既に幕府が禁教に傾いた時期に始められたが開教の当初には伊達政宗公は南蛮〔なんばん〕貿易開始の意図があったので保護政策をとって吉利支丹の取扱いは比較的寛大であった。慶長18年〔1613〕以後幕府の禁教令がその直轄地から拡大され全国の諸大名領に対しても厳しく行なわれるようになってからは吉利支丹の禁圧迫害は仙台領全般に及ぶに至った。

ここは寛永元年（1624年）1月4日ポルトガル人カルバリヨ神父以下7名の吉利支丹が極寒の最中大橋の下の水牢で水責めにあったが棄教命令に従わないので処刑された遺跡である。 〔仙台市〕

およそ、旧暦（太陰太陽暦）と新暦（太陽暦）とは、全く異質別建ての時間尺度であります。従って、いずれの暦法によるかによって、同一事実に関する年月日表現が不一致になるは当然のことです。あたかもメートル法によるのと尺貫法による寸法や重量表現とが別様であるのと同然です。しかしこの設問の対象となった二物は、設置の主体と時点が別個だけに、それぞれの厳密さを欠いた不用意な表現が更に競合して見る人の誤解を誘発するものとなっているのであります。まず殉教碑銘板に於ては、

「元和10年〔旧暦に基づく日本元号〕+2月18日と2月22日〔新暦の日付〕」と誤った結合をしてしまっています。月日の部分だけ太陽暦と括弧していますが、かりにそうだとしても、2月18日は旧暦に換算すれば旧12月30日に当り前年の元和9年に入れなければならない日であります。この表現は不合理なので正しくは、「1624年2月18日と2月22日」とし、必要があれば（元和9年12月30日と翌10年1月4日に当る）と注記すべきであります。一方、案内板の方は、寛永と改元されたのが元和10年2月30日のことでしたから、

「寛永元年〔1624〕1月4日」の日付は未発の元号を遡及させた表現であるので、厳密には「元和10年1月4日」と記すべきであります。また前年12月30日の初回の2名殉教のことを取り落していますのでこれを補い、

「元和9年12月30日と元和10年1月4日」と改め、人数を訂正し、必要があれば（1624年2月18日と2月22日）と注記すべきものであります。

往々にして、暦法の理解・認識を欠如した歴史記述が見られます。歴史的事実にとって重要な5Wの中のwhenについては、最も慎重な留意を要求されます。要は年月日表示は首尾同一暦法で一貫したものでなければ誤りであるということです。異種の暦法の不用意な混用は絶対避けるべきだということでもあります。問題の大橋殉教の日付について、関係図書資料をこの点から検討すると次の通りですので、併せて御参考に供します。

1. 暦法観念がないため、新暦日付と旧暦日付とが無差別に排列された結果年月日順が転倒してしまつたもの

「宮城県郷土史年表」（菊地勝之助）

『寛永元年（1624）

2月20日将軍家光を江戸藩邸に饗す

2月22日ガルバリヨ等信徒数名…水責を受けて凍死す』

2月20日の事項は旧暦、2月22日の日付は新暦によつたもので旧暦に引き戻せば1月4日であるので、前後逆倒しており、年表の意義が破綻しています。

2. 暦法の認識が不十分なもの

「仙台市史年表」（「仙台市史」第10巻の内）

『元和9年^{××××}（1623）12月 この月吉利支丹宗徒捕えられ、広瀬川に水漬にさる』

元和9年11月11日が1624年1月1日に当たっているので、この項目の12月はもはや1623年ではなく、1624年と記すべきです。

3. 日本の元号が年の中途に於て改められることの認識が不足だったもの。

「仙台市史年表」

『寛永元年^{××}（1624）1月 この月耶蘇会士デオゴ、カルヴァリヨ殉死す』

寛永と改元されたのは元和10年2月30日なので、1月殉教の時点で未発の元号を用いていることは誤解の基であるから、厳正には元和10年と記すべきです。歴史書は殆どこのような取扱いをしているのが通例であるが、それは飽くまで便宜的なものです。

4. 正しい記述をしているもの

「仙台的洋学」（重久篤太郎「仙台市史」第4巻の内）

『日本殉教史上有名なカルヴァリヨ以下9名の使徒の水責は、元和9年（1624）大晦日のことで一行9名を仙台広瀬川大橋の下に水籠に仕入れ水責に附したが、まず寒気に堪えかねた相模のマチャス次兵衛及び越中のジュリアノ治右衛門の2人が死去した。これを第一次として引続き翌10年（1624）1月4日に第二次の水責があつて初度の水責に生永らえた7人、即ちカルヴァリヨ（日本名、長崎五郎衛門）、お浜の高橋左々衛門、豊前の野口二右衛門（アンドレヤ）、但馬の若杉太郎右衛門（マチャス）、遠江の安間孫兵衛（マテオ）、越前の小山正太夫（マチャス）、若松の佐藤今衛門（レオ）が殉教したのである。これらの殉教者はいずれも仙台藩士は1

人もなかったが、北陸、九州、山陰、東海等の遠隔の地の出身者で、当時各地で迫害をうけた信徒が奥羽方面に潜伏していたものであろう。』

「東北キリシタン史」(浦川和三郎)

『1624年2月18日(日本暦の大晦日)……一同は……大橋の下流…水牢に入れられた。……3時間の後2人は絶命した。…第2回には10時間…水の中に漬けられ……殉教の日は1624年2月22日……』

「奥羽切支丹史」(菅野義之助)

『元和9年12月晦日(太陽暦1624年2月18日)……水中に…マチアス治兵衛とジュリアノ治右衛門とはついに絶命した。……生存者7名はその後4日を経て、寛永元年正月4日(西暦1624年2月22日)再び水牢に投ぜられ凍死する……』

「仙台領キリシタン秘話衰滅篇」(紫桃正隆)

『旧暦の大晦日(新暦の2月18日)…マチアス治兵衛と、ジュリアノ次右衛門は遂に絶命した。……生存者7名に対しては、正月の3日間は休み、元和10年(寛永と改元)の正月4日に再び拷問が行われた。だが1人も転宗するものなく、皆凍死した。』

注(1) 日本名、長崎五郎衛門。1577～1624、ポルトガル人。1594年イエズス会に入り、大学卒業後司祭となり、中国に渡り、マカオにとどまること数年、慶長14年〔1609〕来日、満2年間天草にあって日本語を学んだ後、関西地方で伝道に従事したが、慶長19年〔1614〕追放令で安南に去った。元和2年〔1616〕再び来日して大村に伝道した。翌年東北各地に伝道し、北海道に渡っている。同9年イエズス会の副管区長に任ぜられてからは、主に仙台地方の教化に力を尽した。彼を援助したのが後藤寿庵であった。後藤寿庵の「寿庵堰」〔胆沢平野を灌漑する大用水堀〕工事はカルバリヨの技術的な助言指導によるものだといわれる。元和9年の暮に逮捕され翌10年正月4日、広瀬川で二度目の水責めにあって殉教した。

注(2) 「大橋之下」これは「おおはしのしも」と読むべきで、これを大概「した」と読んでしまうため殉教場所を推定するに橋の直下とし、しかも明治以後の現大橋位置に抱泥する設定の仕方をしてしまうことには疑問がある。大橋の明治以前の位置は現在よりも上流であったし、大橋は大手に通ずる橋である。その直下が惨虐な処刑の場所として使われたかどうか。橋の下手と読みとる方が妥当である。故村岡典嗣教授は「琵琶首」であると考証された。

注(3) キリシタン教徒が改宗する。棄教する。

注(4) 故東北大学教授村岡典嗣(つねつぐ)が、昭和2年〔1927〕10月半ば、仙台の骨董店で発見した古文書の文面によったものである。大形美濃紙を二つ折りにしたものの。カルバリヨの殉教に関する史料としては、それまでヨーロッパ所伝のものがあっただけであ

た。これはわが国唯一の文献で、従来のヨーロッパ所伝の史実と完全に符合する。

『きりしたん御せんさく覚

伊藤次郎衛門百姓

大村ノ賀兵衛

和田主水百姓

掃部

同

金七

同

三九郎

三廻のあん齋

右何もつよく申はらひ候に付而右の者共火あぶり仕候事』(この後に銘板に刻まれた通りの文面が続く。)

この文書の日付は、元和10年の1月2日であって、ガルバリヨ等が第1回の水責めを受けて2名が死亡した後、第2回の拷問が行われる間に記されたものである。なお「三廻のあん齋」の三廻は三迫(さんのはざま)であると村岡教授は記している。

注(5) 石母田大膳亮(だいぜんのみすけ)宗頼に関する古文書、即ち大膳宛書状・大膳書状・案文等の総称で、この中に仙台切支丹関係の古文書が約120余通含まれている。1月2日付のカルバリヨ関係文書もその中の一つである。もと村岡典嗣教授が収集されたものであるが、現在は天理大学に所蔵されている。石母田家蔵「石母田文書」とは別個。

注(6) ポルトガル語に漢字音をあてた表現。初め吉利支丹と書き、禁教後は鬼理死丹・切支丹などと書き、また將軍綱吉[○]以後は「吉」をさけて切支丹と記した。天文19年〔1550〕イエズス会士フランシスコ・デ・ザビエルらがわが国に伝えたキリスト教。またその信徒をいう。

資料 三正綜覧(内務省地理局)

仙台市史第4巻

東北キリシタン史(浦川和三郎)

奥羽切支丹史(菅野義之助)

仙台領キリシタン秘話衰滅篇(紫藤正隆)

日本暦日原典(内田正男)

109 明治29年の電車の絵

問 明治29年頃の絵で、仙台駅前を電車が乗客を乗せて走っている场景を描いたものがあります。その当時仙台市内に電車は敷設されていたのでしょうか。

答 明治29年に仙台で発行された「仙台塩釜松島名所図絵」という画集の中に「仙台停車場雑踏ノ図」があり、それに路面電車が1台描かれています。仙台市内に始めて電車が運転されたのは、大正15年11月25日のことです。従って画面の電車は全くの想像図なのであります。⁽¹⁾

しかしながら、単なる架空の想像図に過ぎないものであるならば、何時の時代であろうと、広く世人に受け入れられるものでありません。この画は一語の説明も記していませんが、それを必要としない程の電車熱が既に高まっていたのです。そのことが「仙台繁昌記」(富田広重。大正5年刊)に次のように書かれています。『仙台と電車熱 仙台に電車を敷設しようとしたのは、明治二十八年陸羽電気鉄道を以て酒田塩釜両港を連絡し其の停車場を二日町に予定し之れと仙台駅とを連結せんが為、市街支線⁽²⁾……を敷設しようとする計画であった。其の後三十九年度に仙台市及び塩釜石巻間電気鉄道を計画し続いて仙台市街電気鉄道株式会社〔明治40年〕は市内の要路に……を敷設しようとしたのも行はれず、今日は沙汰止みとなってしまった』。その意味でこの画は、寧ろ「待望図」「完成予想図」ともいうべきものであります。なお、「仙台繁昌記」の上記の記事以後も「仙台市内及び仙台塩釜間電気鉄道計画」〔大正8年〕と「青葉軌道敷設計画」〔大正12年〕とが計画されましたが、いずれも実現を見るに至りませんでした。

わが国に電車が入ったのは、明治23年〔1890〕のことで、東京上野の博覧会で始めて動かされました。そして最初の営業運転が明治28年〔1895〕、京都の塩小路-伏見間で開始されたのでした。この年仙台では陸羽電気鉄道という電車計画が富田鉄之助、波沢栄一等によって進められ、遠藤庸治が第2代仙台市長時代、県から諮問を受け、これを市会にかけその賛同を得たが実施には至りませんでした。⁽³⁾仙台に於ける市電実現までの長い胎動はこの時に始まったといえます。その翌年にこの電車想像図が発行されたわけであります。

注(1) この日、仙台駅前-立町及び仙台駅前-荒町の区間開通。循環線が全通したのは昭和3年3月28日。長町線全通が昭和11年12月9日。北仙台線は同12年10月25日、八幡町線は同16年10月10日、原町線は同23年5月5日それぞれ開通した。しかし44年3月末に北仙台線廃止、51年3月31日には赤字を理由に全廃されてしまった。

注(2) 前後5件に及ぶ電車計画に関しては「仙台市交通局三十年史」に記されている。

注(3) 小田原大行院丁遠藤小三郎の次男として生れた。養賢堂に学び、全校切つての俊才として聞えた。戊辰戦争には19才で白河口に従軍した。明治13年司法代言人となり、続いて弁護士として東二番丁に法律事務所を開いた。15年には宮城県議員に当選し、36年

まで断続してではあったが県会に議席をもち、その間2回議長職についた。36年と39年には衆議院議員となり、31年には宮城県農工銀行の創立に関係し初代頭取になっている。

41才で初代（明治22年5月2日～26年6月25日）市長となり、2代（26年7月31日～31年4月8日）、6代（明治43年7月2日～大正3年11月4日）と、前後3期にわたって市政運営に尽した。彼は教育施設を拡充したほか、特に5大事業を計画しその達成に全力を傾けた。5大事業とは、電力市営・電気鉄道・市区改正・上下水道疏通・公園設置で、いずれも雄大な構想であった。このうち電力市営は明治44年に仙台電燈株式会社を買収して市営に移している。彼が26年から数回にわたって桜の植樹をし、2回に及ぶ市会の決議を以て県に要請した榴岡は、明治35年市民のための東公園となった。その他在任中に実現を見るに至らなかった諸事業も、後年の布石となった。

また彼は、小倉茗園に師事して歌を学んだ。「藤華餘影」にその作歌がおさめられている。大正7年1月10日没、70才、新寺小路善導寺に葬る。

資料 仙台市交通局三十年史（仙台市交通局）

仙台市交通事業50年史（仙台市交通局）

110 養賢堂の川内支校

問 「岩手県史」に、仙台養賢堂の支校を嘉永4年川内に設け、日講所といい、振徳館と称し庶民教育を行ったと書いてあります。これは事実と違うのではないのでしょうか。

答 「岩手県史」第4巻（近世篇1、仙台藩）には、次の通り書いてあります。『嘉永四年には、川内^{×××}に日講所と云う支校を設け、振徳館^{××××××××}と称した。振徳館は一般庶民へ解放の学校とし、副学頭の樋口閑齋を提督として兼任させた。この頃になると、養賢堂で四書五経の定本を刊行した事と、庶民^{××}教育の振徳館⁽¹⁾を設けた事に刺戟されて、城下の書店は庶民用の書を百余種も出版し、各地に寺子屋、私塾が激増した。』この記述には、事実と全く相違する点が数か所あります。

誤りの第1点は、川内に設けた支校は小学校であって日講所とはいわないことです。第2点は、川内小学校は専ら門閥の子弟のための講学所であって、庶民の学校ではなかったことです。そしてこの小学校とは⁽²⁾関係なく、後に養賢堂本校の構内に設けられたのが、日講所という名の庶民のための学校だったので。 「岩手県史」の執筆者は二つの別個な小学校と日講所とを混同してしまったのであります。以上の2点につき、信頼性のある資料に記されているところを次に掲げて置きます。「東藩史稿」巻之九（作並清亮）

『嘉永五年十一月七日、川内中坂通へ小学校ヲ置ク、是日始テ臨シ、諸生ノ講説ヲ聴ク、』

「日本教育史資料」4（文部省）

『旧仙台藩 伊達宗基 取調

⁽³⁾

日講所 養賢堂構内ニアリテ毎日経伝ノ内俚語俗話ニ講解シ商賈農民等ニ聴聞セシム

小学覺〔しょうがっこう〕 先人慶邦代嘉永五年養賢堂学頭大槻格〔通称格次号習斎〕ニ命シ治下河内ニ設立ス（按スルニ大槻清準〔平泉。習斎の父〕ノ学政ヲ革正スルヤ封内所在ニ小学ヲ設ケ養賢堂ヲ大学ニ擬セントスト蓋シ此ニ因ル乎）専ラ四書五經ノ素読及ヒ四書ノ講義ヲ教授ス其規則等ハ凡テ養賢堂ニ従フ試業試験ノ如キ皆養賢堂ニ於テ之ヲ受ク学頭添役ヲシテ校内ニ住シ覺頭ヲ兼ネシム諸生主立〔おもだち〕以下数名ヲ置ク藩主亦時ニ之ヲ臨ム其構造ハ講堂一区数十百人ヲ容ルニ過キス其他職員詰所覺頭居宅等数棟ニ過キス』

「仙台風俗志」（鈴木省三）

『小学校 嘉永五年に建る所にして川内中の坂通りにあり学頭は樋口源吾（字は子固名は本寧閑斎と号す）なり養賢堂の外ここに学校を建てられたるは川内一帯は門閥大家が住し居れば其等子弟が通学の便を謀るがためにして樂山公の好学の思召より出たるものといふ』

「仙台市史」第10巻の内年表

『嘉永4年（1851）2月1日 養賢堂小学校建設地鎮祭を河内に行なう。

嘉永5年11月7日 伊達慶邦、川内小学校に臨す』

「源貞氏耳袋」13〔「仙台市史」第8巻所収〕

『河内江小学堂相建ニ付御地祭之文

嘉永四維年歲次辛亥、二月戊午朔、仙台府学養賢堂指南統取樋口本寧、謹以清酌嘯臬（ママ）之奠、敢昭告于

土地之神 曩

邦家設学於國中遍、曰養賢堂既而規制恢廓、政教随振、人士嚮往進日新、今将築小覺於茲土、經始既定、筮日值良伏惟大小之設其法寢備、庶幾、政教之地弥久弥昌、惟神之靈永鑒其成尚饗、一川内小学校同様御役宅小学校所と相唱候様、被仰出被置候』

「東北遊日記」（吉田松陰）嘉永5年5月19日記事

⁽⁷⁾

『去年起小学校于川内云』

「源貞氏耳袋」12の13〔「仙台市史」第1巻所収〕

『一日講堂被相建候ニ付御触〔ふれ〕

⁽⁸⁾

輕者共之中ニハ、心ならず御無沙汰相成候者、儘有之事ニ聞得〔きこえ〕、畢竟道理を不解者有之故義候間、今度養賢堂郭内へ日講所御取立相成和漢之書講釈被相立候間、凡下〔ぼんげ〕御扶持人を始百姓町人等ニ至迄、勝手次第罷出、聴聞可仕候、

⁽⁹⁾
右之通被仰出候条、御城下在々共、不殘如兼而之相触〔ふれ〕候、以上

安政四年五月十六日 対馬〔芝多〕
御目付中 孫兵衛〔後藤〕
⁽¹⁰⁾ 因幡〔大町〕
筑後〔高泉〕
小十郎〔片倉〕
⁽¹¹⁾

「宮城県史」第11巻

『…仙台川内に養賢堂の支校を設けて、小学校または振徳館と称した。この経営は当時副学頭であった樋口閑斎が当り、専ら門閥子弟の講学所とした。

また養賢堂講内に日講所を設けて、毎日城下の庶民の子弟を集め、平易な経伝の講釈を聞かせて、広く学問を庶民にも勧めた。』

以上によって、小学校の校舎建築着工は嘉永4年〔1851〕、開校が翌5年、また日講所の設置は安政4年〔1857〕であるのに、次のように誤ったり、或は誤解を抱かせるように記した諸書があるので、注意を要します。

「仙台市史」第4巻の内「仙台の教育」（菊地勝之助）

^{××××}
『嘉永4年 ○学頭大槻清格、藩主の命を請い養賢堂の支校として仙台川内中ノ坂通に小学校を設置す。是年二月一日地鎮祭を行い、専ら門閥子弟の講学所となし、学則等は養賢堂に倣えり。別に振徳館と命名す。（主として四書五経の素読及四書の講義をなす）

○養賢堂構内剣槍教場の側に日講所を設け、商賈（しょうこ）農民を召集し毎日俚言俗話を以て経伝等を講話せり。』

「宮城県郷土史年表」重訂版（菊地勝之助）

^{××××} 1851年11月7日 ^{××××}
『嘉永4年（1851）11月7日 養賢堂学頭大槻習斎、藩主の命を請ひ、養賢堂の支校として仙台川内中ノ坂通に小学校を設置す（是年二月一日地鎮祭を行ひ、専ら門閥子弟の講学所となし、学則等は養賢堂に倣へり。別に振徳館と命名す）

^{××}
是年 養賢堂構内剣槍教場の側に日講所を設け、商売〔賈か〕農民を召集し、毎日俚言俗話を以て経伝等を講話す。』
⁽¹²⁾

「仙台藩農政の研究」（近世村落研究会）の内「旧仙台藩治概要」（明治41年10月）

『一、慶邦ノ代養賢堂構内ニ日講所ヲ設ケ毎日経伝ヲ俚言俗語ニ講解シ商賈 農民等ニ聴聞セシム
一、^{△△}同代小学校ヲ設ケ四書五経ノ素読講義ヲ習学セシム』

次に、誤りの第3点は、養賢堂が四書五経の定本を刊行したのは、この頃ではなくて、それよりも約50年近く遡った文化年間のことです。即ち「訂正四書」は文化4年〔1807〕、「訂正五経」が文化5年に既に出版されていました。

いずれにしても、「岩手県史」のこの部分の記事は、誤まりを含んでいますので修正されなければなりません。

- 注(1) 儒者。名は本寧、字は子固、通称は源吾、閑齋はその号である。一門三沢氏の臣で、仙台に出て氏家緑山、大槻平泉、千葉柳水に学び、後ち江戸に遊学し古賀精里、穀堂父子に教を受けた。やがて学成り帰郷して子弟を教授したが、弘化2年〔1845〕養賢堂指南役に挙用された。その後仙台藩儒員、養賢堂学頭添役〔副学頭〕となり、川内小学校創設の時その校頭を兼ねた。安政4年〔1857〕一関田村侯の傳〔ふ〕となった。閑齋は經史詩文に精通し、斎藤竹堂・国分松嶼と共に仙台の三才器と称せられた。文久3年〔1863〕12月18日、江戸芝の仙台邸で歿した。享年60才、江戸大崎寿昌寺に葬る。また碑を仙台東三番丁定禅寺に建てたが寺の廃滅とともに今はない。
- 注(2) 伊達家の家臣団の上層部を占める家柄の総称。これを一門・一家・準一家・一族・宿老・着座・太刀上・召出の8階級に格付けする。
- 注(3) 伊達家第30世。伊達慶邦の長子として、慶応2年〔1866〕7月15日仙台に生れた。幼名宜三郎〔よしさぶろう〕、亀三郎、また建千代麻呂。明治元年12月15日、特旨を以て伊達の家名を継ぎ、仙台、宮城、黒川、玉造、名取、加美、志田（その一部）で28万石を与えられた。翌2年3月7日藩籍を奉還した。25日諸侯の称を廃し、改めて華族と称することとなった。6月17日仙台藩知事に任ぜられた。22日宗基と改名。10月10日北海道紗那支配を命ぜられた。3年10月25日退官。17年7月7日伯爵を授けられた。大正6年1月26日、東京大井邸で歿した。享年52。2月3日大年寺に帰葬した。初め榴岡、後ち鶴城と号し書をよくした。
- 注(4) 四書とは大学・中庸・論語・孟子をいう。四経とは易経・書経・詩経・春秋をいい、これに礼記（らいき）を加えて五経とする。
- 注(5) 養賢堂の副学頭職、定員2名あった。
- 注(6) 川内亀岡通りの一筋南の坂道、亀岡八幡や亀岡御殿に至る通り。
- 注(7) 吉田松陰は、嘉永4年12月14日から翌5年4月5日まで、江戸を起点として東北地方を旅行した。その旅日記が「東北遊日記」である。これによると、5年3月18日塩釜から仙台に至り、翌19日養賢堂を視察した。
- 注(8) 江戸時代、幕府・大名などが庶民に公布した法令・規則・示達の称で、一般にふれ知らずからいう。
- 注(9) 伊達家臣団の中で最下層を占める卒以下の者を、一般に凡下と呼んだ。足軽、小人、餌指、坊主、同心、諸職人などで、大部分は切米扶持米を支給されていた。凡下とは、主として鎌倉幕府法に見える身分階層上の呼称であって、侍（さむらい）に属さない一般庶民をさしたのであったが、仙台では別な意味に用いたのである。また御扶持人とは、主に扶持米を支給される下級家臣のことをいっている。「寛文十年〔1670〕知行帳御切米御扶持方帳」によれば、伊達家臣団総数8,416名のうち卒以下が4,670名の多数を占めてい

る。その後足軽〔歩兵、鉄砲隊〕が特に増加し、天明8年〔1788〕には5,405名、幕末には5,469名になった〔「旧仙台藩治概要」による〕

注⑩ 伊達家の目付には、奉行直属の近習目付と、若年寄直属の目付とがある。「司属部分録」(伊達氏史料1の27、「仙台市史」第8巻所収)に『御近習目付は諫争の役也、且つ御政事の得失を論じ、諸役人の曲直を察す、且つ火災を防ぐの指揮を掌る』とあり、目付は『御奉行を始め、諸役人の公私曲直を察し、且つ火災を防ぐの指揮、御行列方の事務を掌る』とある。仙台領内の監察機関であって、この制度は第2代忠宗の代に整備確立した。この場合の目付は若年寄直属の目付をさしている。目付の定員は8名、そのうち3名は江戸供奉、2名は仙台、3名は在郷休息で月番制であった。その支配下に徒目付(かちめつけ)・小人等があった。

注⑪ 奉行5名の連署である。「御触」はこのように奉行連署で公布し、目付に命じて施行させた。

注⑫ 経と伝。経は聖人の述作した書、伝は賢人の著述。

資料 東藩史稿巻之9(作並清亮)

日本教育史資料4(文部省)

仙台風俗志(鈴木省三)

仙台市史第1、10巻

111 仙台市役所の所在地の位置

問 仙台市役所の所在地の位置を教えてください。

答 仙台市役所の所在地の位置について、公表されたものとしては、下記のものがあります。

1. 「仙台市統計一斑」(仙台市、明治34年)

『仙台市表小路10番地

東経 140度52分

北緯 38度16分』

2. 「仙台の産業と観光」(仙台市。昭和12、13年版)

『仙台市役所の位置は東経140度52分、北緯38度16分に当り……』

3. 「仙台市政一斑」昭和7年度(仙台市)〔1、2よりも精密に示す〕

『東経 140度52分15秒

『北緯 38度15分55秒』

4. 「仙台市勢要覧」昭和25、26、27年版

『〔上掲3の示す数値に同じ〕』

以上の通りですが、誤まった数字を出しているのに、下記のものがありますので、注意しなければなりません。

1. 「仙台市政概要」昭和14年版（仙台市）

『東経 140度52分15秒
北緯 38度16分^{××}35秒』

2. 「仙台市政要覧」昭和23年版（仙台市）

『東経 140度52分15秒
北緯 [×]68度16分^{××}35秒』

誤まりは、上記2書の北緯の数値であります。16分の緯度線は、市役所の1町北の勾当台通・北二番丁南西角と北一番丁・同心町南西角とを結ぶ線に当たります。それを更に以北に越すような緯度は明らかに誤っています。

特定地点の経緯度は、通常精密な実測の上製図された既成の「五万分一地形図」（⁽¹⁾⁽²⁾国土地理院、もとの建設省地理調査所）によって測定します。1枚の地図面は、横43.8cm×縦36cmの矩形で、経度15分×緯度10分に截った⁽³⁾地域が収められています。従って、地図面の上下と両側の外枠線が、それぞれ緯度・経度そのものを表示する線として度分秒の数字が印刷されています。この4線を基準にして、その範囲内にある所要位置の経・緯度を図上で割出すのであります。そのため、測定者によって若干数字の差が出てくることも、あり勝ちなことです。「五万分一地形図」のうち、最近修正版〔4色刷〕には、その図郭に経・緯度差1分毎の小刻みな目盛短線が印刷されるようになりました。在来の15分差・10分差の大幅な刻みだけのものより、基準がそれだけ細密になったわけで、これを用いれば、より正確な経緯度測定が容易になりました。

なお、経緯度の測定法は意外に古くから行われていたようです。幕末の天文学者武田保勝が、⁽⁴⁾仙台の経緯度を調べています。

『一、仙台北極出地高度 三十八度一十六分
〔北緯〕 四十六秒小餘九二
一、同西京距経度東 五度三十六分五十七秒
〔東経〕 小餘六』

〔本初子午線を京都としたもの、本初子午線をグリニッチとした現在の東経とはちがう。〕⁽⁵⁾
と記録されています。この測定点が何処か不明なので、直接比較はできないが、北緯に示された数字だけを取っても、現代のそれに劣らぬ精度が出ています。

注(1) 経度とは、地球上の位置を表わす座標の一。或る地点を過ぎる子午線〔経線〕及び本初子

午線〔イギリスのグリニッチ天文台を通過する子午線〕がそれぞれ赤道と交わる二点を地球の中心に結びつけて得る角を以て表わす。本初子午線を基点として、東に測るのを東経、西に測るのを西経という。

子午線とは〔「子」は北、「午」は南〕地球上の一地点と地球の南北極とを含む平面が地球表面と交わった大円。経線。本初子午線とは、イギリスのグリニッチ天文台を通過する子午線とする。これを0度として地球上の経度測定の基準とする。

注(2) 緯度とは、赤道に平行して地球の表面を南北に測る座標。赤道を0度として南北おのおの90度に至る。北に側るのを北緯、南に測るのを南緯という。

赤道とは、地球の南北両極から90度を距てた大圏。赤道上では、春分・秋分の頃、太陽は頭上から照らす。

注(3) メルカトル投影法によっているので、経線と緯線とは図上で直交する。故に地図上の土地は経・緯線によって、矩形に截られる。

注(4) 「仙台人名大辞書」（菊田定郷）に次のように記してある。

『武田司馬 天文家。諱は保勝、天文暦道を秋保盛辯に、算数を松本清直に学び、並に其の蘊奥を極む。天保13年〔1842〕改暦の際慶邦公の命を奉じて京師に上り、土御門家に就て新暦法の伝を請ふ。故に同家に留まること1年、日夜勉強措かず、尽く伝法を得たり。同家大に其の功を賞し、帰国の時測量垂揺球一基及び一絃琴を賜ふ。司馬帰りて之を公に献じ、永く伊達家天文局の備となす。天文局に新製の測器設置に際し、司馬親ら仙台北極高度西京仙台距経度を測定し、以て将来諸測の根拠となす。〔略。本文に前出の測量値〕嘉永6年〔1853〕9月4日歿す、享年57、通町東昌寺に葬る。（碑文）』

数学者としての武田保勝については、「宮城県史」12に記してある。『仙台算学の中興の祖とすべき人は武田保勝である。時は戸板保佑歿して四、五十年後、世は文政・天保の時代である。保勝通称を司馬、崑崗と号した。数学は松本清直に学んだ。また暦学を修め、土御門家より天保壬寅暦法の皆伝を授与された。それ故、保勝には数学と天文との著書がある。すなわち、数学に関しては「算法側円全書」・「数理探玄」・「側円解一名覚夢算法」（弘化3年）・「平方零約術附録」（文政庚寅）・「剩〔じょう〕一術・臈〔じく〕一術・翦〔せん〕管術」、暦法に関しては「仙台北極高度考」・「五星伏見距日黄道度表」・「暦日定規・賀子蔵否伝」・「交食規範」などがある。保勝の最も得意としたところは、楕円の研究である。（中略）楕円の研究は、ちょうどその頃和算家の間で盛んになったばかりで、保勝の解決した問題は最高の水準を行くものである。……これだけの計算をした人は、和算家では保勝一人だけであった。明治時代になって、筆者〔平山 諦〕の恩師林鶴一先生はその師菊池大麓からこの問題の解決を命ぜられたが、とうとう未解決に終わった因縁付のものである。今日までこの問題を数式を使って証明した人はない。……幕末、極

度に発達した幾何図形の研究に於て、以上の解決を以て、わが仙台藩の最高水準と看做してよい。山形の和算家橋本源八郎守善（明治27年57才歿）は「仙台之天文家武田先生星学寛政曆理之術皆伝受後諸国周遊」と称しているから、武田保勝は天文家としても有名であったことが知られる。』

「藩臣須知」（別本）（「宮城県史」32の内）に『天文者 遠田運記 武田司馬』
「仙台の高名見立くらべ」（「わしが国さ」第56号の内）〔嘉永、安政頃のもの、南町葉舗小西家から出た雑記帳〕に『天文は武田』とある。

注(5) グリニッチGreenwich。イギリスのロンドンの東南、テムズ川右岸に位する天文台所在地。ここを通過する経線を本初子午線という。またグリニッチ子午線上における平均太陽時（真夜中を零時とする）をもって世界一律に用いる時法とする。これをグリニッチ時また世界時という。1935年制定。

資料 仙台市政一斑昭和7年度（仙台市）
仙台市勢要覧昭和25-27年版（仙台市）
五万分一地形図仙台

112 「一重伸」、「二重伸」、「扇返し」は どう読むのか

問 「仙台あゝのころこのころ八十八年」（仙台八十八選定委員会編）のP.45に、「水府流泳法事始」（大石栄一）と題して、次のことが書かれています。

『岩本忠次郎先生は、明治38年8月から41年4月まで、宮城県立仙台第一中学校の英語の先生である。先生はまた水泳の水府流の名手でもあった。

室町時代から武技の一つとして発達してきた各流派の水泳術も、明治の中期からは一般にも開放され伝授されるようになった。仙台藩には流派がなかったようである。先生によって水戸藩の水府流が伝授され、仙台の旧来の泳法に新しい息吹きが吹き込まれたのである。水府流には正統派と太田派との二派があり、岩本先生は太田派の二代目宗家を継承した。在職中、一中水泳部を指導したのが先生である。

唐戸淵⁽³⁾が一中の水練場であった。水府流の一重伸、二重伸の伸泳ぎと扇返しの妙技を披露されたときは、ただただ驚嘆するのみであった。その後先生から指導を受けた数人が、仙台水泳会を発足させた。源兵衛淵⁽⁴⁾を水練場に大正初年から7年まで、多数の青少年を仙台水泳会が指導した。』

この中に出てくる「一重伸」、「二重伸」、「扇返し」の泳法用語は、何と読むのでしょうか。

答 「一重伸」は「ひとえのし」、「二重伸」は「ふたえのし」、「扇返し」は「あおりかえし」と読ませます。

注(1) 水戸の徳川齊昭が天保13年〔1842〕当時水戸那珂川に於て行われていた上市〔うわいち〕に於ける島村流と、下市〔しもいち〕に於ける小松流との合併を命じ水府流水術と称するに至った。その後明治に至るまで、それぞれの教場で水府流の指導が行われていた。小松流は天文年間に小松軍蔵によって、島村流は元禄年間に島村正広によってそれぞれ水戸に創始されていたものである。明治になると水府流は東京へ進出し、天才的な太田捨蔵が更に幾多の工夫と改善を加えて、水府流太田派を編み出してその普及に努め、学校水泳部に教授を始めたので、非常に盛大となった。泳法は極めて力強く実用的で、扇足〔あおりあし〕横体泳法が基本となって、河流に抗すべき急速泳法に見るべきものが多い。一重伸・二重伸その他の横体泳法、中にも特徴ある片拔手一重伸を始めとする横体拔手泳法、大拔手・小拔手に加えるに早拔手〔跛〔ちんぱ〕拔手〕等幾多の優秀な泳法を含んでいる。太田水泳場は、明治31年頃には二三回も在留外人と国際競泳を行った。大正年間に入って、水泳が急速にスポーツ化され、競技化されるに及んで、この流の諸泳法が一般に用いられ、クロール泳法に代るまで、わが国の水泳競技の先駆をなしていた。

日本水泳のオリンピック初参加は、大正9年〔1920〕第7回アントワープ大会であった。水府流斎藤兼吉が「片拔手」泳法で泳いだ。当時ヨーロッパはクロールの全盛期だったので、肩で水を切る珍妙な横泳ぎに、観衆は大いに驚いたという。400メートルを外人と2人だけで泳いだ斎藤は準決勝に進んだが、大差をつけられ300メートルで棄権した。この惨敗の反省から日本の水泳界は古式泳法を見限り、クロールを導入することになったのである。

注(2) 「宮城県史」18に次のように記されている。『水練 仙台藩には師範とか家業人とかを命ぜられていたものはないようである。これは武術としては採り上げていなかったためと思われるが、であるからといって疎かにしていたわけではなく、武士の嗜みとして修得していたことは勿論考えられる。特に仙台の川内、仲ノ町、霊屋丁の三丁御小人組には、必修の職の一つとして水練が課せられていた。御小人組は広瀬川で習練を積み、毎年夏賢淵で藩主の検閲を受けるのが例であった。〔御川衆の呼び名があるのはこのためである。〕水泳は藩政時代水練と呼ばれ、水府流と向井流が行われたが、將軍家が採用した関係からか、特に向井流が盛んであったようだ。しかし明治時代に入っては、泳法の奥儀を伝えた熟練の士はいなかったようだ。』

注(3) 広瀬川の米ヶ袋。もと県立工業 高校敷地よりやや下流、向山長徳寺下附近の淵。明治32年から40年まで、旧制一中校舎が南六軒丁にあったから、此処は同校にとって至近の水泳場であった。

注(4) 霊屋橋の直ぐ上流の淵

資料 国民百科大辞典第7巻(富山房)

113 「荒城の月」はどの詩集の中にあるのか

問 「荒城の月」は、晩翠の詩集のどれに載っているのでしょうか。どうしても見つかりません。

答 「荒城の月」が載っている晩翠自著の詩集には、「晩翠詩抄」(岩波文庫本、昭和5)と「自選詩抄」(昭和17)とがあります。

「晩翠放談」(土井晩翠、昭和23)に『東京音楽学校が中等唱歌集の編纂を企て、当時の文士⁽¹⁾にそれぞれ出題して先づ作詞を求めた。私にあてられたのは他の2編と共に「荒城の月」であった。この題を与へられて先づ第一に思ひ出したのは会津若松の鶴ヶ城……私の故郷の仙台の青葉城……この名城も作詞の材料を供したことはいふ迄もない。……この作詞を音楽学校が採用して作曲を滝君⁽²⁾に依頼したものと見える。』とあるように、明治32年、晩翠29才の作品であります。やがて明治34年3月30日「中学唱歌」⁽³⁾が発行されますが、収録作品の作詞者名・作曲者名は記さず、「東京音楽学校蔵版」と明示して著作権を音楽学校一本に帰属させています。一世を挙げて愛唱され、永く唱い継がれる不朽の名作「荒城の月」の歌詞を、その後出版する自著の中に採り入れることをしなかったのは、そのためであります。その後時は経過し、昭和5年6月岩波文庫本「晩翠詩抄」を世に送ります。その中の「天地有情」(第一詩集、明治32)の30年前に本来ならば入れるべかりし本文系列の中に「荒城の月」を割り込ませているのです。これに次ぐ「自選詩抄」(昭和17)にも、勿論「荒城の月」をとり入れてあります。

注(1) 明治12年、音楽教育の調査研究と教員養成のために文部省内に「音楽取調掛」が設置されたのに始まり、翌年から「伝習生」を入れて教育を開始した。明治18年には「音楽取調所」と改称され、20年には東京音楽学校となり、その発展は順調であるかに見えたが、明治24年になって突然廃校の危機に立たされた。帝国議会での予算審議の際に、財政難を理由とする廃止論議が起ったのである。関係者の努力で漸く廃校は免れたものの、26年には高等師範学校の附属に移されてしまい、再び独立校となるには明治32年をまたねばならなかった。中学唱歌の編纂が始まったのは、独立した明治32年と考えるのが至当である。わが国音楽教育の中心として幾多の傑出した音楽家を生み、昭和24年東京美術学校と合体して東京芸術大学に昇格した、音楽学部はその後身である。

注(2) 滝廉太郎。明治時代の天才的作曲家・ピアノ奏者。明治12年8月24日東京市芝区南佐

久町2丁目18番地に生れた。同24年13才の12月、一家と共に大分県竹田に移り、27年16才の5月には上京した。彼の竹田在住は後にも先にもこの2年半足らずの期間に過ぎなかった。巷間一般に伝えられていることで彼を竹田市の生れとするのは誤りである。地元竹田市では、彼を「郷友」と呼んでおり、一般には第二の故郷だとするものがあるのはそのためである。高等師範学校附属音楽学校を卒業。明治32年21才の若さで母校助教授に任ぜられた。彼は今もなお広く愛唱されている「花」を含む「四季」や「荒城の月」等を作曲して、日本の芸術歌曲を創始したほか、ピアノ奏者としてもすぐれた技倆を示した。明治34年文部省の命によりドイツに留学、将来の大成が期待されたが、病気のため翌年秋帰国、大分市稲荷町339番地（現府内町）の父母の許で療養に努めたが、遂にその甲斐なく、翌36年6月29日25才の若さで世を去った。なお「荒城の月」の作曲地を、竹田市の岡城址だったと書かれているものを見受ける〔晩翠も「晩翠放談」の中でこのように書いている。「情熱の詩人土井晩翠」（石井昌光）なども同様。〕が、これも尤もらしい誤伝であって、外遊の直前、麴町区上二番町22番地（現千代田区一番町）在住中に作曲されたものである。余りにも短命だった彼の一生を通して、彼と大分との接触も非常に短かった。昭和42年1月18日、仙台市と竹田市とは、滝廉太郎と土井晩翠とのゆかりから、それに長野県中野市〔中山晋平〕を加え、三市間音楽姉妹都市の締結をした。「竹田」は「タケダ」と濁らずに、「タケタ」と澄んで発音するのが正しい。

注③ 東京音楽学校編纂で、明治34年3月30日 共益商社から発行された。濃青色表紙の小型本である。この書は明治後期以後の学校唱歌の普及に大きな役割を果たした。明治の学制の中に唱歌が設けられてから、女子中等学校では唱歌が正課として課せられるようになったが、男子中等学校では殆ど課せられていなかった。明治31年秋、中等学校長会議が開かれた際、唱歌を科目に入れる可否の諮問が文部省から出された。この時参会した校長の有志50余名が、高等師範学校附属音楽学校と中学校とを見学した。矢田部良吉校長が唱歌必須を力説し、両校生徒の合同の唱歌の発表会を催し、見学者に大きな感銘を与えた。当日のプログラムには、日清戦争後ということもあって軍国的なものも多く、唱歌を修身・道徳の教科の一つと考えていたともいえる。こうした教育界の中で、どのような唱歌教科書を用いるべきかの問題が起り、東京音楽学校が中心となり、中等学校用の教材になる唱歌編纂が具体化されたのである。音楽学校では、明治32年頃から広く文学者・教育者・音楽家に作歌・作曲を委嘱し100余種を集めた。その一方歌詞だけを一般に公表して作曲を募集した。応募については歌詞の選定は自由で一人3種以内としたが、100余種の曲が集った。幸田延〔のぶ〕教授らを中心にした選定委員が、合計2百余種の中から38種を選んで「中学唱歌」として発行したのである。この事情については、その「例言」に次の通り記してある。

例 言

- 一、本書は中学校用に充つる目的を以て編纂せる唱歌集とす。
- 一、本校、曩〔さき〕に是種の唱歌集編纂の必要を認むるや、広く世の文学者、教育家并に音楽家に委嘱して作歌・作曲せしめ、歳月を経て一百有余種を得たりしが、尚その足らざるを補はむが為に更に同一の方法により治〔ひろ〕く材料を内外に求め、新に又一百有余種を集め得たり。茲に於て選定委員を設け前後合せて得たるものの中、現今中学校生徒の实情に参照して最も適切なるべきもの三十八種を精選せしめたるが即ち本編なり。
- 一、本編に用ゐたる曲譜の多数は邦人の序作に係り、其他は泰西作曲家の手に成れるものとす。
- 一、本編は歌曲の程度、題目の種類並に排列の順序等に関して教科書として未だ完全ならざるの点なきを保せずと雖も、之に依りて漸次歩武を進めなば庶幾〔ねがわ〕くは音楽の効果を実現せしむることを得む。

明治三十四年三月

東京音楽学校 渡辺龍聖

目 次

雪中行軍 富士山 運動会 明日は日曜日 朝起の鐘 駒の蹄 牛お
ふ童 旅路の愉快 雲雀 我等は中学一年生 前途万里 占守島 太
平洋 夏やすみ 来れ秋 四季の朝 寄宿の古釣瓶〔つるべ〕
告別 老将軍 武蔵野 松下清水 入船出船 遠別離 馬上の少年
歳暮 壺の碑〔いしぶみ〕 我家 祖先の霊 初旅 箱根八里 荒城
の月 小川の流 甲鉄艦 帰雁 去年今夜 豊太閤 楽しき教場
今は学校後に見て

なおこの曲集のそれぞれの作詞・作曲者の姓名が秘されているので、現在十数の曲以外はわかっていない。従って「荒城の月」には、土井晩翠の名も、滝廉太郎の名も出ていない。

資料 晩翠詩抄（岩波文庫）

滝廉太郎（小長〔こちょう〕久子）

114 「若林」の地名について

問 若林という地名は、伊達政宗が中国の少林山の「少林」をとって「わかばやし」と読み、かつて政宗が命名した若松の若の字をとり「若林」と書き替えたものであろうと「仙台地名考」（菊地勝之助）に書かれています。若林の地名が、本当に中国や会津と深い関係があるのでしょうか。

答 「仙台地名考」（菊地勝之助）には、若林について次のように書かれています。

『藩祖政宗がその晩年、仙台城の東南に当る南小泉古城の地に、御隠居所を寛永4年から着工して、同5年に竣工し、若林館とか、或は若林屋敷と称した。また、家臣の間では若林御屋形、時には若林城と呼んだ。

そして荒町の毘沙門堂前を基点として、北は南鍛冶町と三百人町とをつなぐ線、西南には石垣町から広瀬川を結ぶ線⁽¹⁾を限りとし、東は小泉村一帯に亘る地域を若林と汎称した。

若林館、または若林城と呼んだ「若林」の名称の由来については詳かではないが、「伊達便覧志」（佐久間洞巖、元禄15〔1702〕序）に『別業の地を撰〔擇〕み菟裘（ときゅう）の第とせんと存じて』とあるように、表向き菟裘即ち隠居所と考えられたので、次の達磨大師の故事に関係があるように考察されるのである。達磨大師が支那の地に渡り、大乘禪を唱え、梁の武帝に謁して問答し、去って河南省の嵩山（すうざん）の少室（しょうしつ）（少林寺）に入り、9年間面壁坐禅したと伝えられる。その少林を「わかばやし」と訓じているので、少林を若林と書き替えて、御隠居所を若林館と称し、この地一円を若林と呼ぶようになったのではないかと推量⁽²⁾される。先に政宗が会津黒川城を陥れ、黒川の地に移るや、地名を若松と改めた。政宗は「若」の字や「松」の字を特に好んだように思われる。（中略）

然るに若林城は〔政宗逝去後〕廃止され……古木材は、当時構築中の二の丸の建築用材に用いられた……たと伝えられている。』これと全く同様の記事が、同氏によって「日曜随筆」第23号に「若林の地名について」として書かれています。この著者も断っている通りの起原不詳の若林について、これ程までに推量を働かして記されたものは、他に類例がありません。

地名の由来というものは、必ずしも明確なものだけでなく、わからなくなってしまうものの方が寧ろ多いものです。また、地名には「好き字」を当てる古来の伝統から、却って真実が覆われてしまったものも少なくありません。そのような地名表記の漢字の字面から、逆に起原を推定しようとするとは、誤りをおかす危険があります。「仙台地名考」の所説にも、多分にそのような虞れがあります。

先ず、「若林」の地名の記された文献で、残存の最も古いものが、寛永4年〔1627〕5月27日付の「若林所々御普請之覚」（「伊達家文書」2の内908）であります。これに先立つ幕府からの同年2月23日付普請許可書⁽⁴⁾（「伊達家文書」2の内905）には、単に「仙台屋敷」とあ⁽⁵⁾

るなど、以前に遡っての「若林」地名の用例は全く見当らず、いずれにしても若林地名の由来は不詳であります。

尤も、「貞山公治家記録」巻之32、寛永2年〔1625〕4月の記事に『○九日丁亥。天気好、卯下刻若林へ御出、申下刻御帰。』とあるが、同書は後年元禄16年〔1703〕の成稿ですので、「若林」地名の用例として、より古いものと断ずることはできません。

次に、「少林」と中国の「少林寺」との問題については、少林寺は達磨大師の隠居寺などではなく、また達磨が特に政宗の信仰や尊敬の対象だった形跡もありません。従って「わかばやし」と「少林寺」とは何の関係もないことです。

最後に、「少林」を「若林」と書き替えたのだとする点ですが、これは二重の誤解から発したもので、抹消しなければならない部分であります。第1の誤解は『先の天正17年政宗が会津黒川城を陥れ、黒川の地に移るや、地名を若松と改めた。』の個所であります。この記事は恐らく「仙台市史」第1巻（昭和4年版）P.312の『天正17年6月11日公黒川城に入り名を若松城と改む』⁽⁶⁾をそのまま引いたものと思われます。しかし、これは重大な誤りで、政宗が入城してから約1年後退去するまでのみならず、その2年後蒲生氏郷が「若松」と改めるまで旧来通りの「黒川」だった⁽⁷⁾ということです。しかも、政宗はこの黒川に大した愛着も示さず永住の意志もなく、まして改称するなどの発想はいささかもなかったようでした。「貞山公治家記録」巻之11天正17年12月20日条に『○此時節御家臣等相議シテ、黒川城御修造然ルヘシト言上ス。公聞召サレ、修造スヘカラス。躰々トシテ久ク居玉フヘキ所ニアラスト仰セラル。』とあることから明らかであります。黒川を若松と改めたのは伊達政宗とするのは全くの誤まりで、後の蒲生氏郷によってなされたものであります。「伊達政宗卿」（藩祖伊達政宗公三百年祭協賛会編、昭和10）に『公が芦名氏を滅し黒川に治府を定め地名を若松と改めたとするものもあるが、若松と改められたのは蒲生氏郷の時代、天正18年以後のことである。』とあります。なお、このことについて、「若松市史」下巻（若松市編）には次のように記されています。

『若松は葦名氏居城中黒川と称し、市区も狭隘なりし……蒲生氏郷入部……文禄元年〔1592〕6月朔日より役を起し、城を改築し、市区を改め、黒川の旧名を廃して若松と改称せり。（黒川の名は維新以前まで一部の名称として存したり。）而してその若松と称したる所以に就ては、古来数説ありて未だ帰着するところを知らず。普通流布の説は、氏郷其郷里なる近江の若松の森を想起して名付たりと云ふものにて、向井吉重等の云う処なり。即ち会津四家合考巻6（黒川若松と号する事の称）に、

文禄元年壬辰〔みずのえたつ〕六月朔日より事始、黒川中の小路を改分ち、屋宇を並造り、黒川の号を改、若松とぞ名付けられける。是は近江の国に若松の森と云名所あれば、古郷の代々の思ひ出、榮行く末の色増て、千歳経ぬべき祝也（下略）。又同人の撰なる会津旧事雑考8文禄元年の条にも、六月朔日、黒川、築於城郭改於市井自茲始日若松江州蒲生郡有若松森氏郷恋郷為名也（下略）。と

あり、又新編会津風土記卷之11には、

蒲生氏就封ノ後、文禄元年内郭ノ四方数町ニ土居ヲ築キ、隍〔ほり〕ヲ環ラシ外郭トシ、初テ士民ノ居ヲ分ツ。(中略)時ニ氏郷郷土ヲ恋ヒ、近江国蒲生郡若松森ノ名ニヨリテ、黒川ノ号ヲ改メ若松ト称セシヨリ、今ニ至リ府下ノ総称トス。

とあり、右新編風土記は向井吉重の説を受つぎたるものなるべく、四家合考、旧事雑考は如何なる資料によりて記したるものにや、今之知る能はず。(中略)

要するに若松の名は蒲生氏郷の名づけたること定論なれども(下略)』

このほか、蒲生氏郷の若松改称のことを記したものに次の諸書があります。

1. 若松市史上巻(若松市編)
2. 福島県史第2巻(福島県編)
3. 蒲生氏郷(高橋富雄)
4. 近江日野町志巻上(滋賀県日野町教育会編)
5. 近江蒲生郡志巻3(滋賀県蒲生郡役所編)

なお、このことについて下記のものには誤まりを伝えていますので注意を要します。

1. 政宗以前から「若松」と称していたとするもの。
 - 1) 伊達秘鑑(半田通時、「仙台叢書」別刊の内)
 - 2) 伊達便覧志(佐久間洞巖、「仙台叢書」第3巻の内)
 - 3) 成実記(伊達成実、「仙台叢書」第3巻の内)
 - 4) 奥羽永慶軍記(戸部正直、「戦国史料叢書」)
 - 5) 伊達正宗〔マ、〕卿年譜(佐久間洞巖、「仙台叢書」第1巻の内)
 - 6) みちのくの歴史(平重道)
2. 政宗が「若松」と改称したとするもの。
 - 1) 仙台市史第1巻(仙台市編、昭和4年版)
 - 2) 宮城県通史(清水東四郎)
 - 3) 関南の豪雄伊達政宗(菅原兵治)
 - 4) 若林の地名について(菊地勝之助、「日曜随筆」第23号の内)
 - 5) 仙台地名考(菊地勝之助)
 - 6) 宮城県郷土史年表(菊地勝之助)
 - 7) 政宗に睨まれた二人の老将(紫桃正隆)

第2の誤解は『政宗は「若」の字や「松」の字を特に好んだように思われる。』の個所であります。しかし、政宗その人についてそのような嗜好の有無を物語る言い伝えも、資料も皆無です。もともと無関係な「若松」と「若林」の「若」の表記漢字を、無理に関連づけ、正当化しようとして陥った牽強附会ですので、信憑性に欠けた所説であります。

要するに、若林の地名由来は不詳であること、従って、尤もらしくこれに附加された記述は、一切疑わしいということでもあります。

注(1) 「封内風土記」巻之1(田辺希文)に『在荒町市店後。伝云。本尊運慶作。往古。藤原秀衡。建堂于磐井郡平泉。其後移于同郡大原邑。宮城郡松森館。名取郡北目。処処。後水尾帝。寛永四年。貞山君。移于今地。欲造堂宇。而世事紛冗遂不果。君之卒後。義山君。継其志。同二十年。造堂之。名跡志曰。有寺。曰金山満福寺。名取郡北目館主。粟野大膳大夫。護持之像也。天正四年。藤原定国者安置之。希文按。満福寺所伝。与名跡志所記。姑記之備考。』

「囊塵埃拾録」(遠猪走道知〔おいはみちとも、大場雄淵〕、文化8序、「仙台叢書」第7巻の内)に『北目毘沙門。国分小泉村今仙台荒町。此尊像は、往昔陸奥、出羽両国の押領使、佐藤陸奥守兼鎮守府将軍、藤原秀衡志願にて、沙門運慶に命じて、多門天王の尊像を作らしむ。御長七尺五寸二分。秀衡の嗣子泰衡国家を亡失す。其後名取北目の城主、粟野大膳亮助兼、磐井郡平泉の地より、此毘沙門天を奉移て封内の崇守護神。助兼八代の孫北目多門兵衛助清、死去の後遺命によりて、南長谷主計、北長谷市丸霊像を奉伝爰に至る。是は古黄門貞山公南征ありし時、助清に御誓約あるを以てなり。故に主計。市丸府下に来る。然れ共太守公に可謁非便暫時此所に設仮堂尊像を安置す。靈験あらたなる故、土俗宮堂舎偈仰深かりしとなん。御当家依瑞夢御建立ありしとなり。故に世人唱北目毘沙門、毎年六月朔日有祭礼。別当金山満福寺と云ふ、真言宗なり。』また「残月台本荒萩」「満福寺所蔵略縁起」「明治3年5月満福寺書上」等に縁起諸説が記されているが、何れにしても古い由緒があり、忠宗時代に現在地に造営されたことは確かである。古来「子育ての毘沙門」、「丑寅生れの守護神」としての信仰が厚かった。本尊は明治37年7月15日弘暁の火災に半ば焼け焦げとなって現存し、現在の堂宇は大正5年4月の竣工にかかるものである。

注(2) 「少林」は「〔中国の〕寺の名」、また「少」には「幼」「年少」の意味があるが、「若」には「汝。如。もし、もしくは、或は、比する、及、至、乃、其、示、順、善」などの意味があり「わかい」の意味はずっと後世に生じたもので「康熙字典」等にもなく、使用の幅も狭く弱い。「わかい」という意味での使い方は非常に日本的であるともいえる。

「儀式考附録」(林笠翁、「仙台叢書」別集の内)にも、『若をわかと読〔よむ〕は弱の音を訛る也』とある。例えば「礼記」に『二十曰弱〔じゃく〕冠』というが、これを「若〔じゃく〕冠」と表記するのは誤りである。

〔中華大字典〕に『按日本文幼弱字亦以若為之』とある。漢字の教養が高かったといわれる政宗自身が、「少林」と「若林」とを直結させるような発想をしたであろうか。

これとは逆に、「少」→「若」でなく「若」→「少」ならば順当な良識のある思考で、こ

の方では「若林」を「少林」と表記するものも後に現われた。

注(3) 和銅6年〔713〕元明天皇詔にルーツがある。

注(4) 『若林所々御普請之覚

一

一御山里石かき仕候事

一同所西南どて仕候事

一同所御地形並御庭たいらめ申事

一原之町つゝみをしきりめつき

申事

二

一南之丸へ御入水とり申事

一御城御門前あく水おとし樋仕候事

一あら所御舟たまり上へ六七町程すな敷申事

一同所御町之内橋之たもとつき

申事

三

一御山里御まとはつき可申事

一野守西北両所之橋之たもとひろく仕事

一ひらわたどの川へ原之町とあら所之間橋ニカ所かけ申事

四

一片平五郎兵衛わきより覚範寺之前迄御水道たまふち作り申事

一御舟入之瀬三ヶ所少なをし申事

以上

五月廿七日」

注(5) 政宗の若林構築の願書は、何時、どのような理由で幕府に提出されたかは、資料が欠けているため不明であるが、これに対する許可が、寛永4年2月23日付老中4名連署の次の公文書を以て通達されている。

『猶以、酒井雅楽頭差当御隙入故不及加判候 以上

就仙台屋敷構之儀以絵図被仰上候則歴 上覧候之処心之儘可有普請之旨被 仰出候之間

可被成其御心得候 恐々謹言

寛永四

永井信濃守

二月廿三日

尚政（花押）

井上主計頭

正統（花押）

酒井讃岐守

忠勝（花押）

土井大炊頭

利勝（花押）

仙台

中納言殿

人々御中』

注(6) 貞山公治家記録巻之9『〔天正17年6月〕十一日丁亥。昨夜羣名殿義広居城黒川ヲ退テ白川へ出奔セラルニ就テ、今日公三橋御陣所ヨリ御人数ヲ率ヒテ黒川城へ打入玉フ。是ニ於テ彼羣名家累代ノ所領陸奥国会津・大沼・川沼・耶摩〔麻〕ノ四郡並ニ安積郡ノ内・下野国塩谷郡ノ内・越後国蒲原郡ノ内以上数箇所ノ郡邑悉皆御手ニ属ス。上下歎喜シ千秋ヲ賀シ奉ル。』

注(7) 「貞山公治家記録」巻之14『〔天正18年7月〕中旬比〔ころ〕、公、会津黒川城ヲ木村弥一右衛門尉殿清久・浅野六右衛門正勝へ相渡サレ、羽州置賜郡長井莊米沢城へ移サル。
(中略)

米沢御移リノ日、此月九日以後、十五日以前ナリ。日不知、此月二日白石右衛門へ賜ル御書ニ抛レハ、去ル三四日比、黒川御本城許リ先以テ彼兩人へ明渡サレ、近辺ニ御座シテ、諸事相調ラレ、十日前後ニ至テ、会津中不残御明渡シ、米沢へ移住シ玉フト見エタリ。』

注(8) 安土・桃山時代の武将。幼名鶴千代、通称忠三郎。永禄11年〔1568〕織田信長の人質となり、翌年伊勢国司北畠具教を伊勢国大河内城に攻めて初陣を飾る。信長は大いにその武勇を認め、娘の冬姫をめとらせた。のち豊臣秀吉に仕え、天正11年〔1583〕柴田勝家を攻略し、従五位下飛騨守に叙任。翌12年小牧・長久手の戦功により伊勢松ヶ島12万石を与えられた。翌13年頃氏郷と改名。天正15年九州出兵の功により羽柴の姓を許され、また翌年正四位下左近衛少将に叙任された。天正18年には小田原攻略の功により、伊達政宗の旧領だった陸奥国会津42万石に封ぜられ、のち91万石に加増。翌19年参儀。文禄元年〔1592〕朝鮮の役には名護屋に陣した。文禄4年〔1595〕京都で病歿、40才の若さを惜しまれた。連歌を宗養及び里村紹巴に、茶道を千利休に学び、文武兼備第一等の名将として知られる。また天正13年頃から切支丹に入信し、受洗名をレオ（Leão）といった。

資料 大漢和辞典第9巻（諸橋轍次）

貞山公治家記録巻之14（「伊達治家記録」2。「伊達家治家記録一性山（輝宗）公・貞山（政宗）公」の内）

若松市史上、下巻（若松市編）

福島県史第2巻（福島県編）

蒲生氏郷（高橋富雄）

近江日野町志（滋賀県日野町教育会編）

近江蒲生郡志（滋賀県蒲生郡役所）

伊達政宗卿（藩祖伊達政宗公三百年祭協賛会編）

115 楽兵隊の隊名が額兵隊となったのは

問 「仙台戊辰史」（藤原相之助）の中で、楽兵隊の名称が1回書かれた後、直ぐ額兵隊と隊名が変
っています。何の理由によるものか、全然記されていません。何時、誰が、何故改称したのですか。

答 東西対決が決定的となった慶応4年閏4月、伊達家の若年寄葦名靱負〔ゆきえ〕が、脆弱な仙台
の軍事力に活を入れるため、その中核たるべき精鋭部隊の錬成を急務とし、奉行松本要人〔かなめ〕
に進言して創設したのが「楽兵隊」でした。隊員には、但木土佐の訓練していた手兵から、幹部候
補生として100人を選抜して充当し、新式の西洋軍鼓打法を修得した楽兵〔軍楽兵〕を所属させ
教育訓練に軍楽を利用したことから、「楽兵隊」と称したのであります。かねてから、横浜でウェ
ンリードについて兵学砲術を学んでいた傑物星恂太郎が、この西洋式軍隊の指導を命ぜられました。
翌5月恂太郎が新潟出張を余儀なくされたため、一時低調期があったが、帰任後司令に任ぜられた
星は、早急にその拡張強化を断行しました。忠誠勇武な800余人を以て、砲兵150人、工兵
200人、その他を楽兵及び士官隊に編成し、英国式の赤の軍服を制定し、新鋭の兵器を導入し、
総員寸刻を惜んで日夜猛訓に猛訓を重ねたのでした。こうして、精強無比ともいうべき部隊が、短
期間のうちに錬成されました。隊名を「額兵隊」と改めるのは、星が新潟から帰り、司令となった
際のようなのです。「星恂太郎碑」（大槻文彦撰）に「…請磐溪名額兵隊……」とある通り、星の為め
に大槻磐溪の命名したものです。この碑文を引いて「仙台額兵隊記」（片平六左）は『恂太郎は新
潟から帰り藩士の中から家長及び長男を除いた次、三男で30才以下の敢死の者を募って約8百人、
磐溪に請うて名を額兵隊と改め……』と記しています。「仙台戊辰史」は改名のことには全然触れ
ておらず、その他の諸書も同様で、中に『はじめ「楽兵隊」といったのがのちに「額兵隊」と称し
た』とか、『恂太郎が教師になってから、隊名を「額兵隊」と改めたのである』と書いたものが見
られるだけです。

磐溪が与えた「額兵隊」の名は「楽兵隊」と同音を選び、隣国清朝の正規軍「額兵」の称をとっ
たものであります。「額兵」とは、定数の兵、すなわち正規軍の意味で、八旗と緑營の兵を総称し
たものであります。⁽⁷⁾
⁽⁸⁾ ⁽⁹⁾

ます。清朝護持を以て任ずる正規軍の名をとって、仙台護持を担うべき精鋭部隊の名としたことには、深い意義と大きな期待がこめられていることがうかがえます。果たせるかな「仙台戊辰物語」（橋本虎之介）の『近衛兵ともいうべき精鋭軍隊・額兵隊』、『南摩綱紀〔なんまつねのり〕筆記』の『額兵隊（皆英式を学ぶ）、仙台第一の熟練強精兵』という評価を受けるにふさわしい隊名の選定でありました。特にこれらのごとについて述べてある図書も記録等もありません。当時漢字の教養が全般的に高かったため「額兵」の語の如き、格別取り立てて説明するまでもなかったので、文書・記録に残されなかったと考えられます。

なお、「額兵隊」の精強さは、仙台側の降伏によって未発に終わりました。その後、榎本武揚の率いる旧幕軍に合流し、明治元年10月石巻から開陽・回天の2艦に便乗して、箱館へと転進して行きました。そして翌明治2年夏にかけて、維新決戦の最後を、最も果敢に、目ざましく飾ることになります。「額兵隊」のごとについては、仙台は勿論北海道の多数の資料をふまえて書き上げられたものに「仙台額兵隊記」（片平六左）があります。

注(1) 葦名盛景〔もりかげ〕伊達家の準一家。登米郡石越に1千石の知行を与えられていた。字は子行、通称繁太郎、豊前・靱負・芦洲また晩翠山房と号し、晩年に雪江と改めた。佐渡盛長の次男。小姓頭、若年寄兼大番頭、養賢堂御用掛等の要職を歴任した。戊辰有事の際は内外の要務に当り、また精鋭額兵隊の生みの親となった。明治10年西南役には三等警部として出征した。後、伊達家の家扶となり忠勤の人と称せられた。明治29年3月19日東京芝邸で歿した、享年58、石越昌覚寺に葬る。

注(2) 代々着座の家柄で、諱は成章、要人と称し、遠田郡休塚（富永村）に1,400石の知行地を与えられていた。戊辰の際奉行に挙げられ、盛んに佐幕論を唱え西軍に抗した。国論一変の後、反逆首謀の罪を以て補吏をさし向けられ、自決しようとしたが、その妻の諫めで逃亡した。箱館に潜行して榎本武揚の軍に投じたが、放縦甚しく軍紀を乱すとして放逐された。江戸に潜入したところ、遠藤文七郎のため捕えられ投獄された。間もなく王政復古大赦によって放免、郷里休塚に帰った。明治5年官立宮城師範学校に学び、馬放小学校長となった。明治26年77才で歿した、休塚茂林寺に葬る。

注(3) 諱は成行、七峰樵夫と号す。宿老の家柄で、黒川郡吉岡に1,500石の知行を与えられていた。幕末、領内が攘夷論と開国論とに分裂したとき、開国佐幕派の指導者として藩論をまとめた。慶応3年〔1867〕君命によって上洛中、王政復古の号令に際会、翌年会津討伐の朝命を受けて帰仙する。しかし土佐はその後、佐幕派のリーダーとして奥羽越31藩軍事同盟を成立させ、西軍との抗戦を指導した。戦局振わず、遂に降伏に終って、土佐は戦犯者として身柄を東京に送られた。明治2年5月19日、同僚の坂英力とともに麻布仙台屋敷に於て斬罪に処せられた。時に年53。芝高輪東禅寺に葬る。その家中を以て洋式軍隊を組織し、装備・訓練の優秀さは、藩中第一と称せられた。楽兵隊創設のと

き、その要員は、この但木隊から選抜されたのである。

注(4) 「高橋是清自伝」(高橋是清)に『同じく仙台藩士で星恂太郎という人が、英国兵式修業のために横浜へ出ていた。……当時は衣食のために、ヴァンリードというアメリカ商人の店に働いておった。この店は各藩に鉄砲や何かを売込んでおったが、星氏はその手伝いをしながら、傍ら英式の兵学を研究しておった。』とある。

注(5) 「星恂太郎碑」〔仙台市榴岡天満宮境内に建つ〕の碑文にその履歴がよく記されている。すなわち、

「星恂太郎碑

海軍中將農商務大臣正二位勲二等榎本武揚題額

仙台藩祀東照宮公供祠務者六戸曰六供掌點茶事星氏其一也恂太郎君以天保十一年十月四日生父名道栄母洞口氏君為人短小精悍有胆氣好武技不屑茶儀慷慨詭激動輒以氣凌人人罵其狂君曰人言當矣因自名曰忠狂時外事日逼攘夷開國分党相關藩老但木土佐儒臣大槻磐溪專主開國君怒曰是國之蠹也與同志士金成善左等謀刺之磐溪喻以海外大勢君大悔悟遂脫走江戸時土佐在江戸藩士富田鉄之助以義俠聞一夕抵土佐索數金土佐問將何用曰恂太郎來投我被林可用請資而遣之土佐笑曰吾子亦鮮人也乃投以十數金於是君志遊四方與志士交遂就米國人於横浜講究洋兵學就久世侯林祭酒並聘教練其家兵戊辰變起土佐徵君趁急君踊躍曰其以償前罪矣乃馳還獻計募藩士少壯千許人請磐溪名額兵隊教練四月而成八月擢大番組土班賜俸百七十石時四境告急藩促出兵君曰吾兵屢敗以糧餉彈藥不備也乃多方蒐集發有日矣会土佐見斥奧羽同盟瓦解藩論一變君憤慨曰一戰而克猶不足挽頹勢耶乃揭檄於市不告而發進到槻木驛時九月十五日也藩主人驚馳馳止之君不得已還屯宮床村伺動勢時幕府海軍將榎本武揚率艦隊泊松島將奔走函館使人招君君遂以隊兵投之乃謂部下曰欲去者去奮請從者二百五十人十月從武揚至鷺木尋破川波嶺陷松前城額兵隊每戰有功明年四月西軍大舉來討海陸鏖戰兩軍死傷無算武揚擢五稜郭戰酣西軍餉以酒衆疑不飲君笑曰吾輩命在旦夕彼豈毒我乃大釀數椀曰美酒美酒既而西軍諭降武揚會諸將議曰孤軍難支不若吾輩就誅免我衆五月十八日終降君幽弘前藩三年六月見釈仍留在北海道從拓殖事尋出仕開拓使進權大主典四年六月移家於岩内製塩場六年辭官客遊上國謀興業九年七月二十七日病歿於仙台三十七葬北郊萬日堂(下略)

明治二十九年十二月

大槻文彦 撰文 大内青巒 書丹

〔仙台市史〕第5卷等の採録には誤記が多いので、碑文により正した。〕

碑文中の「久世侯」とは下総国関宿〔現千葉県東葛飾郡〕に封ぜられていた譜代大名5万8千石。第1、2、4、7代の当主が老中に補せられた。また林祭酒〔祭酒とは大学頭の唐名〕について「史料徳川幕府の制度」(小野清)に『林家〔祭酒〕は禄三千石、乗馬二頭を邸内に飼い、日々乗馬にて柳宮〔幕府〕へ出勤して、枢機に参与し、且つ軍役歩兵一

小隊四分の一を邸内にて養い、子〔小野清は慶応2年〔1866〕林大学頭へ入門〕が同郷星恂太郎（後の仙台藩額兵隊長）、菅原隼太（額兵分隊長）、竹内集（同上）邸内の馬場に於て日々これを練る。固より尋常一様の儒者にあらず。』と記してある。

注(6) 当時の人々は軍服の色により、英国兵を赤隊、仏蘭西兵を青隊と呼んでいた。

注(7) 八旗と緑營の兵。

注(8) 清の太祖の定めた兵制。清朝創業の際に功勞のあった者の子孫を以て組織した兵。その満洲人から成るものを満軍八旗、蒙古人から成るものを蒙古八旗、漢人から成るものを漢軍八旗と称し、合計24旗30万と号した。八旗とはその軍旗の色から区別したもので、鑲黄〔じょうおう。黄地紅辺〕・正黄〔純黄〕・正白〔純白〕を上三旗、鑲白〔白地紅辺〕・正紅〔純紅〕・鑲紅〔紅地白辺〕・正藍〔純藍〕・鑲藍〔藍地紅辺〕を下五旗という。

注(9) 清代、各省で招募した漢人を以て組織した軍隊。その旗幟が緑色であったのでこの名が生れた。

注(10) 字は士張、羽峯と号す。会津松平家の家臣、幼時藩校に学び、やがて江戸昌平校に進学し、傍ら洋書を杉田成卿に学んだ。維新後、太政官・文部省に勤務、漢学を以て高等師範学校教授となった。明治42年歿、87才。

注(11) また箱立とも表記したが、明治2年旧幕軍制廃後新政府は函館と改称した。

資料 大漢和辞典第12巻（諸橋轍次）

仙台額兵隊記（片平六左）

116 「すず」とは何か

問 「佐々木喜善の昔話」に『……一個の御酒錫（おみきすず）と小なさ箒をもらった。権現様の言（1）うことには、この御酒錫はいくら酒をついでもつぎきらぬ錫……』とあります。「すず」とはどんなものですか。

答 「すず」とは、酒を入れる徳利のような容器で、昔は陶製のものがなく、すべて錫製だったのでこのように呼ばれます。もとは、れっきとした中央語でしたが、徳利とか、銚子とか、チロリの語（3）に押されてか、次第に方言として残存するだけになってしまいました。（4）（5）

「すず」についての図書資料には、次の諸書があります。

1. 「全国方言辞典」（東条 操編）

『すず

- ① 徳利。盛岡（御国通辞）・仙台（浜荻）・庄内（浜荻）・上州（登古呂言葉）・秋田・山形
岩手・宮城・福島・茨城県多賀郡・岐阜県郡上郡・富山・石川・和歌山・奈良県吉野郡・徳島・
高知・島根・大分。
- ② おみきすず。
おみき徳利。神奈川県高座郡。』
2. 「大言海」（大槻文彦）
『すず（名）酒壺。徳利ニ似テ、口ノ細キモノニテ、酒ヲ盛ル器、錫ニテ作ル。転ジテ陶製ナル
ニモ云フ。仙台ニテハ今モ云フ。饅頭屋本節用集「錫（スズ）、瓶」曾呂利狂歌咄（寛文）三
「或僧、道明寺ノ干飯ト、錫ニ酒ヲ入レタルヲ得テ」』
(6) (7)
3. 「岩波古語辞典」
『すず〔錫〕錫製の酒入れ。「月蔵坊当年の礼に來たり、錫一對これを送らる」（言継卿記永禄
2.1.26）』
4. 「仙台の方言」（土井八枝）
『すず 名 徳利
「さかすず」（酒徳利）。「からすず」（空の徳利）』
5. 「仙台方言考」（真山青果、「真山青果全集」第15巻、新版全集第17巻の内）
『すゞ
陶器の徳利または西洋酒の壺の如き容器を仙台地方にて「すゞ」と云ふ、錫の徳利の略なるべし。
女用訓蒙図絵（おんなようきんもうすえ）には「すゞ」として神酒徳利の絵を出せり。近松の仏
の原「文蔵幸ひと三方かぶりながら、すゞを口へ寄せづつと飲みよい気味いふところへ云々。」
(9)
(10) 玉露叢（ぎょくろそう）「御酒など参り候時は、御土器に錫を添置かれ、冷酒にて各自酌なされお
(11) 参り候云々。」杜郭方言考「すゞ。徳利をすずといふは貞丈雜記酒盃部に「今徳利といふものは、
いにしへはすゞといひけるなり。昔は焼もの、徳利なし、皆錫にて作りたる故すゞといふなり」』
(12)
6. 「方言」（藤原勉、「宮城県史」20の内）
「仙台方言」（藤原勉、「仙台市史」第6巻の内）
『すず 徳利や徳利型の陶器を言う。もと錫で作られた名残り。（中略）浜荻「すず錫。おみき
すず共。もと錫にてつくりし故かくいふか。とくりはやきもの也、やゝたがへり。とくり。』
7. 「岩手方言集」旧伊達の部（小松代融一）
『スズ 徳利、瓶、陶製の瓶』
8. 「大辞典」（平凡社編）
『スズ 酒壺 徳利に似て、口の細いもので、酒を入れる器。昔は皆錫で作った。転じて陶製の
ものにもいふ。東北地方では今もいふ。〔後略〕』
9. 「広辞苑」（新村 出編）

「すず 錫

錫で製した、徳利に似た口の細い酒器。』

- 注(1) ささききよし。明治19年岩手県遠野に生まれた。明治・大正期の作家・民俗研究家。筆名繁、号鏡石。創作を志し、「芸苑」「アルス」等に短篇小説・詩を発表。大正9年彼が柳田国男に語った郷里の伝承が柳田により民俗学者柳田国男の名を高からしめたデビュー作「遠野物語」として公刊された。のち病気のため早大を退学して帰郷。郷里（土淵村）で村農会長・郡農会議員・村長などを勤めた。村長を辞任してからは一層民俗研究にうちこみ、特に昔話の採集に大きな業績をあげ、柳田国男等の昔話研究の道を開いた。昭和3年2月仙台市に移り住み、不如意の境遇に終始したまま、世を去った。昭和8年9月29日、行年48歳。著に、「奥州のザシキワラシの話」、「聴耳草紙」、「江刺郡昔話」、「紫波郡昔話」、「東奥異聞」、「老嫗夜譚」、「農民俚譚」等がある。
- 注(2) 仏が衆生済度のため化身して我国に現われた神。本地垂迹〔ほんじすいじゃく〕の説から出たもので、熊野三所権現・山王権現の類。権化〔ごんげ〕ともいう。
- 注(3) 朝鮮語から出た語とも、また酒を注ぐ時の音から出た語ともいわれる。陶製・金属製もしくはガラス製の細く、高く、口のすぼんだ容器。酒・醤油・酢などを入れる。
- 注(4) 酒を容れ、盃に注ぐに用いる器。木製または金属製で、長い柄がついており、注ぎ口の両方にあるのを諸口〔もろくち〕または両口、一方にだけあるのを片口といった。今は徳利に同じ。
- 注(5) 酒の燗をする器。銅または真鍮・錫製で筒形、注ぎ口がある。
- 注(6) 室町末期の、奈良の菓子商（塩瀬の祖）饅頭屋宗二（林逸）の刊行した節用集。〔節用集、昔は「せっちょうしゅう」と発音した。簡便で実用向の辞書。室町時代から江戸時代にかけて、非常に多く使われた〕。宗二は奈良の人、姓は塩瀬、本名林逸。帰化人林浄因の子。学力あり、節用集のほか尚書・左伝・論語・史記・黄詩・蘇詩・杜詩・柳文や源氏物語林逸抄、古今集奈良伝授などを編著刊行した。総称して饅頭屋本という。天文9年歿、84才。2代宗二もよく父の遺業を継いで、神道を学び、和歌をも詠み、節用集を修補した。
- 注(7) 5巻。浅井了意作。寛文12年〔1672〕刊。古今の狂歌及び狂歌咄を収めてある。
- 注(8) 糯米を蒸してから後に乾燥したもの。熱湯を注ぎ、柔らかくして食用に供する。道明寺で天満宮饅飯の下がりやを乾燥貯蔵したのに起るといい、軍用または旅行用として重用された。道明寺とは、大阪府南河内郡道明寺町にある真言宗の尼寺。敏達天皇の朝、聖徳太子の開基で、初め土師寺〔はじてら〕と称した。
- 注(9) 別名「当流女用鑑」、5巻5冊の往来物、奥田松柏軒編、吉田半兵衛画、貞享4〔1687〕刊。往来物とは、鎌倉・室町時代から明治初期に至るまで、初等教育、特に寺子屋用に編纂された教科書の総称。「往来」は消息往来の意で、平安末期の「明衡〔めいこう〕往来」

「東山往来」などを先駆とし、書簡文の模範文例であったが、中世以降は教科書的なものとなり「尺素〔せきそ〕往来」「庭訓〔ていきん〕往来」など庶民教育に重要な意義をもつものが現われた。

注(10) 「傾城仏の原」の通称。近松門左衛門作、上方元禄歌舞伎の代表作の一。元禄12年〔1699〕正月京都万太夫座初演。

注(11) 林鷲峰著。慶長3年秀吉病気の事から寛文11年に至る歴史的事実、典故等を記した書。林鷲峰は林羅山の3男、両兄早世のため家督を継ぐ。本名恕、一名春勝、字は春斎。号は鷲峰のほか向陽軒、葵軒・桜峰など20に近い。夙に家学を受け、強記博学、経史子集殆ど精通しないものはなかった。父に従って江戸に出て家光に謁し、以来、その下問に応じ、編書に従事、また諸生を教授して名声あり、来り学ぶ者多く、当時の儒宗と称せられた。延宝8年〔1680〕歿、63才。著に「本朝通鑑」をはじめ、詩1万首余、文は2千編を越えた。

注(12) 有職故実の随筆。伊勢貞丈が宝暦13年〔1763〕正月11日書き始め、天保14年〔1843〕6月、貞丈の孫貞友と千賀春樹等が浄書校正し、16巻32冊として出版した。伊勢貞丈は安斎と号し、有職故実家として有名だった幕臣。天明4年〔1784〕歿、70才。その著書数十種数百巻に上る。

資料 全国方言辞典（東条 操編）

大言海（大槻文彦）

仙台の方言（土井八枝）

仙台方言考（真山青果、「真山青果全集第15巻、新版全集第17巻の内）

方言（藤原 勉、「宮城県史」20の内）

岩手方言集（小松代融一）

大辞典（平凡社編）

117 日本橋の下の水

問 「鐘と狼火と」(木村 毅)に『日本橋下をながれている水が、はるかにロンドンまで通じている……』、また、竜雲院の案内板に『…日本橋の下の水はロンドンのテムズ河に通ず……』とありますが、林子平の何の著書にあることばでしょうか。

答 お尋ねの語句は、林子平著「海国兵談」第1巻に、『竊に憶へば当時長崎に嚴重に石火矢の備有て、却て安房、相模の海港に其備なし、此事甚不審(1)（いぶかし）。細かに思へば江戸の日本橋より(2)

唐〔から〕、阿蘭陀〔オランダ〕迄境なしの水路也。然るを此〔こゝ〕に不備して長崎にのみ備るは何ぞや。小子が見を以てせば安房、相模の両国に諸侯を置て、入海の瀬戸に嚴重の備を設け度事也。日本の惣海岸に備る事は、先此港口を以て始と為べし。是海国武備の中の又肝要なる所也。然と云とも忌諱を不顧して有の儘に言うは不敬也。不言は亦不忠也。此故に独夫、罪を不憚して以て書す。』とある中のアンダーラインの部分をもじったものです。それは、先覚的な子平を崇拜する余り、多分に文芸的修飾や誇張に過ぎた後人の作為です。このような変形には幾通りもあり、しかも、そのような形で人口に膾炙している場合が多いので、下にそれらのものを挙げて置きます。

1. 「林子平伝記」(鈴木省三)の内。伊藤博文

『昇平三百年 人皆高枕眠 借問海内士 著眼誰最先 日本橋頭水 直連龍動天 刃防豈可怠
巨艦非漁船 精神豈如在 確言千古伝 我来弔墳墓 懷古淚潸然』
(4)

2. 「増補六無斎遺草」(林次郎)の内。伊藤博文

『昇平三百年 人皆高枕眠 借問海内士 着眼誰最先 日本橋頭水 直接鄂羅天 (下略)』
(5)

3. 「増補六無斎遺草」(林次郎)の内。口絵図版、伊藤博文

『昇平三百年 拳世高枕眠 借問海内士 着眼誰最先 日本橋頭水 直接鄂羅天 (下略)』

4. 「仙台案内」(庄子輝光編)

『江戸の日本橋より欧羅巴洲に至るの間は一水路にして……』

5. 「天保十三年壬寅三月、林子平五十年忌辰詩以祭之」(斎藤竹堂)

『海水連天白渺茫 誰知此外更有大西洋 欲与之語鄂羅英吉利 一聞驚絶皆卻狂』
(6)

6. 「北方史入門」(吉田武三)

『……彼に、このなかの一句が「日本橋の下の水は倫敦〔ロンドン〕に通ず」と変形されて、明治初期まで志士や進歩的知識人の流行語となった。』

7. 「林子平伝」(斎藤竹堂)

『我環国皆海。近自日本橋。到鄂羅斯阿蘭陀。同一水路。無有阻隔……』

8. 「奥羽御巡幸明細日誌」(大塚禹吉実は岸田吟香編、「明治天皇聖蹟志」(宮城県)の内)

『我日本国は環皆海にて、凡そ日本橋より欧羅巴まで、其間一水路にして阻隔ある事なし……』
(7)

9. 「六無草遺草」の内、「林子平」(関機)『江戸日本橋、抵於欧羅巴列国水路相通……』

10. 「教育者として林子平先生を論ず」(秋鹿見橋)

『……日本橋頭、水直にロンドンの天に連り……』

11. 「林子平先生小伝」(河合文忠・伊勢斎助共編)

『我国四方海、江戸日本橋より欧米に至る、同一水路にして阻隔あるなし……』

12. 「林子平先生を讃ふ」(土井晚翠、仙台市公報号外、昭和17.12.8)

『(1)千古空しき海国の

守りし道を独り見て

世を警めし大獅子吼

日本橋の下の水

四海に通ふ思はずや。』

- 注(1) 「海国兵談」は僅か38部世に出ただけで国禁の書となった。幕末海防が焦眉の急を告げると、この書を喝望する者多く、嘉永4年〔1851〕松下淳校正の木活字10冊本の「精校海国兵談」が現われた。精校と銘打つが、伝写本を底本とした書で、多くの誤まりを含んでいる。この版をもとにして、安政3年〔1856〕水戸の安積五郎が「稟準精校海国兵談」5冊本を刊行した。校訂というより寧ろ加筆であって、原本と比較すると甚だ変容したものになっている。明治15年大槻修二〔如電〕編「六無齋全書」（同求社）に、序文と水戦を載せている。大正5年図南社発行の「海国兵談」は誤まりが少ない。仙台の伊勢斎助がこの版を昭和3年「増補六無齋全書」の内に収めて裳華房から発行している。岩波文庫本「海国兵談」〔絶版〕は村岡典嗣の校訂で最も精校である。住田正一編「日本海防史料叢書」第1巻（東洋堂、昭和18年）同年の生活社版「林子平全集」第1巻にも収められている。最近のものとしては、生活社版全集を底本とした昭和54年発行第一書房版「新編林子平全集」第1巻に収録されている。特に、研究者にとって裨益するところ著大なのは、東北大学附属図書館所蔵原本の影印復刻版が昭和52年に公刊されたことである。（仙台宝文堂発行）
- 注(2) いしびや。徳川時代初期頃西洋伝来の大砲を称した。子平は他の個所では、大銃、大筒〔おおづつ〕の用語を用いている。
- 注(3) 「郷土誌漫筆」（阿刀田令造）に『……「日本橋の水とテムズ河の水とつながっている」とは、子平先生はどこにも書いてみません。之に似た文字は兵談水戦上の江戸日本橋より唐土及阿蘭陀までも境なしの水路なりであります。』。「時代的制約の見本」（杉浦明平、「新編林子平全集」月報3の内）に『……「江戸の水は倫敦（ロンドン）に通ず」というような一句以外に印象に残っていない。……敗戦後…「林子平全集」第1巻を読んで…「細かに思へば江戸の日本橋より唐、阿蘭陀まで境なしの水路也」という一節もあった。「江戸の水は倫敦に通ず」というわたしの古い記憶はここから出ていたのだろう。大よそは似ているが、実物に当てみなければならぬという教訓だった。』とある。
- 注(4) 龍動、ロンドンの音〔中国現代音〕訳。
- 注(5) 鄂羅、Russiaの音訳。オロシアの音訳鄂羅斯の斯の1字を省いた語。幹羅思、俄羅斯、阿羅斯とも音訳した。
- 注(6) 英吉利、イギリスの音訳。
- 注(7) 明治9年6月2日東京を御出発、東北地方を御巡幸、7月22日海路帰京された。その時の行幸には、6月20日日本県（当時磐前〔いわさき〕県）越河村に入られ、仙台御着が24日、30日仙台御発、7月3日有壁村を過ぎ岩手県に入られた。供奉して来た木戸孝允が、

仙台到着の24日午後林子平墓に詣でている。29日には明治天皇が、子平への褒詞に添えて祭料を下賜された。林子平が世に顕彰されるのはこの時からである。

資料 海国兵談（林子平）

118 伊達政宗が藤次郎と称したのは何故か

問 伊達政宗は輝宗の長男であるのに、藤次郎と称したのは何故ですか。
(1)

答 わが国には、古くから中国流の排行〔輩行、はいこう〕によって、兄弟の年齢順に長兄を太郎、次男を二郎（次郎）、三男を三郎……と称呼する慣行があります。ところが、伊達政宗は輝宗の長男ですから太郎と呼ぶべきにもかかわらず、藤次郎と称しました。この事実が、「性山〔しょうざん〕公治家記録」巻之3に、次のように記されています。

『〔天正五年〕〇十一月壬子小十五日戊辰。米沢城ニ於テ嗣君御元服、藤次郎ト称シ政宗ト名ツケ給フ。……時ニ御年十一歳。』

その理由については、次の諸書がこれを記しています。

1. 「伊達正統世次考」巻之1下（伊達綱村撰）

『当家念西〔ねんさい〕公以来。四代相次。皆以次男承家。当有不得已之由然焉耳。後世不由於長幼昆季之次第。総称次郎。蓋亦職之由乎。』

2. 「性山公治家記録」巻之1（「伊達治家記録」1（平 重道編）の内）

『性山公

公御諱〔いみな〕ハ輝宗、御童名ハ彦太郎、後総次郎ト称ス。……

御代々次郎ト称シ、中古ヨリ互ニ藤次郎・総次郎ト称シ給フ。然レトモ多クハ略シテ次郎ト称ス。』

3. 「伊達治家記録」1（平 重道編）の内「性山公治家記録」巻之1の編者頭注

『伊達家譜によると2代宗村は伊達次郎、3代義広は栗野次郎、4代政依は伊達次郎、14代植宗、15代晴宗は次郎と称し、16代輝宗は総次郎、17代政宗は藤次郎と称した。宗村から政依まで次男で家を嗣いだので、嫡子にも次郎と名付けたのである。』〔始祖朝宗から〕

4. 「伊達政宗」（小林清治）

『天正5年〔1577〕11月15日、11才の梵天丸は元服して藤次郎政宗と称した。藤次郎は、次郎および総次郎の称とならんで、伊達累代が襲名してきたものである。』

なお、政宗以下歴代の当主も、元服の時、中には世子と決定した際に次郎と称しています。順にこれを挙げますと下記の通りです。

1 7 世政宗（藤次郎）	1 8 世忠宗（総次郎）
1 9 世綱宗（藤次郎）	2 0 世綱村（総次郎）
2 1 世吉村（藤次郎）	2 2 世宗村（総次郎）
2 3 世重村（藤次郎）	2 4 世齊村（総次郎）
2 5 世周宗 ⁽⁷⁾	2 6 世齊宗（総次郎）
2 7 世齊義（藤次郎）	2 8 世齊邦（総次郎）
2 9 世慶邦（藤次郎）	[] 宗敦 ⁽⁹⁾ （総次郎）

注(1) 伊達家 16 世。晴宗の第 2 子、幼名彦太郎、後ち総次郎と称す。天文 13 年〔1544〕9 月、伊達郡西山城に生れた。24 年將軍足利義輝の偏名を受けた。永禄 8 年〔1565〕22 才で家督を相続し米沢城に本拠を置き福島攻略を進めた。元亀 3 年〔1572〕後に政宗の師となった名僧虎哉を招き資福寺住職に据えた。織田信長、徳川家康とも修好があった。天正 12 年〔1584〕10 月家督を政宗に譲り、米沢館山城に隠居し受心と称した。翌 13 年 10 月 6 日帰順を装った二本松城主畠山義継に謀られて人質となり非業の最期を遂げた。公時に年 42。法諡して覚範寺殿性山受心大居士という。出羽置賜郡夏刈村資福寺に葬る。翌 14 年、政宗は父輝宗の菩提のため長井荘遠山村に遠山覚範寺を建立した。輝宗の霊牌を安置し、虎哉和尚を第一世として開山した。覚範寺は政宗に従い、岩出山から仙台愛宕山を経て、慶長 6 年〔1601〕北山の現在地に移ってきた。臨濟宗の名利で、元和 9 年〔1623〕には政宗の生母保春院殿花窓久栄尼大師もここに葬られた。

注(2) 伊達家 第 2 世。初諱は為重、幼名は次郎。第 1 世朝宗の第 2 子。従五位下兵部少輔に叙せられた。諸国に伊達氏を称するものは皆その後であるという。生歿年月日及び墓所は不詳。持国院殿念山道正大居士と追諡す。

注(3) 伊達家 第 3 世。栗野次郎と称す。第 2 世宗村の第 2 子である。体格抜群、智謀人にすぐれた武将だった。剃髪して覚仏と号す。康元元年〔1256〕9 月 23 日歿、享年 72、追諡して観音寺殿本明覚仏大居士という。従五位に叙し、藏人大夫判官代に任ぜられた。この代、伊達郡桑折郷栗野大館に移住した。

注(4) 伊達家 第 4 世。第 3 世義広の第 2 子。従五位下藏人大夫に任ぜられた。剃髪して願西と号す。仏教を信ずること篤く、京都五山に擬して、東昌、光明、満勝、観音、光福の 5 寺を創設し、仏智禅師を招請して開基とした。正安 3 年〔1301〕7 月 9 日歿、享年 75、伊達郡成田村東福寺に葬る。東昌寺殿覚印願西大居士と追諡す。仏智禅師は京都東福寺第 5 世で当時の高僧であったが、政依と同年同月同日示寂した、人々はこれを奇縁とした。

注(5) 伊達家 第 15 世。14 世植宗の子。幼名次郎、將軍足利義晴の偏諱を受ける。左京大夫従

四位下、奥州探題に捕せられる。天文17年〔1548〕家督を継ぎ、後ち出羽置賜郡長井荘米沢城に移る。永禄7～8年〔1564～65〕世子輝宗に家督を譲り、信夫郡杉目城に隠居した。剃髪して道祐と号したが、天正5年〔1577〕歿、享年59、杉目城外宝積寺に葬る。乾徳院殿保山道祐大居士と追諡す。

注(6) 慶長4年〔1599〕12月8日大阪で生れた。幼名虎菊丸、総次郎と称した。慶長16年12月13日江戸城で元服し、將軍秀忠の偏諱を受けて忠宗と改めた。忠宗は政宗の遺業をよく受け継ぎ、藩政の基礎を固めた。藩制の整備と中枢部の強化、二の丸構築と城下東北部の拡張、寛永検地の断行等その治績の主要なものである。治世中屢々洪水・火災等の災害を受けたが、比較的財政は安定して平和なよき時代を生み出したのだった。万治元年〔1658〕7月12日歿、60才。大慈院殿義山崇仁大居士と法諡され、8月6日瑞鳳寺に葬られた。

注(7) 寛永8年〔1796〕3月2日江戸に生る。幼名政千代丸。同年7月27日父齊村死去。9月13日堀田正敦〔伊達宗村の第6子、幕府若年寄〕が藩政補佐に当り、29日当歳で襲封を命ぜられた。多病のうちに、文化9年〔1812〕4月25日歿、年17、青竜院殿紹山隆公大居士と法諡す。5月24日瑞鳳寺に葬る。

注(8) 第11代藩主。諱は齊義、幼名吉五郎。一関の田村村資の第4子。寛永10年〔1798〕3月7日江戸に生る。文政2年に齊宗が病気のため代って藩政に当り、続いて世子にあげられ、間もなく襲封した。文政10年〔1827〕11月27日歿、30才。法諡して曹源院殿正山栄宗大居士という。12月24日瑞鳳寺に葬る。在職足かけ9年、その治世中には城下に火災が多く、文政5年〔1822〕に愛宕山に定火鐘をそなえた。

注(9) 第12代藩主。諱は齊邦、幼名を幸五郎また藤三郎という。登米の伊達長門宗充の長子として文化14年〔1817〕9月28日生れた。文政10年〔1827〕仙台城中に迎えられ、その翌年襲封した。その治世は天保飢饉のあった時期で、凶作、洪水、大火などが頻発した。天保4年〔1833〕には粥をすすって、向う10年間は10万石の格式で節約をするという親書を出している。天保12年〔1841〕7月24日病歿、年25、慈雲院殿竜山真珠大居士と法諡す。8月25日大年寺に葬る。

注(10) 宇和島伊達宗城の第2子、幼名経丸、慶応4年〔1868〕伊達慶邦の養子となり宗教と名乗り総次郎と称した。戊辰敗戦により隠退し讓堂と号した。明治3年仙台藩知事に任ぜられ、翌年辞職、英国に留学、8年帰朝。18年別家、21年男爵を授けられた。23年国会開設以来貴族院議員となる。明治43年12月6日歿、63才。第2次大戦時中国大陸で勇名を馳せた伊達順之助はその子である。

資料 伊達正統世次考卷之1下（伊達綱村撰）

性山公治家記録卷之1（「伊達治家記録」1、「伊達家治家記録一性山（輝宗）公・貞山（政宗）公」の内）

119 臥竜梅のこと

問 臥竜梅は、伊達政宗が朝鮮から持ち帰ったものと伝えられていますが、それはいつのことですか。

答 伊達政宗は豊臣秀吉の朝鮮征伐に出兵を命ぜられました。文禄2年〔1593〕3月九州名護屋から出帆、4月13日釜山に着岸、朝鮮に在ること5か月、9月11日には釜山を出船、18日名護屋に帰着しました。この時政宗の持ち帰った朝鮮梅が、幹枝の匍匐特性から臥竜梅と呼ばれるものであります。⁽¹⁾この持帰りについてこれを特筆した文書記録の類は見当たりません。従って、このことの経緯は不明ですが、その事実のあったことは、政宗自作の次の漢詩によって証明されます。すなわち、

『朝鮮之役載一梅而持帰裁之後園詩以紀
⁽³⁾

絶海行軍帰国日 鐵衣袖裏裏芳芽 風流千古餘清操 幾歳閑看異域花』

そして、肝心の臥竜梅が、幾百年のきびしい風雪に耐え、朝鮮梅の特性を持ち続けながら、松島瑞巖寺境内・宮城刑務所構内・西公園内の三か所に現存していることは、何よりの物証としてそのことを有力に裏付けているものであります。⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾

注① 「貞山公治家記録」巻之18下、文禄2年〔1593〕3月『○廿二日公先日ヨリ名護屋ニ御船ヲ繫ケラレ御滞留ノ所ニ、今日追風能キニ就テ、御船ヲ発セラレ、老岐国風本へ着岸シ給フ。○四月丁巳大十三日丁酉……公彼地ニ十四五日逗留セラレ、今日始テ朝鮮国釜山浦ニ御着岸ナリ。……』

注② 「貞山公治家記録」巻之18下、文禄2年〔1593〕『九月壬戌小十一日壬戌。殿下ヨリ今度朝鮮ト御和平ノ義既ニ相済ノ間……公ハ一番ニ帰朝セラルベキ旨仰出サレ……今日釜山浦ヲ出船シ給フ。……○十八日己巳。公名護屋ニ御着船。』『宮城県史』第1巻に『彼^{×××× ××××}（政宗）が朝鮮に上陸したのはその翌年（文禄二年）で……文禄三年〔1594〕に日本に帰ってきた。寛永四年〔1627〕に政宗が築城し、現在は刑務所になっている若林城（古城）の臥竜梅（天然記念物）や瑞巖寺の八房梅は、彼が朝鮮からもってきて植えたものと伝えられている。』とある中で、政宗の帰朝を文禄3年としているのは誤りである。

注③ この後園とは仙台城中であろう。その時期も慶長6年〔1601〕であろう。文禄2年〔1593〕持帰ってから、仙台に定植することになるまで、臥竜梅は岩出山に移植してあったものであろう、資料がないので推定である。

注(4) 「宮城県史」 15 に『朝鮮梅一名八房の梅 地際幹囲 2.3 米 地上 1.5 米 幹囲 1.9 米 樹高 8 米 枝張り東西 9.6 米南北 10 米 (現状・伝説) 地際で南に 1 枝北東に 1 枝を出し、地上 1.8 米で東西 2 大幹に分れ、多くの小枝条を分岐している。花は紅の八重で花弁は 20、雄蕊は 70 余、雌蕊は 1 乃至 7 本、複〔馥〕郁たる薫香を放ち、1 乃至 7 個の果実を結ぶ。この紅梅に相対して八重の白梅があって、幹囲 1 米未満の 10 数株が、東西 1.9 米南北 1.4.4 米の地に拡がっている。共に伊達政宗が朝鮮より持ち帰り、本精舎上棟の際手植したと伝えられている』とある。

「宮城県史」16 には『八房梅 瑞巖寺の本堂前の庭にあり、西は白梅、東は紅梅何れも八重咲きである。文禄 2 年〔1593〕朝鮮役凱旋の際、伊達政宗が持ち帰ったもので、慶長 14 年〔1609〕3 月 26 日、精舎上棟の祝に政宗手ずから植えたという。郷人はこれを八房ノ梅、臥龍梅と称している。政宗はこの梅を朝鮮から持ち帰る際、一詩を賦して国の土産にしている。〔詩：前出「朝鮮之役載一梅而帰裁之後園詩以紀」で、帰国してからの後年の作であるから、この部分の記述は誤りである。〕別に朝鮮役記念の臥龍梅は若林古城（宮城刑務所）にもあり早くから天然記念物に指定されている。』

「趣味の松島」（松島研究会編、昭和 10 刊）に『瑞巖寺の朝鮮梅 本堂前の庭園内にあって、仙台藩祖伊達政宗公が文禄年間朝鮮役凱旋の砌〔みぎり〕もたらしたもので、慶長十四年十二月廿六日〔十二月は誤、三月である。「貞山公治家記録」巻之 22。慶長十四年己酉公御年四十三〇三月戊辰小廿六日戊申。松島円福禅寺方丈御造営。（中略）去ル慶長九年八月十五日、公御縄張シ玉ヒ、翌年六月三日新立〔おのたて〕アリ。（下略）〕精舎上棟の祝に藩祖公の手植せられたものであるといふ。紅白二種であって何れも八重咲、紅梅は本堂に向って右側に白梅は同左側に両者相対している。紅梅は目通の幹囲約二米、樹高八米、枝の拡り東西に九・六米南北十米に及んでいる。花は艶麗且つ馥郁たる芳香を有し花弁二十餘枚、雄蕊六七十本、雌蕊は一乃至七本で所謂「八房の梅」の特徴を有し従って果実も五六箇つゝ累々と鈴成状に着生してゐるものも少くない。白梅の方は目通の幹囲が一米未満のもの十数本もあり東西十九米南北十四米餘に渡り宛然森の如く繁ってゐる。花は白色大輪で香氣亦芳しく雅致亦愛すべきものがある。』とある。

「郷土史事典宮城県」（佐々久編）に『政宗は帰還の日、遠征の記念土産として紅白の朝鮮梅をもち帰った。この梅は今なお松島瑞巖寺の臥龍梅と八房の梅として知られ、春ごとに参詣客の目を楽しませている。』とある。

「松島町誌」第 2 版（松島町編）に『町教育委員会指定の天然記念物 臥龍梅 幹の周囲 2.3 m 高さ 8 m 所在地松島字町内 9 1 番地 所有者瑞巖寺 備考、政宗瑞巖寺上棟の際手植したものと伝える紅白 2 本樹齢 800 年〔?〕……（昭和 45 年 12 月 1 日指定）』とある。

注(5) 臥竜梅を仙台中から若林館内に分植したのは、政宗がここに入居した寛永5年〔1628〕11月16日以後であることは勿論であるが、翌寛永6年から余り下らぬ頃であろう。次の「貞山公治家記録」巻之35の記事からの推定である。『寛永六年〔政宗六十三才〕二月…十七日癸卯。覚範寺清岳和尚へ御饗応トシテ御出、碧岩集講談、畢テ詩歌漢和御会アリ。〔中略〕○此春、公遊寺見梅ノ御詩アリ、今日ノ御作ナル歎旦夕茲ニ附ス。

遊寺見梅

今年移宅未栽植 入寺始知花已開 城裏女兒何夢見 一枝携去報春来』

朝鮮から持ち帰ってから既に30年経過しているので、臥竜梅はかなりの成木となっていたであろう。

瑞巖寺の臥竜梅とは花の種類がちがっている。これについては「宮城県史」15には、次のように記されている。『朝鮮梅（臥竜梅）昭和17.9.19指定天然記念物 所在地仙台市行人塚宮城刑務所構内 地際幹囲1.4米 樹高7.5米 枝張り東西14.3米南北19.15米 推定樹令350年（現状・伝説）1米近くの盛土がしてある根元から南北に支幹を出し、南幹は2.4米、北幹は3.2米、共に水平に伏臥伸長して更に枝条を出して繁茂している。花は白色単弁の大輪で芳香が高い。伊達政宗が征韓ノ役に戦地から持ち帰ったものと伝えられている。』

「宮城県史」16に『若林古城址……所内に、政宗が朝鮮から持ち帰って植えたという臥竜梅がある。今もなお約百坪の地に、竜の這うが如く或は蟠るが如くよく枝を張り、春毎に見事な花をつける。……』「宮城県の文化財」（宮城県教育委員会、昭和53）に『朝鮮ウメ 天然記念物（昭和17.9.19指定） 仙台市行人塚（宮城刑務所内） 所有者法務省 樹種ウメ 学名Brunus Mume Siebold et Zuccarini 通称朝鮮ウメとして知られるこのウメは臥竜梅の巨木である。宮城刑務所の構内にあって、高さ9m、枝はひろがって約100坪の面積を占め、東西に17m、南北に22mほど展開し、根元の周囲1.7mあり、花は遅咲き、白一重の大輪で、香りが高く、果実が大きい。このウメは伊達政宗が征韓役の際、朝鮮から持帰ったと伝えられている。近年樹勢が次第に衰え昔日の観がないのはまことに惜しいことである。』とあり、これと殆ど同文のものが「仙台の文化財」（仙台市教育委員会）に載っている。

このほか、「宮城刑務所沿革誌」（宮城刑務所、昭和39）、「宮城刑務所と若林城」（三原良吉、昭和23）等にも臥竜梅についての記事がある。

寛永16年〔1639〕3月15日若林館が破却された後も、臥竜梅はすくすくと年輪を重ね樹勢を伸ばした。幕末の著名な詩人で養賢堂教官でもあった油井牧山に、「古城臥竜梅」の詩がある。すなわち『鉄騎三千向海外 英風遠帶暗香来 昇平二百餘年後 何料吾儂賦古梅』

明治8年臥竜梅は西公園に分植された。明治12年若林館址に宮城集治監が設置され、臥竜梅もその構内にあって特に保護愛育されて現在に至っている。傍らに「朝鮮梅之碑」が建っている。碑文は「宮城県史」17に次のように採録してある。

『朝鮮之梅』

我藩祖伊達黃門政宗公文祿中從征韓之役會德川氏監察松平友三郎歸朝公託一梅樹齋歸後栽
諸^{××××}少林城苑〔文祿2年〔1593〕歸国してから寛永6年〔1628〕新築の若林館に移
るまで35年の年月があり、歸国当時の政宗の本拠は仙台にはなく岩出山であったことから、この部分の文章表現は適切さに欠ける。〕題詩曰絶海行軍歸国日鐵衣袖裡裹芳芽風流
千古餘清操幾歲閑看異域花謹按公此役年僅廿六凌駕天下之諸老将其戎裝之偉軍備之盛世傳
稱伊達様而其屯釜山浦則援長政之急或攻晋城或復蔚山巧績赫赫豐太閣激賞不措賜感狀曰天
下之偉勲蓋非溢美也當此時八道風靡李氏棄城而走金帛玉宝何欲不得乎不帶公一長物戎軒之
餘韻綽々如此与彼徒雄武不解風流文字者豈啻霄壤哉梅樹今大幹合抱四列橫臥蟠數十步間其
即土処悉生根鬚狀勢魁偉稱曰臥竜梅我外家福井氏歷世監苑文太夫諱広喬嘗慮梅樹之漸老栽
稚梅於老梅之側為之樹砧以接其枝爾來百數十年亦大蟠屈宛然雄雌起伏相倚而生其根鬚者為
二株分其一而移植之於一本杉伊達氏邸内人視此梅猶周人於甘棠苑今属宮城集治監典獄畑君
一岳会津人也固欽望公德重其遺愛周柵封陪將建石其側以伝其顛未旧藩人看守長坂本行吉畠
敬吉木村通諸氏在監者皆喜其舉相率贊之今碑石已具於是看守長等承典獄之属來請余記余固
不為無縁乎此梅敢不尽力乎嗚呼物換星移風俗記薄人皆捨旧趨新而今得觀此美舉者無乃后天
眷藩祖之遺靈使其人能嚴存其遺愛乎哉是為記

明治三十三年三月三日

遺臣 佐沢広胖謹撰

高橋東輝謹書』

注(6) この臥竜梅は、明治8年公園開設の際、仙台城内からと、若林から分けたものを園内
桜岡神宮の鳥居傍に移し植えたものである。「仙台案内」(庄子輝光編、明治23)に次
の記事がかかる。『公園……華表(とりい)の側(かたわ)らには別に一柵を設け老梅古松
二株を栽ゆは是れ則ち黄門(まさむね)公曾て征韓の役彼国より齋(もたら)せし八房梅磐
若松なり……今茲に梅松を移植し碑文を誌す

移松梅記

磐若松八房梅豊公征韓之役藩祖公獲之彼地分栽於仙台中及城東小泉村在伊達從五位宗基
君之所有地其弟菊重郎(邦宗)君居焉梅在其地地疋下東南之隅人跡稀疎來觀者鮮矣今歲具
為人民設公園人民有奇花異木者爭移之菊重郎君惜祖先所栽埋没于寒村中移之公園其在城中
者亦在乱草雜樹之間余甚憾之乃請之県庁又移之於是藩祖之携來者經二百五十餘年之久而猶
不属于徒爾也

明治八年三月 山家豊三郎』

「杜の都名木・古木」（仙台市建設局緑地部）に『西公園の臥竜梅 樹高 8.5 m 幹周 2.7 m 推定樹齡 200 年 所在地桜ヶ岡公園 1-1 所有者仙台市 西公園内の桜岡大神宮北側で、野球場の後方に位置し、主幹がおおよそ 3 m ほど地面に伏臥するため臥竜梅といわれる。政宗公が征韓の役に朝鮮から持ち帰り、若林城（現宮城刑務所）に植えた〔この部分の表現は適切でない、理由は前述〕臥竜梅の分身と伝えられる。そばに旧藩士山家豊三郎が建てた由来碑がある。』とある。

資料 伊達政宗卿詩歌要釈（鈴木栄一郎、千坂庸夫）

120 「雪車出」とは

問 「仙台市史」第9巻に収録されている資料の「国分町伊藤儀兵衛永代留」の中に『御流木小間木(1)雪車出沢出大川下迄首尾能御木場引着上納申上候事(2)』とありますが、「雪車出」とは何のことですか。

答 「雪車出」は「そりだし」と読ませ、橇に載せて搬出すること」であります。「大言海」（大槻文彦）に『そり 橇 又雪車、雪舟ノ字ヲ用キル』とあります。「雪車」を「そり」と読ませる例は、秋田県由利郡雪車町山形県西置賜郡白鷹町高玉雪車町などの地名があり、姓にも同じ雪車町(3)があります。松窓乙二の句にも『雪車負ふて帰るにしりぬ遠い道』などがあります。また雪車の2字を合字した「轄」〔そり〕の地方文字（特異文字）もあり、秋田県能代市機織轄ノ目の地名さえあります。

仙台では、公用及び家臣へ支給する燃料薪を、名取・広瀬上流の山林を計画的に伐採して確保しました。伐採作業は労働力の豊富な冬季間、藪や下草が覆われて行動が自由で容易となる積雪期に行われます。伐採された薪材は、山奥の現場から両河上流の水際近く(3)の所定個所まで、雪車で搬出されます。これを「雪車出」というのであります。やがて、融雪増水が始まると、薪材は此処から河中に放流されます。流木が城下に設けられている木場に到達した時、引上げられて、集積されます。この伐採、搬出、放流、水揚げ集積までの一連の作業が、山林方の監督のもとに民間に請負わせてあったもので、伊藤儀兵衛はその中の名取川流木の方を受負っていた商人でした。

流木の終点にあった木場は、広瀬川の方は激橋上手の北側河川敷、名取川の方は現在の南高校敷地のあたりに置かれました。元禄初年の仙台北城下絵図に、双方とも現われますので、流木はそれ以前(3)に始まっていたといえます。流木の長さは3尺と規格が定めてあり、木場ではこれを幅6尺、高

さ5尺に積上げた容積を1棚又は1間と称して、授受の単位としました。大町の線で城下を南北に二分し、北方は澱の木場、南方は長町の木場で現物が支給されました。無償の配給でしたが、禄高によって数量に差があったので、上級家臣は余分を、城下の酒造業者に払下げたものだといわれます。醸造に要する相当量の燃料も、それだけで十分だったともいわれます。なお、長町の木場・木場東・木場後等の地名は、当時の木場に因むものであり、「木流堀」は、名取川を下ろした流木を城下近傍に導入する必要上、名取川本流の富田附近から広瀬川を結んで堀鑿された延長約6キロの運河であります。

注(1) 仙台領胆沢郡水沢の農伝兵衛の次男、幼名卯七。15才の時仙台城下に出て、八幡町肝入伊藤仁兵衛に奉公。人並すぐれた実直勤勉さを見込まれ、その養女と結婚した。寛永5年〔1793〕国分町に進出して表店を構え、臘の専売特権を得た。翌年、山林方請負をして長町廻流木事業に従事し、その励精奉仕の実を認められ、時々恩賞を受けた。また、宮城郡・名取郡において新田を開発、文化9年〔1812〕大洪水で流失した中瀬橋架替えの費用総額360両の献金、熊野堂村での杉の植林、文政5年〔1822〕の荒町大火、翌6年の片平丁大火の罹災者救恤等数々の社会的貢献を果たした。勤勉力行商人として成功したのみならず、その一方、公共的な役割にも仙台商人の心意気を見せた人物であった。文政7年〔1824〕6月14日歿、54才、竜宝寺に葬る。「東藩史稿」（作並清亮）巻之32に『篤行。伊藤記通』としてその略伝が記されている。

注(2) 方言書「浜荻」に『こまぎ 小真木なるべし。まき。』細木（こまぎ）で小薪の意であろう。

注(3) 「長町木場について」（大竹誠一、「仙台郷土研究」復刊第1巻第2号の内）に『長町木場は元文元年〔1736〕頃に創設され……』とあるのは時代が下り過ぎているので疑問である。

資料 大漢和辞典第12巻（諸橋轍次）
大言海（大槻文彦）

121 「金蛇水神社」の読み方

問 「『おくのほそ道』をたずねて」（金沢規雄著）のP.90に『三色吉（みうるし）の金蛇水（かなへびみず）神社は……』とあります。金蛇水神社の読み方は、この振り仮名の通りでよいのでしょうか。

答 「三色吉（みうるし）の金蛇水（かなへびみず）神社は、水速女命〔みつはのめのみこと〕を祭

神とする。一条天皇の御代、京都の三条の人小鍛冶宗近が、勅命を受けて霊水をもとめ金蛇水を発見した。だが群蛙（ぐんあ）がこれを汚濁するので鉄を截（き）って雌雄の金蛇を作り、水中に投じた（一説は神社に奉納した）ところ、靈験を得て害を防ぎ、宝刀を鍛えて栄を受けたという伝説がある（「名取郡誌」「宮城県史16」「岩沼物語」）。今日では、境内の牡丹園が有名である。』以上の原文にある「金蛇水神社」は振仮名にある。「かなへびみず」ではなく、「かなへびすいじんじゃ」と読むべきです。

何故ならば、この神社は「水神」[すいじん] だからであります。「水神」とは、飲料水をはじめ灌漑用水など、総ての水をつかさどる神、また、火災を防護する神といわれます。「封内風土記」巻之5（田辺希文）に

『三色吉邑。戸口凡五十一。神社凡三。熊野神社。不詳何時勧請。雷神社。同上。水神社。同上。（下略）』とあり、その中の水神社が金蛇水神社のことです。この金蛇水神社の読み方を、ルビを付けて明示している図書を下に挙げます。

1. 「宮城県史」16

『金蛇水神社』

金蛇水（かなへびすい）神社は千貫村の三色吉（みうるし）に在る。三色吉とは、同所河原谷地に三色の葎が茂っているところからかくは名付けたという。祭神は水速女〔みつはのめ〕命である。一条天皇の永祚元年〔989〕九月、勅命により京都三条小鍛冶宗近が宝刀を鍛えるため霊水を求めて此の地に來り冶炉を構えた。初め霊水を発見するや、群蛙のため霊水を汚濁されたので、鉄を截って雌雄の金蛇を作り、水神宮に奉納祈願したところ蛙を防ぐことができ丹精を凝らして宝刀を鍛え、叡感を賜ったという。この金蛇は金蛇水神社神号の起原で、今なお、神宝として秘蔵せられている。遠近信仰する者多く、五月十五日より十四日間及び十月十五日の祭典には岩沼町から臨時バスが運転し、外苑の牡丹畑、躑躅の小丘、更に神社西方の山腹に七箇の池塘〔セツ池塘（ななつつつみ）〕を縫って、行楽を兼ねた参詣人で大へんな賑いを呈する。県道から神社へ入る道の角に河原ノ松、その東五丁餘の田圃に大尊壇がある。大尊壇は三条小鍛冶宗近が冶炉を据えた所だといひ、鈴木省三の建てた碑がある。』

2. 「宮城県神社名鑑」（宮城県神社庁）

『金蛇水（かなへびすい）神社』

鎮座地 岩沼市三色吉水神8

祭神 弥都波能売〔みつはのめ〕神

例祭 五月・十月十五日

由緒

本社の創祀年月は明かでないが金蛇水神の社号については次のようなことが伝えられている。一条天皇の永祚元年（989、平安）9月。京都三条の住人小鍛冶宗近が勅命によって巡国の折こ

の地に至り、社頭に流れる清流を見、天皇の佩刀を作ろうと冶炉を構え、水神社に参籠し丹誠を凝らして鍛え、歡感を賜うたので宗近はこの神恩に報ゆるため雌雄の金蛇像を献じた。爾来水神宮を金蛇水神社と称するようになったという。(社伝・囊塵埃捨録) 先年、玉崎牡丹園の牡丹を移植して庭園とし、又山につつじを植え参拝者を楽しませ、季節ともなれば近郷近在の参詣者多く、年毎に神社が榮えて来た。

境内社 金蛇弁財天社

社殿 本殿 流造 19.42坪

拜殿 春日造 132.26坪

宝物 宗近作蛇体3

弁財天像(等身大)

社名額・伊達綱村書

境内地 1,759坪

氏子 崇敬者 35,000人』

3. 「たるま随筆」(山田勇太郎)

『金蛇様の正式の名称は「金蛇水神社」で「カナヘビ・スイジンジャ」と読む。往昔京都の三条小鍛冶宗近という刀匠が、勅命を受けて東国を巡った折、ここに鎮座する水神社の水の良質なことを知って、ここで刀を鍛えたところ、果せるかな、みずから欲する名刀を得た。宗近はここを去るにのぞんで、雌雄二体のヘビを作ってこれを水神に奉納した。それが現在の御神体で、以来「金蛇水神社」と呼ばれるようになった。』

4. 「宮城の伝説」(佐々木徳夫、吉岡一男、武田八州満)

『東街道を南下すると、仙台近郊の人々の信仰の厚い金蛇水(かなへびすい)神社……』

注(1) 名取郡の旧村。明治22年南長谷・北長谷・長岡村と合体して千貫村となった。昭和46年岩沼市に合併した。

資料 宮城県史16

宮城県神社名鑑(宮城県神社庁)

たるま随筆(山田勇太郎)

宮城の伝説(佐々木徳夫、吉岡一男、武田八州満)

122 伊達政宗の母公は最上義光の 姉か妹か

問 「仙台人名大辞書」の「伊達政宗」の項に『母は出羽の守義光妹』とあり、同書の「伊達小次郎」⁽¹⁾
〔政宗の実弟〕の項には『〔保春〕夫人〔政宗の母〕の弟最上義光』とあります。政宗の母は、最
上義光の姉なのか、妹なのか、そのどちらでしょうか。⁽²⁾

答 現存する図書資料の中に、伊達政宗の母公と最上義光との続柄を、姉弟の関係とするものも、逆
に兄妹の関係とするものも、古くから同在しています。これは、原拠とした資料が、それぞれ異質
のものであったことによります。しかも、それら二元の資料が、ともに公的な尊厳をもつ故に、吟
味や論評抜きで通用し、そのままに伝存され、引用されてきたものであります。そこで、両説の当
否を見据える手がかりを探究する段階として、このことに関する図書資料を類別整理すると、次の
ようになります。〔フィクションも大衆への影響力が大きいので含めます。〕

先ず、同一著作の中で、政宗の母公と最上義光との続柄を姉（弟）、（兄）妹と相反する関係を
混在させたままに書かれている内容不統一ともいふべき図書資料には、お尋ねの「仙台人名大辞書」
のほかに、次のようなものがあります。これらを、便宜上第1類と類別します。

1. 「伊達便覧志」（佐久間洞巖、「仙台叢書」第3巻の内）

『政宗母最上義光姉……』

『伊達輝宗〔政宗の父〕室義守女義光妹』

2. 「青史端紅」（高柳光寿）

『輝宗の妻は最上義光の姉で政宗の母であるが……』

『文禄元年〔1592〕6月政宗は肥前名護屋の陣中から手紙を東殿〔政宗の母〕にやっている
がその中で、御あに〔兄〕様〔最上義光〕に度々会って……』

次に「伯父」〔父又は母の兄〕、叔父〔父又は母の弟〕の続柄用語を同一著作中に無差別に用い
ているため、誤解を生ずるような記述になっているものに、次の諸書があります。これらを第2類
とします。

1. 「成実記」（伊達成実、「仙台叢書」第11巻の内。「伊達史料集」上）

『最上義顕〔光〕公は政宗公の伯父〔母の兄〕に而……』⁽³⁾

『政宗公御老母は御東の上と申、義顕〔光〕御姉に御座候……』

2. 「奥羽史談」（鈴木省三）

『義光ハ我が〔政宗〕叔父〔母の弟〕ナリ……』

『伊達政宗ハ義光ガ妹ノ生ム所ナリ、義光……其妹ヲシテ之ヲ謀ラシメ……』

『〔政宗〕曰ク義光ハ余ガ叔父〔母の弟〕ナリ、小怨ヲ以テ大義ヲ棄ツ可ラズト』

7. 「仙台先哲偉人録」(仙台市教育会編)

『伊達政宗……母は山形城主最上義光の妹義姫(後の保春院)である。……伯父〔母の兄〕最上義光……』

8. 「仙台士鑑」(矢野顯藏)

『元和6年〔元和8年〔1622〕の誤〕最上氏亡ふ。徳川氏兵を遣して封土を収む。公亦た命ありて之に与る。……時に太夫人最上氏、山形に在り。公使を遣はして之を迎へしむ。公太夫人を遇する尤も孝謹を致す。太夫人は義光の妹なり。』

9. 「宮城県史」1

『政宗が母親(保春院夫人-最上義守の女子)……彼女は兄の最上義光の謀略にかゝって……』

10. 「宮城県史」2

『伊達政宗は、永禄10年〔1567〕8月3日、伊達氏16世輝宗(性山)の長子として米沢城に生れた。母は山形城主最上義光の妹義姫(のちの保春院)である。』

11. 「伊達政宗展〔図録〕」(仙台市博物館)

『最上義光……義光の妹、義姫は、米沢の伊達輝宗の妻となり政宗、小次郎の母となった。……はじめは夫輝宗と兄〔義光〕の確執に、今また兄と子政宗との争いに、両家和解のために……』

12. 「伊達政宗卿の少年時代」(小島甲午郎、「宮城教育」第432号<伊達政宗公三百年祭記念号>の内)

『御母は山形城主最上義光の妹(義守の女)義姫(後の保春院で……)』

13. 「米沢市史」(米沢市)

『弱冠克く古豪に伍して、嶄然頭角を露し、その兵を用ふること慄悍、奥羽の野を横行する恰も無人の野を往くが如く、諸豪をして屏息畏怖せしめたる者、実に独眼竜⁽⁵⁾將軍、伊達17世貞山政宗なりとす。政宗は今を距ること374年前〔昭和16年起算〕即ち、永禄10年8月3日、米沢城に呱呱の声を挙ぐ、母は山形城主最上義守の女なり。(最上義光の妹)』『政宗乃ち天下の大勢を洞察して遂に意を決して將に太閤の麾下に參ぜんとす。偶々一椿事勃発す。其母(最上義光の妹)政宗の弟小次郎を愛し窃に彼を毒殺せんと謀る。事顕れて、小次郎誅せられ、母最上氏に走る。……独眼竜政宗は実に米沢の生みたる英傑なり。』

14. 「村田町史」(村田町)

『政宗の母は、山形の最上義光の妹であり、……天正18年4月……権謀術策に長じている最上義光が妹保春院をそそのかし……毒殺をすすめたという。』

15. 「伊達政宗」(渡辺義顕)

『母義姫は……輝宗の家兄義光と戦ふや……』

16. 「伊達政宗公」(斎藤莊次郎)

『政宗は……義光は我が伯父〔母の兄〕で亦母も最上氏に拠っている。』

17. 「日本武将列伝」4 (桑田忠親)
『最上義光……政宗の母、義姫……最上義光の妹でもあった。』
18. 「戦国名将言行録」4 (藤 公房)
『伊達政宗……生母保春御前の生家最上家では義守が死に、兄の義光の代になっていた。』
19. 「米沢風土記」(米沢市編)
『政宗は父輝宗の第一子として米沢城に生まれました。母は山形城主最上義守の女で、最上義光(よしあき)には妹にあたる義姫といい……』
20. 「みちのく歴史物語ー米沢を中心にー」(田宮友亀雄)
『政宗の母は、山形城主最上義光の妹ですが……』
21. 「日本武将列伝」(江崎俊平)
『伊達政宗……母保春院が……兄最上義光と……』
22. 「伊達氏と最上氏」(豊原愛郎、「日曜随筆」通巻第129号の内)
『天文15年〔1546〕に義守の長男義光が生まれ、……義光には彼より二つ年下の義姫という妹があったが、これが17歳で伊達輝宗にとつぎ……』
23. 「今に生きる政宗」(「朝日新聞」昭和41.5.17。「郷土の歴史」(仙台市観光課編)の内)
『〔政宗〕母は山形城主最上義光の妹……』
24. 「伊達藩物語」(民友新聞宮城版昭和41連載130回。「郷土の歴史」(仙台市観光課編)の内)
『政宗の母は最上氏の出、しかも義光の妹にあたる。』
『政宗の母は……最上義光の妹義姫……』
25. 「さんさ時雨記」天正の巻(片平六左)
『母義姫は政宗よりも弟の小次郎〔竺丸〕を愛し兄の最上義光と謀って政宗を廃嫡せんと……』
26. 「岡南の豪雄伊達政宗」(菅原兵治)
『母の実家たる山形の最上義光(政宗の母の兄。随って政宗よりいへば実の伯父に当る)が、伊達家に対する外戚の権を振はんとして母を動かし、弟を立てんとする陰謀から、遂に彼を毒殺せんとしたのである。』
27. 「仙台領戦国こぼれ話」(紫桃正隆)
『政宗の母、東の方、のちの保春院は若い時には義姫と称された。今の山形市の中心部に居城を構えた山形県〔?〕北東部の大名、最上義光の妹であった。』
28. 「伊達政宗」(海音寺潮五郎)
『「最上義光という伯父〔母の兄〕ごがまたなかなかのくせ者じゃ……』
29. 「武将列伝」(海音寺潮五郎)
『〔伊達政宗〕母刀目の実家の兄最上義光は……妹にこう説いた。』

30. 「伊達政宗」(鷺尾雨工)

『義光は、義姫夫人の兄君だった。』

31. 「独眼竜政宗」上、下巻(早乙女貢)

『かれ〔輝宗〕が討ち死にするようなことがあれば、義子と、その実兄最上義光がどんなに口をはさんでくるかもしれない。』

『「隠居する〔輝宗〕ことにする、で、政宗を家督させる」……義子は眼を光らした。……「実家〔最上〕の兄とも相談いたさねばなりません……」』

『去年は、義子は兄の最上義光と大崎のほうに働きかけて、和睦をまとめあげている。これも義光兄妹の手のこんだ陰謀かもしれないが、少なくとも表面的には伊達家のためになっている。…義子が兄の義光と話し合っ、ともかく、戦火をおさめたことが、政宗の南方進出を容易にしたことは否めない。』

32. 「伊達政宗」1、2(山岡荘八)

『嫡子の義光よりも、その妹の義姫の方が遥かにこの戦国を逞しく生きてゆける気丈者に思えて、
「……そなたは気性で妹に劣るぞ」……』

『…兄の義光とは比較にならぬ強情さをもっている。』

『やはり気になるのは、母の保春院と、その兄の最上義光の連絡だった。』

『…山形の伯父御〔母の兄〕……』

『母は……山形の兄の城へ遁げ込んだのがわかった。』

33. 「伊達政宗」(永岡慶之助)

『保春院は実兄最上義光を頼って山形へ逃げた。』

34. 「伊達陸奥守政宗」(南条範夫、「歴史と旅」第5巻第7号の内)

『政宗の母保春院は最上義光の妹である。』

35. 「やまがたの峠」(読売新聞山形支局編)

『中山越え〔上山市〕……伊達・最上家の争いに業を煮やした義光の妹で政宗の母に当たる義姫が侍女らとともにこの藩境の道にカゴで乗りつけ、80日間〃座り込み〃を続けて両家を講和させたエピソードがある。』

36. 「伊達治家記録」1(平 重道編、P439、「貞山公治家記録」巻之6天正16年7月6日の条の編者頭注39)

『輝宗夫人最上氏は最上義光の妹であるが、年は2歳下にすぎず、両者はかなり意志が疎通していたようである。それだけ伊達・最上両氏の間に入った夫人の立場は苦しいものであった。なおこうした〔上掲35.の事件、天正16年の伊達・最上両氏対戦の最前線中山に自ら乗り込み和平をとりつけたこと。『御興を寄せられる』と「治家記録」は記す。〕夫人の活動を見ると、夫人は単なる閨内の人ではなく、政治的にも識見と活動力のあった人であることが推察される。政宗

と夫人との母子離別も、一つには夫人のもつ政治的な見解が、政宗のそれと一致しなかったことが原因である。この事件にもそうした萌芽を見ることができる。』〔上記第3類に挙げてあるように「姉説」をとる同氏が、「治家記録」本文〔天正18年4月7日の条『御弟最上出羽守義光、……』〕をも無視して、この個所においてのみ正反対の「妹説」によっているのは、どういふことであろうか。〕

37. 「政宗に睨まれた二人の老将」（紫桃正隆）

『「お東方」……独眼竜政宗の母であり最上家当主義光にはたった一人の妹に当たっていた。』

『最上義光……最愛の妹……』

38. 「伊達家系譜」（天領和尚編、「瑞巖寺博物館報」第5号の内）

『政宗……母最上義光妹也……』

以上の類別によって、第1, 2類資料は論外に置くとして、第3, 4類資料が対置されましたが、それらの当否を決するきめ手資料は、既存のものには全然ありません。そこで、全く別途な手法、すなわち、次のような計数的詰めによって問題の展開を図る以外にありません。これは、未だ曾て、何人も試みたことのなかった進め方であります。

1. 政宗の母公の歿年、行年は「貞山公治家記録」巻之23の記すところにより、
元和9年〔1623〕7月16日歿、76才……①
①により、その生年を逆算して求めれば
天文17年〔1548〕生……②
2. 最上義光の生歿年については、「寛政重修諸家譜」巻10、「山形県史」第1巻（山形県内務部編、〔義光の歿年、行年のみを記載〕）により、
天文19年〔1550〕生……③
慶長19年〔1614〕1月18日歿、69才……④
③、④を相互に検算し合う。まず、③から起算して歿年を求めれば、元和4年〔1618〕となり、記録にも歴史的諸事実にも合わぬから、③には誤りがあるので採るべきではない。そこで、生年を補正するため④によって逆算して求めれば、
天文15年〔1546〕生……⑤
3. 義姫と義光との続柄を②と⑤から求めれば、
②-⑤=2歳差の兄妹

故に、政宗の母公は、最上義光の妹であって、第4類の諸書に記されている続柄が正当なことになります。なお、第3類資料の採っている「姉弟説」は、上記のデータ②と③との単純な比較から生じたものといえます。

注(1) 「仙台人名大辞書」に

『輝宗公子。幼名は竺丸、母は保春夫人最上氏なり。天正16年元服す。18年4月5日

保春夫人政宗を招饗し、膳を進むるや、膳吏先ず嘗めしに忽ち目眩して血を吐く。公病と称して帰る（一説に、公毒に中りて吐瀉し、侍医錦織即休、撥毒円を進めて癒ゆと云ふは誤なり）7日公糺問して其実を得たり。乃ち小次郎を召して自ら之を殺す。曰く、母氏の罪は問ふべからずと。その傳小原縫殿定継之に殉死す（治家記録に誅せらるるとあり）是夜保春夫人潜に山形に移る。初め夫人の弟最上義光、夫人に謂ひて曰く、政宗会津を取る、太閤大に之を、怒る。伊達氏の存亡亦た測るべからず。今に於て政宗を害し、小次郎を立てて以て太閤の怒を弛め、諸隣の怨を解き、長久の策を為さんに如かずと、其実は義光乗じて国を奪はんとせしなり。夫人察せずして遂に此の非謀に出でたり。小次郎法名を覚心圓公と云ひ、長谷寺殿と号す。墓は本吉郡横山南沢にあり。政宗公より七生の勘当ありしを、寛政5年3月7日齊村公継封の赦に之を免し、同村長谷寺に法会を修して代拝せしめらる。異本に卒日を4日とす。（治家記録）

注(2) もがみよしあき。〔仮名署名「よしあき」とある書簡現存する。「よしみつ」「よしあきら」「よしてる」等のルビを付けているものがあるが、いずれも誤りである。〕

天文15年〔1546〕生。最上義守の子。通称二郎太。13代將軍足利義輝の偏諱を与えられて義光を名乗る。出羽国山形を居城とし、天正5〔1577〕天童の最上頼澄を討ち、上杉景勝・伊達政宗らと抗争した。天正18年〔1590〕小田原に赴き秀吉に謁し本領を安堵される。慶長5年〔1600〕関ヶ原の戦に徳川家康が西上すると、その子結城秀康を援け直江兼統の率いる上杉景勝の兵と戦う。戦後、功により上杉氏の旧領出羽国庄内を加えて57万石の知行となり、慶長16年〔1611〕左近衛少将兼出羽守に任ぜられた。慶長19年〔1614〕歿、69才。

注(3) だてしげさね。功臣。幼名時宗丸、通称藤五郎、兵部また安房守、後ち安房と称す。植宗の子実元を祖とする。母は晴宗の女。成実人となり英毅大略あり、勇武無双と称せられた。政宗側近にあつて勇戦殊勲を重ねた。文禄2年〔1593〕朝鮮の役から帰還、政宗に従つて伏見に在った時、ひそかに離脱して紀州高野山に入った。歴戦抜群の功績に対する行賞の不公平が積み重なつて、この拳をとらしめたという。政宗はその留守の居館角田に兵を遣わして、家族、家臣全員を攻め殺させた。慶長5年〔1600〕政宗が白石城を攻撃中、成実はその軍中に復歸した。同7年亘理に知行を受け、世々一門に列した。正保3年〔1646〕6月4日歿、71才。法諡は雄山院殿久山天昌大居士。亘理大雄寺に葬る。その著、「成実記」は、成実が一歳年長の政宗の無二の股肱として、戦国争乱の山野を馳駆し、自ら見聞体験した事実、即ち天正12年政宗が家督を継いだ時から筆を起し、慶長5年白石を攻略するまでの戦闘攻伐の実況を記したものである。「成実記」に次ぐ著述に「政宗記」12巻がある。政宗を最もよく知る成実の筆に成る政宗一代記ともいふべき書である。寛永9年6月起稿、寛永19年6月稿を終っている。毎巻末に記述の年月日署名

があって、執筆の責任を明示している。「成実記」,「政宗記」併せて政宗史料として欠くことのできないものとなっている。

注(4) 城中本殿の東方にその居館が設けてあり、そこに常住したのでこのように称される。

注(5) 唐の英雄李克用が片目であったことから、片目の英雄をこのように称する。「唐書」李克用伝に『僖宗時黄巢造反李克用破之時人以其一目眇而有勇号为独眼竜』とある。転じてわが国では「伊達政宗の異称」となった。

資料 貞山公治家記録巻之23(「伊達治家記録」2の内)

寛政重修諸家譜巻10(「新訂寛政重修諸家譜」第2巻の内)

山形県史第1巻(山形県内務部)

〔「政宗公治家記録引証記」十九に『慶長五年庚子、伊達上野介政景、山形へ出陣ノ時、黄門卿ノ母堂最上氏ヨリ、政景へノ状中ニ、「いでわのおやかに、おほせ候まじく候」(出羽守ノ母堂ノ姪、最上義光(ヨシアキラ)ナリ。)……』とある。姪〔てつ〕とは、女子がその兄弟の子をいう称で〔後には男子がその姉妹の生んだ子を称するようにもなった〕ある。政宗母堂と最上義光とはこのような統柄ではなく、編者のミスであるので採り上げなかった。〕

123 伊達政宗の法名

問 伊達政宗の法名を「瑞巖寺殿貞山禅利大居士」と書いてある本と、「瑞巖寺殿貞山利公大居士」と書いてある本があります。どちらが本当なのですか。

答 法名は、唯一のもので、一人について二様のものがあるべきではありません。しかし、伊達政宗の法名として、お尋ねのように両様のものが世間に通用しています。図書資料に現われているものを整理区分すると、次のようになります。

1. 「瑞巖寺殿貞山禅利大居士」とするもの

1) 「貞山公治家記録」巻之39下

『〔寛永13年6月4日条〕……御法名貞山禅利大居士 瑞巖寺殿ト号シ奉ル、保春院清岳和(1)尚導師タリ。』

2) 「伊達政宗卿伝記史料」(藩祖伊達政宗公顕彰会編)

『〔寛永13年6月4日〕遺骸ヲ仙台経ヶ峯ニ埋ム。瑞巖寺殿貞山禅利大居士ト法諡ス。』

3) 「伊達略系」(作並清亮、明治27。また「仙台叢書」第1巻の内)

『政宗公……法諡曰瑞巖寺殿貞山禅利大居士』

- 4) 「伊達家略系一覽表」(作並清亮、「仙台文庫叢書」第2編第1輯)
『瑞巖寺殿貞山禪利大居士』
- 5) 「伊達家史叢談」首卷(伊達邦宗)
『瑞巖寺殿貞山禪利大居士』
- 6) 「政宗記」卷12(伊達成実、「仙台叢書」第11卷の内。「伊達史料集」上)
『瑞巖寺殿前黄門貞山禪利大居士』
- 7) 「宮城県通史」(清水東四郎)
⁽²⁾
附録伊達家系譜及歴代一覽表
『法名、貞山禪利、瑞巖寺殿ト号ス。』
- 8) 「奥陽名数」(杜撰子、弘化2序、「宮城県史」32の内)
『貞山禪利号瑞巖寺殿』
- 9) 「東藩史稿」卷4(作並清亮)
『瑞巖寺殿貞山禪利大居士
鐘銘ニ禪利ヲ利公ニ作ル』
- 10) 「仙台市史」〔昭和4年版〕第1巻
『法名、貞山禪利。瑞巖寺殿ト号ス。』
『瑞巖寺殿貞山禪利大居士と法諡す。』
- 11) 「仙台市史」〔昭和版〕第1、10巻
『法名は瑞巖寺殿貞山禪利大居士であった。』
『〔「貞山公治家記録」を引いて〕御法名貞山禪利大居士 瑞巖寺殿ト号シ奉ル』
- 12) 「宮城県史」第2巻
『法名は瑞巖寺殿貞山禪利大居士』
- 13) 「伊達政宗卿」(藩祖伊達政宗公三百年祭協賛会編)
『法名は貞山禪利大居士、法号は瑞巖寺殿』
- 14) 「伊達政宗卿の薨去」(小倉 博、「宮城教育」第432号<伊達政宗公三百年祭記念号>
昭和10)
『法名貞山禪利大居士、号を瑞巖寺殿といふ。』
- 15) 「仙台先哲偉人録」(仙台市教育会)
『法名は貞山禪利大居士。法号は瑞巖寺殿。』
- 16) 「郷土人物号」(「宮城教育」第365号)
『瑞巖寺殿貞山禪利大居士』
- 17) 「仙台人名大辞書」(菊田定郷)
『「伊達家系譜」第17世政宗公……法名、貞山禪利。瑞巖寺殿ト号ス。』〔但し、本文「伊

達政宗」の項には『法諡して瑞巖寺殿貞山利公大居士といふ。』とある。]

18) 「宮城県郷土史年表」(菊地勝之助)

『瑞巖寺殿貞山禪利大居士』

19) 「伊達政宗展〔図録〕」(仙台市博物館)

『瑞巖寺殿貞山禪利大居士』

20) 「伊達政宗公」(斎藤荘次郎)

『瑞巖寺殿貞山禪利大居士』

21) 「今に生きる政宗」(「朝日新聞」宮城版昭和4 0.6.2 1。「郷土の歴史」(仙台市産業局観光課編、昭和4 2)に収録)

『法名は「貞山禪利大居士』』

22) 「伊達政宗」(海音寺潮五郎、「武将列伝」の内)

『法名瑞巖寺殿貞山禪利大居士』

23) 「伊達の大奥」(猫遊軒伯知、明治4 1)

『御法号は瑞巖寺殿貞山禪利大居士』

2. 「瑞巖寺殿貞山利公大居士」とするもの

1) 「瑞鳳殿鐘銘」(「仙台叢書」〔別刊〕「仙台金石志」巻1 3の内)。「仙台市史」第5巻の内。「宮城県史」第1 7巻の内)

『大日本奥州路宮城郡仙台居住松平越州大守羽林藤原朝臣忠宗公修 先考前黄門貞山利公大居士白業ト地於州城之東一里宮建靈廟号之曰瑞鳳殿也鑲珠玉金銀雜動堊丹漆綵画敞飾〔「市史」飾と誤植〕輪奐尽美者非口所宣非心所測寔尽扶桑中少等類之宝殿也孝心大哉加旃鑄成一大鐘以備晨昏也夫鐘者叢林号令資始曉擊則破長夜警睡眠暮擊則覺昏衢疏真珠矣增一阿含經云若〔「県史」苦と誤植〕打鐘時一切惡道諸苦並得停止也或云若夫大定常応大用常寂聞非有聞覺亦非覺〔「市史」亦非覺3字欠〕以考以擊玄風載陽無為他日永雍々乎仁寿之域清〔「市史」情と誤植〕泰之都矣鐘之功德無量不可勝数也仰冀大檀越依斯善根力子孫益明盛德家因長属祥平矣

礼楽縦横已現成白雲深処吼華鯨円通磬若警昏怠正法千年勸所行瑞鳳楼前報晨夕望仙臺上ト陰晴人天等得耳功德動尽乾坤杵一声〔「市史」この銘を欠く〕

維持寛永十四歳強圍〔きょうぎょ〕赤奮若〔せきふんじゃく〕小春〔「市史」心圍春と誤る〕吉日

大檀越羽林藤原朝臣忠宗公

奉行門士 奥山大学常良

鴉田駿河介周知

郡山治左衛門重祐

監造 石田権七辰久

大和田伝左衛門伊吉

副者 遠山市丞成保

匠人 早山弥兵衛利次

前妙心現保春清嶽叟宗拙銘焉

嗣法小師源徹宗書』

2) 「寛政重修諸家譜」

『政宗……〔寛永十三年五月〕二十四日卒す。年七十。貞山利公 今の呈譜禪利 瑞巖寺と号す。』

3) 「伊達政宗卿年譜」〔佐久間洞巖、「仙台叢書」第1巻の内〕

『法諱利公字貞山号瑞巖寺』

4) 「伊達便覧志」〔佐久間洞巖、元禄15序、「仙台叢書」第3巻の内〕

『「伊達氏家系」

政宗 法諱貞山利公号瑞巖寺』

5) 「伊達秘鑑」〔半田通時、「仙台叢書」別刊〕

『戒名瑞巖寺殿前黄門貞山利公大居士』

6) 「仙台藩祖実録」下〔斎藤竹堂〕

『法諱 貞山利公』

7) 「仙台志料」〔岡 千仞〕

『法諱瑞巖寺貞山利公』

8) 「仙台市史」〔明治版〕

『「瑞巖寺殿前黄門貞山利公大居士」と諱す。』

9) 「読史備要」〔東京大学史料編纂所編〕

『法号並称号索引』

『瑞巖寺貞山利公』

10) 「仙台人名大辞書」〔菊田定郷〕

『伊達政宗……法諱して瑞巖寺殿貞山利公大居士といふ。』

〔但し同書「伊達家系譜」には、『第17世政宗公 法名、貞山禪利。瑞巖寺殿ト号ス』とある。〕

以上のうち、いずれが正当であるか、そして又、両様を認めるならば如何なる使い分けをなすべきか、確たる理由をふまえる必要があります。今まで、尊貴高尚の事にわたるためか、このことに言及したものは、全くありませんでした。

そこで、この点を詰めて行きますと、まず第一に、正史の示すものを採るべきとする常道に立てば、「貞山公治家記録」にある「禪利」の方を尊重しなければなりません。しかし、「利公」の方

もまた通用してきたという事実があります。そこで、「東藩史稿」巻4に『鐘銘ニ禪利ヲ利公ニ作ル』と註記してある通り、「利公」の原拠は「瑞鳳寺鐘銘」にありますので、銘文の検討を一步進める必要があります。もともとこの銘は、清岳和尚が伊達家の臣下の立場で作ったものです。施主である君公の名を銘文の中で、『忠宗公』と敬称しています。まして、より尊厳な肝心の政宗の法名を呼捨ての形にすることは、純粋な仏事の上ならば別として、このような銘文の中では礼を失しますので、『前黄門貞山利公大居士』としてあるのです。「公」は貴人に対する尊称の語であります。「伊達十三代公事和」に『瑞巖寺殿黄門貞山禪利公大居士』とあります。この「禪利公」こそが、「利公」のルーツなのであります。この「禪利公」の「禪」の文字を外して2字に修した形が「利公」であります。「黄門」は生前の官名を挿入したもので、尊敬の意を更に強めるためであります。かくて、「利公」は、目下の者にとって、非常に都合のよい敬称として多用される間に、いつしか、法名そのものであるかのように、通用するに至ったものであります。このような敬称の仕方は、第2代忠宗についても見られ、独り政宗の場合のみではありません。すなわち、「伊達家文書」之10の3491（東京大学史料編纂所編「大日本古文書」家わけ第3）に『大慈院殿前羽林義山仁公大居士』とあり、また、感仙殿の鐘銘の中にも『大慈院殿前羽林義山仁公大居士』とあります。しかし、「義山公治家記録」巻之10の万治元年6月24日条に『御法名義山崇仁大居士大慈院殿ト号シ奉ル。』とありますので、「仁公」とは、「崇仁公」を修して「仁公」としたものであります。「新撰陸奥風土記」巻之4（保田光則）に、次の用例があります。『一 仙台城……本丸は…貞山利公ここに築きて……二丸は義山仁公……経営』

『瑞巖円福禪寺……貞山利公新に造営』

『白石城 慶長五年貞山利公攻めて……』

また、「寛政重修諸家譜」巻第762に『……貞山利公 今の呈譜禪利……』とありますが、「今の呈譜」即ち「寛政重修諸家譜」は、「寛永諸家譜」の統編として編纂されたものであります。故に、前編に当る「寛永諸家譜」に記した「利公」はそのままとしてあるが、⁽⁹⁾「寛政諸家譜」編纂のために、伊達家は新たに「禪利」と改めて提出したと註記してあることは、さきの寛永度の書上げ「利公」の否定を暗に物語るものであります。

従って、「瑞巖寺殿貞山禪利大居士」が法名であって、「瑞巖寺殿貞山利公大居士」の方は「公」という敬称を入れて尊敬した称呼であり、用途によっては礼にかなうが、これを法名そのものとするのは誤りであります。

注(1) 高僧。名は宗拙、俗姓佐藤氏。初め政宗に仕えて小姓となり、同僚を斬って亡命した。後ち悔悟して、北山覚範寺開山虎哉和尚のもとに参じて出家し、諸国を行脚修業して廻った。禅機透徹して再び覚範寺に帰り恵立和尚の法を嗣いで第3世となった。覚範寺を訪れた政宗が、清岳の過去を虎哉から聞いて大いに感喜して「昨日の外道、今日の迦葉なり」と語ったという。それ以来、清岳の名が大いに著われた。後ち妙心寺に住した。その後また仙

台に帰り、保春院の開祖となる。寛永13年5月、政宗葬儀の導師を勤め、瑞鳳寺が創設された時、清岳を開祖と定められた。正保元年〔1644〕8月12日示寂、66歳。勅諡して仏慧道光禪師という。

注(2) (唐の門下省の次官たる黄門侍郎の職掌に似ているからいう)中納言の唐名。

注(3) 越前守。

注(4) 近衛府の唐名。

注(5) だんおつ、だんおち。仏家が財物を施与する信者を呼ぶ称。

注(6) 十千の丁の異名、丁の歳の異称。

注(7) 十二支の丑の異名。

注(8) 陰暦10月の称。

注(9) 全186巻186冊。諸大家の提出した家譜を太田資宗、林羅山(道春)等に命じて編纂させ寛永20年〔1643〕9月25日完成した。別名「寛永系図」、「寛永系図伝」、「寛永諸家系図」。

資料 貞山公治家記録巻之39下(「伊達治家記録」4。「伊達家治家記録-性山(輝宗)公、貞山(政宗)公-」の内)

124 「大崎耕土」の「耕土」とは

問 「大崎耕土」という呼び名は、何から起ったのでしょうか。「耕土」について辞書を引いても、これに当てはまるような意味はありませんし、また全国的にも、このような使い方をしてる所は見当りませんので、是非このことを解明したいのです。

答 まず、「耕土」とは土壤の最上部で、耕勸されて、作物の根が蔓延できる部分、地表から2.30cm位までの土の層のことで、作土ともいわれます。また、土を耕やすことでもあります。ですから、国土地理院の示す自然地域名称(固有名詞+普通名詞)の普通名詞部分(山脈とか、平野とか盆地とか湾など)に採り上げられる用語ではありません。従って、お尋ねの「大崎耕土」は俗称と言うべきで、正式には「大崎平野」と称せられるところでもあります。にも拘らず、「大崎耕土」と習慣的に呼称され、少なくとも県内においては、或る程度ポピュラーな呼び方となっているのです。

これについて述べているものに、「わが古川」(菅原朝歌人著、大正14年古川町役場発行)があります。すなわち、『(大崎耕土とは)大崎耕土の四文字は世間によく使われる熟語であるが、元来『耕土』とは土地を耕やすことである。最も〔マ、〕耕やした田畑を耕地といひ、耕地整理な

ど、云ってはをるが — 併し大崎広土若しくは大崎曠土であるべきものが、時代の変遷進歩につれて、広土変じて耕土となったものであろう。筆者もまた便宜上『和製の熟語』として、こゝにこれを使用しておく』と記しながら、同書の他の個所では、『大崎耕土』『大崎平野』『大崎の沃野』などの多様不統一な表現を見せています。それはそれとして、「大崎耕土」の称は「大崎広土（または曠土）」の称の時代的変形であることが知られます。時代的ということは、「大崎耕土」の表記が、文献上に現われ出すのが、明治30年以降に属することだからです。しかも、それが知識階級の漢字力の下降と直接かゝわりをもちながら、徐々に拡大していくことにあります。

「大崎耕土」と呼ばれる大崎地方は、古くから広大な穀倉地帯で、伊達忠宗の命によって碩学内藤以貫が著した「仙台封内山海之勝」（「仙台叢書」別刊「仙台金石志」下の内「仙台金石志附録」⁽¹⁾ 卷2）に、次のことが記されています。

『（前略）若夫遡于国之中央。而犬牙相並者。七森也。七森之陰。大崎也。浩々沃壤。⁽²⁾ 四山如黛。羅鷹之林。牧馬之野。名区勝跡相望焉。（下略）』

これより百余年の後、「封内土産考」（里見藤右衛門著、寛政10年〔1798〕跋、「仙台叢書」第3巻の内）に、

『大崎浩蕩〔こうとう〕又広稲〔こうとう〕とも云へり。田屋連綿と關〔ひら〕けたるの地を、俗呼て翁⁽³⁾〔しか（然）〕云へり。加美・志田・玉造・遠田・栗原の五郡なり。往昔大崎義隆の領地なり。天正年中其家滅しぬ。田畑殊に多く土地尤〔もつとも〕肥膏にして、米穀抽て〔ぬきんで〕多く産出す。他邦と云〔いえ〕ども当つべからず。』と書かれています。

この「浩蕩」また「広稲」こそ、広大な沃土を表現する最適の熟語で、「広土」「曠土」とその変形「耕土」のルーツだったのであります。

大崎耕土とはほぼ同等の地形的・農地的条件にある名取・金成地域も、浩蕩とか広稲と称せられてきたところですが、いずれも耕土と呼ばれるようになって今日に至っています。「耕土」は、もともと任意な通用語だけに、次第に拡大使用されるようになり、大崎・名取・金成のいわゆる三耕土のほか、今では利府耕土・迫耕土・高砂耕土・北上耕土などの濫称に類する称呼を生ずるまでになってしまいました。

「浩蕩」・「広稲」→「広土」・「曠土」→「耕土」。このような用語改変の仕方は、他処に類を見ない特異なものであります。しかも、単純直線的な変化過程である筈はなく、まちまちな混用をも、一時的逆行をも含みながらの進行でした。そこで、それらの用語の現われ方を、図書資料の上に見るため、刊行年順に排列すると次の通りになります。

1. 「仙台封内山海之勝」（内藤以貫、万治元〔1658〕以前。〔再掲〕）

『大崎……浩々沃壤……』

2. 「伊達便覧志」巻之14（佐久間洞巖、元禄15〔1702〕序、「仙台叢書」第3巻の内）

『宮城郡小泉の邑中、少林〔わかばやし〕……其地浩蕩と開て……東は海上を窮め、南は武隈⁽⁴⁾

- 〔たけくま〕の故館を限り……」〔名取浩蕩〕
3. 「封内土産考」（里見藤右衛門、寛政10〔1798〕跋。〔再掲〕）
『大崎浩蕩又広稲……』
4. 「宮城県地誌提要」（宮城県師範学校編、明治14）
『……中央ヨリ東部ニ至ル、田畝遠ク相連リ、大崎金成名取等ノ地ハ沃土ヲ以テ称セラレ……』
『〔名取郡〕東ハ平衍ニシテ良田多シ』
『〔志田郡〕其他ハ地勢平坦、田野曠潤ニシテ……』
『〔栗原郡〕東ハ良田沃土遠ク登米郡ニ連リテ……』
5. 「仙台案内」（庄子輝光編、明治23）
『宮城名取の広稲を一瞥して限界の極まる処……』
6. 「宮城県誌」（宮城県教育会中央部編、明治31）
『〔名取郡〕阿武隈川より、名取川に至る間、一帯の平野を名取耕地といふ。南北に延びて、亘理、宮城の二郡に及び、米を産することを甚多し。』
『〔志田郡〕此の地方は、土地率〔おおむね〕平坦にて、沃野数里に亘る。謂はゆる大崎耕地と称するもの是なり。』
『〔栗原郡〕山〔栗駒〕の南方より、発する川、三ツあり。一ノ迫、二ノ迫、三ノ迫と云ふ。下流合して迫川となる。此の間一帯の平野を金成耕地といふ。』
7. 「刪修〔さんしゅう〕宮城県誌」（宮城県教育会、明治32）〔逆行〕
『〔名取郡（なとりごほり）〕
阿武隈川より名取川に至る間の平野を名取広土（なとりくわうと）といふ。南北に延びて、亘理、宮城の二郡に及び、米を産すること甚多し。』
『〔志田郡（しだごおり）〕
此の地方は、土地、率〔おおむね〕、平坦にて、沃野数里に亘る。所謂、大崎広土と称するもの是なり。』
『〔栗原郡（くりはらごおり）〕
栗駒山より発する川、三あり。一ノ迫、二ノ迫、三ノ迫といふ。下流合して、迫川となる。此の辺、一面の平野を金成広土といふ。』
8. 「大日本地名辞書」第7巻（吉田東伍、明治39）
〔玉造郡〕
『本郡は、加美、志田、遠田等と形勢相抱きて一区を成す、即大崎氏の割有せる域とす。されば、通じて此諸郡を大崎領といひ、……大崎は、当時殆統郡の汎名たりき、又之が故のみ。諸書、或は大崎郡の濫称あり、又、大崎広土の俗称ありて、江合、鳴瀬、両川の沖積平野に呼ばる。広土は、其言義を詳にせず、国府処（コフト）の義にて、もと国府（もしくは郡家（コホ））の、平

坦なりし地に名づけしたのか。』

9. 「宮城県案内」（宮城県主催第10回東北区実業大会編、明治40）
『仙南に名取^{〇〇}広^{〇〇}土あり、仙北に大崎^{〇〇}広^{〇〇}土ありと雖も……』
『志田郡……大崎^{〇〇}広^{〇〇}土の中央に位し……』
10. 「三本木案内誌」（三本木町編、大正2）
『三本木ノ地北ニ大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土ノ沃野ヲ控ヘ……』
『北部ハ一般ニ平地ニシテ所謂大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土ノ一部ヲナシ鳴瀬川及多田川ノ沿岸及此ノ二川ヲ以テ囲ミタル地ハ地味肥沃ニシテ耕作ニ適セリ』
11. 「志田郡案内誌」（志田郡役所、大正2）
『志田郡ノ地所謂大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土ノ中央ニ位シ四囲無限ノ宝庫ヲ控エ……』
『地味は所により一様ならざるも古来大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土ノ中心として推称されたるの地田畑多く農業に適する地質たり。』
12. 「加美郡誌」（加美郡教育会編、大正14）
『中新田町以東は、地相平坦にして沃野相連り、所謂大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土の一部を成せり。』
13. 「名取郡誌」（名取教育会編、大正14）
『東部一帯は頗る平坦にして沃野遠く相連り所謂本県三^{〇〇}大^{〇〇}耕^{〇〇}土の一たる名取^{〇〇}耕^{〇〇}土を形成す。』
『本郡は古来より名取^{〇〇}耕^{〇〇}土と称せらるゝの地、従て米の主要産物中第一位にありたるは言を待たず』
『名取^{〇〇}耕^{〇〇}土南北に走り……』
14. 「わが古川」（菅原朝歌人、大正14。〔再掲〕）
『大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土の四文字は……大崎^{〇〇}広^{〇〇}土若しくは大崎^{〇〇}曠^{〇〇}土であるべきものが、時代の変遷進歩につれて、広土変じて耕土となったものであろう。（下略）』
『大崎^{〇〇}平^{〇〇}野』
『沃野万里のわが大崎^{〇〇}の地……』
『大崎^{〇〇}の沃野』
15. 「宮城郡誌」（宮城郡教育会、昭和3）
『東南の部落は広漠たる沃野連亘し、土壤肥饒にして米麦穀菽に適す、即ち利^{〇〇}府^{〇〇}耕^{〇〇}土と称へ其名晨〔つ〕とに著る。』
16. 「わしが国さ」第17号（仙台協賛会、昭和4）
『小田原の田圃と高砂^{〇〇}耕^{〇〇}土との中間にある此の一帯の小丘陵を縫ふ大街道に沿ふた松原並木〔案内松原〕の景色は仙台名物の一つに推すべきもので……』
『大崎^{〇〇}平^{〇〇}野とは志田、加美、玉造、栗原、遠田の五郡に亘る茫莫たる沃野の総称であって宮城県産米では県内の主位を占めてゐる。……花園天皇の正和の頃から大崎氏の所領となったので、此

五郡を大崎五郡、平野を大崎平野と称する様になったのである。』

17. 「宮城県名勝地誌」(宮城県教育会編、昭和6)

『仙台以南一帯は、所謂名取耕土と称され、地、平坦、且つ肥沃で灌溉排水の便もよく、稲作耕地として最も天恵の地である。……本耕土の全面を……』

『大河原町……概して平坦で、大河原耕土、大谷耕土と呼んで……』

『仙北米の主産地。仙北十一郡中大崎耕土(加美玉造志田遠田の四郡)は其主耕地である。』

『古川町……特に通信、交通、産業に於ては大崎耕土(加美、志田、玉造、栗原)の中心都邑……』

『江合鳴瀬の両川の間を展開せられた平野が、即ち、大崎耕土なのである。』

『仙台市……左手はさへぎるものなき広々とした平地で、南方はるかに岩沼までつづく所謂名取耕土の一部である。』

『かつて大阪外語校長中目覚氏が県教育会で講述……「仙台は都市の地位としてはよいが、城下としてはよくない。仙台は西が塞がっている。(中略)一方岩出山はどうか。第一位置がよい。大崎広土、宮城広土(仙台はこの二つしか支配が出来ない)の外に北上川の平原を支配し得るのみならず、……』

『若柳町……所謂金成耕土の一部であるから米が第一の産物で……』

18. 「我が仙台」(仙台市教育会、昭和8)

『東方と南方とは一帯の平地で、特に宮城野附近からはさへぎるもののない広々とした沃野で、太平洋までつづく所謂名取耕土である。……この名取耕土と……』

19. 「鳴瀬郷土読本」(早坂亀太郎編、昭和10)

『本村は土地全く平坦で一の丘陵だはなく、所謂大崎耕土の一部をなし、一望肥沃な田園……』

『……大崎耕土の美田は……』

『憧れの大崎耕土へと……』

『中新田以東は平坦で沃野が開け、所謂大崎耕土の一部をなしてある。』

『中新田町は鳴瀬川上流平野が大崎耕土に臨まうとする門戸に位置……』

20. 「宮城県郷土読本」日之巻(宮城県教育会編、昭和12)

『三大耕土。本県の中央部には広々とした沃野耕土が各所に発達している。これらの平地を総称して仙台平野と呼んでいる。……この平野は曾て仙台藩六十二万石の宝庫として誇った沃野耕土で、就中、名取・大崎・金成の三耕土は古來米の主産地として広く知られてゐた。……名取耕土(仙南平野)……大崎耕土(仙北平野)……金成耕土……』

21. 「志田村誌」(志田村誌編纂委員会編、昭和25)

『志田村は大崎曠土の中央に位し……』

『志田村は大崎耕土の一部で……』

22. 「仙台」第7版(小倉 博著、小倉巖増訂、昭和28)

『長町から南下した国道が名取川を渡ると中田で、仙台市の最南部である。地域面積約 11.86 平方軒で、この地は名取川に沿ういわゆる名取^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}で土地も肥え、米・野菜（特に仙台白菜）・甘藷等を産する仙台の豊庫である。』

23. 「宮城県史」16（宮城県、昭和30）

『古川市の大きな特徴は市内に江合鳴瀬の両川を持ち、いわゆる本石米の産地大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}の中心に位置していることである。』

『中新田町以東は、地相が平坦で沃野が連り、いわゆる大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}の一部を成している。』

『三本木町……南方に丘陵の横たわるを見るほかは、一望十里のいわゆる大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}である。』

『若柳町……一方金成^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}と呼ばれた広い水田地帯の開拓がすゝむにつれて、その昔たゞに谷地要害とよばれていた一寒村が、慶長3年〔1598〕、名もはなやかに若柳と改められ、迫川の船着場として絃歌さんざめく水駅とかわって行った。こうして元禄の頃〔1688-1703〕には、すでに現在の町割も出来たといわれている。……船場の町として、或はまた金成^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}を背景とする地域内商業の中心都邑として……』

『八木山……名取^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}がよく見渡され……』

『野草園……名取^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}を越えて福島県相馬郡鶴ノ崎から牡鹿半島に至る眺望は素晴らしい。』

『岩沼町は名取^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}の南端に在り……』

『熊野那智神社……脚下から太平洋に続く名取^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}を見おろす……』

『千貫山……名取^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}を瞰下すれば……』

『下増田村……純農村で……名取^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}の中心部を占めている。』

『加護坊山……大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}はもとより……』

『鳴瀬川は……その流域は灌漑の便良く、土地が肥え、穀倉大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}の一部を成している。』

『金成^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}と呼ばれた広い水田地帯の開拓がすゝむにつれて……』

24. 「宮城県史」8（内「土木概説」（佐々久）、昭和32）

『大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}の内川大堰……名取^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}の名取川利用の六郷堰……』

25. 「宮城県一新風土記」（岩波書店、昭和33）

『特にかつて大崎氏の所領であった古川市の周辺は、大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}とよばれ、県の穀倉地帯となっている。』

26. 「三本木町誌」上、下巻（三本木町編、昭和41）

『北部は広漠たる大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}……』

『大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}においては……』

『大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}には網の目の様に用水堀の網が布かれている。この用水堀によって大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}の水田が耕されている訳である。かく見る時、鳴瀬川と大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}との関係は……』

『本県唯一〔マヽ〕の穀倉地帯大崎^{〇〇}耕^{〇〇}土^{〇〇}の……』

『大崎^{〇〇〇}耕土や奥羽諸山の眺望……』

『北部は米どころ大崎^{〇〇〇}耕土の一劃をなし……』

27. 「日本地名大事典」6（朝倉書店編、昭和42）

『おおさきへいや 大崎平野

宮城県の加美・玉造・志田・遠田・栗原のいわゆる大崎五郡にまたがり、鳴瀬川・江合川で涵養される地帯。大崎^{〇〇〇}耕土の名もある。……冬季の寒さはきびしいが、関ヶ原の戦いの後、藩の新田開発はここに力が注かれ、いまでは宮城県の三大^{〇〇〇}耕土の一つに数えられている。』

『なとりへいや 名取平野

名取川・広瀬川の下流部沿岸、高館（たかだて）台地青葉山台地東縁より東をいう。宮城県の仙南平野の一部で名取^{〇〇〇}耕土の称があり、金成（かなり）平野、大崎平野とともに宮城県の三大^{〇〇〇}耕土といわれる。』

『かなりへいや 金成平野

宮城県の北部、狭間（はざま）の意に由来する一迫川（いちはざまがわ）・二迫川・三迫川が丘陵地帯から平野にでて合流している附近、栗原郡金成町、若柳町附近をいう。金成^{〇〇〇}耕土と呼ばれ、仙北平野の西部を占めるが、同平野は大部分低湿地である中で、この金成平野は、大崎平野とともに、良好な水田・耕作地帯をなし、古くから宮城県の三大^{〇〇〇}耕土の中に数えられ……』

『はさまがわ 迫川

……中流部の若柳以西の平野は金成^{〇〇〇}耕土と呼ばれ……』

『なるせがわ 鳴瀬川

……大崎^{〇〇〇}耕土南西部を潤し……』

『せんだいへいや 仙台平野

……この〔狭義の〕仙台平野は別名名取平野とも呼ばれる。』

28. 「古川市史」上、下巻（古川市編、昭和43-47）

『古川は、古来米どころ大崎^{〇〇〇}耕土の中心に位し国道に沿い交通の要地であった。特に明治維新後は、城下町の疲弊するに反して地方商業の中心地として活気を見せ、大崎^{〇〇〇}耕土第一の町となった。』

『仙北平野のうち江合・鳴瀬の二川により灌漑される地帯は、本来穀倉地帯の名をほしいままにしているいわゆる大崎^{〇〇〇}耕土である。……わが古川市の大部分は中央低地帯の仙北平野大崎^{〇〇〇}耕土に、北西部の一部は陸前丘陵に位置を占め……。仙台平野の穀倉大崎^{〇〇〇}耕土の中枢部を占め……』

『南東部は江合川、多田川の両流に灌漑されて穀倉地帯大崎^{〇〇〇}耕土を形成し……』

『海拔10乃至40メートルの大崎^{〇〇〇}耕土の誕生……』

『地味豊かな大崎^{〇〇〇}耕土をつくり……』

『大崎^{〇〇〇}耕土の生命線として……江合川は大崎^{〇〇〇}耕土の北縁を東流し……』

『鳴瀬川は……大崎^{〇〇〇}耕土灌漑上江合川とともに重要な役割を果たしてきた。……藩政時代までの鳴

瀬川は水運の河として大崎耕土に江合川とともに重きをなし……』

『大崎耕土一眸海ノ如ク……』

『大崎耕土を限りなく愛し、……』

『南部一帯は江合川、多田川により灌漑される大崎耕土で……。大崎耕土は一毛作の水田がほとんど大部分を占め、……』

『室町時代大崎氏は大崎耕土を拠点として一時東北に覇をとらえた。大崎耕土の開拓は、水害に安全な山麓地帯からはじまった。……大崎耕土には針・埴〔そね〕・目・塚・木・袋・新田など開拓に関係のある字名を多く見る。』

『大崎耕土の目も部の変化したものであったなら、……室町時代、今の大崎耕土で……』

『大崎耕土のうち……。大崎耕地の北東部……。』

『大崎耕土古川の今昔を……』

『大崎耕土を背景とする仙北の中心都市として……』

『古川市民歌（浜田敏子詞、海鋒義美曲、斎藤たすく編曲、昭和34年8月制定）

1. 大崎の耕土に映える朝の陽を

　　揚げば力あふれきて

　　市民われらの意気あがる

　　おお古川 古川

　　希望の雲よわきあがれ』

『われわれの先祖は今の美しい古川耕土を作り上げるまで……』

29. 「名取耕土」第1-3部（丹野富男、昭和45-48）

30. 「日本地誌」第4巻（二宮書店編、昭和46）

『しかし水田卓越県としての特色は、仙台周辺にも表われていて、とくに「名取耕土」をもつ名取郡の水田率は94.5%であり……』

『……県北地域・仙北地域・陸前海岸地域についてみると、いわゆる「大崎耕土」・「金成耕土」などといわれる水田単作地帯であって、……』

『名取平野』

『大崎平野』

31. 「大崎地方広域市町村計画」（大崎地域広域行政事務組合、昭和48）

『圏域の北西から南東に大崎耕土がひらけ、江合川、鳴瀬川両河川の豊富で清らかな水とあいまって、広大な肥沃な稲作適地を構成し、西部山岳丘陵地帯は広大な森林資源を有する。』

32. 「金成町史」（金成町編、昭和48）

『金成町は……県内第二の穀倉、金成耕土のほぼ中心を占め……東部は金成耕土……』

『町の耕地は平坦部と山間部とに分けられ、平坦部は大部分金成耕土が占め、山間部は傾斜地が

多く、気温・水温も低く^〇耕^〇土^〇が浅い等、農産物の収量が少ない。』

『……現在は国内の米穀過剰を来し減反政策がとられているが、仙台藩時代から領内第一の美味米とされた金成米を作り県内はもちろん日本の米の宝庫といわれる^〇金^〇成^〇耕^〇土^〇という天下に知られた耕地をもつわが町の主産物たることは……』

『^〇金^〇成^〇耕^〇土^〇の中心をなす金成町は水田の多いことは当然であるが……』

『古代、中世の頃の^〇金^〇成^〇耕^〇土^〇を知る文献としては、……このことから^〇金^〇成^〇耕^〇土^〇は遠く820年前相当の耕地が開けていたことがわかる。……』

『「金成村〔村制当時〕立金成中学校々歌」（作詞白鳥省吾、作曲海鉾義美）

二、遥かなる栗駒山に

陣が森小棲の流れ

秀麗の眺め楽しく

広漠の豊けき^〇耕^〇土^〇

見よわれらの輝く学び舎。』

『新（統合）金成中学校校歌（菅原 健詞、佐々 久補。）

二、みちのくの姉齒の松や

金鶏の伝えはふるし

ゆたかなる^〇耕^〇土^〇の文化

うけつぎてわれら学ばん

ああ金成中学校』

『栗駒山の雪、三迫となって流れ、^〇金^〇成^〇耕^〇土^〇を作る。水清くして米美味なり。耕土の南北は丘陵にして、古城^〇耕^〇土^〇に面して点在し……』

33. 「市勢要覧ふるかわ」（古川市、昭和48）

『本市は県北の穀倉地帯^〇大^〇崎^〇耕^〇土^〇の中央部に位置し、古くから米の主産地として知られてきた。』

34. 「小野田町史」（小野田町編、昭和49）

『……東北方平地に扇状に開け、^〇大^〇崎^〇耕^〇土^〇に連なっている。』

35. 「大崎・30年未来のすがた」（都築昭雄、昭和50）

『地勢は、西部に位置する標高1,000メートル程度の奥羽山脈を分水嶺として、丘陵地帯が東部に向ってなだらかに傾斜し、われわれの研究対象の中央部、そして東部一帯は平坦低地となり、いわゆる美田の^〇大^〇崎^〇耕^〇土^〇が形成されている。この平坦水田地帯は……』

36. 「コンサイス地名辞典－日本編－」（三省堂編、昭和50）

『おおさき ^〇大^〇崎^〇耕^〇土^〇 = 大崎平野

大崎平野 古川市を中心とする小平野。〔別称〕（地元）^〇大^〇崎^〇耕^〇土^〇、または^〇大^〇崎^〇広^〇土^〇、鳴瀬川・荒雄川による沖積地。17Cから新田開発が進み、豊かな米作地域。金成・名取とともに^〇三^〇大^〇耕^〇

土の一。』

『かなり 金成耕土〔別綴〕金成広土＝かなり平野。

金成平野 栗原郡金成町・若柳町付近、仙北平野西部の低湿な小平野。〔別称〕地元：金成耕土。一迫川・二迫川・三迫川の合流点付近の沖積地、水田単作による良質米の産地。江戸時代は河川舟運により石巻に集荷され、江戸・大阪へ出荷された。大崎耕土とともに県内三大耕土の一。』

『なとり 名取耕土 名取川下流の平野。〔別称〕名取平野。広義の仙南平野の一部。水田と仙台市への野菜供給地。耕土は一説に広土と綴り広大な平坦地の意で平野と同義。一般に沖積地をさす。ここでは閑上浜で限られる七北田川・名取川・阿武隈川下流域をいう。』

37. 「一迫町史」（一迫町編、昭和51）

『栗原郡は……近世を通して現在まで、この地帯は大崎耕土の名のもとに著名な宮城米の産地として名を定めてきている。』

『南は岩出山町、古川市と続き、広い大崎耕土につらなる。この間に丘陵地帯が形づくられて、わが郷土一迫町が位する。そのほゞ中央は平野である。俗に迫耕土と称する。この間を母なる川、一迫川が貫流し耕土をゆたかにうるおしている。』

38. 「わたしたちの金成町」（金成町教育委員会編、昭和51）

『ここはひくくてたいらな土地（平地になっていて金成耕土（こうど）とよばれています。……夏川が、金成耕土をながめて迫川にはいり……』

『むかしから、広い金成耕土が開け……』

『……南がわ平地の金成耕土の米づくりとともに……』

『金成耕土が大きな沼のように……江戸時代には、三年に一どぐらいずつ大水になったということとです。』

『金成耕土のまん中を流れる夏川……』

『いまでは、金成耕土のほとんどが整理されて……』

39. 「名取市史」（名取市編、昭和52）

『数多い山城や東北第一の雷神山古墳をなさしめたものは稔り豊かな名取耕土のお蔭であることは論をまつまい。やや時代は下るが名取耕土に取水するため六郷堰が設けられた。』

40. 「ふるさと再見」（読売新聞東北総局、昭和52）

『南郷町……穀倉・大崎耕土の一角にある南郷町の秋は……』

『小牛田町……まだ春浅い大崎耕土に、真黒い煙を吹き上げ、大地を揺るがせて“岡蒸気”が走った。』

『志波姫町……水田でないのは家並みのほかは、南部にわずかに続く丘陵地帯だけ。実りの秋を迎えた志波姫耕土には、黄金の穂波がどこまでも波打つ。この耕土を生んだのは……忠宗の時代に掘られた一本の水路だった。一迫川の水を引き込み、その長さは若柳町まで、約20キロの伊

豆野堰である。』

『金成町……金売吉次の生地とされ奥州街道の宿場として栄えた金成町。金成^{〇〇}耕^{〇〇}土の……』

『津山町……石巻市北部一帯の水田は「十年一作」といわれた。……この北上^{〇〇}耕^{〇〇}土救済を目ざしたのが、明治42年に内務省から発表された北上川改修工事計画だった。……下流の「十年一作」地帯は見事な耕^{〇〇}土に生まれ変わった。』

『河南町……ほとんど不毛の地だった鹿又、前谷地に排水路を設け、広淵沼を干拓し、町の三^{〇〇}大^{〇〇}耕^{〇〇}土〔?〕に変えた。』

『古川市……奥羽山脈に端を発した鳴瀬川と江合川に囲まれる大^{〇〇}崎^{〇〇}耕^{〇〇}土。豊かな水路が縦横に走り、見渡す限りの緑の水田は「日本の穀倉」の名を欲しいままにしている。そのど真ん中で、古川市は「日本一うまいササニシキ」を生み育ててきた。』

41. 「宮城県教育百年史」第2巻（宮城県教育委員会編、昭和52）

『南郷町は大^{〇〇}崎^{〇〇}耕^{〇〇}土の南端に位置し……』

42. 「宮城県新長期総合計画」（宮城県、昭和53）

『県北西部地域

地域の産業は広域大^{〇〇}崎^{〇〇}圏の大^{〇〇}崎^{〇〇}耕^{〇〇}土、広域栗原圏の金^{〇〇}成^{〇〇}耕^{〇〇}土などの優良農地を利用した稲作を中心とする農業に特化し……』

43. 「葛西四百年」（佐藤正助、昭和54）

『栗原郡は一・二・三迫川が広げた広い^{〇〇}耕^{〇〇}土を有しているため〔金^{〇〇}成^{〇〇}耕^{〇〇}土〕、宮城県南や海岸部に比して、寒冷であるわりには、古くから米の生産が多く、富んだ地域であった。』

〔以上とは別に、「耕^{〇〇}土」の称を採ることなく、「大^{〇〇}崎^{〇〇}平野」「名^{〇〇}取^{〇〇}平野」「金^{〇〇}成^{〇〇}平野」で通している現行の図書資料が、かなり多くあることに注意を要します。〕

仙台地方は、伝統ある豊穰な米どころ、昔百万都市江戸用米の3分の1をみたした本石米、今は名だたるササニシキの主産地であります。とりわけ、大^{〇〇}崎^{〇〇}・名^{〇〇}取^{〇〇}・金^{〇〇}成^{〇〇}の一帯は、見はるかす美田の広がりをもつところ、これを指していう「浩蕩」の文学的表現が、時の流れに幾変化しつつ、いつしか仙台的用法での「耕^{〇〇}土」の文字に置き換えられて通用してきました。このような「耕^{〇〇}土」の称は、全く特異な用法ですので、全国的に殆ど類例がなく、僅かに、福島県白河市の「五^{〇〇}箇^{〇〇}耕^{〇〇}土」〔ごかこうど〕にこれを見出すことができるだけのようです。「五^{〇〇}箇^{〇〇}耕^{〇〇}土」は古くからの米どころ、しかも、味のすぐれた良質米の生産地として有名です。「新撰名勝地誌」巻5（田山花袋編、明治44）に次のように記されています。

『白河町……北は阿武隈川の蜿々として東流するあり、西には那須、甲子の連山起伏し、南は八溝山の餘脈これを蔽ふ。而して東方の一面開けて所謂五^{〇〇}箇^{〇〇}耕^{〇〇}土と称する平地をなす。』

「五^{〇〇}箇^{〇〇}耕^{〇〇}土」の五箇は「五箇村」の村名からきたものです。〔昭和30年3月1日白河市に編入合併〕。また、「大日本地名辞書」第7巻（吉田東伍）に、次の記事があります。

『双石（ならびいし）、板橋、舟田、借宿（かりやど）、蕪内（かぶうち）合せて五箇（ごか）村と改めた。白河市街の東一里半。

古事考云、五箇村とは、城東の五村を指し、米穀殊に甘美なり、天文中〔1532-1555〕已に此称あれば、早くより組合せて呼ばれしなり。』

注(1) 儒者。諱は就篤、一名希顔、字は以貫、六左衛門と称し、閑斎、楽山また白石山人と号した。長州の人、博覧強記、詩文に長じ、又剣道の達人でもあった。はじめ直情径行激越であったといわれたが、溫柔謙虚な人格者で、忠宗に招かれて300石を賜わり、常に側近に在り、又綱宗の侍講をも兼ねた。綱村の命により政宗、忠宗両公の年譜を撰した。晩年多病、致仕して白石山房にこもり詩文を事とした。君公が屢々山房を訪れ、恩遇甚だ厚かった。「封内山海之勝」は、忠宗の遺言によって著したものである。元禄5年〔1692〕10月21日没、68才。墓は宮城郡田中村（後の根白石）にあり、〔白石山房の後山〕唯一つの大石を置いてあるのみ、その遺言によるという。

注(2) 鳴瀬・江合・迫の3川に囲まれた志田・玉造・遠田・加美・栗原は河内〔かわち〕5郡と称せられ、水利に恵まれ地味豊かな地方である。平泉征伐の翌建久元年〔1190〕頼朝は、この5郡に泉田・渋谷・上形〔うわがた〕・狩野の4将を配置した。彼等を「河内四頭」と称した。それから約150年後、南北朝の対立争乱が東北に波及してきた時、足利方の斯波（大崎）家兼が奥州管領としてこの地方に入り定着することになる。斯波氏は大崎氏を称したので、それ以来「河内5郡」を大崎と汎称するようになったのである。「伊達正統世次考」巻8下（伊達綱村編）に次の記事がある。『渋谷、泉田、上形、狩野是曰川内四頭。文治五年頼朝卿治泰衡之後、分守五郡二保。其後令畠山吉良石橋石塔管領奥州。至建武之末。此四頭不従管領指揮。申請之京都。因以斯波刑部大輔家兼為管領。遂亡石塔氏云。（中略）家兼高祖父尾張守家氏。領下総国大崎。因以大崎為氏称。此後謂河内五郡亦謂大崎也。』

注(3) 広く大きいこと。

注(4) 佐久間洞巖著。伊達家遠祖朝宗から綱村に至る20代間の歴代の事蹟を記した書。元禄15年〔1702〕序。

資料 「封内土産考」（里見藤右衛門、「仙台叢書」第3巻の内）

「わが古川」（菅原朝歌人）

〔フィクションでの用例：「南小泉村」（真山青果、明治39）『茂ヶ崎耕土の平原が目路の限り軒先からズット前に開けて…………』〕

125 「僊臺」は「仙臺」のことか

問 漢詩文などに「僊臺」という語が使われているのを、時たま見ますが、これは「仙台」のことでしょうか。

答 例えば、頼三樹三郎の漢詩『落日僊臺下。古今事奈何。(中略)偉志違時運。英雄遭止戈。(下略)』の中の「僊臺」は「仙臺」のことです。⁽¹⁾中国の字書「正字通」(せいじつう)に『僊同仙』、『康熙字典』(こうきじてん)に『僊同仙』『仙僊也』とあり、⁽²⁾従って、わが国の「大漢和辞典」(諸橋轍次)⁽³⁾をはじめとする漢和辞典類にも、そのように載っています。「仙臺」の表記は、2字の画数がアンバランスなためか、視覚的な整正を求めてか、多くの場合文芸表現用として、学者や文人墨客の間で「僊臺」と書かれることもあったようです。

勿論、地名としての正式な表記は「仙臺」であります。伊達政宗の命名とされ、「貞山公治家記録」巻20下に、このことを次のように記しています。

『(慶長五年)〇十二月己丑小廿四日甲午。辰刻、公、千代城へ御出、御普請御繩張始メアリ。文字ヲ仙臺ト改メラル。昔時此城ノ側ニ千體佛アリ。因テ千體ト号ス。其後、文字ヲ千代ト改ム。此城、元ハ国分ノ前主国分能登守殿守氏、先祖ヨリ居住セラルト云云。』。「治家記録」は後年の編纂ですので、これに先行する「仙臺」の文字の明確な初見を求めると、伊達政宗の慶長6年4月18日付今井宗薫宛書簡(「仙台市史」第8巻の内)の文中に見ることができます。すなわち、⁽⁴⁾

『(前略)
一去十四日此地仙臺へ相移申候 誠陳〔マヽ〕屋之躰本丸壁さえつけ不申候躰ニ候へ共 無理ニ
うつつ申候 内府様如此御繁昌之間者 各城などの普請更ニ不入由存候間 一切不仕候 其躰可
有御分別候 (下略)

恐惶謹言

(慶長六年)

卯月十八日

政宗(花押)

(今井)

宗薫老

人々御中』

これに次ぐものとして「仙臺橋擬宝珠銘」があります。

『仙臺橋

仙人橋下

河水千年

民安国泰

敦与堯天

慶長六年^辛臘月吉辰

藤原政宗

門士川嶋豊前守奉造 』

なお、このことについて、「仙台地名考」（菊地勝之助）に次のように記されていますが、文中に用語の適正を欠くものがあるので、訂正を要します。

『しばしば古書などに「僊臺」の文字を見ることがある。之は仙台の^{××}類字である。』「類」という漢字のもつ意味は「似」で、「類字」とは「形の似た文字、形の似かよった字」のことで、例えば「爪」と「瓜」、「大」と「犬」と「太」、「巳」と「已」と「己」などをいうものであります。

なお、「僊台」または「仙台」の表記をした文人墨客等もありました。「台」は臺の古字であります。古字とは、昔用いられ今はすたれた文字をいいます。

注(1) 幕末の志士。頼山陽の三男として、文化8年〔1825〕京都に生れた。名は醇、字は子春、号は鴨崖、古狂生。大阪に赴き後藤松陰の塾に学ぶ。後ち江戸に出て昌平黌に入り佐藤一斎につく。又梁川星巖に詩学を学ぶ。弘化3年〔1846〕蝦夷地を実査するが、その往路仙台・松島・石巻を経て三本木に知己伊東文叔を訪ね10日餘滞在している。その際の所作が、この「僊臺所感」の漢詩である。

『落日僊臺下 古今事奈何 曠田窮海尽 群嶂背城多
偉志違時運 英雄遭止戈 可憐一市雨 唯唱清々歌』

注(2) 音韻字書。全12巻。明、張自烈撰。清の廖文英がその稿本を購って自著とし、自序を冠して南康の白鹿洞で版行した。

注(3) 漢字の字書。全42巻。清朝第4代の皇帝聖祖康熙帝の勅命をうけた張玉書、陳延敬らの撰に成り、康熙55年〔1716〕刊。歴代字書の集大成ともいうべく、所収総字数4万2千餘。その後編纂される字書は、総てこの書を範とした。

注(4) 安土桃山・江戸期の茶人。今井宗久の子として天文21年〔1552〕生。諱は久綱、通称帯刀左衛門、入道して宗薫。堺の豪商・茶人の家において茶湯を修め、豊臣秀吉の茶頭〔さどう〕となった。後ちに徳川家康に仕え、その茶頭をつとめた。寛永4年〔1627〕没、76才。宗薫は、上辺に対し陰然たる影響力をもっていたので、諸大名のうち、茶道の上だけでなく、保身や情報キャッチの便宜上、彼を懇意にしていたものが少なくなかった。政宗もその1人であった。

資料 「大漢和辞典」第1巻（諸橋轍次）

「康熙字典」

126 大橋の擬宝珠の銘

問 大正13年に桃源院東の地中から発見された仙台大橋の擬宝珠の銘について、撰者と書家の名が本によってちがいます。どれが正しいのでしょうか。

答 大正13年4月8日、宮城郡七郷村〔現在は仙台市内〕南小泉桃源院東の桑畑の土中から、銅製の擬宝珠が発掘されました。

『仙臺橋

仙人橋下 河水千年 民安国泰 孰與堯天

慶長六年^辛臘月吉辰
^丑
(1)

藤原政宗 門士川嶋豊前守奉造』

の銘が刻まれてあり、寛永14年〔1637〕6月24日からの大洪水で26日大橋が押流され土砂に埋没してしまったものです。この擬宝珠の銘文の撰者は虎哉和尚であることが、〔貞山公治家記録〕巻之21に次の通り明記されています。⁽³⁾

『〔慶長六年〕

○十二月辛丑大、此月。仙台御城下大橋成就ス。広サ五間、長サ五十間アリ。川島豊前守景泰監造ス。覚範寺虎哉和尚ヲシテ擬宝珠ノ銘ヲ作ラシム。左ニ載ス、成就ノ日不知。⁽²⁾

仙人橋下 河水千年 民安国泰 孰与堯天

慶長六年臘月吉辰 』

書者の名は記されておらず、それを知るすべは全くありません。

ところが、下記のような諸書が存在しますので、お尋ねのような疑問点が出てくるのです。

1. 「増補仙台鹿の子」(鈴木雨香校正、明治32、大内源太右衛門刊)

『寛永十四年六月半頃より雨ふり同廿六日大洪水にて橋流る此時大橋も落て擬宝珠相馬まで流れ行く……(按)……大橋擬宝珠の銘は松島瑞巖寺住持なる雲居禪師の作にて書は林恒一なりしといふ』

2. 「仙台」(小倉 博、大正13)

『大橋……慶長六年始めて架けられた後……流失して、……大正十三年四月八日、宮城郡七郷村南小泉広瀬川沿岸の桃源院東畑圃の地中から擬宝珠を掘出した。高さ二尺六寸五分、直径一尺二寸、重さ六貫餘、銅製で銘を彫ってある。〔銘略〕仙臺橋とは大橋の原名である。城の落成以前既に仙臺と改称されたこともこれで証明される。〔銘文は「貞山公治家記録」巻之21に記録されているから、擬宝珠の有無にかかわらない。〕大橋は寛永十四年六月末の洪水で落ちた。言伝にはその擬宝珠が相馬まで流れたとしてあるが、その一つがこの地に留って三百二十四年間土中に埋まってゐたのである。銘は雲居和尚の撰、林恒一〔りんこういち〕の書だといふ。』

3. 「仙台市史」第1巻（仙台市、昭和4）

『大正十三年四月八日、宮城郡七郷村字南小泉、広瀬川沿岸桃源院東桑畑の土中より青錆になれる銅の擬宝珠を掘出せり。高さ二尺六寸五分、直径一尺二寸、重さ六貫餘にて、次の銘あり。

〔銘略〕仙臺橋とは大橋の旧名なり。此時には既に仙臺と改称せられたる事明かなり。此大橋は寛永十四年（丁丑）六月二十四日の大洪水にて押流されたるものにて、口碑に擬宝珠は相馬まで流れたりといふ。其一此処に留りて発見せられたるなり。銘は虎哉和尚撰、林恒一^{×××}の書なりといふ。』

上記の中で、1、2、の「^{××××}雲居和尚撰、^{×××}林恒一書。」。3、の「^{×××}林恒一書」と「[○]虎哉和尚撰」との組合せは誤りでありませう。雲居和尚が、第2代忠宗の度重なる懇請により、瑞巖寺に來住したのが政宗歿後の寛永13年〔1636〕8月21日、また、林恒一が忠宗に召されて來仙したのが問題の擬宝珠流失の年、すなわち寛永14年〔1637〕のことです。両者ともこれより約40年以前の慶長6年〔1601〕の大橋架橋当時の伊達家と、また仙台とそして慶長16年〔1611〕歿の虎哉和尚とは時代的に甚しくずれており、何の関係も持っていないからです。この誤りの原因は、「仙台人物史」（今泉篁洲、明治41）の内の「林恒一」伝の「……僧雲居と交最も深し。雲居嘗(4)で五大堂の鐘銘を作り、恒一之を書す。又大橋の橋欄擬宝珠の銘も、亦其書する所なり。」の箇所を不用意に引いて附会してしまったことにあります。「仙台人名大辞書」（菊田定郷、昭和8）の「林恒一」伝も「仙台人物史」の記述をそのまま採録したものですので、注意した読み方が肝要であります。

さて、「仙台人物史」の「林恒一」の項に述べられている大橋擬宝珠銘の件は、慶長6年製即ち桃源院傍から発掘された方ではなく、寛永14年にそれが流失し、慶安2年〔1649〕に復旧架橋された大橋に新規に取付けられた方であります。「義山公治家記録」巻之7の慶安2年6月9日の条を見れば明らかであります。すなわち、

『○〔六月〕九日丁酉。仙台御城下大橋成就ス。今日未明ヨリ竜宝寺法印実雄出ラレ、橋供養アリ。

瑞巖寺前住雲居和尚銘ヲ作ラル。銘曰

左右欄梁横緑水 東西柱礎徹黄泉

山川増瑞仙臺境 貴賤往来萬々年

順 賢太守忠宗公之嚴命作此頌以賀之

慶安二年林鐘良辰 雲居叟希膺

⁽⁵⁾奉行 梅田彦右衛門吉成

大明恒一書 』

故に、上に挙げた「仙台鹿の子」「仙台」と「仙台市史」第1巻等は、誤りを伝えていることとなります。

なお、大正13年に発見された擬宝珠の実物は、その後斎藤報恩会に収蔵されています。また、

慶安2年新造の大橋擬宝珠は、その後元禄11年〔1698〕1月に撤去し、「肯山公治家記録後編」巻之87によれば、これを千寿院に賜い、観音や地藏像に鑄直して安置させたことになっています。

注(1) ろうげつ。陰暦12月の異称。

注(2) 勇士。諱は宗泰〔むねやす〕、豊前と称す。もと二階堂家の族臣であったが、主家滅亡後天正年間政宗に仕え、着座として遇せられ、命により旧氏浜尾を川嶋と改めた。勇敢才略に富み強豪を以て鳴らした紺母衣10騎の1人として、いたるところの戦陣で活躍した。仙台築城の際、後藤孫兵衛信康と共に惣奉行を仰せ付けられ、同時に金森内膳と共に城下屋敷割をも命ぜられた。「貞山公治家記録」巻之21に『〔慶長6年1月〕十一日庚戌。仙台城御普請始アリ。総奉行後藤孫兵衛信康・川嶋豊前[×]景泰ナリ。御城下地形ノ絵図ヲ以テ諸士等ノ屋敷割仰付ラル。川嶋豊前・金森内膳是ヲ奉ル。』とあるが、「川嶋[×]景泰」は宗泰の次男であって、親の宗泰の方である。「伊達世臣家譜」巻之6にも、またこれを引いた「貞山公治家記録」巻之21の編者頭注にも「宗泰」としてあり、「東藩史稿」巻之16にも同様である。「仙台人名大辞書」も「川嶋宗泰」としている「治家記録」のその個所は誤筆のようである。

注(3) 「義山公治家記録」巻之1、寛永14年〔1637〕6月の記事に『○廿四日辛酉。雨不止。○廿五日壬戌。雨不止。○廿六日癸亥。洪水広瀬川暴漲。朝御城前、大橋及ヒ花壇舟町等ノ橋不残流レ、河辺諸士ノ屋敷屋宇流失ス。御領内悉ク洪水ナリ。当国前代未聞ノ洪水ト云々……』とある。

注(4) 「仙台人物史」（今泉篁洲）に次のように記してある。

『林恒一ハ明国帰化ノ士ナリ名ハ道周字ハ恒一天沢ト号ス明国漳州登海県ノ産少〔わか〕フシテ進士ノ科ニ及第シ学問淹博ニシテ百家ヲ貫穿シ兼テ書法ヲ善クシ玉羲之ノ風アリ又医術ニ精通ス夙ニ学士ヲ以テ明朝ニ仕フ明朝ノ政ヲ失フヤ王翼等ト共ニ海ニ航シテ我邦ニ投シ遂ニ帰化ス寛永十四年義山公召シテ七人口金五両ヲ賜ヒ近侍トナス後チ又七人口金八両ヲ加賜ス恒一常ニ公ノ左右ニ侍シテ顧問トナリ大ニ礼遇セラル公ノ室孝勝夫人ノ病ムヤ恒一命ヲ奉シテ之ヲ治ス忽チ驗アリ是ヨリ益々優待セラル僧雲居ト交リ深シ雲居嘗テ五大堂ノ鐘銘ヲ作ル恒一之ヲ書ス又青葉城外大橋々欄擬宝珠ノ銘モ亦其書スル所ナリ萬治中老ヲ以テ骸骨ヲ乞フ乃チ養老俸ヲ給フ是ヨリ先命アリ日野鍊舟ノ女ヲ恒一ニ妻ハス五子アリ長子八郎兵衛後ヲ襲ヒ小性組トナル三子某恒一ノ歿後其養老俸ヲ賜ヒ以テ別ニ支族トナス餘子皆他姓ヲ冒ス恒一萬治三年庚子八月四日歿ス享年九十八、木下国分寺学頭坊ニ葬ル恒一ノ遺墨数幀今尚其子孫ノ家ニ珍藏スト云フ』

注(5) 陰暦六月の異称。

資料 貞山公治家記録巻之21（「伊達治家記録」2の内）

義山公治家記録巻之7（「伊達治家記録」7の内）

127 ○盃(杯)とはどのような枡目か

問 「白石市史」5の契約講史料の中に『清酒三十盃、す巻盃半、たまり三盃』などと書かれていま
す。盃とはどのような枡目⁽¹⁾なのですか。⁽²⁾

答 わが国で用いた尺貫法の枡目の呼び名の一種で、2合半を1盃(杯)といい、実生活上、丁度適
量な単位⁽³⁾なので広く使われたものです。しかし、言葉としての「○盃」は次第に方言として東北等
に偏在するものとなり、通用語としては、「1盃」の別名「こなから」⁽⁴⁾の方が残っています。

予め1升瓶とか、リットル瓶等の規格容器にパックされたものの取引や、販売が行われる現代と
はちがい、容器持参の量り売りが通例だった時代には、盃(杯)は人数分の目安をさめる最適の単
位でした。「菅野円蔵翁郷土史物語」(菅野円蔵)にも、『15歳になつと(なると)、本町(白
石)では若い者として若者組に入った。そして若者組に入る時は清酒十杯(二升五合)持って行か
なければならなかった。初めは一石が二円だった。……御維新当時の金持は山崎で、資産数十万円
と評価され、仙南第一であった。店は呉服物を扱っていた。毎日百人ぐらいの使用人を置いて昼飯
を食わしていた。……山崎は酒を十杯ぐらいやって一段歩の田をもらった。武士階級がなくなった
時、百姓が田を預けられ、困ってしまって、旦那、上げましょう、ということになって、酒をやっ
てもらったのだった。……』とあります。1盃(杯)の量をはかるためには、そのための2合半枡
があって、それを用いたものです。度量衡器は法定のもので、枡の種類も「御触書寛保集成」の正
徳辰年〔1712〕3月の条に、『1斗枡、7升枡、5升枡、1升枡、5合枡、2合半枡、1合枡』
などとあります。

1盃(杯)を方言として扱ったものに「全国方言辞典」(東条操編)がありますが、『いっば
い(一杯の意)二合五勺。盛岡・岩手・山梨・大分・熊本』と記しています。しかし使用範囲はこ
れよりも広く、「大辞典」(平凡社編)には『イッパイ一杯、一盃。方言。枡目の二合五勺のこと
(東北地方)』とあります。勿論、仙台附近においても用いられてもいましたので、次の諸書を挙
げて置きます。

1. 「大言海」(大槻文彦)

『いっばい(名)〔一杯〕

二合五勺ノ称。(仙台)』

2. 「仙台方言考」(真山青果、「真山青果全集」第15巻、新版全集第17巻の内)

『いっばいます

二合半、即ち一升の四分の一量を一盃枡と云ふ。甲州の古枡(こます)も一升の四分の一量の
枡を、畑こ枡、四ッ入枡、又一盃枡と云ふ由。甲州古枡の一升は現時の枡の約三倍なれば、一
盃枡は約七合五勺の量なれども、一升の四分の一の量たることは同一なり。……………」

3. 「仙台方言集」(土井八枝、大正8刊)

『いっばい(名) 一杯(二合五勺の量)

「醤油一杯下さい」「一杯枴(いっばいます)」

4. 「仙台の方言」(土井八枝、昭和13刊)

『いっばい エッペ(一杯)名 二合五勺の枴に一杯、即ち二合五勺。

「一升いっばい」(一升二合五勺)

註。普通の家庭ではこの分量を基準とする慣しがある。但し五合は二杯と言はずに五合(ゴンゴ)と言ふ。「御飯三ばいたきすべ」(御飯を七合五勺炊きませう)』

5. 「自伝的仙台弁」(石川鈴子)

『いっばい〔一杯〕名

二合五勺。物売などがこの枴をもっていた。酒や穀物や硯〔[×]規〕などをはかる。=いっぺ』

6. 「方言」(藤原 勉、「宮城県史」20の内)

『いっばい エッペエ

物をはかるに二合五勺を一杯と言う。土井「二合五勺の枴に一杯、即ち二合五勺。普通の家庭ではこの分量を基準とする慣しがある。但し五合は二杯と言はずに五合と言ふ」。したがって一杯枴は二合五勺入れのます。九州ではこの一杯をゴ一つと言ひ、このゴは盒〔ゴ〕で、食盒一つのこと、いにしえは盒器一つが二合五勺と一定していたのだという(大里武八郎「鹿角方言考補遺」)』

7. 「岩手方言集」旧伊達の部(小松代融一)

『イッパエ 二合五勺

エッペァ 二合五勺』

8. 「東北方言集」(仙台税務監督局編)

『いっばい〔名〕

にがうごしゃく(二合五勺枴に一杯の意)〔二合五勺〕

いっばい いっばい 又いっばいで、都合七合五勺になる「宮〔城〕南、宮〔城〕北」』

注(1) 家の戸主(新分家や水呑、名子等は除外)で結成した地縁的な協同生活機構、契約また一揆ともいう。非常に固い団結をもち、葬式送りや屋根葺や会食などを中心とする規約をもっていた。

注(2) 醤油の一種。大豆を煮て麴菌を作用させ、これを食塩水に仕込んで醗酵させ、その液汁をとったもの。醤油より濃厚で美味であるが、芳香はない。醤油の方は小麦と大豆とで作った醤油麴と食塩水とを原料として醸造する。甘味と鹹味とを有し、特有の香気がある。

注(3) 昔の1人扶持は2.5合×2=5合(1日2食時代)もその1例。

注(4) 「大辞典」(平凡社編)に『コナカラ 小半 四半分の義 一升の半分を更に二分したる

容積、即ち二合五勺。』

「大言海」（大槻文彦）に『こなから（名）（小半）〔半分、即ち、なからナリ。半分、又半分ナレバ小なからナリ。物ノ四割一（ヨツワリヒトツ）、又四分ノ一ノ称ニテ、四半分トモ云フ。小半（コナカラ）ノ字ヲ音読シテ小半（コハン）ト云フ、半升ノ半分ヲ、小半斤（四半斤）ト云フ、是レナリ。小半時（コハントキ）、豆腐ノ小半挺（コハンテウ）皆同ジ〕

（一）米、二合五勺ノ称、五合枴ヲなから枴ト云フ。

（二）酒、二合五勺ノ称。酒一升を一斤ト云フ、其小半斤ナリ。』

姓に「二合半」（こなから、こならか）があり、また地名にもある。「遺臣伝」（子母沢寛）に『牛込もちの木坂とお濠の上から上って来る二合半坂（こなからざか）のぶつかる角屋敷……』。「歴史の中の単位」（小皇袈裟勝）に『日本でも昔甲州には3升が1升の大ますがあって、その半分入りのますをなから、またその半分のますを小なからと呼んだ。なからはなからを意味する甲信地方の言葉である。』とある。

資料 大言海（大槻文彦）

仙台方言考（真山青果、「真山青果全集」第15巻、同新版第17巻の内）

仙台方言集（土井八枝）

仙台の方言（土井八枝）

目伝的仙台弁（石川鈴子）

方言（藤原 勉、「宮城県史」20の内）

岩手方言集（小松代融一）

東北方言集（仙台税務監督局編）

128 滝沢神社境内の芭蕉句碑について

問 滝沢神社の芭蕉句碑の句は、案内板の説明通りとすれば、季が合いません。確かに、芭蕉が此処を参拝した時の作なのでしょう。

答 この句碑〔滝沢神社の「梅月碑」〕について、問題の案内板には、次の通りのことが記されています。

『蕉翁碑再元〔マヽ〕解説

俳聖松尾芭蕉が元禄二年五月奥の細道旅路の途に画工加右衛門（俳号和風軒加之）の案内にて滝

沢神社に立ち寄り次の句を残された。

「はるもややけしきととなう月と梅」^{××××}安政戊子仲春当時の俳人仏朔、来巴、鳴鶴、馬年、日人⁽¹⁾等三十一人にてこの芭蕉翁句碑を建てた月梅碑として県内でも数少ない芭蕉句碑なれば誠に貴重なものとして新聞雑誌等にも報道されたものである。

昭和二十年七月十日未明米軍の大空襲にて爆弾や焼夷弾の被害のため八つ割となったのを俳人美仙等がこれを惜しみ拾い集めて後日仮宮設置時に継ぎ合せ頭部破片が見あたらずそのまま原型保存することが出来たその後歳月の経過によりセメント力価の効果を失い又々破損したものを神社総代会のお世話にて土工技術にて金属心棒を入れて完全に継ぎ合せ自然石に刻し込み台石の安定を得て此処に再元〔マヽ〕したものである。

昭和五十一年五月十五日

滝沢神社】

以上の説明文は、かなり不用意に書かれたもので、その前半には幾つかの誤まりを含んでいます。お尋ねのような疑問点の生ずるのは、当然のことです。芭蕉は元禄2年〔1689〕5月4日仙台に入り、8日多賀城へ向けて出立しています。その間に、芭蕉は滝沢神社などを訪れていないのです。彼自身の「奥の細道」にも、「曾良随行日記」にも何の記事もありません。忙しい日程の中で、特に足を運ばねばならなかった程のところでもなく、「画工加右衛門の案内で立ち寄り……」とあることを立証する資料など、勿論存在しません。次に「春もやや……」は滝沢神社を訪れた時の作であるとする説明は、既に根本が崩れているので成り立たないということになります。この句は、芭蕉来仙の時にはまだ生れていなかったもので、実にその4年後の元禄6年〔1693〕正月、高弟許六郎を訪れ4、5日逗留した際、紅梅画讃として詠んだ句であります。同月20日に、谷木因〔たにもくいん〕宛、年始到来品の礼状の書中にもこの句を書き込んでいる事実があります。勿論、季は春であって、4年前芭蕉が仙台に来た5月〔旧暦〕即ち夏の季とは甚だ食い違います。かりにも、このような句を芭蕉たる人が残して行く筈がありません。

碑背には、建碑者の俳名が刻まれているだけで、建碑の趣意に類することなど1行も記されていません。真に、案内板通り芭蕉の遺跡であるならば、そのことが特筆大書されてあるべきです。

芭蕉句碑は、全国に1,385基以上もあります。建碑の場所は、必ずしも芭蕉が足跡を印したところとは限らず、刻まれた句もまた、その地とゆかりのあるものばかりではありません。滝沢神社の句碑もその一つであって、「春もややけしきととのふ月と梅」が、仙台滝沢神社の専有でないこと、即ち問題の案内板の誤りを、更に明確に正すためにも、全国の芭蕉句碑の中で「春もやや……」の句を刻んだもの43基の所在を列举して置きます。これらの碑の中には「朧塚」「翁塚」「梅塚」「翁梅塚」「梅月碑」「梅林塚」「梅見塚」などと呼ばれるものもあり、また仙台の梅月碑よりも、建碑年代の古いものも存在します。(○印は古いもの)。

1. 岩手県東磐井郡藤沢町前沢

2. 岩手県大船渡市盛町天神沢
- ×3. 宮城県仙台市本町2丁目11-17滝沢神社
 4. 福島県会津若松市博労町渡辺庭（弘化2）
 - ⑤ 茨城県古河市正定寺（享和3）数句併刻
 6. 群馬県佐波郡境町三夜堂（天保12）
 7. “ 東国定赤城神社（明治16）
 8. “ 藤岡市上戸塚神社前（明治27）
 - ⑨ 埼玉県行田市若小玉竹内庭（寛政5）
 10. “ 羽生市上羽生毘沙門堂（明治20）
 11. “ 比企郡小川町大塚八幡宮
 12. “ 大里郡寄居町富田不動尊（明治21）
 13. 東京都墨田区寺島1丁目百花園（天保7）
 14. “ 足立区千住3丁目水川神社
 15. “ 中央区築地3丁目本願寺別院
 16. “ 渋谷区原宿1丁目竜眼寺
 17. “ 日野市百花園（明治20）
 18. 横浜市港北区北綱島町飯田庭
 - ⑲ 新潟県十日町市聖聚院（寛政4）
 20. 長野県北佐久郡望月町竹ノ城
 21. “ 長野市古牧五分一天神社
 22. “ 茅野市玉川山田
 23. “ 飯田市愛宕神社
 24. 石川県鳳至郡穴水町来迎寺
 25. 山梨県甲府市太田町公園（天保7）
 26. 静岡県焼津市小川海蔵寺（嘉永7）
 27. “ 浜名郡浜北町尾野金毘羅宮
 28. 三重県松阪市愛宕町菅相寺
 29. 奈良県桜井市初瀬崇蓮寺（明治20）
 30. 兵庫県西宮町西宮神社（天保14）鬼貫句併刻
 31. 岡山県邑久郡長船町土師正運寺（安政5）
 32. 山口県防府市酒垂公園
 33. 高知県須崎市須崎円竜寺（天保11）
 34. 愛媛県八幡市矢野町八幡神社（万延元）

35. 愛媛県北条市倉紡前法然寺（明治4）
 36. “ 越智郡吉海町高麗寺
 ③7. 福岡県三猪郡筑邦町玉垂神社（文化11）
 38. “ 八女市平田稲荷社（天保14）
 39. “ 甘木市立石神社（明治2）
 40. 佐賀県唐津市西寺町近松寺（大正5）
 41. “ 藤津郡塩田町本応寺
 42. 長崎県佐世保市福石町犬塚庭（昭和21）
 43. 熊本県山鹿市長源寺（天保11）

注(1) 文政戊子（文政11年〔1828〕）の誤り。碑文もこのように刻んである。安政時代に戊子の干支はなかった。

注(2) 碑背に建碑関係者31人の姓名が下記の通り2段に刻まれている。〔以前断片のまま地面に倒伏して置かれてあった時は見る事ができなかった。〕

発起

仏朔	月朶
主事	琴松
来巴	月哉
補助	文叟
鳴鶴	旧邨
馬年	可涼
柳邨	岩沼
鬼丸女	鳳台
清女	一步
楚白	狐穴
雄淵	石巻
日人	普峨
禾州	一品
宗□	岩谷堂
麦園	□山
百非	岨菊女
凡田	道成
子孝	馬国

資料 芭蕉事典（松尾靖秋〔等〕編）

129 仙台鮭とは

問 三陸でとれた鮭を「仙台鮭」と呼ぶところがあります。それは何故ですか。

答 仙台は古くから鮮魚の豊富なところで、三陸の漁場でとれた鮭が、明治初年頃から東京あたりに出廻るようになり、「奥州仙台（領）」の広義の「仙台」を冠して、仙台鮭と呼ばれました。その理由の第一は、東京その他の大都市に出荷されるほど、漁獲量が多かったことです。そして、その漁期は殆ど通年とっていい程長かったことです。「封内土産考」（里見藤右衛門）に『此魚暮春より至初夏渚に寄りて、北海より東海に往行す。故に網口を北に向けて立つ。又暮秋より中冬の間は南海より北海に帰る。此の時岸に不寄故に裏〔浦〕海にて不漁……又曰春夏の魚を鮭と云ひ秋冬の魚を鯉〔しび〕と云り。節に従て味も異に文字も差あり。』「仙台案内」（庄子輝光編、明治23）に鮭魚（しび）は暮春初夏南風の起る節より網に上り其大漁に至りては夥多（おびただしき）なり。其大なる者は一丈餘或は七八尺。多く之を遠島気仙の海浜より出つ。其小なる者は三四尺、多く之を前浜より産し、其前浜より出つる短小なる者を上品と為す。此魚秋の彼岸後冬候に至りては邦俗真黒魚（まくろ）と呼做（よびな）せり。冬季も漁獲多く他邦人仙台真黒魚の称あり。』また、「海鳴りの記」（小松宗夫）に『この頃の高産は統計も少く明かにできないが、明治9年に天皇の東北行幸に時の宮城県令が奏上した産物高に
マクロ 5万円
カレイ 4.1万円の数字があった。それは米（20.1万円）大麦（15.3万円）大豆（13.6万円）味噌（13.7万円）生糸（12.4万円）綿（6.6万円）炭（5.7万円）大根（5.7万円）に次ぐものであった。』と記されています。

「仙台鮭」に冠する「仙台」は、「奥州仙台」といわれるように、旧仙台領全域をいう汎称です。

鮭は又、仙台での初夏の味覚の最たるもので、「しび、新茶、ほととぎす」と珍重されたものでした。丁度、江戸の「目には青葉山ほととぎす初鯉」に相当するものだったのです。領内の浜方から藩公に対する「初鮭献上」も、毎春恒例として行われました。「牡鹿郡誌」（牡鹿郡役所編）に、次のようにあります。『初鮭指上〔さしあげ〕十八成〔くくなり〕組 狐崎組より 右両組中鮭網相立、初鮭浜々より一本宛初鮭と申銘〔もうすめい〕にて、大肝入方より宿継〔しゅくつぎ〕を以、仙台御肴蔵え相納、同所より受取手形被相出候事（後例留）』

ところが、さしもの近海鮭も、東京などの遠隔地に出荷されますと、昔の輸送方法では一たまりもなく鮮度が落ちて、不評の的となったものでした。「仙台魚風土記」（佐々木喜一郎）に『東京では以前は「仙台鮭」と凡そうまくない鮭の代表としていた。それは交通機関や冷凍方法を知らぬ明治時代のことで、今日ではなかなかのきけものになっている。』とあります。

注(1) 「平泉旧蹟誌」「気仙風土草」等の著者である相原友直の子。伝不詳。「封内土産考」

〔物産122種を収録〕を寛政10年〔1798〕著わす。

注(2) 「仙台魚風土記」(佐々木喜一郎)に『シビといい、マグロというのは季によるもので、春夏のものをシビ(鮪)、秋冬のものをマグロ(鮫)』とあり、「封内土産考」とはシビとマグロと入代っている。

同書『鮪は大きさによって呼名が違う、1丈余から7、8尺あるものをゴダシケ、即ちこれを荷うに駄馬5頭を要する意であるとも、又はこれを5段に割る意だともいう。小は3、4尺位。味は小さいのが上品である。……又大なるをマグロ、小をシビと呼ぶともいっている。此場合のマグロはオオシビともダイチウともいわれる。しかしいずれも同一種で、標準名をクロシビ、又はホンマグロという。肴町の故老にきく所では、次のような呼び方もあったようだ。

ニンダ	1尺2.3寸	5-6百匁
サンダ	1尺5.6寸	8-9百匁
ゴンダ	1尺8.9寸	1貫2.3百匁
トウツケ	2尺5.6寸	2貫7.8百匁
トウコともいう		
ヤツ	3尺5.6寸	5貫
ムツ	4尺	7貫
ヨツ	5尺	10貫

以上は馬1駄の積載量から出たという・』

注(3) 「奥陽名数」(「宮城県史」32の内)『牡鹿四十七浜又曰遠島』

「陸奥郡郷考」(関元竜、「仙台叢書」第11巻の内)に『牡鹿郡六十邑内四十七を遠島〔としま〕とす

大原 給分 清水田〔しずた〕小網倉〔こあみくら〕福貴浦〔ふっきうら〕狐崎 竹の浜 牧ノ浜 小積〔こづみ〕萩ノ浜 侍浜 折ノ浜 祝田 佐須ノ浜 小竹 田代 桃ノ浦 月ノ浦 鷲神浜 小乗〔このり〕針浜 浦宿 高白 横浦浜 大石原 野々浜 飯子 寄磯 鮫ノ浦 谷河〔やかわ〕泊浜 新山〔にいやま〕鮎川 十八成〔くくなり〕長渡〔ふたわたし〕網地浜〔あじはま〕江ノ島 出島〔いずしま〕御前浜 指ノ浜〔さしのはま〕塚浜 尾浦 竹ノ浦 桐ヶ崎 宮ヶ浜 女川 石浜』

「都の苞」(僧宗久、「仙台叢書」第2巻の内〔正平5(1350)〕)

『松島……寺のまへみなみは、しほがまの浦につづきて、千島などいへども、なほそのかぎりみえず、あるはおきの遠島とて、海をへだててはるかなり。そのあはひにこじまおほくみえたり。』

注(4) 荒浜あたり一帯の海岸。仙台の直ぐ前の浜の意であるという。

注(5) 明治9年6月25日宮城県庁に臨幸、権令宮城時亮が県政について奏上した。

注(6) 宮城時亮〔みやぎときすけ〕長州出身。経学詩文に長じ、菊浦と号す。明治7年宮城県参事となり、後に権県令から県令に進んだ。11年辞職。明治26年東京で没した。

注(7) 「牡鹿郡誌」(牡鹿郡役所編)

『牡鹿郡は封内中奥〔栗原・登米・桃生・牡鹿・本吉〕と称する行政区画の管轄に属す。而して本郡の地勢浜海島嶼の土地多く、又海陸交叉の要地に位するがため郡内を二分して陸方、浜方と称し大肝入を配置す。浜方は更に之を三分して、各一名の大肝入を置く。狐崎組、十八成組、女川組即ち是なり。かくして村邑部落を管理すること二百七十餘年、維新の革政に及ぶ。』

『十八成組

大原・網地・長渡・給分・十八成・鮎川・新山・泊り・寄磯・谷川浜・鮫ノ浦』〔十浜一浦とも十一浜とも称した。〕

注(8) 「牡鹿郡誌」(牡鹿郡役所編)

『狐崎組

祝田・佐須・小竹・折ノ浜・桃浦・月浦・萩ノ浜・小積・牧ノ浜・竹ノ浜・狐崎浜・福貴浦・小網倉・清水田・田代浜』

『女川組

塚・飯子・野々・大石浜・横浦・高白・小乗浜・鷲ノ神・女川・針ノ浜・浦宿・宮ヶ崎・石浜・桐ヶ崎・竹ノ浦・尾浦・御前浜・指ヶ浜・出島・江ノ島』

『陸方組

門脇村・住吉町・蛇田村・高屋敷・南境村・大瓜村・高木村・水沼村・真野村・沼津村・沢田村・流留村・渡波村・根岸村・湊村。』

資料 仙台魚風土記(佐々木喜一郎)

仙台案内(庄子輝光)

130 「十八成浜」「十八鳴浜」は「くくなりはま」か「くぐなりはま」か

問 「十八成浜」や「十八鳴浜」は「くくなりはま」と読むのか、それとも「くぐなりはま」と読むのか、どちらが本当なのでしょう。

答 「十八成浜」「十八鳴浜」は、いずれも、鳴り砂といわれる良質石英粒から成る砂浜に名付けられた地名であります。その上を歩くたびに発する「クックッ」という鳴り音そのものが、素朴で如実な地名となり、やがて「九々」の漢字を当て、更に $9+9=18$ という日本人得意の発想が加わって、「クックッ→九々→十八」と表記の仕方が変化したのであるといわれます。その限りにおいて、また明治期までの諸資料に徴しても「くくなり」と清音で読むべきものです。「くくなり」の傍訓の施されている図書資料の主なるものを挙げると、次の通りです。

まず「十八成浜」に関するもの。ここは牡鹿郡牡鹿町にあり、この地にある曹洞宗陽山寺は永正4年〔1507〕開山と伝えられるほど、古くから開けた漁村でした。

1. 「封内風土記」巻之13（明和9〔1772〕、田辺希文）

『十八成浜（ククナリハマ） 戸口凡五十九。以下至寄磯浜。凡十浜。一浦為一党。之曰十八成與（クミ）。……』

2. 「新撰陸奥風土記」巻之2（安政5〔1776〕序、保田光則）

『十八成(1)（くくなり）浜より相〔鮎〕川へ廿丁』

3. 「宮城県各村字調書」（明治17、18頃、宮城県。「宮城県史」32の内）

『牡鹿郡……

鮎川浜……

十八成道（ククナリミチ）……

十八成浜（ククナリハマ）……

給分浜……

十八成道下（ククナリミチシタ）……

4. 「地名索引」（明治18、内務省地理局）

『十八成浜（ククナリハマ）陸前牡鹿』

5. 「大日本地名辞書」第7巻（明治39、吉田東伍）

『鮎川浜、今鮎川浜村といひ、十八成（ククナリ）浜を含み…… 十八成（ククナリ）浜は又九々成につくり、藩政の時、十八成與〔くみ〕と云へるは、今の大原村を籠めて、十浜一浦と数へたり。』

6. 「牡鹿郡誌」(大正12、牡鹿郡役所)

『地名は時代により変易せられて其の原名を失ふ類少からず。されば藩政時代に至りては漢字に傍訓を附し、又著書にも傍訓を附せしものあり。封内風土記十三巻の牡鹿郡の条に……十八成(ククナリ)浜……』

7. 「五万分一地形図網地島」(昭和30、国土地理院)

『〔牡鹿町〕十八成(ククナリ)』

次に「十八鳴浜」に関するもの。気仙沼市大島にあり、島内でも最も交通不便の場所だったため、世に知られることの割に少なかったところだ。

1. 「五万分一地形図気仙沼」(昭和37、国土地理院)

『〔大島〕十八鳴(ククナリ)浜』

2. 「気仙沼湾」(昭和39、毎日新聞仙台支局)

『大島の東北海岸に、砂浜を歩くとクックッと鳴る十八鳴浜(くくなりはま)がある。普通の砂浜だとザクッザクッと音がするのに、ここはニワトリがエをついばみながら鳴く声に似た音がする。クックッを九九とし、足せば十八というのでこの名がつけられたらしい。

このような砂浜は外国にもあり「歌う砂」とか「音楽の砂」と呼ばれている。世界で一番大きいのは「中国の敦煌、ついでバイカル湖の砂浜、ハワイ砂丘」などがある。日本では石川、鳥取、島根、福岡の各県に一カ所と太平洋岸では女川〔東北電力女川原発の用地に入り昭和55年には滅失した〕、牡鹿、ここの三カ所が知られている。牡鹿町でも「十八成」と書いてくくなりと読ませており、期せずして一致しているのもおもしろい。

大島の十八鳴浜は、早くから地質学会〔界〕でも知られ、学者もたびたび調査にきている。ある学者は「人もし天朗かなる日、歩してこの浜に至れば、脚下に声あり、歩に従って発す。あるいは車輪のきしむが如く、その奇声異にして殆ど名状すべからず、ククナリ浜の名あるゆえんなり——」地学雑誌に報告している。十八鳴浜は、亀山の中腹からロック・クライミングでもやれそうな急斜面の細い道をたどって降りた海岸だ。道がけわしいので、地元の人でもあまり行かないが、畑仕事などにつられて浜の近くまで来た子供がたわむれて「クックッ」とかけまわっている。砂浜はちよっとみたところでは、普通の浜と変わらないが、いくぶん褐色をおびている。

この附近の地質的特質は、1億5千万年ぐらい前に形成されたジュラ系舞根層(もうねそう)といわれ、石英粒の多いことで、十八鳴浜の砂は95パーセントまでが石英質だという。神戸大姫路分校、物理学教室の橋本万平教授の研究によると、砂が鳴るのはつぎのような原理からだ。

十八鳴浜の砂は0.15ミリから0.6ミリの細かい砂が88パーセントを占めている。粒にかどがないのと、大きさがそろっているところに特質があり、踏まると主としてとがっているかどがお互にかみ合って歯車のように廻転する。かどのとれた丸い砂では、この廻転が起りにくく、砂の面と面がすべりの運動を起す。このすべりの抵抗の方が廻転による抵抗より大きいことが発

音に大きな役割を果たすという。

昨年上質の石英をみつけて、ある鋳物会社が「鋳型にするのもってこいだから」と気仙沼市にこの浜を売ってほしいと申し入れた。市では「国立公園になる所をけずるなんてもってのほかだ」と拒否したが、セメントにまぜるのに最適だと小舟で運び出す人もあるという。浜をたずねるにも道路がなく女性や子供には無理だ。大島めぐりのコースの一つとして、かくれた観光の地、十八鳴浜にも行ける道路が一本ほしいものだ。』

3. 「コンサイス地名辞典-日本編」(昭和50、三省堂編)

『くくなりはま→大島。大島……北東岸の十八鳴浜(くくなりはま)は歩くと音がするという鳴り砂で知られる。』

4. 「宮城県の地質案内」(昭和50、宮城県高等学校理科研究会地学部会編)

『気仙沼湾に浮かぶ大島には、日本でもめずらしい砂浜がある。砂浜の土を踏み歩くと、キュッキュッと音を出す。まるで海ネコがいないようである。十八鳴浜(くくなりはま)がそれである。(中略)この砂を鳴り砂(なりすな)という。船着場から徒歩で30分程度で行ける。大島のほかに鳴り砂の産地は、女川町小屋取〔の〕鳴浜・牡鹿町白浜〔十八成〕・鳴瀬町竹浜・唐桑町西舞根(にしもうね)九九鳴浜〔くくなりはま)などがある。鳴り浜は、太平洋岸に5個所、日本海岸に5個所知られている。』

ところが、近年「くぐなり」と濁った呼び方が現われてきたことも事実です。地元の発音がもとと清濁曖昧であることと、地名呼称の永きにわたる慣用の間に、その由来を離れて濁音化が始まってきたものようです。この種の読み方をしている図書資料を挙げますと、次の通りです。

「十八成浜」(くぐなりはま)に関するものとしては、

1. 「牡鹿郡誌」(大正12、牡鹿郡役所)

『十八成(クグナリ)浜』

2. 「宮城県史」16(昭和30、宮城県)

『牡鹿郡……鮎川・十八成(くぐなり)及び離島にある長渡(ふたわたり)・網地(あじ)の四浜をもって構成されている。』

3. 「宮城県観光便覧」1970(昭和45、宮城県)

『十八成浜(くぐなりはま)海水浴場。牡鹿半島では数少ない遠浅の砂浜で内湾に面しているので波静かな安全な海水浴場である。』

4. 「五万分一地形図金華山」(昭和46、国土地理院)

『〔牡鹿町〕十八成(くぐなり)』

5. 「みやぎの観光要覧」77年版(昭和52、宮城県)

『十八成浜(くぐなりはま)民宿』

6. 「日本地名大事典」6(朝倉書店編、昭和42)

『あじしま 網地島…対岸の牡鹿町十八成（くぐなり）から……』

7. 「角川日本地名大辞典」4宮城県（昭和54）

『くぐなりはま 十八成浜<牡鹿町>…十八成は九九成くぐなりとも書いたというが、地名の由来とともに、その詳細は不明。』

また、「十八鳴浜」を「くぐなりはま」とするものは、

1. 「宮城県史16」（昭和30、宮城県）

『本吉郡……大島村……北部の十八鳴浜（くぐなりはま）は、この浜一帯の砂浜が歩行によって妙音を発することでその名を知られている。この砂浜は白色砂岩の分解による珪砂でおおわれ、踏むとその摩擦で音を発するのであると地質学者が解いている。』

2. 「五万分一地形図大島」（昭和44、国土地理院）

『〔大島〕十八鳴（くぐなり）浜』

3. 「目で見える気仙沼の歴史」（昭和47、気仙沼ライオンズクラブ）

『亀山の東にある十八鳴（クグナリ）浜は交通の便が悪く、あまり人が行かない砂浜。砂が乾い(2)ているとき歩くと「クックッ」と音がする。これが鳴り砂。石英砂岩が風化してできた。県内には、この海岸の他に牡鹿半島にある。』

4. 「みやぎの散歩道」（昭和50、宮城県）

『島〔大島〕の中央にある亀山……から東へ下ると十八鳴（くぐなり）浜に出る。……この浜の砂は良質の石英粒が多いので歩くとクックッと鳴る。この鳴浜は、日本海側に4か所、太平洋側では、女川、牡鹿（いずれも同名）の3か所が知られており、学術的には貴重な存在となっている。』

なお、「十八成」の地名由来に異説を立て「くぐなり」と読ませながら、なお「くぐなり」の読みも混用しているものに「宮城県地名考」（昭和45、菊地勝之助）があります。

『鮎川……明治末期に、萩浜・十八成（くぐなり）から捕鯨事業場がこの地に移転したので、頓に発展の歩度を早め、今日の盛況を見るに至った。なお昭和30年3月26日以来、隣村大原村と合併して牡鹿町を形成している。

十八成浜（くぐなりはま）

鮎川浜と大原浜との中程に、十八成浜という漁港がある。藩政時代は遠島〔としま〕の十八成組〔與〕の中心地として、この地に大肝人家が居て、牡鹿半島の各浜を支配していた。当時十八成組（与）といったのは大原村を含めて十浜一浦の地であった。十八成を九々成（くぐなり）とも書いたが、その由来は明らかでない。さて海辺に近い所に多く自生している一年生の草の名にくぐ（莎草）という「かやつりぐさ科」の草木がある。「いとすき」に似て高さが2、3尺で、茎の上部から3枚の梢葉の間から多数の小穂を簇生している。花の色は淡緑色で少々光沢を有っている。この茎を刈取って蓑を作り、またくぐ繩をも作った。恐らく十八成の地名はこの浜にこの

莎草が生茂っていたことに起因するものと見られる。十八成の地名は初め金成（かんなり）が金生（かんなり）と書いた様に、十八生（くぐなり）と書いて「くぐなり」と読み、後に十八成と書き替えたものと思う。なお気仙沼市大島の海岸にも十八成（くぐなり）という地名があり、また登米郡石越町にも小字名を十八引（くぐびき）、槻木町にも十八津入（くぐつり）の名称が見出される。何れも莎草の生茂っていた土地と推定される。』

この説は、内陸部の「くく」地名と、海岸部の「くくなり」地名と、両者の起原を同一のものとしていることに疑問点があります。内陸部の「くく」地名については、この説が当たるかも知れませんが、海岸部の「くくなり」地名については、説得力に欠けています。文字表現以前にある呼び名としての「くく」≠「くくなり」ということに、頓着さが無さすぎます。

地名の由来はどうであれ、「くくなり（発音）」→「九九なり」→「（9+9）十八成（また十八鳴）」の発想で、「くくなり」に「十八成（または十八鳴）」の漢字表記が当てられ、そして定着したものですから、本来「くくなり」と読むべきで、濁音読み「くぐなり」は時代的、地域的变化の一つです。

注(1) 文学的地理書、全10巻、万延元年序。著者保田光則は国学者。小字立之助後ち貞治と称す。渚廼舎また養軒と号す。経史を志村石溪に学び、又河田了我に従って和歌を学ぶ。長じてからは国典を研究し、文通によって本居大平の指導を受けた。慶邦の時挙げられて歌道の師となった。其の学該博にして著述も多く、増補雅言集覽、新撰陸奥風土記等は最も多く読まれた。雅言集覽は維新後文部省の求めにより納本した。その他の著作50余部は歿後、明治9年火災のため灰燼に帰した。世を挙げてこれを惜んだという。また、琴の名手でもあった。光則は終生領外に出たことなく、常に書齋にこもって読書・述作に努め、遂に一家を成し、中央の国学諸大家と対等の評価を受けるまでの学力を築いた。明治3年3月17日歿、享年74、仙台東九番丁光寿院に葬る。

注(2) 昭和48年4月、気仙沼市は同市の天然記念物に指定、新たに遊歩道を設け、陸中海岸国立公園の大島観光の目玉とした。ところが、この開発の結果、にわかに入出が多くなったため、肝心の鳴き砂が踏み荒らされて破壊し、死滅寸前に瀕してしまった。そこで同市は取敢えず遊歩道を閉鎖し観光客を閉め出し、「十八鳴浜」の名称を案内板やPR刊行物等から一切抹消する等、保全対策に腐心している。

資料 封内風土記巻之13（田辺希文）
新撰陸奥風土記巻之2（保田光則）
宮城県各村字調書（「宮城県史」32の内）
地名索引（内務省地理局）
大日本地名辞書第7巻（吉田東伍）
牡鹿郡誌（牡鹿郡役所）

五万分一地形図網地島（昭和30、国土地理院）

五万分一地形図気仙沼（昭和37、国土地理院）

気仙沼湾（毎日新聞仙台支局）

コンサイス地名辞典－日本編－（三省堂編）

宮城県の地質案内（宮城県高等学校理科研究会地学部編）

角川日本地名大辞典4 宮城県

後記

1. 人物の年齢については、すべて数え年で示してある。
2. 引用文はすべて原文通りとし「」で囲んである。
3. []で囲んである個所は編集者の補注である。

索 引

あ

- 相川(鮎川)浜 362, 364, 365
 相去足輕 264
 相去邑(百人町) 261, 264
 相沢三郎 164
 会津若松鶴ヶ城 294
 青隊 306
 青葉崎 30
 青葉城⇨仙台城をも見よ
 青葉城 294
 青葉城の鬼〔映画。縦ノ木は残った〕 63
 青葉山 153, 191~193
 青葉山(福島) 192
 扇返し 292~293
 あかあかと日はつれなくも秋の風 91
 赤穂浪士 196
 赤隊 306
 アカハネスネル⇨ガルトネル, エド
 ワルドガルトネル, エドワルドス
 ネル, スネル, 平松武兵衛をも見
 よ
 アカハネスネル 43
 アカブルコ 216
 阿寒帯(石川善助) 163
 悪玉観音 252, 255
 明け(暮れ)六つ 128
 浅岡 241
 安積疏水 113
 朝観音夕薬師 184, 255
 浅野長政 263
 浅布(麻布)屋敷 83
 足輕 220, 288
 足輕組(與)頭 194
 網地島 364, 365
 葦名鞆負 41, 303, 304
 芦名義広 170
 鴉射亭隨筆(石川善助) 163
 足利義輝 313
 足利義晴 313
 東街道 45
 東 東洋 89
 愛宕神社(向山) 182, 185, 192
 愛宕山 153, 159, 183, 192,
 194, 238, 255, 313
 愛宕山定火鐘 314
 日人→遠藤日人を見よ
 日人句集(遠藤日人著) 14
 阿刀田令造 16
 穴川(潜穴) 127
 阿部次郎 91
 安倍貞任 186
 安倍清右衛門 221
 安倍清こわし(安倍清騒ぎ) 219,
 221
 餘目記録 248
 阿弥陀 182, 184
 阿弥陀寺 252
 アメリカ及甚 258~260
 あやめ草足に結ん草鞋の緒 92
 新井雨窓 41
 新井滄州 195
 新井白石 195
 荒雄山 344
 荒巻青葉 191
 荒巻字川平 184
 荒巻耕地整理組合関係書類 56

- 荒巻耕地整理組合議事録 56
 荒巻神明社→桜岡大神宮をも見よ
 荒巻神明社 52, 78
 荒巻村 246, 248
 荒町 30, 297
 栗野健次郎 156
 栗野次郎 312
 栗野大膳亮助兼 300
 安永風土記御用書上(田辺希元) 53,
 55, 58, 228, 229, 246,
 247, 250, 257
 安藤新左衛門 21
 案内松原(松原並木) 339
 安養寺(加美郡黒沢邑) 278
- い
- 飯川 勤(寥廓) 25
 飯坂出雲 68
 飯坂仲次郎 68
 飯野坂村(名取郡) 69
 飯淵七三郎 17
 家柄(着座家) 214
 硫黄島 41
 英吉利イギリス 310, 311
 伊具の巻かくし田の里(大場雄淵撰) 13
 伊佐氏 73, 173
 伊沢(留守)氏 11, 12
 伊沢修二 188, 189
 伊沢将監家景 161
 医学館 41
 石垣町 297
 石川昭光 66
 石川五右衛門ほか—日本史人物夜話
 (原田伴彦著) 227
 石川左京→石川善助をも見よ
 石川左京 162
 石川善助 162
 石川善助詩碑 163
 石川善助童謡集 163, 164
 石川善助年譜稿(詩人石川善助資料
 (木村健司編)の内) 162
 石川大和 249
 石沢謹吾 200
 石名 29
 石名坂 29
 石名坂(伊達郡のも信夫郡) 73
 石巻郡立病院→牡鹿桃生両郡公共病
 院を見よ
 石火矢いしびや 309, 311
 石母田大膳亮 283
 石母田文書(天理大学蔵) 280, 283
 衣紋竹いしよかけ 218
 維新の内乱(石井 孝著) 41
 イスパニヤ 217
 伊豆沼 258
 伊豆野新町(栗原郡) 151
 伊豆野堰 345
 伊勢堂山 52, 56
 伊勢半(裳華房伊勢屋また白木屋) 17
 伊勢屋半右衛門(伊勢半) 79
 伊勢安(書店) 16
 伊勢斎助 16
 板倉伊賀守勝静(徳山四郎左衛門) 44,
 46
 伊達いだて 171~173

- 伊達郡 172, 173
 伊達氏 73
 伊達(射橋, 伊太氏, 伊太代)郷
 (播磨国飾磨郡) 73
 伊達神社(加美郡色麻村) 171, 172
 伊太代(伊太氏) 174
 一円知行 249
 一回帰年 120
 一朔望月 120
 一条十郎 244
 一族⇨大家, 三席, 御歴々, 歴々,
 門閥をも見よ
 一族 64, 66, 212
 一人扶持 116, 354
 一年坊 247
 一迫川 338, 342, 345, 346
 一迫町 345
 一迫町史(一迫町編) 177, 345
 一門⇨御客大名, 御連枝, 門閥をも
 見よ
 一門 64, 66, 161, 172,
 174, 212, 213, 288
 一門格の寺 243, 245
 一門席次 66
 一夜橋伝説 38
 一力友助 251
 一里標 94
 一家⇨大家, 三席, 御歴々, 歴々,
 門閥をも見よ
 一家 64, 66, 212, 213, 288
 一条通 56
 市名坂村 246, 248
 五日市(東京都西多摩郡) 151
 五つ橋 30
 一ヶ銘 246, 249
 一盃(杯) 353~355
 一本杉邸 115
 一本松⇨樗牛の松, 天神松, 冥想の
 松をも見よ
 一本松 211
 緯度 290
 伊藤儀兵衛 319, 320
 伊藤清次郎 23, 24
 伊藤博文 310
 伊東七十郎(斎藤莊次郎著) 19
 純姫(伊達宗敦夫人) 278
 稲葉正則 85
 稲葉正則書状(大日本古文書の内) 66
 イネアキノウズラ 273
 今井宗薫 348, 349
 今井宗薫宛政宗書状(仙台市史の内)
 205, 348, 206, 248
 今泉篁洲 16
 今泉城 255
 今に生きる政宗(朝日新聞連載) 327,
 333
 今柳町 185
 岩城正隆 66
 岩切 264
 岩切城 265
 磐前県 311
 岩手県史 194, 264, 285
 岩手方言集(小松代融一著) 307,
 309, 354, 355
 岩出山 184, 185, 192, 205,
 269, 272, 313, 340

- 岩出山町 345
 岩出山町真山 274
 岩波講座日本歴史 61
 岩波古語辞典 307
 岩沼町 274
 岩沼物語(佐々木喜一郎著) 59, 321
 岩本忠次郎 292
 巖谷一六 109, 110
 岩谷堂伊達氏 66
 韻府一隅(養賢堂刊) 16
 う
 ヴァンリード 305
 ヴェンリード(ヴァンリード) 303,
 305
 上^{うえ}真行^{まゆち} 187
 上杉景勝 330
 上杉定実 72, 73, 82
 植松村(名取郡) 69
 宇治川集(新勅撰和歌集) 191
 牛野村 58
 埋^{うづみもん}門 202
 歌う砂 363
 歌鳥^{つばね}の局 8
 討芸 198
 内之者 230
 うなゐの友(清水晴風著) 137
 馬宿加藤女房お竹 186
 海鳴りの記(小松宗夫著) 359
 梅田雲浜 110
 梅村彦作 243
 梅原通 56
 梅若忌 273, 274
 梅若事 274
 うめわかごとのもち 270
 うめわかのこと(梅若の事) 270~275
 梅若のナキモチ 274
 梅若の涙雨 274
 梅若丸伝説 270~275
 裏五番丁 112
 宇和島 197, 314
 宇和島笹 74
 宇和島・仙台伊達家系本末の争い 213
 雲居^{うんこ} 138, 139, 140, 350,
 351, 352
 雲居和尚と大梅寺について(青木大
 輔著) 140
 雲孫 190
 雲裡坊 91
 え
 江合川 257, 341, 342, 346
 永(永銭, 永精銭) 80
 英艦アルピアン号 39, 41
 永^{えい}さま 162
 英山公〔10代齊宗〕治家記録 65
 永昌寺(新坂通) 123
 英米物産商会 260
 永楽銭(永楽通宝) 80
 永楽銭(地銭, 国内铸造) 80
 英雄医談一病跡学こぼれ話一(王丸
 勇著) 19
 英雄・天才秘話(王丸 勇著) 19
 江川版木師 78

- えさし 288
 餌指
 えずい 134
 蝦夷征伐 186
 蝦夷地警衛 79
 江戸供奉 64, 289
 江戸暦 76, 78
 江戸時代語の研究(穎原退蔵著) 135
 江戸十八松平 180
 江戸城内大名席次 197
 江戸の日本橋より唐阿蘭陀迄境なし
 の水路也 309~311
 江戸幕府 196, 197
 江戸弁(折助弁) 197
 エトロフ・ウルップ両島調査 227
 エトロフ島築港 227
 エドワードガルトネル⇨アカハネス
 ネル, ガルトネル, エドワルドス
 ネル, スネル, 平松武兵衛をも見
 よ
 エドワードガルトネル 43
 エドワルドスネル 43~46
 榎本釜次郎→榎本武揚を見よ
 榎本武揚 39, 41, 305
 穎原退蔵 150
 絵本千代萩〔明治初年刊〕 20
 L・S・M(石川善助同人雑誌) 162
 煙雲館 144
 演劇百科大事典(早稲田大学演劇博
 物館編) 242
 延寿院〔伊達慶邦生母〕 278
 円浄寺(今泉久保田) 253
 塩松勝譜(舟山萬年著) 276, 278
 遠藤日人 14, 15, 92, 356, 358
 遠藤式部玄信 230
 遠藤文七郎 304
 遠藤基信 214
 遠藤庸治 284~285
 円福寺(石名坂) 29, 171, 252
 円福寺(七戸) 11
 円福寺(松島) 10, 12
 延宝故牒(延宝四・七年御知行被下
 置御帳。活字化:「仙台藩家臣録」) 49
 延宝六・八年間製作仙台城下大絵図 37
 煙霧(黄砂) 28
 延命寺(白石) 150
 お
 及川甚三郎 258~260
 お家騒動<その虚説と真実>(稲垣
 史生著) 19
 御家物(御家狂言) 241
 及甚島 260
 笈の小文(芭蕉) 92
 狼河原村 260
 追廻 96
 追廻五島(後藤)が墓 271, 272,
 275
 大石内蔵助の子孫在仙説 114~115
 大泉茂基 85~86
 大泉茂基氏追想の記(村上 淳著) 86
 奥羽一覽道中膝栗毛(二世十遍舎一
 九著) 36
 奥羽永慶軍記(戸部正直著) 299
 奥羽観蹟聞老志(佐久間洞巖著)
 57, 123, 195

- 奥羽越列藩同盟 39, 40
 奥羽切支丹史(菅野義之助著) 282
 奥羽御巡幸明細日記(大塚卯吉編。実は岸田吟香編) 310
 奥羽史談(鈴木省三著) 323
 奥羽鎮撫使 171, 236
 奥羽日々新聞 130
 奥羽の刀剣と刀匠の研究(安部定橋著) 138
 奥羽俳諧四天王 14
 奥羽方言今昔談(藤原相之助著) 197
 奥羽皆敵 40
 大内源太右衛門 95, 167, 350
 大内日記(宮城町誌史料篇の内) 177
 大河原耕土 340
 大河原町 340
 扇坂 29
 大肝入(大肝煎) 55, 229, 231
 大肝入の締役 231
 大肝入の手代 231
 大肝入の増手代 231
 大久保利通 113
 大久保屋 45
 大倉組喜八郎 46, 201
 大御所 206
 大御前様 60
 黄金(金, 判金。称呼単位:枚) 81
 大坂 29
 大阪城誌(小野 清著) 9
 大崎(県北) 337, 347
 大崎(仙台) 30
 大崎伊豫守家兼 186, 269
 大崎清美貫寛 186
 大崎耕地 343
 大崎耕土 336~347
 大崎曠土 337, 338, 340
 大崎広土 337, 338, 339, 340, 344
 大崎広稲 338
 大崎浩蕩 338
 大崎五郡 340, 342
 大崎・30年未来のすがた(都築昭雄著) 344
 大崎侍従 179
 大崎地方広城市町村計画(大崎地域広域行政事務組合) 343
 大崎八幡→遠八幡, 米沢八幡をも見よ
 大崎八幡 183, 186, 268, 269
 大崎平野 336, 337, 339, 340, 342, 343, 344, 346
 大崎義隆 186, 337
 大清水^{おしず} 30
 オオンビ 360
 大島 363, 365
 奥州街道 166
 奥州管領^{かんれい} 347
 奥州白石ばなし(藤井武夫著) 150
 奥州線 129
 奥州探題 314
 奥州留守職 161
 応神天皇 184
 大須賀^{いひげん} 234
 大高源吾 114, 115
 大塚春湖 87, 88
 大槻 格→大槻習齋を見よ
 大槻茂雄 2

- 大槻習齋 17, 18, 286, 287
 大槻如電 4, 110
 大槻清格→大槻習齋を見よ
 大槻清準→大槻平泉を見よ
 大槻磐溪 1, 2, 4, 107, 110,
 151, 303, 305
 大槻文彦 4, 52, 109, 110,
 123, 124, 305
 大槻文庫 1
 大槻平泉 16, 19, 89, 286
 おおつづ 大筒 198
 おおもち 大伴家持 122, 123, 195
 欧南遣使 172
 おおのまむら 大貫村風土記御用書出 228
 おおじん 大場曰人 15
 大場雄淵 13, 14, 92, 358
 おうぼく 黄葉日本三叢林 70
 大橋 348, 350, 351, 352
 大橋完成 350
 おおほし 大橋擬宝珠銘 348, 350~352
 おおしも 大橋之下 280, 282
 大橋流失 350, 351, 352
 大番頭 117, 304
 大番組 108
 おおしだし 大番組召出の家 214
 大番士 114, 116, 117, 198,
 207
 大判(黄金, 判金) 79, 81
 大広丁→片平丁, 大名小路, 横丁を
 も見よ
 大広丁 31
 大広間 202
 大堀亮隆 114, 115, 196
 大町 167
 大町いなば因幡 287
 大曲村 58
 近江蒲生郡志(滋賀県蒲生郡役所編)
 299, 303
 近江日野町志(滋賀県日野町教育会
 編) 299, 303, 324
 おおみち 大道 147, 148
 大目付 196, 197
 おおや 大家 230
 大屋形様 60
 大谷耕土 340
 奥陽名数(杜撰子〔河田舒嘯〕編) 29,
 31, 72, 256, 332, 360
 大淀三千風 14
 岡 濯 232~236
 岡家系譜(岡濯原編) 232
 岡蒸気 345
 岡千仞〔伊豫出身の軍人〕 234
 岡千仞 7, 152, 232~237
 岡千仞の歿年 232~233
 岡千仞墓 233
 岡鹿門→岡千仞を見よ
 小笠原老岐守(中山寛助, 静翁) 46
 尾形昌寿 21, 22
 尾形恒三郎 21
 岡本かの子 267
 御川衆→御小人, 小人をも見よ
 御川衆 220, 293
 小川只七 1, 4
 小川道郎 2
 おおかりみや 御旅宮 244
 御旅宮の桜 245

- 萩生徂徠 134, 195
 御客大名 ⇨ 一門, 御連枝, 門閥をも
 見よ
 御客大名 29, 161, 212
 御客ノ間詰 207
 御給所 (給地, 給人前, 給分) 246,
 249
 御切米御扶持高直高調 (藩臣須知の
 内) 116
 奥道中 147, 166
 奥道中歌 149
 奥道中新開 247
 お国言葉 197
 奥の細道 (芭蕉) 92, 93, 264,
 355
 『おくのほそ道』をたずねて
 (金沢規雄著) 320
 奥 好義 187
 奥山兼清 220
 奥山大学常良 333
 奥山出羽兼清 222
 御蔵 116
 御蔵入 (蔵入地) 246, 249
 御蔵下 116
 小倉伸吉 53
 小倉進平 53
 小倉 勉 53
 小倉 強 53
 小倉 博 51, 52, 163, 278
 小倉撫松 278
 小倉茗園 52, 278, 285
 小倉鹿門 [岡鹿門と屢々混同される] 7
 小栗風葉 112
 御黒印 221
 御小人 ⇨ 御川衆, 小人をも見よ
 御小人 219~222, 293
 御小人三町 220
 御小人騒動 219~221
 お竿答え 229
 御境塚 (御塚, 境塚, 御境目塚) 261
 御境目古人 229
 牡鹿郡誌 (牡鹿郡役所編) 359, 361,
 362, 364, 366
 牡鹿郡浜方三組 361
 牡鹿郡陸方組 361
 牡鹿郡四十七浜 360
 牡鹿郡白浜 (十八成) 364
 牡鹿町 362, 365
 牡鹿桃生両郡公共病院 111, 112,
 114
 御城番 (猿の御番) 204, 207
 オシラサマアソバセ (オシラサマア
 ソビ) 273
 御太鼓部屋 204
 お助けさま ⇨ 佐藤助右衛門をも見よ
 お助けさま 24
 織田信長 302, 313
 小田原大行院丁 284
 小田原邑 276
 御霊屋下 220
 落合観音堂 (中田四郎丸) 258
 落合直亮 144
 落合直文 141, 143
 落合直文歌碑 144
 落合直文集 (落合直文著) 145
 小塚原村 58

- おつつげさま 162
 乙二句集(松窓乙二著) 13
 乙二句碑 14
 乙二自筆句帳(松窓乙二著) 13
 乙二七部集(松窓乙二編) 13
 御留林 100
 お留山 184
 女川組 361
 女川町小屋取の鳴浜なりはま 364
 鬼柳文書(東北大学蔵) 193
 鬼柳村 261, 264
 小野 清 8, 305, 306
 尾上柴舟 144
 小野田元熙 95, 200
 小野田町史(小野田町編) 344
 をのゝえ草稿(松窓乙二著。題簽書だいせん)
 名:松窓句集) 13, 147
 御林 246, 249
 御判物はんもつ 161
 御東(御東の上) 323, 325, 331
 御広間詰 207
 雄淵→大場雄淵を見よ
 御触ふれ 286, 288
 大仏前おほとけまえ 252
 表小路 31, 289
 表小姓 229
 表百姓⇨人頭, 本百姓をも見よ
 表百姓 246, 249
 御屋敷方御定 156
 小山作之助 187
 御山守古人くにん 229
 御槍ノ間詰 207
 折々のうた(大岡 信著) 109
 御歴々⇨歴々, 大家, 三席, 一家,
 準一家, 一族をも見よ
 御歴々 64
オロ オロス
 鄂羅(鄂羅斯, 俄羅斯, 幹羅思) 310,
 311
 音楽姉妹都市 189
 音楽取調掛 188, 294
 音楽取調所 294
 音楽の砂 363
 御曹子様 60
 女紋 72, 75
おんなようまんもうず え
 女用訓蒙図絵(奥田松柏軒編。別名
 当流女用鑑) 307, 308
 か
 海外移住に牽かれた人々(宮城県海
 外協会編) 261
 海国図志(魏源著) 107
 海国兵談(林子平著) 1, 4, 309,
 311, 312
 回顧録(佐藤郁次郎著) 90
 外人屋 46
 開成学校 189
 開成所 189
 開成丸 18, 46, 47
 開成丸帛帆図(養賢堂刊) 17
 回天丸 304
 海鋒義美 103
 開陽丸 39, 304
 改暦[太陽暦採用] 33, 121,
 128, 269
 改暦の布告(明治5年太政官布告)

- 第337号) 128
 加右衛門 72
 花押 160, 161
 各務支考(蓮二坊) ^{かがみ} 91, 93
 増補雅言集覧(保田光則著) 366
 蛎崎馬上神社 ^{かきざきばじょうじんじや} 271, 275
 花旗 107
 花京院通 29
 かくし村⇨公儀書上げなき村, 端郷,
 私村をも見よ
 かくし村 58, 151, 248
 覚性院 245
 覚範寺 23, 174, 220, 245,
 317, 313, 335
 額兵 303, 306
 額兵隊 303~306
 楽兵隊 303~306
 影沼観音 252, 255
 佳景山 ^{かげやま} 260
 鹿児島県人の墓(瑞鳳寺) 201
 加護坊山 227~228, 341
 葛西大崎一揆 170
 葛西四百年(佐藤正助著) 346
 貸上金 79, 81
 賢淵 185, 293
 鍛冶の専門分化 139
 貸本屋 242
 鹿島崎 30
 鹿島台村 126
 鹿島屋(金華亭) 45
 カスマーフ 40
 霞ノ目村(宮城郡) 131
 花草庵(松岩) 125
 片倉小十郎(実録先代萩の) 241
 片倉小十郎景長 83
 片倉小十郎宗景 287
 片倉氏(一家) 249
 片平丁⇨大広丁, 大名小路, 横丁を
 も見よ
 片平丁 29, 156, 175, 201,
 279
 瀉沼(鳴子) 32
 花壇橋 202
 徒目付 ^{かち} 289
 刈田造士館 150
 桂屋喜助 42, 46
 角川地名大辞典4宮城県 365, 367
 香取神社(色麻村) 172
 金ヶ崎(胆沢郡) 161
 金ヶ崎町史(金ヶ崎町編) 265
 仮名ざま 162
 仮名どの 162
 金蛇水神社 320~322
 金森隠岐 219
 金森勘平 219~220
 金森内膳 352
 河南町 ^{ちやう} 257, 346
 蟹沢塘 ^{つづみ} 276
 蟹牡丹 72, 75
 鉄漿 ^{かお} 150
 金上侍 25, 221
 金売吉次 346
 金子薫園 144
 金子谷風(2代谷風) 130
 鐘と狼火と(木村毅著) ^{のあし} 309
 鹿子清水 166

- 鹿股村 257
 花譜（貝原益軒著） 100
 株式会社日本興信社 41
 家父長的地主経営 230
 稼圃^{かは} 89
 河北新報 91, 106
 河北新報の七十年（河北新報社編） 106
 河北新報社 103, 104, 162
 河北新報社小史（河北新報社編） 106
 鎌田三之助^{わか}らじ村長をも見よ
 鎌田三之助 126
 鎌田三之助翁伝（故鎌田三之助翁頌
 徳会編） 127
 加美郡 186
 加美郡誌（加美郡教育会編） 173
 守名乗^{かみなのり} 212, 213
 上谷刈村 246, 248
 亀岡八幡 71, 92
 亀山 363, 365
 蒲生氏郷 170, 178, 292, 302
 蒲生氏郷（高橋富雄著） 299
 家門（家康以後の徳川分家） 197
 萱場四郎 210
 唐桑町史（唐桑町編） 273
 唐桑町西舞根^{もうね}九九鳴浜 364
 烏崎（鴉崎） 23, 30
 からす組（衝撃隊） 117
 唐戸淵 292, 293
 カリアゲノウズラ 273
 刈敷村（栗原郡） 151
 臥龍梅 199, 315～319
 ガルトネル^カスネルをも見よ
 ガルトネル 43
 ガルバリオ 279～283
 ガレウタ型（船型） 217
 家老 64
 河井継之助 42, 43
 川内 29
 川内小学校^カ小費，振徳館，養賢堂
 川内支校をも見よ
 川内小学校 285～287
 川内大工町 220
 川内中坂通 286, 288
 河久保子朗 146
 川崎栄之丞 122
 川嶋景泰 352
 川嶋豊前守 349, 350, 352
 川嶋宗泰 352
 河竹黙阿弥 240, 241
 河内五郡^{かわち} 347
 河内四頭^{かわち} 347
 川村雨谷 89
 寛永系図→寛永諸家譜を見よ
 寛永系図伝→寛永諸家譜を見よ
 寛永検地 229, 230, 314
 寛永検地帳（本検地帳） 230
 寛永14年6月の大洪水 350, 352
 寛永諸家系図→寛永諸家譜を見よ
 寛永諸家系図伝→寛永諸家譜を見よ
 寛永諸家譜（大田資宗，林羅山等編）
 50, 72, 735
 寛永通宝 80
 漢音 150
 漢学者伝記及著述集覧（小川貫通著） 233
 菅喜^{かんき} 162
 菅 克復 22, 23

- 勸修寺家 73
 感触（石川善助同人雑誌） 162
 観心院（伊達重村夫人） 72
 環翠亭（常盤丁） 98
 寛政重修諸家譜（堀田正敦等編） 49,
 72, 76, 324, 325, 329,
 331, 334, 335
 感仙殿（伊達忠宗廟） 170, 183,
 194
 官鼠 92
 金成広土 338
 金成耕土 338, 340, 341,
 342, 343, 344, 345, 346
 金成町 342, 345, 346
 金成町史（金成町編） 177, 343
 金成町長根 273
 金成平野 342, 345, 346
 勸農学舎 156
 菅野円蔵郷土史物語（菅野円蔵著） 353
 加美郡色麻村大字四籠字香取 172
 観音（観世音） 182, 184
 観音寺（気仙沼） 125, 144
 観音信仰 250～251
 観音信仰（速水 侑著） 256
 観音堂（元寺小路） 182, 184
 寛文一件⇨寛文事件をも見よ
 寛文一件 62
 寛文事件⇨寛文一件をも見よ
 寛文事件 19, 20, 62, 71
 寛文事件の真相（佐藤 佐著） 19
 貫文 79, 80, 246, 249
 貫文制 80
 貫文付 80
- 観瀾亭 26
 観滝庵 251
 官令沿革表（大蔵省記録局編） 60, 78
- き
- キーソン会社（ニューヨーク） 158
 黄金 218
 開番⇨公儀使をも見よ
 開番 196
 菊田伊洲 89
 菊紋 72
 義経記 124, 125
 乞巧奠 32, 33
 義山公〔伊達忠宗〕 172, 207, 314
 義山公治家記録 47, 65, 140,
 230, 335, 351, 352
 儀式考附録（林 笠翁著） 300
 議事局 234, 235
 貴種流離譚 274
 金須松三郎 23
 帰正 186, 245, 270
 北一番丁 221, 265, 290
 北二番丁 290
 北四番丁 146
 北六番丁 156
 北七番丁 133
 北鍛冶町 210
 北上川 257, 259
 北上耕土 337
 北上市史（北上市編） 262, 265
 北材木町 185
 北白川宮能久親王⇨公現法親王をも

- 見よ
- 北白川宮能久親王 48
- 北日本詩人(石川善助同人雑誌) 162
- 北根村 246~250
- 北町奉行所 17
- 北村 257
- 北目 205, 300
- 北目町 ^{きたんまち} 30, 185
- 北目観音 185
- 北目衆 185
- 北目城 185
- 北目毘沙門 300
- 北山 100, 153, 194, 220,
238, 313
- 吉祥院 244
- 狐小路 29
- 狐崎組(牡鹿郡浜方) 359, 361
- 城戸日人 ^{あつじん} 15
- 畿内 268, 270
- 木流堀 ^{きながし} 320
- 木の下 30
- 木下薬師 184
- 紀長谷雄 ^{きの は せ ぶ} 173
- 黄海(磐井郡) ^{きのみ} 161
- 木場 319
- 君沢型(船型) 219
- 木村信卿 107
- 肝入(肝煎) 55, 229, 232
- 肝入引継文書 230
- 九合水 ^{きゅうごう} 126
- 旧制第二高等学校医学部 111, 112
- 旧仙台藩治概要(明治41刊) 117
- 九鳥村舎主人(松倉 恂) 123
- 旧暦(太陰太陽暦) 119, 120
- 旧暦の時法 127
- 教育者としての林子平先生を論ず
(秋鹿見橋著) 310
- 経が峯⇨元虚空蔵をも見よ
- 経が峯 153, 170, 183, 331
- 強固 ^{きょうきよ} 333, 336
- 狂言 240, 242
- 郷土史事典宮城県(佐々 久編) 316
- 郷土玩具事典(斎藤良輔著) 133
- 郷土玩具の種々相(有坂与太郎著) 133
- 郷土飢饉の研究(阿刀田令造著) 117
- 郷土研究としての小萩ものがたり
(藤原相之助著) 99, 211
- 郷土誌漫筆(阿刀田令造著) 311
- 郷土人物号(宮城教育第365号) 332
- 郷土人物伝(宮城県教育会編) 233
- 郷土の伝承(宮城県教育会編) 126,
256, 257, 268, 270, 274,
275
- 共武政表(参謀本部編) 240
- 教養院 185
- 行列行進集団示威運動に関する条例 101
- 玉露叢(林 鷲峰著) 307, 309
- きよ女⇨松井浴々をも見よ
- きよ女 14
- 吉良貞家 193
- 切支丹(吉利支丹) 83, 84
- 吉利支丹殉教跡(仙台) 280
- 切支丹大名 83, 84
- 切米 ^{きりまい} 116, 288
- 桐紋 72
- 麒麟麦酒株式会社仙台工場 160

- 金一円一方 79, 80
 金貨(表記貨幣) 79
 銀貨(秤量貨幣) 79
 金華山 123, 199
 近畿 268, 270
 金銀銭三貨制 79, 81
 近習目付きんじゆめつけ 289
 金勝寺 252
 近世名家詩鈔(巖谷一六等編) 109
 近世名力士伝(安藤英男著) 132
 近代東北庶民の記録(NHK仙台制作グループ著) 145, 160
 篋峯寺 228
- く
- 十八津入くくついでり(柴田郡槻木) 366
 十八成與くくなりくみ(組) 359, 361, 362
 十八成與(組)十浜一浦(十一浜) 361, 365
 十八成浜くくなりほま 362~366
 十八鳴浜くくなりほま 362~366
 くくなりはま 362~366
 くぐなりはま 362~366
 十八成道 362
 十八成道下 362
 十八引くくひき(石越町) 366
 日下久女 169
 草野心平 163
 草分け百姓 229
 公事根源くじとんげん(一条兼良かねなが著) 33, 36
 九条道孝 234
 百濟王敬福きようふく 123
- 愚鈍院 53, 252, 276, 278
 国包くにかん→本郷国包, 仁沢国包, 山城大掾
 藤原国包, 用恵国包をも見よ
 国包 138, 139
 国包鍛刀之地の碑 139
 公方くぼう 178, 180
 組土頭 117
 蔵方之掟おきて 82
 工楽松右衛門くらく 226, 227
 蔵前橋(七郷堀橋) 116
 九曜紋 72
 栗駒山 344
 グリニッチ天文台 290, 291
 栗原郡 338, 345
 ぐるどの 162
 暮れかねて鴉鳴くなり冬木立(官鼠) 92
 グレゴリオ暦 121
 黒川(会津) 297~299, 302
 黒川郡 127, 186
 黒沢敬徳 114
 黒沢邑(加美郡) 278
 黒沼幸四郎 103
 黒船 226
 黒松 247, 250
 桑原医院南小泉出張所 114
 軍歌と日本人(加太こうじ) 188, 189
 郡村検地帳(太閤検地・政宗検地分)
 焼失 230
 軍談の草紙 242
 軍法戦略(林子平著) 54

- け
- 桂山公〔8代斉村〕治家記録 65
- 蜚雪事業（岡 千仞著） 7
- 経線儀（コロノメートル） 158
- 慶長使節（松田毅一） 219
- 経伝 287, 289
- 経度 290
- 芸文家墓所誌（結城素明著） 233
- 契約講 353, 354
- 外国^{げこく} 270
- 化女沼 32
- けせんぬま口碑伝説散歩（小山秋夫著） 125, 126
- 気仙沼市鹿折^{ししおり} 273
- 気仙沼市松岩 143
- 気仙沼湾（毎日新聞仙台支局編） 363, 367
- 卦体^{けたい} 182
- けたいかみ 182
- 外題^{げだい} 240, 241
- 結縁^{けちえん} 241
- 結縁^{けちえんかんじょう} 183
- 月餅^{げつこう} 278
- 月照 109, 111
- 月性 109, 110
- 傑山寺（白石） 130
- 月齡 121
- 下人 231
- 希膺^{けいよう}→雲居を見よ
- 遣歌使節船 215～219, 226, 227
- 言海（大槻文彦著） 110, 143, 149, 190, 191
- 「言海」自筆原稿 110
- 県花（郷土の花） 100
- 県花県木（松田 修著） 101
- 牽牛 33
- 元亨積書（虎関師練著） 13
- 現行日本法規 130
- 言語民俗（藤原 勉著） 54, 135
- 原色県花県鳥—物語と図鑑（中西悟堂, 本田正次著） 101
- 源貞氏耳袋（東北大学図書館蔵） 77, 169, 286
- 玄孫 190
- 現代日本文学大系（筑摩書房） 67
- 源田兵衛新田（源新田） 247
- 検断 229, 232
- 検地竿 229
- 元貞坂 29
- 県内芭蕉碑漫步（真田 良著） 70
- 県の花・県の木（松田 修著） 101
- 元文二年四月伊達吉村諸寺院会釈覚書（大日本古文書の内）
- 源兵衛淵 292, 294
- 源兵衛堀 30
- 県北地方に昔降った紅雪 27, 28
- 剣持五郎兵衛 68
- 剣持新五左衛門 68
- 敵有院殿〔4代徳川家綱〕御実紀 84
- こ
- ヶ（个） 50
- 公安条例 101
- 小池曲江 89

- 小石沢通 56
 小泉邑 276
 小泉村 200, 297
 越路山 192
 江巖寺 277
 康熙字典(張玉書等撰) 348, 349
 公儀書上不致小名→公儀書上なき村
 を見よ
 公儀書上なき村→かくし村, 端郷,
 私村をも見よ
 公儀書上なき村 58, 248
 公儀使→聞番ききばんをも見よ
 公儀使 196~197
 孝經刊誤(朱熹著, 大槻清準訓点,
 養賢堂刊) 17
 公現法親王→北白川宮能久親王をも
 見よ
 公現法親王 47
 肯山公〔4代伊達綱村〕 115
 肯山公治家記録 19, 38, 65, 68,
 74, 75, 83, 116, 155,
 198, 264
 肯山公廟 70
 小路 30
 広辞苑(新村 出編) 110, 130,
 150, 190, 191, 307
 講釈(明治以前) 242
 光寿院 252, 366
 孝勝寺殿(伊達忠宗夫人) 72
 公式な町名の「町」の読み 223, 224
 荒城の月(土井晩翠作詞) 189, 294
 ~296
 公村 58, 246, 248
 郷村 59, 61
 幸田 延のぶ 295
 講談(明治以後) 242
 好田舎詩稿(横尾東作著) 41
 耕土 336~337, 346
 曠土 337
 広土 337, 345
 広稲 337
 浩蕩 337, 346, 347
 勾当台通 265, 290
 高等師範学校附属東京音楽学校 294
 講堂小誌(大槻平泉著) 17
 広日本文典(大槻文彦著) 111
 河野通之 235
 高福院 253
 工兵第二大隊 38, 158
 航米日録(玉虫左太夫著) 79, 107,
 108, 109
 号砲 128
 光明皇后御持仏聖観音 184
 光明寺 217, 246
 黄門 332, 336
 黄門公→伊達政宗をも見よ
 黄門公 199
 高麗門こうらい 202, 206
 高力左近 83~84
 郡方役人 231
 郡奉行 55, 197, 198
 郡奉行区 198, 231
 郡役 231, 232
 郡山治左衛門重祐 333
 皎林寺 163, 252
 郷六 140

- 呉音 150
 五箇耕土 346
 小鍛冶宗近 321, 322
 黄金迫 228
 黄金迫の産金考証(渡辺萬次郎著) 123
 黄金山神社 123
 黄金山神社出土の古瓦(伊東信雄著) 124
 黄金山神社志料(佐々木敏雄編) 123
 極月御日市ごくげつおひいち 185
 刻紋随筆(真山青果著) 112
 国史大系(黒板勝美編) 85
 国史名称読例(稲垣千穎著) 62
 国事犯 199, 201
 国主(国主大名, 国持大名, 国持, 国大名, 国取大名) 60, 61
 虚空蔵 182, 184
 虚空蔵城 192, 193
 虚空蔵橋 192, 193, 194
 虚空蔵堂(愛宕山) 182, 183, 192, 194
 石高制(俸禄制) 80
 穀町 221
 国道四号線 94
 国分郷(国分寺郷) 247, 248, 250
 国分三十三か村 246
 国分寺(木ノ下) 253, 276
 国分寺学頭坊 352
 国分松嶼 288
 国分町 157, 162, 175, 185
 国分町伊藤儀兵衛永代留 319~320
 国分尼寺(原ノ町南目) 253
 国分能登守守氏 348
 国分彦九郎盛重 211
 国民百科大辞典(富山房編) 294
 国立国会図書館蔵書目録 114
 国曆 78
 こけし 135, 136, 137
 こけし事典(土橋慶三, 西田峯吉著) 138
 こけしの素材 138
 コケンパウコ 137
 こけし這子 137
 こけし這子の話(天江富弥著) 137
 こけし風土記(西田峯吉著) 137
 護国神社⇨宮城神社をも見よ
 護国神社 90, 96
 小牛田町 345
 虎哉 174, 220, 221, 313, 335, 351
 古事記正文(大安萬呂奉勅撰, 養賢堂刊) 17
 五色沼 145, 146
 古寺巡礼辞典(中尾 堯編) 256
 小島左馬允 222
 後拾遺和歌集 196
 小正月 120
 五城館 98
 五条通 56
 後白河法皇 196
 御新造様 60
 五節句 33, 36
 御前様ごぜんさま 60
 子育ての毘沙門 300
 児玉花外 124
 国歌大観(松下大三郎編) 157
 小鶴 53

- 小鶴邑 276
 こと 270～275
 コト送り 273
 午頭ごとう(五島, 後藤) 伝説 270, 271
 午頭墓ごとうぼかさま 271
 午頭墓祭 274
 ごとまつり 270～275
 ごともち 270
 ごとわさん 270
 後藤黒 271
 後藤寿庵 282
 後藤房之助 145
 後藤孫兵衛 205, 212, 213,
 214, 287
 後藤孫兵衛信康 352
 ことばの泉 (落合直文著) 144
 小名こな(小字) 247, 250
 こなから (小なから, 小半) 353～355
 小西文庫 (宮城県図書館蔵) 25
 小西利兵衛 24
 古人こじん 229
 近衛基熙 72, 74, 75
 小萩 255
 小萩観音 245, 252
 小半こはん 355
 小人こびと ⇨ 御川衆, 御小人をも見よ
 小人 288
 小人目付 218
 小人法度五条 221, 222
 小人法度七条 221
 小間木こまぎ 319, 320
 駒ヶ崎 30
 駒が嶺 174
 小松宮彰仁親王 96
 五万分一地形図網地島 (国土地理院)
 363, 367
 五万分一地形図大島 365
 五万分一地形図金華山 364
 五万分一地形図気仙沼 363, 367
 五万分一地形図仙台 290, 292
 小道こみち 147, 148
 御名語集 53
 米ヶ袋 236
 御用秤役所 21
 五柳園 (本槽丁) 98
 五稜郭の戦い (箱館戦争) 41
 御連枝 ⇨ 一門, 御客大名, 門閥をも
 見よ
 御連枝 64, 212
 コンアートガルトネル 43
 権現 (権化) 306, 308
 コンサイス地名辞典 - 日本編 (三省
 堂編) 344, 364, 367
 昆孫 190
 ゴンダ 360

- 在郷休息 64, 289
 西郷隆盛 201
 西国三十三か所観音 250, 254
 歳時習俗語彙 (柳田国男) 37
 宰相どの 162
 在田利見抄 (鈴木春英著) 19
 斎藤竹堂 288
 斎藤秀三郎 41, 156

- 斎藤報恩会 36, 53
 斎藤報恩会博物館図書部 53, 213
 竿入れ 229
 竿打^{きおうち} 230
 竿答えした百姓 229
 蔵王東麓の木地業とこけし(佐藤友晴著) 138
 坂 英力 304
 酒井雅楽頭 20
 酒田港 42
 嵯峨日記(芭蕉著) 93
 坂上田村麻呂 189, 269, 228, 255
 佐賀の乱 95, 96
 作字(国字, 和字, 倭字) 57, 58, 99
 作並清亮 66, 81, 168, 170
 佐久間三徳(六所) 195
 佐久間如琢 195
 佐久間鉄園 195
 佐久間洞巖 123, 192, 195, 277
 佐久間晴嶽 195
 佐久間有徳 195
 佐久間義方 195
 桜ヶ岡公園 50
 桜岡大神宮⇨荒巻明神社をも見よ
 桜岡大神宮 51, 52, 91
 桜小路 30
 桜田玄蕃元親 220
 桜田桜磨 244
 笹かまぼこ(べろかまぼこ, 手の平^{ひら}蒲鉾) 28
 笹川臨風 210
 佐々木喜善 306, 308
 佐々木喜善の昔話(佐々木喜善著) 306, 308
 佐々木実由(自光) 86, 87
 佐々木青 104
 佐々木中沢 89
 ササニシキ 346
 佐沢香雪→佐沢広胖を見よ
 佐沢広胖 234, 318
 佐竹春山 87
 佐藤興二郎 16
 佐藤幸三 146
 佐藤助右衛門⇨お助けさまをも見よ
 佐藤助右衛門 24
 佐藤助五郎 23, 24, 52
 佐藤荘司 73
 里見藤右衛門 359
 寒風沢 40, 42, 43, 44, 45
 寒風沢造船碑 47
 「様」の書体種類 162
 早山^{さやま}弥兵衛利次 334
 更^{さらしな}級紀行(芭蕉著) 92
 猿の御番⇨御城番をも見よ
 猿の御番 207
 沢辺邑(栗原郡三迫) 277
 臯^{さわよう}容(沢辺有容) 276, 277
 三貨の公定交換レート 81
 三居沢 22
 三家 197
 残月御茶屋(残月亭) 192, 194
 残月台本荒萩 100, 192, 194, 196, 255, 256, 300
 三国通覧図説(林子平著) 3, 148

- さんさ時雨記天正の巻(片平六左著) 327
 三条通 56
 三席[☆]大家, 御歴々, 歴々, 一家,
 準一家, 一族, 門閥をも見よ
 三席 213
 三正綜覧(内務省地理局編) 283
 サンダ 360
 三代実録 240, 242
 三大耕土(三耕土) 337, 339,
 340, 342, 344, 345
 三丁御小人 293
 三年一作十年三作 35
 三迫川 338, 342, 345, 346
 三百人町 297
 Sant Juan Bautista. 215, 216
 サン・ファン・パウティスタ号(サン・
 フワン・パウチスタ号) 215,
 216, 218
 サン・ファン・バプチスタ号の船型
 (石井謙治著) 227
 三宝加護国家安楽寿福円満院 228
 三本木町 341
 三本木町誌(三本木町編) 341
 三昧院 278
- し
- シアノアン 39
 新潟開港会議所 41, 44
 慈雲寺(多賀城) 70
 塩釜 42, 45
 仕置^{しおき} 59, 61
 塩谷良翰 204, 207
- 慈音寺 252
 寺格 243, 245
 慈覚大師 11, 12, 255
 四釜邑 230
 色麻村 171, 173
 色麻村高城 274
 式外^{しまげ}(式外の社) 173
 式社→式内を見よ
 式内(式内社) 173
 詩経 35
 重野成斎 234
 成実記(伊達成実著) 299, 323
 四公六民 80, 116, 249
 尓^{じに}さま 162
 獅山公〔5代伊達吉村〕 70, 172
 獅山公治家記録 48, 65, 80, 249
 鹿落^{ししか}観音堂 253
 鹿折^{ししか}浜 125
 四書五経 286, 288
 詩人石川善助小伝(木村良子著) 163
 詩人石川善助資料(木村健司編) 162
 時辰儀 128, 175
 市勢要覧ふるかわ 344
 自選詩抄(土井晩翠著) 294
 司属部分録(伊達氏史料97) 64,
 66, 213, 289
 耳孫^{じそん} 190
 志田郡 127, 186, 338
 志田村誌(志田村誌編纂委員会編) 340
 七軒丁 30
 七郷堀 116
 七十七(七十七銀行編) 93
 七夕^{しちせき} 36

- 七峰樵夫⇨但木土佐をも見よ
 七峰樵夫 304
 市長日記(島野 武著) 75
 実政法印 269
 実録小説(実録体小説) 242
 実録先代萩 240, 241
 実録本 240, 242
 実録物 240, 241
 司天台 87
 自伝的仙台弁(石川鈴子著) 135,
 166, 190, 191, 265, 267,
 354, 355
 品井沼 126, 127
 品井沼干拓 126
 品替御百姓しながわり 229
 詩に架ける橋(斎藤庸一著) 163
 篠崎小竹 88, 89
 信夫郡 73, 173, 184
 信夫元貞 29
 信夫山 192
 柴田郡柴田町船岡 86
 柴田郡富岡村支倉, 菅生 118
 芝多対馬 287
 柴田中務 265
 芝葛鎮しば 葛鎮 187
 鮫しば 359~360
 鮪しば 154, 157
 しび、新茶、ほととぎす 154, 157,
 359
 四百四病送れ送れ 270~275
 資福寺 152, 174, 221, 251,
 313
 渋谷精志 56
 島崎藤村 210
 島野 武 9, 75
 島野 翠 8
 島原の乱 84, 85
 島原半島史(林 銑吉編) 85
 清水小路〔しづこうじ, すずこうじ〕
 30, 122, 124
 下草しもくま(黒川郡) 166
 下増田町 58
 借屋 229, 231
 社家(社司家) 245
 社僧 245
 寂光寺 192, 194
 寿庵堰 282
 朱印状 59, 61
 十一面観音 251, 254
 十三経きよう(けい) 190
 十三代集 191
 十三夜の月見やそらにかへり花 91
 十二支 182
 十年一作 346
 十万石格式の節約(12代伊達斉邦) 314
 十六だんご 273
 自由ヶ丘団地 276
 充国寺 164, 165
 修姓修名 180, 181
 重判 160
 自由民権 151
 宿老 212, 288
 宿老三家 213
 修験 86, 87
 十竹 14
 出入司 123, 198, 221

- 十遍舎一九(二世) 36
- 趣味の松島(松島研究会編) 316
- 準一家⇨大家, 三席, 御歴々, 歴々,
門閥をも見よ
- 準一家 64, 66, 117, 212,
288, 304
- 准国主(准国持, 国持並) 61
- 生因寺 88
- 正雲寺 88, 89
- 貞永式目(北条泰時等編) 58
- 貞永式目抄 58
- 松音寺 252
- 小費⇨川内小学校, 振徳館, 養賢
堂川内支校をも見よ
- 小費 285~288
- 昌覚寺(石越) 304
- 正覚寺(東京中日黒) 75
- 成覚寺 252
- 城郭の研究(大類 伸著) 238
- 小学本註(朱熹著, 養賢堂刊) 17
- 正観音(聖観音) 251, 254
- 汽車 128
- 尚綱女学院 30
- 松源寺 164, 165, 234
- 正午号砲ニ関スル書類(仙台市) 160
- 正午のドン(近代東北庶民の記録の内)
160
- 招魂社 95, 96
- 性山公〔16世伊達輝宗〕 53, 312,
313
- 性山公治家記録 65, 312, 314
- 紹山公〔9代伊達周宗〕治家記録 65
- 上巳 36
- 尚志会雑誌(第二高等学校) 157, 209
- 常寂光(蕃山々頂) 140
- 城主 60, 61
- 成就院 244
- 小春 218, 333, 336
- 少進 213
- 定禅寺 245, 288
- 定禅寺段丘 238
- 定禅寺通 38
- 常蔵院 253
- 松窓乙二 13, 14, 149, 150,
319
- 松窓乙二(小倉 巖著) 149
- 仍孫 190
- 昭忠会 95
- 昭忠会雑書 97
- 昭忠会書類 97
- 昭忠碑 95
- 昌伝庵 9
- 情熱の詩人土井晩翠(石井昌光著) 295
- 常念寺 76
- 昌繁寺 251
- 蕉風 91, 92
- 正風社団碑 91
- 昌平校(江戸学問所, 昌平坂学問所)
110
- 小蓬山仙英寺 70
- 正保二・三年奥州仙臺城絵図(斎藤
報恩会蔵) 183, 192, 195,
202, 206
- ショーマリブキン之墓 98
- 聖武天皇 123
- 蕉門十哲 93

- 定紋の研究(福井万次郎著) 76
 織女 33
 諸職人(御職人) 288
 如蘭社 235, 236, 237
 新羅^{しらぎ} 117, 118
 新羅郷(陸奥国柴田郡) 117
 白鳥信仰 258
 白幡村(栗原郡) 151
 資料榎本武揚(加茂儀一編) 41
 史料徳川幕府の制度(小野 清著) 7,
 305
 白石 234, 236
 白石権太夫良能^{ながよし} 5, 278
 白石市史(白石市編) 324
 白石宗直 66
 しろばか⇨櫓下四郎をも見よ
 しろばか 265~267
 斯波(大崎)家兼 347
 志波姫耕土 345
 志波姫町 151, 345
 塵芥集 82~83
 塵芥集猪熊本(小林 宏氏蔵) 82
 塵芥集狩野本(東北大学図書館蔵) 82
 塵芥集佐藤本(仙台市博物館蔵) 82
 塵芥集新写本→塵芥集佐藤本を見よ
 塵芥集村田本(仙台市博物館蔵) 82
 新陰正田流槍術 107
 新河原町 94
 真勤王政府 47
 神護景雲 123
 新佐手簡(新井白石佐久間洞巖問答
 往復書簡) 195
 人日^{じんじつ} 36
 新制作座 112
 新仙台繁昌記(眠花情史著) 199
 新撰陸奥風土記(保田光則著) 335,
 362, 366
 新撰名勝地誌(田山花袋著) 346
 進退 212, 213
 新勅撰和歌集 190
 新地 174
 新寺小路 29, 45
 新田^{しんでん} 230
 新田開発 230, 249
 新田検地帳 230
 新伝馬町 185, 186, 221
 振徳館⇨川内小学校, 小費, 養賢堂
 川内支校をも見よ
 振徳館 17, 285~287
 新百姓 229, 230, 231, 249
 辛未館 41
 真福寺 116
 神仏分離(神仏判然) 185
 神仏分離史料(村上專精等編) 45
 新聞集成明治編年史 130
 新町(富谷) 166
 神明通 56
 神明横丁 56
 新暦(太陽暦) 119, 121
 新暦採用 33, 121, 128, 269
 水安丸 259
 瑞雲山祥岩寺→大梅寺を見よ
 瑞雲靈龜山祥岩大梅寺→大梅寺を見よ

- 瑞雲寺 252
 瑞巖寺⇨円福寺をも見よ
 瑞巖寺 10, 12, 18, 140, 245
 瑞巖寺殿貞山禅利大居士 170, 331
 ~335
 瑞巖寺殿貞山利公大居士 331~335
 瑞巖寺の臥龍梅 315, 316
 杉原紙 ^{すいばら} 161
 水府流 292~293
 水府流太田派 292~293
 水府流正統派 292~293
 瑞鳳寺 17, 245, 314
 瑞鳳殿 170, 193
 瑞鳳殿再建 170, 194
 瑞鳳殿鐘銘 333, 335
 末木観音 253, 255
 須江村 257
 菅井梅関 88~89
 菅井梅関・菅井梅関の死(森 銃三著) 89
 主基 ^{すま} 196
 杉目城(信夫郡) ^{すまのめ} 314
 相原品の墓 20
 スターネル(スクンネル) 216, 217,
 218, 219
 須郷六郎右衛門 222
 すず 306~307
 鈴木和泉守重信 222
 鈴木雨香 16
 鈴木省三→鈴木雨香を見よ
 鈴木谷風(初代谷風) 130
 鈴木與兵衛 276~277
 鈴虫荘 56
 鈴與平⇨鈴木與兵衛を見よ
 図説日本文化史大系 216
 須田玄蕃館 253, 255
 スネル⇨ガルトネル, エドワルトスネル, エ
 ドワルドガルトネル, アカハネスネル, 平
 松武兵衛をも見よ
 スネル 44~46
 スネル兄弟→ガルトネルを見よ
 スネル商会(パテケ・スネル商会) 39,
 43
 せ
 清嶽(清岳) 317, 331, 334,
 335
 誓願寺 185, 220
 青狂 109, 110
 清狂 109, 110
 正山公〔11代伊達齊義〕 314
 正山公治家記録 65
 勢至 ^{せいし} 182, 184
 姓氏家系大辞典(太田 亮著) 248
 青史端紅(高柳光寿著) 323
 正字通(張自烈撰) 348, 349
 西南役 199, 201, 304
 生年十二支による守本尊(守神) 182
 ~183
 西銘(張載著朱熹解, 大槻清準訓点,
 養賢堂刊) 17
 西洋見聞集(日本思想大系66) 108
 精養軒 26
 青葉山寂光寺 192, 194
 西洋時法(定時法) 128
 世界大百科事典(平凡社編) 110

- 関 善内 132
 関址と藩界(岩田孝三著) 265
 関ノ戸億右衛門 131
 赤奮若せきふんじやく 333, 336
 セコンド(洋時計) 128
 節句 36
 拙斎玉蟲先生五十年祭誌(山本 晃編)
 108
 世良修蔵 110
 銭貨(計数貨幣) 79
 仙岳院 243~245, 252, 255
 千貫村 321, 322
 戦国武将の書簡(桑田忠親著) 324
 戦国武将の手紙(桑田忠親著) 170
 戦国名将言行録(藤 公房著) 327
 全国市町村名鑑54年版(大蔵省印
 刷局編) 226
 全国市町村要覧54年版(自治省行
 政局振興課編) 225
 全国方言辞典(東条 操編) 53, 165,
 166, 182, 191, 257, 258,
 306, 309, 353
 千載集 193, 196
 千手院(仙台) 245
 千住院(白石) 14, 149, 150
 千手観音 251, 254
 千昌寺 251
 先祖の話(柳田国男著) 37
 千體 348
 千體仏 148, 192, 194, 348
 千代 205, 348
 千代城 348
 偃臺 348~349
 偃始 349
 仙始 349
 仙臺 42, 166, 192, 205,
 348~349, 350, 351
 仙臺(小倉 博著) 51, 153,
 256, 271, 275, 350
 仙臺(小倉 博著, 小倉 巖増訂) 340
 仙台あゝのころこのころ八十八年(仙
 台八十八選選定委員会編) 266,
 267, 292
 仙臺案内(庄子輝光著) 129, 154,
 169, 175, 179, 199, 310,
 318, 359, 361
 仙台、一ノ関、盛岡及弘前藩ノ和算
 家ニ就テ(林 鶴一著) 87
 仙台大橋殉教 279~283
 仙台御城覚書(安倍彦右衛門) 202,
 207
 仙台音頭 154
 仙台開府 45
 仙台額兵隊記(片平六左著) 303,
 304, 305
 仙台鹿の子 99, 166, 167,
 183, 194, 267, 269, 350
 仙台間語(林 笠翁著) 148
 仙台観光株式会社 26
 仙台監獄 201
 仙台北警察署 175
 仙台郷土研究(仙台郷土研究会) 150,
 167, 171, 218
 仙台郷土研究会 53
 仙台郷土史夜話(三原良吉著) 31,
 132, 265

- 仙台協賛会 34
 仙台キリシタン殉教碑 279
 仙臺区 123, 175
 仙台空襲 194
 仙台警察署 175
 仙台警察署建築に使用された煉瓦 175
 仙台警察署時計塔 175
 仙臺県 205
 仙臺県庁東北鎮台関係文書(宮城県
 図書館蔵) 157
 仙台控訴院 158
 仙台工業専門学校 156
 仙台小唄 154
 仙臺黄門政宗卿 168, 171
 仙臺古城書上 255
 仙臺暦 76
 仙臺暦〔無許可板行分〕 78
 仙台魚風土記(佐々木喜一郎著) 28,
 217, 359, 360, 361
 仙臺笹 74
 仙台三十三か所観音 250~255
 仙台三十三か所観音札所石標 251
 仙台市 103, 153, 154, 155,
 246, 340
 仙台市荒巻耕地整理組合 56
 仙台市営電気事業 23, 285
 仙台市公害市民憲章 155
 仙台市公害防止条例 155
 仙台市公会堂 103
 仙台市交通事業50年史(仙台市交
 通局編) 285
 仙台市交通局三十年史(仙台市交通
 局編) 284, 285
 仙台市史 18, 21, 22, 25, 37,
 54, 56, 71, 89, 95, 131,
 132, 139, 140, 150, 156,
 165, 169, 171, 196, 222,
 232, 240, 244, 246, 250,
 256, 267, 283, 286, 287,
 289, 319
 仙臺市史(明治版) 95, 97, 98,
 157, 160, 168, 267, 334
 仙臺市史(昭和4刊) 233, 298,
 332
 仙台市史統編 98, 101, 209
 仙台市史年表 281
 仙台市事務報告並財産表(仙台市) 104,
 159
 仙台市政一斑(仙台市) 289, 292
 仙台市政概要(仙台市) 290
 仙台市勢要覧(仙台市) 290, 292
 仙台市地名簿(仙台市総務局庶務課) 53,
 55
 仙台市町名コード表(仙台市総務局
 電子計算課) 53
 仙台市電気事業史(仙台市) 25
 仙台市電気部 26
 仙台市統計一斑明治34年版(仙台
 市) 95
 仙台市都市公園条例 5
 仙台市の家内工業調査(昭和5, 仙
 台市勤業課商工係) 133
 仙台市の郷土地誌の概観(武山豊治
 著) 154
 仙台市の文化財(仙台市教育委員会
 編) 71

- 仙台市の市章 73
 仙台市のロシア捕虜収容 97
 仙台市博物館 49, 66
 仙台市博物館図録 4
 仙台市北部における切支丹其他の遺跡(阿刀田令造著) 210
 仙台市民歌 104
 仙台市民会館 38
 仙台市民図書館郷土資料目録 15, 20, 67
 仙台市名誉市民 210
 仙台市役所の所在位置 289
 仙台市立商業学校 162
 仙台市路面電車 284
 仙台塩釜松島名所図絵 284
 仙台土鑑(矢野顯藏著) 168, 326
 仙台四伝馬町 185
 仙台事物起原考(菊地勝之助著) 28, 74, 78, 122, 132, 167
 仙台塩釜松島名所図絵(明治29刊) 284
 仙臺城 186, 202~207, 238
 仙台城解説と伊達氏について(仙台市観光課編) 75
 仙台城天守台 90, 95, 203, 191, 193
 仙台城天守雛形 203
 仙台城巽門^{たつみ} 158
 仙台城寅ノ門(虎ノ門, 中ノ門) 157, 159, 204
 仙台城内の杉林伐採 204
 仙台城中ノ門→仙台城寅ノ門を見よ
 仙台城二ノ丸 157, 192, 206
 仙台城二ノ丸造営 204, 205, 314
 仙台城の構築と城下町の創設(小倉博著) 153
 仙台城の鎮台への引渡し 205
 仙台城の歴史(伊東信雄著) 293
 仙台城本丸 183, 192, 202~207
 仙台城本丸地点標高 205
 仙台城本丸破却 202, 203, 204~205, 206
 仙台城下絵図の研究(阿刀田令造著) 83, 84
 仙台城下建設 219
 仙台城下東部拡張 314
 仙台城下に起った二大騒動 219~221
 仙台城下の構造(小林清治著) 154
 仙台城下町 238~239
 仙台城下町の寺院配置 238~240
 仙台商工会議所 34, 37, 38, 119
 仙台消防誌(仙台消防組編) 265
 仙台志料(岡千仞著) 6, 7, 74, 334
 仙台人物史(今泉篁洲著) 89, 351, 352
 仙台人名大辞書(菊田定郷著) 8, 22, 64, 86, 88, 107, 132, 139, 140, 150, 232, 261, 265, 267, 291, 329, 332, 334, 352
 仙台水泳会 292
 仙台スケート 146
 仙台スケート協会 146
 仙台戦災 154, 156

- 仙台先哲偉人録（仙台市教育会編）
 150, 326, 332
 仙台造士義会 24
 仙台叢書（仙台叢書刊行会編） 15,
 16, 49, 83, 107, 195
 仙台叢書刊行会 49
 仙台叢書居士⇨伊勢斎助をも見よ
 仙台叢書居士 16
 仙台叢書封内風土記（田辺希文著） 58
 仙台騒擾 108
 仙台惣屋敷定 156
 仙台・竹田・中野三市間音楽姉妹都市
 295
 仙台七夕 31, 119
 仙台七夕協賛会 119
 仙台七夕復興 34
 仙台達磨^{だるま} 132
 仙台達磨（関 善内著） 133
 仙台地方陸軍幼年学校 156, 165
 仙台地名考（菊地勝之助著） 55, 56,
 166, 191, 297, 299, 349
 仙台中教院 144
 仙台中央警察署 175
 仙台中納言⇨伊達政宗をも見よ
 仙台中納言 179, 302
 仙台逡信局 159
 仙台伝説集（三原良吉著） 272, 275
 仙台電燈株式会社 23
 仙台と相撲（三原良吉著） 132
 仙台二中移転秘史（河合綱吉著） 38
 仙台年中行事大意（二世十遍舎一九
 著） 33, 36, 37, 269
 仙台の街路樹の始 167
 仙台の学者（中目 覚著） 233
 仙台の教育（菊地勝之助著） 287
 仙台の高名見立くらべ 292
 仙台の産業と観光（仙台市編） 289
 仙台の散策（佐々久編） 91, 93
 仙台の寺院数 238, 239, 240
 仙台の市街及び土木建築（小倉 強
 著） 31
 仙台の自然（気象協会東北支部編） 55
 仙台の正午のドン 157～160
 仙台の七夕と盆祭（三原良吉著） 37
 仙台の年中行事（仙台市編） 37,
 268, 270, 271, 275
 仙台の文学散歩（仙台市教育委員会
 編） 93, 209, 211
 仙台の文化財（仙台市教育委員会編）
 97, 317
 仙台の方言（土井八枝著） 135, 166,
 269, 270, 275, 307, 309,
 354, 355
 仙台の洋学（重久篤太郎著） 281
 せんだいはぎ〔みやぎのはぎとは別〕 98
 仙台萩（著者不詳） 194
 仙台白菜 341
 仙臺橋⇨大橋をも見よ
 仙臺橋 348, 350, 351
 仙臺橋擬宝珠銘⇨大橋擬宝珠銘をも
 見よ
 仙臺橋擬宝珠銘 348, 350～352
 仙台藩〔明治26.17～4.7.14〕 60,
 205
 仙台藩祖実録（斎藤竹堂著） 334
 仙台藩知事 41

- 仙台藩農政の研究(近世村落研究会
 編) 117, 232, 287
 仙台藩の政治の概要(平重道著) 117
 仙台繁昌記(在竹小三郎著) 130, 175
 仙台繁昌記(富田広重著) 95, 153,
 284
 仙台火の見櫓 265, 267
 仙台風藻(今泉篁洲編) 236
 仙台風俗志(鈴木省三著) 25, 60,
 115, 265, 267, 271, 275,
 286, 289
 仙台府学 286
 仙台府学読本 17
 仙台物産沿革(山田揆一著) 122
 仙台文庫叢書 83
 仙台平野 342
 仙台方言 134
 仙台方言(藤原勉著) 190, 271,
 307
 仙台方言音韻考(小倉進平著) 190
 仙台方言考(真山青果著) 112, 134,
 135, 148, 165, 166, 213,
 257, 258, 353, 355
 仙台方言集(土井八枝著) 354, 355
 仙台放送局 160
 仙台封内山海之勝(内藤以貫著) 337
 仙台戊辰史(藤原相之助著) 39, 40,
 41, 44, 303
 仙台戊辰物語(橋本虎之介著) 304
 仙台鮪(真黒魚) 359~360
 仙台祭 244
 仙台みち→小道をも見よ
 仙台みち 147~148
 仙台民俗誌(三原良吉著) 54, 272
 仙台昔語電狸翁夜話(伊藤清次郎著)
 22, 25, 34, 37, 132
 仙台名所聞書 194
 仙台屋敷〔若林屋敷〕 297, 301
 仙台郵便局 160
 仙台遊覧の枝折(東北産業博覧会編)
 123, 154
 仙台四大画人 88, 89
 仙台陸軍墓地(現常盤台霊苑) 98
 仙台領 59
 仙台領南方 198
 仙台領北方 198
 仙台領中奥 198
 仙台領奥 198
 仙台領キリシタン秘話(紫桃正隆著)
 282, 283
 仙台領戦国こぼれ話(紫桃正隆著) 327
 仙台領南部領境書留覚 261
 仙台領南部領境界争論 262~264
 仙台領南部領境塚 261~264
 「仙台領ノ田地百文ハ他国地高一石」 80
 仙台領村数 151
 仙台レジャーセンター 92
 先代萩実話(斎藤莊次郎著) 19
 先代萩の実相(田辺実明著) 19
 船頭小唄 188
 善導寺 140
 仙南平野 340
 善入院 252
 善応寺 25
 千利休 302
 専売公社仙台支社 124

- 仙姫（伊達綱村夫人） 85
 仙府神社仏閣図集（梅津幸次郎著） 71
 仙府八景 154, 156
 仙北平野 340, 342
- そ
- 添人 231
 贈位諸賢伝（田尻 佐編） 227
 総合日本戯曲事典（河竹繁俊編） 242
 莊厳寺 195, 251
 草私史亭 7, 236
 雙松岡学舎（雙松岡塾） 7, 234
 総次郎（伊達） 312, 313
 箱泉寺 257
 総目付 197
 遭難始末（歩兵第五聯隊編） 143
 相馬文書 250
 相馬義胤 174
 速記法 242
 ソテロ 216
 園部三郎 188, 189
 蘇枋^{そめま} 218
 曾良^{そら} 93
 雪車（雪舟）^{せり} 319
 雪車出^{せりだし} 319
 曾呂利狂歌咄（浅井了意著） 307,
 308
 ぞんぞりご 190
 尊攘紀事（岡 千仞著） 237
 尊卑分脈（洞院公定著） 248
- た
- 大安寺 16
 太陰太陽曆→旧曆を見よ
 太政官〔令制〕^{たいじょうかん} 129
 大学東校 189
 大学南校 189
 代官区 231
 大願寺 251
 大漢和辞典（諸橋徹次編） 109, 127,
 201, 211, 233, 242, 302,
 306, 320, 348, 349
 大極図説（周敦頤著朱熹解，大槻清
 準訓点。養賢堂刊） 17
 大宮雅之輔 17
 大工橋 37
 大家⇨三席，御歴々，歴々，一家，
 準一家，一族，門閥をも見よ
 大家^{たいけ} 213
 大言海（大槻文彦著） 307, 309,
 319, 320, 353, 355
 大源横丁 167
 大黒屋清七 221
 醍醐天皇 173
 大慈院殿義山崇仁大居士 335
 大辞典（平凡社編） 307, 309,
 353, 354
 大嘗会^{たいじょうえ} 192, 195
 大聖寺 213
 大進 212, 213
 大人名事典（平凡社編） 232, 233
 代数有之御百姓^{だいすうこれある} 229
 ダイチウ 360

- 台徳院殿〔2代徳川秀忠〕 178, 180
 台徳院殿御実紀 181
 第二高等学校〔旧制〕 153, 156,
 158, 209, 210
 第二高等学校第一部応援歌 153
 第二高等学校第三部歌 153
 第二高等学校史（第二高等学校史編
 纂委員会編） 146, 147
 第二師団 38, 95, 158, 167
 第二師団長官舎 159
 大日本貨幣史（大蔵省編） 81
 大日本人名辞書（大日本人名辞書刊
 行会編） 232
 大日本地名辞書（吉田東伍著） 59,
 118, 119, 142, 171, 174,
 192, 196, 338, 346, 362,
 366
 大日ないにち 182, 184
 大日堂 183, 185
 大日横丁 185
 大年寺 70~71, 115, 192
 大年寺西廟 70
 大年寺東廟 70
 大年寺門前町 70
 大年寺山 153, 192, 255
 台の原 153
 台の原（進藤竹次郎著） 209
 大梅寺 140
 大悲円満国師→雲居を見よ
 対物宮城の最 158
 大奉書 162
 大宝律令 148, 149
 大満寺 183
 大名小路⇨大広丁, 片平丁, 横丁を
 も見よ
 大名小路 29
 大名目付 197
 大雄寺（亙理） 330
 太陽曆→新曆を見よ
 大林寺 210, 252
 大和町宮床 272
 田植塚（西公園） 91
 高〔自己保有農地〕 230
 高泉筑後 287
 高尾 241
 高子岡（瀬上駅東） 73, 173
 多賀国府 161
 多賀城 45, 123
 多賀城碑 148
 高砂耕土 337, 339
 高田屋嘉兵衛 227
 高館村 58
 高野老岐親兼 173, 174
 高橋玉斎 16, 17
 高橋是清自伝（高橋是清著） 305
 高橋周斎 17
 高橋本枝〔岡千仞の次男〕さんの回
 願録（菅野義一等編） 233, 237
 高橋容斎 17
 高橋義兼 194
 高松茂夫 103
 高持名子 230
 高役 79, 81
 高役金（高役銀） 81
 高柳村 58
 高山樗牛 156, 208, 209, 211

- 高山樗牛冥想の松(成田正毅著) 211
 滝川君山 156
 滝沢神社 92, 355, 356, 357
 滝廉太郎 189, 294~295
 滝廉太郎(小長久子著) 296
 竹駒神社 132
 竹駒詣(伊勢半刊) 256
 武田愛子 103
 武田保勝 290, 291
 竹田市 189, 295
 竹雀紋 72, 73, 75, 82
 太政官〔明治2~18〕 128, 129
 太政官達 200
 太政官布告 121, 128
 田尻町 228
 田尻町史(田尻町編) 228, 273
 田代三郎 146
 たす 134
 但木重信 214
 田代 246, 248
 但木土佐⇨七峯樵夫をも見よ
 但木土佐 108, 278, 303,
 304, 305
 太刀上 212, 214, 288
 太刀上一番座 214
 太刀上永代御盃頂戴 214
 太刀上二番座 214
 立町 221
 立町一丁目頭 139
 立町小学校 162
 橘 守部 191
 塔頭 278
 龍の口溪谷 205
 たっぺすべり 146
 伊達(伊達郡) 185
 伊達安芸宗重 20, 218, 241
 伊達安房 249
 伊達卯之介⇨伊達吉村をも見よ
 伊達卯之介 172
 伊達亀千代⇨伊達綱村をも見よ
 伊達亀千代 20, 71
 伊達菊重郎⇨伊達邦宗をも見よ
 伊達菊重郎 318
 伊達邦宗(31世) 114, 115,
 318
 伊達桂園 89
 伊達上野 68
 伊達小次郎(竺丸) 174, 326,
 327, 330, 323, 329
 伊達左京⇨伊達政宗を見よ
 伊達左京太夫⇨伊達政宗を見よ
 伊達実元 72, 73, 74, 82
 伊達成実 66, 74, 323, 330
 伊達重村(7代) 16, 17, 58,
 70, 74, 313
 伊達順之助 314
 伊達讓堂⇨伊達宗敦を見よ
 伊達次郎 312
 伊達資綱 73
 伊達忠宗(2代) 31, 64, 140,
 172, 174, 204, 207, 230,
 243, 313, 314, 337, 345,
 351
 伊達為家 73
 伊達為重 73
 伊達植宗(14世) 72, 73, 82,

- 180, 312, 313
 伊達弾正 249
 伊達^{ちかひね}周宗(9代) 313, 314
 伊達筑前 249
 伊達千代松 68
 伊達綱宗(3代) 20, 59, 60,
 64, 71, 313
 伊達綱村 ⇨ 松平亀千代をも見よ
 伊達綱村(4代) 20, 52, 58,
 66, 70, 71, 72, 74, 75,
 82, 161, 184, 212, 251,
 276, 278, 313
 伊達輝宗(16世) 65, 170, 174,
 212, 221, 312, 313, 323,
 325, 326
 伊達朝宗(始祖) 65, 72, 73,
 173, 313
 伊達長門宗充 314
 伊達齊邦(12代) 71, 313, 314
 伊達齊宗(10代) 70, 71, 313
 伊達齊村(8代) 70, 71, 313,
 330
 伊達齊義(11代) 313, 314
 伊達晴宗(15世) 65, 72, 82,
 161, 212, 312
 伊達肥前宗房 172, 174
 伊達兵部 64, 71
 伊達政宗(1代) 53, 64, 65,
 66, 140, 153, 161, 168,
 170, 174, 179, 186, 194,
 200, 203, 212, 217, 218,
 221, 230, 261, 262, 263,
 270, 271, 272, 280, 297,
 302, 312, 313, 315~318,
 323~330, 348
 伊達政宗(9世) 83
 伊達政依(4世) 312, 313
 伊達美作守→伊達政宗を見よ
 伊達宗敦 41, 313, 314
 伊達宗遠 180
 伊達宗城 314
 伊達宗村(2世) 312, 313
 伊達宗村(7代) 33, 36, 49,
 58, 70, 75, 174, 313
 伊達宗基(30世) 286, 288
 伊達宗泰 66
 伊達村詮 66
 伊達村興 174
 伊達^{むらよ}村和 66
 伊達慶邦(13代) 8, 9, 40,
 108, 123, 171, 286, 287,
 291, 313, 314
 伊達義広 312, 313
 伊達好宗 73
 伊達吉村(5代) 58, 70, 156,
 172, 213, 313
 伊達安芸と寛文事件(日高誠実著) 19
 伊達家史叢談(伊達邦宗著) 60, 75,
 76, 83, 114, 115, 116,
 158, 160, 162, 172, 175,
 177, 178, 197, 198, 203,
 204, 206, 207, 218, 220,
 332
 伊達家譜抜萃 80
 伊達旧臣伝記→伊達世臣伝記を見よ
 伊達郡 73, 173

- 伊達郡誌（伊達郡役所編） 73, 173
- 伊達家一門の竹雀紋章 72, 74
- 伊達家家臣団の家格等級 212～214
- 伊達家旧臣伝記→伊達世臣伝記を見よ
- 伊達家系譜（天嶺編） 329
- 伊達家治家記録性山公貞山公（藩祖
伊達政宗公顕彰会編） 65
- 伊達家芝邸 196
- 伊達家塵芥集の研究（小林 宏著） 83
- 伊達家世臣 49
- 伊達家世子の元服恒例 181
- 伊達家文書（大日本史料家わけ） 74,
75, 156, 174, 180, 335
- 伊達家の十定紋 75
- 伊達家の紋章 72, 73～76
- 伊達家略系一覧表（作並清亮著） 332
- 伊達小唄 154
- 伊達氏 173
- 伊達氏実記伊達支傾録（日高誠実著） 19
- 伊達氏史料（作並清亮編） 66
- 伊達氏と最上氏（豊原愛郎著） 327
- 伊達治家記録（平 重道編） 65, 71,
81, 324, 328
- 伊達出自世次考（伊達綱村撰） 65, 71,
81
- 伊達正統世次考（伊達綱村撰） 65, 71,
73, 76, 82, 180, 312,
314, 347
- 伊達世臣家譜（田辺希文等編） 31, 49,
117, 214, 228, 352
- 伊達世臣家譜続編〔甲集及乙集〕
（田辺希文等編） 49
- 伊達世臣家譜略記（田辺希文著） 58
- 伊達世臣伝記（田辺希文著） 58, 213
- 伊達騒動⇨寛文事件をも見よ
- 伊達騒動 19, 20, 241
- 伊達騒動（海音寺潮五郎著） 19
- 伊達騒動（小林清治著） 19
- 伊達騒動（平 重道著） 19
- 伊達騒動（山田野理夫著） 64
- 伊達騒動・有馬猫騒動と村上刃傷事
件—病跡学から見た—（王丸 勇
著） 19
- 伊達騒動記（山路愛山著） 19, 67
- 伊達騒動実録（大槻文彦著） 19, 67,
69, 135, 148
- 伊達騒動と原田甲斐 19
- 伊達綱村の修史事業 65
- 伊達天正日記（伊達史料集の内） 325
- 伊達の大奥（猫遊軒伯知著） 333
- 伊達藩物語（読売新聞宮城版） 327
- 伊達秘鑑（半田通時著） 299, 325,
334
- 伊達便覧志（佐久間洞敵著） 195, 297,
299, 323, 334, 337, 347
- 伊達牡丹 72, 74, 75
- 伊達政宗（海音寺潮五郎著） 327
- 伊達政宗〔武将列伝〕（海音寺潮五
郎著） 333
- 伊達政宗（小林清治著） 170, 312,
315, 325
- 伊達政宗（平 重道著） 324
- 伊達政宗（永岡慶之助著） 328
- 伊達政宗（山岡莊八著） 328
- 伊達政宗（渡辺義頭著） 168, 326
- 伊達政宗（鷲尾雨工著） 328

- 伊達政宗欧南遣使考全集（伊勢斎助編） 215
- 伊達政宗欧南使節船の船型 215, 216
～218
- 伊達政宗欧南使節船の船名 215～218
- 伊達政宗卿（藩祖伊達政宗公三百年祭協賛会編） 53, 170, 298, 325, 332
- 伊達政宗卿詩歌要釈（鈴木栄一郎, 千坂庸夫著） 319
- 伊達政宗卿伝記史料（藩祖伊達政宗公顕彰会編） 53, 170, 181, 205, 325, 331
- 伊達正〔マ、〕宗卿年譜（佐久間洞巖編） 299, 334
- 伊達政宗卿の薨去（小倉博著） 332
- 伊達政宗卿の少年時代（小島甲午郎著） 326
- 伊達政宗公（斎藤莊次郎著） 168, 326, 333
- 伊達政宗治家記録引証記 221, 222
- 伊達政宗仙台入城 205
- 伊達政宗誕生伝説考（小林清治著） 196
- 伊達政宗展〔図録〕（仙台市博物館編） 326, 333
- 伊達政宗伝説 194
- 伊達政宗南蛮通信事略（大槻文彦著） 215, 216
- 伊達政宗の遣欧使節船の船型などについて（石井謙治著） 217, 219, 227
- 伊達政宗の小田原遅参 170
- 伊達政宗の五常訓 168～170
- 伊達政宗の法名 331～336
- 伊達政宗の母公と最上義光との続柄 323～331
- 伊達政宗・戊辰戦争（平重道著） 324
- 伊達陸奥守（南条範夫著） 328
- 伊達行朝臣勤王事歴（大槻文彦著） 171, 172
- 伊達略系（作並清亮編） 331
- 堅紙たてがみ 161, 162
- 館腰村 58
- 立引両たてひきりょう 73
- 忠宗君治家記録引証記 204
- 棚機たなばた 32
- 七夕馬 33
- 七夕竹飾りの起原 32
- 田辺希賢 58, 65, 71, 82
- 田辺希績 49, 228
- 田辺希文 49, 55, 58, 65, 228
- 田辺希道 49
- 田辺希元 49, 55, 58, 228, 229
- 田辺楽斎（匡勅） 16, 19
- 谷風（初代） 130
- 谷風（2代） 130, 131
- 谷風の碑 131
- 谷風墓（霞ノ目） 131
- 旅と郷土の文学碑（本山桂川著） 93
- 旅扶持 198
- 玉田ヶ崎（田歌崎, 田歌ヶ崎） 30, 243
- 玉蟲左太夫 107～108
- 玉蟲左太夫とその周辺（玉蟲文一著） 108
- 玉蟲拙斎先生（清水東四郎著） 108

たまり 353, 354
 田村左京亮宗良 20
 田村宗良 71, 244
 田村村資 314
 多門二郎 167
 多門通→南町通をも見よ
 多門通 167
 達磨 10, 12, 297, 298
 だるま(徳力富吉郎著) 133
 だるま隨筆(山田勇太郎著) 59, 322
 檀越だんおつ(おち) 333, 336
 端午 36
 男児立志出郷関 109
 断腸亭日記(永井荷風著) 34

ち

近松物 134
 近松門左衛門 135
 知行 116
 竹山 14
 地損倒目帳 230
 千葉卓三郎 151~152
 千葉胤通(国分五郎) 248
 千葉敏雄 152
 地方史研究必携(地方史研究協議会編) 81
 地方文字(特異文字) 319
 町名大字名の呼び方-東北-(仙台放送局編) 55
 地名索引(内務省地理局編) 58, 362, 366
 着座 212, 213, 214, 288,

304
 着座一番座 213, 214
 着座宿老 214
 着座二番座 214
 茶屋町 185
 チャンコ修業-ある親方の話-(元年寄佐渡ヶ嶽著) 147
 中学唱歌 294, 295~296
 忠山公〔6代宗村〕治家記録 65
 中将どの 162
 中世法制史料集(佐藤進一等編) 83
 中暦 34, 119~120
 町ちよう 223
 眺海山康国寺仙岳院→仙岳院を見よ
 長谷寺(本吉郡横山南沢) 330
 銚子 306, 308
 樗牛の松→一本松, 天神松, 冥想の松をも見よ
 樗牛の松 208~211
 著作権法 63
 町史わが鹿島台(鹿島台町編) 127, 177
 長者荘 55, 56
 長者町 56
 朝鮮梅→臥龍梅を見よ
 朝鮮征伐 197, 315~318
 長徳寺 22
 町内堀 30
 帳外れ 231
 重陽ちようよう 36
 チロリ 306, 308
 鎮守將軍 123

通書（周敦頤著朱熹解，大槻清準校訂。養賢堂刊） 17
 津方諸見合留 54
 つぎがみ
 継紙 161, 162
 築館町 258
 つぎがみ
 月次 84, 85
 月の浦 215, 217, 259, 260
 次之間番士 117
 月見崎 30
 月日塚（赤日塚） 91
 つちい
 土井晩翠 103, 156, 163,
 189, 209, 210, 294, 295
 土樋 30, 233,
 土屋喬雄 25
 榴岡 92, 204, 233, 243,
 255
 榴岡公園（東公園） 285
 榴岡釈迦堂 71
 榴岡天満宮⇨天社をも見よ
 榴岡天満宮 91, 305
 綱木山（郷六） 140
 燕沢碑考（臯容著） 277
 燕沢邑 276
 つめどころ
 詰所以上 117, 198, 207
 詰所四間 207
 詰ノ門 202
 津山町 346
 露無 255
 鶴田川 127

つ

て

停月庵鬼子（片倉小十郎村典） 15
 帝国大学 189
 帝国大学古典講習科 144
 帝国在郷軍人会仙台西部分会 159
 貞山公〔政宗〕 53
 貞山公治家記録 28, 64, 65, 66,
 67, 170, 178, 180, 181,
 215, 216, 219~220, 226,
 298, 302, 315, 316, 317,
 324, 328, 329, 331, 336,
 348, 350, 352
 貞山公に対する称謂 178~179
 貞山公年譜（田辺希文編） 65
 貞山様遺訓なるもの（三原良吉著） 169
 貞山堀 97
 貞丈雑記（伊勢貞丈著） 307, 309
 訂正五経（田辺匡勅訂。養賢堂刊） 17
 訂正四書（朱熹註。養賢堂刊） 17
 定本日本の軍歌（堀内敬三著） 144,
 187, 189
 つつ
 姪 173, 174
 鉄牛 70
 徹山公〔7代重村〕治家記録 65
 寺小路⇨元寺小路をも見よ
 寺小路 21
 寺小路の観音さん 184, 252, 255
 出羽国二箇国に分割 142
 天守閣 203, 207
 天主教 84
 天守台 95, 191, 193, 202,
 203

- 天守台地点の標高 193
 天守矢倉 203, 207
 天正検地 80
 天神社(台ノ原) ⇨ 榴岡天満宮をも
 見よ
 天神社 211, 243
 天神松 ⇨ 一本松, 樗牛の松, 冥想の
 松をも見よ
 天神松 211
 伝説(三原良吉著) 126
 天地有情(土井晩翠著) 210, 294
 殿中席次(詰所, 詰席) 197
 電動サイレンによる午報 159
 転読〔真読の対〕 193
 でんどの 162
 天王寺(東京谷中) 41
 天文てんぶんの乱 73, 82
 天平感宝 123
 天平勝宝 123
 天平神護 123
 天保飢饉 89, 314
 天保二・三年製作仙台城絵図 196
 伝馬 185
 天明飢饉 221
 天明天保における飢饉記録(阿刀田
 令造編) 222
 天文てんぶん方 76, 78
 天文測量志(藤 広則著) 87
 天遊館 276
 天遊館記(臯谷さわやう著) 276
 てんよ 165, 166
 天領 231
- と
 土井晩翠つちい ⇨ 土井晩翠を見よ
 戸板黄海 87
 戸板保佑たたらけ 120, 291
 同一性保持権(著作者人格権の一) 63
 洞雲寺(七北田) 87
 東奥老士夜話 194
 トウコ 360
 唐(宋)音 150
 東華 122
 東華学校 24, 122
 東華学校本館 124
 東華学校由来碑 124
 東華義会 24, 122
 東華義会及び東華女学校について
 (本多 繁著) 122
 東華女学校 24, 122, 124
 東華堆朱(大正堆朱, 擬堆朱) 122,
 123
 東海遊子吟(土井晩翠著) 210
 藤華餘影(遠藤庸治著) 285
 堂形 198
 童戯・童詞(天江富弥著) 272
 東京音楽学校 103, 294~296
 東京開成学校 189
 東京歳時記七月(風俗画報の内) 34
 東京書籍館しよじやかん 235, 237
 東京大学 189
 東京のうた(朝日新聞社編) 188,
 189
 東京美術学校 96
 投華得仏とうげ 183

- 桃源院 350
 東斎→菅井梅園を見よ
 同志社 124
 東照宮 243～245, 255
 道場小路 30
 東昌寺 246, 291
 東秀院 277
 藤次郎(伊達) 312, 313
 同心 288
 同心町 290
 トウヅケ 360
 東禅寺(東京芝高輪) 304
 東漸寺 131
 遠田郡 186
 遠田郡誌(遠田郡教育会編) 228
 遠田郡八幡村(田尻町八幡御殿崎) 186
 道中奉行 166
 藤堂高虎 196, 197
 遠八幡→大崎八幡, 米沢八幡を見よ
 遠八幡 186, 269
 東藩史稿(作並清亮著) 8, 28, 61, 70, 71, 74, 76, 79, 80, 81, 83, 89, 156, 171, 173, 285, 289, 320, 324, 332, 352
 東北開発夜話(岡田益吉著) 25
 東北キリシタン史(浦川和三郎著) 219, 282, 283
 東北産業博覧会 37, 38
 東北産業博覧会誌(仙台商工会議所編) 38
 東北七州 176
 東北振興歌 104
 東北線開通 22, 29, 127, 128, 129, 167
 東北大学→東北帝国大学を見よ
 東北大学 30, 156
 東北地方最初の電燈 22～23
 東北地方電気事業史(東北電力株式会社編) 25
 東北鎮台→第二師団を見よ
 東北鎮台 157, 204, 205
 東北帝国大学→東北大学を見よ
 東北帝国大学 154, 156
 東北の歌 104～105
 東北のお国ぶり(田村 昭著) 198
 東北の電信電話史(東北電気通信局編) 158
 東北の仏教(及川大溪著) 180
 東北の物産(仙台鉄道局運輸課編) 123
 東北方言集(仙台税務監督局編) 354, 355
 東北本線略史(NHK仙台制作グループ著) 130
 東北薬学専門学校 209
 東北遊日記(吉田松陰著) 286, 288
 東北六県下に於ける広告宣伝の研究(羽曾部健三著) 266, 267
 道明寺干飯^{ほしい} 307, 308
 遠山左衛門尉景元^{さまもんのじょう} 5
 遠山四郎左衛門 44
 遠山の金さん→遠山左衛門尉景元を見よ
 東遊雑記(古川古松軒著) 147
 洞林寺 24
 鴛田駿河守周如^{とまた かねゆき} 230, 333

- 常盤文庫 36
 特異文字(地方文字) 319
 徳川家綱〔4代〕 59
 徳川家康 169, 205, 243,
 313
 徳川家光〔3代〕 243
 徳川実紀 61, 79, 84, 85
 徳川綱吉〔5代〕 84
 徳川斉昭 293
 徳川秀忠〔2代〕 59, 314
 独眼龍 326, 331
 独眼龍政宗(早乙女貢著) 328
 読史備要(東京大学史料編纂所編) 334
 特殊文字→特異文字をも見よ
 特殊文字 58
 徳富蘇峯 124
 徳山四郎左衛門→板倉伊賀守を見よ
 徳利 306, 308
 ときい
 時器 130
 床頭 194
 所〔主に町場の知行地〕拝領 64, 117
 とごま
 外様 197
 としま
 遠島 359, 360, 365
 とつげんかく
 訥言録(佐藤喜代治著) 91
 関南の豪雄伊達政宗(菅原兵治著)
 299, 327
 殿様 61
 「殿」の書体種類 162
 とふかい
 十符谷屋敷 264~265
 十符の菅薦 264~265
 十符の菅薦(近藤芳樹著) 263, 264
 土木概説(佐々久著) 341
 富 春叟 277
 富田鉄之助 23, 24, 41, 107,
 122
 富田鉄之助素描(武田泰著) 122
 富塚内蔵重綱 230
 富塚内蔵助重信 243
 富谷 166
 富谷町誌(富谷町編) 166
 登米郡誌(登米郡役所編) 257, 258
 登米郡米川村誌(米川村編) 261
 巴崎 30
 豊里町史(豊里町編) 257
 豊臣秀吉 72, 178, 197, 302
 とよま
 登米小学校々舎 97
 虎ノ間詰 207
 虎ノ間番士 117
 寅ノ門→仙台城寅ノ門を見よ
 十和田八幡平国立公園 142
 ドン 157~159
 ドン開始 157
 ドン廃止 159
 どんと祭→松焚祭をも見よ
 どんと祭 268~269
 ドン・フィリップ・フランシスコ 217
 な
 内藤以貫 337, 347
 内務三松 123
 内務省 200
 かねつ
 直江兼統 330
 長井荘 180
 長井荘米沢 302
 長柄 220

- 長柄組 220
 中川兵吉 186
 中木観音 253, 255
 長崎五郎右衛門⇒ガルパリオをも見よ
 長崎五郎右衛門 279~283
 流木ながしき 319~320
 中島丁 124
 中田 341
 永田鉄山 164
 中新田町 341
 長沼(北方) 32
 永沼織之允(柏堂) 151, 152,
 234
 中野市(長野県) 189, 295
 仲ノ瀬橋 37~38
 仲ノ瀬橋架橋工事写真帖 38
 仲ノ町 220
 中之間番士 117
 中目 覚 340
 長町 45
 長町の木場 320
 中山晋平 188, 189, 295
 中山卯郎 189
 中山鳥滝不動 182, 184
 中山道(古街道, 野村道, 秀衡街道)
 247
 中村氏 73, 173
 なから 355
 鳴き砂 366
 名子 229, 230
 名子主 230
 名護屋 315, 325
 名題なだい 241
 夏井藤兵衛 115
 夏刈村(置賜郡) 313
 名取川 319, 320
 名取郡 248, 338
 名取郡誌(名取郡教育会編) 81, 321
 名取耕土 337, 338, 339,
 340, 341, 342, 343, 345
 名取耕土(丹野富男著) 343
 名取広土 338
 名取浩蕩 338
 名取市 58, 59
 名取市史(名取市編) 345
 名取市愛島めでしま(旧愛島村) 58, 272,
 274
 名取町 58
 名取春仲 86, 87
 名取平野 342, 343, 346
 名取宮城の広稲 199
 七北田 166
 七北田村 45, 246, 248
 七北田村誌(七北田村編) 250
 七種ななくさの花〔秋の〕 99
 七崎 29, 30
 七坂八小路 29, 30
 七森ななつしり 337
 七浜ななはま 199
 七日浴なぬかび 33
 名乗なりのり(実名, 本名, 諱) 115
 ナベッタ型(船型) 216, 217
 並木時徳 175
 西風ならい 53~55
 西風蕃山 54
 奈良東大寺大仏 123

鳴り砂 364
 鳴り浜 364
 鳴瀬川 126, 127, 341, 342,
 343, 344, 346
 鳴瀬郷土読本(早坂亀太郎編) 340
 鳴瀬町 257
 鳴瀬町竹浜の鳴浜 364
^{なんこう}
 南校→大学南校をも見よ
 南校 189
 南光院 186
 南光院丁 186
 南郷町 345, 346
 南山 89
 難読地名辞典(山口恵一郎等編) 55
 南蛮国 215, 217
 南蛮使節の船(小倉 博著) 215
 南部伊達兩藩境塚-北上川以西の部
 (岩手県教育委員会編) 265
^{なんまつねのり}
 南摩綱紀 304, 306
 南洋群島独案内(横尾東作著) 41
^{なんりよう}
 南録 79, 81

に

新坂 29, 159
 新坂通 29
 新島 襄 122
 新見豊前守 107
 二華会 124
 苦竹米蔵 116
 苦竹邑 276
 二軒茶屋 42, 45
^{に(じ)}
 尔ざま 162

錦町 175
 西公園→本柳町公園をも見よ
 西公園 50~52
 西公園の臥龍梅 315, 318, 319
 二十一代集 190
 二十三夜さん(北目町) 183, 185
 二十三夜堂(北目町) 185
 二条通 56
 西山城(伊達郡) 313
^{にたんがしら}
 二端頭 72, 75
 日記附控帳(宮城町誌史料篇の内) 177
 日講所 17, 285~287
 二・二六事件 164
 二・二六事件秘録(林茂[等]編) 165
 二迫川 338, 342, 345, 346
 日本海外発展史(西村直次著) 216
 日本科学古典全書第11巻(三枝博
 音編) 227
 日本教育史資料(文部省編) 286,
 289
 日本大辞典ことばの泉(落合直文著)
 144
 日本祭礼行事事典(宮尾しげを編) 268
 日本儒学年表(斯文会編) 233
 日本城郭誌(小野 清著) 203
 日本人名大事典(平凡社編) 110,
 233
 日本赤十字社石巻病院→牡鹿桃生両
 郡公共病院を見よ
 日本地誌第4巻(二宮書店刊) 343
 日本地名大事典6(朝倉書店編) 342,
 364
 日本鉄道会社 129

- 日本都市成立史（玉置豊次郎著） 238, ね
240
- 日本年中行事辞典（鈴木裳三編） 119, 根岸邑 194
121 不寝の釜（伊達家芝邸） 116
- 日本の郷土玩具・東北（藺部 澄著） 根本常南 88
133 年刊民俗探訪（国学院大学民俗学研
究所編） 273
- 日本の暦（岡田芳朗著） 78 年号の始 62
- 日本の生活文化財（祝 宮静編） 35 年号索引（国語学辞典〔国語学会編〕
の内） 62
- 日本の祭（柳田国男著） 37 年号読方考証稿（山田孝雄著） 62
- 日本の民俗・宮城（竹内利美著） 273 念西公〔第1世伊達朝宗〕 73, 173,
312
- 日本橋の下の水 309～311 年中行事（三崎一夫著） 272
- 日本フィギュアスケート発祥地 145 年中行事辞典（西角井正慶編） 268,
274
- 日本武将列伝（桑田忠親著） 327
- 日本文学全書（落合直文著） 144
- 日本文典（落合直文著） 144
- 日本紋章学（沼田頼輔著） 76
- 如意輪観音 252, 255
- 日本暦日原典（内田正男著） 283 の
- 人数改帳 231
- ニンダ 360 農具便利論（大蔵永常著） 226
- 仁沢国包⇨国包, 本郷国包, 山城大 囊塵埃捨録（遠猪走道知〔大場雄淵〕
著） 300
- 椽藤原国包をも見よ
- 仁沢国包 138, 139 ノウズラサマ 273
- 仁沢の偈 138 農ずらの日 273
- 人頭⇨表百姓, 本百姓をも見よ ノウズラマンジュウ 273
- 人頭 246, 249 濃美大地震（明治24） 167
- 人別改 232 農（野）鍛冶 139
- 野晒紀行（芭蕉） 92
- 野手口山 192
- 筧岳 228
- 沼崎村（栗原郡） 151 ノビスパン 217
- 野蒜築港 96, 111～113
- 野蒜築港紀功碑 112, 114

- 年子の方(7代伊達重村夫人) 74
 野村 246, 248
 は
 俳諧七部集 92
 俳諧人名辞典(高橋蒼梧編) 150
 俳諧大辞典(伊知地鉄男等編) 150
 梅館→菅井梅関を見よ
 俳句大観(麻生磯次等編) 150
 梅月碑(滝沢神社境内) 92, 355~
 358
 排行(輩行) 312
 廃絶録(小田彰信編) 85
 廃藩置県 60
 梅柳山陽田院木母寺(東京) 273,
 274
 秤座 20~21
 秤座(林英夫著) 22
 萩野家遺稿(落合直文著) 145
 白雲館詩鈔(岡濯著) 233, 237
 白雲館文録(岡濯著) 233, 235,
 237
 白鳥 256, 257
 羽黒堂(北山) 195
 幕末維新人名辞典(学芸書林刊) 233
 麦羅 14, 15, 149
 麦羅念仏(麦羅著) 14
 端郷はごう→かくし村, 公儀書上なき村,
 私村を見よ
 端郷 58, 151, 248
 函館 306
 箱館(箱立) 41, 43, 304, 306
 箱館戦争(五稜郭の戦い) 41
 迫川(三迫) 341, 342, 344
 迫耕土 337, 345
 迫町 258
 迫町北浦地糧ちろう 273
 羽柴越前守→伊達政宗を見よ
 羽柴越前守 178, 179
 羽柴侍従→伊達政宗を見よ
 羽柴侍従 179
 羽柴伊達侍従→伊達政宗を見よ
 羽柴伊達侍従 179
 羽柴陸奥侍従→伊達政宗を見よ
 羽柴陸奥侍従 179
 橋本店 96
 橋本万平 363
 芭蕉→松尾芭蕉を見よ
 芭蕉庵 92
 芭蕉事典(松尾清秋等編) 93, 358
 芭蕉碑(仙台市内) 91
 芭蕉養塚 92
 芭蕉養塚銘 92
 芭蕉辻 94
 芭蕉辻里程元標 94
 支倉川 33
 支倉常長 170, 215, 217,
 226, 259, 260
 支倉常長伝(支倉常長顕彰会編) 219
 支倉常長の洗礼名 217
 支倉橋 37
 長谷りわ 278
 畠山義継 313
 畑代 246, 249
 旗本 197

- 罰が崎（蜂が崎） 1 2 5
 八代集 1 9 1, 1 9 6
 八幡 1 8 2, 1 8 4
 八幡町 1 8 6
 八旗 3 0 3, 3 0 6
 八甲田山 1 4 1, 1 4 2
 八甲田山死の彷徨（新田次郎著） 1 4 3
 八甲田山遭難記（遭難始末〔歩兵第五聯隊編〕の抜萃版） 1 4 3
 初鮪献上 3 5 9, 3 6 1
 はで 2 5 6～2 5 7
 バテケ・スネル商会 3 6, 4 3
 花咲て七日鶴見る麓かな 9 1
 はは*
 簪 2 1 8
 把不住軒→雲居を見よ
 浜茨（匡子著） 1 9 0, 3 0 7, 3 2 0
 早川組 9 6, 9 7
 早川智寛 9 6, 9 7
 林 学齋 4 1
 林 嘉善 3
 林源吾兵衛（笠翁） 3
 林 子平 1, 3, 5 4, 1 4 8
 林子平全集（第一書房刊） 5 4, 3 1 1
 林子平先生を讃ふ（土井晩翠作） 3 1 0
 林子平先生小伝（河合文応等編） 3 1 0
 林子平先生百五十年祭記念展覧会 1
 林子平伝（斎藤竹堂著） 3 1 0
 林子平伝記（鈴木省三著） 4, 3 1 0
 林子平の遺書 1, 3
 林子平の墓 5
 林子平幽居の地 3
 林 珍平 3, 5
 林 復齋 1 0 7
 林 良伍 5
 原田甲斐 6 4, 6 8, 6 9, 1 8 3,
 2 4 1
 原田甲斐（林 亮勝著） 1 9
 原田甲斐旧家臣覚書 6 9
 原田甲斐の最後（真山青果著） 2 0
 原田甲斐の子孫 6 8
 原田帯刀宗誠 6 8
 原ノ町の千手観音 2 5 2, 2 5 5
 白鹿洞書院揭示（養賢堂刊） 1 7
 はるも りしきととなう
 葉類装やゝ希之起登々南字月と梅 9 2
 番入 1 1 7
 番外士 1 1 7
 藩学と学風（斎藤恵太郎著） 1 7 1
 藩翰譜（新井白石編） 8 5, 3 2 5
 藩校（河北新報クリッピング） 1 9
 半沢正二郎 7 1
 晩鐘（土井晩翠著） 2 1 0
 蕃書調所 1 8 9
 藩臣須知（桜田良佐書留） 6 4, 7 4,
 1 1 6, 1 9 6, 2 1 2, 2 1 3, 2 1 4
 藩臣須知別本（宮城県図書館蔵） 7 6,
 2 9 2
 晩翠詩抄（土井晩翠著） 2 9 4, 2 9 6
 晩翠放談（土井晩翠著） 2 9 5
 版籍奉還 6 0, 6 1, 2 8 8
 藩祖伊達政宗公顕彰会 5 3
 藩祖伊達政宗公三百年祭協賛会 5 3
 ばんでん 1 6 2
 ばんど つめど
 番所（詰所）
 般若経峯→経が峯を見よ

- ひ
- 非を非とする(相沢源七著) 86
- 東一番丁物語(柴田量平著) 21, 22, 41, 95, 167
- 東二番丁 41, 186
- 東三番丁 29
- 東九番丁 124
- 東多賀村 58
- 東の上→御東を見よ
- 光の谷 211
- 被官 229, 231
- 引地正右(正右衛門) 6
- 樋口閑斎(源吾) 285, 286, 287, 288
- ひじる 134
- 昆沙門堂(荒町) 206, 297, 300
- 常陸国真壁郡伊佐荘中村 73, 173
- ひとまの
一重伸し 292~293
- ひとまの
一切 116
- ひとつがけ[どの] 116
- 一人静(小倉 強著) 199, 202
- 百姓組頭 231
- 百万石の印信(お墨付) 169
- 百騎丁 41
- 標準語 134
- 評定川 33
- 評定所橋 37
- 評定役 198
- 氷人石標 95
- 秒度定刻範(村田尺蠖子著。養賢堂刊) 17
- 秒時計(半沢正二郎) 98
- 兵部省 128
- 平泉征伐 73, 161, 173, 186, 248, 347
- 平野伊勢守 78
- 平松武兵衛→スネルを見よ
- 平渡喜平次 68
- 平渡清太夫 68
- 広瀬川 30, 37, 205, 220, 297, 319, 320
- 広長川 127
- 広淵沼干拓 346
- 広淵村 257
- 広間番士 117
- 琵琶首 29
- ふ
- ファン・ドールン 113, 127
- 風致地区 276, 278
- 風流のはしめや奥の田植うた 91
- 深沢守三 279
- ふかや
深谷 257
- 奉行 64, 197, 213, 221, 304
- 奉行連署 289
- 福島県史(福島県編) 299, 303
- 福定無外 251
- 武家諸法度 59, 60
- 普賢 182, 184
- 府県藩三治制 60
- ふざわ
布沢義蔵 221
- 藤ヶ坂 29
- 藤崎呉服店 162

- 藤塚知明 260
 藤塚浜 58
 藤 広則 87
 武将列伝(海音寺潮五郎) 327
 藤原時平 173
 藤原俊成 196
 藤原相之助 40
 普請奉行 219
 譜代 197
 二重伸しふたえの 292~293
 札差と両替(小野武雄著) 80
 二引両ふたつひきりよう 75
 長渡ふたわたし 364
 扶持 81, 116
 扶持食 231
 扶持米 288
 二日町 221
 仏眼寺 20
 仏教伝来 250, 254
 復軒旅日記(大槻文彦著) 109
 仏生寺 255
 仏陀 184
 不定時法 128
 不動 182, 184
 不動産業三十五年(渋谷精志著) 57
 不動堂(新伝馬町) 183, 186
 不動堂(遠田郡) 213
 武道(小原 伸著) 103
 吹雪の惨劇(小笠原孤酒著) 143
 夫木和歌集(夫木集) 264
 夫役ふやく 81
 冬寒風沢夏小淵 45
 フランシスコ・ザビエル 84
 振姫(伊達忠宗夫人) 207
 ブリューネ 40
 古内主膳 68
 古内村 246, 248
 古街道⇄中山道をも見よ
 古街道 100
 古川耕土 343
 古川市 341, 345, 346
 古川市史(古川市編) 342
 古川市民歌 343
 古川町 340
 古材木受取方〔若林御家〕わかばやしおいえ 204
 ふるさと(東京城北宮城県人会) 9
 ふるさと再見(読売新聞東北総局編)345
 フロイス人 45
 プロシヤ 42, 47
 分割知行 249
 文久二年鬼首村取締長蔵文書 137
 文久二年御用触留帳 21
 文芸東北(文芸東北社刊) 86
 分国法(大名法) 82
 豊後沼ふんご 32
 文書による郷土的なレファレンス質
 間に対する回答事例(仙台市民図
 書館編) 95
 文靖夫人(伊達慶邦夫人) 278
 ベアト・ルイス・ソテロ伝(ロレ
 ンスベレス著, 野間一清訳) 215
 米価(累年) 176~177
 米価の変遷(久原保秀著) 177

- 平土 117
- 平姓国分系図(佐久間洞巖編) 248
- 平姓国分系図別本(古内氏蔵) 248
- 別業 297
- 別当 183
- 別当寺(別当院, 神宮寺) 243, 245
- 部屋住 108
- 偏諱へんぎ(片名, 偏名) 117, 181
- ほ
- 傍院塔頭たつちゅう 238
- 方銀 80
- 方言(藤原 勉著) 256, 307, 309, 354, 355
- 方言民俗語彙(藤原 勉著) 256, 271
- 封内土産考(里見藤左衛門著) 337, 347, 359
- 奉書 161
- 北条時頼 10
- 望城館 98
- 坊主 288
- 鳳泉隨筆(作並清亮著) 168, 169
- 宝蔵院 244
- 封内風土記(田辺希文著) 55, 57, 58, 59, 192, 194, 238, 246, 247, 250, 254, 265, 276, 300, 362, 363, 366
- 法楽院 251
- 法蓮寺 245
- 菩薩 184
- 星恂太郎 303, 305, 306
- 星恂太郎碑 303, 305
- 楯ほし 115
- 楯粥 196
- 保春院→御東をも見よ
- 保春院 108, 245, 313, 324, 325, 328, 336
- 保春院(保春院前丁) 174, 336
- 保春夫人→保春院を見よ
- 保寿寺 18, 252
- 戊辰戦争 42, 47, 123, 151, 234, 235, 236
- 戊辰戦争の分析(遠藤進之助著) 46
- 戊辰敗戦 314
- 保正→大肝入をも見よ
- 保正 7, 8
- 細谷十太夫 117, 201
- 細谷直英→細谷十太夫を見よ
- 牡丹紋 72, 74, 75
- 法華林 70
- 法心ほっしん 10~13
- 法身窟ほっしん 11
- 堀田正敦 50, 314
- 北方史入門(吉田武三著) 310
- 最手ほて 131
- 仏の原(近松門左衛門作) 307, 309
- 早苗鳥伊達聞書(河竹黙阿弥作) 240, 241
- 保土原左近行藤入道江南斎 220
- 炎の時代(大池唯雄著) 110
- 焰の舞(真山青果著) 111
- 歩兵第五聯隊雪中行軍(明治35) 141
- 歩兵第五聯隊雪中行軍参加者(宮城 県出身) 141, 144~145

- 歩兵第三十一聯隊の雪中行軍 143 176~177
- 歩兵第四聯隊 204 前谷地 233, 256, 257
- 堀内敬三 104 真壁左衛門尉常明 10
- 滅び行く伝説口碑を求めて(富田広
重著) 209 真壁平四郎→^{ほつしん}法心を見よ
- ^{ほんなみ}本阿弥光孫 140 牧野鋭橋 46
- 本食い蟲五拾年(常盤雄五郎著) 2, 幕紋 212, 213 99
16, 18, 36, 37, 79, 89
- 本家 230 鮪^{まぐろ} 359~360
- ^{ほんげ}凡下御扶持人(凡下扶持人) 79, 81, 政岡 20
286, 288
- 本検地帳 230 政宗記(伊達成実著) 170, 325,
330, 332
- 本郷国包⇨^{くにかん}国包, 仁沢国包, 山城大 政宗公記家記録引証記 173, 331
椽藤原国包, 用恵国包をも見よ
- 本郷国包 139 政宗に睨まれた二人の老将(紫桃正
隆著) 299, 329
- 本郷徳治 133 増田村 58
- 本郷徳久 133 罾淵村 258, 260
- 本光院(伊達斉宗側室) 278 ^{まち}町 223
- 本石米 346 松井梅屋 278
- 本初子午線 290, 292 松井溶々⇨^{きよ}きよ女をも見よ
- 本線北区 129 松井溶々 278
- 本線南区 129 松岩村 125
- 本地仏 183 松右衛門帆 217, 226, 227
- 本田・本畑 230 松奥州→伊達政宗を見よ
- 梵天丸→伊達政宗を見よ 松尾芭蕉 91, 92, 355, 356
- 本百姓⇨表百姓, 人頭をも見よ 松川達磨 132
- 本百姓 229, 230, 240 松川豊之進 132, 133
- 本帆 216, 218 松倉 恂 122, 123
- 本間外衛 42 松ヶ崎 30
- 松島 26, 45
- 松島(小倉 博著) 53
- 松島金石誌(鈴木寅之助著) 71
- 松島公園経営報告書(宮城県内務部

- 編) 27
- 松島公園総合整備事業(明治44～
大正4) 26
- 松島侍従豊臣氏郷→蒲生氏郷を見よ
- 松島四大観 277
- 松島拾翠(瑞巖寺編) 13
- 松島巡覧記(相原友直著) 13
- 松島勝譜(作並清亮著) 171
- 松島大観(山下重民著) 153, 157
- 松島天台記 13
- 松島町誌第2版(松島町編) 27, 54,
316
- 松島眺望集 14
- 松島パークホテル 25, 26
- 松平越州大守羽林藤原朝臣忠宗公
→伊達忠宗をも見よ
- 松平越州大守羽林藤原朝臣忠宗公 333,
336
- 松平容保^{かたもり} 39
- 松平亀千代→伊達綱村を見よ
- 松平友三郎 318
- 松平正直 122, 123
- 松平陸奥守→伊達政宗を見よ
- 松焚祭→どんと祭をも見よ
- 松焚祭 268
- 松の井御殿 40
- 松の実(宮城県第二女子高等学校) 124
- 松林飯山 234
- 松林編也齋 30, 31
- 松陸奥守→伊達政宗を見よ
- 松森村 246, 248
- 松本要人^{かなめ} 303, 304
- 松本奎堂 234
- 松山(志田郡) 64
- 松山収容所 97
- 間連^{まつら} 217
- 祭り風土記(宮尾しげを著) 31
- 間所^{まどろみ} 207
- 真幡東安 92, 93
- 豆ひき唄 54
- 真山式部 64
- 真山青果 111～112, 124,
134, 135
- 真山青果全集 111, 112, 114,
134, 135
- 真山青果年譜(筑摩書房版現代日本
文学全集第8巻及び現代日本文学
大系第21巻の内) 114
- 真山青果文学碑 113
- 真山美保 112
- 丸森 174
- 丸山権太左衛門 131
- 万海上人 193
- 満願寺 184, 252
- 饅頭屋本節用集^{まつちゆうしゅう} 307, 308
- 万寿寺 30, 71, 76, 276,
277
- 万寿寺殿(伊達綱村夫人稲葉氏仙姫)
→仙姫をも見よ
- 万寿寺殿 70, 72, 278
- 満勝寺 73, 246
- 満蔵寺 253
- 曼荼羅^{まんぢら} 183
- 萬日堂 305
- 満福賢聖院 185
- 万葉仮名 195

万葉集 99, 127, 157, 192,
195

み

三浦^{げんや}乾也 47
三色^{みうろし}吉邑 320, 321, 322
三^{みかみね}神峯 156
美^みざま 162
三沢初子 20, 71, 75
水沢 161
水沢市史(水沢市編) 327
ミス仙台(西条八十詞小関裕而曲) 154
水呑 229, 230
水速^{みつはのめぐみこと}女命(弥都波能壳神) 320
三滝不動⇨不動堂(新伝馬町)をも
見よ
三滝不動 186
みちのくの大量産金 123
みちのくの歴史(平重道著) 299
みちのく歴史物語—米沢を中心に—
(田宮友亀雄著) 327
密航船水安丸(新田次郎著) 261
三^{みつびりょう}引岡 72, 73
緑の故里七つ森を語る(黒崎若斗著)
272, 275
皆鶴姫伝説 124
水^{みなと}門神社(湊明神, 名取川水門神社) 57
南鍛冶町 297
南小泉 111, 114, 199
南小泉鍛冶屋敷 139
南小泉古城 297
南小泉村(真山青果著) 112, 347

南館(山形南沼原) 174
南目村 45
南町 162
南町大火(大正8) 133, 185
南町通 29, 167, 185
南町通の道路幅 167
南鷲巢山(文珠山) 185
源 義家 186, 269
源 頼義 186, 269
源 頼朝 173, 186, 347
嶺八兵衛 185
宮城英学校 122
宮城学院七十年史 152
宮城学院中・高等学校紀要 124
宮城監獄 201
宮城刑務所⇨宮城集治監をも見よ
宮城刑務所 122, 198
宮城刑務所沿革誌(宮城刑務所編)
200, 201, 317
宮城刑務所設置事情史(山田野理
夫著) 198
宮城刑務所と若林城(三原良吉著) 317
宮城刑務所内の臥龍梅 315, 317
宮城広土 340
宮城護国神社⇨宮城神社をも見よ
宮城護国神社 96
宮城師範学校(官立) 110
宮城師範学校(県立→国立) 156
宮城集治監⇨宮城刑務所をも見よ
宮城集治監 198~200
宮城集治監六角塔⇨六角大学をも見よ
宮城集治監六角塔 198~199
宮城女学校〔現宮城学院〕 152

- 宮城女学校五十年史 152
- 宮城人(朝日新聞仙台支局編) 152, 233, 261
- 宮城神社⇨宮城護国神社をも見よ
- 宮城神社 90, 96
- 宮城人物見立(明治15) 265
- 宮城水力紡績製糸株式会社⇨宮城紡績株式会社, 宮城紡績電燈株式会社をも見よ
- 宮城水力紡績製糸株式会社 23
- 宮城青年師範学校 156
- 宮城町誌(宮城町編) 175
- 宮城時亮 359, 361
- 宮城野(斎 洛花著) 153
- 宮城野いてふ道 45
- 宮城野の萩〔みやぎのはぎとは別〕 99
- みやぎの観光要覧(宮城県編) 209, 304
- みやぎの散歩道(宮城県編) 365
- 宮城の伝承(宮城県教育委員会編) 59
- 宮城の伝説(佐々木徳夫等著) 322
- みやぎのはぎ〔宮城野の萩とは別〕 99, 100, 184
- みやぎの萩(小原 伸著) 100
- 宮城野原 45, 96
- 宮城野原捕虜収容所 98
- 宮城百年(毎日新聞社編) 95, 98
- 宮城紡績株式会社⇨宮城水力紡績製糸株式会社, 宮城紡績電燈株式会社をも見よ
- 宮城紡績株式会社 22, 97
- 宮城紡績電燈株式会社⇨宮城水力紡績製糸株式会社, 宮城紡績株式会社をも見よ
- 宮城紡績電燈株式会社 23
- 宮城名数(矢島玄亮著) 256
- 宮城郡 127, 161
- 宮城郡虚空蔵城(虚空蔵楯) 183
- 宮城郡国分沖通 248
- 宮城郡国分浜方 248
- 宮城郡国分山根通 246, 248
- 宮城郡国分陸方 248
- 宮城郡誌(宮城郡教育会編) 54, 167, 246, 247, 278, 339
- 宮城郡七北田村字荒巻耕地整理組合 56
- 宮城県 103
- 宮城県-新風土記-(岩波書店編) 341
- 宮城県一市四郡四民便覧(新井小十郎等著) 21
- 宮城県各村字調書(宮城県調) 59, 152, 362, 366
- 宮城県観光便覧(宮城県編) 364
- 宮城県監獄署 201
- 宮城県議会史 205
- 宮城県教育委員会 103
- 宮城県教育会 103
- 宮城県教育百年史(宮城県教育委員会編) 106, 233, 346
- 宮城県郷土史年表(菊地勝之助編) 63, 70, 79, 232, 281, 287, 299, 333
- 宮城県郷土読本(宮城県教育会編) 340
- 宮城県公安委員会 101
- 宮城県気象災異年表(仙台管区気象台編) 28
- 宮城県史(宮城県編) 18, 19, 27,

- 54, 55, 57, 61, 67, 93,
95, 98, 132, 135, 149,
150, 152, 172, 186, 209,
211, 218, 222, 232, 248,
250, 291, 293, 315, 316,
318, 321, 322, 326, 332,
341, 364, 365
- 宮城県誌（宮城県教育会中央部会編）
338
- さんしゅう
刪修宮城県誌（宮城県教育会編） 338
- 宮城県史蹟名勝天然記念物調査報告
（宮城県史蹟名勝天然記念物調査
会編） 210
- 宮城県市町村要覧（宮城県編） 225
- 宮城県女子師範学校 124
- 宮城県女子専門学校 156
- 宮城県書籍館しよじかくかん⇒宮城県図書館をも見よ
- 宮城県書籍館 111
- 宮城県人（宮城県人社） 135
- 宮城県神社名鑑（宮城県神社庁編） 321,
322
- 宮城県尋常中学校⇒宮城県仙台第一
中学校をも見よ
- 宮城県尋常中学校 24, 110, 124
- 宮城県新長期総合計画（宮城県） 346
- 宮城県スポーツセンター 29
- 宮城県仙台第一中学校⇒宮城県尋常
中学校をも見よ
- 宮城県仙台第一中学校 292, 293
- 宮城県仙台第二中学校 38
- 宮城県第二高等女学校⇒宮城県第二
女子高等学校をも見よ
- 宮城県第二高等女学校 24, 124
- 宮城県第二女子高等学校⇒宮城県第
二高等女学校をも見よ
- 宮城県第二女子高等学校 124
- 宮城県地誌提要（宮城県師範学校編）
338
- 宮城県地名考（菊地勝之助著） 59,
119, 247, 365
- 宮城県通史（清水東四郎著） 117,
299, 332
- 宮城県図書館⇒宮城県書籍館をも見よ
- 宮城県図書館 110
- 宮城県農工銀行 285
- 宮城県の地質案内（宮城県高等学校
理科研究会地学部会編） 364, 367
- 宮城県の文化財（宮城県教育委員会
編） 317
- 宮城県の歴史（高橋富雄著） 47, 203
- 宮城県仏教史（佐々久著） 13, 182,
186
- 宮城県文化史年表（矢島玄亮編） 233
- 宮城県文化財保護協会 124
- 宮城県民歌（戦後の） 106
- 宮城県民歌（戦前の） 102～103
- 宮城県名勝地誌（宮城県教育会編） 340
- 宮城県例規 102
- 都のつと苞（僧宗久著） 99, 360
- 宮床 172, 174
- 宮床伊達氏 66
- 宮脇通 56
- 苗字帯刀 229, 232
- 三善きよゆき清行 173
- 三好しげおみ重臣 204, 205, 208
- 弥勒みろく院 195

民衆憲法の創造（色川大吉等著） 152
 民俗学辞典（民俗学研究所編） 122

村役 232
 村役人 229, 231

む

無畏山窳峯寺由来記 228
 向小田原 276
 向山 153, 185
 向山越路こえじ 123
 向井流（水練） 293
 昔から今にいたる宮城県に関する名
 数（矢島玄亮等編） 31, 256
 無尽燈 70
 無人の村 246
 無席大名 197
 無高名子 230
 ムツ 360
 陸奥按察使あさち 123
 陸奥郡郷考（関元龍著） 360
 陸奥国分寺 30
 陸奥国五か国に分割 142
 陸奥国小田郡おだごうり 123
 陸奥国少田郡おだごうり黄金山神社考（沖安
 海著） 123
 陸奥国遠田郡小田郡沿革考（大槻文
 彦著） 123
 陸奥の吹雪（落合直文詞） 141, 187
 村岡典嗣つねつぐ 282
 村中孝次 164, 165
 村田親重 82
 村田町史（村田町編） 326
 村松文三⇨青狂をも見よ
 村松文三 109, 110

め

明治建築案内（菊池重郎著） 201
 明治初年の宮城教育（宇野量介著） 233
 明治人物逸話辞典（森銚三編） 109,
 111
 明治製菓仙台売店 163
 明治・大正の電燈料 25
 明治天皇聖蹟志（宮城県編） 95
 明治天皇東北御巡幸 263, 310,
 311
 明治文学全集35（筑摩書房） 67
 明治の建て物（河北新報クリッピン
 グ） 97, 201
 明治の文化（色川大吉著） 152
 明治の洋風建築-宮城県（小倉強
 著） 97, 199, 202
 名人忌辰録（関根只誠編） 89
 名数みやぎ郷土小事典（菊地勝之助
 編） 30, 31, 75, 256
 冥想の松⇨一本松、樗牛の松、天神
 松をも見よ
 冥想の松 208~210
 「冥想の松」の呼称の文献初出 209
 冥想の松の碑 209, 210
 冥想の松の碑（思い出の土井晩翠先
 生〔成田正毅著〕の内） 211
 伽羅先代萩めいばくせんだいほぎ 241
 めぐり〔御小人の配下〕 220
 召出めしだし 117, 212, 214, 288

- 召出一番座 214
 召出二番座 214
 目付 197, 220, 287, 289
 目で見る気仙沼の歴史(気仙沼ライ
 オンズクラブ編) 365
 目で見る仙台の歴史(仙台市史図録
 編纂委員会編) 95, 202, 204,
 267
 メルカトル投影法 291
 面徳(高橋徳太郎) 132, 133
 面徳達磨 133

 も

 茂市 29
 茂市ヶ坂 29
 蒙古の碑(東北大植物園内) 194
 茂ヶ崎 30, 70, 192, 238
 茂ヶ崎耕土 347
 最上氏系譜 325
 最上氏廃絶 174
 最上氏義姫⇨御東, 保春院, 最上夫
 人, 義姫をも見よ
 最上氏義姫 173, 174
 最上徳内 227
 最上夫人⇨御東, 保春院, 最上氏義
 姫, 義姫をも見よ
 最上夫人 324
 最上義光よしあき 173, 323~331
 最上義守 173, 322, 324,
 325, 326
 本木観音 253, 255
 元虚空蔵⇨経が峯をも見よ

 元虚空蔵 183
 元寺小路⇨寺小路をも見よ
 元寺小路 192
 元町⇨しもぐま下草をも見よ
 元町 166
 元柳町 52, 185
 本柳町公園⇨西公園をも見よ
 本柳町公園 51, 52
 本吉郡 124
 本吉郡誌(本吉郡町村長会編) 126
 茂庭定元 64
 茂庭(鬼庭)氏家系 64
 茂庭綱元 64, 65, 219
 茂庭良直(周防, 入道左月斎) 64, 65
 茂庭良元 64
 ものがたり東北本線史(日本国有鉄
 道仙台駐在理事室編) 130
ものなり物成 59, 61
 縦ノ木は残った(山本周五郎著) 19,
 62, 63
 縦ノ木は残った文学碑(船岡) 63
ももよ百代の里 254
 森川許六 92, 93, 356
 森の市⇨森の都, もりの都をも見よ
 森の市 154, 157
 森の都⇨森の市, 都の都をも見よ
 森の都 153~155
 都の都⇨森の市, 森の都をも見よ
 都の都 153~155
 都の都仙台市の街路樹(八巻芳夫著)
 153, 155
 都の都の環境をつくる条例 155, 277
 都の都名木・古木(仙台市公園協会

編) 209, 319
 文珠 182, 184
 文珠堂(茶屋町) 182, 185
 文徳実録 240, 242
 門閥→一門, 御連枝, 御客大名, 御
 歴々, 歴々, 一家, 準一家, 一族
 をも見よ
 門閥 213, 285, 288
 文目(匂) 22

や

屋形様 60, 61
 館様造船模様 215, 217
 野干小路 29
 薬師堂准胝観音堂 91
 櫓下 267
 櫓下四郎→しろばかをも見よ
 櫓下四郎 265~267
 屋敷間数定書→屋敷間数ノ定書を見よ
 屋敷間数ノ定書 153, 155
 やしゃご 190
 屋代庄 180
 安田竹之輔 108
 保田光則 366
 矢子城(米沢) 325
 矢田部良吉 295
 谷地小路(東十番丁) 30
 ヤツ 360
 八塚 29, 238, 240, 278
 八房梅 315, 316
 梁川星巖 110
 柳町 30, 185

柳町通 29
 弥帆 216, 218
 やまい送り 270~275
 山形県史(山形県内務部編) 329,
 331
 やまがたの峠(読売新聞山形支局編)
 328
 山形の歴史(山形大学附属博物館編)
 324
 山口内記重如 243
 山城大掾藤原国包→国包, 本郷国包
 をも見よ
 山城大掾藤原国包 138, 139
 山添喜三郎 96, 97
 山田孝雄 90
 山田孝雄碑 90
 山田孝雄記念碑建設期成会 90, 91
 大和本草(貝原益軒著) 99
 山路愛山 67
 山中寛助→小笠原老岐守を見よ
 山梨勝之進 124
 山内耕烟 234
 矢本町 257
 槍の玉虫家 107
 八幡村(胆沢郡) 186, 269
 八幡村(遠田郡) 186
 山家豊三郎 319
 ヤン・レツル 25

ゆ

雄山公〔3代綱宗〕治家記録 65,
 116, 183

- 祐善寺 253
 裕天寺(東京都目黒区) 233, 234
 有備館 87
 悠紀方^{ゆきがた} 192, 196
 雪形六出の構え 198
 雪薄紋 72, 75
 遊佐木斎 17
 弓ノ町 29
 閑^{ゆり}(桃生町) 58
 閑上 57~58
 閑上町 58
 閑上町誌(閑上町編) 59
 湊上浜^{ゆりあげ} 57
 閑上風土記(閑上郷土史研究会編) 57,
 59
 閑前^{ゆるきまえ}(桃生町) 58
- よ
- 用恵国包⇨国包, 本郷国包, 仁沢国
 包, 山城大掾藤原国包をも見よ
 用恵国包 138, 139
 養賢堂 16, 110, 171, 205,
 236, 285~288
 養賢堂学頭 286, 287
 養賢堂学頭添役 286, 288
 養賢堂川内支校⇨川内小学校, 小養,
 振徳館をも見よ
 養賢堂川内支校 285~287
 養賢堂指南頭取 108
 養賢堂版 17
 養賢堂版の版木類 17, 18
 陽山寺(牡鹿町) 362
- 養種園 113, 115
 揚守敬 234
 陽徳院 140, 245
 好字^{よきな} 297, 301
 横尾東作 39, 40, 45, 107
 横尾東作翁伝(河東田経清著) 39, 41
 横丁⇨大広丁, 片平丁, 大名小路を
 も見よ
 横丁 31
 横綱 130, 131
 横目 220
 与謝野鉄幹 144
 吉江三郎 260
 吉岡(黒川郡) 166
 義経伝説 124
 吉田川 127
 吉田笹 74
 吉田松陰 110, 286, 288
 吉田伊達家 74
 吉田東伍 118
 義姫⇨御東, 保春院, 最上氏義姫,
 最上夫人をも見よ
 義姫 325, 327
 義姫帰仙 174
 義姫の虎哉宛帰仙周旋方依頼の書簡
 174
 ヨツ 360
 四谷堰 71
 澁川 33
 澁の木場 320
 澁町 29
 ヨナ抜キ 144, 187~189
 米川十右衛門 47

米川村 258
 米沢 185, 192
 米沢市史(米沢市編) 326
 米沢城 313, 314
 米沢館山城 313
 米沢八幡⇨大崎八幡, 遠八幡をも見よ
 米沢八幡 186
 米沢成島八幡なるしま 186, 269
 米沢風土記(米沢市編) 327
 呼び捨て〔様・殿〕 162
 與兵衛沼(與兵衛堤) 276~279
 與兵衛沼水神碑 276
 読本よみほん 275
 四穀町 221
 四条通 56
 四代治家記録 65

ら

ライオン島⇨及甚島をも見よ
 ライオン島 259
 頼山陽 89
 頼三樹三郎 110, 348
 雷神山古墳 345
 ライスト 41
 ライスネル 42, 45
 来孫 190
 ライダー少将 26
 楽山公〔13代伊達慶邦〕 286
 楽山公治家記録 65
 蘭学局 18
 蘭溪道隆 10, 12
 乱舞 198

り

陸羽六県 176
 陸前国各村調書(宮城県調) 247
 陸前の年中行事(東北民俗の会編) 273
 陸前北部の民俗(和歌森太郎編) 54
 六韜りくようさんりやく三略 124, 125
 李克用 331
 里正 7
 六華りっか 199
 六国史 242
 律令制 181
 利府耕土 337, 339
 利府村誌(利府村編) 275
 リヤブノフ中将 98
 龍(石川善助詩誌) 163
 流域をたどる歴史(豊田武等編) 265
 龍雲院 5, 309
 龍山公〔12代齊邦〕治家記録 65
 龍宝寺 186, 245, 269
 龍宝寺法宝蔵 269
 龍宝荘 56
 良覚院丁 271
 兩桅船りょうき 216, 218
 令外の官(令外)りょうげ 181
 領主 60, 61
 兩全院 253
 兩足山大年寺⇨大年寺をも見よりょうしゅう
 兩足山大年寺 70
 令の官 181
 兩、分、朱 79, 81
 緑兵 303, 306
 緑化の宮城行幸啓誌(宮城県編) 27

麟經堂 234, 235, 236
 林 恒一 350, 351, 352
 林鐘 351, 352
 輪王寺 100, 152, 159, 246,
 251

輪王寺宮公現法親王→公現法親王,

北白川宮能久親王をも見よ

輪王寺宮公現法親王 46, 47, 245

る

留守居 196

留守家旧家臣名簿(樋口正文解説) 160

留守政景 66, 161

れ

隷属農民 231

曆面裡書(宮城町誌の内) 177

曆法の初め 120

歴々→御歴々, 大家, 三席, 一家,

準一家, 一族をも見よ

歴々 212, 213

レジャーセンター 29

連坊小路 30

連坊小路物語(田村 昭著) 31

ろ

臘月 350

老中 197

ローマ 217

六観音 254

六号国道(現国道4号線) 94

六郷堀 200

六郷村 146, 341, 345

六条通 56

六代治家記録 65, 171

六角大学→宮城集治監の六角塔をも

見よ

六角大学 199

ロッジュ 40

六人の奉行衆心得可申書出^{ことろえもうすべきかさだし} 64

増補六無齋遺草(林 次郎編) 4,

310, 311

六無齋遺墨(伊勢齋助編) 4

増補六無齋遺墨考証(鈴木省三著) 4

増補六無齋全集(今泉篁洲編) 6

六無齋全書(大槻修二編) 311

鹿門岡千仞の生涯(宇野量介著) 233,

237

鹿門先生碑(岡 濯撰文) 233, 234

論語 126

龍動^{ロンドン} 310, 311

わ

伊達政宗〔我公〕 218

我国最初の産金地(小野田匡高著) 123

わが仙台(仙台市教育会編) 154,

340

若林 297~301

少林^{わかばやし} 297, 300

若林御藏炎上 230

若林御家撥方^{はねかた} 204

若林米蔵 116

- 若林城址 200
- 若林所々御普請之覚 297, 301
- 若林の地名について(菊地勝之助著)
299
- 若林普請許可書 297, 301
- 若林古城 198, 199
- 若林屋敷 297
- 若林館(若林御屋形) 297
- 若林靖亭 278
- わが古川(菅原朝歌人著) 336,
339, 347
- 若松(会津) 297~299
- 若松市史(若松市編) 298, 299,
302
- 若松の森(近江国蒲生郡) 298, 299
- 若柳町 258, 340, 341, 342,
345
- 若柳町史(若柳町編) 177
- 涌谷 158
- 涌谷町史(涌谷町編) 333
- 若生文十郎 108
- わしが国さ(仙台協賛会) 37, 171,
267, 399
- 忘れられた元日銀総裁—富田鉄之助
伝—(吉野俊彦著) 24
- 和船の海(小山亀蔵著) 54
- 和田因幡為頼 230
- 私村⇨かくし村, 公儀書上なき村,
端郷をも見よ
- 私村 58, 248
- わたしたちの金成町(金成町教育委
員会編) 345
- 渡辺龍聖 295
- 亙理^{すずむ} 晋 150
- 亙理郡 338
- 和淵村 257
- わみようるいじゆしやう 和名類聚抄(和名抄。源 順編) みなもとのしたがう 117
- 和名類聚抄郷名考(池辺 弥著) 119
- 和名類聚抄郡郷里駅名考証(池辺
弥著) 119
- わらじ 草鞋塚(染緒塚, あやめ塚) 91
- わらじ村長⇨鎌田三之助をも見よ
- わらじ村長 126
- 草鞋村長鎌田三之助(本間楽観著) 127

要説 宮城の郷土誌 定価 2,300円

昭和55年3月31日 文書による郷土的なレファレンス
質問に対する回答事例第一(非売品) 発行

昭和58年10月10日 復刻発行

編集 仙台市民図書館 編者 種部金蔵
仙台市桜ヶ岡公園3番1号 TEL(01)1585(代表)

発行所 宝文堂出版販売株式会社
仙台市卸町二丁目12番6号(〒983)

発売所 株式会社 宝文堂
仙台市中央二丁目4番6号(〒980)
TEL(02)4181番(代表)

印刷所 針生印刷株式会社 TEL 099 5011番

